

# 経済制度の補完性と経済調整の安定性 との関連の研究

Institutional Complementarity and Macro-economic Stability  
(13430002)

平成13年度～平成15年度科学研究費補助金（基盤研究(B)(1)）研究成果報告書

平成16年4月

研究代表者 宇仁 宏幸  
(京都大学大学院経済学研究科教授)

## 目次

はしがき		1
序章	宇仁 宏幸	9
<b>第1部 雇用・賃金制度と金融制度の補完性とマクロ経済的安定性</b>		
第1章 制度的補完性とマクロ経済的安定性	宇仁 宏幸	15
第2章 金融不安定性と制度的動学 ——ミンスキーの資本主義経済像——	鍋島 直樹	33
第3章 労働市場の制度的調整とマクロ経済の安定性との関連	藤田 真哉	49
第4章 90年代日本の利潤圧縮 ——カレツキアンの観点から——	池田 毅	65
第5章 制度的補完性とマクロ経済的安定性の観点からみた韓国の金融危機	梁 峻豪	83
<b>第2部 通貨制度の社会的安定性の諸条件</b>		
第6章 通貨制度の調整機能と安定性条件 ——貨幣・中央銀行制度・国際通貨制度——	坂口 明義	107
第7章 米軍占領下における通貨切替が沖縄経済社会に及ぼした影響について ——通貨制度の変更が経済社会の安定性に及ぼす影響に関する一考察——	清水 和巳	129
第8章 方法としてのアシニャ	大田 一廣	161

### 第3部 企業システムの進化と制度的補完性

第9章 企業組織への制度論アプローチ ——ダイコトミーを超えて——	磯谷 明德	175
第10章 企業システムの進化 ——自動車産業の事例——	清水 耕一	205

### 第4部 制度的補完性をめぐる経済と政治

第11章 知識集約的資本主義への転換期における国家・ガバナンス・雇用政策	若森 章孝	237
第12章 政治的・経済的蓄積の構造と制度的調整 ——課税・財政制度を介した社会的調整分析に向けて——	中原 隆幸	247
第13章 市場経済と社会民主主義 ——戦後日本の場合——	八木紀一郎	281

## は し が き

本研究は、ほぼ同じメンバーによる過去の共同研究『制度の政治経済学の体系化』（平成8年度～平成10年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)、研究代表者、八木紀一郎、研究経費、6200千円）を発展させようとするものである。この過去の研究では、主として理論的なアプローチを用いて制度の形成メカニズムや存立メカニズムを分析した。とくに存立メカニズムに関していえば、諸経済主体の意思決定や行動の領域であるマイクロ世界と、個人の意図を越えた諸現象が展開するマクロ世界をつなぐ役割を、制度が果たしている点が強調された。このような理論的な成果をふまえて、実証的アプローチを用いて現実の諸制度を分析しようという考えが、研究終了後、一部の研究分担者の間で生まれた。

幸いなことに2000年秋に文部省へ申請した科学研究費研究計画が採択され、2001年の初夏から3年間にわたる共同研究がはじまった。その成果をまとめたものが、この報告書である。この研究では、雇用・賃金制度、貨幣・金融制度、企業・労使関係制度、国家・財政制度、をとりあげ、これらの諸制度の補完的構造が、どのようにマクロ経済レベルや社会レベルの安定性と結びついているかを分析した。従来の研究では、制度補完性がマクロ経済に及ぼすプラス効果の静学的な分析が主であった。つまり諸制度の存在を所与として、この既存の諸制度が相互強化を通じて、どのようにしてマクロ経済的好パフォーマンスをもたらすかが主として研究された。上記の研究課題では、このような静学的研究だけでなく、補完的制度の一部が変化したときに、マクロ経済にどのような影響が現れるかについても研究した。

本研究と関連する国内外の研究としては、青木昌彦・奥野正寛らによる比較制度分析、D. Soskiceらの「資本主義の多様性アプローチ」、R. Boyerらの「レギュレーション・アプローチ」がある。これらの諸研究は、近年、多くの成果を生み出し、経済学の新たな潮流として急速に発展している。これらの諸研究と問題関心を共有するわたしたちも、本研究を通じて、とくに動学的側面においていくつかの新たな知見を導くことができ、この経済学の新たな潮流の発展に寄与するができた。わたしたちは今後も、本研究でめざした目標をさらに追求し続けるつもりである。最後に、この3年間、私たちの研究グループに助成を与えられたことに対して、文部科学省に感謝の意を表しておきたい。

2004年3月24日

研究代表者 宇仁 宏幸

平成13年度～平成15年度科学研究費補助金（基盤研究(B)(1)）

経済制度の補完性と経済調整の安定性との関連の研究

1. 研究組織

- 研究代表者： 宇仁 宏幸（京都大学大学院経済学研究科・教授）  
研究分担者： 八木紀一郎（京都大学大学院経済学研究科・教授）  
若森 章孝（関西大学経済学部・教授）  
大田 一廣（阪南大学経済学部・教授）  
清水 耕一（岡山大学経済学部・教授）  
植村 博恭（横浜国立大学大学院国際社会科学研究所・教授）  
磯谷 明德（九州大学大学院経済学研究科・助教授）  
坂口 明義（東北学院大学経済学部・助教授）  
清水 和巳（早稲田大学政治経済学部・助教授）  
鍋島 直樹（富山大学経済学部・助教授）  
中原 隆幸（四天王寺国際仏教大学人文学部・講師）  
池田 毅（阪南大学経済学部・助教授）  
研究協力者： 梁 峻豪（京都大学大学院経済学研究科）  
藤田 真哉（京都大学大学院経済学研究科）

2. 研究経費

平成13年度	1,700 千円
平成14年度	1,500 千円
平成15年度	2,000 千円
計	5,200 千円

3. 研究発表

(1) 学会誌等

- 宇仁宏幸(UNI Hiroyuki) 「日本経済の不安定化とジェンダー構造」、竹中恵美子編『労働とジェンダー』明石書店、pp.55-73、2001年。  
—— 「日本経済の低成長の原因 - 産業と雇用の構造変化の国際比較による分析」、『経済理論学会年報誌』第39集、pp.167-182、2002年。  
—— 「バブル崩壊後の日本、スウェーデン、ノルウェーの比較」、『経済理論学会年報』

- 第 40 集、pp.19-30、2003 年。
- 「制度的補完性とマクロ経済的安定性」、『国際シンポジウム New Paradims of Political Economy in the Era of Globalization and Information Technology 報告集』、pp.169-181、2003 年。
- Uni Hiroyuki, Song Lei and Yang Jun-Ho "On exported -led growth in Korea and China - From a Kaldorian viewpoint", *Journal of Regional Studies*, Vol.11-1, pp.25-59, 2003.
- 宇仁宏幸・宋磊・梁峻豪「韓国と中国の輸出主導型成長 - カルドアの視点から、(1)、(2)」、『京都大学経済学会・経済論集』、(1)第 172 巻第 1 号、pp.1-20、(2)第 172 巻第 2 号、pp.77-94、2003 年。
- 八木紀一郎(YAGI Kiichiro) "The development of the market economy and the formation of voice", G. M. Hodgson et al eds., *Capitalism in Evolution*, Edward Elgar, pp.48-59, 2001.
- 「社会経済体制の進化と公共性」、佐々木毅・金泰昌編『公共哲学 10 21 世紀公共哲学の地平』東京大学出版会、pp.195-244、2002 年 7 月。
- 「制度経済学和市民社会論：社会状態和市場状態」、『浙江社会科学』109 期、pp.55-59、2003。(中国語)
- 「社会経済システムの変動図式とガバナンス」、『社会・経済システム』第 23 号、pp. 11-21、2002 年 10 月。
- 「進化経済学の現在」、阪上孝編『変異するダーウィニズム』京都大学学術出版会、pp.588-629、2003。
- (YAGI Kiichiro) "Schumpeter's view on social evolution, Economic Transformation and Evolutionary Theory of Schumpeter", *Center for Evolutionary Economics*, Moscow, pp. 65-79, 2003.
- 若森章孝(WAKAMIRI Fumitaka) 「多元的経済社会の可能性」、森岡孝二他編『21 世紀の経済社会を構想する』桜井書店、pp.142-154、2001 年 5 月。
- 「21 世紀国家論の焦点と国民国家のゆくえ」、『経済理論学会年報』第 40 集、pp.169-184、2003 年 9 月。
- 大田一廣(OTA Kazuhiro) 「現代社会システム論への一視角 - 意味と行為をめぐる断章」、『社会・経済システム』第 20 号、pp.122-127、2001 年 11 月。
- 清水耕一(SHIMIZU, Koichi) 「高度情報化時代の自動車組立職場-トヨタ自動車の事例」、尾高煌之助・都留康編『デジタル化時代の組織革新』有斐閣、pp.121 - 151、2001 年。
- 「企業システムの進化におけるバイファクションとイナーシア-自動車産業における事例、(I)、(II)」、『岡山大学経済学雑誌』、(I) 第 34 巻第 1 号、pp.1

- 15、2002年、(II)第34巻第2号、pp.19-36、2002年。
- 「フランス 35 時間労働法の性格と意義」、『藤村幸雄教授古稀記念論文集』（同志社大学『経済学論叢』第54巻第4号）、pp.32-66、2003年3月。
- 植村博恭(UEMURA Hiroyasu) 「制度分析と分配理論の再構築 - 剰余アプローチと Bowles-Gintis理論の統合」、佐藤良一編『市場経済の神話とその変革：「社会的なこと」の復権』法政大学出版局、pp.349-375、2003年3月。
- 磯谷明德(ISOGAI Akinori) "Reconsidering the Increasing Fluidity of Employment in the Japanese Labour Market", Research Project Group for Policy Evaluation in Kyushu University eds., *New Perspectives on Policy Planning and Analysis*, Kyushu University Press, pp.41-74, 2001.
- 「労働市場の流動化と雇用政策 - 国際比較の視点から」、九州大学経済学研究院政策評価研究会編著『政策分析 2001：比較政策論の視点から』九州大学出版会、pp.143-170、2001年。
- 「労働市場の流動化と『雇用戦略』」、九州大学経済学研究院・政策評価研究会編著『政策分析 2002：90年代の軌跡と今後の展望』九州大学出版会、pp.267-296、2002年。
- 「雇用システムの制度的多様性 - 理論と現実」、佐藤良一編著『市場経済の神話とその変革：「社会的なこと」の復権』法政大学出版局、pp.267-296、2003年。
- 「企業組織への契約論アプローチと組織論アプローチ- 知識・制度・組織能力」、Faculty of Economics, Kyushu University, *Discussion Paper Series*, No. 2003-5、pp.1-37、2003年。
- 「制度経済学のエッセンスは何か」、Faculty of Economics, Kyushu University, *Discussion Paper Series*, No.2003-7, pp.1-29, 2003年11月。
- 「制度とは何か」、Faculty of Economics, Kyushu University, *Discussion Paper Series*, No. 2004-1, pp.1-25, 2004年2月。
- 坂口明義(SAKAGUCHI Akiyoshi) 「貨幣信認と通貨システム - 貨幣論の諸概念を体系づける試み」、『進化経済学会論集』第6集、pp.1-10、2002年。
- 「『社会制度としての貨幣』論とユーロ - R. ガットマンの所説について -」、『東北学院大学論集（経済学）』第154号、pp.89-112、2003年12月。
- 清水和己(SHIMIZU Kazumi) 「Fr. ペルーにおける経済社会の再生産装置とその配置について」、早稲田大学政治経済学会『早稲田政治経済学雑誌』第349号、pp.234-255、2002年1月。
- 「合理的経済人仮説の終焉 - 進化と制度生成の視点から」、佐藤良一編著『市場経済の神話とその変革 - 「社会的なこと」の復権 - 』法政大学出版局、pp.3-34、2003年3月。

—— ”AFTA and Asian Integration - A Step toward the “Globalization” or a “Regional Trading Block”? - ”, *Os Impasses da Globalização : Hegemonia e contra-hegemonia* (vol.2), Editoria PUC-Rio, 2004, forthcoming.

—— ‘On “Comparative Institutional Analysis” of the Genesis of Institutions-A Critical View’, *Journal of International Economic Studies*, no.18, 2004, forthcoming.

鍋島直樹(NABESHIMA Naoki) 「国家・市場・権力へのエージェンシー理論的接近：アメリカ・ラディカル派経済学の転回」、『経済理論学会年報』第38集、pp.167-182、2001年。

—— 「金融不安定性と制度的動学：ミンスキーの資本主義経済像」、『富大経済論集』第49巻第1号、pp.115-140、2003年。

中原隆幸(NAKAHARA Takayuki) 「レギュラシオン・アプローチにおける国家論の射程 - ブルーノ・テレの理論を中心に - 」、『四天王寺国際仏教大学紀要』人文社会学部第43号、pp.55-80、2003年3月。

—— 「課税の正統性とは何か - 課税・財政制度を介した社会的レギュラシオンの可能性 - 」、季刊『環』別冊第7号、藤原書店、pp.182-189、2003年11月30日。

池田毅(IKEDA Tsuyoshi) ”Neoclassical vs. Keynesian' in Macroeconomic Policy Issues: A Reflection on Recent Cases against Keyensian Policies”, *New Perspectives on Policy Planning and Analysis*, Kyushu University Press, pp.227-245, 2001.

—— 「再考:マクロ分配理論 - 人的資本理論批判の視点から」、『政策分析2001 - 比較政策論の視点から』九州大学出版会、pp.219-233、九州大学出版会、2001年。

—— 「マクロ経済政策と所得分配 - 不完全競争の観点から」、『政策分析2002-90年代以降の軌跡と今後の展望』九州大学出版会、pp.275-288、2002年。

—— ”Fiscal Policy and Income Distribution under Imperfect Competition”, *New Perspectives on Policy Planning and Analysis 2002*, Kyushu University Press, pp.89-103, 2003.

—— 「再考：所得再分配 - 不完全競争と異質な経済主体」、政策評価研究会編『政策分析2003-政策・制度への歴史的接近の視軸から』九州大学出版会、pp.261-274、2004年。

## (2) 口頭発表

大田一廣 「さすらいのプロジェクター ジョン・ロー」、日本18世紀学会第25回全国大会、共通論題「自由人、そのライフスタイル」報告、青山学院大学、2003年6月

21-22 日。

中原隆幸 「政治的なるものと経済的なるものの共進化」、進化経済学会全国大会、「社会システムと進化」部会、関西大学、2002 年 3 月 30 日。

—— 「経済システムと政治システムの構造的定常性」、経済理論学会全国大会、「自由論題」部会、岐阜経済大学、2002 年 10 月 17 日。

—— 「レギュレーション・アプローチにおける国家論の射程：ブルーノ・テレの国家論」、経済理論学会関西部会、京大会館、2003 年 2 月 8 日。

—— ”Toward an analysis of the fiscal and financial regime in Japan after the war : Circulation model building of a political accumulation and an economical accumulation”, 名古屋市立大学経済学部国際シンポジウム、2003 年 11 月 8 日。

### (3) 出版物

八木紀一郎編著『社会経済体制の進化と移行』シュプリンガーフェアラク東京、2003 年 1 月、189p.

八木紀一郎著『ウィーンの経済思想』ミネルヴァ書房、2004 年 3 月、284p.

八木紀一郎・宇仁宏幸著『資本主義のしくみ』ナツメ社、2003 年、231p.

M. Freyssenet, K. Shimizu, G. Volpato ed., *Globalization or Regionalization of the European Car Industry ?*, Palgrave/Macmillan UK , 2003, 275p.

M. Freyssenet, K. Shimizu, G. Volpato ed., *Globalization or Regionalization of the American and Asian Car Industry ?*, Palgrave/Macmillan UK , 2003, 243p.

坂口明義著『現代貨幣論の構造』多賀出版、2001 年、271p.

鍋島直樹著『ケインズとカレツキ：ポスト・ケインズ派経済学の源泉』名古屋大学出版会、2001 年、302p.

ブルーノ・テレ著、宇仁宏幸・中原隆幸・神田修悦・須田文明訳『租税国家のレギュレーション - 政治的秩序における経済体制 - 』世界書院、272p.

G. M. ホジソン著、若森章孝共訳『経済学とユートピア』ミネルヴァ書房、訳出箇所 pp.1 - 15、pp.199 - 334、2004 年 1 月、334p.

## 序 章

宇仁 宏幸

この共同研究の意図は、科学研究費申請書には次のように書かれている。

### 研究の目的

市場による経済調整は、イノベーションを促進するというメリットをもつ一方で、特定の条件下では経済の不安定性を累積させるというデメリットももつ。金融、財政、労働などに関わる法制度は、市場的調整が潜在的にもつ不安定性の顕在化を抑える役割を果たしている。また、各分野の制度は、独立して存在するのではなく、諸制度の間には補完性が存在することも明らかになっている。個々の制度が、市場的調整がもつ不安定性を抑えるメカニズムはすでに十分研究されているが、諸制度全体の補完的構造と、経済調整の安定性との関連については、完全に解明されているとはいえない。たとえば、近年、多くの先進諸国において、金融、財政、労働の各分野で大きな法制度改革が実施されている。個々の新制度をみれば、必要な機能は確保されているとしても、諸制度間の補完性が損なわれるケースも考えられる。このようなケースでは、経済全体の安定性は低くなると推測できるが、なぜそうなるかは十分明らかでない。本研究の目的は、貨幣・金融制度、国家・財政制度、企業・労使関係制度をとりあげ、これらの諸制度の補完的構造が、どのように経済調整の安定性と結びついているかを分析することである。

3年間の共同研究のなかで、各研究分担者は、分担した領域において上記の研究目的の達成をめざして研究を行った。その結果、労働分野や金融分野では、研究目的がかなりの程度達成され、多くの研究成果がえられた。しかし、企業分野や財政分野では、いくつかの成果がえられたが、目的を完全に達成するには、なおいっそうの継続研究が必要であると考えられる。本報告書は4部13章で構成されている。以下、各章における主な研究成果を簡単に紹介する。

**第1部「雇用・賃金制度と金融制度の補完性とマクロ経済的安定性」**においては労働分野と金融分野の制度的補完性に焦点を当てて、それがマクロ経済の安定性とのように関わるかが検討される。マクロ経済の変動は様々なルートで生ずるが、その多くが投資の大きな変動を経由することはよく知られている。投資資金は、利潤を主な原資とする内部資金と、資本市場あるいは銀行から調達される外部資金と

がある。雇用・賃金制度は、産出高に対する賃金コストの弾力性を左右する。その結果、雇用・賃金制度は利潤の弾力性、さらに内部資金量の弾力性にも影響する。一方、金融制度は、外部資金の弾力性に影響する。こうして、雇用・賃金制度と金融制度とは、ともに投資への影響を介して、マクロ経済の動態と関連をもつ。**第1章～第5章**においては雇用・賃金制度と金融制度のいかなる組み合わせが、マクロ経済の安定性につながるか、あるいは不安定性につながるかが理論的、実証的に分析される。

**第1章「制度的補完性とマクロ経済的安定性」**（宇仁 宏幸）では、雇用制度の違いにもとづく雇用の弾力性の国別差異に留意しながら、どのような金融システムが、マクロ経済の実物的不安定性を抑制するかという問題を考察した。この考察の前提は、次のような間接金融と直接金融の性質の違いである。間接金融による銀行からの資金供給は、企業の資金需要に柔軟に対応することができる。これとは対照的に、株式市場など直接金融のルートからの資金供給は、本来的にプロサイクリカルに変動する傾向をもち、またこのルートで生ずる需給ギャップは、さらに大きな需給ギャップを生む可能性も高い。このことを前提に考察すると、日本のように雇用の弾力性が小さい経済においては、企業は、好況期、不況期を問わず、比較的安定的な外部資金調達を必要とするので、間接金融中心の銀行主導型金融構造が、マクロ経済的安定性をもたらす。また、このような経済において、雇用制度が不変のまま、直接金融中心の市場主導型金融構造が制度化されると、好況期における資金の過剰供給などに起因するマクロ経済的不安定性が発生する。一方、米国のように雇用の弾力性の大きな経済においては、企業の外部資金需要はプロサイクリカルに変動するので、それに応じた資金供給は、銀行主導型金融構造を通じてでも可能であるし、市場主導型金融構造を通じてでも可能である。

**第2章「金融不安定性と制度的動学——ミンスキーの資本主義経済像——」**（鍋島 直樹）は、制度的構造や政策介入が資本主義経済の内生的な不安定性をどのようにして抑制するのか、さらに、それらの要因はいかなる過程を通じて体系にとっての不安定化要因に転じ、資本主義の制度的変化を引き起こすのかという問題に焦点を当てながら、ミンスキーの「制度的動学」分析のいっそうの発展の方向を探っている。ミンスキーは、さまざまな制度的機構や政策介入が、不安定性にとっての「天井と床」として作用することによって、産出量や雇用の極端な変動を抑制していることを論じている。さまざまな制度的機構としては、連邦・州・地方政府による雇用プログラムの策定、教育・訓練・科学技術・インフラストラクチャーへの公共投資、連邦準備制度の割引窓口を通じた質的な信用管理、地域開発銀行の全国的ネットワークの展開、連邦財政赤字を削減するための税制改革、職場における労働者の参加の拡大、などの多様な政策が含まれる。このようなミンスキーの分析は、

資本主義経済の金融過程が不安定化要因を内生的に生み出す仕組みを明らかにすると同時に、経済変動の安定性をもたらす制度的補完性についての理論的な基礎づけをあたえるものである。

**第3章「労働市場の制度的調整とマクロ経済の安定性との関連」**（藤田 真哉）は、財、労働、金融という三つの市場を同時に捉えうる理論的フレームワークを用いて、「労働市場の制度的調整」がマクロ経済の安定性とどのような関係をもつかを明らかにする。利潤主導型成長モデルを前提とするという制約の下での分析ではあるが、「労働生産性インデクセーションおよび雇用の弾力性が小さいとき、貨幣と株式が高い代替的をもつのであれば、システムの不安定性はさらに大きくなる。逆に、労働生産性インデクセーションか雇用の弾力性が十分に大きければ、この不安定性はなくなる」という命題が成り立つ。したがって、近年の日本のように賃金の労働生産性インデクセーションも低く、雇用の弾力性も低い経済において、金融システムが銀行主導型から資本市場主導型に転換するならば、その経済はその初期においては安定化するかもしれないが、資本市場が発展するにつれてマクロ経済が不安定化する連鎖が生まれる。資本市場が発展すればするほど、資産保有者の資産選択行動が成熟し、貨幣と株式は代替的になるからである。他方、雇用の弾力性が相対的に高いアメリカのような経済においては、資本市場が十分に発展しているとしても、不安定性はある程度抑制されているものと考えられる。

**第4章「90年代日本の利潤圧縮——カレツキアンの観点から——」**（池田 毅）は、雇用・賃金制度に焦点を当てながら日本の1990年代における利潤率低下の諸要因を実証的に分析する。利潤率を低下させる要因には、利潤シェアの低下と稼働率の低下がある。橋本寿朗などは、1990年代における利潤率低下を、「固定的な雇用・賃金制度→利潤シェア低下→利潤率低下」という因果連関を使って説明している。**第4章**では、実際のデータにもとづいて利潤圧縮における「稼働率の低下」の役割が強調される。すなわち、基本的には、総需要の下落によって低成長が続いていると捉え、そうした低成長による稼働率低下が、従来の雇用制度（固定的な雇用と賃金）の下で進行するとき、結果として利潤シェアの下落が起きる。したがって、雇用・賃金制度に低成長の究極的原因を求める橋本の議論は、稼働率低下を軽視している点でミスリーディングな議論である。このような**第4章**の分析は、単一の制度だけをみてマクロ経済の安定、不安定を論ずる議論の欠陥を浮き彫りにしている。補完性をもつ諸制度とマクロ経済との関係は、橋本が想定するよりも、もっと複雑なのである。

**第5章「制度的補完性とマクロ経済的安定性の観点からみた韓国の金融危機」**（梁峻豪）は、**第1章**の分析枠組みを使って、1990年代における韓国経済を分析する。韓国経済は1987年の民主化宣言の後、相対的に安定的な成長を遂げていたが、1997

年、深刻な金融危機、通貨危機が発生した。第5章の分析によると、この危機の原因のひとつは、1987年以降の相対的なマクロ経済的安定性とマクロ的好循環を支えてきた賃労働関係制度と金融制度との間の制度的補完性が、金融自由化などの一連の経済改革によって解体されたことにある。つまり、1987年の民主化宣言によって安定的な賃金と雇用が制度化されたが、他方で1993年に始まる金融自由化は市場主導型金融制度への移行をもたらし、それは、第1章で述べたようなプロセスにより、過剰投資と過剰債務の一因となった。

第2部「通貨の社会的安定性の諸条件」においては、制度的補完性を重視しながら、公共的秩序と通貨制度との関連が理論的、実証的に分析される。経済諸制度の中で通貨制度は特別の位置を占めている。その理由のひとつは、第8章で述べられるように、「貨幣の使用」という社会的行為が、人々の生活世界の場を制約する基礎的条件として作用しているからである。そして、第6章で述べられるように、貨幣は公共財としての側面と私的財の側面を兼ね備えた存在である。この二元性を克服して、貨幣に対する人々の信認を築くことは通貨制度を法制化するだけでは成し遂げられない。社会保障制度や財政制度など他の諸制度と通貨制度との補完性は、通貨制度の社会的安定性を保証し、貨幣と公共的秩序とを媒介する役割を果たす。

第6章「通貨制度の調整機能と安定性条件——貨幣・中央銀行制度・国際通貨制度——」（坂口 明義）は、国内あるいは国際通貨制度を取り上げ、「通貨制度が果たすべき調整の役割とはどのようなものか」、また「その調整の役割はどのような条件の下で安定的に果たされるか」を考察する。そして通貨制度が役割を果たすためにはどのような制度的補完性が必要であるかを論じる。貨幣は公共財としての側面と私的財の側面を兼ね備えた存在であり、通貨制度の役割は、貨幣がもつこの「矛盾的二元性」を管理することにある。この管理の前提となるのは経済諸主体の通貨に対する信認である。国内および国際通貨制度は、この信認を安定化させるべく、信認を組織化する役割を果たす。しかし、通貨制度だけによって、この信認が保証されるとは限らず、他の分野の諸制度との補完性も重要である。第一に、国内通貨制度に関していえば、社会保障や地域間再分配による連帯を集権的に組織化すること、あるいは信用アクセスを平等化するための制度的措置を行うことは、通貨制度の調整的役割を補完するであろう。第二に、国際通貨制度においては、国内通貨制度と同じ上位価値による補完性は確立し難い。各国の一国主義的な経済政策を個人的自由と等置することは困難だし、国際債務の形成・返済を世界共同体への帰属様式と見なす世界観が普及しているとは言えない。現状においては、国際通貨制度の役割は、通貨間競争の弊害を回避することにある。そのためには通貨の交換性を保障する為替制度は、共同責任を遂行するための各国の政策運営ルールによって補完される必要がある。

この第6章の分析視角にもとづいて、続く第7章と第8章では、通貨制度の社会的安定性に関する事例分析が展開される。第7章「米軍占領下における通貨切替が沖縄経済社会に及ぼした影響について——通貨制度の変更が経済社会の安定性に及ぼす影響に関する一考察——」（清水 和巳）においては、第2次大戦直後から1950年代半ばまでの沖縄における通貨交換を事例にとりあげ、通貨制度の安定性の諸条件を検証する。沖縄における日本円からB円の切り替えは、アメリカによる沖縄の長期占領をめざす米軍（民）政府の政策的意図を色濃く反映し、沖縄経済を基地依存型経済に転換する基礎を形成した。つまり、その発行責任をアメリカが負うB円への通貨変更は、沖縄をかつての主権国家日本から通貨的に切り離すための諸政策の一環として行われたのである。しかし、第6章で説明されるように、通貨に対する信認がなければ、通貨制度は安定性をもたない。この信認を醸成するために、「解放軍としてのアメリカ」、「経済的保護者としてのアメリカ」、「基地建設を通じた住民の生活の向上」などのイデオロギーがマスメディアなどを通じて流布された。これは第6章で説明される「上位価値」による信認補強をめざしたものであるといえる。しかし、実際には、異常なB円高水準を維持する為替制度、企業向け融資を十分供給できない金融制度などが制約となり、沖縄においては第2次産業の成長は阻害され、沖縄経済は、第三次産業偏重経済、輸入依存型経済、基地依存型経済になっていった。結局、B円体制という通貨制度は、他の制度との補完性を構築できなかったため、信認を支えるイデオロギー的基礎は脆弱なものにとどまり、社会的安定性を確立するには至らなかった。

第8章「方法としてのアシニャ」（大田 一廣）は、前章と同様の視角で、通貨制度の社会的安定性の問題を、フランス革命期に革命政府によって発行されたアシニャを事例にして分析する。アシニャの発行を通じて、革命政府は、アンシアン・レジームの公序良俗に替わりうる新たな公共性を拓こうと試みた。国有化したばかりの教会財産を担保に、新たな紙幣アシニャを発行し、アンシアン・レジーム期の国家債務の償還や年金の支払い、みずからの財政危機の打開などを革命政府は意図したのである。しかし、フランスでは18世紀初頭の財政家ジョン・ローによる一大オペレーション（いわゆる「ロー・システム」1715-1720年）がバブルの末に破綻して以降、信用にたいする人々の不信は根強く、ペーパー・マネーという言葉でさえ、嫌悪の対象になるほどであった。したがって、アシニャの発行にあたっては、通貨制度に対する国民の信認をゼロから築く必要があった。アシニャの発行が、経済に対して有益な効果をもつという主張を先導したのクラヴィエールとミラボーであった。公信用やペーパー・マネーの組織化など貨幣流通の積極的な展開による経済の内在的な発展を展望したJ.ステュアートに依拠して、クラヴィエールは、アシニャの発行によって、国家債務を償還できるだけでなく資本家の活動、労賃の上昇、

生産量の拡大、人口の増加などを促すことができると述べた。また、クラヴィエールがアシニャの経済的根拠を理論的に示したとすれば、ミラボーはいわばその政治的な正当化を図った。「新しい機構」を確立するためには「社会に欠けている生命の種」を投げ込まねばならず、「すべてを動かし、すべてを回復させるのは運動である」とミラボーは声高に叫んだ。ミラボーは、アシニャ・システムの創造を、「古い機構」を解体し、「新しい機構」を構築する「国民」の運動として位置づけた。クラヴィエールとミラボーにとって、アシニャ・システム「自由の新体系」であり、この体系のもとでこそ商業・技術・農業・製造業などが飛躍的に展開するはずであったが、実際には、過剰な増発と恣意的な操作のためにアシニャの価値は下落の一途をたどり、末期には額面の1パーセント以下にまで暴落した。アシニャはこうして極度の通貨インフレーションを生み出して、6年間の生涯を終えた。このようなアシニャの歴史は貨幣の人為的・政治的な制度化が、公共的秩序の形成と安定とにどのように関連するかを、いわば<未完の経験>として示している。

### 第3部 企業システムの進化と制度的補完性

#### 第9章 企業組織への制度論アプローチ

——ダイコトミーを超えて——

磯谷 明德 175

#### 第10章 企業システムの進化

——自動車産業の事例——

清水 耕一 205

### 第4部 制度的補完性をめぐる経済と政治

#### 第11章 知識集約的資本主義への転換期における国家・ガバナンス・雇用政策

若森 章孝 237

#### 第12章 政治的・経済的蓄積の構造と制度的調整

——課税・財政制度を介した社会的調整分析に向けて——

中原 隆幸 247

#### 第13章 市場経済と社会民主主義

——戦後日本の場合——

八木紀一郎

に1部は、には研究のもくひょう研究代表者となった私にとっては、十分な装備のない船で嵐の海に船出したような3年間であった。私は、ほぼ同じ頃に勤務先の京

都大学の同僚である瀬地山敏教授と吉田和男教授と共に、日本でのエヴォリュージョナリィ・エコノミックスの定着と発展をめざして、進化経済学会を設立するプロジェクトにかかわり、1997年春にこの学会が無事成立してからは、事務担当理事としてその運営に携わってきた。他の研究分担者もそのほとんどが、この学会に参加してくれた。はじめは、科研費プロジェクトは外部の研究者をも招待して練習試合もできるホームグラウンドの研究会であり、進化経済学会はバックグラウンドを全く異にする研究者とも会える他流試合の場のように私は思っていた。実際には進化経済学会で出会った研究者のインパクトは予想以上に大きかったように思う。とくに、システム理論や情報科学の発展を基礎に社会・経済の理論的あるいはシミュレーション分析に取り組もうとする理工系の素養をもった研究者に会えたことは、制度経済学についての私の見方を大幅に革新した。安富歩氏（現名古屋大学）の貨幣の生成・自壊のシミュレーション、川越敏司氏（埼玉大学）のスーパーゲーム、出口弘氏（現京都大学）のポリ・エージェント・システム、西山賢一氏（埼玉大学）のレプリコン論などである。私たちの共同研究でも、その最初の研究会ですでに、小田宗兵衛氏（京都産業大学）がセラー・オートマタを用いた秩序形成のシミュレーションを解説してくれた。多数主体の相互作用による秩序の形成・変容プロセスを示すこの種の研究は、新古典派的なアトミズムかそれとも全体論的なシステム決定論かという不毛な二者択一からの脱出路を示唆しているように思えた。これは、現在、システム論者によって、マイクロ・マクロ・ループ、あるいは、マイクロ・マクロ・リンクと呼ばれている課題である。

もちろん、コンピューター・シミュレーション自体ははじめに仕掛けたプログラムに依存するものであって、発展経路のユニークさも結果の多様性も限定された範囲のものに過ぎない。しかし、それを身体＝資源をもった個体と多様な個体の収容力をもった空間＝環境をもつ生物的世界、あるいは人間的社會においてみるとどうなるか？ 私は、西山賢一氏の研究のレビュー・アーティクルの形式をとった研究ノート（「進化経済学を求めて」『埼玉大学社会科学論集』第95号、1998年10月）で、経済学や社会学でいう「再生産」も、多数主体の再生産（レプリケーター）からなる社会的な構造＝関係の再生産と創発と捉えることによって脱神秘化されると論じた。研究分担者のすべてが私の受けたようなインパクトを得ているとは限らないが、本報告書の読者は多くの論文で、こうしたマイクロ・マクロ関係が主題になっていることに気づかれることであろう。

科学研究費による研究会では、ブルデューの文化的再生産論に詳しい宮島喬氏（立教大学）、ドゥルーズ＝ガタリの欲望論の延長に社会・経済学を構想している黒石晋氏（滋賀大学）、社会的ジレンマ研究と信頼研究の第一人者の山岸俊男氏（北海道大学）から、社会学および社会心理学の最先端の状況についてレクチュアを受け

たが、共感することがきわめて多かった。研究代表者が主として社会学・人類学領域で展開された「社会的交換」理論を視野において交換理論によって制度経済学におけるミクロ・マクロ関係を整理しようとした(第1章)のもその延長にある。

私たちの共同研究が発足したちょうどその頃に、青木昌彦氏を中心にして発展してきた比較制度分析の研究業績が教科書(青木昌彦・奥野正寛編『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会、1996年)になって出現した。私たちの研究会でも、初年度にその執筆者の一人である瀧沢弘和氏(現東洋大学)にそのエッセンスをレクチュアしてもらった。O・ウィリアムソンやD・ノースらの「新制度主義」もある程度知られているが、「制度の政治経済学」を私たちが語る際に、それとの対比において自分たちの研究方向を探る潮流として、私たちの念頭につねにあったのは、より身近な「比較制度分析」の方であった。「限定合理性」の視点に立った「比較制度分析」は、ゲーム理論的分析を情報・技能・技術・環境のなかに位置づけながらおこなうことによってその領域を開拓してきた。それは決して一元論的な合理主義的分析ではないし、ゲーム理論の適用の仕方などについても教わることが多い。また、エヴォリュショナリーな方向での発展も、なお期待される。

にもかかわらず、私たちには、「比較制度分析」は分析の洗練度を優先し、「政治経済学」ないし「社会経済学」となるのに必要なだけの視野を犠牲にしているように思える。制度と結びついた主体自体の「多層」的な構造、「状況づけられた合理性」は、視野の外にあるし、ミクロの主体の行動のマクロ的基礎と蓄積・形成された資産・言説・知識のもとで問題となる歴史的な経路依存性について語られることはない。私たちのめざす方向は、第3章(磯谷)に「比較制度分析」との対比のかたちで要約的にまとめられおき、また本報告書には、「比較制度分析」が視野の外に置いているこれらの領域について、第1章補論の規範・利害分析(八木)、第2章の重層的調整論(植村)、第8章の言説による空間形成論(斉藤)、第6章の賃労働関係論(宇仁)といったいくつかの理論化が試みられてはいる。しかし、私たちは、基本的には、これらの領域については、厳密性を欠いてもまず視野を拡大することが重要であると考えている。また、現実に対してレリヴァントな構図を得るためには、現状分析や各国比較、歴史研究のなかから得られる現実的な感覚が、フォーマルな理論分析同様に重要だと考えている。制度の政治経済学は歴史友好的(ヒストリー・フレンドリー)な経済学である。

この共同研究の参加者は、その過半が、フランスで発達した政治経済学の1潮流であるレギュラシオン学派の影響を深く受けた研究者である。現在、日本におけるレギュラシオニストの努力の主要目標は、世界的視野をもって日本の経済機構を分析することに向けられているが、他方で、当初の出発点を超えた方法論的な反省や理論の再構築も取り組まれている。この共同研究に参加したレギュラシオニストに

としては、この共同研究はレギュレーション理論をこうした後者の側面において発展させようとするものでもあったろう。そのなかで、「重層的な調整」（植村）、「制度の束としての企業」（清水）、「貨幣的秩序」（大田）、「イノベーション」（宇仁）などが、新しい研究方向として提起されている。第2章の「市場と制度による調整」、第5章の企業論、第6章の賃労働関係論は、本報告書において従来の経済理論の扱う分野に位置しながら、制度経済学的な理論の発展を意図したものである。

本研究における制度の政治経済学の拡張は、在外研究中の遠山と若森が第7章および第10章で北米のラディカル・エコノミストの所説やフランスにおける社会・労働政策論争を紹介するなかで示したように、平等主義や社会的連帯といった倫理的・思想的な要素を政治経済学のなかで考慮することのなかにも現れている。これは、斎藤の言説＝空間形成論、八木の規範＝利害分析とも合致した方向である。しかし、遠山がラディカルズの提案を検討したあと「平等主義的プログラムの実現にあたっては、効率を改善するような制度デザインが必要である」というように、連帯原理（「社会的きずな」）を確保するための社会保障・労働政策においても、決して市場的規準の効率性とは同一ではないまでも、制度の維持を可能にする社会的規準の効率性が必要なのである。

また、このプロジェクトでは随時、大学院生にも参加してもらった。大学院生たちは、科研費のプロジェクトに完全に組み込まれたのではないが、私たちの趣旨に賛同してそれぞれの研究テーマを踏まえつつ、制度の政治経済学にアプローチしてくれた。第11章（徐龍燮）は、国家を重要なアクターとして工業化を遂行した韓国などの後発工業国における開発主義国家についての議論を紹介・検討した。徐の開発主義国家論と対照的なのは、市場経済への移行を開始して以来の中国の産業政策の形成と実施過程についての第13章（馮鋭）の分析である。徐もアムスデンらの開発主義国家論が国家を自律主体と想定する傾向に対する疑問を提示しているが、徐が志向しているのは基本的には社会構造的な分析である。それに対して、D・ノース＝デービスの新制度主義的な政策形成モデルを援用した馮が志向しているのは、地方政府や部門が企業と並んで経済的・政治的利益を追求することによってルール自体がソフト化して当初の意図を達成し得ないという過程の分析である。この2つは、制度政治経済学のアジア諸国への適用に示唆を与える研究としてこの報告書に収録した。

また、第9章（金城功明）はアルチュセールのイデオロギー論を基礎にした「心性の政治学」という視点から、大店法の廃止という政策問題をとりあげて、制度の形成・変革における対立の構造を分析した。金城によれば、制度には直接問題になっている制度とともに「心性」を生み出す制度が存在していて、後者をも視野に入れるなら、表面で議論される問題の背後に問題自体を構成するより大きな問題が見

えてくる。実は、この背後の構図自体が小営業者保護から新自由主義に移行したことが、見えざる大問題であったというのが金城の論である。たしかに、金城の分析が総体分析になるためには、小営業者が「心性」に縛られつつおこなう創造的な反作用や消費者＝顧客層の動向を取り入れる必要があるであろう。しかし、制度の政治経済学が制度＝政策＝イデオロギー分析を通じた認識批判であることをこの論文は明快に示しているので収録の価値があると判断した。最後に第12章（梁成一）は、第一次大戦前後のソースタイン・ヴェブレンのドイツ論を紹介して、この制度主義経済学の始祖の国家観を論じている。好戦的な王朝型国家ドイツを論じたヴェブレンの視点は、価格体制にのみこまれたアメリカ国家自体もドイツとさほど変わらないという認識に帰ってくる。ヴェブレンのこの醒めた（あるいは絶望的な）認識に、現代の制度派経済学者はどのように答えるのであろうか。

---

第1部 雇用・賃金制度と金融制度の補完性とマクロ経済的安定性

---

## 第1章 雇用制度と金融制度の補完性とマクロ経済的安定性

宇仁宏幸

### 1. はじめに

制度の補完性とマクロ経済的パフォーマンスの関係について、近年、様々なアプローチが行われている。そのひとつとして「資本主義の多様性アプローチ」がある。Hall/Soskice[2001]によれば、資本主義には多様性があり、大きく分けると、「自由市場経済 liberal market economies」と「コーディネートされた市場経済 coordinated market economies」という2つのタイプの資本主義が共存している。「自由市場経済」では、自由競争市場あるいはヒエラルキー組織を通じた経済調整が中心的役割を果たす。米国や英国がその代表例である。他方、「コーディネートされた市場経済」では、市場あるいはヒエラルキーによる調整にくわえて、非市場的調整が重要な役割を果たす。非市場的調整には様々な形態があるが、その共通する性質はネットワーク内の情報交換と協働的關係を基礎にしているという点である。「自由市場経済」と「コーディネートされた市場経済」とでは、労使関係、職業訓練、コーポレートガバナンス、企業間関係などに関わる諸制度が大きく異なる。そしてこれらの諸制度間には、ひとつの制度の存在が、もうひとつの制度の効果を高めるといった関係がある。このような制度的補完性があるので、一部の制度だけの変更は、経済システムの首尾一貫性を損ない、マイナスの効果しか生まない。制度改革がプラスの効果を生むには、補完性が存在するすべての制度を同時並行的に変えなければならない。しかし敗戦直後などよほどの危機的状況ではない場合、全面的な制度改革については国民的合意形成が困難であり、実行はほぼ不可能である。このような意味で、「自由市場経済」と「コーディネートされた市場経済」との共存、つまり資本主義の多様性の存続を支えているひとつの要因は、制度的補完性である。

「資本主義の多様性アプローチ」における制度的補完性の研究としては、中央銀行の独立性と賃金交渉制度との補完性に関する研究(Franzese/ Hall,2000)がよく知られている。彼らは、中央銀行の独立性は無条件に経済パフォーマンスを高めるといった通説を次のような観点から批判する。通説では、独立的中央銀行は、反インフレ政策というシグナルを国民に対して発信することにより、高めの賃金・価格設定を抑制できると考えられている。しかし、この通説はシグナリング過程の複雑さ(情報と合理性の限界)を考慮していない。金融政策は専門家さえ予測できないし、それゆえ、不正確な予測にもとづいて行動する諸経済主体の影響が大きい。中央銀行のシグナリングが有効であるためには「集合行為問題」を解決しうる制度が必要である。とくに重要なのは賃金交渉制度である。この制度がモニタリング、相互への配慮、信頼できるコミットメントの基盤となる。こうして、中央銀行の独立性の効果は、賃金交渉制度によって強められる。つまり中央銀行制度と賃金交渉制度との間には補完性がある。

同様の方法で、Iversen[2000]と Soskice/Iversen[2000]は、貨幣供給ルールと賃金交渉制度との補完性を研究している。また、レギュレーション・アプローチでは、Amable/Ernst/Palombarini[2002]が、金融市場の圧力と労使関係制度との補完性を研究している。これらの研究はいずれも、制度的補完性とマクロ経済を媒介する変数として、賃金に焦点を当てている。また、賃金決定におけるコーディネーションつまり協議を通じた合意が果たす役割に注目している。

これらの先行研究と同様に、本稿でも金融制度と賃労働関係制度との補完性を分析する。しかし、賃労働関係制度として、本稿で焦点をあてるのは賃金制度ではなく雇用制度である。雇用制度に着目する理由は次の通りである。1970年代以前にみられたような賃金-物価スパイラルは、近年の先進諸国においては、すでに収束しており、近年の労使間の課題としては雇用の問題が重要になってきている。または本稿で分析する金融制度は、中央銀行制度ではなく、銀行、資本市場と企業をつなぐ金融制度である。Epstein[1994]や野下[1995]が述べるように、中央銀行だけでなく、企業や金融機関、また金融諸制度から構成される金融構造が重要であると考えられるからである。企業の外部資金調達に着目して分類するならば、間接金融つまり銀行借入が主なルートとなる「銀行主導型金融構造」と、直接金融つまり資本市場での株式や債券の発行が主なルートとなる「市場主導型金融構造」との二つの類型がある。本稿ではこの分類を活用して分析を進める。

また方法の面でも、本稿は先行研究とは一部異なる。先行研究では、制度的補完性がマクロ経済に及ぼすプラス効果の静学的な分析が主であった。つまり諸制度の存在を所与として、この既存の諸制度が相互強化を通じて、どのようにしてマクロ経済的好パフォーマンスをもたらすかが主として研究された。本稿では、このような静学的研究だけでなく、補完的制度の一部が変化したときに、マクロ経済にどのような影響が現れるかも検討する。制度変化としては、雇用の弾力化に関わる制度変化と「直接金融化」に関わる制度変化を取り上げる。

2節では、雇用の弾力性と、直接金融と間接金融の比重に焦点をあてて、国別多様性と時間的変化を説明する。3節では、雇用制度と金融制度の制度的補完性に関する理論的仮説が述べられる。4節では、日本と米国の製造業のデータを用いて、この理論的仮説の実証を行う。5節では、2節で説明した制度変化が、マクロ経済的安定性に対してどのような効果をもったのかを検討する。6節では、結論を述べる。

## 2. 雇用制度と金融制度の多様性と変化

### (1) 雇用の弾力性とその変化

雇用に関する制度の差異は、勤続年数や雇用の弾力性の国による違いとなってあらわれることはよく知られている。表1に示すように、米国は短期的雇用、日本は長期的雇用の代表である。米国においてはレイオフ制度が存在する。レイオフの実施に際して、労働組

合との交渉は必要でなく、レイオフする人数については経営者の判断で決定できる。ただし、だれをレイオフするかについては、先任権に従って自動的に決められるので、経営者の恣意的選別の入り込む余地はない。このようなレイオフ制度があるために、米国においては、産出量の変化に即応して雇用量を調整することが可能である。したがって雇用量の弾力性についても米国がもっとも大きい。

表1 雇用と資金調達の多様性と変化

	平均勤続年数(1995年)	製造業雇用数の産出量に関する弾力性(1970～85年頃の値と85～99年頃の値)	銀行等からの資金調達額÷外部資金調達総額(1970～85年頃の値と85～99年頃の値)
米国	7.4	0.61→0.56	35%→48%
イギリス	7.8	0.33→0.53	86%→56%
ドイツ	9.7	0.41→0.61	95%→86%
スウェーデン	10.5	0.47→0.66	78%→92%
フランス	10.7	0.25→0.37	72%→24%
日本	11.3	0.20→0.20	77%→69%

出所: 平均勤続年数は OECD, *Employment Outlook 1997* による。製造業雇用数の産出量に関する弾力性は、宇仁[2000]による。計測期間は国によって異なるがおおむね 1970 年代初めから 80 年代半ばまでと、80 年代半ばから 90 年代末までである。非金融法人企業の外部資金調達に関するデータは OECD, *National Accounts II, Table 11, Capital Finance Accounts of Non-financial Corporate and Quasi-corporate Enterprises* から算出した。「資本市場からの資金調達」は「25. Bills and bonds, short-term」「26. Bonds, long-term」「27. Corporate equity securities」の合計である。「銀行等からの資金調達」は「28. Short-term loans, n.e.c」「29. Long-term loans, n.e.c」の合計である。非金融法人企業の内部資金調達に関するデータは Table 7.1, *Capital Accumulation Accounts for Non-financial Corporate and Quasi-corporate Enterprises* から算出した。「内部資金調達」は「1. Consumption of fixed capital」「2. Net saving」「3. Capital transfers」の合計である。

表2 日本における企業規模別男女別雇用の弾力性

従業員数	男女計	男	女
30～99人	0.16	0.09	0.24
100～499人	0.29	0.21	0.45
500人以上	0.21	0.15	0.46

注: 労働省『労働力調査』の製造業雇用者数の対前年同期比を  $Y$  とし、通産省『鉱工業指数年報』の鉱工業生産指数の対前年同期比を  $X$  とし、 $Y=a+bX_4$  を推計式として推計した。推計期間は 1975 年第 1 四半期～99 年第 2 四半期である。

日本の雇用システムの特徴は「長期勤続と中程度の流動性」といわれる。どの国においても労働市場は、長期雇用層と流動的雇用層という二つの市場に分断されている。日本における長期雇用層は大企業男子正規社員である。他の先進国ではこの層に属するのはホワイトカラーがほとんどであるが、日本の大企業の雇用慣行では男子ブルーカラーも長期雇用層に属する。そのためもあり、雇用者全体に占める長期勤続者の割合が他の国よりも高

くなっている。日本においては、景気後退時でも雇用量の削減を抑制する様々なしくみが存在する。まず労使双方が共有する規範として「終身雇用」という理念が存在する。現実はこの理念とかなり異なり、雇用削減は行われるのであるが、雇用削減の実施を制約する労使協定や判例や慣行が日本には存在し、実施に至るまでにはかなりの時間を要する。景気が後退し始めたとき直ちに雇用削減が行われるのではなく、操業短縮や配転、出向など雇用契約を維持した上での調整が先行する。日本の大企業が人員削減に踏み切るのは、おおむね2年間赤字が続いた場合であるといわれている。これらは日本で不況期においてかなりの労働保蔵が発生する理由となっている。また雇用保険法にもとづいて労働保蔵をおこなう企業に対して、賃金の一部補てんのための補助金給付が行われる。このような現就業先企業での雇用維持に重点をおく雇用政策も、雇用の非弾力性を側面から支える役割を果たしている。表2は日本の雇用の弾力性を、企業規模別、男女別に計測した結果である。短時間のパートタイム労働者は除外されていることを考慮する必要があるが、中小企業においても、大企業と同様に男性正社員の雇用の弾力性は小さいことは興味深い。また、女性雇用の弾力性は男性と比べてかなり大きいことも日本の特徴である。

表1によるとヨーロッパ諸国における雇用の弾力性は、日本と米国の中間の値を示す。日本と米国の雇用の弾力性の時間的変化は小さいが、ヨーロッパ諸国の雇用の弾力性は、1980年代半ば以降、増加している。多くのヨーロッパ諸国では、70年代以降の失業率の上昇を背景に、「労働のフレキシビリティ」に関する議論が盛んに行われた(Boyer, 1988)。そして労働に関する規制緩和を含むかなり大きな法制度改革が多くの国において実施された。また「労働力の女性化」やパートタイム労働の増加が進行したのもこの時期の特徴である。

80年代のイギリス、ドイツ、フランスにおける労働法制度改革の内容を簡単にみておこう。イギリスでは1979年のサッチャー政権成立以降、労働条件決定システムの再編成が始まる(古川, 1999)。以前は産業横断的あるいは地域横断的な労働条件決定、および公務部門労働条件の民間部門への準拠を保障する制度が存在したが、1980年以降このような制度は廃止されていく。また公務部門の民営化や独立行政法人化が進められた結果、公務部門の雇用保障は縮減され、人員削減や外注化、パートタイム労働の導入などが行われた。1980年雇用法や85年不公正解雇令は、労働者保護の適用除外を拡大したため、パートタイム労働者などは不公正解雇の救済対象から外された。

ドイツでも、82年に成立した保守中道政権が、国際競争力の強化や失業対策のため、労働規制の緩和を進めた(和田, 1999)。1985年に制定された就業促進法によって18ヶ月までの期限付き労働契約が可能になった。また労働者派遣法も同時に改正され、同一使用者への派遣期間が3ヶ月から6ヶ月に延長された。解雇制限法は一定人数以上の解雇については、経営協議会との協議や職業安定所への届出を義務づけているが、85年の改正によって、労働時間週10時間、月45時間未満の労働者は、上記の人数には算入されないことになった。

フランスでは、1981年のミッテラン政権成立当初はオールレー法の成立などにより労働者の権利を高める方向での規制強化が実施された。しかし、当初の拡張的経済政策が失敗し、

社会党政権は政策転換を行う。緊縮的政策への転換にあわせて、労働にかかわる規制の緩和が行われていく。コアビタシオン（保革共存）の下で、87年に、経済的解雇の行政許可制が廃止される。また同じ年に、期限付き労働契約や派遣労働についての規制緩和が実施された。また労働時間の柔軟な編成も可能になった(盛, 1999)。

スウェーデンではかなり長期にわたって、産業構造の高度化を目標とする総合的な政策が実施されてきた。この総合的政策は「レーン・メイドナー・モデル」と呼ばれ、1950年代に労働組合が提案し、それを社会民主党政府と経営者団体が受容して実施された。この総合的政策は選択的経済政策と普遍主義的福祉政策とを組み合わせたものである。選択的経済政策の中心は「連帯的賃金政策」と「積極的労働市場政策」とよばれる二つの労働政策である。積極的労働市場政策とは、高生産性部門への労働力の移動を促す政策である。低生産性部門の縮小の結果として生まれる余剰労働者にたいし、再就職に必要な職業訓練を施し、高生産性部門にスムーズに送りこむために、様々なかたちの労働力供給促進型プログラム、労働力需要喚起型プログラム、需給マッチング型プログラムが公的機関において実行されている。スウェーデンにおける雇用の弾力化の特徴は、このような公的しくみを通じて行われていることである。

## (2) 企業の資金調達の方法とその変化

企業は設備投資を行う際、その企業内部で蓄積した自己資金を使うこともできるし、外部から調達した資金を使うこともできる。外部からの調達方法としては、銀行など金融機関から借り入れる方法(間接金融)と、株式や社債を発行することにより株式市場などの資本市場から調達する方法(直接金融)とがある。企業の資金調達額のなかで、自己資金、間接金融による資金、直接金融による資金が占める構成比は国によって、また時代によってかなり異なる。対GDP比で、この3種の資金調達額を示すと図1～6のようになる。

他国と比べて、間接金融の構成比が低く、直接金融の構成比が高いことが、図1に示されている米国の特徴である。つまり米国企業は株式や社債を発行することによってかなりの外部資金を調達している。その裏返しとして、家計の金融資産構成においても債券や株式の構成比が他国よりかなり高く、現金・預金の構成比を上回っている(日本銀行[2001], p. 125)。

米国とは逆に、図2に示す日本と図3に示すドイツにおいては、直接金融の比重は間接金融と比べてかなり小さい。日本では、「メインバンク」とよばれる特定の銀行が企業と密接な関係を持ち、安定的に長期資金を貸し出している。またこのメインバンクや関連企業などとの間で株式持ち合いが広く行われていることも日本の特徴である。また、ドイツでは証券業務なども含む総合的機能をもつユニバーサル・バンクとよばれる大銀行が存在し、多種の金融仲介機能をになっている。また銀行の役員が取引先企業の監査役に就任するなど、銀行は日本以上に企業と密接で長期的な関係をもっている。このように間接金融が中心で、銀行主導型金融構造をもつ日本やドイツにおいても、直接金融の拡大にむけての制

度改革が 80 年代半ばから行われた。ドイツでは 85 年のマルク建て外債市場の自由化に始まり、資本市場の規制緩和や取引手数料引下げが実施された(高木ほか, 1999)。

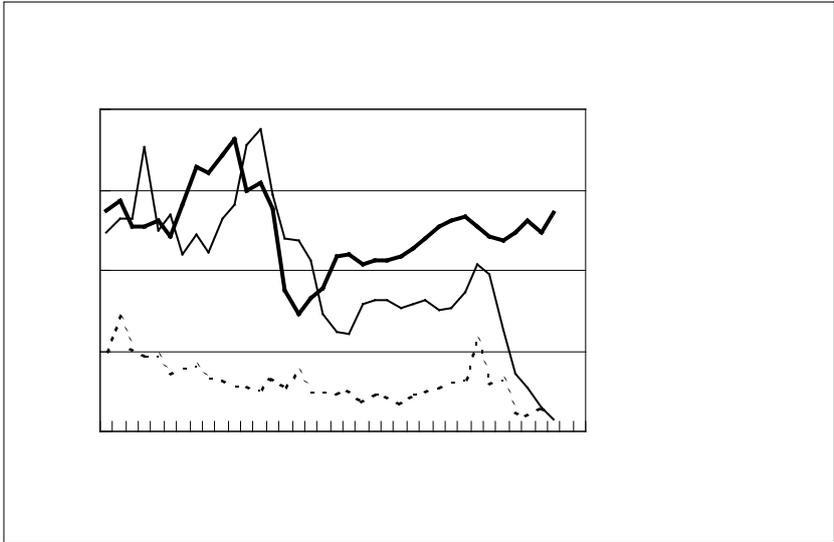
ヨーロッパ諸国のなかで最もドラスティックな改革を実施したのはイギリスである。とくに 1986 年の「ビッグバン」と呼ばれる証券市場改革において、株式売買手数料の自由化や外国資本参入制限緩和が実施された。その結果、海外市場に逃げ出していた取引をロンドン市場に再び引き戻すことに成功した。図 4 にみるように、このころからイギリス企業による直接金融による資金調達が増加していった。しかし、イギリスでは、地価の急騰と急落という金融自由化の副作用も生じた。フランスやスウェーデンにおいても、80 年代半ばから、政府が主導する形で金融自由化は実施された。スウェーデンでは 85 年の貸出金利自由化後は、貸出金利を戦略的に使った顧客獲得競争が激化した。自由化以前に存在した銀行と顧客との密接な長期的関係は弱まったので、銀行のリスク審査能力や顧客モニタリング能力も低下した。以上の結果として、1980 年代後半、スウェーデンにおいて銀行の貸出量は急増し、地価と株価のバブルを引き起こした。90 年代初めのバブル崩壊後は、深刻な銀行危機が発生した(宇仁, 2003)。

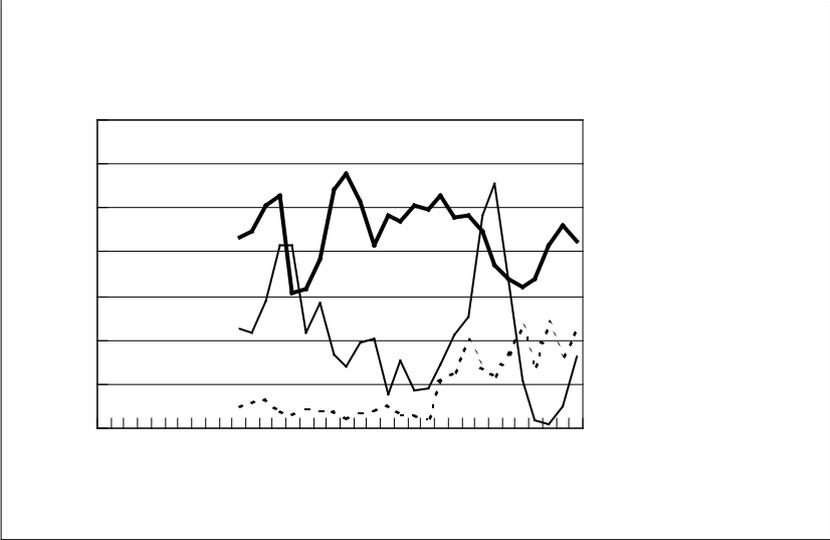
表 1 および図 1～6 によると、その水準には大きな差があるとはいえ、80 年代半ば以降、企業の資金調達に占める直接金融の比重の上昇と間接金融の比重の低下がいくつかの国で観察できる。しかし、「直接金融化」とも呼ばれるこの現象はすべての企業において等しく生じているのではなく、大企業にかたよって生じていることに留意すべきである。表 2 は、総資産に占める借入金の比率を企業規模別に示している。日本では、資本金 10 億円以上の大企業において、借入金比率は 1975 年の 39%から 2000 年の 16%へと減少している。しかし、1 億～10 億円企業と 1 千万～1 億円企業とにおいては、借入金比率の減少傾向はみられない。また、米国においては、総資産 1 億～2.5 億ドル企業と 25 万～5 百万ドル企業においては、借入金比率は長期的な増加傾向がみられる。認知度や信用度の低い中小企業は、市場での社債や株式発行が困難な事実を考慮すると、中小企業が間接金融に大きく依存するのは当然のことである。

表 3 企業規模別、総資産に占める借入金の比率 (単位:%)

	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000
日本、資本金 10 億円以上	36.5	39.2	32.7	27.4	17.8	18.2	16.4
1 億～10 億円	34.3	38.5	33.8	36.1	34.0	36.0	30.6
1 千万～1 億円			34.6	38.0	41.2	45.2	41.2
米国、総資産 10 億ドル以上	6.4	3.2	3.3	3.2	6.5	5.0	7.0
1 億～2.5 億ドル	12.1	9.4	11.4	13.9	20.4	18.9	19.8
25 万～5 百万ドル	12.1	14.9	16.6	18.4	18.7	18.1	20.3

出所: 日本については大蔵省『法人企業統計』の製造業合計の短期借入金と長期借入金の和を「借入金」とした。米国については、商務省 *Quarterly Financial Report for Manufacturing, Mining and Trade Corporations* の Short-term loans from banks と Installments, due in 1 year or less, on long-term debt (a) Loans from banks と Long-term debt due in more than 1 year (a) Loans from banks の和を「借入金」とした。各年の第 4 四半期の数値である。





### 3. 雇用制度と金融制度の補完性の理論的仮説

資金提供者の側からみると、直接金融と間接金融とでは、リターンとリスクに関して大きな違いがある。複利年率でリターンをあらわし、月次リターンの年率の標準偏差でリスクをあらわすと、日本において、株式の場合は、リターンは 12.7%であり、リスクは 19.6 である。債券の場合はそれぞれ、7.6%と 3.6%である。転換社債の場合は 10.8%と 13.4%である(氏家[2002], p. 31)。このように直接金融は、高リターンであるが高リスクである。預貯金の場合はリターンは 3.4%と低いが、リスクはほとんどゼロである。このように直接金融と間接金融とでは、リターンとリスクに違いがあるので、キャピタル・ロスの発生確率や企業の倒産確率が高まる不況期などでは、直接金融への資金供給は一般的には減少し、逆にキャピタル・ゲインの発生確率が高まる好況期では、直接金融への資金供給は一般的には増加する。つまり直接金融への資金供給はプロサイクリカルに変動する可能性が高い。

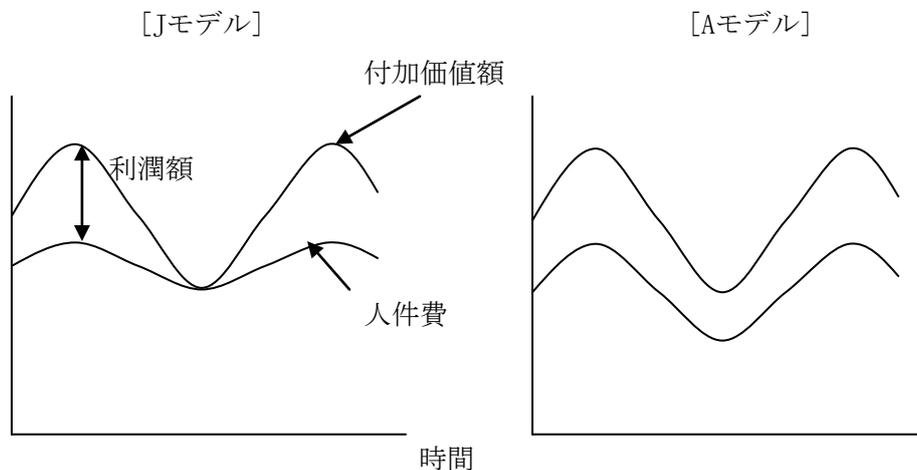
また、直接金融での需給調整メカニズムは、基本的には価格調整であるが、次のような理由によりその動態は不安定である。通常の商品の場合、価格調整の安定性は、右上がりの供給曲線と右下がりの需要曲線によって保証されている。しかし、株式や債券については、需要曲線も右上がりになる可能性が高い。その根本的原因は、株式や債券の価値が、将来の収益の現在価値にもとづくことにある。将来の収益を予想するには、当該企業やマクロ経済に関する膨大な情報が必要であり、多くの一般投資家には、そのような情報の取得も処理も不可能である。したがって彼らは、他の投資家の売買行動をみて、その行動を模倣する。このような模倣行動の連鎖の結果として、価格が上昇する局面において、キャピタル・ゲインを求めての「買い」つまり需要量が増加する。また価格が低下する局面では、キャピタル・ロス回避のための「売り」が増える。こうして需要曲線が右上がりになる。この場合、何らかの要因で需要量と供給量とのギャップが生じると、価格の変化はそのギャップをさらに拡大するように作用する。その結果、需要量と供給量と価格の累積的上昇、あるいは累積的低下が発生する。

一方、間接金融の場合、資金供給者と資金需要者との資金取引は直接的に行われるのではなく、銀行に代表される金融機関が仲介する。そして内生的貨幣供給論が述べるように、中央銀行が決定する金利を所与として、銀行の貸出量は、企業の設備投資計画量に応じる(accommodate)かたちで決定される。つまり価格である金利の変動を通じて需要量と供給量のマッチングが行われるのではなく、需要量の変動に対応して柔軟に供給量の変動して、需給が一致する。つまり間接金融での需給調整は、価格調整ではなく、数量調整である。

雇用制度と金融制度の補完性について考察しよう。本稿での焦点は、雇用の弾力性と、企業の資金調達との関係である。以下では「弾力性」は、すべて産出量に対する弾力性の意味で用いる。つまり弾力性とは、産出量が 1 パーセント変化したとき、当該変数が何パーセント変化するかをあらわす数値である。また実際に、雇用の弾力性と比べて賃金率と労働時間の弾力性は非常に小さいので、賃金率と労働時間は非弾力的であると仮定して議

論を進める。日本のように雇用の弾力性が小さい場合(Jモデル)と米国のように雇用の弾力性が大きい場合(Aモデル)とを比較しよう。Aモデルと比べて、Jモデルでは雇用の弾力性が小さいので、人件費の弾力性が小さくなる。そのため、図7に示すように、利潤所得額のプロサイクリカルな変動は大きくなる。利潤所得の一定部分が内部資金に回されるとすると、Aモデルと比べて、Jモデルでは、内部資金の弾力性も大きい。つまり、Jモデルでは、好況期には潤沢な内部資金が確保できるが、不況期には内部資金は小さくなってしまふ。深刻な不況の場合には内部資金がゼロになり、設備投資資金だけでなく運転資金も外部調達する必要も生じるかもしれない。これに対してAモデルでは、内部資金のプロサイクリカルな変動はそれほど大きくはないだろう。小さな変動はともなうが好況期も不況期もある程度の内部資金を確保できるだろう。

図7 利潤額の変動

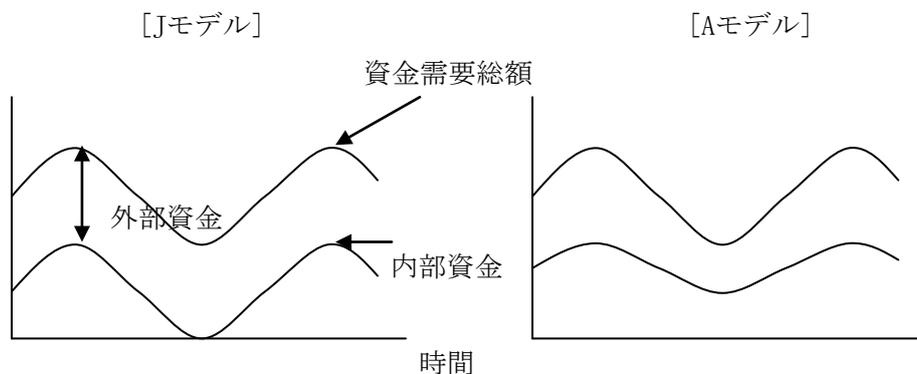


次に、このような内部資金の変動のちがいを前提に、外部資金への需要の変動を考えよう。企業は主に、設備投資や金融資産投資のために、資金を必要とする。一般に、この企業の資金需要総額は、内部資金を上回っており、またプロサイクリカルに変動する。議論を簡単にするために、この資金需要総額の弾力性は、AモデルとJモデルとで同一と仮定し、Aモデルの内部資金の弾力性( $b$ であらわす)に等しいケースを考えよう。資金需要総計から内部資金額を引いた金額が外部資金に対する需要額である。図8に示すように、Aモデルでは、外部資金需要の弾力性は $b$ に等しくなる。一方、Jモデルでは、内部資金の弾力性が資金需要総額の弾力性 $b$ よりも大きいので、外部資金需要の弾力性は $b$ よりも小さくなる。内部資金の弾力性が資金需要総額の弾力性よりもかなり大きいときは、外部資金の弾力性はマイナスになることもありうる。つまりJモデルでは、外部資金需要の変動は、内部資金よりも弱いプロサイクリカルな変動になるか、カウンターサイクリカルな変動になる。

次に、外部資金需要と供給との整合性の問題を考察しよう。先に述べたように、直接金融による資金供給はプロサイクリカルな変動を示す可能性が大きい。一方、間接金融においては、銀行はどのような資金需要の変動にも柔軟に対応する能力をもっている。Aモデル

での外部資金需要はプロサイクリカルな変動を示すので、直接金融とも間接金融とも整合性をもつ。しかし、Jモデルでの外部資金需要は、弱いプロサイクリカルな変動もしくはカウンターサイクリカルな変動を示すので、間接金融としか整合性をもたない。Jモデルでの外部資金需要が、直接金融による資金供給と組み合わせられた場合に、どのような結果が生じるかをみてみよう。Jモデルでは、好況期においては、潤沢な内部資金が確保されるので、外部資金需要は比較的小さい。にもかかわらず、直接金融のプロサイクリカルな資金供給によって、膨大な資金供給が行われる。これは資金の過剰供給につながる。この過剰資金は、企業による過剰な設備投資や金融資産投資につながるかもしれない。さらに、先に述べたように、株式市場などでいったん需要と供給が乖離すると累積的な価格上昇が起きる可能性が高いので、この過剰投資は資産価格バブルを生むかもしれない。一方、不況期にはこれと逆のことが起きる。Jモデルでは、不況期においては、内部資金はかなり小さくなるので、外部資金に対する需要は比較的大きくなる。にもかかわらず、直接金融の場合、資金供給量はプロサイクリカルに変動するので、不況期の外部資金供給は低下する。したがって企業は投資資金不足に直面することになり、過小投資が発生する。結局、雇用の弾力性が大きい J モデルが、直接金融中心の金融システムと組み合わせられると、不安定なマクロ経済状況が生まれる可能性が高くなる。

図8 投資資金額の変動



このように、雇用の長期性を保証する企業は、好不況に比較的左右されない安定的な外部資金を必要とする。間接金融は、このような需要に柔軟に対応する比較的安定的な資金供給を可能にすることによって、雇用保証を支える。また逆方向をみれば、企業と銀行との双方での長期的な雇用は、資金の貸し手と借り手の間での密接で長期的な関係を築く前提であり、両者の間での緊密な情報交換は、長期的な融資の継続を支える。このように雇用の長期性を保証する制度と、間接金融制度との間には、一方が他方を支え強化するという補完性が存在する。

注意すべきことは、この二つの制度のうち、一方が変化したときの、マクロ経済への影響が非対称的なことである。雇用が弾力化する方向へ雇用制度だけが変化した場合、貸し手と借り手の間での密接で長期的な関係の構築が幾分困難になるだろうが、間接金融の

存続は、企業の資金需要の変動に応じた資金供給をひきつづき可能にするので、マクロ経済への悪影響は小さいだろう。しかし、直接金融を拡大する方向に金融制度だけが変化した場合は、雇用保証を重視する企業は、必要とする安定的な外部資金の調達が困難になる。好況期には需要量を越える資金の調達が可能になるが、逆に不況期には調達資金は需要量を下回る可能性が高くなる。このような企業における資金の過剰や不足は投資の大きな変動を引き起し、マクロ経済の不安定化につながる。

#### 4. 補完性の実証

前節で述べた仮説の実証を試みよう。日本と米国の製造業の法人企業全体のデータを用いる。表 4 に示すように、雇用の弾力性については、日本は米国の約 3 分の 1 である。また、利潤額の弾力性も仮説どおり、日本の方が大きい。外部資金需要の計測は困難がともなう。銀行は企業の借入需要に *accommodate* すると考えると、間接金融だけしか存在しない場合は、企業の借入金の額が、企業の外部資金需要量にほぼ対応すると考えられる。しかし、実際には間接金融と直接金融がともに存在する。直接金融が存在する場合、先に述べたように需要量と供給量と価格の累積的增加や累積的減少が発生し、現実の外部資金需要量が本来の需要量から乖離する可能性がある。したがって、ここでは、企業の本来の外部資金需要に比較的正確に対応していると考えられる借入金の弾力性を、外部資金需要の弾力性の代理としてとらえる。借入金ストックの弾力性は、日本ではマイナスの値となり、カウンターサイクリカルな変動をしている。一方、米国においては、プロサイクリカルな変動をしている。これも仮説通りである。

表 4 補完性の仮説と実証

	仮説	実証	
		日本	米国
雇用の弾力性	Jモデル < Aモデル	0.20	< 0.61
利潤額の弾力性	Jモデル > Aモデル	3.97	> 2.84
外部資金需要の弾力性	Jモデル < Aモデル	下欄で代理	
借入金ストックの弾力性	Jモデル < Aモデル	-0.37	< 0.87

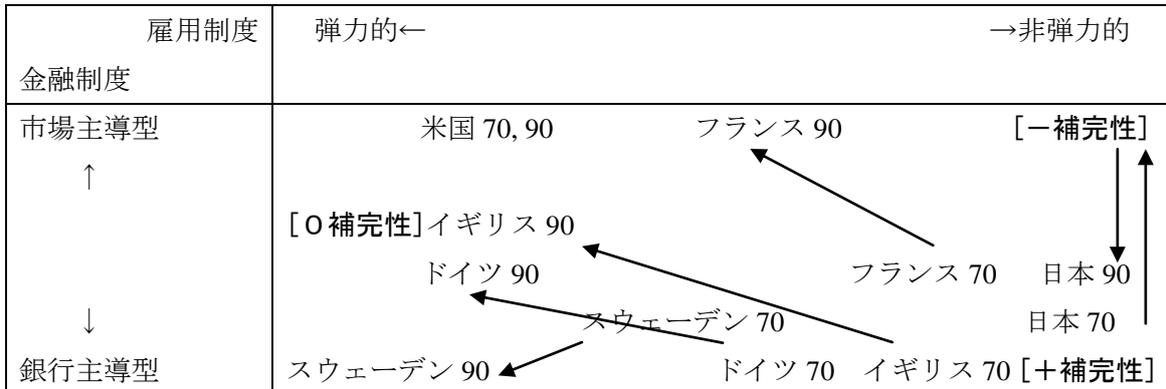
注: 日本については大蔵省『法人企業統計』の製造業合計の四半期データを用いた。利潤額には「営業利益」を用いた。また借入金ストックは「短期借入金」+「長期借入金」である。「借入金」とし、各値の対前年同期増加率を  $Y$  とし、通産省『鉱工業指数年報』の鉱工業生産指数の対前年同期比を  $X$  とし、 $Y=a+bX$  を推計式として、弾力性  $b$  を OLS で推計した。推計期間は 1975 年第 1 四半期～2002 年第 1 四半期である。米国については、商務省 *Quarterly Financial Report for Manufacturing, Mining and Trade Corporations* の All manufacturing の四半期データを用いた。利潤額は Income from operations である。また借入金ストックは Short-term loans from banks+Installments, due in 1 year or less, on long-term debt (a) Loans from banks+Long-term debt due in more than 1 year (a) Loans from banks である。推計方法は日本と同様である。FRB, *Industrial Production indexes* の製造業生産指数の対前年同期増加率を  $X$  として用いた。借入金ストックの弾力性については  $Y=a+bX_4$  を推計式として用いた推計期間は 1975 年第 1 四半期～99 年第 4 四半期である。

## 5. 制度変化とマクロ経済的安定性の変化

図 7 は、表 1 のデータをもとにして、横軸を雇用の弾力性、縦軸を直接金融と間接金融との比率とする平面に、各国の位置をプロットしたものである。前節の仮説によれば、図の右下のコーナーにあたる位置は、非弾力的雇用構造と、間接金融中心の銀行主導型金融構造の組み合わせを示し、これはマクロ経済の安定性にとってはプラスの効果をもつ。したがって図では[+補完性]と記されている。一方、[-補完性]と記されている右上のコーナーは、非弾力的雇用構造と、直接金融中心の市場主導型金融構造の組み合わせを示し、これはマクロ経済の安定性にとってはマイナスの効果をもつ。また、雇用が弾力的な場合つまり図の左の方では、銀行主導型金融構造とも市場主導型金融構造とも整合性をもつので、図では[0補完性]と記されている。イギリス、フランス、ドイツは、1980年代半ば以降、直接金融の比率を高めているが、それは雇用の弾力化と並行して行われた。そのため、図におけるこれらの国の位置は左上方向に移動している。もし雇用の弾力化が行われなかったとしたら、これらの国の位置は右上のコーナーに向かって移動し、その結果、マクロ経済の不安定化が生じたかもしれない。しかし、現実には 1980 年代半ば以降、金融改革と雇用改革が同時進行したために、多くの場合、この不安定化は回避され、市場主導型金融構造への移行はかなり成功している。

日本は、図 7 ではほとんど位置を変えていないように見える。しかし先に示した図 2 をみればわかるように、1980 年代後半に直接金融が急増し、90 年代には急減するという経過をたどっている。1980 年代後半に日本の大企業はエクイティ・ファイナンス（増資、転換社債、新株引受権付社債）を活発に行った。80 年代前半の 5 年間ではエクイティ・ファイナンスにより、15.3 兆円が調達されたが、80 年代後半の 5 年間ではその 4 倍の 66.6 兆円が調達された。このように膨れ上がった資金は金融資産への投融資や、短期有価証券を含む手元流動性の増加を引き起こした(氏家[2002],p.224)。90 年代に入ると、株価の下落が始まり 80 年代後半に積み上がった金融資産の収益性は急速に低下していった。90 年代前半のエクイティ・ファイナンスは 22 兆円にとどまった。大企業の資金調達は、普通社債による調達にシフトしていくが、その伸びは小さい。このような日本の金融構造の変化は、図 7 によれば、次のように理解できる。80 年代後半に、右下のコーナーから右上のコーナーに向けて移動したが、それによって、過剰投資によるバブルの形成とその崩壊後の投資停滞というマクロ経済の急激な不安定化が生じ、再び右下のコーナーに戻った。結局、間接金融中心の金融構造から、直接金融中心の金融構造への移行は、日本においては挫折した。

図7 雇用制度と金融制度との補完性モデル



注: 「70」は、1970年代初めから80年代半ばまでの期間における各国の位置を示す。「90」は80年代半ばから90年代末までの期間の位置を示す。

## 6. おわりに

Nell[1998]によると、大量生産経済においては、大量生産技術の成立という技術的变化やレイオフ制度や団体交渉制度などの制度的変化に起因して、雇用量と産出量がフレキシブルになる。他方で商品価格のサイクリカルな変動は弱まる。その結果、市場における需給ギャップは、価格変化を通じてではなく、数量変化を通じて調整される。このような市場調整パターンの変化が、大量生産経済におけるマクロ経済の実物的不安定性につながっている。ただし実際には、大量生産経済の実物面での不安定性は、国家のケインズ主義的経済介入や貨幣・金融システムの制度的強化によって、軽減されていると Nell は述べる。このような Nell の観点からみると、本稿は、雇用の弾力性の制度的差異に留意しながら、どのような金融システムが、マクロ経済の実物的不安定性を抑制するかという問題を考察した。本稿の考察の前提は、次のような間接金融と直接金融の性質の違いである。間接金融による銀行からの資金供給は、企業の資金需要に柔軟に対応することができる。これとは対照的に、株式市場など直接金融のルートからの資金供給は、本来的にプロサイクリカルに変動する傾向をもち、またこのルートで生ずる需給ギャップは、さらに大きな需給ギャップを生む可能性も高い。このことを前提に考察すると、雇用の弾力性が小さい経済においては、企業は、好況期、不況期を問わず、比較的安定的な外部資金調達を必要とするので、間接金融中心の銀行主導型金融構造だけが、マクロ経済的安定性をもたらす。また、このような経済において、直接金融中心の市場主導型金融構造が制度化されると、マクロ経済的不安定性が発生する。一方、雇用の弾力性の大きな経済においては、企業の外部資金需要はプロサイクリカルに変動するので、その供給は、銀行主導型金融構造を通じてでも可能であるし、市場主導型金融構造を通じてでも可能である。

## 参考文献

- Amable, B., E. Ernst and S. Palombarini[2002], Comment les marchés financiers peuvent-ils affecter les relations industrielles? Une approche par la complémentarité institutionnelle, *L'année de la régulation*, No.6, 2002.
- Boyer, R.(ed.)[1988] *The Search for Labour Market Flexibility*, Clarendon Press, Oxford. (井上泰夫訳『第二の大転換』藤原書店, 1992年)
- Epstein, G.A. [1994] "A Political Economy Model of Comparative Central Banking", in Dymski, G.A. and R. Pollin (eds.) *New Perspectives in Monetary Macroeconomics*, University of Michigan Press, 1994.
- Franzese, R.J. and P.A. Hall[2000], "Institutional dimensions of coordinating wage bargaining and monetary policy", in T. Iversen, J. Pontusson and D. Soskice (ed.), *Unions, Employers and Central Banks*, Cambridge University Press, 2000.
- Hall, P. A. and D. Soskice (ed.)[2001], *Varieties of Capitalism*, Oxford University Press.
- Iversen, T.[2000] "Decentralization, Monetarism, and Social Democratic Welfare State" in T. Iversen, J. Pontusson and D. Soskice (ed.), *Unions, Employers and Central Banks*, Cambridge University Press, 2000.
- Soskice, D. and T. Iversen[2000], The nonneutrality of monetary policy with large price or wage setters, *The Quarterly Journal of Economics*, February 2000.
- Nell, E.[1998], *The General Theory of Transformational Growth*, Cambridge University Press.
- 氏家純一編[2002] 『日本の資本市場』東洋経済新報社
- 宇仁宏幸[2000] 「先進諸国の市場調整パターン」『経済論叢』第165巻第1・2号、2000年1・2月
- 宇仁宏幸[2003] 「バブル崩壊後の日本、スウェーデン、ノルウェーの比較」『経済理論学会年報』第40集
- 日本銀行[2001] 『入門 資金循環』東洋経済新報社
- 野下保利[1995] 「金融構造と金融不安定性の諸類型」(青木達彦編『金融脆弱性と不安定性』日本経済評論社、所収)
- 高木仁/黒田晃生/渡辺良夫[1999] 『金融システムの国際比較』東洋経済新報社
- 古川陽二[1999] 「イギリスにおける労働法の規制緩和と弾力化」『日本労働法学会誌』93号
- 宮本太郎[1999] 『福祉国家という戦略』法律文化社
- 盛誠吾[1999] 「フランスにおける労働法の規制緩和と弾力化」『日本労働法学会誌』93号
- 和田肇[1999] 「ドイツ労働法の変容」『日本労働法学会誌』93号



# 金融不安定性と制度的動学 ——ミンスキーの資本主義経済像——

鍋島直樹

## I はじめに

今日、ハイマン・ミンスキーの名は、資本主義経済の金融構造が景気の拡張とともに頑健なものから脆弱なものへと内生的に転化してゆくことを説く「金融不安定性仮説」の提唱者として広く知られている。しかしながら、金融不安定性仮説は、資本主義経済に内在的な「金融的動学」(financial dynamics)を解明する理論であるにとどまらず、それはまた、さまざまな制度的要因とその進化が市場の動学に対して及ぼす影響に関する「制度的動学」(institutional dynamics)についての考察を加えるという側面をも併せもっている。すなわち、投資と金融の過程を通じて内生的な不安定性を生み出す「金融的動学」と、そのような不安定性を抑制するための制度的機構や公的当局の介入によって与えられる「制度的動学」との相互作用がマクロ経済の動態を方向づけるのだと主張するところに、ミンスキーの景気循環理論の特徴がある。さらに、ここで注目を要するのは、制度的な抑止的メカニズムは景気循環の発散的な振幅を抑制する一方で、それ自らがやがては不安定性を生み出す要因へと転化することをミンスキーが指摘していることである<sup>1</sup>。

ミンスキーの分析が制度主義的な性格をもっていることは、つとに知られている。じっさいに彼は、「経済の制度的構造が進化・発展することから生じる効果を理解する必要性と、これを経済理論に統合することによって制度的構造の理解を深める必要性」(Minsky [1982] p. vii, 邦訳 i x ページ)とを強調している。すなわち彼の分析は、金融制度をはじめとする多様な諸制度が資本主義経済における蓄積の動態に及ぼす影響を明らかにすると同時に、資本主義経済の内在的な動学がどのようにして制度変化を引き起こすのかを説明しようと試みるものである。このような点において、ミンスキーの著作は、たしかにポスト・ケインズ派と制度学派とのあいだの最も重要な連鎖の一つをなしていると言ってよい(Papadimitriou and Wray [1998] p. 201)<sup>2</sup>。しかも彼は、制度的要因の演じる役割を分析の枠組みに明示的に組み込みつつも、社会経済諸制度が生成・発展してゆく過程の描写に終始する素朴な制度主義に陥ることなしに、資本主義経済の循環的変動の理論を構築することに成功している。この

<sup>1</sup> 近年、ミンスキーの金融不安定性仮説の「制度的動学」としての側面に注目する研究が徐々に現れはじめた。経済システムを安定化させるための制度的機構がもつ二面的な性格に焦点を当てているE.ナジカの著作(Nasica [1999], Nasica [2000] ch.7)は、その嚆矢をなすものである。アレナ=レイバウト(Arena and Raybaut [2001])は、ミンスキーの分析視角にもとづく内生的景気循環モデルに制度的動学を組み込むさいの理論的課題について考察している。このほか、パパディミトレウ=レイ(Papadimitriou and Wray [2001])とヴェルセッリ(Vercelli [2001])も、政府介入が安定化効果とともに不安定化効果をもつことを強調している。

<sup>2</sup> ミンスキーの研究はアメリカ制度主義の流れを汲んでいると、しばしば指摘されている。たとえばメアリング(Mehrling [1999])は、ミンスキーの著作を、アメリカ進歩主義の知的源泉に深く根ざした、アメリカの制度主義的な貨幣思想の伝統を継承するものであると位置づけている(p.129)。ウェイレン(Whalen [2001])もまた、ミンスキーの理論は、ヴェブレンとコモンズによってあたえられた歴史的分析の論理的拡張であり、彼の金融システム分析は、アメリカ経済の構造に関する制度主義的な研究を補完するものであると論じている(pp.817-8)。

ような特質をもつミンスキーの分析には、資本主義の長期的・歴史的動学をとらえる新しい分析的枠組みを構築してゆくための数多くの有益な洞察が含まれているのである。

けれども、今日にいたるまで、金融不安定性仮説の「金融的動学」としての側面が多くの人々によって盛んに論じられてきたのに対して、その「制度的動学」としての側面にはほとんど関心が払われてこなかった。そこで本稿では、制度的構造や政策介入が資本主義経済の内生的な不安定性をどのようにして抑制するのか、さらに、それらの要因はいかなる過程を通じて体系にとっての不安定化要因に転じ、資本主義の制度的変化を引き起こすのかという問題に焦点を当てながら、ミンスキーの「制度的動学」分析のいっそうの発展の方向を探ることとしたい。

## II 金融不安定性仮説

金融不安定性仮説の「制度的動学」としての側面について考察するに先立ち、この節では、その「金融的動学」を再検討することによって、資本主義経済についてのミンスキーのビジョンがいかなるものであるのかを確認することとしたい。

ミンスキーによれば、新古典派理論は、あたかも村の定期市で行なわれるような物々交換をまず想定し、それから生産・資本資産・貨幣を順次に導入するという理論的構成をとっている。このような「村の定期市パラダイム」は、たしかに分権的な市場経済が最適な結果をもたらすことを示すことはできる。しかしながら、その理論は、非自発的失業が経済過程の結果として内生的に発生することを説明できない。市場経済においてしばしば観察される不安定な動きを説明するためには、一般均衡理論にもとづく「村の定期市パラダイム」を廃棄し、ケインズが『一般理論』において採用した「ウォール・ストリート・パラダイム」にもとづかなくてはならない。「ここでは、経済がウォール街の投資銀行家の会議室の窓から観察されている。理論形成の作業は、発達した金融機関をもつ貨幣経済をまず前提する」(Minsky [1982] p. 61, 邦訳 98 ページ)。このような経済では、企業による資本資産の取得に対して銀行が資金の融資と仲介を行なう。資本主義経済の分析においては、貨幣は、物々交換の取引をおおうベールではなく、金融関係を表す貨幣契約におけるベールとみなされなくてはならないのである (Minsky [1980] p. 31)<sup>3</sup>。

ミンスキーをはじめとするポスト・ケインズ派は、歴史的時間のなかで不確実性と期待が演じる役割を重視するところにケインズ理論の核心を求めている。すなわち、過去を変えることができず、将来は未知であるという「歴史的時間」の流れのなかでは、将来はつねに不確実である。したがって、御しがたい不確実性のもとでは、移ろいやすく突然の変化にさらされる期待が、投資や金融取引に関する人々の意思決定に重大な影響を及ぼす。ケインズ理論における不確実性の役割について、ミンスキーは次のように述べている。

---

<sup>3</sup> 貨幣経済に関するこのような見解をケインズがはっきりと示したのは、1931年の論文「貨幣価値の崩壊が銀行に及ぼした帰結」においてであった。そこにおいて彼は、次のように述べている。「世界には資本資産を構成する多数の実物資産が存在している。——建物、商品の在庫、仕掛品、輸送中の財などがそうである。しかし、このような資産の名目上の所有者は、それらを所有するために貨幣で借金している場合が少なくない。富の実際上の所有者は、この借金に見合う範囲までは実物資産に対してではなく、貨幣に対して請求権をもっている。この「資金調達」のかなりの部分は銀行制度をつうじて行なわれており、この銀行制度は、銀行に貨幣を貸与している預金者たちと、実物資産の購入に対して資金供給するために銀行が貨幣を貸し付けている融資先との間に、銀行の保証をあたえる制度である。実物資産と富の所有者との間にこうした貨幣のベールが存在しているという事実は、現代世界のとくに著しい特徴である」(Keynes [1931] p.151, 邦訳 179-80 ページ, 強調は原著者のもの)。

「ケインズを理解するためには、不確実性に関する彼の洗練された考え方を理解し、経済過程についての彼のビジョンにおいて不確実性がいかに重要であるかを理解する必要がある。不確実性を含まないケインズ理論は、王子の登場しない『ハムレット』のようなものである」(Minsky [1975] p. 57, 邦訳 86 ページ)。

われわれは、不確実性のもとでの意思決定についてのケインズの分析とともに、「貨幣が本質的かつ独自の仕方では経済機構の中に入り込む」(Keynes [1936] p. vii, 邦訳 ix ページ) という彼の見方を出発点としたうえで、精巧な金融制度を備えた現代資本主義経済において、貨幣的要因が経済システムの動向にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにしてゆかねばならないのである<sup>4</sup>。

上述のような資本主義についてのビジョンにもとづいて、金融不安定性仮説は、投資が景気循環の主な原因であり、また投資はさまざまな金融的条件によって制約をうけるというケインズの洞察をさらに深め、それを現代化しようと試みる。ひとこと言えば、金融不安定性仮説は、「景気循環の投資理論」と「投資の金融的理論」を得るための基礎理論なのである (Minsky [1982] p. 95, 邦訳 146 ページ)。このようなミンスキーのアプローチは、しばしば「金融的ケインズ主義」(financial Keynesianism) と呼ばれている。一般にミンスキーはポスト・ケインズ派を代表する論客の一人と位置づけられている。もちろん、このこと自体に相違はないが、彼自身は、ポスト・ケインジアンと呼ばれることをあまり好まず、むしろ自らを「金融的ケインジアン」と規定していた。

ミンスキーは、一般的な理論を展開するために制度の役割を背景にしりぞけようとするポスト・ケインズ派のもつ傾向から距離をおこうとしていた。彼の見解によれば、あらゆる種類の経済システムに適用することができる一般的な理論というものがあるとしても、それは、明らかに誤っているか、さもなければ役に立たないかのいずれかである。したがって、制度は分析の枠組みに最初から組み込まれなくてはならず、有用な理論とは制度特定のなものでしかありえない。このような観点から、彼は、精巧な金融制度を備えるとともに、大きな政府の存在によって特徴づけられる先進資本主義経済に適用することのできるような理論的枠組みの形成を進めていった (Papadimitriou and Wray [1998] pp. 201-2, Variato [2001] pp. 96-7 を参照)。

ミンスキーは、金融不安定性仮説の基本命題を次のように要約している (Minsky [1986] p. 173, 邦訳 212 ページ)。

1. 資本主義市場経済は、持続的な安定的価格・完全雇用均衡をもたらすことができない。
2. 深刻な景気循環は、資本主義にとって本質的な金融的属性のために生じる。

これらの命題は、資本主義経済は本来的に不安定なシステムであること、また、そのような不安定性は、資本主義的な金融慣行に由来していることを主張するものである。この主張が、上に述べたようなミンスキーのビジョンから直接に導かれるものであることは容易に理解されよう。これらの命題は、市場経済は本来的に安定的なシステムであって、外部からの攪乱がないかぎり完全雇用と物価の安定性が実現されるという新古典派の見解と鋭い対照をなしている。したがって、これらの命題の理論的な基礎づけを行なうことが金融不安定性仮説にとっての課題となる。ミンスキーは、資本資産価格と経常生産物価格とが、たがいに異なる諸変数に依存し、異なる市場において決定されることを論じる「二つの価格モデル」によって投資の決定を説明し、さらに投資と金融の相互作用が内生的な景

---

<sup>4</sup> 不確実性と貨幣に関するケインズの見解と、それがミンスキーをはじめとするポスト・ケインジアンに及ぼした影響については、鍋島 [2001a] 第5章を参照されたい。そこでは、不確実性の概念に拠つつ、貨幣的要因のはたらきを重視しながら経済活動水準の変動を説明しようとする点に、ケインズ経済学の核心を求めている。

気循環を生み出すことを明らかにした。このような枠組みによって、彼はみずからに与えた課題を解決しようとしたのである<sup>5</sup>。

金融不安定性仮説は、景気の拡張局面を通じて頑健な金融構造から脆弱な金融構造への移行が内生的に生じると主張する。拡張期には、経済全体において楽観的な期待が支配的となるので、企業は、はじめは内部資金によって、のちには負債を増加させることによって投資を拡大しようとする。他方で貸し手の側も、この局面では楽観的な期待に導かれて低い金利で弾力的な資金の供給を行なう。この結果、景気の拡張局面を通じて企業の負債／自己資本比率が上昇するので、しだいに金融構造の脆弱化が進むことになる。しかしながら、大きなショックなしに景気の拡張が順調に進行し、諸主体の楽観的な期待が正当化されるかぎり、多幸症的 (euphoric) な投資ブームが持続するであろう。このように、資本主義の金融構造は、時とともに頑健性から脆弱性へと向かう本来的な傾向をもっている。だが、円滑な成長と繁栄が金融的な障壁によって妨げられることなく永続的につづくということはありそうにない。実は、こうした上方への不安定性こそが、金融危機の前兆にほかならないのである。

景気下降の引き金となるのは、利子率の上昇である。好況の局面においてはインフレが進むので、中央銀行はそれを抑制するために、遅かれ早かれ金融引き締め政策に転じることとなるだろう。それとともに、投資拡大の過程を通じて「貸し手のリスク」がしだいに増大するので、銀行をはじめとする金融機関は貸出利子率を引き上げようとする。投資財生産の増加にともない資金需要が非弾力化する一方で、資金供給が非弾力化するならば、短期利子率が急騰し、それにつづいて長期利子率も上昇する。利子率の上昇は、投資財の需要曲線を下方にシフトさせる一方で、投資財の供給曲線を上方へとシフトさせる。投資財の需要曲線と供給曲線のこのようなシフトは、投資を減少させ、したがって現在の利潤と近い将来の予想利潤を減少させる。

利潤の減少は企業が現金返済契約を履行する能力を弱めることを意味している。利潤が減少し、それと同時に貸し手が貸出を削減しているときには、企業は資産ポジションの売却によって債務を返済するための資金を調達しなくてはならない。だが、このような動きが一般化するならば、資産価格はさらに下落し、負債デフレーションが加速度的に進行することになるだろう (Minsky [1975] pp. 124-5, 邦訳 197-8 ページ、Minsky [1982] p. 108, 邦訳 165 ページ、を参照)。さらに、利子率の上昇があまりに急激であるならば、あらゆる投資水準において投資財の需要価格が投資財の供給価格を下回る「現在価値の逆転」という現象が生じるかもしれない。このとき、投資活動は停止に追い込まれて、粗利潤が急落する。利子率の上昇によって引き起こされた投資と利潤の螺旋的な低下の過程は、全面的な金融恐慌へと展開してゆく可能性をはらんでいるのである。

景気下降の重大な契機となる利子率の上昇は、上方への不安定性が進行する過程において内生的に生じるものであるから、経済の拡張から縮小への局面転換もまた内生的な性格のものであると見なされる。金融不安定性仮説の本質は、負債デフレーションにさえ展開しかねないような不安定性が、経済システムにとって外生的なショックや政策当局の誤りによって生じるのではなく、資本主義経済の正常なはたらきの自然な結果として生じるのだ、と主張するところにある。すなわち、「安定性が不安定性を生み出す」 (stability is destabilizing) というのが、ミンスキーの基本的認識である。資本主義は、投資と金融の過程を通じて内生的に不安定性を生み出すという本来的な欠陥をもつシステムであると、彼はくりかえし指摘している。

---

<sup>5</sup> ミンスキーの投資理論とそれにもとづく金融不安定性仮説についての解説をあたえている文献としては、

### Ⅲ 不安定な経済を安定化する

しかしながら、資本主義経済がはらむ内生的な不安定性を完全に取り除くことはできないにせよ、経済政策によって不安定化の傾向を抑制することは可能である。ニューディール政策とそれに続く一連の改革の結果として、戦後のアメリカ経済においては政府の大規模な政策的介入が制度化され、積極的な経済政策が、負債デフレーションや深刻な不況の発生を防ぐことに成功してきた。ミンスキーは、大恐慌の再来を回避するうえで、二つの「天井と床」が重要な役割を演じていたと言う。すなわち、巨額の財政赤字を伴う「大きな政府」と、「最後の貸し手」としての中央銀行の介入がそれである（たとえば、Minsky [1986] chs. 2-3 を参照）。大きな政府は、不況期に政府支出を拡大することによって利潤フローを安定化させ、これを通じて投資水準を維持するという機能を果たす。他方で流動性不足に陥った銀行に対して中央銀行がリファイナンスを行なうならば、資産価格の崩壊を防ぎ、金融市場の安定性を維持することができる。すなわち、大きな政府が産出と雇用を安定化させる一方で、最後の貸し手は資産価値を下支えする。このようにして政策介入は、経済システムの運動に対して人為的に「天井と床」を設定することによって、資本主義経済それ自らが孕んでいる本来的な不安定性を抑制することができる。

実のところ、制度的にあたえられた「天井と床」が好況と不況の累積的過程に対する制約として作用するという見解は、ミンスキーの初期の景気循環モデルにおいて既に示されている。彼の1957年の論文「代替的な金融方式と加速度原理モデル」(Minsky [1957a])は、ヒックス＝グッドウィン型の乗数・加速度モデルに依拠しつつ、乗数・加速度過程とさまざまな金融方式との相互作用を究明しようとするものである。ミンスキーの景気循環分析においては、早い段階から金融的要因が主要な地位を占めていた。これらの初期の研究に見られる萌芽的な発想が、長期間にわたる思索の過程をへたのちに「金融不安定性仮説」というかたちで結実することになる。

乗数・加速度モデルの基本的構造は、以下のように定式化される。

$$Y_t = C_t + I_t \quad (1)$$

$$C_t = \alpha Y_{t-1} \quad (2)$$

$$I_t = \beta (Y_{t-1} - Y_{t-2}) \quad (3)$$

ここで、 $Y$ は所得、 $C$ は消費、 $I$ は投資、 $\alpha$ は限界（平均）消費性向、 $\beta$ は加速度係数、 $t$ は日付をそれぞれ表す。消費関数(2)式と投資関数(3)式を、マクロ均衡条件を示す(1)式に代入すると、次の二階差分方程式が得られる。

$$Y_t = (\alpha + \beta) Y_{t-1} - \beta Y_{t-2} \quad (4)$$

その一般解は、以下のかたちで与えられる。

$$Y_t = A_1 \mu_1^t + A_2 \mu_2^t \quad (5)$$

ただし、 $A_1$ と $A_2$ は $Y$ の初期値に依存し、特性方程式  $\mu^2 - (\alpha + \beta)\mu + \beta = 0$  の根である  $\mu_1$ と  $\mu_2$  は  $\alpha$  と  $\beta$  の値によって決定される。

さて(5)式は、パラメーター  $\alpha$  および  $\beta$  の値によって相異なるタイプの動学を生み出す。すなわち、(1) 単調に収束する、(2) 循環的に収束する、(3) 単調に発散する、(4) 循環的に発散する、のいずれ

れかである。ヒックス (Hicks [1950]) は、これらのうち、(3) と (4) の場合に注目し、さらに最大の資本減価率と完全雇用という制約の存在を仮定することによって、景気循環の発生を説明しようと試みた。形式的には、これらの制約諸要因が存在するために実現投資が誘発投資の値から乖離し、加速度係数  $\beta$  の値が変化することによって所得の循環運動が生じることになる。

しかしながら、天井と床の作用によって与えられた新しい「初期条件」が投資と所得の動きの反転をもたらすという結果は、加速度係数  $\beta$  が貨幣システムのあり方に依存すると仮定しても得ることができる。ミンスキー (Minsky [1957a]) は、(1) 貨幣の流通速度も貨幣量も変化しないシステム、(2) 流通速度だけが変化するシステム、(3) 貨幣量だけが変化するシステム、(4) 流通速度も貨幣量も変化するシステム、の四つの代替的な貨幣システムについて考察し、投資関数を支配する加速度因子パラメーターに金融的要因がどのような影響を及ぼすのかを明らかにしている<sup>6</sup>。

この論文で提示されたミンスキーのモデルは、天井と床というかたちで好況と不況に対する制約を導入することによって非線形性を考慮している点において、ヒックスのモデルときわめて類似している。しかしながら、この二人がこれらの制約にあたえた意味はたがいに全く異なっている。ヒックスは、粗投資が負になりえないことによって床の存在を、また利用可能な自然資源と労働力の制約によって天井の存在を説明した。これに対して、ミンスキーのモデルにおいては、天井と床は、貨幣量および貨幣の流通速度の動態に関係している。すなわち天井と床は、景気循環の振幅を適度な範囲内に制限するために公的当局によって設定された制度的機構をおもに反映するものであると見なされている (Nasica [2000] p. 185 を参照)。

経済システムの不安定化傾向を抑制するためのこれらの制度的仕組みを、のちにミンスキーは「抑止的システム」(thwarting systems) と名づけている (Ferri and Minsky [1992])。資本主義経済はときどき不安定性を示すが、しかし不安定性が発散的となることは滅多にない。それは、不安定性を生み出す内生的な経済過程をさまざまな制度的仕組みと政策介入が抑止しているからである。こうして制度や政策が不安定な経済を安定化しているのであるとすれば、市場経済が円滑に機能するためには適切な介入と制度的構造が必要であるということになる。抑止的システムのおもな目的は、新しい「初期条件」を経済システムに賦与することによって、その動態に修正を加えることである。新しい初期条件となる政策・制度が適切に設計されるならば、それらは下方への不安定性の床として機能するであろう。

経済システムについての介入と抑制の構造は、政治過程によって形成・維持される。それゆえ、時間を通じた経済の経路は「政治経済学的な現象」である。さらに、不安定な経済を安定化するための制度的構造や政策介入がもつ効果は決して不変ではなく、その有効性は時とともに変化する。たとえば、ある一定の規制構造が確立されたとき、利潤を追求する諸主体にとっては、その構造の作用様式について学習することによって、規制を回避するための方法や、それをうまく利用するための方法を

---

<sup>6</sup> このモデルから導かれる政策的含意は、インフレなき定常的成長を実現するためには、流通速度一定で貨幣量だけが変化するシステムにおいて、貨幣供給を一定の幾何級数的成長率で増加させることが必要だということである。その理由は、あまりに急激な貨幣供給の増加は急速なインフレをもたらす一方で、貨幣供給の増加率があまりに低すぎると所得の下降運動をもたらされるからだ、とされている。ここでのミンスキーの提案は、一定の増加率で貨幣供給を行なうというマネタリストの提唱する政策ルールに類似している。このほかにも、貸付資金説にもとづいて利子率の決定を説明している点など、この論文 (Minsky [1957a]) には依然として新古典派的な要素が多く残されている。これ以降、ミンスキーが長期にわたる移行の段階をへて独自の理論的枠組みを確立するに至るのは、ようやく 1970 年代になってからのことである。「古典派的ケインジアン」からポスト・ケインジアンへ、というミンスキーの思考の変化に焦点を当てている研究に King [1996] がある。

見つけようとする誘因が存在するだろう。したがって、当初は安定性をもたらした制度的仕組みが、やがて不安定性と非効率性を生み出す要因へと転化するかもしれない。そのときには、規制と介入のための新しい制度的構造が必要となる (Ferri and Minsky [1989] p. 138, Minsky [1989] pp. 401-2)。このように、抑止的システムには、資本主義経済に固有の不安定性を抑制する一方で、イノベーションと制度変化を誘発して、新たな不安定性をつくり出すという二面的な性格がある。

資本主義経済の内在的な動学は、遅かれ早かれ許容することのできないような経済システムの状態をもたらすという命題から、ミンスキーは次の二つの定理を導いている (Ferri and Minsky [1992] pp. 87-9)。第一は「反自由放任定理」である。すなわち、内在的な動学が不安定性を意味するような世界においては、慣行・制約・介入などを経済的環境に導入することによって安定性の外観を維持することができるというものである。さらに、この第一の定理から「成果に対する制約定理」を得ることができる。市場における個人的な利得や厚生追求が、インフレーションやデフレーション、あるいは急速な振動にむけて経済システムを駆り立てるとするならば、経済システムは、配分あるいは安定性という観点から見て効率的である状態からときどき急速に乖離しているということになる。しかしながら通常は、政策当局における観察のラグが存在したり、介入による調整が不完全なものでしかなかったりするので、政策介入によっても体系を最適な配分の状態とすることは決してできない。したがって、経済にとって「実際的に最善な状態」は「抽象的に最善な状態」には及ばないということになる。

これら二つの定理は、安定的な経済成長を持続させることができるか否かは、適切な制度的構造の存在にかかっているということを示している。そして、制度的構造も不安定性の源泉も共にたえず変化しているので、いかなる種類の政策介入であっても、その成功は一時的なものにすぎない。経済にとっての自動誘導装置というものは存在しないので、われわれは、経済環境の変化に適応するべく、つねに規制や介入のあり方を改善するように努めなくてはならないのである。

#### IV 抑止的システムの二面的性格

経済システムを安定化させるための抑止的システムがもつ二面的な性格については、ミンスキーが1957年に公刊した論文「中央銀行業務と貨幣市場の変容」(Minsky [1957b])において既に詳しく説明されている。この論文は、金融制度・慣行の変化が金融政策の有効性に及ぼす影響について考察しているものである。ミンスキーは、1950年代半ば以降、アメリカでは短期金利が上昇する傾向にあり、そのような状況のもとで金融市場に二つの制度変化が生じたことを指摘する。フェデラル・ファンド市場が発達したことと、国債ディーラーの資金源が、商業銀行借入から、金利水準のより低い非金融法人の資金にシフトしたことである。このような制度変化は銀行準備の増加に等しい効果をもつので、銀行は、一定量の準備でより多くの預金残高を維持することが可能になるとともに、一定量の要求払預金から、より多くの貸出を行なうことができるようになった。すなわち、インフレ抑制のために中央銀行が金融引き締め政策をとり、利子率が上昇したとき、貨幣の流通速度の上昇を促すような金融イノベーションが誘発されたので、金融政策の効果は著しく損なわれてしまう結果となったのである。

このとき、中央銀行が金融引き締め政策の効果を持続しようとするならば、流通速度上昇の効果を相殺するために準備の供給を削減しなくてはならない。というのは、貨幣量を一定に保つという消極的な引き締め政策をとる場合、流通速度の上昇によって、その効果が失われてしまうからである。け

れども、準備供給の削減という中央銀行の積極的な行動は、ふたたび利子率を上昇させ、新たな金融イノベーションを誘発することになるであろう。こうして、金融引き締め政策の効果は、商業銀行や企業の利潤追求的な行動によって引き起こされた制度変化によって打ち消されてしまう。それゆえ、マネーサプライを制御し、それによってインフレ圧力を抑制するという金融政策の有効性は、きわめて限られたものでしかないのである<sup>7</sup>。

みられるように、市場の動学と制度の動学とのあいだの相互作用は、ミンスキーの景気循環理論における基軸的な要因をなしている (Nasica [2000] p. 189)。当初は効力を発揮していた規制や政策であっても、その網をかいくぐろうとする諸主体の利潤追求的な行動が「制度的不安定性」を生み出して、それらの規制・政策の有効性を低減させることになる。制度と市場の相互作用によって経済システムの構造はたえず変化するので、ある特定の時点で設定された安定化のための制度的仕組みも、のちには不安定性を増大させる要因へと変質する。制度的構造が経済システムにあたえる安定性は、決して永続的なものではなく、ごく一時的なものに過ぎないのである。

「当初の一定期間を経過した後は、資本主義的金融の基本的な不均衡化傾向によって、ふたたび金融構造が脆弱化する瀬戸際に立たされることになる。これが起きれば、新規の改革が必要となる。たった一度だけ物事を正しく設定すれば済むということはありません。不安定性は、一組の改革によって休止するとしても、時間が経過すれば、装いを新たに出現してくるのである」 (Minsky [1986] p. 333, 邦訳 414 ページ)<sup>8</sup>。

その効果が一時的なものに過ぎないという点においては、負債デフレーションを防止するためにミンスキーが提唱する二つの政策手段もその例外ではない。すなわち、大きな政府による赤字支出、および最後の貸し手としての中央銀行の介入の有効性もまた時とともに低減する。たしかに政府の赤字支出と中央銀行による過大な流動性の注入によって大不況の到来を回避することはできるが、そのような政策介入は、脆弱な金融構造を有効化し、そこから現れる諸問題をいっそう深刻化させるであろう。政策介入が行なわれるとき、ハイリスクな金融慣行にともなう潜在的コストは、民間の諸主体によってではなく、政府によって負担されるようになる。すなわち、それらのコストがかなりの程度まで社会化されるので、市場参加者にとっては、リスクの高い金融行動をとることが極めて合理的な行動となる。政府の介入によって利潤の下方への不安定性が緩和されるならば、資本資産ポジションの負債によるファイナンスが促進されるであろう。

---

<sup>7</sup> 貨幣の流通速度の上昇は、現金資産に代わる新しい資金調達手段と資金運用手段を生み出して、経済全体の流動性水準の低下させるので、このとき経済全体にとってのリスクもまた増大するであろう。すなわち流通速度の上昇は、流動性を薄く引き延ばしてしまうことによって金融市場を不安定なものとするのである。ミンスキーは、好況期の制度的イノベーションを通じて誘発される不安定性とそれにつづく金融恐慌からの損失を最小限に食い止めるためには、中央銀行が「最後の貸し手」として行動することが必要であると主張している (Minsky [1957b] pp.174-6, 邦訳 257-61 ページ)。この論文においてもまた、ミンスキー「金融不安定性仮説」の中心的な主題の多くを見て取ることができる。すなわち、金融イノベーションの重要性、貨幣供給の内生性、金融不安定性、最後の貸し手としての中央銀行の役割、などがそれである。

<sup>8</sup> このことは、規制・介入のための制度的構造が一定期間にわたってうまく機能するとしても、それがやがて民間の諸主体のモラル・ハザードを誘発するようになるので、制度的構造の安定化効果はしだいに低減するということを意味している。したがって、不安定性を抑制するための政策・制度は、市場と国家のエージェンシー問題とともに解決できるものでなくてはならない。このような観点から、近年の米国ラディカル派は、エージェンシー理論の枠組みを利用して進歩的経済政策の新しい方向を探求している。企業の所有権と支配権を労働者の側に移転し、労働者を残余請求者の地位におくことによって生産性の上昇をめざすという「資産の平等主義的再分配」が、彼らの政策提案の中核をなしている。詳しくは、Epstein and Gintis [1995], Bowles and Gintis [1998], 鍋島 [2001b]などを参照されたい。

こうして、政策介入は経済全体の金融脆弱性を増大させるので、それにともない安定化政策の効果は小さくなってゆく。したがって、負債デフレーションや深刻な不況の発生を防止するためには、ますます大規模で、ますます頻繁な介入が必要となるだろう。すなわち、時とともに政策介入のコストが増大するのに対して、そのベネフィットは減少する。積極的な経済政策は、資本主義経済の不安定性を抑制する一方で、金融市場リスクの社会化を通じて金融システムを脆弱化させるという副作用をもっているのである。R. ポーリンとG. ディムスキは、このような現象を「ミンスキーの逆説」(Minsky paradox) と名づけている。彼らは、ミンスキーの枠組みは弁証法的な緊張にみちたものであり、ゆえに、不安定性と危機に関する現代のネオ・マルクス派の研究のなかにミンスキーの逆説との興味ぶかい類似性を見出すことは驚くには当たらないと述べている (Pollin and Dymski [1994] pp. 373-4)。

J. R. クロッチェは、制度的構造は経済システムの秩序と持続性をつくり出すが、それは「暫定的安定性」(conditional stability) 以上のものではありえないと論じている。経済の制度的構造は、安定性に対する古い障害を取り除くと同時に、それ自らが内包する矛盾によって新たな障害をつくり出す。それゆえ、根本的不確実性をともなう資本主義経済の動態は、暫定的安定性と不安定性との交替によって特徴づけられる。このように制度的構造と秩序・連続性との関係は弁証法的なものである。諸制度が矛盾的・弁証法的な役割を演じるということは、国家が資本主義経済を制御・管理するための永続的に有効な政策手段などというものは存在しえないということの意味している (Crotty [1994] p. 136) <sup>9</sup>。

## V 資本主義の制度的進化

資本主義経済は、その内生的な動学と抑止的な制度的機構とのあいだの相互作用を通じて構造変化をくりかえしながら、それ自らを再生産する。これが制度的動学の分析によってミンスキーが獲得することのできた基本的視角である。このような認識を踏まえたうえで、晩年のミンスキーは資本主義の長期的発展の理論の構築に力を注いだ。資本主義は動的・進化的なシステムであり、それは時間的・空間的に多様な形態をとる。そして金融構造の進化にこそ、資本主義のダイナミズムがもっとも顕著に表れるというのが、彼の分析の基礎となる考えである。

資本主義の発展についてのミンスキーのビジョンは、彼がハーバードの大学院において指導を受けたシュンペーターの恩恵に負うところが大きい。資本主義は変化してやむことのない動的なシステムであり、生産と金融の両面における「新結合」が経済発展の過程にとって不可欠であるという見解を、彼はシュンペーターから受け継いだ。このような見解は、ミンスキーの以下の叙述にもよく表れている。

「資本主義は多くの特定の形態をとるので、それは弾力に富んでいる。一つの意味においては、これは些細なことである。すなわち、大きな政府と積極的な中央銀行業務がその内生的な動態過程を抑制してきたということである。……もう一つの意味においては、それは些細なことではない。というのは、資本主義経済の内生的な進化的動学は、金融的な諸変数と実体的な諸変数とのあいだの関係

---

<sup>9</sup> ここでの議論とは異なる観点からではあるが、セッターフィールド (Setterfield [2003]) は、歴史的な運動および変化についてのポスト・ケインズ派の見解が弁証法的な性格をもっていることを指摘している。彼は、根本的不確実性のもとでの経済諸主体の慣行的行動とその陰画である革新的行動とのあいだの矛盾が、弁証法的な過程を通じて資本主義経済の構造変化を生み出すのだと論じている。

を変化させ、それに次いで経済の動的パターンを変化させるからである」(Minsky [1990] pp. 65-6)。

ミンスキーは、金融と産業のあいだの關係に焦点を合わせて、アメリカ資本主義の歴史的な発展段階を次の五つに区分している (Minsky [1990] pp. 65-72, Minsky [1996] pp. 362-4, Minsky and Whalen [1996-7] pp. 156-9)。第一の「商業資本主義」(commercial capitalism) の時代には、外部金融がおもに貿易のために利用されていた。第二の「産業資本主義」(industrial capitalism) は、鉄道・公益事業・製造工場などのプロジェクトに必要とされる膨大な資金を融資する金融機関の出現によって特徴づけられる。投資銀行が、このような投資プロジェクトだけでなく、カルテルやトラストなどの企業合同に対する融資に乗り出すようになったとき、「金融資本主義」(financial capitalism) と呼ばれる第三の段階が出現した。しかし、この段階は1930年代の大不況のさいの金融システムの崩壊によって終焉を迎える。これに続いて、第四の「経営者資本主義」(managerial capitalism) の時代がニューディール改革によって到来する。この段階においては、経営者は銀行と株主の双方からの高い独立性をもっていた。そして1980年代以降、年金基金、ミューチュアル・ファンド、保険会社などの機関投資家が金融市場と企業に対して大きな影響力を行使するようになると、第五の段階である「資金運用者資本主義」(money manager capitalism) が出現する<sup>10</sup>。

ここでは、戦後資本主義経済の構造変化について、すなわち、経営者資本主義から資金運用者資本主義への移行の過程について、少し詳しく見ていくことにしよう。第二次大戦後に出現した経営者資本主義は、(1) 景気後退のさいに企業の利潤フローを維持するための反循環的な財政政策、(2) 大規模な移転支出をとまなう福祉国家、(3) 低水準の民間部門の債務によって特徴づけられる頑健な金融構造、(4) 金融システムの不安定化を防ぐための中央銀行の介入、という四つの特徴をもっていた。このレジームは、経営者資本主義と福祉国家が結合することによって成立したものであり、ゆえに「経営者支配・福祉国家資本主義」と呼ばれることもある (Minsky [1989] p. 396)。また先に述べたように、このレジームにおいては、企業経営者が支配的な主体であり、株主の強い圧力を受けることなく、長期的な視野にもとづいて企業経営を行なうことが可能であった。これらの多様な要因が高水準の総需要と企業利潤を保証することによって、戦後アメリカの長期にわたる成長と繁栄がもたらされた。

しかしながら、経営者資本主義の成功が、それ自らの危機を生み出す。前節でみたように、投資と利潤の下方への不安定性に対して「床」を設定するような介入政策は、企業と銀行による投機的な金融慣行の追求を促す。その結果、企業の負債ファイナンスへの依存度が高まり、かつては頑健であった金融システムがしだいに脆弱化した。それとともに個人年金の膨大な蓄積は、年金基金をはじめとする機関投資家の活動の拡大を導いた。

資金運用者資本主義においては、短期的な総ポートフォリオ収益の最大化を目的として資金の運用を行なう機関投資家が、大企業の株式の大きな部分を所有している。機関投資家のファンド・マネージャーは、企業経営者に対して株式の市場価値を維持するように圧力をかけるので、経営者は、短期的な利潤と株式市場での自企業の評価に対して過敏にならざるをえない。もはや、彼らが長期的な視

---

<sup>10</sup> ウェイレン (Whalen [2001]) は、ミンスキーの資本主義発展理論についての詳しい説明をあたえている。彼によれば、五つの段階は、商人資本主義 (1607~1813年)、産業資本主義 (1813~1890年)、銀行家資本主義 (1890~1933年)、経営者資本主義 (1933~1982年)、資金運用者資本主義 (1982年~現在) と画される。ここで商人資本主義 (merchant capitalism) と銀行家資本主義 (banker capitalism) は、ミンスキーのいう商業資本主義と金融資本主義にそれぞれ対応する。ウェイレンの用語は、J.R.コモンズ『制度派経済学』(1934年)から借用したものである。さらに彼は、現在のアメリカ資本主義が「グローバル金融資本主義」(global finance capitalism) という第六の段階に差しかかっていることを示唆している。

野にもとづいて経営を行なうことは困難となっている。こうして現在では、経営者支配は大きく後退し、経営者に代わって資金運用者が民間経済の支配者となった。それと同時に、資金運用者資本主義においては、合併、買収、企業分割、レバレッジド・バイアウト、株式買い戻しなどの起こりやすい環境が生まれている。ファンド・マネージャーは、ポートフォリオ価値の短期的な釣り上げのために乗っ取りを支援する強い誘因をもっているからである。このように株価を引き上げようとする機関投資家の圧力はまた、企業のダウンサイジングを促進している。企業のすべての部門が売買されるようになり、また条件つき労働者や臨時労働者の雇用が普及したので、あらゆる階層の労働者にとって雇用保障が侵食され、彼らの身分・所得の不安定の度合いが増加している。経営者資本主義の終焉とともに、そのもとでの安定的な労使関係もまた終焉を迎えたのである<sup>11</sup>。

現在の経済危機は、資本主義が成功を収めるための制度的前提条件についての見直しを緊急の課題としている。戦後資本主義の制度的構造の基礎をなしていたニューディールの制度改革は、1970年代以降のアメリカ経済の構造変化によって、その有効性をしだいに失い、もはや非効率的な制度となってしまった。今日において必要とされているのは、自由放任に回帰することではなく、資金運用者資本主義のもとで急激に増大しつつある不確実性の影響を緩和するとともに、人々の雇用や生活の安定を高めるための新しい経済諸制度を創出することである。人々の直面する不確実性や不安定を低減させることによって初めて経済的な進歩が可能となるのだ、とミンスキーは主張している。

ミンスキーは、今日においてもなお、負債デフレーションを避けるためには大きな政府による反循環的な財政政策が必要であるし、また最後の貸し手としての連邦準備制度の介入は「よき金融社会」をつくるための不可欠な前提条件であると論じている。そのうえで彼は、人々の生活の不安定を生み出している資金運用者資本主義をより人間的な資本主義に取って代えるための改革プログラムを提示している。それらのなかには、連邦・州・地方政府による雇用プログラムの策定、教育・訓練・科学技術・インフラストラクチャーへの公共投資、連邦準備制度の割引窓口を通じた質的な信用管理、地域開発銀行の全国的ネットワークの展開、連邦財政赤字を削減するための税制改革、職場における労働者の参加の拡大、などの多様な政策が含まれる (Minsky [1996] pp. 364-7, Minsky and Whalen [1996-7] pp. 161-7 を参照)。

## VI おわりに

根本的不確実性にみちた資本主義経済は、内生的な不安定性という本質的欠陥をもっている。経済諸主体の楽観的な期待に導かれて多幸症的ブームが進展するとき、負債による投資資金の調達が増大することを通じて金融構造の脆弱化が進むので、ひとたび景気の下降が始まると、それは負債デフレーションや深刻な不況へと展開してゆく可能性さえある。にもかかわらず、現実の経済過程においては、長期にわたる大不況が生起することは極めて稀である。資本主義経済における変動の特徴について、ケインズは『一般理論』第18章「雇用の一般理論再説」で次のように述べている。

「われわれの生活している経済体系は、産出量および雇用に関して激しい変動にさらされているけ

<sup>11</sup> 他方で1990年代後半以降の資金運用者資本主義は、ミンスキーが予想しなかったような性格の変化を見せている。彼は、機関投資家が株式を短期間しか保有しないと考えていたが、近年では長期にわたる株式の保有が増加しており、所有と経営の統合へと向かう動きが生じている。また彼は、ベンチャー・キャピタル融資の急速な増加が一因となって1990年代後半に長期にわたる投資主導型のブームが起こることも予想してはいなかった (Rima [2002], Whalen [2002] を参照)。

れども、甚だしく不安定ではないということが、その著しい特徴である。……変動は最初は活発に始まることがあるが、著しく極端なものに進まないうちに衰えてしまうように見え、絶望的でもなく満足なものでもない中間的な状態がわれわれの正常な状態である」(Keynes [1936] pp. 249-50, 邦訳 247-8 ページ)。

すなわち、ケインズによれば、資本主義経済は本来的に不安定なシステムではあるものの、完全雇用に近い状態や、体系の完全な崩壊が起こることはなしに、中間的な水準をめぐって産出量と雇用が変動しているというのが我々の現実の経験である。ケインズは、このような状態は必然の法則によって確立されるのではなく、それは過去と現在の世界に関する観察事実にすぎないと述べている (ibid., p. 254, 邦訳 252 ページ)。これに対して、ミンスキーの「制度的動学」分析は、さまざまな制度的機構や政策介入が、不安定性にとっての「天井と床」として作用することによって、産出量や雇用の極端な変動を抑制していることを論じている。ミンスキーの分析は、資本主義経済の金融過程が不安定化要因を内生的に生み出す仕組みを明らかにすると同時に、ケインズが観察した経済変動の安定性についての理論的な基礎づけをあたえるものであると見なすことができる。

しばしば新古典派経済学者は、根本的不確実性の役割を重視するケインズおよびポスト・ケインズ派の分析を、極端な主観主義や理論的ニヒリズムに陥っているものであると批判する。ケインズ的な不確実性の支配する世界においては、経済諸主体の意思決定や経済社会の動向についての理論的な説明を行なうこと自体が不可能になってしまうと彼らは言う。根本的不確実性の概念にもとづくアプローチは資本主義経済の不安定的な側面だけを強調することに終始しており、そのような枠組みに拠るかぎりには、一定の秩序と連続性をもって推移する現実の市場経済の動態を説明することはできない、というのが新古典派の理論家たちの見解である。しかしながら、ここまで見てきたように、不確実性にみちた資本主義経済においては、その影響を緩和するための制度的構造が経済システムの秩序と暫定的安定性をつくり出す。クロッティが示唆するように、暫定的安定性の概念を分析の枠組みに組み込むならば、根本的不確実性を分析の基軸に据えたマクロ経済学は、新古典派経済学者の言うような理論的ニヒリズムに陥る必要は決してないのである (Crotty [1994] p. 117)<sup>12</sup>。

けれどもその一方で、経済システムの安定性を支えている政策や制度は、それ自らが孕んでいる矛盾によって遅かれ早かれ不安定性を増幅させる要因へと転じ、資本主義の制度的進化を引き起こす。既存の制度的構造が有効に機能しているあいだは持続的成長が実現するが、制度的構造の安定化効果が低減しはじめると、経済は長期的危機の局面を迎えることになるだろう。こうして、制度的構造の機能 (および機能不全) によって、暫定的安定性の局面と不安定性の局面との長期的な交替が生じることになる。ミンスキーは、制度的構造の矛盾的・弁証法的な役割に焦点を当てることによって、経済システムの安定と危機をともに説明することのできる理論的枠組みを提示しているのである<sup>13</sup>。

---

<sup>12</sup> これと同様にナジカ (Nasica [2000]) も、ポスト・ケインズ派の分析は、不確実性が考慮されるならば初期条件と結果についての理論的な叙述を行なうことができなくなるという見解にもとづくものではないと主張している。彼は、ケインズの確率論について再検討したのちに、不確実性下の意思決定に関するケインズの分析は「合理的精神」の概念に依拠しており、その分析を諸主体の非合理的な行動の結果として解釈することはできない、と論じている (ibid., pp.146-54)。

<sup>13</sup> ミンスキーの金融不安定性の理論は、一国経済モデルの枠組みにおいて展開されている。しかしながら、1997年のアジア通貨危機に象徴的に示されるように、国際金融システムの不安定性が各国経済のパフォーマンスに深刻な影響を及ぼすようになった現在、その理論モデルを国際経済を考慮するように拡張することが重要な理論的課題となっている。そこで最近では、ミンスキーの分析を金融市場が自由化された開放経済に適用しようとする幾つかの試みがなされている。たとえばアレステイスとグリックマン (Arestis and Glickman [2002]) は、ミンスキーの分析的枠組みにもとづいてアジア通貨危機の発生を説明し、金融自由化がユーフォリアを誘発する主な

適切な制度的構造が存在することによって初めて持続的な経済成長が可能となり、そして順調な資本蓄積の進行それ自体が既存の制度的構造の限界をつくり出すというミンスキーの視点は、社会的蓄積構造（SSA）学派やレギュラシオン学派をはじめとする多くの異端派経済学者たちのそれと軌を一にするものであると言ってよい。資本主義には多様な形態が存在し、それらの発展の経路は制度的構造のあり方に依存するという見方は、今日、政治経済学の幅広い潮流において共有されている。政治経済学の伝統をうけつぐ経済学者たちは、ミンスキーの分析を「導きの糸」とすることによって、資本主義の歴史的構造変化についての理解をさらに深めていくことができるだろう。

## 参考文献

- Arena, R. and Raybaut, A. [2001], “On the Foundations of Minsky’s Business Cycle Theory: An Interpretation”, in Bellofiore, R. and Ferri, P. (eds.) [2001b].
- Arestis, P. and Glickman, M. [2002], “Financial Crisis in Southeast Asia: Dispelling Illusion the Minskyan Way”, *Cambridge Journal of Economics*, Vol.26, No.2.
- Bellofiore, R. and Ferri, P. (eds.) [2001a], *Financial Keynesianism and Market Instability: The Economic Legacy of Hyman Minsky*, Vol.1, Cheltenham: Edward Elgar.
- Bellofiore, R. and Ferri, P. (eds.) [2001b], *Financial Fragility and Investment in the Capitalist Economy: The Economic Legacy of Hyman Minsky*, Vol.2, Cheltenham: Edward Elgar.
- Bowles, S. and Gintis, H. [1998], “Efficient Redistribution: New Rules for Markets, States and Communities”, in Wright, E. O. (ed.), *Recasting Egalitarianism: New Rules for Communities, States and Markets*, London: Verso (「効率的再分配——市場、国家およびコミュニティのための新たなルール」, 遠山弘徳訳『平等主義の政治経済学——市場・国家・コミュニティのための新たなルール』大村書店, 2002年, 所収).
- Crotty, J. R. [1994], “Are Keynesian Uncertainty and Macrotheory Compatible? Conventional Decision Making, Institutional Structures, and Conditional Stability in Keynesian Macromodels”, in Dymski, G. and Pollin, R. (eds.) [1994].
- Dymski, G. and Pollin, R. [1992], “Hyman Minsky as Hedgehog: The Power of the Wall Street Paradigm”, in Fazzari, S. and Papadimitriou, D. B. (eds.), *Financial Conditions and Macroeconomic Performance: Essays in Honor of Hyman P. Minsky*, Armonk: New York, M. E. Sharpe.
- Dymski, G. and Pollin, R. (eds.) [1994], *New Perspectives in Monetary Macroeconomics: Explorations in the Tradition of Hyman P. Minsky*, Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Epstein, G. A. and Gintis, H. [1995], “Macroeconomic Policy after the Conservative Era: A Dual Agency Approach to State and Market”, in Epstein, G. A. and Gintis, H. (eds.), *Macroeconomic Policy after the Conservative Era: Studies in Investment, Saving and*

- Finance*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Ferri, P. and Minsky, H. P. [1989], “The Breakdown of the IS-LM Synthesis: Implications for Post-Keynesian Economic Theory” , *Review of Political Economy*, Vol.1, No.2.
- Ferri, P. and Minsky, H. P. [1992], “Market Processes and Thwarting Systems” , *Structural Change and Economic Dynamics*, Vol.3, No.1.
- Hicks, J. R. [1950], *A Contribution to the Theory of the Trade Cycle*, Oxford: Oxford University Press (古谷弘訳『景気循環論』岩波書店, 1951年).
- Keynes, J. M. [1931], “The Consequences to the Banks of the Collapse of Money Values” , in Keynes, J. M., *Essays in Persuasion*, reprinted as *Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol.9, London: Macmillan, 1972 (宮崎義一訳『説得論集』東洋経済新報社, 1981年).
- Keynes, J. M. [1936], *The General Theory of Employment, Interest and Money*, reprinted as *Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol.7, London: Macmillan, 1973 (塩野谷祐一訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社, 1983年).
- King, J. E. [1996], “Hyman Minsky: The Making of a Post Keynesian” , in Pressman, S. (ed.), *Interactions in Political Economy: Malvern after Ten Years*, London: Routledge.
- Mehrling, P. [1999], “The Vision of Hyman P. Minsky” , *Journal of Economic Behavior and Organization*, Vol.39, No.2.
- Minsky, H. P. [1957a], “Monetary Systems and Accelerator Models” , *American Economic Review*, Vol.47, No.6, reprinted in Minsky [1982].
- Minsky, H. P. [1957b], “Central Banking and Money Market Changes” , *Quarterly Journal of Economics*, Vol.71, No.2, reprinted in Minsky [1982].
- Minsky, H. P. [1975], *John Maynard Keynes*, New York: Columbia University Press (堀内昭義訳『ケインズ理論とは何か——市場経済の金融的不安定性』岩波書店, 1988年).
- Minsky, H. P. [1980], “Money, Financial Markets, and the Coherence of a Market Economy” , *Journal of Post Keynesian Economics*, Vol.3, No.1.
- Minsky, H. P. [1982], *Can “It” Happen Again? Essays on Instability and Finance*, New York: M. E. Sharpe (岩佐代市訳『投資と金融——資本主義経済的不安定性』日本経済評論社, 1988年).
- Minsky, H. P. [1986], *Stabilizing an Unstable Economy*, New Haven: Yale University Press (吉野紀・浅田統一郎・内田和男訳『金融不安定性の経済学——歴史・理論・政策』多賀出版, 1989年).
- Minsky, H. P. [1989], “Financial Crises and the Evolution of Capitalism: The Crash of ’87 —What Does It Mean?” , in Gottdiener, M. and Komminos, N. (eds.), *Capitalist Development and Crisis Theory: Accumulation, Regulation and Spatial Restructuring*, London: Macmillan.
- Minsky, H. P. [1990], “Schumpeter: Finance and Evolution” , in Heertje, A. and Perlman,

- M. (eds.), *Evolving Technology and Market Structures: Studies in Schumpeterian Economics*, Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Minsky, H. P. [1996], “Uncertainty and the Structure of Capitalist Economies” , *Journal of Economic Issues*, Vol. 30, No. 2.
- Minsky, H. P. and Whalen, C. J. [1996-7], “Economic Insecurity and the Institutional Prerequisites for Successful Capitalism” , *Journal of Post Keynesian Economics*, Vol. 19, No. 2.
- 鍋島直樹 [1997], 「ミンスキーの逆説——金融不安定性仮説の射程」『経済理論学会年報』第 34 集.
- 鍋島直樹 [2001a], 『ケインズとカレツキ——ポスト・ケインズ派経済学の源泉』名古屋大学出版会.
- 鍋島直樹 [2001b], 「国家・市場・権力へのエージェンシー理論的接近——アメリカ・ラディカル派経済学の転回」『経済理論学会年報』第 38 集.
- Nasica, E. [1999], “Thwarting Systems and Institutional Dynamics: Or How to Stabilize an Unstable Economy” , in Davidson, P. and Kregel, J. (eds.), *Full Employment and Price Stability in a Global Economy*, Cheltenham: Edward Elgar.
- Nasica, E. [2000], *Finance, Investment and Economic Fluctuations: An Analysis in the Tradition of Hyman P. Minsky*, Cheltenham: Edward Elgar.
- Papadimitriou, D. B. and Wray, L. R. [1998], “The Economic Contributions of Hyman Minsky: Varieties of Capitalism and Institutional Reform” , *Review of Political Economy*, Vol. 10, No. 2.
- Papadimitriou, D. B. and Wray, L. R. [2001], “Minsky’s Analysis of Financial Capitalism” , in Bellofiore, R. and Ferri, P. (eds.) [2001a].
- Pollin, R. and Dymski, G. [1994], “The Costs and Benefits of Financial Instability: Big Government Capitalism and Minsky Paradox” , in Dymski, G. and Pollin, R. (eds.) [1994].
- Rima, I. H. [2002], “Venture Capitalist Financing: Contemporary Foundations for Minsky’s ‘Wall Street’ Perspective” , *Journal of Economic Issues*, Vol. 36, No. 2.
- Setterfield, M. [2003], “Keynes’s Dialectic?” , *Cambridge Journal of Economics*, Vol. 27, No. 3.
- Variato, A. M. [2001], “Hyman Minsky: What Kind of (Post-) Keynesian?” , in Bellofiore, R. and Ferri, P. (eds.) [2001a].
- Vercelli, A. [2001], “Minsky, Keynes and the Structural Instability of a Sophisticated Monetary Economy” , in Bellofiore, R. and Ferri, P. (eds.) [2001b].
- Whalen, C. J. [2001], “Integrating Schumpeter and Keynes: Hyman Minsky’s Theory of Capitalist Development” , *Journal of Economic Issues*, Vol. 35, No. 4.
- Whalen, C. J. [2002], “Money Manager Capitalism: Still Here, But Not Quite as Expected” , *Journal of Economic Issues*, Vol. 36, No. 2.
- Wolfson, M. H. [2002], “Minsky’s Theory of Financial Crises in a Global Context” , *Journal of Economic Issues*, Vol. 36, No. 2.

## 労働市場の制度的調整とマクロ経済の安定性との関連

藤田真哉

### はじめに

本稿の目的は、財、労働、金融という三つの市場を同時に捉えうる理論的フレームワークを用いて、「労働市場の制度的調整」がマクロ経済の安定性とどのような関係をもつかを明らかにすることである。より具体的に言えば、経済システムが累積的に不安定化する過程を抑制するような労働市場の制度的調整とは一体どのようなものであるかという問題を理論的に検討することが本稿の主題である。

本稿では、三つの「労働市場の制度的調整」を想定している。すなわち、第1は雇用保障制度を通じた産出量の変化に対する雇用の弾力性の低下であり、第2は労働生産性の上昇に応じた名目賃金の上昇（名目賃金の労働生産性インデクセーション）であり、第3は物価上昇に応じた名目賃金の上昇（名目賃金の物価インデクセーション）である。雇用の弾力性に関して言えば、20世紀後半において、米国経済でかなり高く、日本経済では低いことが、一般的に良く知られている。例えば、宇仁（2000）によれば、1960年代末から80年半ばまでにおいて、産出量の1パーセントの上昇に対する雇用の変化率（すなわち、雇用の弾力性）は、米国で0.61パーセントであるのに対し、日本では0.20パーセントに過ぎない。また、小野（1973, 13章）、宇仁（2001）などで示されているように、50年代から70年代半ばまでの日本経済では労働生産性の変化率と名目賃金の変化率は連動して動いた。しかし、70年代後半以降、労働生産性と名目賃金のあいだの相関性が弱くなってきていることは、注意しなければならない点である。物価上昇率と名目賃金との連関に関しては、戦後の日本経済で一貫して強い相関性が見られる。例えば、物価が1パーセント増加するのに対して、70年代半ばまでは名目賃金は0.82パーセント上昇し、80年代後半から90年代にかけても0.77パーセント上昇している。以上のような労働市場の制度的調整の「国別の差異」や「時系列的な変化」は、マクロ経済の安定性にどのような影響をもたらすのだろうか。

また、本稿では労働市場の制度的調整がマクロ経済に与える安定性（あるいは、不安定性）の問題と平行して、金融システムが抱える不安定性にも注目する。金融的な側面がますます大きな影響を与えつつある現代資本主義において、実物経済の安定性を論じるだけでは、資本主義全体の安定性を捉えようと試みる分析としては不十分であろう。金融構造の差異に注目した場合、各国の金融システムが資本市場主導型金融システムと銀行主導型金融システムに類型化されることは、一般的によく知られている<sup>1</sup>。前者の金融システムは、

---

<sup>1</sup> Amable (2003, ch.4)、野下 (1995) を参照のこと。

資金調達が相対的に資本市場に依存しているもので、アメリカやイギリスなどがそれにあたる。後者は、資金調達が主に銀行借入によるもので、日本やヨーロッパの大陸諸国が該当する。本稿では、資本市場主導型金融システムを念頭にマクロ経済の安定性を考察することになる。このシステムの特徴の一つに、「金融資源の配分は主に金利変動などの市場諸力の圧力を介しておこなわれる傾向が強い」<sup>2</sup>ということが挙げられる。このことを踏まえ、本稿では次のようなマクロ経済のフィードバックメカニズムを示唆する。まず、労働市場の制度的調整がマクロ経済の実物面に影響を与える。マクロ経済の変動は「市場諸力の圧力」の一つとして、金融資産の配分および金利の変動を引き起こす。今度はその金融面での変動がマクロ経済にフィードバックする。このような、労働市場の制度的調整を始点としたフィードバックのメカニズムによって、マクロ経済は安定化（あるいは、不安定化）するものと考えられる。

以上で述べた主題を分析するために、本稿ではグッドウィン型景気循環モデルと Taylor and O'Connell (1985) の負債デフレーションモデルを統合したものをを用いる。Goodwin (1967) を端緒とした前者のモデルの特質は、景気循環が財市場や貨幣市場ではなく労働市場の要因によって発生することを明らかにした点にある<sup>3</sup>。したがって、労働市場の制度的調整とマクロ経済の安定性との連関を探るという観点から見れば、グッドウィンモデルは本稿の分析に非常に適しているものであると言える。他方、後者 (Taylor and O'Connell (1985)) のモデルは、実物経済の停滞が金融資産の代替関係を介して利子率を上昇させ、さらに景気を悪化させるという負債デフレーションの 1 パターンを描いたものである<sup>4</sup>。このモデルはそれ自体としてマクロ経済の（実物面と金融面の相互作用から生じる）不安定性を論じているものであるが、本稿では労働市場の制度的調整の「不備」がシステム的不安定性を生み出し、そしてそれが金融的要因を介してさらに助長する可能性があることを指摘する。

本稿は以下のように構成される。第 I 節では、主要変数を本稿のテーマに沿った形で個別に定式化し、動学システムを構築する。第 II 節では、第 I 節で構築したモデルの定常状態とその局所的安定性（あるいは、不安定性）を考察する。本稿の最後に、分析の要約と残された課題について述べることになる。

## I. モデル

まずは、本稿で提示するモデルの前提および背景を述べておこう。第 1 に、本稿のモデ

---

<sup>2</sup> 野下 (1995, p.162)。

<sup>3</sup> Goodwin (1967) から、様々なバリエーションのモデルが派生していることは、周知の事実であろう。例えば、Wolfstetter (1982)、Flaschel (1993, Ch.4) においては、公共部門の財政政策が景気循環に与える影響が考察されている。Skott (1989)、Flaschel (2001) は、グッドウィンモデルとカルドアの所得分配論の結合を試みたものである。Manfredi and Fanti (2000) は、グッドウィンモデルに効率賃金仮説を導入し、その効果を分析している。また、一部のグッドウィンモデルを二部門に拡張したものとしては、Sato (1985) がある。

<sup>4</sup> 類似したモデルは、Taylor (1985) および Taylor (1991, ch.5) においても展開されている。

ルは資産保有者階級および労働者階級という二階級経済を対象としている。労働者は貯蓄せず、金融市場に直接的に参加することはない。第2に、本稿のモデルでは、資本産出比率一定を仮定している。これは、財市場が競争的であるか、あるいは、有効需要不足が存在しない状態であることを意味する。さらに、この仮定により、成長レジームが必然的にいわゆる利潤主導型成長であることを含意する。財市場の需給不均衡は、物価に対してフィードバック効果をもつ。第3に、本稿のモデルは閉鎖経済を前提とし、また、公共支出など政府の活動は明示的に取り入れられてはいない。ただし、政府は債券の発行主体となっている。第4に、生産の技術は「基本的に」線形である。「基本的に」というのは、次のような意味においてである。固定的な生産方法（レオンチェフ型生産関数）を想定した場合、産出量成長率が1パーセント増加すると、雇用も技術的な要件として1パーセント増えることを想定している。しかし、現実には雇用の成長率は産出量の成長率と必ずしも一致しない。これは、雇用それ自体が技術的な条件以上に各国経済の制度的条件に大きく依存していることによる。このことを踏まえ、本稿では、「雇用の弾力性」という概念を用いて、雇用の成長率を再定式化している。第5に、本稿では、利子率が弾力的に変化し、貨幣供給が外生的であるような、オーソドックスな金融モデル（新古典派的アプローチ）を用いている<sup>5</sup>。第6に、労働市場（雇用率）の動態は産業予備軍効果を通して経済の実物面（具体的には、名目賃金）に影響を与える。これによって、労働市場と財市場とのあいだに相互依存性が生まれることになる。

本稿における変数の表記は、次のようにおこなうものとする。上付きドットの変数はその時間微分を、上付きハットの変数はその変化率を表す。外生変数は、特別に明示しない限り、すべて正の値をとるものとする。

## 1. 定義式

名目賃金率を $W$ 、価格（または、物価水準）を $P$ 、経済全体の産出量（または、所得）を $X$ 、資本ストックを $K$ 、労働需要を $l$ で表すならば、実質賃金率は $\omega(=W/P)$ 、産出資本比率は $\sigma(=X/K)$ 、賃金シェアは $u(=Wl/PX)$ 、利潤率は $r(=(1-u)\sigma)$ と表される。また、本稿では産出資本比率が一定であると仮定するので、資本蓄積率 $g(=\dot{K}/K)$ と産出成長率 $\hat{X}$ は等しくなる。

$$g = \hat{X} \quad (1)$$

経済の総資産は貨幣 $M$ 、債券 $B$ 、株式 $E$ から構成されるものとする。債券価格を $P_b(=1)$ 、株価を $P_e$ で表すならば、総資産の名目値 $A$ は、

$$A = M + B + P_e E \quad (2)$$

となる。政府の負債 $F$ は貨幣と債券からなるものとする。すなわち、 $F = M + B$ である。

## 2. 財市場

本稿では、投資と貯蓄を独立に定式化する。一般的に、投資量は利潤率と比例し、実質

<sup>5</sup> 貨幣に対する新古典派的アプローチとポスト古典派的アプローチ（内生的貨幣供給論を含む）との対比に関しては、Lavoie (1992, ch.4) を参照のこと。

利子率（名目債券利子率と物価上昇率の差）と反比例すると考えられる。これに従い、投資量  $I$  を次のように定式化する。

$$I = CK + \beta(r - i + \hat{P})K \quad (3)$$

$C$  は投資のトレンドを表す定数であり、 $\beta$  は利潤率と実質利子率の差に対する投資の反応係数である。他方、貯蓄に関しては、労働者は貯蓄をしないものと仮定する。また、企業が生産活動で得た利潤は、すべて資産保有者に渡されるものと仮定する。貯蓄量  $S$  は利潤所得に貯蓄率  $s$  をかけたものである。

$$S = s(1 - u)X \quad (4)$$

投資と貯蓄を独立に設定したことで、現実の資本蓄積は投資で表されるか、貯蓄で表されるかという問題がでてくる。本稿では、現実の資本蓄積  $g$  は投資  $I$  で表されるものと仮定する<sup>6</sup>。

$$g = \frac{I}{K} \quad (5)$$

### 3. 資産選択

本稿では、Taylor and O'Connell (1985) のモデルを用いて、資産選択を考える。企業と資産保有者のバランスシートは、次の表 1 で示される。

表 1 バランスシート

企業		資産保有者	
資本ストック $PK$	株式 $P_e E$ 純資産 $N$	株式 $P_e E$ 貨幣 $M$ 債券 $B$	資産 $A$

ここで、簡単化のために、本稿では株式は新規に発行されないものとする。したがって、株式の需給不均衡は、株価の変動によって調整されることになる。また、貨幣および債券の増加分は資産保有者の貯蓄によってすべて購入されるものと仮定する。これらのことを踏まえると、資産保有者の資産の変化は次のように表される。

$$\dot{A} = \dot{P}_e E + \dot{M} + \dot{B} = \dot{P}_e E + srPK \quad (6)$$

資産保有者の資産選択を考えよう。資産保有者は、利潤率と名目債券利子率（以下、利子率）という二つの変数を基準にして、資産を振り分けるものと仮定する<sup>7</sup>。すなわち、総

<sup>6</sup> Chiarella and Flaschel (2000, ch.3) は、現実の資本蓄積を次のような形で定式化している。

$$g = \chi(I/K) + (1 - \chi)(S/K)$$

ここで、 $\chi$  は 0 から 1 の範囲をとる外生変数である。この式においては、現実の資本蓄積が投資関数と貯蓄関数の中庸で定式化されている。本稿の定式化は  $\chi = 1$  とおいた場合に該当する。

<sup>7</sup> Taylor and O'Connell (1985) では、各資産に対する需要は利潤率だけでなく、期待利潤率

資産 A に対する貨幣の保有比率を  $m$ 、株式の保有比率を  $e$ 、債券の保有比率を  $b$  で表すならば、それぞれが利潤率と利子率の関数となる。ここで、ある資産の収益率の増加はそれ自身の需要を増加させるが、他の資産に対する需要は低下させると仮定する。これは、資産保有者がポートフォリオをフレキシブルに動かすことを前提とする。株式をどれだけ保有するかという決定に関して、資産保有者は経済のファンダメンタルズを重視するものと想定する。したがって、本稿では株式の収益率を利潤率で表すことになる。債券の収益率の基準は、言うまでも無く利子率である。また、貨幣に対する需要は、利潤率および利子率のどちらに対しても相反的な関係をもつものとする。以上のことを踏まえると、貨幣の需給均衡式、株式の需給均衡式、債券の需給均衡式はそれぞれ次のように定式化される。

$$m(i, r)W - M = 0 \quad \frac{\partial m}{\partial i} < 0, \frac{\partial m}{\partial r} < 0 \quad (7)$$

$$e(i, r)W - P_e E = 0 \quad \frac{\partial e}{\partial i} < 0, \frac{\partial e}{\partial r} > 0 \quad (8)$$

$$b(i, r)W - B = 0 \quad \frac{\partial b}{\partial i} > 0, \frac{\partial b}{\partial r} < 0 \quad (9)$$

なお、 $m + e + b = 1$  であり、上の三本の方程式のうち、二本が独立である。(7) 式、(8) 式、(9) 式より、貨幣市場の超過需要方程式が求まる。

$$m(i, r) - \alpha[1 - e(i, r)] = 0 \quad (10)$$

ここで、 $\alpha (= M/F)$  は負債に含まれる貨幣量のシェア (以下、貨幣負債比率) を表す。(10) 式を全微分すると、次のようになる。

$$\eta_i di + \eta_r dr = (1 - e) d\alpha \quad (11)$$

ただし、

$$\eta_i = \frac{\partial m}{\partial i} + \alpha \frac{\partial e}{\partial i}$$

$$\eta_r = \frac{\partial m}{\partial r} + \alpha \frac{\partial e}{\partial r}$$

とおいた。(7) 式、(8) 式より、 $\eta_i < 0$  であることはすぐに分かるが、 $\eta_r$  の符号は明らかではない。資産保有者がポートフォリオを考える際、貨幣と株式とが低い代替性 (low substitute) をもてば、 $\partial e / \partial r > |\partial m / \partial r|$  となり、かつ、 $\alpha$  が十分に大きな値をとれば、 $\eta_r > 0$  となる。逆に、貨幣と株式の高い代替性 (close substitute) をもつ場合には、 $\partial e / \partial r \cong |\partial m / \partial r|$  となり、さらに、 $\alpha$  は 1 以上にはならないので、 $\eta_r < 0$  となる。ここで、(11) 式において、貨幣負債比率が所与である場合 (すなわち、 $d\alpha = 0$  である場合) を考えよう。このとき、 $\eta_r > 0$  であれば、(11) 式より利潤率が上昇すると利子率も上昇することが分かる。つまり、貨幣と株式との代替性が低く、かつ、 $\alpha$  が十分に大きな値をとれば、 $di/dr > 0$  となる。逆

---

にも依存している。Franke (2000) は取引需要を考慮に入れたモデルを提示している。また、資産選択の決定要因として物価上昇率も考慮されるべきものであるが、本稿では簡単化のために捨象した。

に、 $\eta_r < 0$ であるならば、利潤率の上昇は利率の下落をもたらすことになる。すなわち、貨幣と株式との代替性が高い場合には $di/dr < 0$ となるのである。前者の場合には一般的な右上がりのLM曲線を描くことになるが、後者の場合にはLM曲線は右下がりとなる<sup>8</sup>。

また、(11)式において利潤率が所与である場合（すなわち、 $dr = 0$ ）を考えよう。いま、貨幣供給量を増加させるような市場操作がおこなわれるとすると、 $\alpha$ は増加することになるが、これは利率が下落することにつながる。すなわち、 $di/d\alpha < 0$ である。後述するように、これはケインズ効果を表す。

ここで、Taylor and O'Connell (1985) が論じた負債デフレーションの動学的過程を確認しておこう。そこでは、(本稿では捨象した) 期待利潤率と利率との相互作用が問題となる。いま、期待利潤率がなんらかの外生的要因によって下落したとしよう。上述したように、貨幣と株式が高い代替性をもつ場合には、利率が上昇することになる。この際、Taylor and O'Connell (1985) は期待利潤率の変化を利率と負の関係で結びつくように定式化している。この定式化によって、利率の上昇は期待利潤率をさらに引き下げることになる。したがって、期待利潤率の断続的な下落は株価の下落<sup>9</sup>と投資の低下を引き起こし、経済は停滞することになるのである。ここで注意すべきは、Taylor and O'Connell (1985) のモデルでは期待利潤率と利率の背反関係が負債デフレーションを引き起こすということである。ところで、本稿では期待利潤率を考慮していないので、これと同様な不安定化の過程を論じることはない。本稿で提示するモデルは、労働市場の制度的調整の「不備」がシステムの不安定性を生み出すという問題を明らかにするものであることを注記しておく。

#### 4. 労働生産性・労働需要・労働供給

本稿は労働生産性が上昇している経済を想定する。「技術的な」労働需要を $l_t$ 、「技術的な」労働生産性を $a_t (= X/l_t)$ で表すものとする。「技術的な」労働生産性は一定率 $\phi$ で上昇すると仮定する。

$$\hat{a}_t = \hat{X} - \hat{l}_t = \phi \quad (12)$$

(12)式から、技術的な労働需要の変化率は、 $\hat{l}_t = \hat{X} - \phi$ となる。しかし、雇用の制度化を通じた雇用の非弾力化によって、「現実の」労働需要の変化率は、「技術的な」それとは異なってくる。産出量成長率に対する雇用の弾力性を $\psi$ で表すとすると、現実の労働需要の変化率を表す式は、次のようになる。

$$\hat{l} = \psi \hat{X} - \phi \quad (13)$$

なお、雇用の弾力性に関して一般的にありうる範囲は $0 < \psi \leq 1$ であるので、それ以外のケースは本稿では考えないことにする。

<sup>8</sup> 足立(1994, 12章)は、銀行の信用創造を考慮し、貨幣供給が内生化したモデルを提示している。そこでは、貨幣と株式が代替的であることに加え、利潤率に対する銀行貸付の弾力性が高いという条件が満たされるとき、LM曲線が右下がりになることが証明されている。

<sup>9</sup> 利潤率 (Taylor and O'Connell (1985) では期待利潤率) が断続的に低下すると、株式需要が小さくなり、株式市場が超過供給の状態に陥る。この不均衡を是正するために、株価は下落することになる。

労働供給量  $L$  は、一定率  $n$  で変化すると仮定する。

$$\hat{L} = n \quad (14)$$

## 5. 賃金・価格

名目賃金  $W$  は、三つの規則に従って変動するものと想定する。そのうち一つは、産業予備軍効果である。この効果は、現実の雇用率  $v(=I/L)$  が（自然失業率に対応する）自然雇用率  $\bar{v}$  より高いときには、名目賃金に上昇圧力を与え、逆の場合には反対方向の圧力を加えるというものである。なお、本稿においては、この効果を線形で表す。二つ目の規則は、名目賃金の労働生産性インデクセーションである<sup>10</sup>。ここでは、労働生産性の変化率と名目賃金の変化率が正の関係を持つと仮定する。最後に、三つ目の規則は、名目賃金の物価インデクセーションである。次の式は、これら三つの規則を導入した名目賃金の変化率を表したものである。

$$\hat{W} = \delta_a(\hat{X} - \hat{l}) + \delta_v(v - \bar{v}) + \delta_p\hat{P} \quad (15)$$

ここで、 $\delta_a$  は名目賃金の労働生産性インデクセーションの度合いを表す外生変数、 $\delta_v$  は産業予備軍効果の強さを表す外生変数、 $\delta_p$  は名目賃金の物価インデクセーションの度合いを表す外生変数である。なお、本稿では、名目賃金の労働生産性インデクセーションの度合いの範囲に関して、 $0 < \delta_a \leq 1$  と仮定する。

前述したように、投資と貯蓄をそれぞれ独立に定式化したことから、財市場は需給不均衡の状態にある。この超過需要に応じて、物価上昇率は変動する。

$$\hat{P} = \frac{\theta(I - S)}{K} \quad (16)$$

$\theta$  は価格調整の速度を表す外生変数である。

## 6. 動学システム

まずは、賃金シェアの動学方程式を求めよう。賃金シェア  $u(=WI/PX)$  を対数微分し、(13) 式と(15) 式を代入して整理すると賃金シェアの動学方程式が求まる。

$$\hat{u} = -(1 - \delta_a)(1 - \psi)\hat{X} - (1 - \delta_p)\hat{P} + \delta_v(v - \bar{v}) - \phi(1 - \delta_a) \quad (17)$$

産出量成長率  $\hat{X}$  は(1) 式、(3) 式、(5) 式より、次式で与えられる。

$$\hat{X} = C + \beta[(1 - u)\sigma - i + \hat{P}] \quad (18)$$

また、物価上昇率  $\hat{P}$  は(3) 式、(4) 式を(16) 式に代入することで求まる。

$$\hat{P} = D[(\beta - s)(1 - u)\sigma - \beta i + C] \quad (19)$$

ただし、 $D = \theta/(1 - \beta\theta)$  とおいた。ここで、 $1 - \beta\theta > 0$ 、 $s - \beta > 0$  と仮定する。前者の仮定は、価格調整パラメータが極端に大きいような状況を省くものであり、後者はポストケインズ派において一般的に用いられる安定条件である。

<sup>10</sup> 名目賃金の労働生産性インデクセーションを考慮に入れたモデルとしては、Taylor (2004, ch.7) がある。

次に、雇用率の動学方程式を求める。雇用率 $v(=l/L)$ を対数微分し、(13) 式と(14) 式を代入すると、次式が求まる。

$$\hat{v} = \psi \hat{X} - n - \phi \quad (20)$$

最後に、貨幣負債比率 $\alpha$ を次のように変形する。

$$\alpha = \frac{M}{F} = \frac{M}{PK} \frac{PK}{F} = \frac{M}{PK} \frac{1}{f} \quad (21)$$

$f$  は負債資本比率を表し、簡単化のために本稿では一定と仮定する。ここで、 $\alpha$  は貨幣資本比率、あるいは、資本ストック一単位あたりの実質貨幣供給量を表すことになる。 $\alpha$  を対数微分すると、次式を得る。

$$\hat{\alpha} = \hat{M} - \hat{P} - g \quad (22)$$

本稿では、貨幣供給量の成長率を定数 $\tau$ で表す<sup>11</sup>。資本蓄積率 $g$ は産出資本比率一定を仮定したので(19) 式で与えられる。本稿で考察する動学システムは、(17) 式、(20) 式、(22) 式から構成される。

## II. 定常状態および局所的安定性

### 1. 定常状態

動学システムの定常状態( $\dot{u} = 0, \dot{v} = 0, \dot{\alpha} = 0$ )において、トリヴィアルな均衡点(自明解)を除く一意的な均衡点( $u^*, v^*, \alpha^*$ )が存在することを示す。定常状態において、(20) 式より $\hat{X} = (\phi + n)/\psi$ 、これと(22) 式より $\hat{P} = \tau - (\phi + n)/\psi$ が求まる。これら二つの式から、賃金シェアの定常値と均衡利子率を求めることができる。賃金シェアの定常値は、

$$u^* = 1 - \frac{1}{s\sigma} \left[ \frac{\phi + n}{\psi} \left( 1 + \beta + \frac{1}{D} \right) - \tau \left( \beta + \frac{1}{D} \right) \right] \quad (23)$$

である。賃金シェアの定常値が有意義な値をとるためには、(23) 式右辺第二項の中括弧内が正であり、かつ、右辺第二項が十分に小さな値をとる必要がある。これは、 $\phi$ 、 $n$ および $\tau$ が十分に小さな値をとることで成立するだろう。均衡利子率は次のように表される。

$$i^* = \frac{C}{\beta} + \tau \left[ 1 - \frac{1}{s} \left( \beta + \frac{1}{D} \right) \right] - \frac{\phi + n}{\psi} \left[ \frac{1 + \beta}{\beta} - \frac{1}{s} \left( 1 + \beta + \frac{1}{D} \right) \right] \quad (24)$$

$\phi$ 、 $n$ および $\tau$ が十分に小さな値をとれば、均衡利子率は正の値をとる。また、賃金シェアの定常値に対応する利潤率と均衡利子率が決定されれば、(10) 式より貨幣資本比率の定常値 $\alpha^*$ が求まる。雇用率の定常値は、 $\hat{X} = (\phi + n)/\psi$  および  $\hat{P} = \tau - (\phi + n)/\psi$  を(17) 式に代入することで求まる。

<sup>11</sup> 浅田(1997, 4章)では、貨幣供給量の増加率が一定の場合(マネタリスト・ルール)と、現実の利子率と目標の利子率との乖離幅に比例して増加する場合(アクティビスト・ルール)とに分けて、動学システムの安定性に対するそれぞれの政策的インプリケーションを引き出している。

$$v^* = \bar{v} - \frac{(\delta_a + \psi - \delta_a \psi - \delta_p)(\phi + n)}{\psi \delta_v} + \tau \frac{1 - \delta_p}{\delta_v} + \phi \frac{1 - \delta_a}{\delta_v} \quad (25)$$

$\phi$ 、 $n$ および $\tau$ が十分に小さい値をとるときには、雇用率の定常値は自然雇用率 $\bar{v}$ からあまり乖離しないので、有意な値をとるものと考えられる。

## 2. 局所的安定性

動学システムの均衡点 $(u^*, v^*, \alpha^*)$ が局所的な安定性を有するのかどうかをラウス＝フルヴィッツの判別法 (Routh-Hurwitz criterion) を用いて検討する。正の均衡点において評価した動学システムのヤコビ行列 $J^*$ は、次のように表される。

$$J^* \equiv \begin{pmatrix} j_{11} & j_{12} & j_{13} \\ j_{21} & 0 & j_{23} \\ j_{31} & 0 & j_{33} \end{pmatrix}$$

ただし、各要素は、

$$j_{11} = (1 - \delta_a)(1 - \psi)\beta \left[ \sigma + (1 + D\beta) \frac{\partial i}{\partial u} - D(s - \beta)\sigma \right] u^* - (1 - \delta_p) \left[ (s - \beta)\sigma - \beta \frac{\partial i}{\partial u} \right] D u^*$$

$$j_{12} = \delta_v u^* > 0$$

$$j_{13} = \beta \left[ (1 - \delta_a)(1 - \psi)(1 + D\beta) + (1 - \delta_p)D \right] \frac{\partial i}{\partial \alpha} u^*$$

$$j_{21} = -\psi\beta \left[ \sigma + (1 + D\beta) \frac{\partial i}{\partial u} - D(s - \beta)\sigma \right] v^*$$

$$j_{23} = -\psi\beta(1 + D\beta) \frac{\partial i}{\partial \alpha} v^* > 0$$

$$j_{31} = \beta \left[ \sigma + (1 + D\beta) \frac{\partial i}{\partial u} - D(s - \beta)\sigma \right] \alpha^* - \left[ (s - \beta)\sigma - \beta \frac{\partial i}{\partial u} \right] D \alpha^*$$

$$j_{33} = \beta [1 + D(1 + \beta)] \frac{\partial i}{\partial \alpha} \alpha^* < 0$$

である。ここで、 $\partial i / \partial u = (\partial i / \partial r)(\partial r / \partial u)$ であるから、貨幣と株式が低い代替的をもつのであれば $\partial i / \partial u < 0$ 、高い代替的をもつならば $\partial i / \partial u > 0$ となる。また、前述したように、 $\partial i / \partial \alpha$ は負値をとる。これはいわゆるケインズ効果を表し、その絶対値が大きければ大きいほど動学システムが安定的になることが知られている<sup>12</sup>。 $j_{12} > 0$ 、 $j_{23} > 0$ 、 $j_{33} < 0$ は無条件に成り立つ。ヤコビ行列 $J^*$ の固有値を $\rho$ で表すとすれば、固有方程式は以下ようになる。

$$\rho^3 + z_1 \rho^2 + z_2 \rho + z_3 = 0 \quad (26)$$

<sup>12</sup> ケインズ効果は静学で一般的に知られている概念である。Chiarella and Flaschel (2000) は、ケインズ効果の動学的作用、すなわち、システムの安定化機能を明らかにした。この効果は、次のような安定的な連鎖を内包している。いま、なんらかの事情によって産出成長率が大幅に減少したとしよう。このとき、実質貨幣供給量は増加することになる。しかし、実質貨幣供給量増加は利子率を引き下げる効果を持つ。何故なら、貨幣の需給不均衡は利子率の低下によって是正されるからである。このような利子率の低下は、企業の投資を誘発し、産出量成長率を引き上げる。

均衡点が局所的な安定性を有するための条件は、(26) 式の係数  $z_1$ 、 $z_2$ 、 $z_3$  および  $z_1 z_2 - z_3$  が、正の値をとることである。係数  $z_1$ 、 $z_2$ 、 $z_3$  は次式で表される。

$$z_1 \equiv -\text{trace}J^* = -(1-\delta_a)(1-\psi)\beta \left[ \sigma + (1+D\beta) \frac{\partial i}{\partial u} - D(s-\beta)\sigma \right] u^* \\ + (1-\delta_p) \left[ (s-\beta)\sigma - \beta \frac{\partial i}{\partial u} \right] Du^* - \beta [1+D(1+\beta)] \frac{\partial i}{\partial \alpha} \alpha^* \quad (27)$$

$$z_2 = j_{11}j_{33} - j_{13}j_{31} - j_{12}j_{21} = -(\delta_a + \psi - \delta_a\psi - \delta_p)Ds\beta\sigma \frac{\partial i}{\partial \alpha} u^* \alpha^* \\ + \psi\delta_p\beta \left[ \sigma + (1+D\beta) \frac{\partial i}{\partial u} - D(s-\beta)\sigma \right] u^* v^* \quad (28)$$

$$z_3 \equiv -\det J^* = -\psi\delta_p Ds\beta\sigma \frac{\partial i}{\partial \alpha} u^* v^* \alpha^* > 0 \quad (29)$$

$z_3 > 0$  は明らかであるが、 $z_1$  および  $z_2$  の符号は不明である。以下では、まず、 $z_1$  がどのような条件のもとで「負値」をとるかという問題を考えよう。そうすることで、この動学システムが抱える不安定性要因を容易に理解できるものと思われる。その後、 $z_2$  が正値をとるための条件を考える。

$z_1$  が負値をとり、動学システムが不安定になることには、少なくとも三つの原因が考えられる。まず、一つ目の原因として、労働生産性インデクセーション  $\delta_a$  あるいは雇用の弾力性  $\psi$  が小さな値をとることが挙げられる。もし、このような状況のもとで、価格の調整速度が小さく（すなわち、 $D$  の値が小さく）、(27) 式右辺第一項の中括弧内が正値をとるならば、 $z_1$  が負値をとる可能性が高くなる。 $\delta_a$  や  $\psi$  が小さいことは、次のような不安定性が強く働くことを意味する。

利潤シェアの上昇（低下） $\Rightarrow$  産出量成長率の上昇（低下） $\Rightarrow$  賃金シェアの低下（上昇）  
 $\Rightarrow$  利潤シェアの上昇（低下） $\Rightarrow \dots$

この不安定性は、システムが利潤主導型成長であることに起因している<sup>13</sup>。労働生産性インデクセーションや雇用の弾力性が小さいことは、(17) 式を見れば分かるように、産出量成長率の上昇に対して賃金シェアが相対的に下落し、利潤シェアが相対的に増加していくことを意味する。そして、利潤シェアの増加は、産出量成長率をさらに上昇させ、システムを不安定化させる。逆に、労働生産性インデクセーションや雇用の弾力性が大きければ大きいほど、利潤主導型成長に内在的なこの実物的な不安定性は小さくなる。

$z_1$  が負値をとる二つ目の要因は、物価インデクセーション  $\delta_p$  が十分に大きな値をとることである。(27) 式右辺第二項の中括弧内が正値をとる場合に、 $\delta_p$  が大きくなればなるほど、次のような累積的な不安定性が強まる。

物価上昇率上昇（低下） $\Rightarrow$  物価インデクセーションにより名目賃金率上昇（低下） $\Rightarrow$

<sup>13</sup> このような利潤主導型成長の不安定性は、植村ほか (1998, 4 章) においても指摘されている。

賃金シェア上昇（低下）⇒物価上昇率上昇（低下）⇒・・・

これは、いわゆる賃金物価スパイラルと呼ばれるものである。このスパイラルを避けるためには、物価インデクセーションは小さくしなければならない。もっとも、ここでの賃金物価スパイラルは、 $s-\beta > 0$ と仮定したことに起因している。実際、 $s-\beta < 0$ を仮定すれば、賃金シェアの上昇は物価上昇率を引き下げることになる。この場合、物価インデクセーションが大きいことは賃金物価スパイラルを抑制する効果をもつだろう。

システムの不安定性の第三の要因としては、貨幣と株式が代替的であり、 $\partial i/\partial u > 0$ （LM曲線が右下がり）となることが挙げられる。この場合には、(27) 式右辺第一項の括弧内の値が大きくなるので、 $z_1$ の値自体を減少させ、動学システムを不安定化させる。この不安定性は、次のような連鎖によって示される。

産出量成長率低下（上昇）⇒賃金シェア上昇（低下）⇒利潤率低下（上昇）⇒株式需要低下（増加）・貨幣需要増加（下落）⇒貨幣の超過需要（超過供給）⇒利率上昇（低下）⇒産出量成長率低下（上昇）⇒・・・

いま、産出量成長率がなんらかの理由によって低下した局面を考えよう。このとき、労働生産性インデクセーションや雇用の弾力性が小さいことは、賃金シェアを相対的に上昇させ、利潤率を引き下げることになる。このとき、株式から離れて貨幣を多く保有しようとする資産所有者の行動は、貨幣市場を超過需要の状態に陥らせる。貨幣の需給不均衡を調整するために利率は上昇するものの、このことが産出成長率をさらに下落させることになり、システムは最終的に不安定化する。このような不安定的な連鎖を断ち切るためには、労働生産性インデクセーションや雇用の弾力性が十分に大きくななければならない。例えば、雇用の弾力性が1である（(27) 式右辺第一項が0となる）場合を考えよう。雇用の弾力性が1であるということは、賃金シェアや利潤シェアが産業予備軍効果以外には影響を受けないので、産出量成長率が低下しても利潤率が下落しないことになる。このようなときには、資産所有者の資産選択に変動が起らず、上述した不安定な連鎖は断ち切られる。したがって、労働生産性インデクセーションや雇用の弾力性が小さいことは、それ自体がシステムの実物的な不安定性要因となるだけでなく、金融的要因から生じる不安定性を助長させることにもなりうるのである。

しかし、労働生産性インデクセーションや雇用の弾力性が小さいことから生じるシステムの実物的な不安定性が、金融的な要因によってある程度抑制されることも考えられる。例えば、システムを安定化させる一つ目の金融的な要因として、ケインズ効果がある。もし、 $\partial i/\partial \alpha$ の絶対値が十分に大きければ、たとえ(27) 式右辺第一項と第二項との和が負値であったとしても、(27) 式右辺第三項が大きくなることによって、 $z_1$ は正值をとるだろう。また、システムを安定化させる二つ目の金融的な要因として、貨幣と株式が低い代替性をもつのであれば $\partial i/\partial u < 0$ となり、さらに利潤率に対して株式需要が大きく変動すれば、 $\partial i/\partial u$ の絶対値が大きくなる。このとき、(27) 式右辺第一項の括弧内の値は小さくなるか、あるいは、負値をとる。したがって、(27) 式右辺第一項それ自体が非常に小さな値をとるか、あるいは、正值をとり、 $z_1 > 0$ となるだろう。この場合には、前述した不安定化の連鎖

とは逆のパターンが生じている。

産出量成長率低下（上昇）⇒賃金シェア上昇（低下）⇒利潤率低下（上昇）⇒株式需要低下（上昇）⇒貨幣の超過供給（超過需要）⇒利子率低下（上昇）⇒産出量成長率上昇（低下）⇒・・・

産出量成長率が低下した場合、労働生産性インデクセーションや雇用の弾力性が小さいことは、賃金シェアを相対的に上昇させ、利潤率を引き下げることになる。経済のファンダメンタルズを重視する（と想定した）資産保有者は利潤率の低下を受けて、株式を手放す。他方で、利潤率の低下は貨幣需要の増大をもたらすが<sup>14</sup>、貨幣保有者が利潤率の変化に敏感であればあるほど株式需要の低下はより大きくなり、(10) 式を見れば分かるように貨幣市場は超過供給に陥る。このとき、利子率は下落し、最終的に産出成長率を上昇させる。

次に、 $z_2$  が正値をとるための条件を考える。(28) 式右辺の第一項、第二項ともに、符合は明らかではない。(28) 式右辺の第一項は、 $\delta_a + \psi - \delta_a \psi - \delta_p > 0$  である限り、正である。したがって、労働生産性インデクセーションあるいは雇用の弾力性が十分に大きく、物価インデクセーションが十分に小さいときに、ケインズ効果が大きくなることは、 $z_2$  の増加につながる。しかし、逆の場合には、ケインズ効果が強く作用することは、 $z_2$  の低下につながり、システムを不安定化させる。他方、(28) 式右辺の第二項は、利潤主導型成長特有の、次のような連鎖を表している<sup>15</sup>。

産出量成長率上昇（低下）⇒雇用率上昇（低下）⇒産業予備軍効果により賃金シェア上昇（低下）⇒産出量成長率低下（上昇）⇒・・・

このようなシステム安定化の連鎖が生じるためには、(28) 式右辺の第二項の中括弧内の値が正でなければならない。しかし、先に見たように、貨幣と株式の代替性が低ければ、 $\partial i / \partial u$  が負値をとり、その絶対値が十分に大きければ、(28) 式右辺の第二項中括弧内の符号が負になる可能性が出てくる。このとき、産業予備軍効果が強く作用することは、システムを不安定化させる要因となりうる。

ラウス＝フルヴィッツの判別法の最後の安定条件である  $z_1 z_2 - z_3 > 0$  に関しては、あまり明確なことが言えない。それは、本稿のモデルにおいて実物的な要因や貨幣的要因が複雑に絡み合っていることによる。しかし、前述したような係数  $z_1$  および  $z_2$  が正をとるための十分条件が満たされれば、それは  $z_1$  と  $z_2$  の積を大きくさせることにつながるので、動学システムを安定化させる可能性は十分にあるものと思われる。

## おわりに

<sup>14</sup> 本稿では、単純化のために貨幣の取引需要を捨象している。もし、取引需要を考慮に入れるならば、利潤率の低下は貨幣の取引需要を低下させるので、貨幣市場の超過供給はさらに拡大するだろう。

<sup>15</sup> 逆に、賃金主導型成長のもとで産業予備軍効果が強く作用することは、システムを不安定化させる可能性がある。成長レジームと産業予備軍効果との関連に関しては、Chiarella and Flaschel (2000, ch.4) を参照のこと。

本稿では、労働市場の制度的調整がマクロ経済の安定性にどのような影響をもたらすかという問題を考察した。本稿で明らかになった点は、以下のとおりである（表2も参照のこと）。

- ・ 利潤主導型成長のもとで労働生産性インデクセーションおよび雇用の弾力性が両方も小さいことは、システムの実物的な不安定性要因になる。雇用の非弾力的であったとしても、労働生産性インデクセーションが十分に大きければ、システムは安定化する。
- ・ 物価インデクセーションが大きくなることは、賃金物価スパイラルをまねくことになり、システムを不安定化させる。
- ・ 労働生産性インデクセーションおよび雇用の弾力性が小さいとき、貨幣と株式が高い代替的をもつのであれば、システムの不安定性はさらに大きくなる。逆に、労働生産性インデクセーションか雇用の弾力性が十分に大きければ、この不安定性はなくなる。
- ・ 労働生産性インデクセーションおよび雇用の弾力性が小さいとき、貨幣と株式が低い代替的をもてば、利子率の変動することでシステムを安定化させる。
- ・ ケインズ効果が強く作用することは、一般的にシステムを安定化させる。しかし、労働生産性インデクセーションおよび雇用の弾力性が小さく、物価インデクセーションが十分に大きいときには、システムを不安定化させる可能性をのこす。
- ・ 利潤主導型成長のもとでは、産業予備軍効果はシステムを安定化させる。ただし、貨幣と株式が代替的か否かという金融的要因が大きな影響を与える場合には、システムを不安定化させるかもしれない。

以上のような理論的帰結は、現実の経済に対してどのようなインプリケーションをもつだろうか。日本経済を例にとれば、70年代後半以降は、名目賃金は労働生産性と連動しなくなり、雇用の弾力性も低いままである。このような状況のもとで、日本の金融システムが銀行主導型から資本市場主導型に転換するならば、日本経済はその初期においては安定化するかもしれないが、資本市場が発展するにつれてマクロ経済が不安定化する連鎖が生まれるものと考えられる。と言うのも、資本市場が発展すればするほど、資産保有者の資産選択行動が成熟し、貨幣と株式は代替的になるからである。逆に、資本市場が十分に発展しているアメリカ経済においては、雇用の弾力性が相対的に高いと言えるので、「本稿で明らかにした不安定性」はある程度抑制されているものと考えられる。

最後に、本稿では解消することができなかった幾つかの問題点を述べておこう。まず、第1に、本稿においては実物経済の成長レジームが利潤主導型成長に限定されたことが挙げられる。賃金主導型成長といった他の成長レジームのもとで、労働市場の制度的調整がマクロ経済の安定性にどのような影響を与えるかという問題を考えることも必要であろう。第2の問題点は、利子率が弾力的に変動し、貨幣供給が外生的であるような、オーソドックスな金融モデルを用いたことである。いわゆる内生的貨幣供給論のような金融モデルを用いた場合に、本稿でえた理論的帰結がどのように変化するかを明らかにすることは、今後の課題になるものと思われる。

表2 労働市場の制度的調整がマクロ経済（システム）の安定性に及ぼす効果

	貨幣と株式が代替的でない場合 (資本市場が未発達)	貨幣と株式が代替的な場合 (資本市場が十分に発展)
産業予備軍効果	利子率の変動が大きいときに強く作用すると、システムが不安定化する可能性がある。	強く作用すると、システムは安定化する。
雇用の弾力性	どちらかが十分に大きいとき ( $\delta_a \cong 1$ か $\psi \cong 1$ が成り立つとき)、システムは安定。両方とも小さいときでも、利子率の変動によって、その不安定性はある程度抑制される。	どちらかが十分に大きいとき ( $\delta_a \cong 1$ か $\psi \cong 1$ が成り立つとき)、システムは安定。両方とも小さいときには、利子率の変動によって、不安定性がさらに強くなる。
労働生産性インデクセーション	賃金物価スパイラルを招き、システムが不安定化する。	賃金物価スパイラルを招き、システムが不安定化する。

## 参考文献

- 浅田統一郎 (1997) 『成長と循環のマクロ動学』、日本経済評論社。
- 足立英之 (1994) 『マクロ動学の理論』、有斐閣。
- 植村博恭・磯谷明德・海老塚明 (1998) 『社会経済システムの制度分析：マルクスとケインズを超えて』、名古屋大学出版会。
- 宇仁宏幸 (2000) 「先進諸国の市場調整パターン」、『京都大学経済学会・経済論叢』、第165巻第1・2号、18-39項。
- 宇仁宏幸 (2001) 「日本経済の不安定化とジェンダー構造」、竹中恵美子（編）『労働とジェンダー』明石書店、55-73項。
- 小野旭 (1973) 『戦後日本の賃金決定』東洋経済新報社。
- 野下保利 (1995) 「金融構造と金融不安定性の諸類型」、青木達彦（編）『金融脆弱性と不安定性：バブルの金融ダイナミズム』日本経済評論社、156-211項。
- Amable, B., 2003, The Diversity of Modern Capitalism, Oxford University Press.
- Chiarella, C. and P. Flaschel, 2000, The Dynamics of Keynesian Monetary Growth, Cambridge University Press.
- Flaschel, P., 1993, Macrodynamics: income distribution, effective demand, and cyclical growth, Peter Lang.
- Flaschel, P., 2001, “Viability and corridor stability in Keynesian supply-driven growth”, Metroeconomica, Vol.52 (2), pp.26-48.
- Franke, R., 2000, “Optimal utilization of capital and a financial sector in a classical gravitation process”, Metroeconomica, Vol.51, pp.40-60.

- Goodwin, R., 1967, "A growth cycle" , in C.Feinstein, ed., Socialism, Capitalism and Economic Growth, Cambridge University Press.
- Lavoie, M., 1992, Foundations of Post-Keynesian Economic Analysis, Edward Elgar.
- Manfredi, P. and L. Fanti, 2000, "Long-term effects of the efficiency wage hypothesis in Goodwin-type economies" , Metoroconomica, Vol.50 (4), pp.454-481.
- Sato, Y., 1985, "Marx-Goodwin growth cycles in a two-sector economy" , Zeitschrift für Nationalökonomie, Vol.45 (1), pp.21-34.
- Skott, P., 1989, "Effective demand, class struggle and cyclical growth" , International Economic Review, Vol.1 (1), pp.231-247.
- Taylor, L. and S. O'Connell, 1985, "A Minsky crisis" , The Quarterly Journal of Economics, Vol.100 (5), pp.871-85.
- Taylor, L., 1985, "A stagnationist model of economic growth" , Cambridge Journal of Economics, Vol.9, pp.383-403.
- Taylor, L., 1991, Income Distribution, Inflation, and Growth, MIT Press.
- Taylor, L., 2004, Reconstructing Macroeconomics : structuralist proposals and critiques of the mainstream, Harvard University Press.
- Wolfstetter, E., 1982, "Fiscal policy and classical growth cycle" , Zeitschrift für Nationalökonomie, Vol.42 (4), pp.375-393.



# 90年代日本の利潤圧縮 ——カレツキアンの観点から——

池田 毅

## I はじめに

あらためていうまでもなく、90年代の日本経済のパフォーマンスは国際的にみても歴史的にみてもきわめて低調なものであった。この時期の経済停滞は、いわゆる「バブルの崩壊」、ないしそれに続く「失われた10年」などといった表現でいまや一般的にも広く認められている。もっとも、そうした停滞の原因ならびにその対処法については、現在でも多様な議論が指摘されており、それらは枚挙にいとまがない。

こうした議論の中で、その独創性が際立った議論として注目を浴びているものとして、橋本（2002）の利潤圧縮論があげられる。橋本（2002）は、バブル破綻の打撃は大きかったが、その後の90年代日本の長期停滞を特徴付けるのは、むしろ企業収益の大幅な低下である、と捉えた上で、「重要なのは、やはり利潤圧縮メカニズム」とし、次のように述べている。やや長くなるが、そのまま引用しておくことにしよう。

「〔日本経済の〕その構造変化は、70-80年代における日本企業の成功という経済実体を背景にして80年代後半に形成されたバブル経済が、90年代初頭にバブルの破綻に見舞われたことを契機に展開した。そして、その特徴を一言で表現すれば、企業収益の低迷であり、それは二つの変化、すなわち主たる変化は利潤圧縮メカニズムの展開であり、従は地価の継続的な下落過程と乖離したバランスシート上の土地価額の継続的増加に規定されている。後者は、しばしばジャーナリズムでも取り上げられ、バランスシート調整問題といわれているし、金融機関の不良債権問題に密接に関連する。しかし、〔橋本（2002）の〕第Ⅱ部で明らかにしたことは、そのバランスシート調整問題以上に利潤圧縮メカニズムが重要だということである。いわずもがなのことであるが、あえてその理由を一言で言えば、利潤圧縮メカニズムは労使関係に起因し、資本主義システムの根幹にかかわる問題であるからである。」（橋本、2002、106頁。□内は引用者。以下同じ）

本稿も同様に利潤圧縮メカニズムの重要性を認識するものである。しかし同時に、そのメカニズムについては橋本の議論とは異なる観点から再検討することにしたい。

さて、橋本（2002）の利潤圧縮論の骨子は次のようなものである。これまで日本経済を支えてきたさまざまな制度が変化や崩壊する中、定期昇給制度に代表されるような雇用慣行だけは従来のまま維持されているため、そのことが労働生産上昇率より高い名目賃金の上昇率をもたらしており、それによって労働分配率（賃金シェア）の過剰な上昇が引き起こされた、というものである。要するに、この議論は利潤圧縮メカニズムの主要因として「利潤シェアの下落」

の役割を強調するのである。

これに対して本稿の基本的視点は、利潤圧縮における「稼働率の低下」の役割を強調するものである。すなわち、基本的には、総需要の下落によって低成長が続いていると捉え、そうした低成長が、従来の雇用慣行（固定的な雇用慣行と賃金決定システム）を伴うとき、結果として労働分配率の上昇（＝利潤シェアの下落）を引き起こしていると考えるのである。言い換えれば、橋本の議論とは、因果関係が逆なのである。

本稿の構成は次のとおりである。次のⅡ節では、利潤圧縮メカニズムの多様性を議論する。すなわち、そのメカニズムには橋本が主張する以外のさまざまな因果関係がありうることを指摘する。とくに、先行研究で明らかにされていた利潤圧縮における稼働率効果を指摘する。つづくⅢ節では、そうした利潤圧縮の稼働率効果に理論的パースペクティブを与えるものとして、カレツキアンと呼ばれるアプローチをとりあげる。ここでは、カレツキアン・モデルの利潤圧縮論に関する理論的な要点整理をおこなう。Ⅳ節では、以上の理論的整理を踏まえて、簡単な実証分析をおこなう。ここでは、できる限り橋本（2002）と同じデータを用いて、異なる解釈を示すことにしたい。最後に、本稿の検討を要約する。

## Ⅱ 利潤圧縮パターンの多様性

### 利潤率の要因分解

ところで経済学の中で「利潤圧縮」という言葉が広く知られるようになった契機は、70年代初頭以降の先進諸国経済の順調な成長の終焉期、いわゆる「黄金時代の瓦解」（Marglin and Schor, 1990）の時期、「利潤シェアの低下を伴った成長率の低下」という事実が先進諸国経済の多くで観察されたことであった。その議論は、通常、ネオ・マルクシアンの論者に起源をもつとされ、そこでは、生産性上昇率の鈍化と実質賃金上昇の加速化によって引き起こされた利潤シェアの低下が、投資・蓄積活動を押し下げ、成長率の低下を導くという因果関係が含意されている。

こうした利潤圧縮論の実証分析として異端派の経済学者の間で広く知られているのが、70年代の米ラディカル派の代表的論者であるWeisskopf（1979）の議論である。その分析のエッセンスはきわめて明瞭であり、ここでも簡単に説明しておくことにしよう<sup>1</sup>。

まず、利潤を $P$ とし、資本ストックを $K$ とすると、利潤率は $P/K$ として表されるが、Weisskopf（1979）は、その利潤率（ $P/K$ ）を次のように分解する。

$$\frac{P}{K} = \frac{P}{Y} \cdot \frac{Y}{Y^*} \cdot \frac{Y^*}{K} \quad (1)$$

ここで、 $Y$ は現実の産出量、 $Y^*$ は（資本ストック完全稼働時の）潜在産出量である。すなわち、利潤率（ $P/K$ ）は、産出高に占める利潤シェア（ $P/Y$ ）、潜在産出量に対する現実の産出量として表される稼働率（ $Y/Y^*$ ）、そして潜在産出量・資本比率（ $Y^*/K$ ）の3つの要因

<sup>1</sup> なおこの分析の教科書的解説としては、Sherman and Evans（1984）の第11章が有益である。

に規定される。したがって、利潤率の低下を論じる利潤圧縮論は、これら3つの要因のいずれかを強調するかによって、次のように分類される。

まず最初は、利潤シェア ( $P/Y$ ) の役割を強調する議論である。いうまでなく、利潤シェアは賃金シェア (労働分配率) と裏表の関係にある。したがって、利潤シェアの動きを強調する議論は、基本的には、雇用制度や賃金決定システム、あるいは労働生産性の規定要因をも含めた、労使関係に関わる要因の影響を強調するものとしてまとめられるであろう。橋本 (2002) の利潤圧縮論も、従来の雇用慣行の下での実質賃金の持続的な上昇を強調する点では、こうした議論の一種として考えられる<sup>2</sup>。

第2のものは、稼働率 ( $Y/Y^*$ ) の変化を強調する議論である。例えば、生産能力の稼働水準の低さを強調する議論は、言い換えれば、経済の需要制約を強調する議論である。したがって、ケインズ=カレッツキ的なアプローチから利潤率の低下を議論するとすれば、いずれにせよ、稼働率の作用を強調するものになるであろう。また、稼働率の低下した状態は、以下でも注目するように、固定的な生産要素の一つである間接労働が過剰な状態であることも意味する。それゆえ、こうした雇用制度に関わる要因は、稼働率と上記の利潤シェアとを密接に関連づける一つの経路ともなる。

最後は、潜在産出量・資本比率 ( $Y^*/K$ ) の働きを指摘する議論である。資本ストックが完全に稼働したときの潜在産出量と資本ストックの関係は、どちらかといえば、技術的な問題である。したがって、この変数を強調する議論は、生産設備の不足やボトルネック、あるいは経済全体の生産性や技術進歩を強調することを意味する。また近年日本で盛んに叫ばれている「構造改革論」も、ややカリカチュアライズしていえば、低生産性部門の淘汰や経済全体の効率化を強調する意味でこうした議論の一種ともいえるであろう。

### 利潤率の規定要因としての稼働率の重要性

さて、上記のような利潤率の要因分解を行った Weisskopf (1979) の分析結果は、きわめて大雑把に要約すれば、次のようなものであった。すなわち、「利潤シェア」の変化が大きな役割を演じるのは景気の「反転」を引き起こすときだけであって、それ以外の時期では、長期的・持続的な影響を与えるのは「稼働率」である、というものである。敷衍すれば、景気の上昇期や下降期の大部分で、利潤に対して最も影響を与えるのは、「稼働率」(ないし需要) である。ただし、景気上昇期の終わり、すなわち景気の山に達するところでは、「利潤シェア」の低下が利潤率を下落させる主要因となる。これは、この時期に賃金が労働生産性よりも急速に上昇するからである。同様に、景気下降期の終わり、すなわち景気の谷の直前では、利潤率回復の主要因は「利潤シェア」の上昇である。これは先のケースと反対に、この時期には賃金が労働生産性よりも急速に低下するためである。

---

<sup>2</sup> 実際、橋本 (2002、115 頁、注 27) では次のように述べられている。「[利潤圧縮という] この用語は、古くは 1960-70 年代における停滞するイギリス経済の原因を説明するために使用されることがあった。その場合には戦闘的な militant 労働組合が利潤を奪い取るという意味合いであった。本稿で述べる日本のケースでは、後述のように戦闘的な組合の役割より、賃金決定システムの役割のほうが大きいといえるであろう。」

一方、橋本（2002）の利潤圧縮論は、90年代という長期的な利潤率低下の要因として、労働分配率の持続的な上昇、すなわち「利潤シェア」の役割を強調している点で、上記の Weisskopf の議論とは明らかに異なっている。とりわけ、利潤率に対する「稼働率」の影響、言い換えれば、需要サイドの影響については、橋本（2002）は明確に否定しているので、この点は確認しておくことにしよう。橋本は、90年代日本経済の長期低迷の原因を需要サイドから個人消費の不振や設備投資の減少に求めるような説を「需要不足説」と定義し、それに対して次のように述べている。

「需要不足であることは間違いない。しかし、本書では、この需要不足現象は、企業収益率の低迷によって設備投資が抑制され、また企業収益率の平均値が低下したことで倒産確率が高まり、失業の確率が上昇したことによって雇用不安が高まり、個人消費が低迷するという見地を取っている。・・・

つまり、需要不足という点は現実認識として正しいのだが、それは原因ではなく、結果であると読み解くべきだということである。したがって、企業収益率の低迷こそが長期停滞の原因であり、それは労働分配率の上昇によって企業収益が圧縮されたためではないかというのが、本書で提起したい見方、仮説である。」（橋本、2002、69-70頁）

このように橋本は、あくまでも労働分配率の上昇、すなわち利潤シェアの低下が「主」たる原因であって、需要不足という現象は結果にすぎない、すなわち、稼働率の変化は「従」にすぎない、と主張するのである。

これに対して本稿では、むしろ「稼働率」の変化に注目して、日本の利潤圧縮を再検討することにしたい。とりわけ本稿で注目するのは、経済成長における「稼働率」の役割を強調してきたアプローチとしての、いわゆるカレツキアン・モデルと呼ばれるものである。次節でやや詳細に見ていくことにしよう。

### Ⅲ カレツキアンの利潤圧縮論

#### 利潤圧縮とカレツキアンの修正モデル

ここでとりあげるカレツキアンと呼ばれるアプローチは、70年代以降の先進諸国経済の停滞基調を背景として、ポスト・ケインジアン議論の中で注目を浴びてきたものである。いわゆるカレツキアン・モデルとは、Kalecki（1954, 1971）の議論のエッセンスを成長と分配のモデルに凝縮したもので、そのモデルは不完全稼働を伴う低成長経済を描くものとして知られている<sup>3</sup>。

ところで、このモデルの際立った特徴の1つに、利潤から賃金への所得再分配が経済成長を押し上げるという、いわゆる「停滞論」的な特徴がある。しかしながら、先述したように、70

---

<sup>3</sup> モデルの形式的側面の解説としては、Dutt（1990）、Lavoie（1992）、Taylor（1991）などを参照。

年代初頭以降の「黄金時代の瓦解」の時期には、多くの先進諸国経済で利潤シェアの低下を伴った利潤率・成長率の低下という定型化された事実が観察された。それゆえ、こうした「利潤圧縮」という事実は、カレツキアン＝停滞論的な見解に根本的な批判や疑問を投げかけるものとして捉えられることになった。

一方、こうした批判や疑問に応えるかたちで、カレツキアン・モデルも拡張・修正されてきた。「利潤圧縮」をカレツキアンの枠組みに取り込む代表的なものとしては、2つのモデルがあげられる。1つは、カレツキアン型投資関数の「暗黙の仮定」を修正するモデルであり、もう1つは、「間接労働」という現実的な仮定の導入によるモデルの拡張である<sup>4</sup>。

最初のモデルは Marglin and Bhaduri (1990) によって提示されたものである。彼らは投資・蓄積需要に対する賃金の相反する2つの側面、すなわち「費用」としての側面と「需要の源泉」としての側面という2つの効果を分けて、カレツキアン型投資関数は後者の効果を過大に評価するバイアスを持っていることに着目した。こうした観点から、彼らはカレツキアン型投資関数における稼働率の反応係数の大きさの違いによって、利潤シェアと稼働率の相互作用からなる多様な成長レジームが生じることを指摘した。そうしたレジームの1つとして、実質賃金（ないし賃金シェア）の上昇が経済活動水準の指標である稼働率を上昇させるという意味で通常のカレツキアン・モデルと同様の特徴をモデルが有するとしても、同時に、実質賃金の上昇が利潤率（および成長率）を低下させるというケースを示した。いうまでもなく、このケースがカレツキアンの利潤圧縮が成立するレジームの1つである。

もう1つの修正モデルは、「間接労働」という現実的な仮定の導入によるモデルの拡張である (Lavoie (1992)、Rowthorn (1981))。間接労働という短期的生産水準の変動からは独立な固定的な雇用形態がある場合、その労働保蔵効果によって賃金シェアは稼働率という需要状態にも依存するようになる。このモデルにおいても、賃金シェアの上昇を伴いながら利潤率・成長率が低下するという利潤圧縮が生じるケースは複数ある (池田、2000、第3章)。第1のものは、過剰な貯蓄もしくは投資・蓄積需要の低下による成長率ならびに稼働率の低下が、結果として賃金シェアの上昇を生じさせるケースであり、第2のものは、マークアップ率の上昇によって成長率が低下し、それが第1のケースと同様に、結果として賃金シェアの上昇をもたらすケースである。こうした間接労働モデルもまた、利潤シェアと稼働率の間に多様な相互作用が生じることを示している。

以上の2つの拡張・修正モデルには、長期停滞と所得分配の関係に対する見解に少なからず相違はあるが、ただし、いずれの議論もが示唆していることは、利潤率の規定要因として利潤シェアだけでなく稼働率という変数も考慮に入れるならば、「利潤シェアの下落→利潤率の低下」という単純な関係はそれほど自明なものではない、ということである。敷衍すれば、利潤率の低下の原因として、「利潤シェアの下落（労働分配率の上昇）」にだけ注目する橋本 (2002) の議論は、ミスリーディングなものとなる可能性があるのである。とりわけ、間接労働モデル

---

<sup>4</sup> なお、これらの修正モデルの形式的側面の詳細な検討については、池田 (2000、第3章) を参照。

は、ここでは示唆に富んでいる。なぜなら、橋本（2002）が注目する旧来の日本の雇用慣行とは、いわば硬直的な雇用形態や賃金体系であり、これらが賃金シェアに与える影響は、上述の固定的な間接労働による影響と同様のものと考えられるからである。

さて、本来は、利潤シェアと稼働率という2つの変数を取り込んだ完全なマクロ・モデルを提示して議論を展開するほうが望ましいであろうが、カレツキアンが着目する利潤率の規定要因としての利潤シェアと稼働率の間の相互作用については、その要点を理解するだけなら必ずしも完全なモデルを用いる必要はない<sup>5</sup>。次節では、橋本（2002）の利潤圧縮論と関連する部分だけに重点をおきながら、カレツキアン・モデルが描く2つの変数の相互作用を要約することにしよう。

### カレツキアンの視点から利潤低下の類型化：利潤シェアと稼働率の相互作用

次の図1は、利潤率の低下と利潤シェア・稼働率の変化との関係を端的に表したものである。利潤率の要因分解の式(1)から分かるように、稼働率-利潤シェア平面では等利潤線は図1の双曲線のように表される。したがって、利潤率の低下とは、当初の利潤水準を示す等利潤線・双曲線上の点Eから、稼働率-利潤シェアの組み合わせが「内側」へ移動することに対応している。そうした移動は大まかに3つのケースに分けることができる。

まず第1のケースは、図1のAのように、利潤シェアは上昇するにもかかわらず、稼働率は下落するため、利潤率が低下するケースである。このケースでは、利潤シェアは上昇しているのだから、「利潤シェアの下落（労働分配率の上昇）が利潤率の低下を引き起こす」という議論そのものが成立しないことは自明である。したがって、稼働率-利潤シェアがこうした変化をしているならば、それは橋本（2002）が強調する利潤圧縮論に疑問を抱かざるを得ない第1の理由となるであろう。

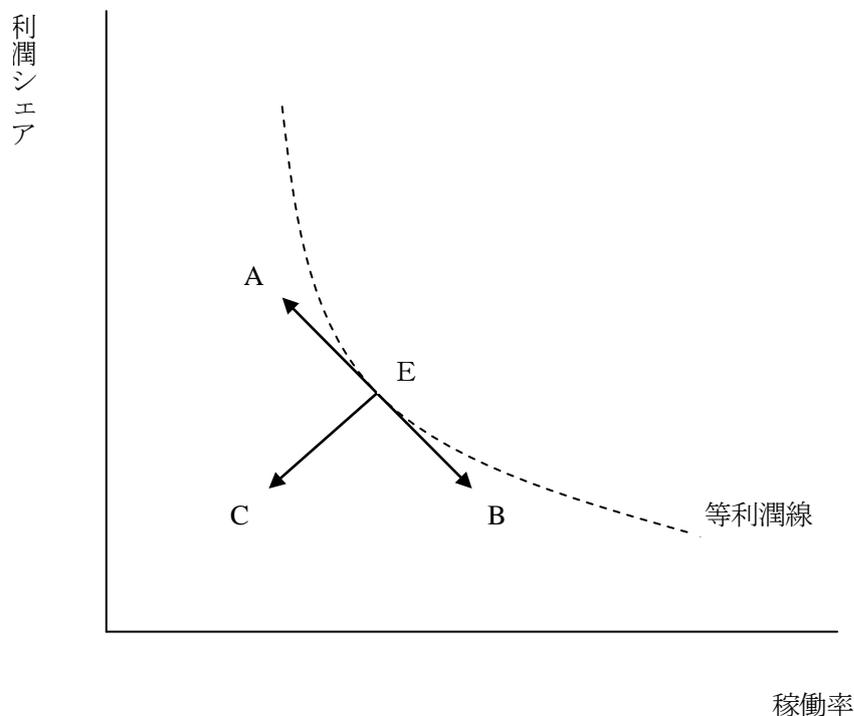
第2のケースとしては、第1のものと同様に、利潤シェアが下落しつつも、稼働率は上昇しながら、利潤率が低下するケースである（図1のB）。このケースでは利潤シェアの下落が利潤率の低下につながっているが、しかし、稼働率はむしろ上昇していることには注意すべきである。先の引用でも示したように、橋本（2002）が含意している利潤圧縮論とは、利潤シェアの下落と同時に、それが企業の設備投資を低下させながら、総需要の不足、すなわち稼働率の低下ももたらすような状況である。

一方、Bのケースでは稼働率は上昇しているのだから、橋本が想定しているような状況ではない。したがって、このケースも「利潤シェアの下落」から「利潤率の低下」への一方的な因果関係がないケースとしてとして解釈すべきである。むしろこのケースでは、利潤シェアの下落が、賃金シェアの上昇を通じて消費需要を下支えし、このことによって稼働率が上昇し、

<sup>5</sup> なお、ここでとりあげたカレツキアンのアプローチは一般に、現在の主流派マクロ経済学の「ミクロ的基礎」という枠組みではモデル展開されていない。しかしながら、このことはカレツキアンのアプローチがミクロ的基礎を持ち得ないことを意味するわけではない。例えば、「累進的な所得再分配が経済活動水準を高める」というカレツキ的な議論は、ニュー・ケインジアン的な不完全競争マクロ・モデルのもとでも可能である。こうした試みについては、池田（2002）、Ikeda（2003）を参照。

いわば利潤率の過剰な低下を抑制していると見るべきである。

図 1：利潤率低下の類型化



最後に第3のケースとして、利潤シェアと稼働率がともに下落し、利潤率が低下するケースがある(図1のC)。このケースでは、利潤シェアの下落が利潤率の低下につながっており、また、Bのケースとも異なり、稼働率も低下している。こうしたケースだけが、橋本(2002)の利潤圧縮論が成立する余地のあるケースである。

しかしながら、このケースにおいても、「稼働率の低下」が結果として「利潤シェアの下落」を引き起こすという、橋本の議論とは因果関係が逆になる可能性もあることには留意すべきである。こうした可能性が生じるケースは、上述のカレツキアン・モデルに即していえば、稼働率とは独立した間接労働の存在によって労働保蔵効果が生じる「間接労働」モデルの場合にあてはまる。すなわち、そのモデルは、「利潤圧縮」が生じる1つのケースとして、投資・蓄積需要の落ち込みによる稼働率の低下が、結果として賃金シェアの上昇を生じさせる可能性を示していた。この場合には、稼働率の低下が「主」であって、利潤シェアの低下は「従」の変化にすぎない。したがって、Cのケースも、稼働率と利潤シェアの2つの変数のいずれが主であり従であるかによって、利潤率低下の原因についての解釈もおのずと異なることになる。

以上の論点整理を踏まえて、つぎに、実際のデータを眺めながら簡単な実証分析を試みよう。

#### IV 簡単な実証分析

##### 90年代日本の利潤率の動き

ここでは、実際のデータを概観し、簡単な実証分析をおこなうことにしよう。もっとも、上述の理論的枠組みと整合的なデータを完全に揃えることは不可能であるから、橋本（2002）と同様、比較的データの整っている法人企業を対象としてデータを概観することにしよう。具体的には財務省『財政金融統計月報』の「法人企業統計」のデータを用いることにする。ちなみに、橋本（2002、78頁）では、法人企業部門は国民経済計算ベースでみた企業所得に占める比率が大きいこと、ならびに日本経済の不振部門として格好の対象であるといった観点から、日本経済の長期停滞の分析において法人企業のデータに着目することが正当化されている。

さて、まず利潤率そのものの動きを把握することにしよう。なお「法人企業統計」もそうであるように、一般的には企業の収益性を表す指標として「総資本経常利益率」を用いるのが通常であるが、ここでは、前節の利潤率の要因分解という論点と整合性を保つために、「総資本営業利益率」に着目することにしたい。なぜなら、「法人企業統計」ではいわゆるマクロ経済レベルのGDPに相当する「付加価値」は次のように算出されており、

$$\begin{aligned} \text{付加価値} = & \text{営業利益（営業純益＋支払利息・割引料）} + \text{人件費（役員給与＋従業員給与} \\ & \text{＋} \\ & \text{福利厚生費）} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課} \end{aligned}$$

したがって、「経常利益」よりも「営業利益」のほうが、「付加価値」およびそれらの比率である「利潤シェア」との関係が明瞭なのである。こうした観点から、「法人企業統計」の「損益および利益処分の状況」データから「総資産営業利益率」を導出したものが、表1の第1列である。

さらに表1では、総資産営業利益率に加えて、それとは別に「資本利潤率」を導出している（第2列）。この利潤率は、資本ストックとして在庫（棚卸資産）と有形固定資産（土地ならびに建設仮勘定、その他有形固定資産）のみを考えて、それに対する営業利益の割合を表している。第1列の総資産営業利益率における総資産は、当然ながら金融資産も含んだものであり、この金融資産の部分はいわゆるバブル崩壊期にマクロ経済レベルでは大きな変化が生じている<sup>6</sup>。したがって、前節の議論との整合性の観点からは、とりわけ稼働率の効果を捉えるためには、資本ストックの変数として上述の固定資産のみを考慮するほうが適切である<sup>7</sup>。そうし

<sup>6</sup> 例えば、平成15年版『国民経済計算年報』の期末貸借対照表勘定における非金融法人企業の金融資産のデータでは、1992年には対前年比でマイナス約10%、98年と99年ではそれぞれ対前年比で、マイナス約9%とプラスの約15%と非常に大きく変動していることが分かる。なお、この点については宇仁宏幸氏から貴重なご指摘をいただいた。記して感謝の意を表すことにしたい。

<sup>7</sup> なおバブル崩壊との関連でいえば、ここで有形固定資産に含まれている「土地」についても注意が必要かもしれない。実際、橋本（2002、82-4頁）は、この時期に見られる企業の土地保

た場合の収益率が表 1 第 2 列の資本利潤率である。

表 1：総資産営業利益率ならびに資本利潤率の変化（1986-2000 年）

（単位億円）

年	総資産営業利益率	資本利潤率	営業利益	棚卸資産	有形固定資産
1986	3.7	8.6	278,134	985,453	2,267,363
1987	4.1	9.3	345,468	1,116,494	2,579,981
1988	4.5	10.4	429,038	1,277,155	2,832,176
1989	4.3	10.3	459,316	1,266,461	3,177,080
1990	4.3	10.2	496,625	1,439,780	3,419,056
1991	4.1	9.1	490,085	1,599,987	3,814,761
1992	3.3	7.0	410,063	1,580,988	4,273,690
1993	2.5	5.4	320,293	1,490,008	4,458,836
1994	2.5	5.3	328,749	1,460,893	4,698,595
1995	2.6	5.6	354,810	1,494,629	4,820,999
1996	2.6	5.5	344,106	1,410,295	4,792,073
1997	2.5	5.2	330,742	1,466,682	4,863,835
1998	1.9	4.0	253,230	1,344,696	4,985,141
1999	2.3	4.8	292,699	1,157,934	4,959,427
2000	2.9	6.4	376,649	1,115,136	4,816,155

出所：財務省『財政金融統計月報』「法人企業統計」（全産業）

さて第 1 列の総資産営業利益率をみると、この時期に大きく下落していることは一目瞭然である。1980 年代後期のバブル期に 3.5 から 4.5 まで高まったが、88 年から 93 年の間に 2 ポイントも下落している。いわば 60% 近くの大規模な下落を記録している。その後、95 年から 96 年の回復期に下落はいったんとどまるものも、利潤率の水準自体は、88 年の 4 割程度、86 年の 3 分の 2 の水準のまま低迷を続けた。再びその後の 97 年からのマイナス成長期には、さらに大規模な下落をし、99 年以降回復の兆しがあらわれている。

同様に、第 2 列の資本利潤率もこの時期大幅に下落していることが分かる。1980 年代後期のバブル期には 10 を超える値を示しているが、それ以後 93 年までの間に 5 ポイント近く下落している。いわば半減という大規模な下落である。その後、下落はとどまるものも、低水準のまま 97 年まで推移し、再び 97 年以後のマイナス成長期では、バブル期の 4 割程度まで下落したことになる。

つぎに、こうした利潤率の下落を、前節の議論を踏まえて検討することにしよう。

---

有増加を不可解とし、これは企業の実質的な損失を隠すために何らかの会計操作によって土地評価を積み増した結果ではないかと推察している。しかしながら、この時期の有形固定資産中の土地割合は 3 割程度と比較的安定しているため（とくに 91 年から 98 年までは 31%~32% の狭い範囲にとどまっている）、ここでは土地にまつわる問題は省略することにしよう。

### 利潤シェアと稼働率の相互関係

さて、前節の (1) 式の利潤率の要因分解は、利潤シェア、稼働率、潜在産出量・資本比率の 3 つの変数に利潤率を分解するものであったが、実証的な検討の際にとりわけ困難なのが、潜在産出量の測定である。したがって、ここでは便宜上、利潤率  $P/K$  を次のように分解する。

$$\frac{P}{K} = \frac{P}{Y} \cdot \frac{Y}{K} \quad (1')$$

すなわち、 $P/Y$  は従来どおり利潤シェアとし、残りの  $Y/K$ 、すなわち現実の産出高・資本比率に稼働率の変化が反映されているものと解釈しよう。したがって、 $Y/K$  の変化で稼働率の変化を捉えるために、ここでの資本ストック  $K$  には金融資産を含めず、在庫と有形固定資産からなるものとしよう。

こうした解釈のもとで、先の『財政金融統計月報』のデータから、稼働率の代理変数 ( $Y/K$ ) として「資本ストック付加価値比率」を、利潤シェア ( $P/Y$ ) として「付加価値営業利益率」を、それぞれ導出したものが表 2 である。

表 2：稼働率ならびに利潤シェアの変化 (1986-2000 年)

年	資本ストック 付加価値比率 (稼働率)	付加価値 営業利益率 (利潤シェア)
1986	54.6	15.7%
1987	52.8	17.7%
1988	53.4	19.5%
1989	51.8	19.9%
1990	50.8	20.1%
1991	49.0	18.5%
1992	45.8	15.3%
1993	44.8	12.0%
1994	44.2	12.1%
1995	43.9	12.8%
1996	43.5	12.8%
1997	43.5	12.0%
1998	42.7	9.4%
1999	43.7	10.9%
2000	46.6	13.6%

出所：財務省『財政金融統計月報』『法人企業統計』（全産業）

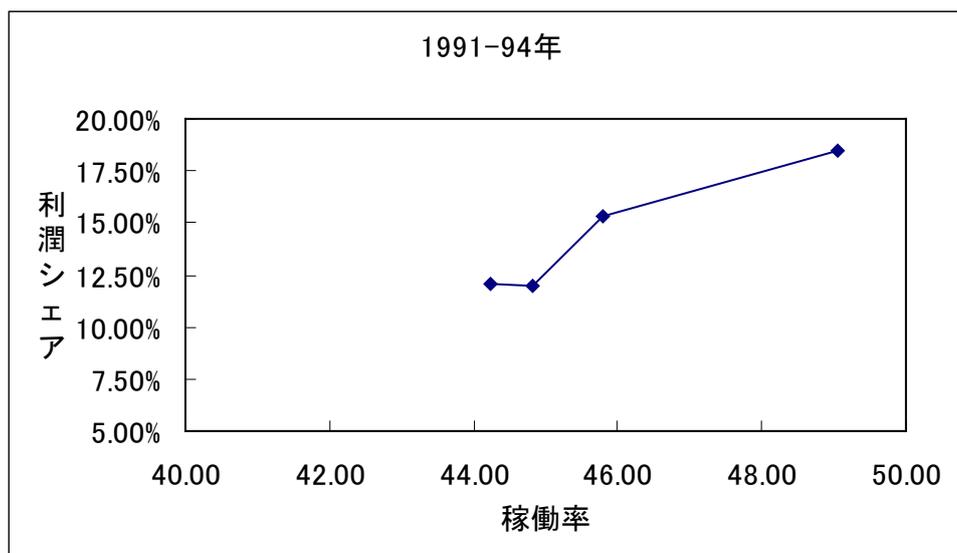
ところで、90 年代の日本経済と一口に言っても、その 10 年間はいくつかの時期に区分できることはよく知られている。吉川 (1999、第 1 章) によれば、90 年代の日本経済は、(1) 92 年から 94 年にかけての不況期、(2) 95 年から 96 年にかけての回復期、(3) 97 年第 2 四半期から 99 年にかけてのマイナス成長期、の 3 つの時期に大きく区分できる。以下では、こうした 3

つの時期を区分して、表2の利潤シェアと稼働率の動きを詳しく見ていくことにしよう。

まずはじめに、1991年から94年の変化である(図2)。この期間は、利潤シェアと稼働率が同時に下落していることは明白である。利潤シェアと稼働率は、それぞれ、約35%と約10%の低下をしている。このように利潤シェアが大幅に下落しているという意味では、橋本(2002)が指摘するような利潤圧縮論が成立している可能性はある。すなわち利潤シェアの持続的な低下が企業収益の低迷を規定し、ひるがえって、そのことが企業の設備投資を抑制させ、総需要を冷え込ませ、稼働率を低下させているという議論である。

しかし前節でも指摘したように、こうした橋本の議論が含意しているような、利潤シェアから稼働率への一方的な因果関係だけが必ずしも成立するわけではない。反対に、稼働率の低下が利潤シェアの低下をもたらしている可能性も十分に考えられる。例えば、橋本が注目する従来の硬直的な日本の雇用制度は、当然ながら賃金決定システムがかなり固定的であることを意味するが、こうした固定的な賃金部分がそれなりに大きい場合、稼働率が低下すれば、自動的に労働分配率(賃金シェア)が上昇することになる。すなわち、稼働率が主たる変数で、利潤シェアは単にそれに従属的な変化をしているだけの可能性もある。

図2：利潤シェアと稼働率の変化：1991年から94年



確かに利潤シェアと稼働率の間の因果関係を厳密に見極めることは困難ではあるが、橋本の議論が含意するような利潤シェアから稼働率への一方的因果関係に疑問を抱かざるを得ないようないくつかの傍証をあげることはできる。

まず吉川(1999、第1章)でも指摘されているように、この時期の日本経済のパフォーマンスの低下は、基本的に設備投資の低下が大きく寄与していることはマクロ経済レベルでは確認されている。とくに吉川(1999、第1章)が強調するのは、この時期の設備投資の大幅な落ち込みは、バブル期の過剰な能力増強型投資の反動であり、いわば旧来型の「ストック調整」型の企業の投資行動の帰結である、という点である。このように、この時期の投資の落ち込みが

バブル期からの循環的な投資の変動であるという把握が正しければ、橋本が強調するような労使関係に起因する利潤シェアの低下が、企業の設備投資の低下、それゆえの総需要の落ち込み＝稼働率低下に主要な役割を演じていたとはいいたい。

また、企業収益の低下に稼働率の低下が寄与していることは上述のデータを用いて間接的には指摘できる。確かに、表2では利潤シェアの落ち込みのほうが稼働率の低下より割合的には大きいのであるが、しかし、稼働率低下の効果もそれなりの大きさであったことは別の点から見てとることができる。それは表1で示された2つの企業収益の指標である。

一般的な企業収益の指標としては、総資産に対する収益（経常利益）の比率を通常用いるが、先にも述べたように、この時期はいわゆるバブル崩壊期にあたるため金融資産の評価額の変化が著しい。したがって、こうした金融資産の変化のため、総資産の収益性の指標は、稼働率の変化による収益性の変化を覆い隠している可能性がある。このことを見るために、金融資産を含んだ総資産に対する付加価値の比率と、金融資産を含まない部分（資本ストック）に対する付加価値の比率を、それぞれについて、その変化率を求めたのが表3である。この表3から明らかのように、この時期は全般的に、金融資産を含まない資本ストックに対する付加価値の比率のほうが、落ち込みが激しいのである。このことはいわば、金融資産の評価額の下落が、逆に総資産利益率を底上げしていることを示している。言い換えれば、稼働率の低下による収益性の低下は、総資産利益率に表れる以上に、大きかったといえるであろう。

表3：付加価値に対する総資産と資本ストックの変化（1991-94年）

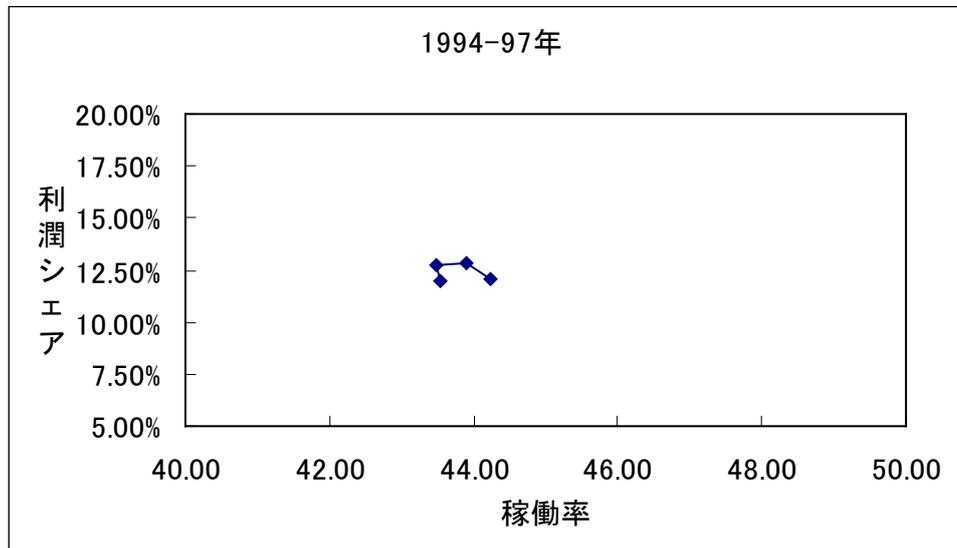
年	対前年変化率	
	総資産付加価値比率	資本ストック付加価値比率（稼働率）
1991	1.83%	-3.50%
1992	-2.12%	-6.66%
1993	-2.84%	-2.11%
1994	0.06%	-1.29%

出所：財務省『財政金融統計月報』『法人企業統計』（全産業）

以上のような点に加えて、次期の1994年以降のデータを眺めると、利潤シェアの下落が主導的に利潤率の低下をもたらしている（稼働率の低下は従属的な変化である）という解釈にたいする疑問はますます強まることになる。

1994年から97年にかけての利潤シェアと稼働率の変化は図3で表されている。一見して明らかのように、この時期は、利潤シェアの低下が利潤率を低下させているという議論が成立する余地はない。言い換えれば、この時期は、利潤シェアと稼働率の間に補完的な関係が生じていたといえるであろう。94年から95年にかけては、利潤シェアが上昇したにもかかわらず、稼働率は低下したため、利潤率の上昇には直接につながらなかった。反対に96年から97年にかけては、利潤シェアの下落は、稼働率の増加を伴っており、このことは利潤率の過剰な低下を抑制していることを意味する。

図3：利潤シェアと稼働率の変化：1994年から97年にかけて



こうした利潤シェアと稼働率の補完的な関係を生じさせているのは、おそらく、利潤シェアの裏面である労働分配率の変化が、主として消費需要の変化を通じて総需要＝稼働率に変化を与えているためと考えられる。こうした可能性を示す傍証としては次のような点が考えられる。

まず実質 GDP 成長率の寄与度分解という馴染み深いデータについてこの時期を見ると（表4）、95年から96年にかけて GDP 成長に大きく貢献しているのが最終消費支出であることが分かる。いずれの年も、設備投資や政府支出、輸出などのその他の需要項目の寄与度が軒並み1%未満であるのに対し、最終消費支出だけが1%以上であり、これが GDP の成長を下支えしていたことは明らかであろう。こうした堅調な最終消費支出と、労働分配率の維持・上昇は少なからず関係していると考えるのは妥当であろう。

表4：実質 GDP 成長率の寄与度分解（1994-97年）

年	実質 GDP 成長率	最終消費支出	住宅投資	企業設備投資	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	輸出	輸入
1994	1	1.4	0.3	-0.9	-0.3	0.4	0.2	0.1	0.3	0.5
1995	1.8	1	-0.2	0.4	0.6	0.6	0.1	-0.01	0.3	0.8
1996	3.2	1.3	0.5	0.6	0.2	0.4	0.5	0	0.5	0.9
1997	1.7	0.5	-0.6	1.6	-0.01	0.1	-0.8	-0.01	1	0.1

出所：平成15年版国民経済計算年報「総需要の増加率に対する寄与度」

また、この時期の消費支出については、吉川（1999）が興味深い事実を指摘している。吉川（1991、48-9頁）は、総務庁「家計調査」のデータを用いて勤労者世帯の消費を収入階級別に見ると、94年から95年の時期は、最も豊かな階級と最も貧しい階級間の消費水準の格差が

相対的に小さくなった時期であることを指摘している。

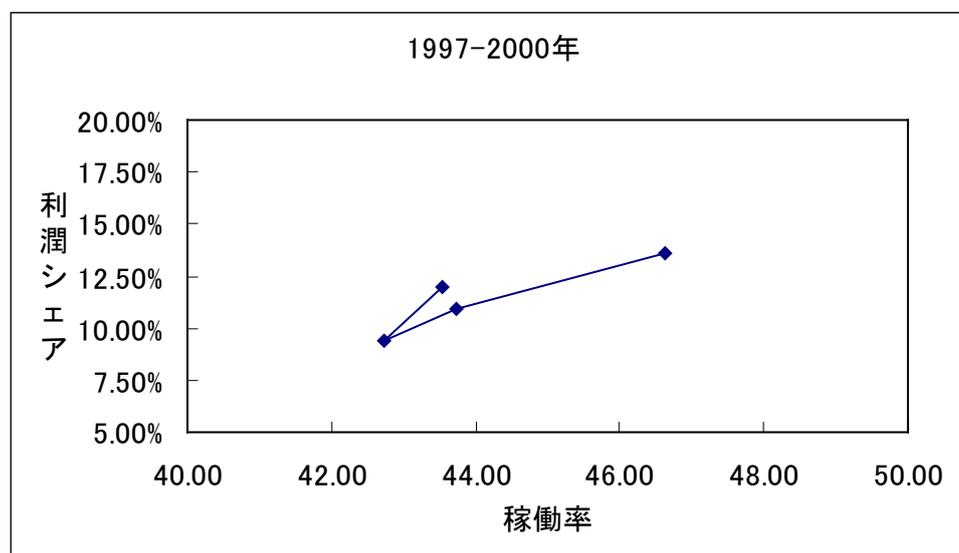
このことは、この時期にいわば「累進的な所得再分配」効果が勤労者世帯に生じた可能性があることを示している。こうした効果もまた、労働分配率の引き上げと少なからず関係していると考えるのは、それほど的外れなことではないであろう。

つづいて最後に、1997年以降の利潤シェアと稼働率の変化を眺めることにしよう(図4)。この時期は再び、利潤シェアと稼働率が同じ方向へ変化するようになる。すなわち、この時期は再び、橋本(2002)の議論が含意しているような、利潤シェア主導型の利潤率の変化が成立する余地がある。

しかしこの期間のうち、とくに97年からの利潤率の下落時期は、よく知られた大きな2つの出来事があった。1つは、97年4月の消費税率引き上げに象徴される、財政構造改革路線上の緊縮的財政運営である。もう1つは、山一証券などの大型金融機関破綻に象徴される、金融システムの不安の増大によるクレジット・クランチの発生である。

こうした2つの出来事に代表される時期に、橋本(2002)が協調するような労使関係に起因する利潤シェアの変化が、経済パフォーマンスの低下に主導的な役割を果たしたとは考えにくい。むしろ、増税や金融不安に起因する総需要の一時的な冷え込みによる稼働率の急激な低下が、利潤率低下の「主」たる変化と考えるほうが自然であろう。繰り返しになるが、このような稼働率の低下が、従来の日本的な雇用制度の下で起きれば「結果として」利潤シェアは下落していくのである。

図4：利潤シェアと稼働率の変化：1997年以降



一方、2000年へかけての利潤率の回復は、一見すると、橋本の議論を(逆の方向で)支持するようにも見える。すなわち、利潤シェアの改善が主たる変化となって、その結果、企業の設備投資が回復し、稼働率が上昇していくという解釈である。実際、この時期の利潤シェアの回復は、単なる景気改善の結果としてではなく、企業の人件費抑制という、いわば直接的な労使

の関係から生じたと察せられるからである。例えば、『平成 12 年度経済白書』（経済企画庁、平成 12 年 7 月）の「第 1 章第 1 節・最近の日本経済」では、改善する企業収益の状況として、人件費の抑制により売上高経常利益率が上昇していることが指摘されている。とくに、製造業では 99 年に入ってから人件費の抑制が大きくプラスに寄与しており、また非製造業でも、それまで企業収益の押し下げ要因となっていた人件費が、99 年に入りほぼ中立的となっていることが指摘されている。

しかしながら、こうした企業収益の改善は、必ずしも堅調な設備投資の回復にはつながらなかった点は留意しなければならない。実際、この点については、次年度の白書（『平成 13 年度年次経済財政報告』内閣府、平成 13 年 12 月）において早々と、設備投資の回復が脆弱であったことが指摘されている（「第 1 章第 1 節・短命の回復から再び景気後退へ」）。この意味では、利潤シェアの改善によって、企業の設備投資が回復し、利潤率・成長率が上昇するという、橋本（2002）が含意する因果関係は成立していなかったと見るべきであろう<sup>8</sup>。

## V おわりに

橋本（2002）が強調するのは、定期昇給制度に象徴される日本の従来への雇用慣行の維持が、労働分配率の持続的な引き上げ、すなわち利潤シェアの持続的な低下をもたらすという利潤圧縮メカニズムを生じさせているということであった。そして、こうした利潤圧縮メカニズムが企業収益の低迷を規定し、そのことが企業の設備投資を抑制させ、総需要を冷え込ませるといふ悪循環を発生させている、という主張であった。

しかしながら、こうした「労働分配率の上昇＝利潤シェアの低下」から「総需要の減退・低成長＝稼働率の低下」への一方向への因果関係が、90 年代を通じて持続的・長期的に存在していたとはいえない。こうした疑念を生じさせる最大のものとして本稿が指摘したのは、90 年代中頃の 94 年から 97 年の時期である。この時期は、利潤率の規定要因としての、利潤シェアと稼働率の間には相互補完的な関連があったことは前節のデータから明らかである。こうしたデータをカレツキアの観点から解釈するならば、日本の従来への雇用慣行の維持は、むしろ低成長下の経済で、稼働率を下支えしてきたという可能性も十分に考えられる。すなわち、利潤シェアの低下は、労働分配率の上昇による消費需要の増大につながり、それが総需要を下支えしてきたという可能性である。

またその他の時期にあたる 90 年代初頭や後半にも、橋本の議論を否定するようないくつかの

---

<sup>8</sup> むしろ、この時期の人件費抑制による企業収益の改善は、橋本（2002）が恐れていた状況に近いかもしれない。橋本の最終的提言は、労使の協調的賃金切り下げという賃金の下方硬直性の弾力化である。しかし、そうした施策がとられない場合、強制的に賃金引下げが生じる状況の 1 つを懸念して、次のように述べている。「その 1 つは市場の淘汰メカニズムに委ね、多数の企業の倒産によって生じる大量の失業という供給条件の変化を動力として賃金を引き下げることである。・・・しかし、それは大量失業をもたらす社会的損失をあまりにも軽視するものである。・・・しかも、既にケインズが指摘していたように、伸縮的な賃金の下では経営者は雇用を手控えると想定されるから、大量失業の発生、賃金低下は一層の失業、賃金低下、そして過度のデフレの深化をもたらす恐れがある。」（橋本、2002、109 頁）

傍証が挙げられた。90年代初頭はストック調整型の設備投資の自律的な落ち込みが激しいこと、90年代後半には、分配率を規定する労使関係とは直接関係ない外生的な要因、すなわち緊縮的財政運営や金融システム不安などの影響が大きいこと、などである。これらの傍証のいずれもが示唆していることは、労使関係に起因する利潤シェアの変化が主導的な変化というわけではなく、むしろ総需要の変化による稼働率の動きの結果として従属的な変化を示しているに過ぎない、ということである。いずれにしろ、こうした利潤シェアと稼働率の因果関係ならびに補完関係を見極めるためには、国民経済計算レベルのマクロ・データによる再考も含めて、更なる検討が必要であろう。

またこうした検討は、当然ながら、政策的含意にも大きく関連してくることになる。橋本(2002)の最終的な提言は、雇用安定を確保した上での、労使の協調的賃金切り下げ(日本型のワークシェアリング)を、というものであった。カレツキアンの観点からは、「雇用安定」の強調は、稼働率効果=総需要の下支えの意味から肯定できるとしても、それが全体的な「賃金切り下げ」を伴うのであれば、労働者の消費抑制を通じて総体的には稼働率にマイナスの効果をもたらす可能性は十分にある。すなわち、「賃金切り下げ」がそもそも利潤率の回復につながる可能性も十分にある。とすれば、橋本が懸念する悪循環、すなわち、企業収益率の低下が企業倒産の確率、ひいては失業の確率を高めるという悪循環に対しては、橋本の提言は効果を持たないかもしれない。

さらに、最近の景気回復の兆しが、利潤シェアの動きとは独立な要因から生じているのであれば(例えば、最近よく指摘されるように輸出主導による回復であれば)、賃金水準の切り下げは、消費抑制というマイナスの影響だけを生じさせる意味で、効果を持たないどころかむしろ悪影響をもたらすだけであろう。こうした政策的含意も射程に入れた検討も今後の更なる課題である。

## 参考文献

- 池田毅「経済成長と所得分配 — ポスト・ケインジアンのアプローチ」, 課程博士論文, 九州大学大学院経済学研究科, 2000年。
- 池田毅「マクロ経済政策と所得分配 — 不完全競争の観点から」, 政策評価研究会(編)『政策分析 2002—90年代以降の軌跡と今後の展望』九州大学出版会、2002年、所収。
- 橋本寿朗『デフレの進行をどう読むか—見落とされた利潤圧縮メカニズム』岩波書店、2002年。
- 吉川洋『転換期の日本経済』岩波書店、1999年。
- Dutt, A. K. , *Growth, Distribution, and Uneven Development*, Cambridge, Cambridge University Press, 1990.
- Ikeda, T. , “Fiscal Policy and Income Distribution under Imperfect Competition”, in Research Project Group for Policy Evaluation (ed.), *New Perspectives on Policy Planning and Analysis 2002*, Kyushu University Press, 2003, pp.89-103.

- Kalecki, M. , *Theory of Economic Dynamics: An Essay on Cyclical and Long-Run Changes in Capitalist Economy*, London, George Allen and Unwin, 1954. (宮崎・伊東訳『経済変動の理論』新評論, 1958年)
- Kalecki, M. , *Selected Essays on the Dynamics of the Capitalist Economy*, Cambridge, Cambridge University Press, 1971. (浅田・間宮訳『資本主義経済の動態理論』日本経済評論社, 1984年)
- Lavoie, M. , *Foundations of Post-Keynesian Economic Analysis*, Aldershot, Edward Elgar, 1992.
- Marglin, S. A. and Bhaduri, A., "Profit Squeeze and Keynesian Theory" in Marglin and J. B. Schor (eds.), (1990), pp.153-186.
- Marglin, S. A. and J. B. Schor (eds.) , *The Golden Age of Capitalism*, Oxford, Clarendon Press, 1990. (磯谷・植村・海老塚監訳『資本主義の黄金時代』東洋経済新報社, 1993年)
- Rowthorn, R. , 'Demand, Real Wages and Economic Growth', *Thames Papers in Political Economy*, Autumn, 1981, pp.1-39. (横川・野口・植村訳『構造変化と資本主義経済の調整』学文社, 1994年, 所収)
- Taylor, L. , *Income Distribution, Inflation and Growth: Lectures on Structuralist Macroeconomic Theory*, Cambridge, MIT Press, 1991.
- Weisskopf, T. E. , 'Marxian Crisis Theory and the Rate of Profit in the Postwar U.S. economy', *Cambridge Journal of Economics*, vol.3(4), 1979, pp.341-378.

# 「制度的補完性」とマクロ経済的安定性の観点からみた韓国の金融危機

梁峻豪

## 1. はじめに

1997年の韓国における金融危機とそれにかかわるマクロ経済の不安定性の原因を解明しようとした韓国国内また国外の研究には、大きく分けると「国家の失敗」を強調しながら経済過程にかかわる規制などが原因であると結論づけるもの<sup>1</sup>と、「市場の失敗」を強調しながら金融自由化などの規制緩和が危機の原因であると結論づけるもの<sup>2</sup>とがある。このような先行研究の多くは、金融危機の原因として韓国経済における制度的特殊性、とりわけ財閥体制および財閥—政府の間の癒着関係がもたらした資本蓄積過程の特殊性だけに焦点を合わせ、金融自由化などの制度的変化がもたらした貨幣・金融的要因を主な分析対象としている。そこでは経済危機の原因を、全面的な社会経済システムの変化をもたらした1987年の「民主化宣言」以降に形成された資本蓄積の新たな構造と関連させてとらえようとする「歴史的分析」の視点が欠如している。いいかえれば、「危機」をめぐるこのような諸研究における共通点は、社会経済的な効果と技術的な効果によって規定される資本蓄積過程のダイナミズムの歴史的解明と、資本蓄積過程とその全体的構造との間の不整合性についての総体的解明が欠如している点であると思われる。

本論文では、金融危機の歴史的な原因を診断するために、第一に、1987年以降形成された新しい資本蓄積構造を、「賃労働関係制度」と「金融制度」との間の「制度的補完性」とマクロ経済的安定性の観点から検討する<sup>3</sup>。この観点を導入することで、韓国における資本蓄積構造の変化についての正確な規定および解明が可能になり、経済の不安定性や金融危機の根底にある問題を十分にとらえることができる<sup>4</sup>。第二に、1997年の金融危機を、1987

<sup>1</sup> このような研究はクルーグマンなどの「外延的成長モデル」仮説が支配的である。

<sup>2</sup> 危機の原因を「市場の失敗」として診断する「超国家的金融資本責任論」と「外的ショック論」、そして「政策失敗論」などは、蓄積体制の変化と金融危機との間の因果関係に対する歴史的観点のない静態的な分析にとどまっている。さらに制度的変化による構造変化の問題と韓国経済における空間的特殊性の問題との結合に基づいて危機をとらえようとする視点が欠如している。

<sup>3</sup> 1987年以降の韓国における蓄積体制の変化を、「民主化宣言」以降の「賃労働関係制度」の変化がもたらしたものとしてとらえる総体的な実証分析は、梁(2002)を参照せよ。また、間接金融などの韓国的「金融制度」の経済成長に対する規定性については、A.Amsden (1989, 1992)を参考せよ。

<sup>4</sup> 韓国資本主義論に支配的な理論的伝統は、80年代初めの周辺部資本主義論、従属理論から80年半ば以降の植民地半封建社会論、新植民地国家独占資本主義論へと発展してきた「従属深化論」に基づくものである。従属深化論は1980年代の韓国における「韓国社会構成体論争」で理論的ヘゲモニーをとった。その理由は韓国の政治経済学の大多数が韓国経済の従属性を強調した70年代の朴玄採の「民衆的・民族経済論」から強く影響されたことにある。このような理論的伝統のため、従属深化論者たちは1987年以降の韓国経

年以降の相対的なマクロ経済的安定性とマクロ的好循環を支えてきた「賃労働関係制度」と「金融制度」との間の「制度的補完性」が金融自由化などの一連の経済改革によって解体されるプロセスとしてとらえる。

したがって、本論文の実証的目標は以下の三つである。第一に、1987年以降の市民社会の形成によって、韓国資本主義におけるより自立的な発展パターンをもった資本蓄積構造が歴史的に形成されたことを、「制度的補完性」という観点から検討し、第二に、金融危機を社会経済的「調整」の役割を果たす制度と資本蓄積構造との間の不整合性がもたらした問題として診断することである。診断にあたっては、金融危機を「賃労働関係制度」と「金融制度」との「制度的補完性」の観点に基づいて分析する。第三に、経済改革（制度改革）における「制度的補完性」の問題を政策的インプリケーションとして導出することである。

「制度的補完性」とマクロ経済的安定性を議論するために、本論文は次のような理論的研究を参照している。宇仁(2003)の雇用と資金調達構造との間にかかわる議論とアマブルなどのレギュラシオニストたちの制度理論、そしてE・ネルの「大量生産体制」論(Transformational Growth 理論)である。

また、本論文が持つ理論的特色は、次のようである。第一に、「制度的補完性」の概念の現代資本主義分析における可能性を診断することである。そのためには、制度的補完性がマクロ経済に及ぼすプラス効果に対する既存の静的な分析<sup>5</sup>を克服して、そのマイナス効果に対する動的な分析へと発展しなければならない。同時に、「制度的補完性」の観点に基づく現代資本主義論を、既存の国際比較分析から一国の構造変化分析へと深化しなければならない<sup>6</sup>。第二に、レギュレーション・アプローチによる既存の韓国資本主義の蓄積体制分析を深化することによって、韓国資本主義論争における「フォーディズム仮説<sup>7</sup>」を補完する点である。同時に、制度の政治経済学の方法による金融危機分析の深化をも試みる。

本論文の構成は次のようである。2節は「制度的補完性」の概念を既存の先行研究のサーベイを通じて検討する。3節では、韓国における賃労働関係制度と金融制度の変化を説明する。4節では、1987年以降の韓国における新しい蓄積体制の構図を、先行研究における実証結果に基づいて概観する。5節では、雇用と金融制度の補完性に関する仮説と1987年以降の韓国モデルについて説明する。6節では、金融自由化と財閥における資金調達方法の変化に焦点をあてて、経済改革による制度変化が正の補完性を支えてきた既存の制度的組み合わせとマクロ経済的安定性に対してどのような効果を持ったのかを検証する。7節では、

---

済における新しい可能性、また社会経済システムの著しい変化を看過するようになった。ところで、韓国国内・国外のレギュラシオニストも、1997年の韓国における金融危機と1990年代のマクロ経済における不安定性を「周辺部フォーディズム」という発展様式の危機として診断することによって、1987年以降の賃労働関係における変化がもたらした新しい資本蓄積構造の形成を看過している。

<sup>5</sup> 比較制度分析(CIA)に基づく現代資本主義論が代表的であろう。

<sup>6</sup> 雇用―資金調達構造との間の「制度的補完性」に関する宇仁(2003)の議論を、国際比較分析から一国分析へと発展させる。また、技術的には、宇仁(2003)が企業の利潤額に「営業利益」を用いたことに対して、本論文では、金融費用を含めて計算する「経常利益」を用いた。

<sup>7</sup> 梁(2003a)「韓国におけるレギュレーション・アプローチ」を参照せよ。

韓国における制度変化とマクロ経済的安定性の変化について述べることによって、本論文の分析にかかわる政策的インプリケーションについて述べる。

## 2. 「制度的補完性」概念に関する先行研究

### 2.1 レギュラシオン・アプローチ

レギュラシオン学派における「制度的補完性」とは、比較制度分析のようないわゆる制度の政治経済学と同様に、二つの制度諸形態が相互に強化し合うことを意味する。一部のレギュラシオニストたちは、この「制度的補完性」を、「制度的補完性という用語が意味しているのは、二つの制度諸形態の結合によって、これら二つの制度諸形態の内一つしか存在していない、代替的な制度的構図よりも優れた適合性やパフォーマンスが、ときとしてももたらされるという概念である」と議論している<sup>8</sup>。同時に、レギュラシオン学派における代表的論者のボワイエは、こうした「制度的補完性」の必然性は、より適合的な制度的構図の探求にアクターたちを駆り立てるのに不都合な進化が生じる前に、アクターたちに認知され、活用される可能性があるという<sup>9</sup>。またボワイエは、このような「制度的補完性」のメカニズムを、既存の歴史研究における様々な歴史的事例をとりあげながら、「中期的な共進化」をもたらすメカニズムとは明確に区別している。彼は、第一に、19世紀資本主義における金本位制は無数にひしめき合う原始的な労働市場形態や賃労働関係における競争形態とが組み合わせられていたことを指摘する。第二に、それとは対照的に、戦後フォードイズムの蓄積体制の下での名目賃金の契約化とは、その国民国家の蓄積体制内部において国民的通貨の供給が内生的で国際システムが比較的ブロック化されていた信用経済と一体化していなければならなかったことを指摘しながら、歴史における「制度的補完性」の存在を説明することによって、その概念を明らかにした<sup>10</sup>。

また、アマブル（2003）は「社会は制度諸形態の集合ではなく、それらのある特定の組み合わせである」としながら、「したがって、経済に対する制度の影響を他の制度と独立に考えるべきではない」と議論することによって<sup>11</sup>、「制度的補完性」を理解するのに役に立つ基本的な立場を明らかにした。同時に、彼は、制度と経済的結果との関連性に関する大部分の制度主義的研究は、たとえば、労働市場における制度とその結果（賃金や雇用の水準）や教育制度とその結果（教育水準）を考察するなど、ある一時点の経済のある一つの領域に制限されていたと指摘する。同時に、他の領域の現存する制度とは独立的に、それぞれの領域において最適な制度を形成すれば、マクロ経済の良好なパフォーマンスが得ら

---

<sup>8</sup> Amable, Ernst and Palombarni(2002)

<sup>9</sup> Boyer(2002)

<sup>10</sup> Boyer(2002)。しかし一国における制度的補完性と蓄積体制との間のより本格的な歴史研究はまだ行われていない。

<sup>11</sup> Amable(2003)

れるという考え<sup>12</sup>は次のような点で誤っていると述べる。第一に、それぞれの領域に最良の制度が一つしかないということではない。第二に、制度の特質とマクロ経済のパフォーマンスとの関連性が単調ではない。また局所的に効率的であるような制度の特定の組み合わせが、マクロ経済レベルで良好なパフォーマンスを生むということにはならない<sup>13</sup>。

したがって、アマブル(2003)は、「制度的補完性」を以下のように定義している。「ある領域の存在やその特定の形態が他の領域の制度の存在、機能、そして効率性を強化するとき、制度的補完性が存在するといえる<sup>14</sup>」という。同時に、アマブル(2003)は「制度的補完性」に対する数学的定義を以下のように与えている。

パフォーマンス関数を  $F$ 、二つの制度の領域を  $X$ 、 $Y$ 、それらの領域に存在する二つの制度を  $x, y$  とおく。 $x, y$  は連続的であり、 $F$  は微分可能であるとすれば、制度的補完性の数学的定義は、

$$\partial^2 F(x, y) / \partial x \partial y \geq 0$$

で与えられる。

また、制度を表す変数が不連続的な場合でも、「制度的補完性」を定義することができるとし、以下のように説明している。不連続的制度  $x_1, x_2, y_1, y_2$  を考える。次の条件が満たされるとき、関数  $F$  はスーパーモジュラー (supermodular) である。

$$F(x_1, y_1) + F(x_2, y_2) \geq F(x_1, y_2) + F(x_2, y_1)$$

さらに、アマブル(2003)は、「制度的補完性」の存在こそ、多岐にわたる資本主義モデルを生み出していることを強調する<sup>15</sup>。特に、彼(1997)は、イノベーションと生産の社会システムとの間の補完性に焦点を合わせることによって、現存する資本主義を類型化した<sup>16</sup>。

<sup>12</sup> このような考え方によると、「最適な制度の組合せによる最適なマクロ経済社会」とは、デンマークの教育システム、スウェーデンの技術と雇用制度、フィンランドのハイテク産業の競争的環境と企業の環境、そしてアメリカにおける労働市場の規制と財政システムなどが組み合わせられると達成できると議論しているという。

<sup>13</sup> Amable(2003)は、賃金交渉のパターンと市場の競争性との間の関連性を考察することによって、集権的な賃金交渉と独占的な商品市場、分権的な賃金交渉と競争的な商品市場という組合せが制度的に補完的であったという Calmfors and Driffill(1998)の議論と、日本型生産様式とアメリカ型生産様式の理想型を生産様式と金融システムとの間の関係から考察した Aoki(1994)の議論とを引用しながら、最適な制度の組合せによって最適なマクロ経済社会があり得るという考えを批判する。

<sup>14</sup> Amable(2003)は「制度的補完性」を定義する際に、金融システムとジョブ・トレーニングシステムとの間の制度的補完性における二つのパターンを取り上げながら説明する。パターン1では、金融システムが資本市場中心つまり直接金融中心であるならば、投資家主導による短期的戦略が支配的になり、その結果、熟練の形成は主に一般的技能 (general skill) の習得によって行われる。これとは違って、パターン2では、金融システムが銀行中心の間接金融であるならば、パッシブ・キャピタルによる長期的戦略が支配的になるが故に、熟練の形成は主に特殊技能 (specific skill) の習得によって行われるという。

<sup>15</sup> 彼は、商品市場、労働市場、金融システム、社会保障、そして教育システムとった五つの制度諸形態の間における制度的組み合わせ、つまり「制度的補完性」を考察することによって、現存する資本主義を五つへ類型化した。(市場中心経済/社会民主主義的経済/アジア的資本主義/欧米大陸の資本主義/南米の資本主義)

<sup>16</sup> このようなアマブルの分析を、いわば SSIP(Social System of Innovation Production)比較分析というのが、SSIPは、基礎科学部門/アイデア部門/製品化を可能にする技術部門/現実の商品価値の実現部門、と

表1 各制度の組み合わせとマクロ経済のパフォーマンスとの関係

制度	$x_2$	$x_1$
$y_2$	3	1
$y_1$	2	3

出所 ; Amable(2003)

また、Amable,Ernst,and Palombarrini(2002)も、金融市場の圧力と労使関係制度との間の「制度的補完性」を議論する。このようなレギュレーション・アプローチに基づく「制度的補完性」に関する研究は、基本的に、「制度」を社会における異質の利害関係ないし対立関係を調整するものとして議論する<sup>17</sup>。

宇仁(2003)は「一国の資本主義を規定する労使関係、職業訓練、コーポレート・ガバナンス、企業間関係などに関わる諸制度間には、一つの制度の存在が、もう一つの制度の効果を高めるという関係がある」としながら、「このような制度的補完性があるが故に、一部の制度だけの変更は経済システムの首尾一貫性を損ない、マイナスの効果しか生まない」という。この点を踏まえて、彼は「制度改革がプラスの効果を生むには、補完性が存在するすべての制度を同時並行的に変えなければならない」と議論している<sup>18</sup>。また、宇仁(2003)は、雇用と資金調達各国における多様性と変化を「制度的補完性」の観点から比較分析すると同時に、各国における雇用の弾力化と直接金融の比重の増大を制度変化として取り上げることによって、「制度的補完性」を構成する補完的制度的の一部が変化するとき、マクロ経済にどのような影響が現れるかを分析する。

このようなボワイエ、アマブル、そして宇仁の議論から「制度的補完性」のマクロ経済社会に対する規定性が非常に大きいことが分かる。

## 2.2 資本主義の多様性アプローチ

「資本主義の多様性アプローチ」における代表的な論者のHall/Soskice(2001)によれば、

---

いった諸要素の相互作用から形成され、また、教育訓練システム/金融システム/労働市場の体制という三つの制度がSSIPの効率性に影響を与えているという。彼は、このようなSSIP比較分析から資本主義を四つのタイプとして類型化する。(市場を基盤とするSSIP/メゾ・コーポラティズム的SSIP/欧米統合・公権力的SSIP/社会民主主義的SSIPといった四つの類型)

<sup>17</sup> 一方、ノースや青木における「制度」とは、ゲームのルールや均衡戦略としてとらえる。制度主義に基づく既存の韓国資本主義論は、このような制度観に基づいて分析したものが一般的であった。

<sup>18</sup> 梁(2003b)は、このような宇仁(2003)の政策的議論に沿って、韓国における貨物運送業部門におけるマイナスの経済効果をもたらす制度的補完性を説明することによって、同部門における構造改革のため、補完性を持つ全ての制度を改革することを議論している。

資本主義には多様性があり、大きく分けると、「自由市場経済<sup>19</sup>」(liberal market economies)と「コーディネートされた市場経済<sup>20</sup>」(coordinated market economies)という二つのタイプの資本主義が共存しているという。Hall/Soskice(2001)は、資本主義に対するこのような二つのタイプの類型化のための実証分析に「制度的補完性」の概念を積極的に取り入れているが、このような二つのタイプの資本主義では、労使関係、職業訓練、企業のコーポレート・ガバナンス、そして企業間関係などにかかわる諸制度が大きく異なるという。特に、彼らも、宇仁(2003)と同じく、ヨーロッパ諸国のなか「コーディネートされた市場経済」(coordinated market economies)における長期雇用制度と長期的視野の金融との間を例としながら、これらの諸制度の間には、1つの制度の存在がもう1つの制度の効果を高めるといった関係があることを強調する。このような意味で、「自由市場経済」と「コーディネートされた市場経済」との共存、つまり資本主義の多様性の存続を支えている一つの要因は、「制度的補完性」であるという<sup>21</sup>。

「資本主義の多様性アプローチ」における最も本格的な「制度的補完性」の研究としては、中央銀行の独立性と賃金交渉制度との間の補完性に関する研究(Franzese/Hall[2000])がある<sup>22</sup>。彼らの分析の特徴は、経済パフォーマンスとは、制度によって影響を受けるという点と、経済行動のコーディネーションとは競争的市場によってのみなされるのではない点、そして「制度間の交差効果」に注目している点である。彼らの分析は、中央銀行の独立性を増すことによって経済パフォーマンスが向上するという主張に対する挑戦であるが、中央銀行が独立したとしても、インフレ抑制と低失業率が両立しうるのは、比較的コーディネーションがよくなされている賃金交渉を行う国においてであるという。反対に、そうではない国では、インフレ抑制は高失業率という犠牲の上で達成される。そのため、中央銀行が独立しているからといって単純に経済パフォーマンスがいいとは限らないと議論する<sup>23</sup>。こうして中央銀行の独立性の効果は、賃金交渉制度によって強められるととらえている。つまり中央銀行制度と賃金交渉制度の間には「制度的補完性」が存在するというのを、ヨーロッパ諸国を例としながら実証的に明らかにした。

### 3. 韓国における賃労働関係制度と金融制度の変化

<sup>19</sup> 「自由市場経済」では、自由競争市場あるいはヒエラルキー組織を通じた経済調整が中心的役割を果たす。アメリカやイギリスがその代表例である。

<sup>20</sup> 他方、「コーディネートされた市場経済」では、市場あるいはヒエラルキー組織による調整に加えて、非市場的調整が重要な役割を果たす。非市場的調整には様々な形態があるが、その共通する性質はネットワーク内の情報交換と協働的關係を基礎にしているという点である。

<sup>21</sup> Hall/Soskice(2001)と宇仁宏幸(2003)、そしてAmable(2003)

<sup>22</sup> その他、「資本主義の多様性アプローチ」における「制度的補完性」の研究としては、Iversen(2000)とSoskice/Iversen(2000)の貨幣供給ルールと賃金交渉制度との間の「制度的補完性」を研究したのものがある。

<sup>23</sup> Franzese/Hall[2000]は、賃金交渉システムが、中央銀行のシグナリングメカニズムの重要な構成要素であるという。特に、彼らは賃金交渉がコーディネートされていたが故に、このメカニズムがより有効に働くことによって、失業をもたらさずにインフレ抑制に成功できる制度的補完性が、今後のEMUにおける最も重要な経済政策の焦点としてとらえている。

### 3.1 1987年以降の賃労働関係制度の変化

1980年代初めの世界経済の沈滞、70年代の重化学工業化政策の結果として生じた過剰蓄積、国内企業の生産停滞と操業率の低下、年率30%にも及ぶインフレ、賃金上昇への要求、これらを解消するために、1980年に登場した全斗煥政権は、「経済安定化政策」と名付けられた一連の措置を実施した。その主な目的は、軍事独裁の政治体制に対する大々的な民主化運動や構造的な賃金上昇要求に対抗して、労働運動を強権的に抑圧することによって「低賃金一長時間」労働体制を維持すること、またそれによって深刻なインフレを抑制することであった<sup>24</sup>。80年代初めの韓国経済におけるこのような一連の危機的要因を解消することは、クーデタによって権力を握った全政権にとっては、権力の正統性を獲得するために必要な課題であった<sup>25</sup>。

しかし、1980年代の市民と学生の民主化闘争と1987年の労働者大闘争の成果である「民主化宣言」以降、労使関係法は労働者に有利な方向に改正された<sup>26</sup>。1987年の労使関係法改定は、労使関係統制、すなわち、労働三権の法的・行政的制限の撤廃及び団体交渉機構の成立を目指した。これは「開発独裁」からの基本的な転換を明示したといえる。これによって、労働者の賃金と雇用保証に関する交渉力は強まり、87年以降、名目賃金、実質賃金、そして雇用量的上昇率は再び高まった<sup>27</sup>。

### 3.2 1987年以降における雇用の弾力性の変化

1987年の労使関係法改定と改定前の規定を比較してみると、「企業単位労組のみ認定」、「労組設立要件の規制」の緩和、「労組解散命令権」、「労組役員改選命令権」、「労組役員資格制限」が廃止された<sup>28</sup>。このような労使関係法改定の結果、賃金と雇用に対する労使との間の協議制度の相対的進展はあったものの、労組の活動が大企業中心の賃金闘争や雇用保障運動にとどまり、「民主的労使関係の社会的制度化」までは至らなかった<sup>29</sup>。

---

<sup>24</sup> 宇仁・宋・梁(2003)

<sup>25</sup> 全政権はまず、「労働法改悪」によって労働者の賃金闘争を全面的に封じこめようとした。「労働法改悪」の具体的な内容としては、「企業単位労組」の不法化、「労組設立要件の規制」の強化、そして「労組解散命令権」、「労組役員改選命令権」、「労組役員資格制限」の拡大適用などである。また、「ユニオン・ショップ制度」、「規約取り消し命令権」、「決議取り消し命令権」、「交渉権委任申告」という4項目についても強化された。このような労働法改悪によって、団結権は形骸化したため、労働組合組織率は急激に低下した。また、労働者の賃金交渉力の低下とともに賃金上昇率も低下していった。こうして韓国において80年代には賃金抑制が成功した。表7に示すように、1980年以降、名目賃金上昇率はそれ以前の約半分に、実質賃金上昇率は約3分の1になった。

<sup>26</sup> 梁(2002)。

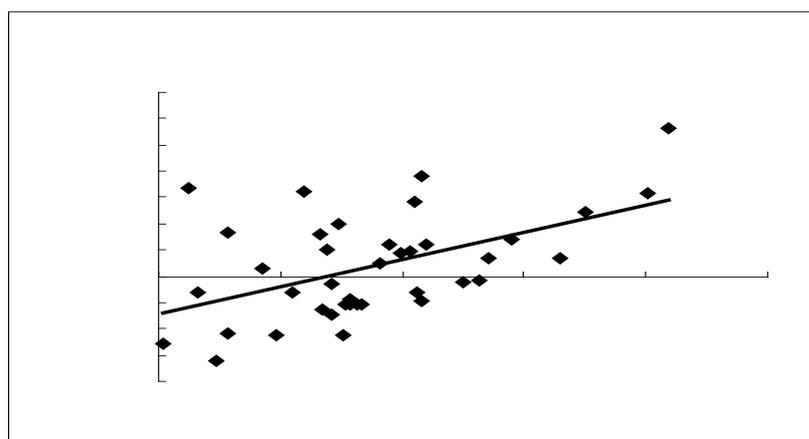
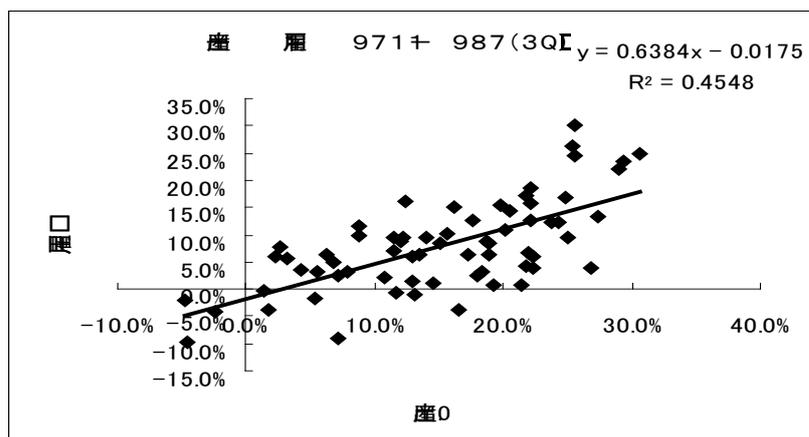
<sup>27</sup> 梁(2002)

<sup>28</sup> しかし「ユニオン・ショップ制度」、「規約取り消し命令権」、「決議取り消し命令権」、「交渉権委任申告」という4項目については条件付きで規制が緩められ、「労組の政治活動禁止」、「複数労組不認定」という2項目については、従来の禁止規定が変更されず継続されたのである。

<sup>29</sup> 労使関係法改正によって、労組による闘争は、賃金交渉や雇用保障などの経済的な問題のためのものであって、労働者全体としての階級的な問題のためのものへは発展しなかった。1987年以降における製造業

しかし、労使関係法改正による賃金と雇用問題に関する労働組合の交渉力の強化は、雇用の保障を大企業の利用者側における義務とし、また年功序列型賃金制度や労働者の長期雇用をよりつよく保障させるようになった。ところで、1987年以降の韓国における雇用安

図1 二つの期間における産出量の変化に対する雇用量の変化



出所：出所：IMF、IFS

注；韓国銀行の「景気動向」に関する資料における「景気日付」によると、1971年第1四半期は循環の谷（開始点）であり、1987年第3四半期も循環の谷にあたる。また1987年6月29日は政府による民主化宣言がおこなわれ、既存の労働市場における「市場専制」を止揚し、民主的労使関係を志向するよう、政府は労働市場に積極的に介入するようになった。よって、まず景気循環パターンの変化を検証するために、1987年を基準として二つの期間の間における産出量に対する雇用量の変化に関するChow検定を行ったところ、係数=0という帰無仮説は棄却された。それによって、雇用の景気変動（産出量）に対する弾力性の変化を表す単純回帰の結果を散布図で示した。

定の推移を本格的に検討したゾン・ビョンユ、ジョン・イファン（2001）によると、特に、就職率と離職率の両者の推移が<sup>30</sup>、大企業や中小企業ともに、1987年以降、一時、大きく

労働組合の業種別要求事項構成の変化については、梁(2002)を参照せよ。

<sup>30</sup> 彼らは、1995年以前の場合は、職場維持率や解雇率などを計算できる資料を確保することが困難なため、就職率と離職率、そしてこれらの合計として計算される労働移動率、さらに平均勤続年数などによって検

下落してから、漸進的な下落推移をみせている。離職率および就職率がともに雇用の安定性を反映する一つの指標であるにとらえると、1987年以降の韓国では、内部労働市場が定着し始めたといつてよかろう<sup>31</sup>。したがって、労使関係法改正が企業内部労働市場を形成させることによって、1987年を前後とし、韓国における雇用の弾力性の変化をもたらした。

図1は、二つの期間における産出量の変動に対する雇用量の変動の推移を表している。図1をみると、1987年以前は雇用量の変化が景気変動に対して多少規則な変動をしていたのに、「民主化宣言」によって労働組合の交渉力が強くなった1987年以降からは、雇用量の変化は景気変動に対して不規則になっている。また雇用の弾力性も前期のほうが強い。このことから後期の方が、前期に比べて、雇用量のプロサイクル性が弱いと言える。いいかえれば、1987年以降の韓国における雇用量の変化は景気変動に対して非常に弱い弾力性を持つといえる。

### 3.3 韓国における資金調達方法の変化

もともと韓国企業の資金調達は、政府がコントロールする政策金融を含め、金融機関（銀行）からの借入りに依存してきた<sup>32</sup>。80年代になって、企業資金調達の主な手段であった一般銀行のシェアが低下した。また80年代後半からのいわゆる「初期金融自由化」によって直接金融のシェアが増加し始めたが、表2から分かるように、間接金融と直接金融へと

	1992	1993	1994	1995	1996
資金調達	100	100	100	100	100
間接金融	36.3	31.4	44.5	31.8	31.3
（預金銀行）	15.1	13.1	20.7	14.9	15.7
（非預金銀行）	21.1	18.3	23.8	17	15.6
直接金融	38.9	49.1	36.5	48.1	47
（企業手形）	7.6	13.9	4.9	16.1	17.5
海外借入れ	7.1	1.5	6.6	8.4	10.2

出所：韓国銀行、「企業経営分析」、各年号

大きく分けてみると、1994年までは、間接金融に基づく資金調達のシェアが直接金融のそれと同じくらいのシェアを維持してきた。この間は、企業の資金調達過程における政府の

討した。

<sup>31</sup> 1987年の「民主化宣言」以降、製造業・大企業を中心として、管理事務職のみならず、生産職労働者までにもこのような内部労働市場的制度が拡大適用されるに至った。このような現象は1997年の金融危機以降の労働市場における構造改革の一環として導入された「整理解雇制」によって消滅してしまう。

<sup>32</sup> 韓国における間接金融と経済成長については、A.Amsden（1989、1992）を参照せよ。

裁量は後退したものの、企業に対する銀行の統制の余地が大きかった。

ところで、 年からの韓国企業における資金調達構造をみると、間接金融による資金調達よりも、円満な流動性供給を制度的に支えることができる「企業手形」という直接金融の方式と海外借入れを通じての資金調達の比重が増えたのが明らかになる。1993-4年から「主力業種制度」の導入によって強化された財閥的特殊性や「外貨資金調達拡大方案」などの金融自由化による制度的変化によって、全般的な投資ブームが生じたが、そのための資金調達においては主に短期金融商品である企業手形の発行と海外借入れ、特に短期借入れによる比重が急増したことが明らかになる。いいかえれば、この時期から間接金融の比重は急激に減り始めた。

#### 4. 1987年以降の新しい蓄積体制の構図

梁（2002）は、1987年以降からの「賃労働関係制度」の変化が、賃金上昇をもたらし、また「耐久消費財ブーム」とそれによる「消費の同質化」（同質的大量消費）の進展をもたらしたことを実証的に分析している。同時に、投資の主要な決定因としての「消費需要」の上昇が、労働市場における「独占的レギュレーション」の定着によってもたらされたことが明らかにした。さらに彼は、社会的実質賃金費用の推移から、1987年からの「消費が主導する成長パターン」の進展と剰余価値生産方式の変化とが照応していたことをも実証できた<sup>33</sup>。したがって、1987年以降の蓄積体制を「典型的なフォード主義的労使妥協をとまなわないフォーディズム」<sup>34</sup>と表現してもよからう。

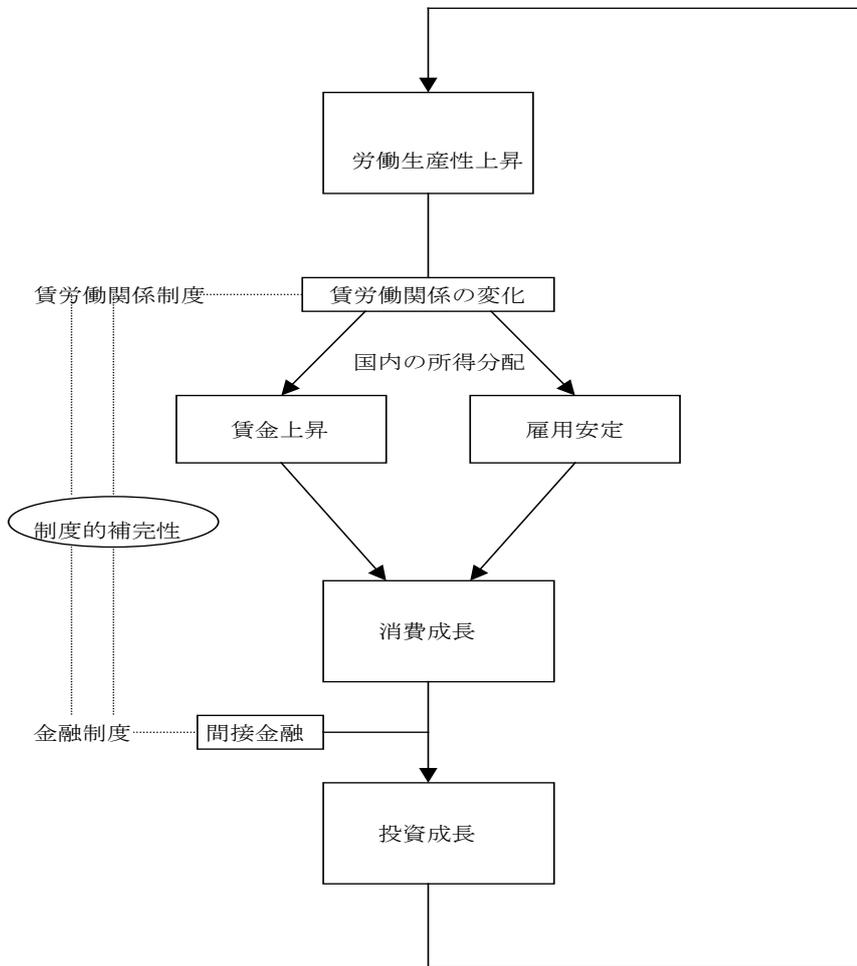
次節で述べるように、1993年に本格的な金融自由化が行われる。図2は1987年から1993年までの韓国における新しい蓄積体制の構図を表したものである。3節で述べたように、1987年の「民主化宣言」が、賃金上昇と雇用安定を保障する新しい賃労働関係制度を定着させた。図2は、消費上昇を促進し、またそれが投資を促進するというフォーディズム的好循環の形成を表している。ここで注目しなければならないのは、賃労働関係を構成する「雇用制度」と消費上昇と投資上昇との関係を円満にリンクさせる間接金融、すなわち、「金融制度」との間の「相互補完性」である。このような「相互補完性」が存在していたからこそ、このようなマクロ経済的好循環があり得たと考えられる。いいかえれば、一つの制度の存在が、もう一つの制度の効果を高めるという関係が現れていたと考えられる。間接金融という金融制度の効果とは、労働関係法の改正などの賃労働関係制度の変化なしでは、うまく高められないことが考えられる。この点については、以下で検証を行う。

---

<sup>33</sup> しかしながら、梁（2002）は、消費の上昇をもたらした原因が、「生産性インデックス賃金」のような明示的なフォード主義的労使妥協による実質賃金の上昇ではないことと、大企業別の賃金交渉においてのみ、労使間妥協の一定した進展がみられたことをも指摘する。

<sup>34</sup> 宇仁（1992）は、1962-1973年間の日本経済における蓄積体制をこのように「フォード主義的労使妥協をとまなわないフォーディズム」と規定した。

図2 1987-1994（本格的な金融自由化以前）の間の韓国における蓄積体制



注；梁（2002）の実証分析の結果に基づいて筆者が作成

## 5. 雇用と金融制度の補完性に関する検証

宇仁（2003）は雇用制度と金融制度との間の制度的補完性に関する理論的仮説を立てているが、この節では、彼の国際比較分析に用いられた理論的仮説を要約して紹介し、それが韓国経済に対する一国分析に用いられるために、再構成を試みる。

### 5.1 直接金融と間接金融

資金供給者の側からみると、直接金融と間接金融との間におけるリスクとリターンの格差は顕著である。つまり、直接金融は、高いリターンではあるが高いリスクでもある。一方、銀行への預金は、リターンは低い、リスクはほとんどゼロである。このように、直

接金融と間接金融との間におけるリスクとリターンの格差が存在しているために、キャピタル・ロスの発生確率や企業の倒産確率が高まる不況期では、直接金融への資金供給は一般的には減少し、逆に反対の好況期では、直接金融への資金供給は一般的に増加する。つまり、直接金融への資金供給とは景気変動に対してプロサイクルに変動するようになる。また、直接金融での需給調整メカニズムは、基本的には価格調整であるが、価格の基礎となる企業の将来収益が予測不可能なため、またキャピタル・ゲインを追求する投機家が存在するため、その動態は非常に不安定である<sup>35</sup>。

一方、間接金融では、資金供給者と資金需要者とを銀行に代表される金融機関が仲介する。そして内生的貨幣供給論が述べるように、中央銀行が決定する金利を所与として、銀行の貸出量は、企業の設備投資の計画量に応じるかたちで決定される。つまり、価格である金利の変動を通じて需要量と供給量のマッチングが行われるのではなく、需要量の変動に対応して柔軟に供給量の変動して、需給が調整される。すなわち、間接金融での需給調整は、価格調整ではなく、数量調整である。

## 5.2 雇用制度と金融制度との間の補完性

本稿での焦点は、韓国経済における雇用の弾力性と独占的大企業の資金調達との関係である。この関係を考察するために、雇用の弾力性と企業の資金調達との間の補完性の国際比較に用いられた宇仁（2003）の仮説を韓国の一国経済分析のためのツールとして再構成する<sup>36</sup>。

第3節で検証されたように、「民主化宣言」が行われた1987年から金融危機以前までの韓国のように雇用の弾力性が小さい場合（以下、「Kモデル」とよぶ）を考えてみよう<sup>37</sup>。Kモデルでは、雇用の弾力性が小さいが故に、人件費の弾力性が小さくなる。そのため、利

---

<sup>35</sup> 通常の商品の価格調整の安定性は、右上がりの供給曲線と右下がりの需要曲線によって保証されている。しかし、株式や債権については、需要曲線も右上がりになる。その根本的原因は、株式や債権の価値が、招来の収益の現在価値に基づくことにある。将来の収益を予想するためには、当該企業やマクロ経済に関する膨大な情報が必要であり、一般の多くの投資家には、そのような情報の取得も処理も不可能である。したがって彼らは、他の投資家の売買行動をみて、その行動を模倣する。このような模倣行動の連鎖の結果として、価格が上昇する局面において、キャピタル・ゲインを求めての「買い」、つまり需要が増加するようになる。また価格が低下する局面では、キャピタル・ロスを回避するための「売り」が増える。こうして需要曲線が右上がりになる。その場合、何らかの要因で需要と供給とのギャップが生じると、価格の変化はそのギャップをさらに拡大するように作用する。その結果、需要と供給と価格の累積的上昇、あるいは累積的低下が発生する。

<sup>36</sup> 宇仁（2003）では、「弾力性」とは、すべて産出量に対する弾力性という意味で用いられている。つまり産出量が1%変化したとき、当該変数が何%変化するかを表す数値である。また実際にも賃金率と労働時間の弾力性は雇用の弾力性に比べて非常に小さいという点から、賃金率と労働時間は非弾力的であると仮定している。また、1997年金融危機以前の韓国では、一般的に雇用に比べて賃金率と労働時間の変動率は景気循環に対して非弾力的であったことが実証されている（梁[2002]）。

<sup>37</sup> 宇仁（2003）は、国際比較分析のために、雇用の弾力性が小さい日本の場合をJモデルにし、また、雇用の弾力性が大きいアメリカの場合をAモデルであると規定している。本稿では、国際比較分析ではないために、1987年から金融危機直前までの間の韓国の場合においては、それ以前に比べて雇用の弾力性が小さくなったことを仮説として立てている。

潤所得額のプロサイクリカルな変動は大きくなる。利潤所得の一定部分が内部資金に回されるとすると、Kモデルでは、内部資金の弾力性も大きい。つまりKモデルでは、好況期には潤沢な内部資金が確保できるが、不況期には内部資金は小さくなってしまふ。深刻な不況の場合には内部資金がゼロになり、設備投資資金だけでなく運転資金をも外部調達する必要も生じる<sup>38</sup>。

次に、このような内部資金の変動の問題を前提に、外部資金への需要の変動を考えよう。企業は主に、設備投資や金融資産投資のために、資金を必要とする。一般的に、この企業の資金需要総額は、内部資金を上回っており、またプロサイクリカルに変動する。資金需要総額から内部資金額を引いた金額が外部資金に対する需要額であれば、Kモデルでは、内部資金の弾力性が資金需要総額の弾力性よりも大きいが故に、外部資金需要額の弾力性は内部資金の弾力性よりも小さくなる<sup>39</sup>。内部資金の弾力性が資金需要総額の弾力性よりもかなり大きいときには、外部資金の弾力性はマイナスになることもありうる。つまり、Kモデルでは、外部資金需要の変動は、内部資金よりも弱いプロサイクリカルな変動になるか、カウンターサイクリカルな変動になる。つまり外部資金需要の弾力性は小さい。

次に、外部資金需要と供給との整合性の問題を考えよう。先に述べたように、直接金融による資金供給はプロサイクリカルな変動を示す可能性が大きい。一方、間接金融における資金供給は、銀行がどのような資金需要の変動にも柔軟に対応できる能力を持っている。雇用の弾力性が小さい場合における外部資金需要はプロサイクリカルな変動を示すので、直接金融とも間接金融とも整合性を持つ。しかしKモデルでの外部資金需要は、弱いプロサイクリカルな変動もしくはカウンターサイクリカルな変動を示すが故に、間接金融としか整合性をもたない。Kモデルでの外部資金需要が、直接金融による資金供給と組み合わせられた場合に、どのような結果が生じるかをみてみよう。Kモデルでは、好況期においては、潤沢な内部資金が確保されるが故に、外部資金需要は比較的小さい。にもかかわらず、直接金融のプロサイクリカルな資金供給によって、膨大な資金供給が行われる。これは資金の過剰供給につながる。この過剰資金は、企業による過剰な設備投資や金融資産投資につながるかもしれない。さらに、先に述べたように、株式市場などでいったん需要と供給が乖離すると累積的な価格上昇が起きる可能性が高いが故に、この過剰投資は資産価格バブルを生むかもしれない。一方、不況期には、これとは逆のことが起きる。Kモデルでは、不況期においては、内部資金はかなり小さくなってしまふ。よって、外部資金に対する需要は比較的が大きくなる。にもかかわらず、直接金融の場合、資金供給量はプロサイクリカルに変動するので、不況期の外部資金供給は低下する。したがって企業は投資資金不足に直面し、過少消費か過剰債務をせざるを得なくなる。

結局、雇用の弾力性が小さいKモデルが、直接金融中心の金融システムを組み合わせられ

---

<sup>38</sup> これに対して、雇用の弾力性が大きい場合には、内部資金のプロサイクリカルな変動はそれほど大きくない。小さい変動は伴うが、景気局面とかわりなく、ある程度の内部資金を確保できるだろう。

<sup>39</sup> 一方、雇用の弾力性が小さい場合は、外部資金の弾力性が資金需要総額の弾力性にほぼ等しくなる。

てしまうと、不安定なマクロ経済状況が生まれる可能性が高くなる。

このように、雇用の弾力性が小さい経済（雇用の長期性を保証する企業が多く存在する韓国や日本のような諸国）は、好不況に比較的左右されない安定的な外部資金を必要とする。間接金融はこのような需要に柔軟に対応する比較的安定的な資金供給を可能にすることによって、雇用保証を支える。また、企業と銀行との双方での長期的な雇用は、資金の貸し手と借り手の間での密接で長期的な関係を築く前提であり、両者間での密接な情報交換は、長期的な融資の継続を支える。このように雇用の長期性を保証する制度と、間接金融制度との間には、一方が他方を支え強化するという制度的補完性が存在する。

### 5.3 韓国における雇用と金融制度の補完性の実証

3.2 で検証されたように、1987 年から金融危機直前までの韓国における雇用の弾力性はそれ以前に比べると小さい。つまり、雇用の弾力性の変化からすれば、1987 年以降の韓国の場合は、5.2 で述べた仮説としての K モデルにシフトしたといえる。また、韓国の製造業における利潤額の景気変動に対する弾力性をも検証してみると、表 3 に示すように、1987 年以降の利潤額の景気変動に対する弾力性は、それ以前にくらべると、大きくなった。つまり、利潤所得額のプロサイクリカルな変動は大きくなった。この変化からも、1987 年以降の韓国は K モデルにシフトしたことは確実であるといってもよからう<sup>40</sup>。

表 3 補完性の仮説と実証

	仮説	実証
雇用の弾力性	1987 年以前 > 1987 年以降	0.63 > 0.41
利潤所得額の弾力性	1987 年以前 < 1987 年以降	3.26 > 4.50

注：雇用の弾力性については、3.2 の検証結果の「注」にも明記したように、IMF、IFS の四半期データを用いた。利潤額には「経常利益」を用いた。「経常利益」＝営業利益+営業外収益-営業外費用である。経常利益にかかわるデータは、梁（2004）と韓国銀行「企業経営分析」各年号を用いた。そして利潤額の弾力性の計算の際、産出量は、雇用の弾力性と同じく、IFS のデータを用いた。

## 6. 金融自由化と独占的財閥における資金調達方法の変化

<sup>40</sup> そのため、本稿では、1987 年以降の韓国における外部資金需要と借入金ストックの弾力性の検証を省略した。また、80-90 年代の韓国における外部資金需要と借入金の恒常的増加の傾向や 90 年代におけるそれらのカウンターサイクリカルな変動については、梁（2004）と金元重・廉東浩、法政大学比較経済研究所編（2000）を参照せよ。

この節では、3.3 で検討した資金調達方法の変化をもたらした要因はいったい何であったのかを検証する。そして、変化した資金調達構造（間接金融から直接金融へのシフト）が過剰蓄積と過剰負債をもたらしたこと、同時に、過剰投資と過剰負債との間に一方向の因果関係が存在するのではなく両者が独立的に同時進行していたことを示す<sup>41</sup>。

表4は、1980年代半ばから1997年の金融危機直前までの産業政策とりわけ産業専門化政策と金融自由化政策の推移を表している。特に、このような一連の政策が独占的財閥企業における資金調達構造の変化とコーポレート・ガバナンスに影響を与えた。

**表4 産業政策とりわけ産業専門化政策と金融自由化政策の推移**

年度	内容
1985	工業発展法と投資自由化原則
1989	経営合理化業種時限満了、アメリカによる両国間金融政策会議開催（91年まで3次にわたる会議で韓国の金融自由化・開放化措置を要求）、金融機関の対外借入れ規制の部分的廃止（政府認可規制廃止、短期借入れの部分的自由化）
1991. 9.	韓米金融政策会議開催（アメリカによる金融全般に関する自由化と開放化計画の提示要求）
1992	外国人直接株式投資の制限付き開始（銘柄あたり持ち株比率10%まで）
1993. 4.	業種専門化及び所有分散、企業分割命令制、投資回数命令制、財閥の金融機関および言論への進出制限などを含む「新経済5ヵ年計画作成指針」発表。
1993. 10.	業種専門化を推進するために「主力業種制度」を制定、「3段階金融自由化および市場開放計画 Blueprint for Financial Liberalization and Market Opening」発表し97年までの措置を発表
	外貨資金調達拡大方案（投資運用自由化、現地法人への出資自由化）韓国企業の対外投資自由化
1994	財閥に対する与信管理規制緩和、外国為替自由化計画発表 外国人の国内債券直接投資の許容・拡大
1994. 12	三星グループ自動車産業進出の許容
1995. 1.	石油化学産業の設備投資規制の廃止
1995. 4. 6	巨額与信総額限度制と10大財閥系列企業に対する投資規制廃止
1996	OECDとの合意のもとでの2000年までの資本自由化・金融市場解放計画の作成
1997. 1. 29	業種専門化政策の公式的廃止

出所：梁（2004）

韓国における独占的財閥体制の特殊性は、コーポレート・ガバナンスの観点からみると、

<sup>41</sup> 1990年代半ばからの大々的な金融自由化が企業の外部資金と借入金の恒常的増加をもたらしたことについては、韓国の金融危機関連の多くの研究が解明しているため、本稿では対象外にする。また、この時期の韓国における過剰投資や過剰負債についてより詳しくは、梁（2004）を参照せよ。

外部監視や内部監視 ともに極めて弱い「特権的な無責任オーナー専制体制」の性格を持っていた。また資金調達に関わる企業内部組織の特徴としては「相互出資」また「相互支給保証」という分社的多角化の動因であると同時に結果である制度的装置が存在していた<sup>43</sup>。ところで、この節で注目したい点は、韓国財閥が持つ特殊的性格（一時期においては経済的好循環をも保証し得た「競争形態」を規定する制度としての）と「資本運動」としての一般的性格とが、ある特定の条件下で、独占的財閥による「高負債—単純拡張主義—過剰投資<sup>44</sup>」という傾向をもたらした点である。その条件とは、第一に、海外借入れの容易さを保証するようになった一連の金融自由化政策、とりわけ財閥における資金調達構造を決定的に変化させた「3段階金融自由化」政策と、第二に、直接金融への大々的なシフトを促す外貨資金調達拡大法案と、第三に、財閥に対する諸政策とりわけ「業種専門化政策」などによる与信管理制度の形骸化である。「業種専門化政策」と国民的大企業競争力強化に関わる諸制度は、諸財閥が主に大規模投資が必要な「核心業種」を主力業種として選定するのを防ぐことができなかつたのである。同時に、これら諸制度と1993年からの直接金融へのシフトを進める金融自由化の段階的深化の合成によって、業種専門化どころか財閥への経済力集中や過度な借入れ経営、そして競争的過剰重複投資がもたらされた。さらに1994年から本格的に行われるようになった、財閥に対する「与信管理規制緩和」などの産業政策における規制緩和はこのような傾向を深化させた。

このような韓国政府による産業政策と金融自由化にかかわる制度的措置によって、1990年代最初から外貨需要が旺盛な財閥の要求に対応して銀行の海外借入れが急増するようになった。特に1990年代の韓国政府の業種専門化政策をはじめとする産業政策の誤った適用の結果、財閥・銀行の過度な海外債務の急増が著しくなった。いいかえれば1990年代始めから一貫して金融機関に対する規制緩和などの金融自由化政策が行われてきたのであるが、

<sup>42</sup> 財閥に対する内部監視の脆弱性については鄭安基（2000）の実証研究を参照せよ。彼は韓国の独占的財閥とりわけ5大財閥における相互出資と相互支給保証を韓国財閥の特殊性としてとらえている。またソン・ホンソン（1999）はこの二つの制度的不安定性要因を財閥の金融的不安定性の原因としてとらえ、それらを財閥における多角化のための資金調達とかかわる企業内部組織の特徴として説明している。

<sup>43</sup> この二つの制度的装置は次のような理由で経済的好循環をもたらした財閥的特殊性が潜在的危険として作用するものとなり得る。ソン・ホンソン（1999）によれば、相互出資が金融的安定性に及ぼす影響は「架空資本」の形成と関連があるからという。具体的には相互出資は架空資本の創出過程であるからこそ、相互出資を除外した純資産対比負債比率は相互財務諸表上の自己資本対比負債比率（公表される負債比率）よりも大きいという。

<sup>44</sup> 李柄天（1999b）

<sup>45</sup> 金泳三政権は、企業と国民経済の競争力低下の原因が財閥による事業の過度な多角化にあると診断し、反独占政策としての産業政策であるべき「業種専門化」制度を導入した（1993. 10）。この制度は「個別企業」を基準とした前政権の「主力事業制度」の問題点を改善し、「財閥グループ全体」にまたがってグループ別専門業種を選定し、専門的大企業として発展するように計画し推進させた制度であったものの、与信限度管理対象から財閥大企業を除外した財閥みずからの競争力強化義務からの免除、出資総額制限緩和、債務保証限度規制からの除外などの国民企業競争力強化イデオロギーに基づく諸政策は、財閥構造改革と経済力集中緩和の基本政策手段であった与信管理制度の形骸化をもたらした。かえってこの制度は業種専門化という趣旨を借りて財閥に対する規制だけを緩和したことになった。

<sup>46</sup> 金融自由化と金融健全性悪化の具体的な過程と自由化水準を金利自由化比率などで綿密に分析したのは金元重・廉東浩、法政大学比較経済研究所編（2000）を参照せよ。

1993 年以降の政府による財閥に対する規制緩和や企業の資金調達構造の変化とが重なり始めてから、自動車産業のような「核心的産業」への財閥の過剰投資が顕著になったのである。また、表 8 に示すように、この時期からの韓国経済は、財閥による過度な借入れ経営をもたらす高負債経済あるいは「無責任特権資本主義<sup>47</sup>」として規定することができよう。

**表 5 韓国と日本の収益性及び設備投資率の比較**

	収益性			設備投資増加率		
	韓国 (a)	日本 (b)	a-b	韓国 (c)	日本 (d)	c-d
1988	4.05	5.51	-1.46	25.8	30.4	-4.6
1989	2.5	5.76	-3.26	16.5	16.8	-0.3
1990	2.32	5.29	-2.97	25.7	19.2	6.5
1991	1.78	4.01	-2.23	11.6	8	3.6
1992	1.53	2.87	-1.34	-13.7	-20.4	6.7
1993	1.7	2.26	-0.56	-4	-22	18
1994	2.74	2.88	-0.14	56.2	-8.4	64.6

注：収益性の指標としては売上高経常利益率を用いた。

売上高経常利益率 = (経常利益/売上高) × 100、経常利益 = 営業利益 + 営業外収益 - 営業外費用

出所：梁 (2004)、イ・ガンクック (1998)

**表 6 製造業全体と自動車産業の投資収益性及び投資増加率**

	投資収益性			有形固定資産増加率		
	製造業 (a)	自動車 (b)	b-a	製造業 (c)	自動車 (d)	d-c
1988	4.05	3.33	-0.72	18.31	16.17	-2.14
1989	2.5	1.55	-0.95	26.23	25.22	-1.01
1990	2.32	1.95	-0.37	18.8	11.52	-7.28
1991	1.78	0.04	-1.74	20.86	16.9	-3.96
1992	1.53	0.04	-1.49	11.0	13.08	2.08
1993	1.7	-0.1	-1.8	13.21	29.28	16.07
1994	2.74	1.1	-1.64	13.15	14.03	0.88
1995	3.6	1.09	-2.51	19.01	22.09	3.08
1996	0.99	1.05	0.06	18.18	20.29	2.11

注：収益性指標としては売上高経常利益率を用いた。

出所：梁 (2004)、イ・ガンクック (1998)

表 5 に示すように、財閥による過剰投資つまり過剰蓄積は 1980 年後半からの韓国経済固

<sup>47</sup> 李柄天(1999b)

有の特殊性であるが、表6にしめすように、1994年からの制度変化による財閥への経済力集中の強化によって、その傾向はより深刻となった。すなわち財閥の独断的判断による分別なき設備投資拡張傾向を制御できる社会的・制度的装置は完全消滅したことを意味する。

表7 製造業における財務指標と収益性指標

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
財務指標											
流動比率	101	99.9	103.1	103.7	99.4	95.3	92.7	94.1	94.6	95.4	91.9
負債比率											
製造業					286.3	306.7	318.7	294.9	302.5	286.8	317.1
企業集団						369.8		348.4		348.8	387.8
自動車					398.8	454.9	459.9	395.6	451.9	443.5	463.3
自己資本比率					25.94	24.59	23.88	25.32	24.84	25.85	23.92
固定比率	223.9	225	209.8	192.1	206.3	219.4	227.4	218.5	220.2	212.5	237
借入依存度					44.59	44.51	47.18	46.75	44.54	44.75	47.65
流動負債比率											
製造業					176.4	190.2	200	182.3	188.5	179.1	191.6
					238.1	287.9	314.8	259.5	275.1	287.8	294
収益性指標											
総資本経常利	4.47	4.44	4.92	2.72	2.42	1.75	1.4	1.59	2.64	3.59	0.93
売上高経常利	3.63	3.58	4.05	2.5	2.32	1.75	1.48	1.7	2.74	3.6	0.99
売上高営業利益率			6.8	6	6.5	6.6	6.6	7	7.7	8.3	6.5
借入金平均利率					12.7	13	12.3	11.2	11.4	11.7	11.2

注：1) 流動比率 = (流動資産/流動負債) 100

固定比率 = [(固定資産+投資及びその他の資産)/自己資本] 100

2) 標準比率は流動比率が200%, 固定比率が100%である。

3) 流動負債比率 = (流動負債/自己資本) 100. 標準比率は100%である。流動性負債比率とは企業の短期的安定性、つまり財務流動性を表す指標である。

出所：韓国銀行「企業経営分析」より作成

表7は製造業における財務指標と収益性指標を表したものである。まず財務指標としての流動比率は短期債務に対する支払能力を表すものなのだが、1987年から1993年までの流動比率の平均と1994年から1996年までのそれを比較することによって、表4が示す一連の金融自由化政策と財閥に対する規制緩和による財閥企業における財務構造の悪化の深化を見出すことができる。また借入れ依存度の推移をみると<sup>48</sup>、1990年代のそれは1980年代より高くなったことがわかる。短期債務にたいする支払能力と借入れ依存度の指標を組み合わせると、これは1994年以降の韓国の財閥企業における財務構造の深刻性を表しているといえよう。特に負債比率の製造業平均が後期においては低くなっているのであるが、表2に示すように、これは1993年以降の本格的な金融自由化、つまり資本市場の育成を通じての資金調達の高発さによるものであると考えられる。しかし流動比率の推移や借入れ依

<sup>48</sup> 金元重・廉東浩(2000)によると、1980年代と1990年代の借入依存度の平均は、43.7%と47.1%である。

存度の推移、そして収益率指標と資本市場における株価の推移<sup>49</sup>をみると、資本市場は財閥による過剰投資や悪化していく企業財務に対する市場的調整をうまくはたすことができなかったことが明らかになる<sup>50</sup>。これは財閥に対する内部的監視はいうまでもなく外部的監視とりわけ市場的監視すら機能しなかったことを意味している。資本市場が「市場」としての機能を失っていたといってもよかろう。また流動負債比率の推移からわかるように、短期借入れが自己資本に比べて非常に高い比率であることに注目する必要がある。また売上高経常利益率と売上高営業利益率との格差も、韓国企業の金融・財務的脆弱性を意味する。つまり巨額の金融費用を負担していることを意味する。しかし企業の資金調達方式の変化、表8が示す韓国企業における特殊性としての高い負債比率、そして企業財務の海外依存度や高いレベルの流動負債比率を考えると、この金融費用は、借入金平均利子率の推移からもわかるように、韓国企業とりわけ財閥の核心産業における過度な過剰投資によるものであるといわねばならない。

表8 1997年に破綻した韓国財閥の負債比率（単位：10億ウォン）

破綻した財閥	資産規模順位	月日	自己資本	負債比率(%)
韓宝	14	1.23	615.9	939.9
三美	26	3.19	-55.9	
真露	19	4.21	88.5	3485.2
大農	34	5.28	-53.7	
起亜	8	7.15	2,362.0	395.2
ヘテ	24	11.1	448.0	666.7
ニューコア	25	11.3	163.0	734.7
漢拏	12	12.6	319.2	2028.9

注：1)負債比率は破綻する直前の自己資本と負債総額で計算した。

2)この視点の製造業平均負債比率は396.2%である。

出所：「ハンギョレ新聞」1997. 12. 19

結局、1993年の「外貨資金調達拡大方案」などの一連の金融自由化によって、表2に示すように、企業の資金調達は資本市場を中心とした直接金融に依存するようになった。この現象は、財閥に対する一連の規制緩和とも相まって、財閥における「核心的産業」への過剰投資と過剰負債をもたらした。その結果、この時期からの韓国経済においては、マクロ経済的不安定性が急激に大きくなった。

<sup>49</sup> 韓国株式市場の「株価指数」は、1994年には歴史上最高の965.7ポイントを記録した。しかし投資収益性を表す諸指標（総資本経常利益率や売上高経常利益率）は1987年から1993年まで一貫して低下してきたのである。

<sup>50</sup> 梁(2004)

## 7. 結びにかえて —韓国における制度変化とマクロ経済的安定性の変化—

本稿では、1997年の韓国における金融危機の原因を、1987年の「民主化宣言」以降形成された資本蓄積の新たな構造と関連させてとらえようとする「歴史的分析」の視点と、「制度的補完性」の観点とに基づいて解明した。

アムスデンなどの韓国における間接金融と安定的投資調整との関係についての実証的議論と、梁（2002）の1987年以降の韓国における賃労働関係制度の変化をもたらすマクロ経済的好循環についての実証的議論に基づいて、1987年以降の韓国資本主義のマクロ経済的構図を表したものが図2である。図2をみると、1987年以降の韓国資本主義には、「フォーディズム」的蓄積体制が形成されたことが分かった。同時に、この好循環的蓄積体制が、雇用量や賃金の増加をもたらす新しい賃労働関係と安定的投資を保証する間接金融という金融制度との間の「制度的補完性」によって支えられてきたことが分かった。つまり、新しく形成された賃労働関係制度の効果とは既存の間接金融制度によって、高められたといえるだろう。しかし、1994年からの本格的金融自由化、とりわけ企業の資金調達方式を間接金融から直接金融へシフトさせた金融制度の変化が著しくなってから、そのような「制度的補完性」が消滅した。これによって、1994年以前の韓国におけるマクロ経済的好循環は解体された。5章で述べたように、雇用の弾力性の低さと直接金融との間の不整合性が、韓国の独占的財閥による過剰投資や過剰負債をもたらし、マクロ経済的不安定性や金融危機の一つの制度的原因であるといってもよからう。つまり、1993年の大々的な金融改革（金融自由化）は市場主導型金融構造への緩慢なシフトに失敗し、過剰投資と過剰債務の連鎖関係をもたらしたといえるだろう。

本稿が明らかにした韓国資本主義の蓄積体制の性格を「制度的補完性」の効果の観点から要約すれば次のようである。雇用保証を支えることになった労使関係法改正が行われた1987年から、企業の資金調達方式を間接金融から直接金融へとシフトさせた大々的な金融自由化が行われた1994年までの韓国の蓄積体制は、非弾力的雇用構造と間接金融中心の銀行主導型金融構造との間に[+補完性]が存在していたといえる。反対に、1994年から1997年の金融危機までの間には、非弾力的雇用構造と直接金融中心の市場主導型金融構造との間に[-補完性]が存在していたといえる。

E.ネル（1998a、1998b）の「大量生産体制論」によると、大量生産経済においては、大量生産技術の成立という技術的变化やレイオフ制度や団体交渉制度などの制度的変化に起因して、雇用量と産出量はかなりフレキシブルになり、プロサイクリカルに変動する。他方で、商品価格のサイクリカルな変動は弱まる。その結果、市場における需給ギャップは、価格変化を通じてではなく、数量変化を通じて調整される。このような市場調整パターンの変化が、マクロ経済の実物的不安定性につながっている。ただし実際には、大量生産経済の実物面での不安定性は、金融システムが課す諸制約によって、一定の限界内の循環的

変動へとおさえこまれるし、また、雇用や実質総賃金所得など労働市場における諸変数の安定的変動によっても、軽減できるという<sup>51</sup>。このような理論的見地からすれば、韓国資本主義の大量生産経済としての本質的な不安定性とは、労働市場的諸変数の低い弾力性と金融システムが課す諸制約との間の[+補完性]を保証できる政策によっておさえこまれることになる。したがって、現代資本主義における政策的コーディネーションの過程においては、「制度的補完性」の概念こそ、不可欠であろう。

## 参考文献

日本語版

- 宇仁宏幸(1999)「賃金のフレキシビリティとマクロ経済の不安定性」,産研叢書 11『わが国の産業経済に関する研究』,大阪産業大学産業研究所
- (1998)『構造変化と資本蓄積』有斐閣
- (2003)「制度的補完性とマクロ経済的安定性」『名古屋大学国際シンポジウム論文集』
- 伊藤誠編 (2001)「資本主義経済の機構と変動」御茶の水書房
- M. アグリエッタ、坂口明義訳 (1998)「成長に反する金融システム」新評論
- 金元重・廉東浩 (2000)、「韓国における金融危機とシステム改革」『アジア金融危機とシステム改革』法政大学比較経済研究所
- 鈴木和志 (2001)「設備投資と金融市場—情報の非対称性と不確実性」東京大学出版会
- 鄭安基 (2000)「持株会社禁止以前の韓国財閥の支配構造」『東アジア研究』第30号
- 鍋島直樹(1995)「金融危機の政治経済学—ポスト・ケインズ派とネオ・マルクス派の視角」青木達彦編『金融脆弱性と不安定性』日本経済評論社, 所収
- (1998)「金融システムの変容と現代危機—日本における金融のレギュレーション」『富大経済論集』第43巻第2号
- 野下保利 (1995)「金融構造と金融不安定性の書類型」青木達彦編『金融脆弱性と不安定性』日本経済評論社
- 本山美彦 (1998)「高負債・資本比率経済とアジアの危機」京都大学『経済論叢』第162巻第4号
- 梁峻豪 (2002)「韓国における市民的レギュレーションの形成と蓄積体制の変化—1987年以降の新しい経済発展パターンとしての韓国的フォーディズム—」『東アジア研究』第35号
- (2003a)「韓国におけるレギュレーション・アプローチ：その導入からフォーディズ

---

<sup>51</sup> 商品市場、労働市場、金融市場、それぞれにおける調整パターンの変化を総合した結果として、マクロ経済の安定性、不安定性が導かれる。

- ム論争へ」『経済論集』第 21 号
- (2003b) 「金大中政権の経済改革と歪曲された物流システム—2003 年 5 月の「貨物連帯」による全国ストライキの歴史的・制度的背景—」『東アジア研究』第 37 号
- (2004) 「競争形態と金融構造の変容からみた韓国の金融危機—実物的危機の金融的表出の制度分析—」『東アジア研究』第 40 号

英語・フランス語版

- A.Lipietz (1998), *Korea and the Crisis in Post-Fordism* 『経商論集』慶北大学経済経営研究所
- Amable,B.(2003) *The Diversity of Modern Capitalism*, Oxford University
- Amable,B.,E.Ernst and S.Palombarini(2002),*Comment Les marches financiers peuvent-ils affecter les relations industriels? Une approche par la complementarite institutionnelle*, Lannee de la regulation,No.6,2002
- Amsden,A.(1989) *Asias Next giant*, New York;Oxford University
- (1992) *A Theory of Government Intervention in late Industrialization*. In Putterman, Louis and Rueschemeyer, eds , *State and Market in Development*.Dietrich Lynne Rienner Publishers
- Aoki.M.(1994), *Monitoring Characteristics of the Main Bank Sysytem*, in Aoki and Patrik, *Analytical and development View*, 「メインバンク・システムのモニタリング機能としての特徴」(白鳥監訳 1996)
- E.Nell(1998a),*The General Theory of Transformational Growth*, CambridgeUniversity Press
- (1998b),*Transformaitonal Growth and the Business Cycle*,Routledge
- Franze,R.J.and P.A.Hall(2000)*Institutional dimensions of coordinating wage bargaining and monetary policy*, in T.Iversen,J.Pontusson and D.Soskice,*Union,Employer and Central Banks*, Cambridge University Press
- Iversen,T.(2000) *Decintralization, Monetarism, and Social Democratic Welfare State* in T.Iversen,J.Pontusson and D.Soskice, *Union,Employer and Central Banks*, Cambridge University Press
- Peter,A,Hall and David Soskice(2001) *Varieties of Capitalism*, Oxford University Press
- R.Boyer(1998) *The Search For Laobour Market Flexibility*, Clarendon Press, Oxford.
- Soskice,D.and T.Iversen(2000),*The nonneutrality of monetary policy with large price or wage setters*, *The Quarterly Journal of Economics*,February
- Uni Hiroyuki, Song Lei and Yang Jun-Ho (2003) *On the export-led growth in Korea*

and China、'Journal of Regional Studies'、June 30, 2003、vol. 11-1（日本語版）宇仁宏  
幸・宋磊・梁峻豪（2003）「韓国と中国の輸出主導型経済成長 I、II」『経済論叢』第 17 卷  
1 号、2 号

#### 韓国語版

イ・ガングック（1998）「財閥体制の問題点と改革展望」韓国社会経済学会ホーム・ページ  
<http://www.ksesa.org/>

李炳天（1999 a）「韓国の経済危機と IMF 体制—従属的新自由主義の冒険」『社会経済評論』  
第 13 号 韓国社会経済学会

——（1999 b）、「歴史的観点からみた韓国経済の危機解釈」『経済学研究』第 47 集 韓  
国経済学会

韓国労働理論政策研究所（1998）、「経済危機と雇用失業」現場から未来を

金基元（1997）、「財閥の根本的改革法案」『IMF 救済金融と韓国経済・雇用危機—どのよう  
にして対応するか』全国民主労働組合総連盟

——（1998）、「韓国財閥体制の止揚に関する一考察」ソウル社会経済研究所第 5 次シン  
ポジウム資料集

金尚祚（1994）、「5 大及び 10 大財閥の借入金と生産性の最近動向」『社会経済評論』第 7 号  
韓国社会経済学会

——（1996）、「財閥と金融—財閥に対する金融機関の監視監督機能強化方案」学術団体協  
議会『財閥と言論』ダンデ

——（1998）、「IMF 救済金融と韓国経済—新自由主義的再編に対する対応戦略」『経済と  
社会』第 37 号

金ジュンイル（2000）、「韓国資本主義の金融脆弱性」韓国社会経済学会ホーム・ページ  
<http://www.ksesa.org/>

金炯基（1998）、「韓国経済の危機と労働改革」韓国経済学会政策討論会（1998. 5. 6）発  
表論文 現代資本主義と労働研究会

——（1999）、「韓国経済の危機と代案的発展モデル」『社会経済評論』第 12 号 韓国社  
会経済学会

ソン・ホンソン（1999）、「財閥の戦略的多角化成長と財務リスク」韓国社会経済学会ホー  
ム・ページ <http://www.ksesa.org/>

ゾン・ビョンユ、ジョン・イファン（2001）「経済危機と雇用安定」『社会経済評論』第 17  
号 韓国社会経済学会

劉哲圭（1997）、「韓国の金融自由化と金融改革の性格」『韓国経済の危機と改革課題』プル  
ビッツ

——（1998a）、「金融恐慌と IMF 金融改革の問題点」『動向と展望』春号

—— (1998b), 「金融自由化と通貨危機、そして IMF 金融改革」『危機そして大転換』

---

## 第2部 通貨制度の社会的安定性の諸条件

---

# 通貨制度の調整機能と安定性条件 ——貨幣・中央銀行制度・国際通貨制度——

坂口 明義

## I. はじめに

経済システムにおいて利害紛争が抑えられ、積極的な共同利益が実現されるためには、制度による調整的役割の介在が不可欠である。制度の生成は歴史プロセスの中での「思わざる発見」によるので、具体的にどのような制度が安定的かをア priori に特定することは不可能である。しかし、〈生成すべき制度の一般的要件は何か〉、また〈生成した制度の安定性条件はどのようなものか〉を議論することは可能かつ有意義であると思われる。

本稿では、諸制度の中から特に通貨制度（国内・国際）を取り上げ、〈通貨制度が果たすべき調整的役割とはどういうものか〉、また〈その調整的役割はどのような条件の下で安定的に果たされるか〉を考察する。議論の重点は、通貨制度固有の論理を明らかにすることに置き、その含意として、通貨制度が役割を果たすためにはどのような制度的補完性が必要であるかを論じることとする。これは一見すると迂遠な手続きに見えるが、まずは通貨制度の調整的役割がどのような特殊性をもつかを明らかにしないと、他の諸制度との補完性の在り方を論じることができないためである。

狭い意味では「通貨制度」とは、①支払手段の発行権限を付与された特定の機関と、②その機関による通貨発行の方法を定めたルール、とから成るものと言ってよい。しかしより広い意味では、支払手段貨幣の一般的受領性に対する人々の信認（confidence）を持続させるのに寄与する諸要因の総体を「通貨制度」と呼ぶことができる。

今日の（狭義の）通貨制度は「中央銀行制度」、すなわち貨幣供給主体である商業銀行（以下、銀行）とその機能を支える中央銀行からなる二層的な銀行制度である。中央銀行制度の下では、最終的支払手段である中央銀行貨幣（現金通貨＋中央銀行預入準備金）が流動性の高次形態として他の諸資産から明確に区別されており、民間経済に対する銀行の信用供給（貨幣供給）と銀行に対する中央銀行の信用供給（準備供給）との信用の二層性が見いだされる。今日、国内通貨も国際通貨も、このような中央銀行制度の下で発行される信用貨幣（credit money）である。

以下では、中央銀行制度（中央銀行＋銀行）が確立していることを前提にして、国内通貨制度と国際通貨制度についてそれぞれの調整的機能と安定性条件を考察する。まずⅡでは、「貨幣の両義性」論に基づき通貨制度の役割を明らかにし、貨幣機能の安定における信認の重要性に注目する観点<sup>1</sup>から通貨制度安定の条件を探る。その中で貨幣は社会的紐帯としての機能において把握される。それを踏まえてⅢでは、「支払システム」論を援用しながら、国内通貨制度における調整と信認の内容について明らかにし、考察の含意としてユーロの問題に言及する。Ⅳでは、Ⅲの考察を延長して国際通貨制度

---

<sup>1</sup> この意味で本稿は、「貨幣の市場理論」の見地からする通貨制度の考察と言える。

の調整的役割と組織化原理について考察し、その含意として望ましい国際通貨制度の在り方にも言及する。最後にVでまとめを行う。

議論の主な素材となるのは、レギュレーション派の代表的論者である M.アグリエッタと彼を中心とする研究者集団の業績である。本稿は、貨幣の主権性と通貨制度の正統性に関する彼らの研究に価値を認め、その内容を紹介しようとする試みでもある。

## II. 通貨制度の調整機能

### 1. 通貨制度の役割

貨幣は、計算単位の機能においては公共財であり、価値貯蔵手段の機能においては私的財である。また支払手段（信用契約の履行手段である信用手段と、売買契約の履行手段である購買手段）としての貨幣は、一面で公共財（転々と流通する）、一面で私的財（対価なしには手に入らない）であると言える。このように機能の面から見たとき、貨幣は公共財としての側面と私的財の側面を兼ね備えた存在である。これを「貨幣の両義性」と言う<sup>2</sup>。

発行者と使用者の関係に置き直すとき、「貨幣の両義性」は矛盾的なものとして現れる。公共財として通用している貨幣の発行者にとって、発行特権（シーニョリッジ）は自己の所得を生み出す私的財を意味する。ところが発行者がこの特権を濫用するとき、貨幣の過剰発行から貨幣の公共財としての機能は侵食されるに至る（インフレーションによる貨幣機能の侵食）。このように貨幣の私的財側面は公共財側面を侵食する影響をもたらさう。貨幣は「矛盾的二元性（contradictory dual nature）」をもつと言える<sup>3</sup>。

通貨制度の役割は、貨幣の「矛盾的二元性」を管理することにある。19世紀以降、諸国で中央銀行制度が確立されたのは、民間発券銀行制度（民間銀行が自行銀行券を発行する通貨制度）の弊害が明らかになったからであった。この弊害は、銀行の「時間的不整合」な行動によって引き起こされるものとして説明される。すなわち、民間発券銀行は、最初のうち慎重な発券行動をとるが、自行銀行券が公共財として経済諸主体に受け入れられるようになると、今度は信認が失われるリスクを犯してでも発券を通じた貸付け（信用創造）を拡大することが自己の利益になる。銀行間の競争がこの過程を促すとき、過剰発行が生じ貨幣の公共財特性が失われる。つまり、貸付けの不良化によって経営悪化した銀行の銀行券が受領されなくなる、あるいは銀行券の金属兌換や預金引出しが行えなくなる。こうした弊害を除去するために、中央銀行を設立してその下に銀行券の発行権限を集中し（発券集中）、中央銀行が公共財貨幣の機能を確保するために公的立場から通貨発行を管理することになった。このとき中央銀行の任務は、①金融政策によって通貨価値の安定を図る、②健全性規制や「最後の貸手」等の権限を行使して決済システム（預金通貨による支払）の安定を図る、の2点である。

中央銀行が設立されたからと言って、貨幣の「矛盾的二元性」が消滅するわけではない。現代の通貨制度においても「矛盾的二元性」は問題を引き起こしている。例えば、①銀行信用への不平等アクセス（中小企業や新企業）と小切手勘定への不平等アクセス（低所得者）の問題、②銀行貸出のプー

<sup>2</sup> 「貨幣の両義性」をより根本的に、暴力により生成し、また暴力により解体する貨幣の特性に求めたのが Aglietta et Orléan(1984)である。

<sup>3</sup> Guttman(2003)p.143 参照。

ム・バスト・パターンの結果としてプロサイクリカルな貨幣供給がなされ、これが景気循環の振幅を拡大させている問題、③民間レベルでの貨幣形態の革新と競争（ユーロカレンシー、サイバーキャッシュなど）の下で特定の貨幣形態の過剰が生じうるといった問題がある<sup>4</sup>。

## 2. 社会的紐帯としての貨幣

貨幣の「矛盾的二元性」の概念が表しているのは、日常の経済取引において貨幣は物理的な「道具」（しばしば「流通用具」と言われる）として現れているが、それは貨幣媒体の固有（inherent）属性ではなく、「道具」として現れるには管理が必要だという事実である。ここで強調しておきたいのは、貨幣を「道具」として現れさせることが、通貨制度の調整的役割に含まれるということである<sup>5</sup>。貨幣の機能が自明な前提でなければ、経済主体は自己の活動（生産や流通）に関する経済的計算を行うことが困難になるか、または貨幣の選択に関する配慮というコスト負担を強いられるだろう。貨幣の機能が自明の前提として通用していることを、貨幣の主権性（souveraineté）と言う。主権とは、他の何かから派生したり左右されたりすることのない、第一次的な存在・機能を意味する。

では、貨幣の「矛盾的二元性」を管理するという通貨制度の役割は、どのようにして正統化されるのだろうか<sup>6</sup>。この問いが重要なのは、「貨幣の権力」という問題があるからである。一般に「貨幣経済」（資産の処分が経済活動の前提となる経済）においては、資産所有者に発する貨幣の流れに沿ってヒエラルキー関係が形成されている。発達した資本主義的信用経済においては、「貨幣発行者—貨幣使用者」「企業家—賃金労働者」に加えて、「中央銀行—銀行」「（銀行を含む）債権者—企業家」というヒエラルキーが存在する。各ヒエラルキーの下位者は、支払手段貨幣を入手するためには、上位者の設定した貸付または譲渡の条件に従うしかない。上位者は、当該のヒエラルキーに従わねばならないという下位者の制約的状况を利用して、下位者に対して自らの意に添った行動をとらせることができるようになる。例えば、債権者が債務者に対して広範な貸付条件を課す、企業家が賃金労働者を利潤生産に参加させる、などである。このように貨幣の授受は権力行使の契機となるのであり、この種の権力が「貨幣の権力」である。

こうした「貨幣の権力」が社会的に有用な目的のために行使されていることを人々が納得していなければ、通貨制度の調整的役割も正統性を獲得しえない。なぜなら、その場合には、通貨制度が社会的な目的に役立つだけでなく、特定の（つまり、私的財貨幣へのアクセスが容易な）私的主体の利益に役立つように見えてしまうからである。一般に権力行使を可能にする条件とは、正統化の言説によって権力に権威が付与されることであるが、では「貨幣の権力」が行使される基礎になる権威とはどのようなものか。近代の国家権力は、「社会契約」の尊重という上位価値（集団的価値）によって権威づけられた。「貨幣の権力」の場合これに相当する上位価値は、以下の2つである。

まず、「個人の開花」ないし「個人主義的諸価値」と呼ばれる上位価値がある。これは、個人的アイデンティティ（自我同一性）の自由な追求を保障せねばならないという要求を意味する。貨幣は、個人的アイデンティティを獲得したいという欲望（存在欲望）を満たすための重要な媒体である。貨幣

<sup>4</sup> Guttman(2003)pp.143-144による。

<sup>5</sup> この意味で、「貨幣は物ではなくて社会関係である」という命題は不十分であり、「貨幣とは、物であることを要求する社会関係である」と言わねばならない。坂口(2001)の序を参照。

<sup>6</sup> 以下、より詳しくは坂口(2002)参照。

に関わる存在欲望は、①承認欲望（商品の販売によって得られる社会的承認の欲望）と、②領有欲望（社会的富としての貨幣を蓄積しようとする欲望）に分けられる<sup>7</sup>。物の所有を通じて存在欲望を満たそうとする個人にとって貨幣の存在は不可欠である。換言すれば、貨幣は人格的独立（主体性）を達成するのに不可欠な媒体である。

次に、ヒエラルキー上位者に「社会を代表する」という意義づけを与える上位価値がある。その内容は「生の負債」仮説<sup>8</sup>によって明らかにされる。非近代・非西欧の諸社会においては、諸個人は神や祖先から贈与された力の賜物として自らの生があると考え、そうした負債を返済するための行為として労働や儀式を意味づけている。この「生の負債」は個人の再生産を可能にするだけでなく、永続的に返済行為を要求することによって社会的凝集性（*cohésion*）を作り上げる働きももつ。この意味で「生の負債」は社会的紐帯となっており、これを「金融的紐帯」と呼ぶ。「生の負債」仮説とは、「生の負債」が現代資本主義社会においても重要な社会的紐帯となっているとする議論である。現代における「生の負債」は二重化された姿をとる（第1表）。一方の「私的負債」においては、企業（ないし個人）が、生産要素の購入（社会的分業参加に必要な資源を社会から借り入れる）時に発生した負債を、生産物販売で得た貨幣によって返済する。他方の「社会的負債」においては、政府が、徴税によって発生した「負債」を、公共サービスや社会的共通資本の提供によって返済する。このとき負債形成とその返済の流れを媒介しているのが貨幣であり、貨幣は「生の諸条件を社会から借り受ける権利章」という意味をもっている。よって、企業にとっての債権者、政府にとっての納税者は、社会的資源へのアクセス権の提供者として位置づけられる。以上の「生の負債」仮説から、「（銀行を含む）債権者—企業家」というヒエラルキーの上位者である債権者（銀行）が「社会を代表する」主体として下位者に対面するということが直ちに明らかである。なぜなら、中央銀行制度の下では銀行の信用創造（による貨幣供給）が所得支払いと納税の起点にあることを考慮し、また政府（集団的生の諸条件の供給者）を社会的分業の一分枝として一種の企業家と見なすならば、上の説明はそのまま「（銀行を含む）債権者—企業家」のヒエラルキーについての説明になるからである。

第1表 私的負債と社会的負債

	負債の発生	負債の返済	達成されること
私的負債	分業参加に必要な資源を社会から引き出す。	生産物の販売。	分業への参加。
社会的負債	生の集団的条件を諸個人から借り受ける。	教育権、集団的リスクへの保障、領土防衛の装置を提供。	政治的権威の獲得。

貨幣の流れが以上2種類の上位価値（「個人の開花」という近代のプロジェクト、「生の負債」という世界観）に従って実現されていると見なされるとき、「貨幣の権力」したがってまた貨幣経済のヒエラルキーは正統性を得ていると言える。このことはまた、「貨幣の権力」の受容を前提として行使される通貨制度の調整的役割をも正統化する。2つの上位価値に照らして見るとき、貨幣は社会的承認の手段であるとともに、社会的義務遂行の手段でもある。この2つの意味において、貨幣それ自身が社

<sup>7</sup> Aglietta et Orléan(1984)による。

<sup>8</sup> Aglietta et al.(1998)による。

会的紐帯となっている。この「貨幣=社会的紐帯」視角により、貨幣の信認には、個人主義的価値（個人的自由）と負債返済義務の尊重という側面があることがわかる。銀行の貨幣供給または中央銀行の金融政策がこうした上位価値に反するものである場合、そのことは発行通貨の信認低下要因になる。

### Ⅲ. 貨幣の信認の諸側面

#### 1. 支払システムの基本ルール

「上位価値の尊重」の内容を分節化して示すには、「支払システム」論の枠組みを用いることが有用である。近年、貨幣循環（monetary circuit）理論と呼ばれる理論潮流<sup>9</sup>が、経済の信用供給を決定する上で銀行が演じる中心的役割を明らかにするために、銀行から始まり銀行に終わる貨幣循環を純粋な形でモデル化し、その性質を研究してきた。大まかに言えば、彼らのモデルにおいては、経済に全く貨幣ストックが存在していない状態がまず想定され、期初に銀行部門の信用創造によって経済に一斉に貨幣が投じられ、期末にすべての貨幣が流通から引き上げられ企業による返済を通じて銀行に戻ってくるものとされる。「支払システム」論<sup>10</sup>は、貨幣形態として預金通貨や現金通貨を想定せず、支払をすべて中央の支払システムにおける受取・支払の数字の記録（受取は+の金額、支払は-の金額）によって行うことを想定する。そして、貨幣循環モデルと同じく1期ごとにストック（貨幣ストックではなく受取・支払の残高）は清算されてゼロになるとされる。信用貨幣の本質的側面はこのような支払システムとして捉えられるというのが、「支払システム」論の含意である。

支払システムは3つの基本ルール、すなわち①共通の計算単位、②貨幣創造（monnayage）の原理、③残高決済（résolution）の原理から成る<sup>11</sup>。①は、共通の計算単位を用いること自体が一種のルールであり、そこには、政治権力と区別される特殊な主権の概念が付随する。特定の計算単位を使用することにより、経済主体は「支払共同体」の成員になる。②は、私的生産開始の前提となる支払手段へのアクセス様式を示す総称である。資本主義の貨幣経済において、これは、「債務（dette）」を調達するために従わざるをえない、支払能力や（債権）流動性についての一定の評価基準に相当する。諸個人は、（計算単位で表された）一定額の支払手段を処分することなしに、市場に参加することはできない。「支払システム」の場合、支払手段の調達に際して服する評価基準が社会的なものであることは直ちに明らかである。しかし、資本主義の貨幣経済において銀行が行う信用供与活動（「貨幣の権力」の行使）もまた、社会的な公正性の観念に合致していないといけな

①の計算単位と②の貨幣創造は、経済諸主体による分権的行為の前提である。これに対して、③の「貨幣残高の決済」は相互依存性の契機である。物々交換経済においては、各取引に等価性の原理が貫かれるという形で相互依存性が現れる。これに対して、貨幣経済の場合、個々の取引は商品同士の交換ではなく商品と貨幣の交換（売買）という形をとるから、個々の取引について交換の等価性を確認することは不可能だし、意味がない。貨幣経済における等価性は、流通総体についてのみ定義可能である。その定義は支払行列を用いてなされる。「支払行列」とは、「支払システム」において1期間

<sup>9</sup> その業績と理論的影響を知るには、Deleplace and Nell(1996)が有用である。

<sup>10</sup> Cartelier(1996)pp60-77, また日本への紹介として植村他(1998)pp.41-50（海老塚執筆部分）参照。

<sup>11</sup> 以下は、Aglietta et Cartelier(1998)pp.134-139による。

の経済主体相互の収入フロー（正値）と支出フロー（負値）を行列で表したものである（第2表）。行列の各成分は、当該期間に発生した相互の債権・債務の残高（ストック）である。このとき経済主体全員の残高を合計すればゼロになるが、各個人の残高は非ゼロ（収入と支出の不一致）になるのが普通である。貨幣経済における等価性とは、すべての個人の残高が決済されてゼロになることである。制度によって残高決済の形態は多様である。一般に、厳格な金属システム（信用不在）では残高は直ちに決済されるのに対して、信用が役割を果たすシステムでは金融組織の効果によって決済の猶予・遅延が可能になる。

第2表 支払行列

		受取者				支出残高
		1	2	...	n	
支 払 者	1	0	$d_{12}$	...	$d_{1n}$	$D_1$
	2	$d_{21}$	0	...	$d_{2n}$	$D_2$
	...	...	...	...	...	...
	n	$d_{n1}$	$d_{n2}$	...	0	$D_n$
収入残高		$R_1$	$R_2$	...	$R_n$	0

前節で見た「上位価値」は、以上①～③の基本ルールとして具体化される。したがって、「上位価値の尊重」とは基本ルールが順守されることに等しい。このとき「貨幣の権力」は権威の支持を得ることになる。基本ルールの総体は、人々の行動を方向づける制度であり、その時々諸利害の妥協と調停の結果として形成される。ところが、明らかに個々の経済主体（各ヒエラルキーの上位者）が基本ルールを順守しているにもかかわらず、そのルールが上位価値を体現しているとは見なされないことがある。名目的ドリフト（不安定な物価変動）やシステムミック・リスクが発生するケースがそれである。名目的ドリフト（したがって名目アンカーの不安定）の場合、「貨幣創造」ルールの正統性は疑いをもたれるようになり、計算単位も受容されなくなる恐れがある。他方、金融市場でシステムミック・リスクが発生する（金融資産が大量に貨幣に転換される）場合、「残高決済」ルール（残高の決済・繰延の様式）の正統性が疑われるようになる。よって、基本ルールが「上位価値」に据えられ続けるには、名目的ドリフトやシステムミック・リスクが回避されることが必要である<sup>12</sup>。

## 2. 貨幣の信認

以下では、「上位価値」を体現する基本ルールに即して、「貨幣＝社会的紐帯」視角による信認の内容を示していく。貨幣の信認は、まず大きく2つの側面に分けて考えることができる。1つは、基本ルールに従うのが自分だけでなく、他の諸主体も同じであるという信念（croyance）を経済諸主体が共有しているという側面である。もう1つは、基本ルールが正統性を喪失する事態（名目的ドリフト、システムミック・リスク）は外部の他者（公的当局）による何らかの行動によって回避されるだろうという信念が共有されていることである。つまり、通貨システムの総体がルールを順守しているという

<sup>12</sup> 以上、Aglietta et Cartelier(1998)pp.139-142による。

ことを経済諸主体が信じているとき、貨幣の信認が成立する。

このような観点から整理するとき、貨幣の信認には、①「首尾一貫性 (méthodique) 信認」、②「ヒエラルキー (hiérarchique) 信認」、③「倫理 (éthique) 信認」の3形態があることが明らかになる<sup>13</sup>。まず①は、私的主体相互の信認である。この信認は規則性によって、すなわち交換の上首尾な遂行と、私的負債の順調な返済とが繰り返されることによって生み出される。日常の金融取引は首尾一貫性信認なしには不可能であり、安全な支払や負債返済を保障するための私的レベルの多様な取決め・慣習によってこの信認は支えられる。実際の市場においてこの信認形態を体現するのは、金融取引の際に発せられる言葉の尊重、相互保証を生み出すクラブ的心性、組織的市場における健全性 (プルーデンス) 規範の受入れなどである。

②は、①を支える規則性が阻害されるときに、中央銀行が「保護者」的役割を果たしてくれるだろうことへの信認である。貨幣の使用ルールを布告し最終的支払手段を発行するところの主権的機関である中央銀行は、その権限を利用して通貨価値と決済システム (預金通貨の交換性) を安定させるのが使命である。そのため中央銀行は、金融危機 (私的負債システムの脆弱化) の場面では最後の貸手 (LLR) として行動し、悪性インフレの危険をはらむ財政赤字の累積 (社会的負債の貨幣化) には抵抗しなければならない。このような行動がとられるであろうことへの信認が②に他ならない。

最後に③は、公的当局 (ここでは中央銀行) の行動が個人主義的諸価値を尊重するものであることへの信認である。②のヒエラルキー信認を維持するために中央銀行が行動を起こす場合、分配関係への影響が問題になってくる。具体的に言えば、LLR介入には、私的負債の社会的負債への肩代わり、あるいはモラルハザード (市場の保護を名目に、基本ルールへの違反が容認される状況) を引き起こす危険がある。このような場合、しばしばLLRの「主権性」は、一定の利害を犠牲にして他の利害を防衛するところの「裁量的行動」に変質してしまう。このとき生じる分配の歪みは、「個人の開花」 (ルールの平等な適用と個人的自由) という上位価値を貶めるので、社会的凝集性にマイナスに作用する。そのため、中央銀行は「常に私的契約の経済価値を優先する」という態度をとらなければ、その権力に権威を与えることができない。中央銀行がそうした倫理的態度をとることへの信認が③の「倫理的信認」である。

第3表 貨幣の信認

信認の形態	諸個人が信じる内容
首尾一貫性信認	「貨幣諸関係総体が基本ルールを順守している」
ヒエラルキー信認	「危機に際して中央銀行は基本ルール順守を保障する行動をとるだろう」
倫理信認	「中央銀行は、経済主体間の分配関係を裁量的に変更する行動をとらない」

以上3つの信認を、個人の抱く信念内容として表したのが第3表である。3形態は並列的な関係にあるのではなく、①を②が補う関係にあり、②が③に制約される関係にある。③の制約が弱い場合、中央銀行は政治的・権力的道具と化し、ひいては②維持のための行動をとれなくなる危険がある。よって、「個人の開花」という上位価値を侵害する行動を中央銀行がとるとき、貨幣支払義務を中心とする基本ルールもまた尊重されなくなる。2つの上位価値は互いに補完的であると言える。

<sup>13</sup> 以下、Aglietta et al.(1998)pp.24-27, Aglietta et Orléan(2002)pp.104-106, 坂口(2001)pp.66-68 参照。

第4表 貨幣経済のヒエラルキーと貨幣信認

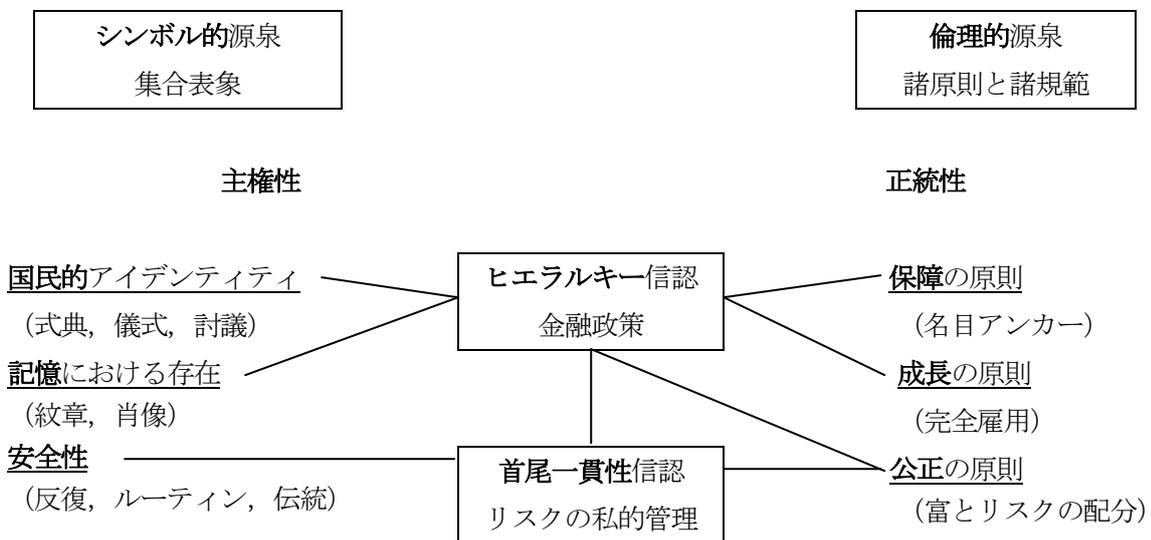
	関係するヒエラルキー	求められる上位価値
首尾一貫性信認	銀行—企業家	「生の負債」とその返済
ヒエラルキー信認	中央銀行—銀行	「生の負債」とその返済
倫理信認	中央銀行—銀行	「個人の開花」

また、貨幣経済のヒエラルキーと貨幣の信認とを対応させると、第4表のようになる。ここからは、「貨幣の権力」の体系は2つの上位価値の組み合わせによって権威を与えられていること、したがって貨幣経済のヒエラルキーが上位価値とどのような補完関係にあるかが明らかである。

### 3. 貨幣信認の諸源泉

これまでの考察を要約すると次のようになる。①貨幣の主権性を確立するには通貨制度による管理が必要である。②通貨制度が調整的機能を安定的に果たすには、2つの上位価値との合致による正統性の獲得が必要である。③正統性が重要であるのは、それが貨幣の信認に不可欠だからである。④通貨制度の正統性の内容をなすのは、「支払システム」の3つの基本ルールである。

第1図 貨幣信認の2つの源泉 (Aglietta et Orléan(2002)p210 より)



以上を踏まえて、貨幣の信認を組織化するために通貨制度が動員しうる方法について考察していく<sup>14</sup>。第1図は、信認の3形態がどのようにして1つのシステムをなしているかを示している。この図では、ヒエラルキー信認の対象である国家の経済活動として、中央銀行の金融政策が取り上げられている。またこの図では、基本的には信認には、私的主体相互の関係に対する信認である「首尾一貫性信認」と中央銀行（ないし国家）に対する信認である「ヒエラルキー信認」の2形態があり、これ

<sup>14</sup> 以下は、Aglietta et Orléan(2002)による。坂口(2003a)も参照。

らの信託を供給する源泉として「シンボルの源泉」と「倫理的源泉」の2つが区別されている。信託の3形態のうち倫理信託がここでは「倫理的源泉」として記されているが、これは、倫理信託が他の2形態を支える役割を果たしていること、そして倫理信託の内容は信託組織化のために動員可能な手段として捉えられていることによる。以下、シンボルの源泉、倫理的源泉の順に説明する。

シンボルの源泉の「シンボル」とは主権のシンボルのことであり、これには、(1)ヒエラルキー信託に寄与するものと、(2)首尾一貫性信託に寄与するものが含まれる。(1)は、社会的紐帯（したがって社会総体の代表）としての貨幣をもたらす、「選別・排除」の論理を①「上演」するもの、および②「記憶に喚起」するものである。すなわち①は、国家主権を祝福する式典や宗教的・世俗的な儀式によってこの論理を「上演」し、②は、主権のイメージである紋章・肖像によってこの論理を繰り返す「記憶に蘇らせる」。シンボルの源泉は、共同的な信念に連帯性を与えるものであり、社会の過去に根ざしたものである<sup>15</sup>。共同的な信念が強められると、貨幣発行機関の行動（中央銀行の金融政策）に対する人々の抵抗は小さくなる。次に(2)は、首尾一貫性信託を喚起する「安全性 (sécurité)」への信念（信じること）である。市場の不確実性が高まり「モラルハザード」が問題になる時期は別として、比較的平穏な時期には、「伝統、ルーティン、取引の反復」により私的レベルにおいて共同性が「織り上げられる」。「安全性」の信念は、一種の帰属様式であり、そのことは金融市場の取引において明らかである<sup>16</sup>。

現代の貨幣を論じるときに重要なのは、シンボルの源泉よりむしろ、倫理的源泉の方である。その理由は2つある。第一に、シンボルの源泉だけでは金融政策の行使条件を定義するのに不十分である。第二に、個人主義的諸価値が力を増すとともに、個人的満足が主権のシンボルよりも支配的な価値となり、自律性への欲望が共同的帰属への信仰を掘り崩すようになった。後者の理由により、独立した中央銀行への金融政策権限の移譲（中央銀行の独立性）という大きな制度的変化が生じた。以下、倫理的源泉の側面から見たとき、金融政策のパフォーマンスがどのような基準で評価されるかを説明する（第1図右列の3つの原則）。

(1)「保障 (garantie)」の原則または「名目アンカー」の原則とは、計算単位の安定性を通じて経済フローの連続性を保障することである。平たく言えば、物価または通貨の安定を図るということである。計算単位のパフォーマンスが不確実であるとき、①私的敵対関係が激化する（例：債権者が物価変動リスクを私的に保障するためにそれを金利負担に織り込むとき、債務者が抵抗する）、②経済見通しが短期化する、等の悪影響が発生してしまう。反対に名目アンカーが確固としたものであるとき、公的保障が提供されることになるので①の悪影響は緩和されるし、貨幣価値を予測する際の安定した参照基準（購買力の評価基準）が与えられるので②の悪影響も改善される。なお売買される一般商品のメニューには革新が起きるから、購買力の評価基準は異議申し立てを受け易い。その際には、中央銀行は、金融政策の正統性が疑われないように、「保障」の原則について解釈を述べるとともに、経済主体全員を満足させるよう（近い将来にわたる、また公表された）インフレ目標の達成を追求しなければならない。

<sup>15</sup> ここでは立ち入れないが、アグリエッタとオルレアン<sup>15</sup>の暴力貨幣論によれば、このときのシンボルの働きは共同的信念の一点集中を強めることにある。「シンボルの論理とは、模倣の収斂プロセスニ支えを与える一点集中の論理である」(Aglietta et Orléan, 2002, p. 210)。

<sup>16</sup> 安全性を信じる「経済諸主体は、自分がクラブの一員であると感じているのであり、したがって——約束の言葉が大きな集団的価値をもつために——共同体内の他者の裏をかこうという誘惑を退けることができる」(Aglietta et Orléan, 2002, p. 211)。

(2)「成長 (croissance)」の原則とは、社会が富を創出するための全資源を動員することを可能にするよう、金融政策は行われなければならない、ということである。この「繁栄の約束」は、通常、「完全雇用」の要求として表明される。この原則が採用されるかどうかは、その国における個人主義の強弱に左右される。例えば、第二次大戦後のヨーロッパにおいては、この原則は専ら公的移転（連帯原理）によって追求され、金融政策に課せられたのは「保障」の原則のみであった。これに対して、アメリカでは完全雇用が金融政策の目標に据えられてきた。

(3)「公正 (justice)」の原則とは、中央銀行は信用アクセス不平等の是正を促進しなければならないということである。この原則は金融政策の正統性基準としてまた定義不十分だが、例えば、金融グローバル化が進められる場合にはこの原則が影響力をもつ。金融グローバル化（資金の国際的移動の自由化）は、これまで信用アクセスが制限されていた経済主体にその拡大を享受させるという側面をもつからである。中央銀行は、このような動きに順応しなければならなくなり、その結果、金融政策運営上の制約を高める金融グローバル化を受け入れるようになった。このことは、1980年代以降、先進各国で資産バブルが発生した大きな要因の1つである。

倫理的源泉の3原則間でどのような裁定（取舍選択）がなされるかは、＜社会成員の貨幣信託を通じて社会的凝集性を確保する＞という配慮から解決されるべき政治的問題である。いかなる裁定がなされるかによって、金融政策のスタイルは多様なものとなる（裁量によるかルールによるか、緊張状態のとき静観の態度をとるか柔軟な態度をとるか、民間の行動について予想を形成するか事後的に反応するだけか、等）。

#### 4. ユーロの問題点

前節・本節の考察を基に、1999年（ユーロ通貨発行は2002年）に発足した欧州統一通貨ユーロの問題点を指摘しておこう。

(1)貨幣の主権性を重視する我々の立場からは、まずユーロ（およびEMU）への移行に際して政府機能・財政機能の連邦化がともなっていないことの問題点を指摘することができる<sup>17</sup>。ユーロの通貨制度においては、通貨の発行における連邦レベルへの集権化と、国民国家レベルへの統治の分権化（主要な財政諸機能は国民レベルに残ったままである）との間に潜在的緊張の源泉がある。実際、この緊張に対処するために、マーストリヒト基準の財政基準と「成長と安定の協定」が導入された。

(2)主権貨幣の確立には集権的管理が必要だと考える貨幣の「矛盾的二元性」論からは、最後の貸手（LLR）および銀行規制機関としての欧州中央銀行（ECB）の限界を指摘することができる<sup>18</sup>。まず、ECBはカントリーワイドな（特定の国の信用機構全体に及ぶ）金融危機が起きたとき、うまくLLR能力を発揮できない可能性がある。ECBは、個別銀行やユーロ・システム全体の危機に対しては、短期信用のスタンディング・ファシリティを供与することによってLLRの役割を果たすこ

<sup>17</sup> 表券主義学説を復活させようとする立場から、グッドハートはこの点に関するユーロの問題点を指摘している。グッドハートは、最適通貨圏（OCA）の概念（Mundell,1968）を、金属主義学説のコスト最小化アプローチを通貨の空間領域に適用したものとして捉え、OCA理論がOCAと国家主権との関係を無視している点に批判を向けている

（Goodhart,2003）。この議論については坂口(2003b)も参照。また、この議論の延長線上に、最適通貨圏が事後的に（ユーロ導入後）に初めて実現されたとする、ユーロ（EMU）の内生的進化論がある（例えばPadoan,2002参照）。

<sup>18</sup> これは、前掲のグッドハートの議論に対する批判として提出されたガットマンの議論である（Guttman,2003）。より詳しい紹介は、坂口(2003b)pp.104-110。

とができる。しかし、地域経済や個別政府に対する資金注入を行えるかどうかは未知数である。次に、銀行規制機関としてのECBの機能はかなり制約されている。重要な監督・検査の任務はEUの監督機関と新設の預金保険制度に担われており、ECBには「協議と特殊任務」という限界的な役割が割り振られているにすぎない。中央銀行が金融政策やLLR介入を実施する上で、銀行に対する監督・規制は死活の重要性をもつのに、ECBがこれを欠いていることは大きな問題である。こうなった背景には、欧州金融市場統合の際に試みられた法・規制の調和化が不調に終わり、結局「本国」原則が採用されたという経緯がある。このような状況は政策運営にとってだけでなく、民間の金融革新にとっても障害となる可能性がある。

(3)「貨幣の信認」論から指摘できるのは、倫理的信認(ないし倫理的源泉)の確立に関わる困難性である<sup>19</sup>。(2)で指摘したECBの権限上の限界により、ヒエラルキー信認が十分確保されなくなる恐れがある。その上にユーロは倫理的信認の面でも欠陥を抱えている。倫理的源泉の3原則(保障、成長、公正)に関する裁定はすぐれて政治的な問題である(前述)が、裁定の内容にかかわらず重要なものが民主的討議を経たかどうかという手続き的正統性の問題である。「中央銀行の独立性」は金融政策の運営レベルにおける原則であり、倫理的基準に照らして中央銀行の行動が正統的なものかどうかは、あくまでも社会による評価を通じて確定される。ユーロは主権的な立法審級を明示的に代表していないので、ECBの責任が途方もなく大きなものになる危険性、またECBの活動が組織的討議ではなく世論の散漫な批判に従属してしまう危険性がある。民主的討議の不在が耐え難くなれば、欧州通貨主権の創設という課題に取り組む必要が出てくる。

#### IV. 国際通貨制度の調整機能

##### 1. 国際通貨制度の役割

今日、国際通貨の担い手(媒体)は金のような「世界貨幣」ではなく、国民通貨である。つまり国際通貨とは、国際的機能を果たす国民通貨である。したがって、銀行制度によって供給される点、またその国の中央銀行が管理を行うという点では、国際通貨も国内通貨も変わりがない。しかし、国際通貨が機能を果たすためには、国内通貨の場合とは違う特殊な調整が必要となる。つまり、国際通貨の機能は、各国の支払システムを連結しそれらの働きを調和させることを前提とする。国際通貨制度の役割は、国際取引を可能にする通貨的条件を組織化することであり、通常(1)交換性の保障、(2)国際流動性の供給、(3)国際収支の調整の3つがそれだとされる。以下、これらを、「支払システム」の3つの基本ルールとの対応において説明していく(第5表)。

(1)まず交換性について。国内取引においてはその国の中央銀行貨幣が計算単位の機能を果たしており、「共通の計算単位」の使用はあらゆる経済活動の前提である。これに対して、国際取引(国際的売買契約、国際的信用契約)においては、その都度、取引当事者の間で計算単位となる国民通貨を選択しなければならない。しかし、計算単位が不統一であると、次のような問題が生じる。すなわち、経済諸主体は市場取引の不確実性に対処するために、名目価格の粘着性を要求する(名目価格の粘着性は、情報の不完全性を補う)。ところが計算単位が不統一であると、その時々々の為替相場に従い価格を

<sup>19</sup> これは、Aglietta et Orléan (1998)pp.29-31, Aglietta et Orléan(2002)pp.214-216 による議論である。詳しい紹介は、坂口(2001)pp.68-69, 坂口(2003a) pp.185-186。

動かさねばならない。これは国際取引を阻害する。そこで、国際的計算単位が定義可能になること、すなわち交換性への要求が重要になる。交換性は、国民通貨間の価値の換算が可能であることだから、為替市場で自由に交換できる国民通貨は交換性があると言える。しかしこの限りでの交換性は「形式的な交換性」にすぎず、「実質的な交換性」は為替市場の安定性を要求する。不安定な為替市場は、経済諸主体による為替リスクへの対処（ヘッジ取引などによる）を困難にし、通貨交換を困難にし、したがって国際的計算単位の定義可能性を消滅させるからである<sup>20</sup>。以上より、交換性のためには為替相場の固定性、または予見可能な変動性が必要であることがわかる。

第5表 「支払システム」の基本ルールと国際通貨制度

基本ルール	国際通貨制度の役割
共通の計算単位	交換性の保障
貨幣創造の原理	国際流動性の供給
残高決済の原理	国際収支の調整

(2) 世界的な「貨幣創造の原理」は、国際通貨制度の改革案（例：ケインズの清算同盟案）の中に含まれることはあっても、現実には存在したことがない。国際流動性（国際的準備通貨）の供給は、民間信用機構の働きに委ねられている。準備通貨発行国の中央銀行がその管理を行うが、それは自国の実体経済および金融機関のその都度の利害を考慮して裁量的に行うのであって、国際的な経済諸主体（他国の諸主体も含めた）に対して公平な流動性アクセスを実現しようとするものではない。19世紀の金ポンド本位制の下では、イングランド銀行が国際流動性ポンドの供給管理を通じて、あたかも世界的経済成長の公的管理者であるかのように見えたが、これは①他国の銀行が主要な準備としてポンド預金を保有していた、②イギリスと他の諸国との間に部門間分業（完成品と未加工品）によって景気の非同時性が見られた、という特殊な構図によるものであった<sup>21</sup>。国際流動性の供給が対応的な国際的制度によって管理されていないことは、特に途上国工業化のための資金調達がしばしば過剰と逼迫の極端な揺れ動きに直面する原因となっている（例：70年代のユーロ信用の急拡大と80年代初頭の債務危機）。

(3) 「残高決済」の問題は、国際部面では「国際収支の調整」の問題として現れる。国際債務の返済は、外貨でなされるか自国通貨（邦貨）でなされるかによって、当該国への影響が異なってくる。自国通貨建の債務を形成できるのは、基軸通貨国に限られる。そこでまず、非基軸通貨国における債務返済について考える。債権者と債務者の力関係によって、債権者が信用契約の通貨建を選択するのが普通である。その場合、債権者は為替リスクを避けるために、自国通貨建または資産保全性の高い外貨（例：純債権国通貨）建を選択するだろう。このことにより、債務者は債務返済のための外貨を手入れせねばならなくなる。債務者が輸出企業であれば、直接に外貨を稼ぐこともできるが、債務者が国内消費財の生産者である場合には為替市場で外貨を調達せねばならず、そのときの外貨入手の可能性はその国全体の外貨調達能力（外貨生産性）にかかっている。一国の外貨調達方法には、①經常収支黒字、②資本収支黒字（民間資本流入）、③外貨準備収支黒字（公的資本流入）がある。これらの方法によっても債務返済のための外貨が不足する状態が国際収支危機であり、これを回避するためには国

<sup>20</sup> 交換性確保の観点から国際通貨体制の必然性を説明したものとして、宇仁他(2004)第8章（坂口執筆部分）参照。

<sup>21</sup> 以下の歴史的記述は主に Aglietta(1986)による。

際収支の調整が求められる。ブレトンウッズ体制の下では、資本移動は規制されており、公的外貨準備が重要なクッションとなっていた。すなわち、経常収支赤字により純債務が形成されるとき、公的外貨準備に余裕がある限りは準備取り崩しによって外貨が供給され、余裕がなくなると経常収支黒字化が図られた（国際収支の天井）。また外貨逼迫が一時的な流動性問題によるものである場合には、IMF 融資による支援が制度化されていた。ポスト・ブレトンウッズの変動相場制の下では、固定相場制の放棄と IMF の役割後退によって、公的外貨準備を通じた調整は役割を低下させ、国際収支の調整は「民営化」されるようになった。その結果、1997 年のアジア通貨危機に見られるような「資本収支危機」の問題<sup>22</sup>が発生するようになった。調整の「民営化」はブーム・バスの過剰な変動を伴い、その弊害は大きい。また危機後には IMF が融資を行い、その際の貸付条件（コンディショナリティ）によって債務国の国際収支を調整せざるをえなくなる。

次に、基軸通貨国の場合、卓越した自国通貨の資産保全性<sup>23</sup>によって、自国通貨建ての債務形成が可能である。自国通貨建て債務には、その国が通貨切下げによって債務を軽減するという方法を取る可能性があるというモラルハザードの問題がある。ブレトンウッズ体制の下では、固定相場制がとられていたから、少なくともドルの国際通貨機能が金交換性の維持にかかっていると見られていた間は、基軸通貨国アメリカがモラルハザードに陥ることは避けられていた。しかし変動相場制移行後は、徐々にアメリカは自国通貨建てファイナンスによる経常収支赤字を拡大していった（基軸通貨国の地位の搾取）。1980 年代以降には、アメリカは他国の金融自由化を促すことによって債務拡大を容易にし、また長期的なドル安（対先進国）傾向を放置することによって実質的債務負担を軽減した。変動相場制下では、アメリカに国際収支の調整を強いる制度的仕組みは存在せず、アメリカの経常収支赤字は持続している。

今後の国際通貨制度を展望する上で、以上の説明が含意するところを 2 点指摘しておこう。第一に、「支払システム」の基本ルールを尊重を制度によって保障することは、国内部面ならともかく、国際部面においては困難である。通貨主権が国あるいは地域ごとに分裂している以上、貨幣による社会的凝集性もまた分裂した存在にならざるをえない。国際通貨制度の 3 つの役割を規範的な基準として持ち出し、その満足・不満足から現状の国際通貨システムの評価を行うというアプローチは、貨幣の主権性の問題を考慮しない限り不十分なものにとどまると思われる。第二に、以上の説明からわかるのは、ブレトンウッズ体制とポスト・ブレトンウッズの変動相場制の違いである。どちらも国際流動性の供給を制度化していない点は同じだが、交換性の保障が前者では厳格な固定相場制によっていたのに対し、後者では為替市場の不安定性を抑える各国中央銀行の努力（一時的な国際協力を伴う）によって果たされるようになったこと、また前者から後者への移行とともに国際収支の調整が「民営化」された。このとき、「交換性の保障」と「国際収支の調整」とは相互関連する側面がある。そこでこの 2 者に注目することによって、今後の国際通貨制度について一定の展望を行えると思われる。

## 2. 国際通貨制度の組織化原理

---

<sup>22</sup> 吉富(1998)参照。

<sup>23</sup> 国民通貨（第二次大戦後にはドル）が単なる準備通貨にとどまらず基軸通貨の地位に就くためには、純債権形成という資産保全性の経済的源泉だけでなく、経済・軍事・政治という領域における覇権のパワーによる非経済的源泉もまた重要になる。非経済的源泉のうち特に重要なのが、大きな国際資本市場をもつことである。

ここでは、「交換性の保障」をどのように組織化するか、その原理として国際通貨制度を考えてみる(第6表)<sup>24</sup>。前述のように、通貨が交換性をもつと言えるためには、形式的交換性だけでなく実質的交換性が必要である。形式的交換性は、当局が規範として定めた様々な程度の相場の固定性により、または変動相場の下で市場組織が集团的サービスとして提供する為替リスクのカバー取引により達成される。いずれの方法も価格の粘着性を国際取引に拡張する機能をもつ。形式的交換性は為替相場の決定ルールとして現れ、そのルールの厳格さの度合いが交換性の多様な程度をもたらす。次に、実質的交換性は、為替市場の厚みと為替市場の安定性期待によって左右される。為替変動は自己言及のプロセスを含む期待形成に従うが、短期的変動の不安定性は中長期的な為替相場期待の不安定性から帰結する。中長期の為替相場期待は、物価・経常収支の動向と、それに関する期待から影響を受ける準備通貨の相対的資産保全性動向に左右される。つまり、諸国の将来経済政策が首尾一貫したものかどうかによって、中長期の為替相場期待は影響を受ける。よって、マクロ経済政策の自律性または共同責任の度合いが、実質的交換性を左右する。最後(第三)に、厳格な固定相場制のように公的当局が為替リスクを肩代わりするのではなく、民間の経済主体(為替銀行や貿易業者)が為替リスクに自ら対処する変動相場の場合、資産の通貨別構成を組み替えることができるよう、資本の移動が認められねばならない。ところがその際、通貨間収益格差(国際的金利格差)の変化予想に基づいて、資産構成を組み替えることが要求される。このとき資産構成のシフトがどの程度の弾力性をもって生じるかは、通貨別資産の代替可能性の度合いによって左右される。

第6表 国際通貨制度の編成原理

理論的基準	編成原理
形式的交換性	為替ルールの厳格さの度合い
実質的交換性	経済政策の共同責任の度合い
資本の移動性	通貨別資産の代替可能性の度合い

(出所)Aglietta et Deusy-Fournier(1995)p.93。

特定の国際通貨制度は、以上3つの組織化原理の組み合わせによって示すことができる。その選択が服する論理的制約は、通常「不可能な三角形」として言い表されている。「不可能な三角形」とは、為替相場の固定性(形式的交換性に影響)、経済政策における国内目標優先(実質的交換性に影響)、自由な国際的資本移動(資本の移動性に影響)の3つの要求を同時に満たすことはできないということの指摘である。これによれば、ブレトンウッズ体制(1958年以降)は、国際資本移動の自由を犠牲にして、固定相場と国内優先の経済政策を実現しようとしたもの、またポスト・ブレトンウッズの変動相場制は固定相場を犠牲にして、国内優先の経済政策と資本移動の自由を実現しようとしたものとして捉えられる。しかしこの議論は、三角形内の任意の点を各国が自由に選択できることを意味してはいない。それは、国際的貨幣諸機能をめぐる通貨間競争がもたらす外部不経済に対して、集团的に対処しなければいけないという問題があるためである。通貨間競争は独特の内生的動態を描く。すなわち、①為替市場は資産市場であり、期待形成における経済主体間の直接的な相互作用による自己実

<sup>24</sup> 以下は、Aglietta et Deusy-Fournier(1995)による。より詳しい紹介は、坂口(2001)pp.163-169。なお第6表の「理論的基準」のうち「形式的交換性」と「実質的交換性」は、元の表ではそれぞれ「交換性」「流動性」となっている。

現的動態に服する、②外部性（ネットワーク効果）によって媒介通貨の使用は自己強化のプロセスに従う。こうした競争の動態の下、自己実現的投機アタックが成功を収め、為替市場の効率性低下というシステム・リスクが喚起される。競争による外部不経済を抑え、国際通貨制度を存続可能にするには、集団的行動のルールが必要になる。

強力な国際的覇権の後ろ盾による安定した基軸通貨が存在している時期には、通貨間競争による外部不経済に対処するのに資本移動規制が有効である。しかし、現行の世界経済発展の論理からすれば、国際資産市場を厳格に統制することは不可能である。そこで、政府間のマクロ経済目標における不整合を減らし、経済諸主体が安定した期待形成を行えるようにする「集団的行動のルール」が必要になる。経常収支・金利・為替相場を通じた諸国間のマクロ経済的均衡は複数存在するが、その中から以下の要求を満たす均衡を選択することが、ここでの問題である。その要求とは、①国際的ルールそれ自体（したがって国際通貨制度の統合性）を維持すること、②関係諸国が満足できること、すなわち所得と富の配分について各国の内部で達成されている社会的妥協と両立すること、の2つである。

集団的行動のルールは、2つの次元に区別される諸原理の組み合わせによって策定される。すなわち、①どのような調整義務（共同財を保全するための求心的な義務）が共有されるか、②政府の行動方針（国際的制度が自己の目的を達成するために各国政府に行使する影響力）の2つである。①は「対称性の度合」によって定義され、諸国政府の義務が類似していれば「対称的」、義務に差があるときには「ヒエラルキー的」と言われる。例えば、ヒエラルキーの度合が強い基軸通貨制度の場合、基軸通貨国はシステム総体に流動性を供給する特殊な義務を負う。②は、経済政策実施に際しての「共同責任の度合」によって定義される。「自動主義」と「裁量的意思決定」が両極をなす。自動的ルールが存在しない場合でも、共同責任が増大するときには裁量性は削減される。対称性と共同責任という集団的行動の2つの基準に従って国際通貨制度のタイプを分類すると、第7表のようになる。対称的なシステムは理論家に好まれるが、歴史の中で観察されるのは非対称的なシステムである。

第7表 集団的行動原理による通貨システムの比較

義務の共有 政府の方針	強い対称性	中間的非対称性	強いヒエラルキー
自動主義	理念的金本位	歴史上の金ポンド本位	マルク圏
共同責任	目標圏をもつ変動相場	ブレトンウッズ(1958-71) EMS(1983-89) 1936-39年の3国協定	ブレトンウッズ(1945-58)
裁量	純粋変動相場	ドル支配の変動相場 (1973-85)	カナダドル・米ドルの変動 (1950-62)

(出所) Aglietta et Deusy-Fournier(1995)p.97。

集団的行動に関する上の議論を基にして、通貨間競争が強まってきたポスト・ブレトンウッズの状況を前提するとき、いかなる国際通貨制度が効率的であるかを考えてみよう。国際通貨制度の効率性は、①諸国間の実体経済の発散を抑制しうるかどうか、②予見可能な集団的行動を生み出すことができるかどうかによって測られる。一定の厳格性によって定義される為替レジーム（為替ルール）は、

①の実体的発散が抑制されなければ、持続できない。政府は、為替レジームの採用に当たって、為替レジームの防衛費用と（正負の）外部効果との間で裁定を行う。実体的発散が存在するとき、市場の経済諸主体は、政府による裁定が修正されることを予想する。その結果、為替レジーム採用の負担に耐える力が相対的に弱い国の通貨がしばしば投機アタックの対象になる。②は、通貨当局の政策意図が不明確になるとき、経済諸主体が過剰反応を起こして投機の波が発生することに関連している。目標相場圏の構想（プラザ、ルーブルの合意）や固定平価復活の動きは、共同責任の確立によって、市場動態のアンカーとして役立つ予見可能性をもたらそうとする試みである。

要するに、実質的交換性を保障するための政策的な共同責任を欠くとき、投機の波が起きて、形式的交換性を保障するための為替ルールまで無効になる恐れがある。これに対処しなければならない。ところが、為替ルールの厳格度と、実体的発散を抑制する調整、集団的行動の予見可能性との間には次のような複雑な関係がある。すなわち、為替ルールの厳格度は、①集団的行動の予見可能性との間に正の相関関係をもつが、②実体的発散を抑制する調整の効率性との間に負の相関関係をもつ。①は、調整の強い自動性がルールに織り込まれているとき、政府の政策に関する予見可能性が増大することによる。②は、固定相場が調整の負担を国内物価に負わせるためである。国内物価が一定の慣性に従って変動するとき、変動相場よりも固定相場の方が実体的調整は遅くなる。そこで対称性と共同責任の組み合わせによって、以下のような効果が生じる。一方で、調整義務におけるヒエラルキーあるいは共同責任に関する自動主義は、予見可能性を高めるが、実体的発散の調整を阻害する。他方で、調整義務における対称性あるいは共同責任に関する自由裁量は、実体的発散の調整に効果的であるが、予見可能性を損なう。よって、選択すべき効率的な国際通貨制度は、柔軟だが伸縮的すぎない為替レジーム、政府の政策運営における一定程度の共同責任、諸国間の調整の非対称性が大きすぎないこと、といった諸特性を備えた中間的レジームであることになる。

## V. まとめと、制度的補完性の問題に対する考察の含意

本稿においては、通貨制度が果たす特殊な調整機能を明らかにしようとした。貨幣機能の前提となる主権性を確立するために制度の役割が欠かせない点は、国内通貨・国際通貨の両方に共通である。すなわち、（国内および国際）通貨制度は、「支払システム」の基本ルールが通貨システムによって順守されることへの経済諸主体の信認を安定化させるべく、信認を組織化する役割を果たす。ところが、国内部面においては基本ルールを上位価値（「個人の開花」「生の負債」）の具体化とみなすことが容易であるのに対して、国際部面において基本ルールはそのようなものと見なされないし、またそのことと対応して信認の組織化も十分に進められていない。すなわち、国際通貨制度の調整機能は「貨幣創造の原理」に及ぶものではなく、今日では「残高決済の原理」も市場的調整に委ねられている。

以上のような通貨制度の調整機能における国内・国際の相違に留意しながら、以下、制度的補完性の問題に対して本稿の考察がもつ含意を述べておこう。第一に、国内通貨制度の調整機能は、上位価値が尊重されることへの信認を喚起することを不可欠の側面としている。したがって、同じ上位価値の尊重を促進する他の諸制度と補完的でありうる。信認の諸源泉（特に倫理的源泉）のうち何を優先するかは政治的選択によってなされるが、一般には次のようなことが言える。すなわち、通貨制度の集権化と対応して、社会保障や地域間再分配による連帯を集権的に組織化すること、あるいは

信用アクセスを平等化するための制度的措置を行うことは、通貨制度の調整的役割を補完するであろう。第二に、国際通貨制度においては、国内通貨制度と同じ上位価値による補完性は確立し難い。各国の一国主義的な経済政策を個人的自由と等置することは困難だし、国際債務の形成・返済を世界共同体への帰属様式と見なす世界観が普及しているとは言えない。第三に、現状において国際通貨制度の役割は、通貨間競争の弊害を回避することにある。むしろ、協力を通じて共同利害の存在を各国の共通認識へともたすことが、国際通貨制度の当面の課題である。そのような共通認識の深化とともに、政策運営における共同責任の程度も高まるだろう。補完性ということ言えば、このとき、通貨の交換性を保障するルールは、共同責任を遂行するための各国の政策運営ルールによって補完される必要が出てくる。そのためにはまた、共同責任を特定利害集団の問題にしてしまわない国民的同意が形成されることが望ましい。

最後に、本研究の限界として、①通貨制度の調整機能の側からしか制度的補完性の問題に言及できなかったこと、および②概念的考察にとどまり実証的裏づけによる議論を展開できなかったことを挙げておきたい。他の制度との双方向的補完性について認識を深めること、また実証的分析によって概念的考察に裏づけを与えることは今後の課題である。

## 参考文献

- Aglietta,M.(1986), La fin des devises clés, La Découverte. (齊藤日出治訳『通貨統合の賭け——欧州通貨同盟へのレギュラシオン・アプローチ——』藤原書店, 1992年, pp.7-150)
- Aglietta,M., J.Andreau, M.Anspach, J.Birouste, J.Cartelier, D.de Coppet, Ch.Malamoud, A.Orléan, J.-M.Servet, B.Théret et J.-M.Thiveaud(1998), “Introduction,” in M. Aglietta et A. Orléan(ed.), La monnaie souveraine, Odile Jacob pp.9-31.
- Aglietta,M. et J.Cartelier(1998), “Ordre monétaire des économies de marché,” in M. Aglietta et A. Orléan(ed.), op.cit., pp.129-157.
- Aglietta,M. et P.Deusy-Fournier(1995), “Internationalisation des monnaies et organisation du système monétaire,” in M.Aglietta (ed.), Cinquante ans après Bretton Woods, Economica.
- Aglietta,M. et A.Orléan(1984), La violence de la monnaie. 2<sup>e</sup>éd. PUF. (井上泰夫・齊藤日出治訳『貨幣の暴力——金融危機へのレギュラシオン・アプローチ——』法政大学出版局, 1991年)
- (2002), La monnaie entre violence et confiance, Odile Jacob.
- Cartelier,J.(1996), La monnaie, Flammarion.
- Deleplace,G. and E.Nell (ed.)(1996), Money in Motion. The Post Keynesian and Circulation Approaches, Macmillan & St. Martin.
- Goodhart,C.A.E.(2003), “The two concepts of money : implications for the analysis of optimal currency areas,” in S.A.Bell and E.J.Nell(ed.), The State, the Market and the Euro. Chartalism versus Metalism in the Theory of Money, Edward Elgar, pp.1-25.
- Guttman,R.(2003), “Money as a social institution : A heterodox view of the euro,” in S.A.Bell and E.J.Nell(ed.), op.cit., pp.138-159.

- Mundell,R.A.(1968), International Economics, Macmillan. (渡辺太郎・箱木真澄・井川一宏訳『国際経済学(新版)』ダイヤモンド社, 2000年)
- Padoan,P.C.(2002a), “Monetary policy is not enough : pressures for policy change in EMU,” in I.Begg(ed.), Europe : Government and Money. Running EMU : the Chllenges of Policy Co-ordination, The Federal Trust for Education and Research, pp.101-112.
- (2002b), “EMU as an Evolutionary Process,” in D.H.Andrews, C.R.Henning and L.W.Pauly (ed.), Governing the World’s Money, Cornell University Press, pp.105-127.
- 坂口明義(2001)『現代貨幣論の構造』多賀出版。
- (2002)「貨幣信認と通貨システム——貨幣論の諸概念を体系づける試み——」,『進化経済学会論集』第6集(2002年3月), 1-10頁。
- (2003a)「貨幣・模倣・信認——M.アグリエッタ/A.オルレアン著『貨幣:暴力と信頼の間』の基本概念について——」『東北学院大学論集(経済学)』第151・152号(2003年3月), 161-187頁。
- (2003b)『社会制度としての貨幣』論とユーロ——R.ガットマンの所説について——」『東北学院大学論集(経済学)』第154号(2003年12月), 89-112頁。
- 植村博恭・磯谷明德・海老塚明(1998)『社会経済システムの制度分析——マルクスとケインズを超えて——』名古屋大学出版会。
- 宇仁宏幸・坂口明義・遠山弘徳・鍋島直樹(2004)『入門・社会経済学——資本主義を理解する——』ナカニシヤ出版(2004年4月刊行予定)。
- 吉富勝(1998)『日本経済の真実——通説を超えて——』東洋経済新報社。







## 図はりつけ

# 米軍占領下における通貨切替が沖縄経済社会に及ぼした影響について ——通貨制度の変更が経済社会の安定性に及ぼす影響に関する一考察——<sup>1</sup>

清水和巳

「社会」は人間の単なる集合ではない。個々人の単なる属性—例えば身長が 180cm以上—によって、区別され集められた人間集団があるとしても、それは「社会」とは呼ばれない。ある人間の集合が「社会」と呼ばれるためには、その集合に属する個々人が「意識的あるいは無意識的に他者への志向性」(ウェーバー)をもち、お互いに他者の行為に対する予測を非常に高い蓋然性でもっていることが必要となる。つまり、個々人にとってある程度共通に—意識的であれ無意識的であれ—了解されている「制度<sup>2</sup>」が必要である。資本制経済社会においては、「貨幣」が重要な「制度」の一つを作っていると同時に、それ自体また「制度」でもあり、他の諸制度—例えば、政治、法、イデオロギーなどに関わる制度—との関係の中で機能している。もちろん、その関係性が補完的なこともあれば、競合的なこともあり、場合によっては敵対的な場合もあるだろう。いずれにせよ、諸制度の関係から構成されるシステム内部の権力関係=支配関係が破壊的な敵対的關係にまで至らない場合、そのシステムは一応の安定性を保つことになる。

このような資本制社会における「制度としての貨幣<sup>3</sup>」の特徴は、ポランニーが指摘するように、「互酬」や「再分配」から「交換」に社会の統合原理が移行したときにもっとも明確に現れた。この移行が、主体の行動原理だけではなく認識枠組みにまで、どのような影響を及ぼした(及ぼす)のかについてはかなりの研究の蓄積がある<sup>4</sup>。しかしながら、統合原理が切り替わるような大変化ではなくとも、ある通貨から他の通貨への交替が「制度」間の関係を変化させ、全体のシステムを不安定化させることがある。このような変化を、沖縄の通貨交換の事例に基づいて具体的に論じることが本論文の目的である。ではなぜ沖縄をとりあげるのか?まず、沖縄は、「B型軍票円(1948年)」、「ドル通貨(1958年)」、「円通貨(1972年)」と、大きくいって合計3回、流通通貨を短期間に「上から」移植され、変更された歴史上稀有な地域である。そして、その通貨変更のたびに、貨幣主権者(前二回はアメリカ軍

<sup>1</sup> 本論文での研究は、2003年度早稲田大学特定課題研究助成費 2003A012からの助成も受けている。

<sup>2</sup> 本論文では、「制度」をホジソンにしたがって、「制度とは、集団や大規模な集合で相互作用する人々が共通に保有する、定型化され耐久的な性質をもった行動パターンや、思考習慣のことである」とし、その意義を、「制度は、人間活動に形式と一貫性を課すことによって秩序化された思考や行為を可能にする」ことにあるとする(ホジソン p.390)。この「制度」の定義は包括的であり、「規範、ルール、制度」といった用語で指示される対象全て含むものである。

<sup>3</sup> 「主体—行為」が成立する場—「秩序」あるいは「社会」—を構築するものとしての貨幣を、カルトゥリエにならって「制度としての貨幣」と呼んでおく。

<sup>4</sup> ポランニーの古典的著作『大転換』、『経済の文明史』、アグリエッタ/オルレアン[1998]、[2002]などを参照されたい。

政府とアメリカ民政府、最後の一回は日本政府)の政策的意図が変更されることによって、沖縄の分業体制は変更を強いられてきた。このような過程を分析することで、「貨幣」と他の諸制度との補完性や敵対性をより鮮明に析出することができると思われる(本論文では、「日本円」から「B型軍票円」へ変更された、戦後から1950年代半ばまでを取り上げる。その後の通貨変更はこれからの課題としたい)。

本論文の構成を簡単に述べておきたい。Iでは、戦後沖縄の歴史をたどりながら、米軍(民)政府による通貨切替の意図、及びその通貨・金融政策がどのように沖縄を「アメリカ=基地」依存型経済に構造化させていったのかをみる。IIでは、そのように形成された沖縄の「アメリカ=基地」依存型経済社会の特徴を具体的に提示する。IIIでは、「アメリカ=基地」依存型経済社会を支えるイデオロギイ的基礎の不完全さが、沖縄経済社会の不安定さを生み出す一要因となったことを論じる。

## I 「B型軍票円体制」－「ドル為替本位制」の確立

### I－1. 独立通貨圏の形成

戦後沖縄においては、無通貨時代(1945/4/1～1946/4/14)、第1次法定通貨変更(1946/4/15)、第2次法定通貨変更(1946/9/1)、第3次法定通貨変更(1947/8/1)、第4次法定通貨変更(1948/7/21)の後、米軍政府によって1ドル=120B円を交換レート(布令第6号「琉球列島における軍のB円交換率」1950年4月12日)とするドル為替本位制が確立された。以上の過程の概略を、『琉球銀行十年史』、『戦後資料沖縄』、『戦後沖縄経済』などに依拠しながらたどってゆくと以下ようになる。

1945年3月26日に慶良間島に上陸した米軍は、4月1日に沖縄本島に上陸、4月5日に米国海軍軍政府(この軍政府は1946年7月1日に米国陸軍軍政府に取って代わられる)を設立し、6月22日の日本軍壊滅まで戦闘を継続した<sup>5</sup>。この「沖縄戦」によって文字通り焦土と化した沖縄では、住民の生活は米軍からの無償配給や、役務に対する現物給付、物々交換によって支えられ、約1年間の間、「無通貨時代」が続くことになる。貨幣経済復活の端緒となったのは第1次法定通貨変更(1946/4/15)である。

1946年4月5日の海軍軍政府の布告によって、南西諸島(北緯30度以南)の法貨はB型軍票円<sup>6</sup>・新日本円・証紙貼旧日本円とされ、住民が戦前から保有していた旧日本円と補

<sup>5</sup> その後も、地下壕に隠れていた敗残兵や住民との小さい戦闘は続き、この「沖縄戦」では、軍人9万4千人、住民15万人が犠牲になった。15万人という数は当時の沖縄の人口の1/4にあたる。

<sup>6</sup> アメリカは1943年8月に、日本進攻を予測し、そのための準備として円表示の紙幣をワシントン紙幣印刷局において製造していた。それがB型軍票円である。B型とあるように当初はA型も製造されていた。その理由は、たとえば日本占領後、関東ではA型を、九州ではB型を使用しておけば、もし、日本が九州を奪回しても、なおA型は関東で使用できるという周到な考えからであったようである。詳しくは、宝村を参照。また、B円札の表面には、大きくBと印刷され、その周りに金額が日本語と英語で表記されている以外、通常の国民通貨には必須の文化

助貨幣は全て回収され、B型軍票円（以下B円と略す）と1対1の為替レートで交換された。これと同時に、賃金制度、生活物資の有償配給制度も実施されるようになり、貨幣経済が徐々に復活するようになった。ところが、この新たな貨幣体制に沖縄住民が慣れるまもなく、4ヵ月後の同年8月に米陸軍軍政府は第2次法定通貨変更を行い<sup>7</sup>、沖縄本島と周辺離島に限って、B円を再度、新日本円に交換することを強いた（交換比率は1対1）。この法定通貨変更によって、沖縄本島と周辺離島では通貨が新日本円に統一され、奄美大島、宮古、八重山では新日本円とB円が併用されることになった（同年9月15日に南西諸島にも同様の布令が出されたが、新日本円の不足のために、他の通貨との併用が継続されることになった）<sup>8</sup>。しかし、この新日本円のみを通貨とする制度は長続きせず、米陸軍軍政府は1947年8月1日に布令第21号を発し、B円を再度、法貨とすることを定め、沖縄の通貨は新日本円とB円の二本立てに戻った。その理由に関して牧野は次の四つを挙げている<sup>9</sup>。

1. 1947年3月以降、占領軍が新日本円を内地から沖縄へ持ち出すことが困難になった。
2. それにもかかわらず、沖縄の軍政府は、基地の運営維持、沖縄民政府<sup>10</sup>への財政援助などのために、多大な現金通貨を必要としていた。
3. 1947年に入って、米国の対日占領政策が転換し、それに伴い、極東軍司令部は沖縄占領に要する日本政府の経費を軽減し始めた。
4. この対日占領策の転換を受けて、軍政府は沖縄の長期占領を可能にするために、沖縄の経済社会の安定に注意を払うようになった。

1と2の理由によって、軍政府がなぜ第3次法定通貨変更を行ったのかは説明を要しないだろう。3、4の「対日占領政策の転換」に関しては後述することとし、まず、4に挙げら

---

的・社会的象徴を示すような図柄はなんら印刷されていない。

<sup>7</sup> 法定通貨変更を法貨の切替と厳密に捉えるならば、第2次法定通貨変更は牧野が指摘するように、新日本円を唯一の法貨と既定し、その開始を明言した米国軍政府布告第11号を根拠に1946年9月1日とするべきだろう（牧野[1987]pp.71-72）。

<sup>8</sup> この唐突とも見える第2次法定通貨変更の理由として、従来は、政治的な理由として、米軍政府の沖縄政策の場当たり的な性格の発露、経済的な理由として、B型軍票円と新日本円との貨幣価値の乖離（本土からの引揚者が持ち込む新日本円の急増によると考えられていた）の抑制が挙げられていた。しかしながら、牧野が統計や資料をもって示すように、「一九四六年四月実施の第一次法定通貨変更において、本来ならば、“新日本銀行券”を沖縄における唯一の法定通貨として発行するところであったが、新日本銀行券の印刷不足が理由で入手困難となったために、急きょB型軍票円を新日本銀行券の“代用”として発行した。したがって、新日本銀行券の印刷不足という単なる技術的問題が解消されるならば、代用発行されたにすぎないB型軍票円が新日本銀行券と交換されることは既定の政策であった。これを実施したものが第二次法定通貨変更なのである」（pp.77-78）と、考える方が説得的であろう。

<sup>9</sup> 詳しくは牧野[1987]pp.84-95。

<sup>10</sup> 米軍上陸後、海軍軍政府によって、「民意を代表する機関」としてまず沖縄諮詢委員会が1945年8月に設置された。この諮詢会の答申に基づいて、1946年4月、住民行政機関として沖縄民政府が設置された（同時に、奄美、宮古、八重山にも同様の民政府がおかれた）。これらの民政府は、琉球列島米国民政府（USCAR）の布令第13号（1952年4月1日）によって、琉球政府に改廃統合された。いうまでもなく、沖縄民政府も琉球政府も言葉の真の意味での自立性をもつことはできず、長い間、USCARの代行機関にしか過ぎなかった。1968年になってようやく、主席公選が実現し、琉球政府の立場は飛躍的に強化された。沖縄の日本復帰後、琉球政府は沖縄県庁へと移行した。

れている「沖縄の経済社会安定」のためになぜ、第3次法定通貨変更が行われたのかをみてみたい。

当時の沖縄の最も大きな経済的問題は、物資の欠乏とインフレーションであった。占領直後の住民生活のほとんどは米軍からの余剰物資の支給によって維持されていた。沖縄戦で壊滅的な打撃を負った沖縄に当時の人口45万人を養う生産力があるはずもなく、住民は「基地」に依存することからその生活を始めたのである<sup>11</sup>。この軍からの物資配給に加えて、ガリオア援助物資<sup>12</sup>、「戦果」<sup>13</sup>がその後の沖縄住民の生活を支えることになる。それでも物資供給は不足がちであり、この状況をさらに悪化させたのがインフレーションである<sup>14</sup>。このインフレーションを引き起こした通貨膨張は2つの原因から生じた。一つは、1946年8月半ばから本土から沖縄への引き上げが開始され、帰還者が大量の新日本円を持ち込んだことによる<sup>15</sup>。それ以上に貨幣膨張を促進したのは、本土と沖縄において新日本円の価値が違うことを利用した日・沖間の密貿易であった。密貿易者は、本土においてインフレーションが沖縄よりも進んでいることを利用し、大量の新日本円を沖縄に持ち込み、沖縄から本土へ大量の物資を持ち出したのである<sup>16</sup>。このようなインフレ抑制＝密貿易抑止の格好の対策は、新日本円を沖縄圏で使えなくすることであり、その第一歩として第3次法定通貨変更が行われたのである。

しかし、この第3次法定通貨変更後しばらくは、法貨として、まだ、新日本円とB円の「二本立て」が認められていた。この間に軍政府は一種の中央銀行である琉球銀行を1948年5月1日に発足させる（琉球銀行に関しては後述する）。この琉球銀行がうまく機能するのを見てから、軍政府は米国軍政府本部特別布告第29号（1948年6月26日）に基づく第4次

---

<sup>11</sup> 「沖縄の場合、まず全島が米軍の軍事基地であり、その中で米軍が軍事作戦遂行上、利用価値が低く軍事施設を設置する必要のない地域に限って住民の居住を許可したのであった。しかし、戦禍によって全ての生活手段を破壊され、自らの生活手段をもちえなかった住民は無からの出発であったため、米軍施設周辺に屯し、それへの寄生という形で、まず人口の集積がはじまった。（中略）このようなことが『沖縄に基地があるのではなく、基地の中に沖縄がある』といわれるゆえんであり、他県の基地問題と沖縄のそれが大きく相違するところである」（久場 pp.247-248）。

<sup>12</sup> 米国議会が、1946年に米国占領地の人々に対し、飢餓や疾病防止のために必要な物資や役務を提供する目的で承認した救済政府予算をガリオア・エロア、あるいはガリオア資金と呼ぶ。この援助は、物資・設備供給、現金供与の形をとってなされた。

<sup>13</sup> 「最低限の衣食住にもこと欠いていた戦後の混乱した世相を端的に示す言葉で、米軍からいろいろな物資を掠めとることを“せんか”と呼んだ。この言葉にはとくに強い罪悪感はなく、むしろ敵のものをうまくせしめたという得意ささえ含まれ、『庶民の抵抗と現実主義とがシニカルにからみあった言葉』（大城立裕）であった」（『日本占領研究辞典』）。

<sup>14</sup> 当時のインフレ率の確実なデータをとるのは困難であるが、『琉球銀行十年史』によると、「46年6月を基準とする約2年間の各物価指数をみると、米は3.5倍、甘藷7.8倍、鮮魚9倍、鰹節4倍、煙草（アメリカ製）6.5倍と騰貴し、平均物価は6.3倍と急騰を示している」（p.186）。この価格急騰への対応策として、「海産物などの最高価格決定」（『うるま新報』1946/8/23）、「地生産品最高価格」（『うるま新報』1946/9/20）などの価格統制令が軍政府から貨幣経済復帰後数ヶ月の時期に矢継ぎばやに出されている。

<sup>15</sup> 軍政府は帰還者の持込を、公的には「1人千円まで」に制限していた（『うるま新報』1946/8/23）。

<sup>16</sup> この密貿易を重くみた軍政府は、『うるま新報』（1947/1/31）に「黙視するに忍びず闇取引に最後の断」という警告文を載せている。

法定通貨変更（1948年7月21日）を全琉球に実施した。この布告は、新日本円と旧B円を新B円と交換すること（交換比率は1対1）を強制し、新B円のみを法貨とすることとし、これによって沖縄は日本から全く独立した通貨圏となった<sup>17</sup>。この法定通貨変更によって、沖縄の法貨は1958年まで新B円のみとなる。この第4次法定通貨変更によって、沖縄は「通貨的にみて」日本から完全に切り離されることになった。第3次、4次法定通貨変更によってインフレーションは確かに収束したが<sup>18</sup>、同時に、軍政府による沖縄支配の通貨的な基礎も確立された。この通貨の支配の制度的な機能については後述するが、その前に、第3次、4次法定通貨変更実施の背後にあった「対日占領政策の転換」について述べなくてはならない。「通貨」変更という経済政策のもつ様々な意図は、他の政策そしてその意図と並行して考察することによってのみ理解可能となるからである。

## I-2. 対沖縄政策の変換—「忘れられた島」から「太平洋の要石」へ—

1945年の慶良間諸島上陸以後、沖縄の米軍による軍事占領は1972年5月の日本復帰まで実質上続くことになる。その間、米国海軍軍政府の設立（1945年4月）、米国陸軍軍政府への軍政移管（1946年7月）、軍政から民政への変更—琉球列島米国民政府（USCAR）の設立（1950年12月）—、さらに大統領行政命令によって民政長官に代わる高等弁務官の設置（1957年）という制度的な変更はあったが、常に現役軍人による統治であることに変わりにはなかった。沖縄住民から組織される行政機関としては、1946年4月陸軍軍政府の統括のもと沖縄民政府が設置された。この民政府は琉球列島米国民政府（USCAR）の（1952年4月1日布令第13号）によって、琉球政府に改廃統合された。いうまでもなく、沖縄民政府も琉球政府も言葉の真の意味での自立性をもつことはできず、長い間、USCARの代行機関にしか過ぎなかった。常にアメリカの軍（民）政府に支配されてきた沖縄にとって、対沖縄政策の変化は、誇張ではなく沖縄の命運に直接関わってくる。

アメリカの対沖縄政策については、沖縄の基地化を進めようとする軍部とそれに批判的な国務省の間で占領直後から意見がわかれ、結局、棚上げされることになった（「信託統治問題」）<sup>19</sup>。この時期の沖縄統治の方針は、次の指令に端的に表われている。米国海軍軍政府による「南西諸島及びその近海の諸島における軍政府の政治・経済・財政指令」（1945年3

<sup>17</sup> この第4次法定通貨変更は、新B円のみを全琉球の法貨とするという軍政府の強い意志に裏打ちされている。その意志は、特別布告29号に「旧日本円・旧B円の新B円への交換に応じないものを罰すること」、「そういう隠匿者を密告すること」などの事項が明記されているところにも表れている。また、旧B円と新B円は物理的には全く同じ貨幣であるにもかかわらず、その交換を強いたのは、軍政府の意図が全琉球の当時の貨幣残高を正確に把握し、来るべき通貨統治に役立てることにあったことを示している（詳しくは牧野[1987]pp.115～122）。

<sup>18</sup> 1946年6月を基準（100）としたとき、「48年4月には精米の指数は350だったのが50年1月には125となり、46年6月＝100基準まで接近し、また甘藷も738から150まで急落した。（中略）平均物価指数をみると50%以上も低落しており、概して自由企業経済下の物価は下落したといえる」（『琉球銀行十年史』pp.187～188）。

<sup>19</sup> 「信託統治問題」に関しては、宮里政玄『日米関係と沖縄1945-1972』を参照されたい。

月 1 日付け) は、「軍政府の目的は軍事的任務を可能な最大限に遂行することを促す」ことにあり、「軍政府の目的を推進し、あるいはそれと矛盾しない限り、地域住民を登用し、既存の政府機関を利用する」としている。つまり、当初、沖縄統治は、高圧的な占領行政でしかなかった。しかも、その統治は海軍軍政府から陸軍軍政府に権力が移管されることで恣意性もましていく。その大きな理由として、対沖縄政策に対してアメリカ側が一貫した方針をもっていなかったことに加えて、統治者側の質の問題があった。「この移行（海軍政府から陸軍政府への移行―筆者註―）によって指揮系統の混乱は消滅することになったが、軍政府の職員は全面的に交替し、軍政に関する訓練を受けていた海軍将校に代わって軍政には全く素人の陸軍将校が沖縄を統治することになった」<sup>20</sup>。つまり、沖縄は 1948 年にアメリカの対沖縄政策が転換するまで「忘れられた島」だったのであり、政策を特徴付けるのは「無関心と無視」だったのである<sup>21</sup>。

このような態度を劇的に変えたのは当時の国際情勢の先鋭化である。自由主義陣営と共産主義陣営の「冷戦」が 1947 年ごろから表面化し、アメリカは 1949 年 4 月に NATO に調印して共産主義国の「封じ込め」にでる。さらに、同年、10 月に中華人民共和国が成立し、1950 年 6 月には朝鮮戦争が勃発した。このような国際情勢の中、アメリカの東アジア戦略にとって、沖縄がかつてないほどの重要性をもつようになったのである。1948 年 10 月には、トルーマン大統領が沖縄の長期保有と基地建設を進める方針を決定した。そして、大統領は、1949 年 2 月 1 日国家安全保障会議 (NSC) 文書 13/3 (5) を承認した。その文書には「琉球住民が（中略）現在担っている負担を、政治的、経済的安全の確立に必要な程度にまで軽減することが、いまや合衆国の国家的利益であることを決めた。（中略）北緯 29 度以南の琉球に対する合衆国の国家政策は、そこに駐留する合衆国の軍隊と他の機関が本日より 60 日以降、前期の経済的・社会的福祉計画を実施し、この地域の原住民の経済における赤字を最低限に抑えるため、必要かつ現実的な費用を負担すること、そして、これらの諸島はもはや他のいかなる地域にも財政的に依存したり、あるいは義務を負うべきではないことを要する」と明記されている<sup>22</sup>。そして、極東軍総司令部は 1950 年 10 月に軍政府に代わ

---

<sup>20</sup> 宮里[1975]p.15. この文章の直ぐあとに宮里は Braibanti の論文を次のように引用している。「1946 年 7 月 1 日以後琉球は日本の一種の“シベリア前哨基地”とみなされた。そのため一種の能力のない者が沖縄に派遣され、日本占領を特徴づけた厳格な規律は沖縄にはみられなかった。

<sup>21</sup> Frank Gibny, “OKINAWA: Forgotten Island”, *TIME*, November 28, 1949. この「沖縄：忘れられた島」の中で、ギブニは「過去四年というもの、台風に打ちのめされ続けた島沖縄は、陸軍の兵士たちがいうように、まるで“兵站線の末端”にぶらさがっているようなものであった。司令官の中には、だらしなく無能なものもいた。士気と規律ではおそらく世界中で最低の 1 万 5 千人が、絶望的な貧困にあえぐ 60 万の現住民たちの管理に当たっているのである」と書いている。この記事の中で沖縄を「忘れていた」のはもちろんアメリカであるが、日本（内地）も長い間、沖縄を「忘れていた」。内地の一般的な世論（朝日新聞や読売新聞などの一般的なメディアにおいてという意味だが）に初めて「沖縄」問題が浮上したのは、1956 年の「島ぐるみ闘争」をきっかけにしてである。

<sup>22</sup> 国家安全保障会議 (NSC) 文書 13/3 (5)。引用文は宮里[1981]p.211 によった。『戦後沖縄経済史』によると、1950 年度（1949 年 7 月から 50 年 6 月）のアメリカの「琉球」に対する経済援助総額は 4900 万ドルであり、前年度の二倍を記録した（この援助額は米軍占領下の 27 年間

って設置された琉球列島米国民政府 (USCAR) に「琉球列島米国民政府に関する指示」(FEC 書簡) を出した (1950 年 12 月 5 日)。その指示の内容を要約すると、以下のようになる。

1. USCAR の運営方針は軍事的必要の許す範囲において、住民の経済的並びに社会的福祉の増進を計ることにある。
2. 市町村、群島の行政機関を追認し、能う限り早く、琉球に中央政府を樹立する。
3. 軍事占領に支障をきたさない限り、琉球住民に対して、言論、集会等を含む民主主義国家における基本的自由を保障する。

この指示は「軍事占領から長期的統治への転換を画したといっても過言ではないであろう。その内容は、従来の軍政府政策を確認するとともに、長期的な統治政策を示すものであった」<sup>23</sup>。このアメリカの対沖繩転換を住民に実感させたのは、1949 年から陸軍少尉ジョセフ・R・シーツ軍政長官下で実行された一連の施策であった (後述)。そして、1951 年 9 月 8 日に調印された対日講和条約によって、日本は沖繩に対して「潜在主権」はもつものの、「事実上の主権」はアメリカが握ることが確認された<sup>24</sup>。今や「忘れられた島 Forgotten Island」は「太平洋の要石 Keystone of the Pacific」と呼ばれるようになったのである。

第 3 次法定通貨変更 (1947/8/1)、第 4 次法定通貨変更 (1948/7/21) の短期的な目的がインフレ抑制であったとしても、そのより重要な目的を理解するには以上のような文脈の中にこの通貨変更を置かなくてはならない。この通貨変更の目的は、アメリカによる沖繩の長期占領を可能にするために、まず、沖繩をかつての主権国家日本から通貨的に切り離し<sup>25</sup>、沖繩経済を基地依存経済に完全に転換することにあつたのである<sup>26</sup>。そして、その目的は、B円の発行責任をアメリカが負うことになって完遂された。

NSC 文書 13/3 (5) の末尾にある「これらの諸島はもはや他のいかなる地域にも財政的に依存したり、あるいは義務を負うべきではないことを要する」(この「他のいかなる地域」とは日本を指しているわけだが) で明確に示されているように、これ以後、沖繩の財政の責

---

での最高額である)。この NSC 文書 13/3 (5) の作成過程に関しては、宮里[1981]第二部事例研究 (II) 沖繩の 4 を参照されたい。

<sup>23</sup> 宮里[1975]p.25。

<sup>24</sup> この対日講和条約は、それに関わった主体—アメリカの国務省と軍部、日本、連合国—の妥協の産物である。この条約の決定過程に関しては、宮里[2000]、エルドリッチ[2003]を参照されたい。

<sup>25</sup> 沖繩を日本から切断して統治しようというアメリカの政策は何も経済的な分野のみに限られていたわけではない。文化政策においては、アメリカは、まず、沖繩という呼び名を旧来の「琉球」に変更し、沖繩文化の非日本性＝独自性を教育・出版を通じて強調することによって、沖繩は日本の一部ではなく、別個の民族集団であることを印象付けようとした。鹿野政直[1987]の 1 「沖繩と琉球のはざまで一戦後の出発」はこのような文化政策の中で再度、引き裂かれていく沖繩について論じている。

<sup>26</sup> アメリカの対沖繩政策の転換を如実に語る NSC 文書 13/3 (5) が発行される以前に、琉球銀行の設立、第 4 次法定通貨変更が行われているのは興味深い。なぜなら、NSC 文書の要求—沖繩の「自立」(より正確に言えば、沖繩はアメリカ以外の「他のいかなる地域」にも依存してはならないこと)—を実行するための通貨・金融上の準備が、それ以前から着々と進んでいたことを示しているからである。

任を負うのはアメリカであり、そのために、沖縄での「ドル支払い制」が認められた<sup>27</sup>。このことは、米軍が沖縄で調達するもの全てがドル支払い<sup>28</sup>の対象になることを意味し、ここにおいて、アメリカが財政的責任のみならず、通貨発行の責任まで負うことになった。これまでも軍政府は沖縄に新日本円・B円を発行していたが、あくまでそれは「占領経費」として日本が発行責任を負うべきものであった。それに対して、これ以後発行されるB円にはアメリカの国民通貨であるドルの裏打ちが必要になったのである。つまり、「金本位制」と同型の「ドル為替本位制」が沖縄において成立したのである。

### I-3. 「B型軍票円体制」－「ドル為替本位制」における通貨支配

「失われた島」から「太平洋の要石」への対沖縄政策の転換は、より具体的には、アメリカの軍事戦略に抵触しない限り住民の生活を向上させ、民間からの協力をできるだけとりつけ、長期占領を容易にすることを意味した。しかも、「住民の生活の向上」はアメリカ抜きでは考えられないこと—いいかえれば基地の経済的必要性—を住民に納得させ、「日本復帰」論が昂揚しないようにしなくてはならなかった<sup>29</sup>。このような目的に「B型軍票円体制」—「ドル為替本位制」がいかに貢献したのかについてみていきたい。

#### 為替レートの決定—1ドル=120B円—のもつ意味

1950年4月12日布令第6号「琉球列島における軍のB円交換率」によって、1ドル=120B円の為替レートが決定された。第二次世界大戦後、アメリカ以外の国（敗戦国か否かにかかわらず）は、(1)戦後の復興資金捻出、(2)ドルによる外貨準備の増加、という目的達成のためにできる限り貿易収支を黒字基調に保とうとした。そのために、自国通貨をドルに対して「割安」にしておくことは非常に重要であった。そのことを考えれば、沖縄の為替レートを1ドル=120B円に設定することは、世界的に見て異常な「B円高」である（もともと「1円=1B円」であった日本円の交換レートが「1ドル=360円」であったことから、その異常さは解るだろう）。この異常なB円高は、為替レートが国際貿易といった経済的論理ではなく、沖縄を「基地」化するという政治的論理によって決定されたことによる。

<sup>27</sup> 「琉球列島に対するアメリカの新財政政策」（極東軍総司令部が琉球軍司令官に1949年3月21日出した書簡）によると、1949年4月1日から「ドル支払い制」を開始することが命じられている。

<sup>28</sup> 実際には、沖縄内部で流通していたのはB円だけであり、住民が得た基地収入もドルで支払われたわけではない。基地収入は一定の為替レート（この当時は1ドル=50B円）で換算されてB円で支払われ、それと同等のドルが「琉球商業ドル資金勘定」に積み立てられた。

<sup>29</sup> この意図はFEC書簡に基づいて1951年5月作成された「琉球列島経済計画」の文言の端々に現れている。たとえば、『戦後沖縄経済史』（pp.239-240）は、「同計画は基地労働者こそ最大のドル獲得要因であるとの視点に立ち、計画当局の取りうる最も効果的な方策は労働者を訓練して永久に軍事施設内で雇用できるようにすることであるとさえ言い切っている」と指摘している。

先に少し触れたシーツは、1949年10月1日に沖縄軍政長官に就任し、任期はわずか1年に満たないほどであったのに「シーツ善政」という言葉を残したほど、それ以前の軍政長官とは異なる印象を沖縄に残した。シーツ軍政は、一方で、軍規の粛清を行い、軍事行政の能率化を計り、住民生活を改善させる様々な方策を実行した。しかし、他方で、沖縄において本格的な基地建設が進められ、沖縄の軍事要塞化が決定的になったのもシーツ軍政下においてなのである。1949年10月に、アメリカ議会が5800万ドルの沖縄基地建設予算を認め、それによって、基地本体だけではなく基地環境（住宅・港湾・道路・発電所・倉庫）の建設が開始された<sup>30</sup>。この未曾有の資金投下によって、1950年から52年にかけていわゆる「軍工事」ブームが起きる。現在（2003年）、沖縄全面積の10.5%を覆う軍用基地（在日米軍の専用基地全体の75%が沖縄に集中している）の本格的な建設が始まったのがこの時期であった。

この基地建設を実行するためには当然ながら多大な労働力が必要となったが<sup>31</sup>、当時の為替レート1ドル=50B円—では、米軍労務者と他の賃金労働者に大きな格差が生じ、必要な労働力を確保できない問題が起こった<sup>32</sup>。この問題を解決するために、極東軍総司令部は調査団を派遣し、適正な交換率を検討させたが、この交換率決定に当たって、もう一つ考慮に入れなくてはならない問題があった。それは、戦争被害が大きく、農地の1/3を基地建設のために収用された沖縄（1950年当時）にとって、米軍も含めた沖縄住人の需要を満たすには輸入に頼るしかなかったという問題である。いいかえれば、調査団は、(1)沖縄の米軍基地化、(2)その代償としての沖縄経済の戦後復興、この二つの目的を同時並行的に進めることのできる為替レートを決定しなくてはならなかったのである。

(1)のためには、ドルで支払われる基地建設費用、軍労務費用、軍用地料はできるだけ少ない方がアメリカにとっては都合が良い（ドル安へのインセンティブ）が、基地関連の労働力を確保するためには、賃金等が安すぎてはならない（ドル高へのインセンティブ）。(2)のための必要条件である基本的な生活物資の確保は「輸入」に頼らざるを得ず<sup>33</sup>、そのためには、輸入品価格をおさえなくてはならない（ドル高へのインセンティブ）。結果的に、

---

<sup>30</sup> 「軍事工事の主な狙いは、暫定的な施設を恒久的施設に替えて『米本土並み』の生活を在沖縄米軍に保証することであった（主な工事は兵士の宿舎及び娯楽施設であった）が、アメリカは基地建設のもたらす経済的効果を最大限に利用しようとした。すなわち、アメリカは日本本土および沖縄の土建業者も参加させ、建築資材も本土から輸入し、労務者は可能な限り現地で採用した。基地建設に伴って環境の整備（港湾施設の整備や道路の補修等）もガリオア資金で行われたが、これは三重の目的（本土・沖縄の業者の参加、軍事的必要性の充当、沖縄の経済的基盤の建設）を果たすものであった。」（宮里[1975]p.21）。

<sup>31</sup> 1949年末の計画では軍労務者を4万人から5万5千人に引き上げることが要求された。「軍工事ブーム」のピーク時である1952年には、軍労務者は6万3千人を数えた。

<sup>32</sup> 牧野[1987]によると、軍労務者と民間・公共事業労働者の賃金格差は日給ベースで2～3倍、大工などの特殊技能者と比べると格差は4倍であった。「ちなみに、1949年12月だけでも、基地従業員総数4万2190人の約7%に当たる2929人が退職しているが、その理由は“安い賃金”にあった」（同書p.163）。詳しくは同書第2章第5節。

<sup>33</sup> 米軍政府は「1ドル=120B円」のレート決定の後も、従来と同様、基礎的消費物資（米、小麦粉、大豆、ミルク、肥料等）をガリオア援助物資として輸入し、1ドル=40～60B円という安価な値段で販売し、物価安定に活用した。

これらのドル安とドル高へのインセンティブの複合結果が、「1ドル=120B円」という結果として具体化するのである（これ以後、日本円とB円の為替レートは1B円=3日本円となった）。したがって、この「1ドル=120B円」の設定は、沖縄における「基地依存型輸入経済」の確立のための出発点をなしたと言えるだろう。

## 占領下におけるデフレ政策

1949年4月以降、沖縄は実質的にドル為替本位制となった。ドルは沖縄に二つの経路をたどって流入する。一つは、海外送金や輸出によるドル収入である<sup>34</sup>。もう一つは、基地を中心とするドル収入（基地収入<sup>35</sup>）である。これらのドルを一括して集中管理するための機構が、「琉球商業ドル資金勘定」（1949年4月）である。

B円発行は「琉球商業ドル資金勘定」に基づいて行なわれる。つまり、基地に対する財・サービスの提供の見返り、援助金の受け入れ、海外からの送金、輸出によって沖縄がドルを稼ぐとそれがB円に交換され、逆にドルが減少するとB円が回収される。この通貨体制は、外貨収支の動向が直接国内の通貨発行量を規制する金本位制と同型の通貨制度であり、その意味で「ドル為替本位制」といえるのである。この機構は、いわば、ドルの入超・出超に応じてドルを回収・発行するだけなので、通貨政策としての自由度は低い。また、1949年以前からB円が出回っていたこと、1949年以降も貿易収支赤字を一貫して上回る基地収入があったことを考えると（つまりドルの継続的な入超）、沖縄におけるB円発行残高はドル保有残高を上回ってしかるべきである。しかしながら、次頁の図1を見ると解るように1952年に残高が逆転して以後、常にドル保有残高がB円発行残高を上回るという逆転現象が続いている（1957年6月まで両者が一致することはなかった）。そこには、「見返資金勘定」を介してドルを回収するという、民政府（USCAR）の通貨収縮政策があった。

「見返資金勘定」（1951年4月）はガリオア援助物資の売上代金を全額積み立てた米軍政府の沖縄に対する財政勘定である。それは、本来、ガリオア物資販売によってB円を回収し、それをまた援助金（B円）として放出する機構である。したがって、見返資金勘定が、回収額=援助額といった均衡主義を採るなら、B円発行額はこの勘定から独立したものになる。しかし、民政府は、この勘定を通して極端な通貨収縮を計った。

まず、民政府は回収したB円の一部しか放出しなかった。牧野[1987]によると、1951年から1954年にかけての見返資金勘定を通じたB円回収高は62億875万B円であるのに対して、放出高は全体で44億6599万B円に過ぎない。したがって、両者を総合した見返り

<sup>34</sup>ドルの所有者および取得者は、それを琉球銀行に寄託してB円で払い戻しを受けなくてはならないことが、布令第6号「琉球列島における軍のB円交換率」（1950年4月12日）によって定められている。

<sup>35</sup>ここで基地収入とは、軍工事、軍労務、軍用地料、軍人・軍属消費など、直接に「基地」と関連した収入を意味する。

図1 琉球の通貨量と外貨保有高の推移（I）<sup>36</sup>

資金の収支は17億4277万円の回収超過である。同時期、商業ドル資金の蓄積に基づいて増発されたB円は25億4291万B円に達するが、実際に、増加した額は先の回収超過分を考慮すると、8億14万B円に過ぎないのである<sup>37</sup>。これが、「ドル保有残高がB円発行残高

---

<sup>36</sup> 『琉球銀行十年史』129頁第4図を転載。

<sup>37</sup> 1951年12月のB円発行総額は18億6500万円、1952年12月は21億500万円、1953年12月は22億7100万円、1954年12月は24億5100万円である（『琉球銀行十年史』）。

を上回る」という現象の原因である。

それに加えて、民政府は見返資金勘定の回収超過のB円を実質的にはドルの購買に当てることで、B円の新規発行まで極力抑えようとした。つまり、ガリオア援助物資を販売することによって得たB円を、商業ドル資金蓄積に基づいて増発されるべきB円として流用したのである。これは、事実上、琉球商業ドルに計上されている民間が稼いだドルを既発のB円によって購買することになり、B円の新規発行を抑制することになった。見返り資金一般は「アメリカの援助に根源をもつが、それは援助そのものでもなくまたドルでもなく、援助のドル資金に見合う当該受益国通貨建の資金である。したがってそれはドルに転換することはありえない」<sup>38</sup>。にもかかわらず、見返り資金は沖縄ではドルに転換したのである。この結果、1952年の夏ごろから、「ドルはあるが円はない」という認識が一般化し、新聞紙上において蓄積ドルの有効利用を巡る議論も起きたほどであった<sup>39</sup>。

まとめてみると、沖縄では50年代、60年代を通じて、多額の基地収入があり、琉球商業ドルを介したルートはドル収支黒字基調＝B円の発行超過傾向となったので、民政府は見返資金勘定のルートを通じて大幅なB円引揚超過を目標としたのである。では、なぜそのような通貨収縮政策を民政府は目論んだのだろうか？その目的は、公式的には、先にみたFEC指令(1950年12月5日)、あるいはこの指令に基づいて1951年5月に策定された「琉球列島経済計画」(註29)を反映していると言われる。つまり、(1)B円とドルとの自由交換性を保証するドル残高の確保、(2)輸入依存型経済に必要な対外支払いのためのドル蓄積、この二つの目的のためにドルを確保しなくてはならない、と。しかし、この理由は決して民政府のとったデフレ政策の強い根拠にはならない。まず、沖縄はドル為替本位制をとっているので、B円はドルに100%保証されており、(1)で言われているB円とドルとの自由交換性の保証はデフレ政策をとるか否かの根拠とはならない。次に、(2)に関しては確かに、B円の流通量の増加は輸入の増大を生み、貿易収支を悪化させるであろう。しかし、ここで強調しなくてはならないのは、輸出が脆弱な沖縄にとって、その差額を埋めるのは基地収入か援助に頼るしかないということである。したがって、民政府が本当に懸念しているのは、輸入増加によって増えるであろうアメリカの負担なのである。

このデフレ政策は民政府の意図がどうであれ、事実上、沖縄経済の基地依存を次の2点において補強したと思われる。

- ・ 沖縄域内をデフレ傾向に維持することによって沖縄におけるB円の通貨価値を引き上げ、基地にかかる経費(基地労務者の賃金や軍用地代)を割安にすることができた<sup>40</sup>。
- ・ B円を獲得するために有利な部門、つまり基地関連部門への投資・雇用が集中し、経済

<sup>38</sup> 「琉球事情」、『東京銀行月報』p.2769、1953年7月号。

<sup>39</sup> この論争に関しては松田[1981]第2章7を参照されたい。

<sup>40</sup> これは松田[1981]が指摘している。「通貨価値を高め、通貨の安定を図ることは、廉価なコストによる住民生活の相対的安定を企図する統治者にとって最も基礎的な政策手段であることは多言を要しまい。とくに巨大な軍事基地をかかえているアメリカ統治者にとって、基地の安価な保持は統治政策の基本原則であつたらうことは推察に難くない」(同書、p.66)。

の基地依存が一層高まった<sup>41</sup>。例えば、投資に関しては以下の表から、建設業、商業部門を含むサービス業部門への集中、その不均等ぶりの進展がうかがえる。

表 1 琉球銀行業種別貸出残高（％）<sup>42</sup>

年	農林水産業	建設業	工業	商業・貿易・交通	その他	合計
1949	39.6	9.5	12.4	25.4	16.1	100
1950	19.0	17.6	11.9	32.9	18.6	100
1951	8.9	13.6	5.2	58.7	12.6	100
1952	6.1	14.4	6.2	67.5	5.8	100
1953	4.3	11.5	9.5	70.6	4.2	100
1954	5.7	18.7	6.7	66.2	2.7	100
1955	7.7	12.6	8.5	68.6	2.5	100
1956	4.9	8.7	7.9	74.5	4.0	100
1957	4.4	6.3	11.8	73.0	4.5	100

1954年7月以降、ガリオア援助政策が転換され、援助額が量的に削減された上で、琉球政府への現物給与から現金（ドル）給与へと変わった。直接ドル資金で給与されるようになった同資金は「琉球商業ドル資金勘定」へ振り込まれ、それに応じてB円が発行されるようになり、「見返資金勘定」の持っていた通貨の発行・回収機能が琉球商業ドル資金勘定に一本化されることになる。おりからの国際収支の改善—年金・恩給、軍用地代の支払い本格化と日本の神武景気などによる沖縄からのスクラップ輸出などの急増による—もあり、通貨発行高は、1955年1月末の22億B円から、1956年1月には約30億B円、同年10月末には40億B円に膨張した。しかしながら民政府のデフレ志向は変わらず、「見返り資金勘定」に代えて「琉球銀行による対民政府預け金」によって、通貨量をコントロールしようとした。これは、実質的には、琉球銀行の預金支払い準備金の一部を民政府に預け、通貨当局がそれによってドル資金購入を計るというものであり、民政府の一貫したB円の新規発行抑制、ドル蓄積促進への意欲を示している（この借用を可能にしたのは、1953年以降の景気の低迷によって—基地建設の一段落、朝鮮特需の終焉—、琉球銀行に大量に滞留していたB円の存在である）。対民政府預け金は1955年7月には3億7500万B円であったが、56年末には13

<sup>41</sup> この点は小野[1968]が指摘している。「この過程（デフレ政策—著者註）を通して沖縄の体質を一層基地依存型に琢磨しことである。というのはドル収入を得たものほにもかくにも他から吸い上げたB円にありつけたわけであるから、さきのデフレ効果はかかるものに結びつかない部門に強く作用したはずだからである。」（同書 p.17）。B円の不均等配分に関しては、民間にも実感されていたようである。例えば、1952年6月26日の『沖縄タイムス』『沖縄朝日新聞』には、農漁村における金詰りを嘆く住民の記事が取り上げられている。

<sup>42</sup> 『戦後沖縄経済史』307頁第IV—14より作成。

億B円に達した<sup>43</sup>。したがって、実際、この時期に市中に出回っていたB円の額は、図2の斜線のついている部分の下部を縁取る細い点線のように推移していた。

図2 琉球の通貨量と外貨保有高の推移（Ⅱ）<sup>44</sup>

---

<sup>43</sup> 『琉球銀行十年史』（pp.141-145）。

<sup>44</sup> 『琉球銀行十年史』143頁第7図を転載。

このような民政府による通貨量コントロールが完全に終焉するのは、アメリカから金融通貨制度調査団が派遣され（1957年3月5日）、その調査を受けて、余剰ドルに見合ったB円を発行すべきことを要請する「外国為替精算勘定」が設定（1957年6月1日）されてからである。（民政府の通貨当局はこれに反対した）。これによって、ドル保有額とB円発行額を一致させる本来の意味でのドル為替本位制の確立したことになる。これによりデフレ政策は終焉を迎えることになったが、それはデフレ政策による基地依存型経済の構築が概ね達成され、その役割を終えたと解すべきだろう。また、「外国為替精算勘定」になっても、従来の「管理政策」は何一つ変わるものではなかった。つまり、この体制下においても、1950年の布令第6号、第26号の指示することはなんら変わっておらず「ドルの自由な保有」も「自由な輸入」も認められていない、ただ通貨量の恣意的な操作は終了したということである。

### 生産的金融の不足

先の節では、民政府によるデフレ政策を取り上げ、この政策が沖縄経済の基地依存を深化させるのにどのような効果を挙げたのかについて論じた。このデフレ政策は、「ドルはあるがB円はない」という状態を保つことによって、基地と関連の深い部門にヒト・モノ・カネを集中させたのである。しかしながら、内生的貨幣供給理論にあえて依拠するまでもなく、市中で実際に流通する貨幣量は、決して貨幣残高のみによって決定されるわけではない。それに加えて、銀行から企業への融資とその還流からなる「信用創造」プロセスから生まれる貨幣を考慮しなくてはならない。そして、結論からいうなら、この期間（1949年から1957年ぐらいまで）、沖縄の金融機関は十分な「信用創造」を行うことができずそれが「金詰り感」に一層の拍車をかけ、また行われた融資も基地依存経済からの脱却を可能にするような「生産的金融」<sup>45</sup>ではなかったのである。「実はドルもB円もあったが、沖縄はそれを使いこなせる環境にはなかった。あるいはそういう環境を作れなかった」というのが、この時期の貨幣的現実により近いと思われる。この時期の金融状況を論じる前に、まず、戦後の金融制度を概観しておこう。

1948年5月4日軍政府布令第1号「琉球銀行条例及び同附則」に基づいて、従来各島に設置されていた中央銀行、民政府銀行が接收統合され、琉球銀行が設立された。その直接的な目的は「通貨の膨張を抑制し闇行為を窒息せしめる事」（同布令第1項）にあったが、われわれは、この設立の長期的な目的が同年7月の第4次法定通貨交換、50年4月の1ドル＝120B円の為替レート設定で一応の完成をみる、沖縄の通貨的独立（切断）であったことを知っている。

---

<sup>45</sup>ここでいう生産的金融とは、物理的な資本のみならず、企業家能力、熟練労働者などを集約的に使用する生産物や生産工程を具体化している部門、あるいはそういう部門を作るための金融である（M.ポーターがいう「戦略的に競争的な」企業や産業への金融をイメージされたい）。あるいは、「技術革新生産への金融」（アグリエッタ）である。

この琉球銀行の資本金についてはその 51%を、株式に関してはその過半数を、軍（民）政府が所有しており、琉球銀行はまず、民政府の政策を忠実に実行する政府銀行であった（しかし、発券の権利はもっていなかった）。同時に琉球銀行は個人や企業も対象とした一般の市中銀行業務を行う商業銀行でもあった。また軍政府が 1950 年 4 月 10 日の布令第 4 号に基づいて設立した金融機関として、琉球復興金融基金（金庫）がある（後述）。この琉球銀行と琉球復興金融基金以外に、1949 年以降 7 つの無尽会社（1953 年の「相互銀行法」により 7 相互銀行へ組織替え）が設立された（地元資本による初の普通銀行、沖縄銀行が設立されたのは 1956 年 6 月になってからである）。1949 年 11 月に民間経済の域内での自由な活動を許可する自由企業制度が、1950 年 11 月には民間貿易が再開されることになるが、その金融的な基礎はこの時期に整えられたのである。1950 年代、60 年代を通じて、その資本量、預金量、融資実績からみて、琉球銀行と琉球復興金融基金の重要性が抜きん出ていることは間違いないので、両金融機関の融資状況をみることでこの時期の金融状況を論じてみよう。

## 琉球銀行

琉球銀行の融資が生産的な部門に向かわず、基地と関連の深い部門に向かっていたことは、前掲の表 1 からわかる。それに加えて、琉球銀行はこの時期、積極的な融資を行い、沖縄経済の活性化に寄与していたとは言いがたい。もともと、琉球銀行は軍（民）政府によって、支払準備として要求払い預金に対しては 16%、貯蓄性預金については 5% という高率の支払準備を課せられていた。そのこともあって、『琉球銀行十年史』（126 頁、313 - 314 頁）から計算すると、琉球銀行の預貸率は 49 年 12 月に 89.1% でピークを迎えてから、50 年 12 月 73.6%、51 年 12 月 70.5%、52 年 12 月 69.6%、53 年 12 月 65.9%、54 年 3 月 61.6%、55 年 3 月 47.9%、56 年 3 月 48.7%、57 年 3 月 54.1% とほぼ一貫して低迷している。この金融緩慢現象を受けて、民政府内政局が利下げを勧告し、各市中銀行に融資促進の協力を求めたのはやっと 55 年末になってからであり、その効果も芳しいものではなかった。それどころか、1955 年以降は、琉球銀行の支払い準備金の一部を先に説明した「民政府預け金」としなくてはならなくなったことから、融資の困難は増したと考えられる。

確かに、琉球銀行が沖縄復興に大きな役割を果たしたことに異論はない。しかし、この時期、デフレ傾向を維持することで沖縄経済の基地依存体質を確定するという民政府の意図を達成する「政府銀行」<sup>46</sup>として、琉球銀行は大きな役割を果たし、民間への金融を容易にするという「商業銀行」としては不十分な役割しか果たすことができなかつたのもやはり事実なのである。

---

<sup>46</sup> 琉球銀行が民政府の政治的統治の一手段としての役割を果たしていたことは、たとえば、反軍（民）政府的な言説を弄した教職員会や沖縄タイムス社への建築費融資の拒否、人民党瀬長亀次郎が市長選に勝利した後の那覇市への融資の停止、預金の凍結（1956 年）からもわかる。

## 琉球復興金融基金

琉球復興金融基金（以下復金と略す）の設立を促したのは琉球銀行であった。琉球銀行は「生産復興のための輸入促進と住宅、産業設備の復旧を促進するための日本の復興金融金庫制度に倣って、見返り資金による長期投資金融機関の設立に関する意見書を軍に提出」<sup>47</sup>し、それを軍政府が受け、1950年4月10日軍政府布令第4号によって長期融資のための銀行、復金が設立された。この融資動向を簡単に表にすると次のようになる。

表 2 - 1 復金業態別新規貸出高推移 1 : 絶対額 (単位千B円) <sup>48</sup>

年	農林漁業	商業・運輸業	製造業・加工業	住宅	土地購入	市町村	計
1950	1,807	935	1,956	6,206	—	—	10,904
1951	59,796	64,675	27,537	154,311	—	—	306,315
1952	88,158	74,363	106,534	249,352	—	—	518,414
1953	16,355	60,362	43,037	145,773	—	73,726	339,264
1954	16,464	152,828	156,146	112,034	—	27,347	464,821
1955	7,987	146,044	34,234	142,590	181	18,959	350,002
1956	9,504	234,096	105,525	176,218	341	79,701	605,388
1957	7,368	318,108	81,329	249,197	135	1,413	657,547

表 2-2 復金業態別新規貸出高推移 2 : 相対比率 (単位%)

年	農林漁業	商業・運輸業	製造加工業	住宅	土地購入	市町村	計
1950	16.6	8.6	17.9	56.9	—	—	100
1951	19.5	21.1	9.0	50.4	—	—	100
1952	17.0	14.3	20.5	48.1	—	—	100
1953	4.8	17.8	12.7	43.0	—	21.7	100
1954	3.5	32.9	33.6	24.1	—	5.9	100
1955	2.3	41.7	9.8	40.7	0.1	5.4	100
1956	1.6	38.7	17.4	29.1	0.1	13.2	100
1957	1.1	48.4	12.4	37.9	0	0.2	100

表 2-1、表 2-2 からまず解ることは、1950 年以降かなりの額 (3 億B円から 7 億B円) が復金を通じて融資されていること、主要な融資先が住宅と商業・運輸業であり、それに比

<sup>47</sup> 『琉球銀行十年史』 pp.164-165。

<sup>48</sup> 表 2-1、2-2 とともに『琉球銀行十年史』 pp.181 の付表 1 から作成。

較して製造業・加工業への融資が目立って少ないことであろう。住宅への融資が多いのは、沖縄戦によって灰燼に帰した住宅を再建することが住民生活にとって必須だったからであり、この件に関して復金の果たした役割は非常に大きい<sup>49</sup>。しかしながら、こと生産的な工業部門への融資に関しては復金が大きな役割を果たしたとはいえないだろう。確かに、融資先の細かい区別がこの表では不明なので、製造・加工業の中で生産財部門などにどれぐらいの融資が成されたのかは正確にはわからない<sup>50</sup>。しかし、この期間を通じて「生産工業への貸出は、大型製糖工場、パイン工場、煙草、製紙、綿花加工、硫黄会社、調味料工場施設の近代化、合理化資金の貸出が目立ち、さらに製粉、缶詰、伸鉄等の新企業への融資も増大した」<sup>51</sup>とあるのをみると、融資先の中心は相変わらず第一次製品の加工業であることは間違いなく、基地依存から脱却に結びつくような産業への投資が積極的になされていたとは考えにくい。

琉球銀行と復金という二大金融期間の融資状況をからわかることは、それらの融資が「生産的金融」に向かっていたとはとてもいえないということである<sup>52</sup>。確かに、戦前の沖縄経済が移民依存型、第一次産業依存型であり、それに加えて「沖縄戦」によってもともと自立性の弱かった経済が壊滅的な打撃を受けたことから、「生産的金融」の実行が非常に困難であったことは間違いない。しかし、注目すべきは、この困難を抱える「生産的金融」を少しでも容易にするような意識的な方策を民政府が全くとらなかった（したがって、琉球銀行や復金はとりよめなかつた）ということである<sup>53</sup>。そこには、沖縄経済をなるべく自立化させず、基地依存を強化しようという軍（民）政府の政策的意図が垣間見えるのである。

---

<sup>49</sup> 「創立来 55 年 12 月迄の全琉住宅資金貸出総額は 9,128 棟、804 万円に達し、之は那覇、真和志、都市地区の住宅増加数約 9570 棟（12 万 6 千坪）の 95%に相当する」（「復金の果たした役割」、『沖縄経済』1982 年 4 月号、p.111）。

<sup>50</sup> 1954 年に製造業・加工業への融資が一見非常に増大しているように見えるのは、「前期間において、農業部門に含められていた製糖業、製粉・精米工業、畜産加工業、さらには漁業部門に含まれていた製氷冷凍工業などへの融資項目が 53 年以降『製造加工業』へ移転調整されたためである」松田 p.46。

<sup>51</sup> 『琉球銀行十年史』p.178。また、復金の重要性を高く評価する「復金の果たした役割」（『沖縄経済』1982 年 4 月号）も、「生産業の振興は現在の歪の多き産業構造の是正からも急務を要するものである」と書くに留まっている。

<sup>52</sup> 『琉球銀行十年史』は、「55 年度から 57 年度までの投資状況は急速に進展し、民間及び政府資本形成は年平均 61.2%の著しい増加を示した」（同書 p.228）としながらも、「ここでわれわれの見逃してはならない点は、資本形成の内容に種々の問題が内在していることである。それは戦後の設備投資の多くは生産工場や機械設備などの増大というよりも、卸業、金融業などの営業店舗の増設に向けられ、物的再生産という観点からみた場合の、投資状況は、表面にあらわれた数字よりもかなり劣っていることである」（同書 p.229）と、生産的投資の不足を指摘している。

<sup>53</sup> 沖縄の生産部門が非常に脆弱であることは一般にもよく知られていた。例えば、県外からの貿易団が沖縄を訪れたとき、次のようなコメントを残している。「藤原 生産業復興なしに商活動ばかり盛んで、どこを見ても工場らしい工場はない。労務提供によるドル獲得ばかりで生産面の復興のテンポはのろいと感じた。話によると外資のバランスは毎年黒字になるそうですが、こいつを生産面に生かせないのですかね。森田 なぜ生産部門が復興せず、またその面への投資がないか不思議である」（『沖縄タイムス』朝刊 1952/10/27）。

さて以上、「円体制」から「ドル為替本位制」への移行、それに伴う通貨当局の政策的意志が沖縄経済を基地依存型へと転換していく機構をみてきた。次は、この転換がマクロ的な経済構造において、現実にもどのような形を具体的にとったのかをみてみたい。なお、1957年に民政府通貨当局の超デフレ政策が終わるが、その段階で沖縄の社会経済構造が被った変化を説明するために、本論文では戦前と1955、56、57年のデータしか比較していない。それは、沖縄において国民所得推計が開始されたのが1955年度からだからである。

## II. 基地依存型経済の内実

### II-1. 第三次産業偏重経済

沖縄において国民所得統計がとられるようになった1955年からB円体制＝ドル為替本位制が終了する1958年までの沖縄の経済成長をみてみると、名目国民所得については1955年度の140億B円から1957年度の166億B円へ増加し（年平均成長率は9%）、実質国民所得は12.6%（年平均）の成長を示し、一人当たりの国民所得も実質値で10.9%（年平均）増加した。稲泉[1959]の試算によると、所得水準は1955年の時点で戦前の水準を上回り、1958年の時点では戦前の1.5倍に達している。しかし、このような戦後沖縄の成長は、経済構造を生産・消費・分配の面からみて非常にいびつにしてしまう過程でもあった。

1948年以降、沖縄における基地収入は沖縄の国民所得の15%から20%程度（1955年から1972年まで）を占めることになる<sup>54</sup>（日本復帰後は、日本政府からの財政支出によってこの基地収入が代替される）。この「基地依存型経済」の第一の明確な結果は、産業の構造的変化である。

次の表3-1と表3-2から明らかなように、沖縄の基地依存の度合いは激しいものがある。産業構造の変化過程は、「ポスト工業社会」への移行過程と類似しているが、沖縄の場合は特有の問題をそこに抱えている。通常、「ポスト工業社会」は、第一次産業から第二次産業へ、第二次産業から第三次産業へと、付加価値生産額、就業者数が移動することによって訪れる。しかし、沖縄の場合、「基地」という特異な「極」がこの移動を、工業社会段階を抜かした形で社会に強制した。沖縄の場合、第一次産業、第二次産業の「成熟」をまって、第三次工業化したわけではないので、当然ながら住民の財需要を域内で満たすことはできない。したがって、当然の帰結として、この需要は輸入によって満たされることになる。

---

<sup>54</sup> 「基地関係所得の割合は所得総額の17-18%であるが、しかし商業・サービス業における所得を加えるならばほぼ22~23%でいどになるであろう。これは国民所得全体よりみると驚くべき比率であるといわねばならない」（稲泉[1959]p.32）。このような沖縄経済の基地依存性を利用して、米民政府は「オフ・リミッツ（立ち入り禁止令）」と言われる効果的な統制手段を行使した。これは、ある社会・政治的な問題で住民と米軍の関係が緊張関係に入ると（例えば「島ぐるみ闘争」のような）、「住民との衝突を避ける」ためという名目で、民政府は米人の民間施設への出入りを禁止した。この禁止で実は最も被害を受けるのは、商店街や風俗営業地区であり、「オフ・リミッツ」を解除してもらうために、沖縄住民は数々の妥協を強いられたのである。

表 3 - 1 産業構造の変化：各産業の対県民総生産比率<sup>55</sup>

%／年	1934-36	1955	1956	1957	(参考 1997)
第一次産業	51.9	27.7	23.0	17.7	1.9
第二次産業	18.0	10.0	11.2	12.8	15.6
第三次産業 (基地労働者 ：全体比)	30.1 (0)	62.3 (16.2)	65.8 (17.3)	69.5 (16.2)	86.5 (1.4)
計	100	100	100	100	100

表 3-2 産業構造の変化：各産業の就業者数比率<sup>56</sup>

%／年	1934-36	1955	1956	1957	(参考 1995)
第一次産業	73.1	53.1	54.5	54.1	6.9
第二次産業	12.4	11.8	8.2	10.9	20.6
第三次産業 (基地労働者 ：全体比)	14.5 (0)	35.1 (14.7)	37.3 (13.8)	35.0 (8.2)	72.4 (1.5)
計	100	100	100	100	100

## II-2. 輸入依存型経済

沖縄は戦前・戦後を通じて、常に輸入超過を示しているが、戦後の輸入依存は戦前の比ではないことが、表 4 によって解る。1955 年の輸入／県GNP比率はおおよそ 50%であり、その後もこの比率は上昇していく（1958 年には 67.1%）<sup>57</sup>。このような異常な貿易収支不均衡は、固定為替相場制であるブレトンウッズ体制では、基軸通貨国=アメリカを除いては、

<sup>55</sup> 表 3 - 1, 3-2, 4 とも、稲泉[1957]、『琉球銀行十年史』、『琉球統計報告』、『戦後沖縄経済史』、『沖縄の米軍基地 平成 15 年 3 月』を参照した。なお、1934 年から 36 年にかけての値は平均値である。ちなみに同年度の日本(内地)の産業構造は、1955 年度で、第一次産業 19.8%、第二次産業 34.9%、第三次産業 48.7%である（1998 年度では 1.8%、33.7%、64.0%）。

<sup>56</sup> 1955 年度の日本(内地)の統計値は、第一次産業 41.0%、第二次産業 23.5%、第三次産業 35.5%である。

<sup>57</sup> 沖縄の輸入先の一番手は常に日本であった（例えば、1958 年において全輸入高の約 70%を日本から、約 18%をアメリカから輸入している）。この取引において、日本は常に貿易黒字を享受し、その黒字分が日本の外貨蓄積に大きく貢献したのである。例えば、1959 年末日本の外貨準備高は 13 億ドル強であったが、その間の沖縄の対日貿易赤字は 3.7 億ドルであった（『琉球統計報告』1959、60 年）。

通常維持できない。沖縄においてそれが可能であったのは、「基地」というアメリカの中に沖縄が取り込まれていたからに他ならない。言い換えれば、他の通貨ではなく「ドル」を供給する「極」が沖縄に存在していたからである。その意味でも、「沖縄は基地の中にあつた」といえる。

表4 沖縄の貿易収支（単位千B円）

（単位：B円）	1934-1936（平均）	1955	1956
輸出	18.281	8.256	13.979
輸入	26.432	51.779	66.687
貿易収支	Δ 8.151	Δ 43.523	Δ 52.708
基地収入+援助	0	36.768+12.729= 49.497	38.6555+16.849= 55.504

また、輸入に関しては、その量的変化だけではなく、その内容の変化に関しても注目すべきだろう。戦前においては、沖縄の輸入は穀類、衣類、原材料などいわゆる生活・生産必需品がそのほぼ全体を占めている。戦後においてもそれら必需品輸入の重要性は変わらないが、戦前には見られなかった化粧品、石鹸、履物類、宝石類、煙草、酒類等（1955年において全体の2%）などいわゆる奢侈品の輸入が増加していった<sup>58</sup>。米軍（民）政府の政策として示唆的なのはそれら物品に課す税率である。沖縄の税制では、例えば同時期の日本と比べても、奢侈財への税金が低かったという報告がなされている<sup>59</sup>。この事実と次に述べる「二重化された経済」の事実と組み合わせると、沖縄の輸入依存型経済がいびつな「消費社会」でもあったことがわかる。

### II - 3. 二重化された経済

上述したように、「基地」は沖縄の産業構造を強制的に第三次産業化し、そこから生じる需給不均衡の問題を、ドル供給によって可能になった「輸入増大」という形で処理した。しか

<sup>58</sup> 「たしかに輸入が保障される限り、個々人が基地に雇用と所得機会を求めることはそれなりに合理性に適っていた。否、むしろいまだ産業界にみるべきものがない当時であつては、基地従業員は羨望の的でさえあつた。基地は彼らにドルによる貨幣所得をもらたらし、一方ではドルによって外国商品が輸入されるため彼らの消費生活はむしろ豊かでさえあつた」（『戦後沖縄経済史』p.242）。

<sup>59</sup> 戦後沖縄の租税制度の全体像に関しては久場第2章を参照されたいが、例えば、『沖縄タイムス』（1961/9/10）によると、貴金属・宝石類への税金が日本では70-80%であつたのに対して、沖縄では5%であり、普通自家用車への自動車税では沖縄は日本の8分の1であつた。民政府のお気に入りエコノミストであつた松川久仁男は、このような奢侈品消費を沖縄人の浪費癖に帰し批判している（松川[1962]、[1965]）。しかし、このような消費傾向を可能にした裏には、アメリカの対沖縄政策があつたことを松川はみていない。

し、この「基地」は沖縄経済社会に現在まで続く深刻な経済問題を形成することになる。それは、経済の「二重化」という問題である(ここでの「二重経済」は、輸入された経済部門と土着の経済部門の不調和を強調するブーケやファーニバルの概念に基づいている<sup>60</sup>)。「基地」は次の2つの水準において、沖縄経済社会を少なくとも経済的に二重化した。

・ 1) 産業部門間格差：例えば、1955年の統計(琉球統計報告)1956年、『琉球の国民所得 1955年度—1959年度』から推計すると、第一次産業従事者の一人当たり所得1に対して、第二次産業では約2.5、第三次産業では約3.5となる。この所得格差の原因は、第三次産業が主として「基地」に基づいた産業であることによる。

2) 階級間格差：「地主」(特に「軍用地地主」)と他の労働者<sup>61</sup>の格差。

II-2で論じたような消費・輸入依存型経済の背後にはこのような「二重性」が同時に形成されつつあったことに注目しなくてはならない。このような「二重性」はその後、日本復帰問題や基地問題に対する沖縄の世論を複雑にしていく大きな要因となっていく<sup>62</sup>。

### III 「B円体制」のイデオロギー的基礎

#### III-1. イデオロギーの必要性

ここまでの議論によって、アメリカの対沖縄戦略転換以降、アメリカ軍(民)政府の通貨・金融政策の目的が沖縄経済を基地依存型にしてしまうことにあり、なおかつその目的が経済的次元においては概ね良好に達成されていったことは明らかになったと思われる。しかし、社会の物質的基礎をなす経済はそのメカニズムだけに頼って自律的に運動することはできない。その社会の活動主体が自らの活動に何らかの意味を付与し、その活動を自明のものと納得しなくてはならない。この「納得」は自ずとどこからか訪れるのではなく、「イデオロギー」(イーグルトン)や「神話」(バルト)が世界を「自然化」することによって形成され

<sup>60</sup> 「社会的二重体制とは、輸入された社会体制が、他の型の土着の社会体制と不調和を示している状況である。最も多くの場合、輸入された社会体制は高度資本主義であるが、それは同時に社会主義または共産主義、あるいはそれらの混合でもありうる」(Booke, p.4)。

<sup>61</sup> この格差が如実になるのは、「島ぐるみ闘争」を終息させるために、軍用地代が6倍に引き上げられた1959年以後である(1952年のサンフランシスコ講和条約発効時の地代11700万B円を基準とする)。その後、本土復帰までにまた1.7倍の増加があり、本土復帰時には再度6倍の増加があった。最初に大幅に引き上げられた「1959年中ごろから1961年初めにかけては“軍用地代ブーム”の観を呈した。こうした事態は巷間『ドルの雨が降る』といわれたという」(『戦後沖縄経済史』p.533)。この軍用地代は沖縄総人口の2~3%にあたる地主層に集中することになる。

<sup>62</sup> これは現在にも継続している問題である。例えば、1995年9月4日に起こった米兵による少女暴行事件を機に沖縄全体に広がった第二の「島ぐるみ闘争」は、宜野湾市海浜公園に300の団体、8万5千人の人々(主催者公表数)を集める「県民総決起集会」を開催するに至った。しかし、軍用地主から成る「土地連」は、「米兵の犯罪には断固抗議するが、この集会は基地の全面撤去、安保廃棄に通じる」として、この集会に参加しなかった。現在も軍用地主は3万2千人を数える。

るのである<sup>63</sup>。労働者は自分が現状で労働することを「あたりまえである」かのように、あるいは「しかたない」といった形で「理由付け」できなければ、労働しないであろう（少なくとも長期にわたっては）。このように意味付けするためのディスクールをイデオロギーと呼ぶなら、「イデオロギーというのは主体と権力構造のあいだに、生きられた関係をこしらえ、日常生活そのものをひそかに意味づけてしまうものなのだ」<sup>64</sup>。このイデオロギーによって、事実は「神秘化」され、その再生産が保証されることになる。

本論で取り扱っている沖縄の事例に即してみよう。IIでみたように、沖縄が「忘れられた島」から「太平洋の要石」へとそのアメリカの世界戦略上の地位を向上させた1949年あるいは50年辺りから、沖縄経済の「基地依存」が深化し、少なくとも経済的には一いびつな形ではあれ一成長が持続していった。しかし、沖縄では同時期に、「日本復帰論」の急浮上（1950年あるいは51年）と「島ぐるみ闘争」（1956年）という「アメリカ離れ」の動きが出てくる。この「アメリカ離れ」（後者は「アメリカ離れ」ではなく「アメリカへの反撃」と形容すべきだろうが）の一因は、沖縄の人々が「アメリカ＝基地」の存在を何らかの手段で—例えば、ある者は経済的合理性によって、ある者は諦念によって—「自然化」できなかったこと、つまり「アメリカ＝基地」を安定的に再生産するイデオロギーが沖縄に不在であったことにあるのではないだろうか？このことを以下、論じてみたい。

### III - 2. 「アメリカ＝基地」のイデオロギー的表象

#### 戦後直後のアメリカ——解放軍としてのアメリカ——

まず歴史的事実として指摘しておかなくてはならないのは、戦後直後からしばらくは、かつての日本による「植民地」政策に対する不信・不満に裏付けられるかのように、アメリカ軍を単なる「占領軍」ではなく、「解放軍」とみなす意識が、沖縄の民衆、政界、運動家、ジャーナリズムでもかなり強かったということである。そして、このアメリカへの信頼を背景にした、沖縄独立論がむしろ一般的であったということである<sup>65</sup>。そのようなアメリカへの「信頼」に依拠した沖縄独立論に対して、日本復帰論がマスメディアに出始めたのは1950年になってから、そして日本復帰へ沖縄の世論がドラスティックに変化したのは、サンフランシスコ講和条約を巡る議論が盛んになった1951年においてであった（1951年8月にまとめられた復帰請願署名によると有権者の70%以上が日本への復帰を望んでいた）。

<sup>63</sup> バルト『神話作用』では、ブルジョワ・イデオロギーがどのように「神話」として現代社会の様々な分野で機能しているのか分析されている。「神話」の目的とはブルジョワあるいはプチ・ブルジョワの支配を維持するために「歴史的意図を自然として、偶然を永遠として据え」、「世界を不動化することである」。

<sup>64</sup> イーグルトン p.459。ソシュールによる言語論的転回以降、「全てはイデオロギーである」という地点から出発するイデオロギー論が構築され、筆者もその意義は認めるが、ここでは、論旨を明快にするためにイーグルトンによるイデオロギーの定義を採用する。

<sup>65</sup> 沖縄の戦後数年間における、沖縄独立論・アメリカ観に関しては、「沖縄にとって戦後とは何か」、鹿野第1章、小熊第19章を参照されたい。

しかも、この独立論から日本復帰論への転換は「五年のうちにゆっくりと進行した事態ではなく、五十一年の数ヶ月のうちに成立した状況という観があった」<sup>66</sup>。

本論では、このドラスティックな転換の原因を論じるのではなく、主として1950年から1952年にかけての『琉球（うるま）新報』と『沖縄タイムス』<sup>67</sup>の記事・社説の中で、アメリカ＝基地がどのように表象されていたのかをみてみたい。この二紙のみを取り扱うのは、この二紙が沖縄において戦後の新聞競争時代を生き抜き、現存する二大新聞であり、当時から最も多くの読者を獲得していた新聞だからである。また、当時は言論統制期<sup>68</sup>にあたり、新聞を資料とする場合にはそのことに留意しなくてはならないのは当然である。しかし、この時期、沖縄の言論は制限つきの自由が認められ、なおかつ、ある意味皮肉なことに「一口にいて、1950年から51年末ごろまでの数年間は、沖縄の住民じたいが、戦後の混乱した状況にわざわざされて、民主制度下の『言論及び出版の自由』が何たるかを理解せず、したがって、さしてそれを求めようとしなかったといえる。むろん、異民族による軍事占領下で、きびしい法的規制が言論機関をはじめ住民を内外両面、すなわち、物理的にも心理的にも拘束していた背景があったこともみのがせない」<sup>69</sup>のである。つまり、この時期の新聞は「物理的にも心理的にも拘束」されていた沖縄住民の意識を、「拘束されていた形」にせよ表していたと考えることができる。

両新聞からみえる沖縄のアメリカ＝基地観は、先取りするなら以下のように言えるだろう。一方で、1950年には大規模な基地建設が開始され、1952年には軍作業員数と基地建設工事の支払額がピークを迎え、沖縄住民にとって「アメリカ＝基地」の経済的重要性がこの時期、実感として感じられた。他方で、1950年から51年にかけて、来るべき対日講和をきっかけに多数の沖縄住民が日本への復帰を求め、その意味において「アメリカ＝基地」離れが進んだ（実際は、1951年9月8日の対日講和条約によって沖縄のアメリカへの実質的帰属が決定される）。いわば、経済的にはアメリカ＝基地依存が深化していく過程において、「帰属」という政治的・文化的な問題に関しては、アメリカ＝基地離れが並行して進んでいくのであ

<sup>66</sup> 小熊 p.497. 小熊はこの日本復帰論を支えた真の動機を「『日本人』であるから復帰したいというよりも、『日本人』になるために支払った「過去一世紀」の努力を無駄にしたくない」（小熊 pp.497-498）という、沖縄住民の一種合理的な判断に求めている。この指摘は正しいと思われるが、これに加えて、なぜ独立論から復帰論への転換がこの時期に、しかもこの短期間に生じたのかに關しての研究が必要であろう。

<sup>67</sup> 現『琉球新報』は、戦後直後の1945年7月25日に米占領軍の要請を受けて『ウルマ新報』として出発し、創刊10ヵ月後の第45号から『うるま新報』、1951年9月10日に『琉球新報』と改題された。『沖縄タイムス』は1948年5月15日に発刊され、創刊後1～2年の社説は、その正論ぶりが高く評価されている。本論文での『琉球（うるま）新報』の引用は『那覇市史戦後新聞集成1、2』に、『沖縄タイムス』の引用は沖縄県公文書館所蔵のマイクロフィルムによった。

<sup>68</sup> 沖縄において、戦後から1950年までは言論の自由は皆無といつてよかつた。その後も「軍事占領に支障をきたさない限り」（「琉球列島米国民政府に關する指令」1950年12月）、あるいは「公共の福祉に反しない限り」（民政府布告第13号）に關してのみ言論の自由は保証され、様々な言論弾圧事件が起つた。言論の自由が完全に確保されるのは、1962年に人民党の機関紙『人民』の発行が裁判所に認められた辺りからである。沖縄に關する言論統制に關しては『沖縄言論統制史』を参照されたい。

<sup>69</sup> 辻村・大田 p.91。

る。

### 「アメリカ＝基地」イデオロギーの脆弱さ

沖縄住民に好意的に迎えられたシーツ軍政下で基地建設は開始された<sup>70</sup>。これ以降、『うるま新報』にも『沖縄タイムス』にも基地関連の記事が多く載っていくことになる。この基地＝アメリカをどのように沖縄の新聞は認識したのだろうか。まず、『うるま新報』の社説を中心に見ていこう。

「1950年は5800万弗の沖縄米ぐん工事費の何分の一かがこの小さい島に落ちるとのこと、沖縄の空がかつ然として開かれた如く一般に感じられ、新しい年を迎える活力を些か得たようにみられる。(中略)このぐん工事によって沖縄に落ちるドル資金があるから最早個人的外資は無用だと考える向が多いがこれは誤りであろう。」(『うるま新報』1949.12.29社説「外資と軍予算」)。

「従来一般沖なわの指導層の人たちはぐん政下には自治は育たない、ときめ込んでいた。それは日本的な考え方に慣れていたわれわれの思想の貧困さから来ている。勿論ぐん政下にあっては完全自治は有り得ないであろうが、当面自治の範囲を1つ1つ広げていくことがわれわれに果たされた任務である。求める者には必ず与えられる、というのは古今の原理である」(『うるま新報』1950.5.20、社説「軍政と自治」)。

「沖なわの今日の問題に最大の援助の手を差し延べ得るのはアメリカ以外にはない、将来も沖縄の復興に最大の援助を与え得る国とわれわれは結ぶよう努力すればよい。われわれは日本人でもないアメリカ人でもない、正に世界における沖なわ人だ、との意識をはっきりと持ち、脚下の復興に最善を尽くす以外に生きる道はないのである。今度の戦争で世界最大の苦悩をなめた沖なわ人は現実主義に徹しなければならぬ」(『うるま新報』1950.5.25社説「帰属の問題」)。

「講和と沖縄の関心だが、講和後に想像し得る沖縄の可能な地位としては次の3つが噂されている。1、国連信託2、米国単独信託、3、米軍軍事基地を確保して行政的に日本主権下に帰す。右の3つの有り得べき沖縄の全般的復興に最善と考えられる方向を選ぶように努力すればよい。もっと、具体的に言えば右の3つの可能性を現実的に検討し、そのいずれが現実となった場合も最善の途を行くようにせねばならぬ。」(『うるま新報』1950.6.6社説「講和会議と沖縄」)。

ここに見られるのは、アメリカ＝基地を所与としつつも、それをできるだけ沖縄のために利用しようというしたたかな現実主義である(このような現実主義は、基地からの盗品を「戦果」と呼んだ「したたかさ」に通じているように思われる)<sup>71</sup>。この可能性を感じさせる現

<sup>70</sup> 1949年12月23日、シーツ軍政官の政策に対する感謝を表すために、那覇で市民大会が開かれている。

<sup>71</sup> 特に、三番目の引用文における「われわれは日本人でもないアメリカ人でもない、正に世界における沖なわ人だ」という自己規定は様々な可能性を感じさせるが、これ以降、このような規定は『うるま新報』の社説からは消え去ってしまう。

実主義は、対日講和条約をめぐる沖繩の帰属問題が議論され、沖繩のアイデンティティが一少なくとも表面上は日本との民族的親近性の中に解消されていく中で、単なる現実主義へと墮してしまふ。『うるま新報』は、沖繩の日本復帰に関して一貫して慎重論をとるが、その第一の理由は「復帰した後の沖繩の世話を誰が見てくれるのか」という非常に狭い意味での現実主義にあった。

「沖繩人が民族的に日本人であることは概念的に何人も否定出来ない歴史的事実である、だがそれだけで沖繩が日本にき属せねばならぬということは余りに小兒的考え方と言わねばならない。(中略) われわれとしては政治よりも経済に優位を与え、如何にすれば沖繩経済の復興を早急に実現し得るかに思考の重点を置かねばならないだろう。(中略) われわれはアメリカにへつらうのではなしに、アメリカの善意とより高度の自治を期し、現情勢の検討によって、沖繩復興に対しアメリカの最大の援助が得られる方向へ進まねばならないだろう。」(『うるま新報』1951.1.27 社説「講和会議と沖繩」<sup>72</sup>)。

そして対日講和会議で沖繩の処遇が決定された後も『琉球新報』がまず危惧するのは経済問題である。

「われわれは何とかして沖繩の状態を一步一步よくして行くよう努力せねばならぬのであるが、中でも最重要なのは経済問題でなければならぬ。(中略) アメリカ議会下院は沖繩援助を3分の1削ったという、これは今後の沖繩復興に直ちにひびくことである。(中略) 沖繩としては日本から取るべき筋合いのものはすべて取る外に、日本の政治的且つ道義的責任による沖繩援助を要請せねばならぬ」(『琉球新報』1951.9.20 社説「今後の沖繩経済の課題」)。

「労務が減って入るドルがなければ軍用地代のドルだけしか入るものはない。果たしてそれだけで食って行けるかどうか。アメリカの援助資金が切れてからあわてたのでは追いつかない。選きよも肝心ではあるが、われわれが自治を獲得するための経済の立て直しについてのわれわれの努力は余りに微弱である。」(『琉球新報』1952.1.21.社説「講和会議と沖繩」)。

このように徹底した経済主義＝現実主義から日本復帰論に慎重であった『うるま(琉球)新報』に対して、『沖繩タイムス』は「社説で、日本復帰をくりかえし主張した」<sup>73</sup>。まず『沖繩タイムス』は沖繩の地位の不安定さをこう指摘する。

「沖繩の現在おかれて居る地位は甚だ不安定であるが、これも帰するところは實質的に“国籍が決まって居ない”ことに原因する。行き先のはっきりしないままに流動するのであるから万事が暫定的にならざるを得ない。茲に如何ともしがたい悩みがある。この悩みを解消してくれるのが講和条約であり、帰属の決定をみる外に方向の決定づけは望まれないからである」(『沖繩タイムス』1951.1.25 社説「講和の下相談」)。

そして、沖繩の日本復帰を強く願うが、文言から窺える第一の根拠は琉球人と日本人の同一民族性である<sup>74</sup>。同時に、決して復帰に伴う経済問題を無視しているわけではなく、ま

<sup>72</sup> 1951.4.8、4.9 社説「講和条約と沖繩処理(1)(2)」、4.23 社説「日本帰属と軍使用地料」においても、同様の危惧に基づいた日本復帰慎重論が展開されている。

<sup>73</sup> 『沖繩タイムス』の社史である『新聞三十年』p.28。

<sup>74</sup> 「琉球処分」以降、日本(内地)に不信・不満を募らせていた沖繩住民が、この日琉同祖論を復帰の真の根拠としていたと考えるのは無理があろう。小熊(註66参照)の挙げる動機の方

た日本復帰が反米では決してないことも強調される。

「琉球人が日本人とは同一の民族であるという所謂血のつながりと、政治的自主心を持ちたいという民族の政治意識は前途に如何なる苦難が横たわって居ても敢然として乗越えて行こうとする精神を湧起せしめる。(中略) 琉球が日本に帰った場合には経済的援助が望まれないという見方は些か独断の嫌いがありはしないかと思う。(中略) 琉球の帰属は一にアメリカの意志によって決定される。」(『沖縄タイムス』1951.2.3 社説「琉球の帰属」)。

「帰属の問題に就いて日本復帰を希望することと、感謝の念とは明らかに別個のものである。希望は、それが民族永遠の幸福のための願望から出たものであってアメリカに反対であるからのものではない。琉球がもし日本に復帰したとしてもアメリカに対する吾々の感謝と協力とは何ら変わることはないのは断言して憚らない。同時に日本復帰の希望が容れられず、琉球がアメリカの信託統治になったとしても感謝と協力の点には現在と変わるところはないであろう」(『沖縄タイムス』1951.2.4 社説「琉球の帰属(再)」)。

「吾々が日本復帰を希望するのは沖縄の経済的発展は日本の一政治的単位として日本経済の一環をなさなければ到底望み得ないと信ずるからであり(中略)、住民の将来のために日本復帰を希望するにしても進むべき道はあくまで経済の問題を離れては存在しないことを改めて強調したいのである」(『沖縄タイムス』1951.5.1 社説「住民の意思表示」)。

講和条約によって沖縄の処遇が決定されると、アメリカとの「良好な」関係を維持しつつ、この講和条約の内容が沖縄に有利になることが熱望される。

「今後の吾々の最大の関心は信託統治協定の内容如何であり、日本政府が協定を結ぶ場合九十余万琉球住民の希望を十分実現し得るよう努力方を要請しなければならない」(『沖縄タイムス』1951.9.11 社説「信託協定に期待」)。

「琉球住民は信託統治になったにしても日本への復帰を断念せず常時その実現に努力してやまないであろうが、もし米国が信託統治の方式を採用せず琉球列島を日本及び琉球の希望どおり日本に帰属せしめるの寛大な処置をとったとしても、琉球列島おける米国の軍事基地の確保には些かの支障は来たさくないであろう。それは琉球住民の衷心からの感謝と積極的協力によって完全な支持をうけることが出来るからである」(『沖縄タイムス』1951.9.30 社説「注目すべき“示唆”」)。

このようにみえてくると、『うるま(琉球)新報』と『沖縄タイムス』は沖縄の帰属問題に対して正反対の態度を取っているようで、アメリカに対する認識については同一であることが解る。前者は、沖縄の日本復帰に反対しているわけではなく、それがもたらす経済的な結果を恐れており、その問題さえなければ日本復帰論に賛成なのである。その意味で、『うるま(琉球)新報』の方が沖縄経済のアメリカ＝基地依存構造に敏感であったとはいえるだろう。しかしながら、両紙のアメリカ認識は以下の三点を共有している。

- ・ 沖縄の意思決定者としてのアメリカ。
- ・ 沖縄の経済的保護者としてのアメリカ。

---

がより説得的であると思われる。

- ・ 沖縄の民族的アイデンティティの帰属先ではないアメリカ<sup>75</sup>。

このようなアメリカ＝基地観が沖縄住民の一般的認識をある程度反映（形成）していたとすると、対日講和条約以前に一経済状況が改善されつつある時期とはいえず、日本復帰論が広がる素地は充分にあったといえる。沖縄をアメリカに帰属先として「自然化」させるイデオロギーが不十分だったからである。また、復帰の道が閉ざされた沖縄がアメリカ＝基地に望むのは、よき「経済的保護者」として「意思決定」することであり、その代償として沖縄が支払うのは「民族的アイデンティティ」の不充足ということになる。アメリカ＝基地が十分な経済的補償を怠るなら、沖縄住民の不満の爆発は暴力的な強権発動によってしか止めることができないだろう。それを食い止めることのできるイデオロギー—例えば「経済的な困難を沖縄の同胞であるアメリカとともに乗り越えよう」といった—はなかったからである。このイデオロギーの不在が「島ぐるみ闘争」を引き起こした一つの原因であるように思われる。

「島ぐるみ闘争」は、基地依存型経済が成長している最中に起こった。住民からの異議申し立ては1954年に公布された「土地収用令」をもとに相次いで行われた土地の強制収用に對してまずなされ、1956年6月の「四原則」を無視したプライス勧告がまさに沖縄全島を巻き込んだ沖縄民衆による戦後最初の「米部軍支配への総反撃」（新崎[1976]）—「島ぐるみ闘争」—を引き起こした<sup>76</sup>。「島ぐるみ闘争」は様々な位相を含んだ住民運動であるだけに、その端緒となった原因やその意義をなんらかの単一の要素に還元することはできない。しかしながら、米軍（民）政府がその経済的重要性を沖縄に構造化したほどには、自らの存在を「自然化」するための努力をしていなかったことにもその一因があると思われる<sup>77</sup>。もちろん、明治政府による一回目の「琉球処分」（アメリカによる軍事占領を二回目の「琉球処分」と呼ぶ）以降沖縄に行使された「皇民化政策」ほどのイデオロギー政策を、米軍（民）政府が第二次世界大戦後数年間で実行することは不可能であったろう。しかし、米軍（民）政府がそのようなイデオロギー政策の具体的な実践に関して「島ぐるみ闘争」が勃発するまでは、効果的に取り組んでいたとはいえない。実際、米軍（民）政府は「島ぐるみ闘争」を軍用地代の値上げによって一応終息させた後、1957年から『今日の琉球』と『守礼の光』という

<sup>75</sup> このことは「沖縄の民族的アイデンティティの帰属先」が日本であること必ずしも意味しない。むしろ、日本復帰（1972年）後の沖縄と日本において、両者の「距離」をこの問題を巡って論じることが必要だろう。

<sup>76</sup> 米軍はこの「土地収用令」の下で、時には武力を行使しながら軍用地を拡大していった。しかも土地の保証は貧弱であり、土地を奪われた農民の生活は困窮していた。こういう状況の中、1955年6月比嘉行政主席をはじめとする代表団が、米下院軍事委員会で窮状を訴え、立法院で決議した「土地を守る四原則」（土地の買上げ・永久使用・地代一括払いに反対、土地の新規接収に反対、適正な軍用地代の要求、損害賠償の請求）を伝えた。その結果、同年10月にプライス調査団が沖縄現地に派遣されたが、この調査団の報告に基づく「プライス勧告」が「四原則」のほとんどを圧殺したものであったため、沖縄全島を挙げた反米運動—「島ぐるみ闘争」—が噴出した。

<sup>77</sup> アメリカは琉球文化の固有性を強調するなどして、沖縄と日本を切り離そうとはしたが、沖縄をアメリカに「同化」する意図をもっていなかった。その理由を、小熊（p.472）は「（沖縄のアメリカへの）領土編入は大西洋憲章の制約や共産圏の視線から困難だっただけでなく、沖縄人が『アメリカ人』としての人権保護をうけることは、米軍にとってやっかいだった」からだと述べている（括弧内は筆者による補足）。

一種の啓蒙雑誌を発行し、それを通じて沖縄住民の積極的な教化活動を行うことになる<sup>78</sup>。

#### IV 小結

本論文では、沖縄における通貨交換を例に、貨幣制度の変化が経済社会に及ぼす影響をみてきた。沖縄における日本円から B 円の切り替えは、米軍（民）政府の政策的意図を色濃く反映し、沖縄経済を基地依存型経済に転換する基礎を形成したのである。しかし、この B 円体制はそれを支えるイデオロギー的基礎が脆弱だったこともあり、安定した経済社会を構築するには至らなかった。より、一般化するというなら、ある制度の変化が、他の諸制度と整合的・調和的な関係を生み出せなかったために、システム全体としての安定性を保障できなかったのである。このような事例は第二次世界大戦後の沖縄に限定された歴史特殊的なものなのだろうか？確かに、沖縄の経験は「個別的」である。しかし、少なくとも以上のような制度論的な観点から見た場合、その個別性は一般化しうると思われる。

まず、通貨切替のような大きな制度変化ではない単なる貨幣発行にさえも、必ず貨幣主権者の政策的な意図がつきまとう。卑近な例でいえば、日本政府は 2000 年 7 月 19 日に沖縄サミットを記念して 2000 円札を発行した。この通貨発行に関して、塩川財務相は同日の記者会見で、「偽造防止が主目的」と述べるとともに「新しい紙幣が出ると気分的に明るくなる。自販機改造など経済効果がかなり出てくる」と強調している。もとより、この新札発行は通貨切替などでは全くなく、単に日本の通貨を一種類増やしたに過ぎない。それにもかかわらず、その紙幣発行を裏付ける貨幣主権者の動機として、沖縄サミット開催記念という政治的動機、景気刺激という経済的動機がある。貨幣発行は決して「中立的」には行われぬ。

そして、国際通貨制度から事例をとるなら、通貨制度の変更がいかにそのときのヘゲモニーのあり方に関わっているのかはより明らかになる。例えば、様々な通貨制度—銀本位制や複本位制などが、最終的に国際的通貨システムとしての金本位制に移行したのは 19 世紀半ばのことである。その後第一次世界大戦まで順調に機能していた「金本位制」の安定性は、よくいわれるこの制度の中立的な調整機能—国内金量の増減が国際価格を調節して自動的に貿易収支を均衡させる—によるのではない。ヘルによれば、その安定性は、その時代のへ

---

<sup>78</sup> 「大きくいえば 57 年 10 月の『今日の琉球』の創刊は、59 年 1 月の『守礼の光』創刊ともども、こうした盛り上がり（『島ぐるみ闘争』などの抵抗運動）への思想的対策の一つと評するほかないだろう。と同時に、これをアメリカ軍の広報活動にそくしてみると、『今日の琉球』はそれまでの活動の破綻からの一つの転換として出現した」（鹿野 pp.169-170、括弧内は筆者による補足）。そして、鹿野は『今日の琉球』が沖縄住民に浸透させようとする経済=現実主義を次のように解釈する。「この経済主義とでもいべき態度は、一方的な教化が破綻に瀕し、単純な“政治”主義からの脱却がせまられたなかで、民政府側が新たに発見していった拠点であり、同時に反米運動・復帰運動等々“政治”主義への対抗の拠点ともなった。経済を軸にすえることで、みずからを『現実的』、『建設的』と標榜する立場は、この雑誌にほぼ一貫して流れていた。そうして、『琉米親善』も、この経済主義の立場から裏付けられ主張された」（同書 p.181）。

ゲモノ一國<sup>79</sup>であったイギリスが国内雇用を優先する政策ではなく、海外からの収入を安定化させるための「対外的安定性」を重視する裁量的政策をとっていたことによるのであり、その意味で「金本位制」の内実は「ポンド・スターリング制」であった<sup>80</sup>。この貨幣制度が崩壊したのは、基軸通貨国であったイギリスが、基軸通貨に必要なイデオロギーの基礎である「信認」—これ自体一つの制度である—をポンドに保証するだけの力を失ってしまったからである。

貨幣と貨幣主権者の意図を切り離して考えることはできない。貨幣は「実物」を覆うヴェールではない。貨幣の交替は通貨・金融政策の変更を伴い、他の諸制度との関係を変化させ、その過程の中で「実物」も変化するのである。沖縄の事例はそのことを容赦なくわれわれに示してくれているのだ。

## 参考文献

沖縄関連：著作・論文

- ・ 『アソシエ II 2000 世界システムのなかの沖縄』御茶の水書房。
- ・ 安仁家政昭、『沖縄の無産運動』、おきなわ文庫、1983年。
- ・ 新崎盛暉、『戦後沖縄史』日本評論社、1976年。
  - 『沖縄現代史』岩波新書、1996年。
- ・ 池原真一、『沖縄農業史』、月刊沖縄社、1979年。
- ・ 石原昌家、『戦後沖縄の社会史』、おきなわ文庫、1995年。
- ・ 稲泉薫、「琉球の産業構造の分析」、『琉球大学文理学部紀要第2号』、1957年。
  - 「琉球の所得水準」、『琉球大学経済研究第1号』、1959年。
- ・ 「沖縄にとって戦後とは何か」、『新沖縄文学：特集沖縄戦後30年』27号、1975年。
- ・ 『沖縄を読む』、情況出版、1999年。
- ・ 上原康介、『基地沖縄の苦闘—全軍労働争史』、1982年。
- ・ 小熊英二、『＜日本人＞の境界』、新曜社、1998年。
- ・ 小野一一郎、「沖縄における日本円の消滅」、『経済論叢』第102巻、第1号、1968年7月。
- ・ 門奈直樹、『沖縄言論統制史』、現代ジャーナリズム出版会、1970年。
- ・ 鹿野政直、『戦後沖縄の思想像』、朝日新聞社、1987年。

---

<sup>79</sup> ここで、ヘゲモノ一國とは、ウォーラーステインにならって、世界システムの中核諸国の中でも他を圧倒し、生産・流通・金融いずれの面でも十分な競争力を持っている国を指す。

<sup>80</sup> 金本位制の安定性の要因として、ヘルはイギリスをはじめとする強国が、1)対外的安定政策をとったこと、2)弱小国にそのような経済政策を強制する力をもっていたこと以外に国際収支の構造をその要因としてあげている。「純利子収入を得る純債権国であるこれらの国（イギリスをトップとする金本位制の指導国）は、貿易収支赤字を許容することによって、純債務国が一短期的な緊張を別にして一債務支払を継続できるようにした。その結果、通貨ヒエラルキーの下位諸国は持続的な債務超過を免れた。（中略）古典的金本位制の下でも通貨ヒエラルキー下位諸国における経済発展の条件は理想的なものではなかったが、少なくとも重商主義的な貿易戦争は免れていた」（ヘル pp.276-277）。

- ・ 久場政彦、『戦後沖縄の軌跡—脱基地・自立経済を求めて—』、ひるぎ社、1995年。
- ・ 『新聞三十年』、沖縄タイムス社、1978年。
- ・ 平恒次「B円下の琉球貨幣経済」、『琉球大学経済研究第1号』、1959年。
- ・ 宝村信雄、「B円物語—発行、制度、政策およびその変遷」、『金融経済』1月号、琉球銀行調査部、1957年。
- ・ 玉野井芳郎、『地域主義の思想』、農文協、1979年。
- ・ 辻村明・大田昌秀、『沖縄の言論—新聞と放送—』、南方同胞援護会、1966年。
- ・ 「琉球経済事情」、『東京銀行月報』7月号、1953年
- ・ 仲宗根誠、「沖縄の基地と銀行—脱基地金融の可能性—」、『経済評論』6月号、1972年。
- ・ 中野好夫・新崎盛暉、『沖縄戦後史』岩波新書、1976年。
- ・ 「復金の果たした役割」、『沖縄経済』、1982年4月号。
- ・ 『法律時報<特集>沖縄は主張する』第42巻第5号、日本評論社、1970年。
- ・ 牧野浩隆『戦後沖縄の通貨』おきなわ文庫31、1987年。
  - 『再考沖縄経済』沖縄タイムス社、1996年。
  - 「占領下の経済—ドルの政治学」『沖縄占領』ひるぎ社、1993年。
- ・ 松川久仁男『琉球経済の発展—その希望と現実—』アジア経営センター、1962年。
  - 『貧乏とはいふけれど』、琉球文教図書、1965年。
  - 『沖縄の基地経済』、時事通信社、1968年。
- ・ 松島泰勝『沖縄島嶼経済史』、藤原書店、2002年。
- ・ 松田賀孝『戦後沖縄社会経済史研究』、東京大学出版会、1981年
- ・ 宮里政玄「アメリカの対沖縄政策の形成と展開」、『戦後沖縄の政治と法 1945-72年』宮里政玄編、東京大学出版会、1975年。
  - 『日米関係と沖縄 1945-1972』岩波書店、2000年。
- ・ 向井清史『沖縄近代経済史』、日本経済評論社、1988年。
- ・ 「琉球事情」、『東京銀行月報』p.2769、1953年7月号。
- ・ 『琉球文化圏とは何か』、別冊環⑥、藤原書店、2003年。

#### 沖縄関連：統計及び資料

- ・ 『沖縄の米軍基地 平成15年3月』、沖縄県基地対策室、平成15年3月。
- ・ 『共同研究日本占領研究事典』思想の科学研究会、徳間書店、1978年。
- ・ 『戦後沖縄経済史』、琉球銀行調査部、1984年。
- ・ 『戦後資料 沖縄』中野編、日本評論社、1969年。
- ・ 『那覇市史』資料篇第3巻3、4、那覇市企画部市史編集室、1978年。
- ・ 『琉球統計報告 第6巻第1号 1956』琉球政府企画統計、1957年。
- ・ 『琉球統計報告』琉球政府統計部、1956年。
- ・ 『琉球の国民所得 1955年度—1959年度』、1960年、琉球政府企画統計局。
- ・ 『貿易要覧』、琉球政府経済局、1960年。

- ・ 『貿易要覧』、琉球政府経済局、1962年
- ・ 『琉球市場 投資および貿易への案内書』、1960年。
- ・ 『琉球銀行十年史』琉球銀行、1961年。
- ・ 『GHQ/SCAP 文書目録 沖縄関連資料』沖縄県公文書館、1998年。

#### 貨幣論・制度論関連

- ・ アグリエッタ、『成長に反する金融システム』坂口訳、新評論、1998年。
- ・ イーグルトン、『イデオロギーとは何か』、大橋訳、平凡社ライブラリー、1999年。
- ・ 坂口明義、『現代貨幣論の構造』多賀出版、2001年。
  - －「貨幣信認と通貨システム——貨幣論の諸概念を体系づける試み——」、『進化経済学会論集』2002年第六集。
  - －「金融・模倣・信認」『東北学院大学論集経済学』第151-152合併号、2003年。
- ・ 盛山和夫『制度論の構図』創文社、1995年。
- ・ ドゥルプラス、『『政治経済学』とマルクス主義』岩波書店、1988年。
- ・ バルト、『神話作用』、篠沢訳（抜粋訳）、現代思潮社、1967年。
- ・ ヘル、『国際通貨の政治経済学』、坂口訳、多賀出版、1996年。
- ・ ポランニー、『大転換』、吉沢・野口・長尾・杉村訳、東洋経済新報社、1975年。
  - －『経済の文明史』、平野・玉野井編訳、日本経済新聞社、1975年。

#### 欧文文献

- ・ Agrietta/Orléan, *La monnaie souveraine*, Edition Odile Jacob, Paris, 1998.
  - － *La monnaie entre violence et confiance*, Edition Odile Jacob, Paris, 2002.
- ・ Boeke, J.H., *Economics and Economic Policy of Dual Societies*, New York, 1957.
- ・ Caltelier, J., “Théorie de la valeur ou hétérodoxie monétaire : les terms d’ un choix”, *Economie Appliquée*, vol.38, no.1, 1985.
  - － *La Monnaie*, Flammarion, 1996.
- ・ Furnivall, J.S., *Colonial Policy and Practices*, Cambridge, 1948.

# 方法としてのアシニャ\*

## ——歴史制度論への視座によせて——

大田 一廣

### はじめに

フランス革命期に革命政府によって発行されたアシニャ (Assignats) とはいったい、どのような試みだったのか。政治秩序の劇的な革命とそれに呼応し、あるいはそれを補完すべきアシニャの構築とは、どのような理論的な根拠と政策構想によって進展し、そして揚句の果ては、政治秩序の混乱と未曾有の通貨インフレーションとを生み出して終息したのだろうか——。そしてその場合、生成途上のアシニャは、たとえば「国民」(nation) という秩序の形成にどのような効果をもたらしたのだろうか——。

広義には信用貨幣の一種とみなされるアシニャは、革命政府がアンシアン・レジームを破砕し、その公序良俗に替わりうる新たな公共性 (sphère publique) を拓こうと試みた、近代貨幣の制度化の企てだったといえるだろう。

共同体の規範や日常に潜む慣行の強制といった、個々の経験や反省に先立つメタレベルの規範的拘束性がありうるとすれば、それは生活世界を規定するもっとも基本的な条件となりうる。もしもそうであるなら、この社会的拘束性は生活世界を特定の「場」として設定し枠づけるとともに、この枠づけという機能において、生活世界の場をその都度、生成させているにちがいない。そしてそのような生活世界の場を制約する条件として作用している諸制度 (institutions) のうち典型的なものは、「貨幣の使用」という社会的制度であると思われる。この社会的制度を「貨幣的秩序」(ordre monétaire) とよべば、それはどのような人々にも経験可能な、その意味でもっとも汎通的な、公共的秩序であろう。そしてこの公共的秩序こそ、人々を「国民」へと統合し、他方では排除する社会的制度なのである。

アシニャは公信用 (やがて貨幣) の人為的・政治的な制度化が、公共的秩序の形成とどのようにかわるかを、いわば<未完の経験>として示していたと考えられる。アシニャ・システム (système d'Assignats) とは、ミラボーによれば「革命の手段」であって、その使命からすれば「国民」という秩序を生成させ、革命の理念を実現する基軸たるべきものであった。

本稿は、フランス革命史に名高いアシニャを歴史制度論の観点から分析し、貨幣的秩序の制度化が「国民」の秩序形成にどのような効果をもたらしたかを考えることを課題としている。

### アシニャ・システムとその軌跡

まずは短命に終わったアシニャの生涯を簡単に素描しておきたい<sup>1</sup>。

アシニャはもともと、革命政府が発行した国家債券を嚆矢とするもので、国家財政の一手段にすぎない。1789年12月19日に革命政府は、アンシアン・レジーム期の国家債務、とくにすでに1776年に創設されていた「割引銀行」(Caisse d'escompte) にたいする支払

---

\* 本稿は筆者の旧稿「公共的秩序の展相と貨幣的秩序——試論 フランス革命期の公信用論とアシニャ紙幣」(鈴木信雄・川名登・池田宏樹編『過渡期の世界 近代社会成立の諸相』日本経済評論社、1997年1月刊)を全面的に書き改めたものである。

<sup>1</sup> アシニャをめぐる事実経過については、Aftalion, F., L'économie de la Révolution Française, Paris, 1987., R.セディヨ (山崎耕一訳)『フランス革命の代償』草思社、1991年。とくに「第4章財政の決算」、浅羽良昌「土地貨幣としてのアッシニャ紙幣」『歴史研究』(大阪府立大)第30号、1993年3月などを参照。

い期限のきた債務の償還や年金の支払い、みずからの財政危機（租税収入危機による官職の膨大な原資の払底など）の打開などを意図して、国有化したばかりの教会財産（その多くは土地で、国土のおよそ5～6パーセントに見積もられていた）を担保に、5パーセント利子つきの国家債券4億リーヴルを発行した。教会財産の国有化はすでに、同年11月2日のデクレにより決定されていたが、この「教会財産国有化令」は、そのひと月前の10月10日の国民議会で提案された、教会財産の特殊な性格とその国有化の正当性を主張したタレイランの演説を基礎とし、ミラボーの動議によって可決されたものである。アシニャという名前をもつ国家債券の信用保証に国民議会によって没収された教会の土地資産（国有化）が充当されたことは、のちにもみるように、革命期における「非キリスト教化」のイデオロギーと「国民」意識の形成とが公信用の組織化に象徴される「国民の信用」を軸にして、一対のものとして想定されたことを意味すると思われる。

フランス革命期に発行されたアシニャと総称されるペーパー・マネー（*papier-monnaie*）はこのような生成途上の革命国家の債務証券であって、それがやがて革命の政治的な進展とともに国家紙幣としての貨幣の機能を演じるようになるのである。M.ブリュギエールによれば、そのようなアシニャの一代記は、「第一の方式」たる国家債務（手形）から「第二の方式」たる貨幣（国家紙幣）への進化であった<sup>2</sup>。

アシニャが土地を担保とするたんなる国家債券から、強制通用力を与えられて「貨幣」（一般的な支払手段）へと転回するのは、1790年4月17日のデクレをきっかけとしてであった。これに先立って同年4月9日に、かつての筆頭徴税吏で全国収税官、国民議会議員であるP.H.アンソンが財政委員会を代表して、新規のアシニャ4億リーヴルの発行を国民議会で提案している。アンソンはその際、のちにも検討するように、新規のアシニャは「不動産を近い将来に売却する価格での譲渡」証券という性格をもつのだと主張していた<sup>3</sup>。

このアンソンの提案をうけて、3パーセント利子つきのアシニャ4億リーヴルが新規に発行されたが、賛否両論のなか8月27日のミラボーによる強力な賛成演説<sup>4</sup>によって、国民議会は9月29日に強制通用力をもつ無利子のアシニャを10億リーヴル発行した。この時点でアシニャは、「強制通用力をもつ貨幣」として流通することになったのである。

こうしてアシニャは革命政府の国家財政をささえる貨幣システム、すなわちアシニャ・システムとなったのであるが、いわゆる最高価格法の期間（1793年5月から、同年9月29日の生活必需品と賃金にかんする「一般最高価格法」を経て、共和暦3年ヴオーズ4日〔1794年12月24日〕の廃止まで）を除いて、過剰な増発と恣意的な操作のためにアシニャの価値は下落の一途をたどり、末期には額面の1パーセント以下にまで暴落した。これはもはや、「落とし紙」も同然であった。アシニャはこうして極度の通貨インフレーションを生み出して、その生涯を終えた。共和暦4年ブリュヴィオーズ30日（1796年2月19日）にアシニャの発行が停止されたとき、その流通残高は390億リーヴルにも達していたという。そしてアシニャは最終的には、共和暦5年ブリュヴィオーズ16日（1797年2月4日）に貨幣としての職能を終えたのである。ちなみにアシニャの発行総額は当初は4億リーヴルにすぎなかったが、96年の時点では455億8000万リーヴルの巨額にのぼっていたとい

<sup>2</sup> Bruguière, M., "Assignats", dans: Furet, F. et Ozuf, M. (éds.), Dictionnaire critique de la Révolution française, Paris, 1988, p.462. 坂上孝訳「アシニャ」フランソワ・フレ/モナ・オズーフ編、河野健二・坂上孝・富永茂樹監訳『フランス革命事典 4 制度』みすず書房、1999年、所収、4-5頁。

<sup>3</sup> Anson, P.-H., Archive Parlementaires de 1780 à 1860, première série (1789 à 1799), 94 vol., Paris, 1867-1885, t.XII, p.609.

<sup>4</sup> Mirabeau, Honoré Gabriel Riquetti, comte de, A.P., t.XVIII, pp.359-364. et Discours et Replique sur les Assignats-Monnaie(sic), prononcés M. MIRABEAU L'Aîné dans l'Assemblée Nationale, Paris, [1790], pp.1-36. 坂上孝訳「ミラボー アシニャの発行について（1790年8月28日）」河野健二編『資料 フランス革命』岩波書店、1987年、248-252頁（部分訳）。

う。

以上のようなアシニャの軌跡と革命の展開とは、とりわけ小論の課題であるアシニャ・システムとしての貨幣的秩序と「国民」を統合すべき公共性の形成との関連にかんして、どのように考えるべきだろうか。議論をみやすくするために、ここであらかじめ小論の結論めいたものを挙げれば、つぎのようになるであろう。

すなわち革命政府がアンシアン・レジーム期の信用秩序にたいして——その際、後述のように 18 世紀初頭に繰り広げられた銀行信用を柱とする金融・財政システムたる「ロー・システム」(système de Law) が正負の参照基準とされた——「国民の信用」を組織し、革命の理念を達成すべく新たな公信用の秩序、つまり公債の授受と継続的な利払いとをともに保証できる支払いシステムを公共的に構築しようとするとき、かれらが直面した基本的な政治課題は、公信用を「国民」の動員システムとしていかに機能させるか、あるいはおなじことであるが、信用の根拠と国家(国民)の統合とをどのようにして架橋し調整するかにあったと考えられる。

その場合、興味深いのは、信用の公共的な根拠の設定と国有化した教会財産による担保との関係だろう。国債発行の条件として(教会の)土地資産を担保物権に設定するという発想そのものはすでに古くから、また「ロー・システム」においても、土地銀行論として構想されていたものである<sup>5</sup>、近くは土地に、産出的・創造的価値をおくフィジオクラートの思想もあったのであるが、宗教的権威としての教会(教団)の保有する土地資産を信用設定の根拠にするという着想は、社会秩序の形成にとって象徴的な事態であるように思われる。ほかならぬ精神世界を宰領する宗教的権威たる教会(教団=聖職者)という聖域へと踏み込んだラディカルな政治方針を革命の「国家」が選択したことは、のちにみるように注目に値する。

基本的には土地貨幣という性格をもつアシニャ・システムは、「国民」を公信用のネットワークに糾合すべき国家統合と「国民」の動員とを、土地所有構造の転換を介して達成しようとしたいってよいだろう。したがってアシニャ・システムは、社会秩序の可能性における権力の形成と配分、社会的・身分的な流動化を貨幣的秩序の制度化をつうじて顕在化させたのであって、統合(intégration)と動員(mobilisation)が、一方では排除(exclusion)を伴いつつ、近代社会の自己形成の内在的な条件であることを示す、すぐれて方法的な事態であるといわねばならない<sup>6</sup>。方法としてのアシニャこそ、革命の理念と意味とを体現すべきシンボルであった。

#### 公信用論と公共の精神

さて、財政状態が極度に悪化しつつあるさなか、1790 年 8 月から 9 月にかけてアシニャをめぐる論戦が国民議会で繰り広げられた。最終的には、ミラボーが長い沈黙のあと、さきにも触れた 1790 年 8 月 27 日、金曜日の午前に開かれた国民議会で、強制通用力をもつ無利子のアシニャの発行をめぐる、アシニャを「確固たる能動的な革命の手段」<sup>7</sup>であると規定し、革命の完遂にとって貨幣としてのアシニャが必要であることを訴え、このかれの強力な賛成演説が、アシニャを国家紙幣と認める同年 9 月 27 日のデクレを国民議会に採決させたのである。

<sup>5</sup> 土地銀行論の歴史的系譜と構造については、杉山忠平『イギリス信用思想史研究』1963 年、未来社が明快な分析と紹介をおこなっている。

<sup>6</sup> Chartier, R., *Les Origines culturelles de la Révolution Française*, Paris, p.29. 松浦義弘訳『フランス革命の文化的起源』岩波書店、1994 年、34 頁。フランス革命期をひとつの焦点とした近代の社会秩序と「公共圏」(公共性)についての最近の研究については、Baker, K.M., *Inventing the French Revolution*, Cambridge, 1990. 邦語文献として安藤隆穂編『フランス革命と公共性』名古屋大学出版会、2003 年をあげておく。

<sup>7</sup> Mirabeau, *A.P.*, t.XVIII, p.360.

アシニャの新規発行をめぐるには反対意見もあった。反対論者のなかには、教会財産の国有化を推進したタレイラン、強力な論陣を張ったモーリ、フィジオクラートたるデュボン・ドゥ・ヌムールなどがおり、かれらの意見は、国民議会で席を占めていなかったコンドルセやフォルボネやラヴォワジエらに支持された<sup>8</sup>。総じてこれら反対論者は、巨額の信用発行を導くだけで国庫の負債をいっこうに解消させない流動的な短期の公債を償還することに反対する一方で、緊急の国家予算のためには「制限されたアシニャの発行」にいちおうは賛意をしめしていた。このとき、反対派は、公債の償還と財政赤字の補填との対立、経済を豊かにするはずのアシニャと国有財産の売却におうじて土地とのリンクを消失する可能性のアシニャとの矛盾、さらにアシニャの減価と物価の高騰による国家債権者と民衆全体に及ぼす破壊的な影響などの諸問題に当面していたのである<sup>9</sup>。巷では、アシニャの発行直後から、贋アシニャの偽造がおこなわれ、ややのちのことであるが1792年3月にパリ近郊のパッシーにある贋アシニャ偽造工房が摘発された。「反革命の攪乱」を狙ったものとされたが、この種のアシニャ偽造事件はその後後を絶たなかったといわれる<sup>10</sup>。

それにたいして、ミラボーを先頭とする賛成派（バルナーヴ、ル・シャプリエ、モンテスキュー、ペションなど）は、アシニャは確固として土地に基づいており、このアシニャがつねに土地と連動するという信頼こそ「国民」のいわば原信憑なのであることを力説する<sup>11</sup>。

このようなアシニャの存在根拠にいわば土地幻想<sup>12</sup>を設定するという発想を精力的に主張したのは、アシニャの発行にあたって、ジュネーヴの銀行家で「財政委員会」の黒幕と目されたクラヴィエールの構想とミラボーの雄弁をうけてそれらの提案を技術的に保証した人物とされる金融・財政テクノクラートたるアンソンであった。

アンソンは1790年4月9日の国民議会で、財政委員会（この「黒幕」と目されていたのが、クラヴィエールであった）を代表して、新規のアシニャ4億リーヴルの発行を提案し、つぎのようにいっている。

「普通、一般にペーパー・マネー (papier-monnaie)、あるいは国家証券(billet d'Etat)といわれているものはたんなる一般的な抵当を根拠にしているにすぎないが、アシニャはそうではない。アシニャは不動産を根拠にした特別の抵当によって付託された債権を代表する記号 (signe représentatif) なのである。」<sup>13</sup>

アンソンによれば、アシニャとは要するに土地を担保にした債権であり、この債権を「代表する記号」であった。この規定それ自体は別段目新しいものではないが、アンシアン・レジームの王権支配の政治体制に替わって、それとは異質の「国民」の政治秩序を構築しようとする革命期の言説の意味を探ろうとする場合、この「代表記号」論はやや複雑なものを備えている。ここで「複雑なもの」というのは、代表＝表象理論にかかわる論点であ

<sup>8</sup> Maury, J.S., A.P., t.XIX, pp.290-305. また Condorcet, “Mémoire sur la politique d'acquitter la dette exigible en assignats”, A.P., t.XVIII, pp.530-530-536. Crouzet, F., La Grande inflation la monnaie en France de Louis XVI à Napoléon, Paris, 1993, p.115.

<sup>9</sup> Crouzet, F., *ibid.*

<sup>10</sup> Bouchary, J., Les Faux-Monnayeurs sous la Révolution Française, Paris, 1946, pp.22-23.

<sup>11</sup> Crouzet, F., *op.cit.*, p.115.

<sup>12</sup> 金融市場における期待や見込みを共通の解釈や意義づけに収斂させる集団の認知装置をしめす「コンヴェンション」(convention) という概念をつかえば、ここでの「土地幻想」とは公共的な信憑性としてのコンヴェンションといってもよいかもしれない。Orléan, A., Le Pouvoir de la finance, Paris, 1999, p.81, 坂口明義・清水和巳訳『金融の権力』藤原書店、2001年、96頁を参照。

<sup>13</sup> Anson, P.-H., A.P., t.XII, 604. Bénétruy, J., L'Atelier de Mirabeau, Genève, 1962, p.297を参照。

る。

貨幣論史からみれば、「代表的記号」としてのアシニャというアンソンの定義に、特定の<実体>を想定し、この実体を代表＝表象する代理的形態といった実体—形態—代表（表象）という三項の形式をもつが、基底的には二元論的な、代表＝表象理論を看取することは容易い。ある形態がなんらかの実体を代表し表象することにおいて、実体的なレベルとは相対的に異質の汎通性を、その意味での公共性を備えうるという発想である。だがそれとともに、ここにはもうひとつの論点がある。「国民」ないし「能動的市民」(citoyen actif)をほかならぬ国民議会議員として代表し、代表することにおいて「国民」という公共的秩序を体現する政治機能を演じうるような、政治的＝代表＝表象論を看取することもできるように思われる。アンソン本人がこのことをどの程度、意識していたかどうかわからないが、代表＝表象理論が、経済的秩序においてと同様に政治的秩序の場面でも作用しているといっていよう。あるいは「代表的＝表象的記号」としてのアシニャは国民議会の代表制＝代議政体とアナログスであるといってもよい<sup>14</sup>。いずれも中世以来の伝統的な代表＝表象理論を前提としている<sup>15</sup>。

要するに、アシニャの発行が経済の回復を促進し繁栄をもたらすかどうか、しかも革命という事業を不動のものに強化できるかどうか——論争は、いつにかかってこの点にかかっていた。この意味で、アシニャの新規発行をめぐる国民議会の論争は、経済問題とともに政治課題をめぐっていたのである。

ミラボーの雄弁を契機にアシニャは、国庫の債務証書から支払手段たる国家紙幣へと進化したのだが、その場合、フランスでは18世紀初頭に銀行信用の組織化によるペーパー・マネー・システムを展開させたスコットランド出身の財政家ジョン・ローによる一大オペレーション（いわゆる「ロー・システム」1715-1720年）<sup>16</sup>がバブルの末に破綻して以降、信用にたいする人々の不信は根強く、ペーパー・マネー（フランス語ではpapier-monnaie）という言葉でさえ、嫌悪の対象になるほどであったから、ただし短期の信用供与や官職売買（vénalité）などともなう資金融通には一定の需要があり、それに応えうる総括徴税請負人や公証人などによる金融ネットワークも機能していたのであったが<sup>17</sup>、基本的には、公的な信用機構の設定による公債管理や銀行券の発行は困難だったとみてよいだろう。

しかし、実質上のアシニャ・システムのいわば生みの親とされるクラヴィエールが強調するように、アシニャの発行にあたっては、「国民」的意識を統合し国家機構の<近代化>を可能にするような「公共の利益」と「私的利益」とを架橋し調整すべき「公共の精神」(esprit public)を形成する必要性は明確に意識されていた<sup>18</sup>。またミラボーの有力な支持者であったセリュッティ宛の書簡のなかでもクラヴィエールは、なるほど「ロー・システム」は信用の組織化による経済成長への展望と国家債務の償還という新しい試みをフランスに持ち

<sup>14</sup> この論点——たりうるとして——は慎重な検討を要するが、フランス革命の代議制＝代議政体論についてはたとえば、マルセル・ゴーシエ（富永茂樹・北垣徹・前川真行訳）『代表制の政治学』みすず書房、2000年を参照。

<sup>15</sup> 代表＝表象論の源流とされる中世スコラ哲学の「代表」概念については、山内志朗『普遍論争 近代の源流としての』哲学書房、1992年、「第章 煩瑣な論理の背後にあるもの」「代表」の理論について」を参照。

<sup>16</sup> 18世紀初頭の「ロー・システム」および当時の金融・財政構造については佐村明知『近世フランス財政・金融史研究』有斐閣、1995年が詳細かつ体系的な研究をおこなっている。なお、拙稿「ジョン・ロー 信用創造のパイオニア」日本経済新聞社編『経済学の先駆者たち』日本経済新聞社、1995年、所収も参照。

<sup>17</sup> Hoffman, P.T., Postel-Vinay, G. and Rosenthal, J.-L., Priceless markets the Political Economy of Credit in Paris, 1660-1870, Chicago/London, 2000. 同書にはフランス語訳もある (dito, Des Marché sans prix, Une économie politique du credit à Paris, Paris, 2001.)

<sup>18</sup> Clavière, E., Opinions d'un créancier de l'état, sur quelques matières des finances importantes dans le moment actuel, Londres et Paris, 1789, p.2.

込んだけれども、その「システム」には「国民の意思」も革新への具体的なプランも政策原理もいっさい存在しないと手厳しく批判し、それにたいしてアシニャは「国民の討議」の成果であり、「自由な国制」による「新しい秩序」であると主張していた<sup>19</sup>。したがってアシニャの〈経験〉は、フランスにおける公信用の創造と国民的秩序の生成という文脈においてはじめて、その意義も限界も明らかになる問題なのである。この意味でアシニャ論は、フランス近代文化論につらなるものである。

ところで、「ロー・システム」の破産以降、フランスには強力な銀行組織はなく、ようやく1776年にスイス出身のイギリス人I.パンショアの発案と支持によって、またときの財政総監チュルゴも関与しつつ、「割引銀行」(Caisse d'escompte)が創設された<sup>20</sup>。パンショアの意図としては、この割引銀行は銀行券の発行により商工業に豊富な流通手段を提供し、また利子率を引き下げて国債発行を容易にするはずであり、当時のイングランド銀行をモデルとしていた<sup>21</sup>。この割引銀行の創設に示されるように、利子率の引き下げや潤沢な貨幣流通の必要性、さらに「流通の銀行」への関心を背景にした公信用システムの形成と確立が革命の前夜に模索されていた。公信用の重要性とそれによる国益の可能性は割引銀行の創設以前にも、たとえば1750年代から通商監督官ヴァンサン・ドゥ・グルネが強く主張していたから、公信用への関心は「ロー・システム」の破産以降もまったくなかったわけではない<sup>22</sup>。

割引銀行はパンショーによれば、銀行券の発行による豊富な貨幣流通と利子率の引き下げによる容易な公債発行とをともに可能にする銀行であった。手形の割引とそれにとまなう銀行券の発行が割引銀行の基本的な機能として期待されたのである。ところが、当時のパリで、もっとも信用性の高い「優良手形」の割引率が6パーセントから9パーセントにすぎなかったときに<sup>23</sup>、割引銀行の割引率が4パーセントという低い水準に固定される一方、破綻した「ロー・システム」のいわば後遺症のためか、発券業務は秘密裡におこなわれ、また正貨準備にかんする明確な規定も欠いていたから、この割引銀行システムは銀行券の濫発によるインフレの危険性、正貨の偏在と杜絶の可能性をつねに内在させていた。事実、この割引銀行にささえられたネッケルによる公債政策はアンシアン・レジーム末期の財政危機を解消するどころか、かえって国債所有者などから正規の利払いを保証すべき「革命」を期待されたほどであったという<sup>24</sup>。

したがって初期の国民議会は、劇的な政治革命による租税収入の杜絶、官職の膨大な原資を償還するための支払期限のきた負債の巨額な累積、革命による混乱と不安が惹起した貨幣投機など<sup>25</sup>を前にして、アンシアン・レジーム末期の債務負担を引き継ぐことになるが、この旧債務の償還問題から公信用の組織化による「国民」の統合、それによる革命の遂行という公共的な地平を切り開かなくてはならないわけである。そして「国民の信用」

---

<sup>19</sup> Clavière, E., *Lettre de M. Clavière à M. Cerutti. J.A.J., Idées simples et précieuses sur papier monnaie(sic), les assignates forces, et les biens ecclésiastiques*, Paris, 1790, p.95.

<sup>20</sup> 割引銀行(割引金庫)については中原嘉子「割引銀行」《Caisse d'Escompte》(1776～93年)——アンシアン・レジーム末期のフランスにおける財政金融問題——『史學雑誌』第78編第3号、1969年2月、43-74頁。

<sup>21</sup> 中原嘉子、同上、44-45頁。

<sup>22</sup> グルネはフランスにおける公信用の確立が緊急の課題であることをはやくから力説していた。Tsuda, T.(éd.), *TRAITE SUR LE COMMERCE de Josiah Child avec les REMARQUES inédites de Vincent de Gournay*, Tokyo, 1983. Tsuda, T. (éd.), *MEMOIRES ET LETTRE de Vincent de Gournay*, Tokyo, 1993. を参照。またグルネの思想構造については Tsuda, T., “Un économiste trahi, Vincent de Gournay(1712-1759)”, dans: Tsuda, T., *REMARQUES*, *ibid.*, pp.445-485 を参照。

<sup>23</sup> 中原嘉子、前掲、48頁。

<sup>24</sup> 中原嘉子、前掲、73頁。

<sup>25</sup> Bruguière, M., *op.cit.*, pp.462-463, 訳、前掲、4-5頁。

を標榜し国民議会議をいわばアシニヤ・システムへと誘導を図ったのが、ほかならぬミラボーであった。

革命初期の公信用論は経済思想史の文脈においても、看過できないものを示している。たとえば、土地利益を基盤にする伝統社会と＜近代社会の不安＞との相克を鋭く把握し、その調整と架橋とを「流通の銀行」の創設による公信用やペーパー・マネーの組織化によって媒介させ、貨幣流通の積極的な展開による経済の内在的な発展を展望した J.ステュアートは、革命期のフランスで相当に評価されている。とりわけクラヴィエールは公信用論にかんするかぎり、ステュアートの影響を受けているといつてよい。

クラヴィエールは『国家債権者の見解』（1790年）のタイトル・ページにはA.スミスの公債論からの引用を掲げながら、債権者は利子の継続的な収入を期待するためには自国の諸産業の状態や土地の管理や資本の効率的な利用などに十分な関心を払う必要があると主張する一方<sup>26</sup>、公信用と「国民」的産業との構造的な関連という問題にかんしてステュアートを利用した形跡がある<sup>27</sup>。とくにクラヴィエールが国家債権者つまり公債所有者は、自己の利益と公共の利益との必然的なつながりを認識し、自らの「公共の精神」のうちに社会の至福と正義とを見いだすように注意を怠ってはならないとよびかけていることは<sup>28</sup>、公信用を媒介にして利害と情念とを調停しようとする姿勢の表明であって、これはステュアートの立場でもあった<sup>29</sup>。

クラヴィエールがじっさいにステュアートをどのように読んだのか詳細はわからない。しかしステュアートの『経済の原理』（1767年）はあたかもアシニヤの試行と踵を接するかのようフランス語に翻訳され紹介されたから、クラヴィエールにも『経済の原理』フランス語訳を読む機会があったにちがいない。ステュアートの『経済の原理』のフランス語訳は、1780年代のはじめにステュアートの息子の家庭教師だったゴゲル（Goguel）が試みたものの未完に終わり<sup>30</sup>、その後ヴァンデルモンドの奨めによりE.セノヴェールが1789-90年にその全訳を出していた<sup>31</sup>。セノヴェールはジョン・ローのフランス語版著作集を出版するとともに<sup>32</sup>、自らも『アシニヤの理論と実践』（1970年）について書いている。このパンフレットは「1789年協会」での自分の演説をまとめたものであるが、そこでセノヴェールは、アシニヤ・システムは「信頼」と「信用」に基づく「大運動」であり、産業活動を促し流通を活発にする可能性があることを示すとともに、エキュと同等の職能をもつべきアシニヤの流通が「社会」の存立条件であることを指摘している<sup>33</sup>。

このように最初のポリティカル・エコノミーの樹立者であるステュアートは、革命初期のアシニヤの組織化をめぐるフランスに導入され利用されている。クラヴィエールやセノヴェールらがステュアートのポリティカル・エコノミーに読み取ったのは、国家の能動

---

<sup>26</sup> Clavière, E., op.cit.

<sup>27</sup> Albertone, M., “Le Débat sur le crédit public en France et la naissance des assignats”, dans: Faccarello, G. et Steiner, Ph. (sous la direction de), La Pensée économique pendant de la Révolution française, Grenoble, 1990, p.412.

<sup>28</sup> Clavière, E., op.cit., p.2.

<sup>29</sup> J.ステュアートについては、小林昇『最初の経済学体系』名古屋大学出版会、1993年、竹本洋『経済学体系の創成』名古屋大学出版会、1995年を参照。

<sup>30</sup> Albertone, M., op.cit., p.412. J.ステュアートのフランスへの導入については、マヌエラ・アルベルトーネ（堀田誠三訳）「18世紀フランスにおけるサー・ジェームズ・ステュアート受容の困難」『一橋大学 社会科学古典資料センター年報』No.18, 1998年3月を参照。

<sup>31</sup> [Sénovert, E.](tr.), Recherches des principes de l'économie politique, ou Essai sur la science de la police intérieure des nations libres, 5vol., Paris, 1789-1790.

<sup>32</sup> [Sénovert, E.] (tr.), Oeuvres de Law, Paris, 1790.

<sup>33</sup> [Sénovert, E.] Théorie et pratique des assignats. Mémoire lu à la société de 1789, les 5 et 6 septembre, 1790, p.20, 28-29. Cf. Gouzenovitch, Irina et Dmitri, “Etienn-François de Sénovert, traducteur des J. Steuart: trois volets d'une vie(1753-1831)”, communication à Colloque international JAMES STEUART EN 1995, 14-16 septembre 1995, Grenoble.

的な機能が経済過程のダイナミズムのうちに内在し、経済の組織化は社会秩序や構造の変化に連動するという事態であった。「国民」がになうべき経済の組織化の基軸はもちろん、アシニャ・システムである。

#### ＜公共の銀行＞と教会財産の国有化

アシニャ・システムの展開にとって＜公共の銀行＞が有効かどうかという問題は、成立したばかりの革命政府にとって懸案の課題であったから、割引銀行と国立銀行との優劣が問われねばならなかった。結論からいえば、革命前夜における国家の信用破綻と財政危機という事態のなかで、国民議会は国有化した教会の土地資産の売却によって財政資金を捻出するという政策構想を打ちだしたとき、既存の割引銀行を国立銀行に改組することを拒否している。この改組に反対の論陣を張ったのは、やはりミラボーであった。ミラボーが狙ったのは、立法府としての国民議会の機能を商業的・金融的利害から相対的に分離させて、執行権力の自立性を確保することにあつた<sup>34</sup>。

さきにも述べたように、「ロー・システム」の破産以来、人々は一般に＜公共の銀行＞を創設することにある種の懸念を抱いていたことは事実だろう。しかし経済統制につながると思われた公信用システムの不在がかえって、資金の自由な流通を妨げる特権的な利権の構造を生み出したことも否定できない。1789年の時点で国立銀行を創設する必要性を訴えたおおくの請願や企画は、＜公共の銀行＞への関心が連綿と続いていることを示すものだろうし、「国立の監視装置」に寄せる期待は革命への献身と忠誠とを背景としていただろう<sup>35</sup>。ネッケルが同年11月14日に、割引銀行——これはもともと、在来のフィナンシエとかれらとは別個に東インド会社の利権につらなるバンキエたちとの集合体として創設された株式会社であり、その中心人物がパンショールである——を国立銀行に改組することを提案したのは、ひとつにはそうした事情があつたと思われる。

だが国民議会はネッケルの国立銀行改組計画案を拒否したのである。人はネッケルに「ジョン・ローの凋落」を見て取り、たとえばM.アルベルトーネによれば、ネッケルが「窓から身を乗り出せば、安心してついてゆける。100リーヴル稼ぐのに5リーヴルとかからないのだ」といわれたものである<sup>36</sup>。このことは、かりに国立銀行の創設によって「公共の利益」と「私的利益」のバランスが保証されるとしても、そのような均衡によっては＜公共の銀行＞にかんして一般的世論を形成することがいかに困難であつたかを示しているといえよう。

たとえば、時と舞台は異なるが、民衆と一般的世論なるものの実態を示すと思われるひとつのエピソードを紹介しよう。1791年9月14日に国王がいわゆる1791年憲法に宣誓した当日の、S.ギターールというパリ市民の日記である——。

「すべての人が赦されたので、もう貴族も宣誓拒否司祭も存在しない。国家は一つにして全体である。そうなることを期待して秩序を回復しなければならない。しかし、これが本物かどうか、民衆に本当にふさわしいものかどうかを教えてくれるのは、時をおいてほかにない。時こそ偉大な教師なのである。」<sup>37</sup>

ここに登場する「能動的市民」たるギターールは、パリのサン＝シュルピスに住み、「ルクサンブール区」に属しているいわゆるブルジョワであり、投資したサント・ドミンゴの騒乱に気をもみ、年金の受領に気を配り、アシニャの暴落による物価の値上がりに悲鳴をあげては、ときに国民衛兵に参加して「市民」としての義務をも忠実に——といつても、じ

<sup>34</sup> Albertone, M., op.cit., p.413.

<sup>35</sup> Albertone, M., ibid.

<sup>36</sup> Albertone, M., op.cit., P.415.

<sup>37</sup> Aubert, R., Journal d'un bourgeois de Paris sous la Révolution, Paris, 1974. 河盛好蔵監訳『フランス革命下の一市民の日記』中央公論社、1980年、65頁。

っさいには買収して別の者に肩代わりさせるのだが——果たすといった、どこにでもいる普通の「市民」である。

こういう民衆ないし「市民」の日常の姿勢と関心には、秩序への憧憬と諦念の悲哀とを併せもつメンタリティの「技術」（小林秀雄）を認めることができるが、ミラボーやクラヴィエールがそうした民衆の動向をどの程度まで理解しえたかどうかはわからない。

いずれにせよ、ロー銀行の破産、パーパー・マネーへの不信、利権をもつ同業組合への警戒などアンシアン・レジームの信用秩序と諸制度にたいする根強い不信と疑念が、民衆の内面の深層に沈殿していたことは推測できよう。

それでは、公信用システムを新しい秩序にふさわしく再生させるには、いかなる条件が妥当であるのか。革命政府はその関心を、「国民」の信頼を汲み上げるような、確実な担保をもつ持続可能な公債システムの構築へと向けざるをえないだろう。こうして教会ないし聖職者財産の世俗化が、革命期の信用とアシニャの創造にとって隅の首石となるのである。

教会（聖職者）財産の国有化は、さまざまな制度や組織や機構の＜近代化＞に向けて遂行すべき世俗化の流れ、ヴォヴェルの表現を借りれば「非キリスト教化」<sup>38</sup>という社会的文脈のなかのひとつと考えることができるであろう。革命前夜から構想されていたことは陳情書が示すとおりであろうが<sup>39</sup>、教会（聖職者）財産（その多くは土地）の没収を公債の償還につなげるという発想は、アシニャ・システムの際だった特徴である。

教会（聖職者）財産の国有化を明快に主張したのは、さきに留意を求めているように、自らも僧侶であるタレイランであった。かれは1789年10月10日の国民議会で、「教会財産の国有化」について、ほぼつぎのように演説している<sup>40</sup>。

- ① 聖職者は他の所有者（*propriétaire*）とおなじ所有者ではなく、教会の土地資産は聖職者としての「職務のサービス」（*service des fonctions*）のために付託されたものであること
- ② 「国民（Nation）は〔教会の〕創設者たちの意思を保護するもの」であって、国民の自由意思によって教会（教団）はいつでも廃止できるという「原理」
- ③ の「原理」から聖職者の土地資産を「公益」（*intérêt public*）に転換させるのは正当であること

タレイランは、聖職者財産（土地）の特殊な性格とそれの国有化の正当性をこのように明確に主張しているが、ここで注目すべきなのは、所有構造の限定ないし差異化という論点である。聖職者の土地資産がその「職務のサービス」の遂行のための固有の目的をもつ特殊な所有（*propriété*）であるということは、理性と自由とをめぐる啓蒙の理念、すくなくともカントの論文「啓蒙とはなにか」（1784年12月）に照らして、それを考察すべきものと思われる。カントのこの論文には、理性の自由な行使の二義性ないし二層構造の論理（私的な行使の限界と公的な行使の普遍性）という論点があることは周知のところだろう<sup>41</sup>。聖職者の所有がその職務に忠実なサービスの遂行に限定されていることは、それがいわば所有の私的な行使であって、聖職者の職務サービスにはそれ自体として所有の普遍

<sup>38</sup> M. ヴォヴェル（谷川稔・田中正人・天野千恵子・平野千果子訳）『フランス革命と教会』人文書院、1992年。

<sup>39</sup> Albertone, M., *op.cit.*, p.418.

<sup>40</sup> Talleyrand, *A.P.*, t.IX, pp.398-404. 河野健二編『資料 フランス革命』前掲、111-115頁。

<sup>41</sup> Kant, I., “Was ist Aufklärung”, 1784. 篠田英雄訳「啓蒙とはなにか」（同『啓蒙とはなにか 他4篇』岩波文庫、所収）。Chartier, R., *Les Origines*, *op.cit.*, pp.36-41, 邦訳『フランス革命の文化的起源』前掲、35-41頁を参照。なお、カントについては坂部恵『理性の不安 カント哲学の生成と構造』勁草書房、1976年、改装版2001年、および『カント』講談社学術文庫、2001年を参照。

性は随伴しないことを意味するからである。

さて、タレイランはこのようにして教会財産の国有化を正当化しようと図った（「教会財産国有化令」は同年 11 月 2 日の国民議会で採択され成立した）。やや性急な行為には輿論を買うこともあったようだが、おおむね議会からは好意をもって迎えられたという。教会財産の没収を支持する人々のうちで、アンシアン・レジームとのつながりをきっぱりと断ち切り、教会財産を「国民」の配下に吸収することが、革命への堅い決意の表明であるであることを鮮明にしたのは、やはりミラボーであろう。もし最高法としての公共の効用という原理を受け入れないとすれば、一般的利益も公信用もたんなる横領行為と変わらぬ可能性があった。というのは、教会財産の国有化に対する反対論のなかには、教会財産の没収が一種の偽装破産であり、また暴力行為まがいの信頼保証にすぎないというものもあったからである<sup>42</sup>。だが、ミラボーの革命への決意は堅固である。「新しい機構」を確立するためには「社会に欠けている生命の種」を投げ込まねばならず、「すべてを動かし、すべてを回復させるのは運動である」と声高に叫ぶのであった。アシニャ・システムの創造はまさに、「古い機構」を解体し、「新しい機構」を構築する「国民」の運動なのである<sup>43</sup>。

#### 「自由の新体系」とアシニャ

アシニャはセリュッティによれば「持ち運びに便利で生産的な一アルパンの土地」<sup>44</sup>を意味する「記号」であるが、国民議会はアシニャ債券を公債（アンシアン・レジーム末期の国債はほとんどが「年金国債」*rentes*といわれるもので、「永久年金国債」と「終身年金国債」の二種類があった）の償還に充当しようとしたから、アシニャはミラボーの言葉を借りれば、「土地貨幣」（*numéraire territorial*）から「想像的貨幣」（*numéraire fictif*）へと転換した<sup>45</sup>。それが、＜強制通用力をもつ支払手段としてのアシニャ＞の誕生であった。

このアシニャの「想像的貨幣」としての性格規定に関連してミラボーは、おなじ箇所、言語使用のレベルで「お馴染みの言葉」から「新しい言葉」への転換が必要であると強調している<sup>46</sup>。これは、雄弁家ミラボーによるたんなる表現技法としてのレトリックともみられるが、それだけではないだろう。言語使用の変化が社会秩序の変容へとつながる可能性もあるからである。「ナシオン」という言葉そのものがすでに、そうした新しい秩序を顕在化すべき新しい言語として流通しつつあったのである<sup>47</sup>。

ちなみに革命期の言語改革は、アシニャ・システムとおなじように、「市民」という秩序の形成と「国民」統合とに直接にかかわる重要課題であり、今日のわれわれが想像する以上に深刻な論点だったはずであるが、地方語（方言）を廃して「国語」に統一するという言語改革の方向はグレゴワールやタレイランなどに共通する言語政策であった。

たとえば過激派の司祭グレゴワールは 1790 年 8 月に「方言」（*patois*）と「習俗」（*moeurs*）についての有名なアンケート調査<sup>48</sup>をおこなって、革命の理念と秩序にふさわしい言語改

<sup>42</sup> Albertone, M., op.cit., p.418.

<sup>43</sup> Mirabeau, op.cit., p.362, 邦訳、前掲、252 頁。

<sup>44</sup> Cérutti, J.A.J., Idées simples et précises sur le papier monnoie(sic), les assignats forcés et biens ecclésiastiques, Paris, 1790, p.20.

<sup>45</sup> Mirabeau, op.cit., p.361.

<sup>46</sup> Mirabeau, *ibid.*

<sup>47</sup> 「ナシオン」の概念については、桑原武夫編『フランス革命に研究』岩波書店、1959 年「第 1 章ナショナリズムの展開」、西川長夫「フランス革命と国民統合」『思想』第 789 号、1990 年 3 月、佐藤成基「ネーション・ナショナリズム・エスニシティ」『思想』第 854 号、1995 年 8 月などを参照。またルナンやフィヒテなどの「国民」概念については、鶴飼哲他訳『国民とは何か』インスクリプト、1997 年がある。

<sup>48</sup> グレゴワールのアンケート調査は、Certeau, M.de, Julia, D., Jacques, R., Une politique de la langue, Gallimard, Paris, 1975, “Documents”, pp.181ff.を参照。また天野千恵子「こ

革の方向を模索しているし、1794年6月4日の国民公会では公教育委員会を代表して、「フランス語の一樣性 (uniformité)」つまり「国語」の統一の必要を提案している。そこでかれは、「物理学と社会技術 (l'art social) は自己を改良させることによって言語を改良する」と主張し、言語の統一を一種の社会技術と見立てており<sup>49</sup>、またそれに先立つ「ユダヤ人の物理的、道徳的、政治的な再生」を主題とした論文(1788年)では、フランス語の「国語」としての統一には、「方言の廃絶」が不可欠な条件であるといっていた<sup>50</sup>。さらにタレイランにとって言語とは、「意見や感情の伝達 (communication)」のことであり、この言語認識にはあきらかに言語道具説というべきものを認めることができる<sup>51</sup>。

革命期の言語改革が「国語」としてのフランス語を機械的に合理的な文法体系へと集約させてゆくのは、言語道具主義にもとづく以上、当然のことであった。貨幣と言語との性急なアナロジーは避けなければならないが、革命の理念を達成すべき革命期の「国民」統合にとって、アシニャの公信用＝通貨改革とフランス「国語」の統一政策とは定義上、ともに、日常性の地平において普遍的に作動する統合装置として重要な機能を演じたこと、すくなくともそのような任務を期待されていたことは、記憶すべきことである<sup>52</sup>。

さて、<貨幣>へと進化したアシニャがたどった途は、さきに引いたパリ市民ギタールも『日記』で訴えているように<sup>53</sup>、極度のインフレーションと貨幣価値の暴落であった。1790年9月の末にすでに10億リーヴルのアシニャが流通し、92年4月には発行総額は30億リーヴルにのぼっていた。しかしこのようなアシニャの増発も、経済的に有効な刺激をもたらしていたかぎり、アシニャは一定の理論的な根拠を失うこともなかった。その際、アシニャの経済的な有効性にイデオロギー的な根拠を与えたのは、クラヴィエール(およびミラボー)であろう。かれは反対派からは「財政委員会」を操る黒幕とみられていたが、信用秩序の危機にたいしてアシニャを経済の発展に結びつけようと考えたおそらく最初の人物(のひとり)であった。

たとえばクラヴィエールは、新しいアシニャには政府財政と経済発展についてふたつの利点があることを強調する。アシニャの発行によって、一方では利子負担を減らし国有財産の売却価格も下げずに国家債務を償還するとともに、他方では資本家の活動、労賃の上昇、生産量の拡大、人口の増加などを促すことができるという。つまりかれはアシニャを、革命政府の財政と産業とをつなぐ公信用システムとして機能させようとしたのである。その場合、この信用システムを制度的にささえる銀行機関についてクラヴィエールは、イングランド銀行モデルの国立銀行構想に反対しているが、それはおそらく内外にわたるフランス「国民」(国家)の自立性を標榜したからであろう。かれがイングランド銀行の「独

---

とば・革命・民衆』『社会史研究』日本エディタースクール出版部、第6号、1986年8月、柳原智子「フランス革命と言語活動——言語政策をめぐる——」『史學研究』第198号、1992年9月を参照。

<sup>49</sup> Grégoire, H.B., A.P., t.XCI, p.325, 西川長夫訳「グレゴワール フランス語の同一性を確立する必要について」(部分訳)、河野健二編『資料 フランス革命』前掲、492頁。

<sup>50</sup> Grégoire, H.B., Essai sur la régénération physique, morale et politique des Juifs, ...Metz, 1788. 天野千恵子、前掲、187-188頁。先の1794年6月4日の国民公会での演説は、セルトーが収録した文書によれば、「方言を廃絶しフランス語の使用を普遍化する必要と方法について」と題されている (Certeau, M. et al., op.cit., 331.)。

<sup>51</sup> 天野千恵子、同上、205頁。

<sup>52</sup> 明治国家の建設と日本語という「国語」政策の展開にも、おなじような課題を見いだすことができるかもしれない。イ・ヨンスク『「国語」という思想 近代日本の言語認識』岩波書店、1996年を参照。

<sup>53</sup> ギタールは、「法外な高値」にもかかわらず薪不足が深刻で値が下がらず、寒さで震えていると記録している。1795年1月のことである。河盛好蔵監訳『フランス革命—市民の日記』前掲、274頁。

占」を批判し、「国民」の自立と「勤勉」とに期待をよせるのはそのためであった<sup>54</sup>。

「想像的貨幣」たるアシニャの経済効果にたいするクラヴィエールの確信は、ひとつにはいわゆるペーパー・マネー・マーカントリズムの思考にみられる貨幣流通の優位にあった。かれによれば、金属貨幣もその価値は流通量に依存するのであるから、この点ではペーパー・マネーでも特段の不都合はなく、「想像的貨幣」の増加は産業一般を活発にするはずなのである。産業に生産的な刺激を与えるのに適切妥当な方法は、利子率の引き下げであり、そのためには貨幣量を増加させることが確実な処方なのだ<sup>55</sup>。その場合、貨幣供給量の増加は貨幣需要量の拡大によって不断に吸収されれば、貨幣価値の低下は生じないと見積もられていたが、事態はもちろん未曾有のインフレーションとなって顕われた。それは「事の成り行き (force des choses)」(サン＝ジュスト) というほかはない。だがクラヴィエールにとっては、「国民の信用は誠実さと経済の知識と賢明で行き届いた行政とによって維持される」<sup>56</sup>はずであったのである。

クラヴィエールがアシニャの経済的根拠を理論的に示したとすれば、ミラボーはいわばその政治的な正当化を図ったといえるといえるだろう(そしてアシニャの制度化にあたって、その技術的保証を与えたのが金融・財政テクノクラートたるアンソンであった)<sup>57</sup>。

さきにも触れたが、ミラボーはアシニャの効果を断固として支持した有名な1790年8月27日の国民議会で、「貨幣を生むのは貨幣である。豊かさをもたらすのは産業のこの動力だ。すべてを動かすすべてを回復させるのは、運動である。それにたいして、貧困はつねに貧困であり、貧困から抜け出すためになんの努力も方策もない場合には、ただ全面的な崩壊があるだけだ。だから社会に欠けている生命の種 [アシニャ!] を社会に投げ込み給え。さすれば、短期間のうちにどれほど高い繁栄と栄光とに達しうるかわかるだろう」<sup>58</sup>と演説し、アシニャ・システムを形成すべき「国民」的な運動を呼びかけた。それはかれにとって「自由の新体系」であり、この体系のもとでこそ商業・技術・農業・製造業などが飛躍的に展開するはずであったのである<sup>59</sup>。ミラボーによる政治のディスクールがアシニャ・システムの公共的な形成に威力を發揮したこと、すくなくともミラボー本人はディスクールの政治性をじゅうぶんに弁えていたことは確かだと思われる。

アシニャ・システムはこうして新たな公序良俗を備えた「自由の新体系」たるべきものであったが、このシステムが信用の公共的な根拠に国有化された教会の土地資産を充てたこと、いいかえればアシニャの信用保証にいわば実体としての土地をあてがったことは一方では、「非キリスト教化」のイデオロギーに棹差したものであるとともに、他方では土地資産の所有論的な意識——所有による差異化の意識——をいっそう醸成させ、場合によってはそれを強固にさせる機能をも演じたといえよう。自然としての土地を特権化する意識構造はここではフィジオクラートの思想の継承であるが、聖職者固有の所有を差別化することによって、土地所有による社会秩序の分節化という所有の構造に革命の権力が依拠したことは、アシニャ・システムが慣習的理念を吸収すべき文化統合の契機を胚胎させていたことを示している。だが、この所有論的意識は、その当否はべつにして、現代のわれわ

---

<sup>54</sup> Clavière, E., op.cit., *Réflexions préliminaires*, p.30,35.

<sup>55</sup> Clavière, E., op.cit., *Réflexions préliminaires*, p.38.

<sup>56</sup> Clavière, E., op.cit., p.103.

<sup>57</sup> Albertone, M., *Moneta e politica in Francia dalla Cassi di sconto agli Assegnati(1776-1792)*, Bologna, 1992, p.395.

<sup>58</sup> Mirabeau, op.cit., p.361.邦訳、前掲、252頁。ただし、本稿で使用したテキストでは、「豊かさをもたらすのは、産業のこの動力だ (c'est ce mobile de l'industrie qui amène l'abondance.) となっているが、邦訳の当該箇所では「豊かさをもたらすのは、この平凡なものである」となっている。べつのテキスト (Mirabeau, *Discours et replique sur les Assignats-Monnoie(sic)*, pronounces par .Mirabeau L'ainé, dans *L'Assemblée Nationale*, Paris, [1790], p.20) も本文とおなじである。

<sup>59</sup> Mirabeau, op.cit., p.362.

れをも拘束する近代のメンタリティとして作動し続けているように思われる。

アシニャは最終的には、「想像的貨幣」として土地資産との制度上の差し違えを拒絶し、革命の権力による「国民」統合の象徴たるノミナルな存在となったのであるが、アシニャが貨幣として存立可能かどうかは、アシニャをめぐる支払—受領システムが空間的な安定性と時間的な持続性とをいかにして保証できるかにかかっていた。とりわけ革命の権力が〈将来の貨幣の受領者〉を見いだせるか否かは、決定的なことであった。貨幣とは、空間的秩序の組織原理を将来へと先送りする時間的構造を存立根拠のひとつとしているとみられるからである。将来への時間的態勢ないし意識が現在の空間の差異化の秩序を編成するといいかえることもできるだろう。この意味で、貨幣とはいわば逆入れ子構造をなして存立するわけである。アシニャ・システムを金属主義の貨幣観から批判したデュポン・ドゥ・ヌムール<sup>60</sup>に代表されるリアリストにせよ、ジョン・ロー以来のノミナリストにせよ、〈貨幣の時間的構造〉の拘束からは端的に自由ではありえないというべきだろう。アシニャ・システムの歴史的なく経験〉は、社会秩序の形成における貨幣の時間性というプロブレマティックを示唆しているように思われる。

#### 【参考文献一覧】

- Aftalion, F., L'économie de la Révolution française, Paris, 1987.
- Albertone, M., "Le Débat sur le crédit public en France et des assignats", dans: Faccarello et al. (sous la direction de), La penée économique pendant de la Révolution française, Grenoble, 1990.
- , Moneta e politica in Francia dalla Cassi di sconto agli Assegnati(1776-1792), Bologna, 1992.
- (堀田誠三訳)「18世紀フランスにおけるサー・ジェイムズ・ステュアート受容の困難」『一橋大学 社会科学古典資料センター研究年報』No.18、1998年3月、23-37頁。
- 天野千恵子「言葉・革命・民衆」『社会史研究』日本エディタースクール出版部、第6号、1986年8月、184-206頁。
- 安藤隆穂編『フランス革命と公共性』名古屋大学出版会、2003年。
- Archives Parlementaire de 1780 à 1860, première série (1789 à 1799), 94vol., Paris, 1867-1885.
- 浅羽良昌「土地貨幣としてのアシニャ紙幣」『歴史研究』第30号、1993年3月、1-21頁。
- Aubert, R., Journal d'un bourgeois de Paris sous la Révolution, Paris, 1974. (河盛好蔵監訳『フランス革命下の一市民の日記』中央公論社、1980年)
- Baker, K.H., Inventing the French Revlution, Cambridge, 1990.
- Bruguière, M., "Assignats", dans: Furet, F. et Ozuf, M., (éds.), Dictionnaire critique de la Révolution française, Paris, 1988. (河野健二・坂上孝・富永茂樹監訳『フランス革命事典 4 制度』みすず書房、1999年、所収)
- Bouchary, J., Les Faux-Monnayeurs sous la Révolution française, Paris, 1946.
- Certeau, M. de, et al., Une politique de la langue, Paris, 1975.
- Cérutti, J.A.J., Idées simples et précies sur le papier monnoie(sic), les assignats forcés et biens ecclésistiques, Paris, 1790.
- Chatier, R., Les Origines culturelles de la Révolution française, Paris, 1990.
- Clavère, E., Opinions d'un créancier de l'état, sur quelques matières des finances importantes dans le moment actuel, Londres et Paris, 1789.
- , Lettre de M.Clavière à M.Cérutti, J.A.J., Idée simples et précies sur papier monnoie(sic), les assignats forcés , et les biens ecclésistiques, Paris, 1790.
- Crouzet, F., La Grande inflation la monnaie en France de LoiusXVI à Napoléon,

<sup>60</sup> Du Pont de Nemours, Opinions sur les assignats, exposée à l'Assemblée nationale, par DU PONT, depute du baillage de Nemours. Le 15 avril 1790.

- Paris, 1993.
- Du Pont de Nemours, Opinions sur les assignats, exposés à l'Assemblée nationale, par DU PONT, député de baillage de Nemours, le 15 septembre, 1790.
- Gauchet, M., La Révolution des pouvoirs, Paris, 1995. (富永茂樹・北垣徹・前川真行訳『代表制の政治学』みすず書房、2000年)
- Gouzenovitch, Irina et Domitri, “Etiene-François de Sénovert, traducteur de J.Steuart: trios volets d'une vie (1753-1831), communication à Colloque international JAMES STEUART EN 1995, 14-16 septembre 1995, Grenoble.
- Grégoire, H.B., Essai sur la regeneration physique, morale, et politique des Juifs....Metz, 1788
- Hoffman,P.T. et al., Priceless market the political economy of credit in Paris,1660-1870, Chicago/London,2000.
- イ・ヨンスク『「国語」という思想 近代日本の言語認識』岩波書店、1996年。
- Kant,I., “Was ist Aufklärung”,1784. 篠田英雄訳『啓蒙とは何か』岩波文庫、所収。
- 河野健二編『資料 フランス革命』岩波書店、1987年。
- 小林 昇『最初の経済学体系』名古屋大学出版会、1993年。
- 桑原武夫編『フランス革命研究』岩波書店、1959年。
- Mirabeau, H.G.R., compte de, Discours et replique sur les Assignats-Monnoie(sic),pronounced par MIRABEAU l'ainé, dans l'Assemblée nationale,Paris,[1790].
- 中原嘉子「割引銀行《Caisse d'Escompte》(1776～93年)——アンシアン・レジーム末期のフランスにおける財政金融問題」『史学雑誌』第78編第3号、1969年2月、43-74頁。
- 西川長夫「フランス革命と国民統合」『思想』第789号、1990年3月。
- Orléan,A., Le Pouvoir de la finance, paris, 1999. (坂口明義・清水和巳訳『金融の権力』藤原書店、2001年)
- 坂部 恵『理性の不安 カント哲学の生成と構造』勁草書房、1976年、改装版2001年。——『カント』講談社学術文庫、2001年。
- 佐村明知『近世フランス財政・金融史研究』有斐閣、1995年。
- R.セディヨ (山崎耕一訳)『フランス革命の代償』草思社、1991年。
- [Sénovert,E.], (tr.), Recherches des principes de l'économie politique, ou Essai sur la science de la police intérieure des nation libres,5vol., Paris,1789-1790.
- [——], (tr.), Oeuvres de Law, Paris, 1790.
- [——], Théorie et pratique des assignats. Mémoire lu à la société de 1789, les 5 et 6 septembre, 1790.
- 杉山忠平『イギリス信用思想史研究』未来者、1963年。
- 竹本 洋『経済学体系の創成』名古屋大学出版会、1995年。
- Tsuda, T.(éd.), TRAITE SUR LE COMMERCE de Josiah Child avec les REMARQUES inédites de Vincent de Gournay, Tokyo,1983.
- (éd.), MEMOIRE ET LETTRE de Vincent de Gournay, Tokyo,1993.
- 鵜飼哲他 (著・訳)『国民とは何か』インスクリプト、1997年。
- M.ヴォヴェル (谷川稔他訳『フランス革命とキリスト教』人文書院、1992年
- 山内志朗『普遍論争 近代の源流としての』哲学書房、1992年
- 柳原智子「フランス革命と言語活動」『史学研究』第198号、1992年9月、68-88頁。

---

### 第3部 企業システムの進化と制度的補完性

---

# 企業組織への制度論アプローチ —ダイコトミーを超えて—

磯谷明德

## はじめに

ミルグロム＝ロバーツ（1992）は、その序文の中で、「過去 10 年間にわたって、契約とビジネス組織についての研究は、ミクロ経済学のなかでもっとも活発で実り多い研究分野であったし、新しい研究のベースも加速化している」<sup>1</sup>と述べた。この指摘の通り、特に 1980 年代以降の現代経済学は、「情報の経済学」、「インセンティブ理論」、「契約の経済学」とこれらを統一する視座を与える「ゲームの理論」を分析用具として用いることで、経済学（特に、ミクロ経済学）の分析対象とその領域を大幅に拡大させてきた。例えば、契約理論の特徴の 1 つとして挙げられるのは、経済問題を単なる市場取引と考えるのではなく、今まで経済学が暗黙のうちに所与とし、分析の対象としてこなかった制度や組織、慣習や法といったものが経済に与える影響を分析できるようになったことである。結果として、今われわれは、ミルグロム＝ロバーツ（1992）に代表されるような「組織の経済学」や「組織の経済分析」に関する標準的なテキストを手にすることができるようになった。

この組織の経済分析にとって、企業組織の経済分析が第一級の重要性を持っていることは言うまでもない。現代の経済においては、企業の影響力は大きく、大規模企業の意思決定や行動が一国経済の行方を大きく左右する。さらに国境を越え多国間にまたがって組織や取引を展開する多国籍企業の存在は、経済のグローバル化の進展に伴って、企業の国際的な影響力をこれまで以上に高めている。このため、企業行動に関する厳密な分析が、経済の変化や望ましい政策を考えていくうえで欠かせないものとなっている。確かに、この企業組織の経済分析の分野における近年の成果は目覚ましい。

しかしながら、企業が組織であるという自明の事実が企業の理論の中に組み込まれるようになるには、1960 年代・70 年代の議論から 1980 年代・90 年代の議論にかけての企業の「内側」への探求という道程を経なければならなかった。議論の原動力になったのは、今なお経済学の教育現場において採用され続ける新古典派経済学の企業像の狭隘さと限界をいかに超えていくのかということにあった。そこで本稿では、まずこの新古典派企業理論の限界とその限界をどのように超えていくのかをめぐってなされた議論を本稿における考察の出発点とし、そうした議論を序奏として展開されることになった 80 年代・90 年代における企業組織の経済分析を代表する 2 つのアプローチの意義と限界を確定する作業を行う。これが本稿の議論と考察の 1 つの軸をなす。

さらに本稿の議論と考察にはもう 1 つの軸がある。アラン・パートン＝ジョーンズ（1999）

---

<sup>1</sup> Milgrom and Roberts (1992) p. xiv.

は、今まさに「知識資本主義」の時代が始まろうとしており、知識が生産活動のあり方を変え、仕事の中身や雇用、企業、市場、ひいてはあらゆる経済活動に構造的な変化を起こしていると述べる<sup>2</sup>。すなわち、近年では、テクノロジーや情報、業績プロセス、品質管理、人的資本、企業のケーパビリティやコンピタンスなどの重要性が経済的に高まっているが、これらに共通するのはいずれも知識との関係が深いというのである。特に、企業組織の新たなる登場しつつある形態として、バートン＝ジョーンズは、知識ベース企業（knowledge-based firm）という概念を提起する。本稿では、現代の企業理論が、知識や情報の問題をどのように取り扱い、企業という存在の概念化・理論化とそれにもとづく分析においてどのような位置づけを与えてきたのかについても考察する。

本稿の構成は次の通りである。第1節では、新古典派経済学の企業（像）論を再考する。続く第2節では、第3節での議論のための準備作業的な考察を行う。経済学に固有の知識の理論のあり方をめぐり、組織論一般における情報と知識に関する論点整理を行う。そして、第3節では、現代の企業理論を代表する2つの流れである「契約論アプローチ（contractual approach）」と「能力論アプローチ（competence approach）」のそれぞれについてより詳細な検討とその限界について議論し、最後に、リアリティのある企業論・企業分析に向けてのいくつかの研究課題を述べることにする。本稿は、その全体によって「制度経済学」的、「進化経済学」的な企業の理論はどのようなものであるべきかを考え議論するための理論的、方法論的、認識論的な素材を提供しようと試みるものである。

## 1 新古典派経済学の企業像を再考する

### 1.1 「点」としての企業

新古典派経済学における「企業」は、「市場の条件」＝「完全競争市場」と「技術の条件」＝「生産関数」と「完全な技術情報」によって決められた投入と産出の変換器として概念化される。すなわち、通常の教科書的な説明では、一方に生産関数や費用関数を置き、もう一方に生産要素市場や生産物市場を置き、この2つから企業の利潤最大化行動が分析され、利潤最大化の条件が導かれる。このように、企業の存在それ自体が市場と技術に分解され、これら2つの作用が交差する生産の単位が企業であるということになる。ここでは、生産についての意思決定はなされるものの、生産がなされる内部の諸関係がどのようなものか、さらに、生産がどのようになされるのかについても立ち入る必要はない。企業の「内側」はブラック・ボックスであり、企業は空間的な広がりを持たない「質点」として捉えられる。「点」とは、市場に登場する一個の経済主体のことであり、それゆえ、企業の理論としては、この点の軌跡として、その市場行動を分析すればよい。あるいは、この「点」とは、そうした市場行動から決まる投入と産出の組合せの点のことであり、この点の軌跡として生産関数や費用関数の分析に集中すればよいことになる。

---

<sup>2</sup> 「知識資本主義」、あるいは「知識社会(knowledge-based society)」に関する同様の視点は、多くの論者に共有されている。例えば、Reich (1991)やDrucker (1993)などである。Drucker (1993)は、知識社会では、「基本的な経済資源は、もはや資本でも、天然資源でも、労働でもない。それは知識となる」(邦訳 p. 32)と述べる。

このように新古典派の企業論は文字通りの「企業の」理論ではない。それは、市場において均衡価格がどのように決まるのか、そして、その市場価格が環境与件の変化に対応してどう変化するかを予測することに主たる目的があるという意味で、「市場の」理論にほかならない。マハループ（1967）は、次のように述べる。「この理論（完全競争理論）における企業のモデルは、現実の企業の行動を説明し予測するのに役立つように作られたのではない。むしろ、それは環境条件における特定の変化の結果として起きる価格の変化を説明し予測することを目的に作られたものである。この因果の連鎖において、企業は、いかにして原因から結果が生まれるかを説明するのに役立つ思考上の構築物（mental construct）、理論的な連結項（theoretical link）であるにすぎない」<sup>3</sup>と。

だが、このマハループによる新古典派企業論の正当化は、果たしてどの程度まで支持できるものなのだろうか。

## 1.2 1960年代・70年代の議論

1960年代から70年代にかけては、企業の行動目的は何かの問題にされ、新古典派企業論の利潤最大化行動に代替する行動仮説を提起することにより、新古典派企業論の限界を乗り越えようとする試みがなされた（植村・磯谷・海老塚（1998）第3章）。マーチ＝サイモンやサイアート＝マーチに代表される「企業の行動理論（behavioral theory of the firm）」の立場からは、最大化に代わる「満足化」の行動原理が提起され、また「経営者企業の理論（managerial theory of the firm）」の立場からは、「売上高最大化」（ボーモル）、「経営者効用最大化」（ウィリアムソン）、「企業成長率最大化」（マリス）などの代替的な行動諸仮説が提起された。

これらの代替的行動仮説の提示に対し新古典派理論擁護のためになされた反論としては、マハループ（1946; 1967）による次のようなものがある。経済学にとって必要なのは「集計」としての、あるいは「平均」としての企業の行動であって、特定の企業の行動ではないというのがそれである。

マハループは、自動車の運転という例をとり、直前の自動車を追い越すべきかどうかを決めようとしている運転者について考える。かれらの決定に影響するのは、自分の車のスピードと加速性能、他車のスピードとその特性、運転者の特性、道路の状態や天候など多岐にわたり、そのために、個々の運転者がすべて最適な決定を行って自動車を運転しているなどとは到底いえない。ところが、平均的に見ればどうだろうか。追い越しをすべきでない時に追い越しにかかってしまったり、追い越しをすればよかったのに追い越しをしなかったりすることがある。これらを平均すれば両者は相殺し合い、全体として見れば最適な運転に近いことをしているといえるのではないかというのである。経済学の最終的な関心事が、市場における価格と取引量の決定、その結果としての経済全体の資源配分と国民所得水準の決定にあるというならば、上の自動車の運転の例のアナロジーから、たとえ個々の需要者、個々の供給者が最適解から離れた行動をとったとしても、それらは相殺し合い、全体として見ればほぼ利潤最大化仮説が予測する行動に従っているとみてよいというわけ

---

<sup>3</sup> Machlup (1967) p.9.

である。

ところで、平均的・集計的な行動を描写できさえすればよいという議論が成り立ちうるには、2つの条件が必要である。第1は、平均をとるにあたり、あるいは集計するにあたり、それを構成する個体数は多数でなければならないこと。これは、多数の企業が参加している市場、典型的には完全競争市場では正当化されやすいだろうが、寡占・独占市場ではそうでない。第2は、企業が、新古典派理論が想定する行動からかけ離れた行動を実際にとる場合でも、どちらの方向にかけ離れるかについてはランダムで期待値的な意味で相殺し合うこと。ところが、大多数の企業が共通して利潤最大化から離れる傾向にあると予想される場合には、利潤最大化は集計的・平均的な観点に限ってもつねに偏った予測を与えることになる。

現実の経済環境においては、情報の偏在や情報の非対称性が生ずる状況が支配的である。とりわけ、企業の経済活動に関わる利害関係者（ステークホルダー）、たとえば、株主と経営者、経営者と従業員の間では、情報量の点でも所有する情報の種類と質の点でも大きな偏りと非対称性が存在する。このような状況では、企業行動に利潤最大化から一定の方向に離れていくような偏りをもたらすのは十分にありうることだといえる。この可能性を分析しうるには、企業の「内部」の構造や諸関係に立ち入ったモデル化が必要であり、情報の偏在性や非対称性の下で、どのような推論および意思決定の方法を採っているのかを検討し直す必要がある。

かくして、1960年代・70年代の利潤最大化に代替する多様な行動仮説の提示は、企業の内側への探求に向けての最初の一步であった。企業の行動理論は、H・サイモンによって提起された経済主体の「限定された合理性（bounded rationality）」に基礎を置くものであったし、経営者企業の理論は、株式会社制度の下での「株式所有の分散化」と「所有と経営の分離」によって経営者の株主からの相対的な自律性を高め、経営者の裁量的行動の余地を拡大する、その結果として、経営者と株主その他の利害関係者との間に戦略的相互依存性が生ずることに基礎づけられている。しかしながら、これらの代替的行動仮説の提示は、「伝統的なマイクロ理論のブラック・ボックスをそのままにしておき、ブラック・ボックスの中の行動に関する新古典派の主張を変更しているにすぎない」<sup>4</sup>というライベンシュタイン（1979）の批判が示唆するように、企業の内側への探求に向けての歩みとしてはなお不十分なものだったのである。

### 1.3 「組織」としての企業へ

現代のシカゴ学派を代表する経済学者の1人であるG・ベッカー（1976）は、「学問分野としての経済学を他の社会科学分野から分かつ最大のものは、その課題ではなく、そのアプローチである」<sup>5</sup>と述べる。この主張には、新古典派経済理論の本質的な性格が「選択」の分析にあり、そうである限り、それはより一般的に社会科学全般に適用することができるし、またそうすべきであるということが含意されている。すなわち、経済学で発展した

---

<sup>4</sup> Leibenstein (1979) p. 480.

<sup>5</sup> Becker (1976) p. 5. 圏点は引用者。

諸理論のほとんどが、選択の決定の分析手法に関わるというのであれば、これらの諸理論が経済の分野だけではなく政治や社会などの諸分野での人間の選択にも適用可能になるはずだというのである。経済学者は分析の対象というものを持たないし、対象や課題といったものをとりたてて設定する必要もない。経済学で発展してきたのは、分析対象から切り離された、あるいは切り離すことが可能なアプローチであるというのである。

事実、経済学を人間の選択に関する科学であると定義する新古典派理論は、犯罪や結婚といった社会生活上の問題についても、それが人間の意思決定に関わるものである限り、経済学的アプローチを適用できるとする。ベッカー自身によって犯罪の経済学や結婚の経済学という分野が作り出されたことは周知の通りである。

経済学のアプローチが他の社会科学の諸分野にも適用可能だということは、法律学や政治学、社会学などでの活性化に寄与するだろう—実際にそうであった—が、それでは、経済学が選択の論理の問題にばかりとらわれていることが、果たして経済学それ自身にどのような帰結をもたらすことになるのだろうか。この点については、コース (1988) の次のような言及が極めて示唆に富む。

「このように理論がその研究対象と切り離されていることの一帰結として、経済学者がその意思決定を分析しているところの主体が研究の対象となつてこず、そのために実体を欠いたものになってしまったという結果をもたらした。消費者は人間としてではなく、整合的な選好の集合として取り扱われる。……企業は、……『実質的には1つの費用曲線と1つの需要曲線として定義され、その理論は単に最適な価格と投入要素の組合せの決定の論理にすぎない。』交換はその制度的な状況を何ら特定することなく行われる。われわれに与えられるのは、人間性のない消費者、組織をもたない企業、そして市場すらもたない交換である」<sup>6</sup>。コースは、さらに次のようにも述べる。

「経済学者は人間の本性について極めて内容を欠いた見解を受け容れるが、これと軌を一にするのが、かれらの研究によって中心をなす制度の取り扱いである。ここでの制度とは、企業と市場であり、これらが一緒になって経済システムの制度的構造を構成しているのである。主流の経済理論では、ほとんどの場合、企業と市場は存在するものと仮定されており、それ自体分析の主題となっていない」<sup>7</sup>。

これらの言及は、新古典派経済学における企業像、あるいは企業観の本質と限界を的確に描きだすものであると同時に、80年代以降に結実することになる「組織」としての企業の理論のまさしく出発点にコースの議論が位置することを示すものだといえる。

## 2 情報と知識

さて本節では、次節以降での議論の準備作業として情報と知識についてのいくつかの論点整理を行っておくことにする。冒頭でも述べたように、経済過程における知識と学習の役割の重要性が高まりつつあることの認識については、多くの論者によって共有されている。それでは、経済学自身がそれ固有の知識の理論を持たねばならないとすれば、そのあ

<sup>6</sup> Coase (1988) p. 3. 圏点は引用者。

<sup>7</sup> Coase (1988) p. 5. 圏点は引用者。

り方はどうあるべきなのだろうか。この問いに対して、塩沢(1997)は、G・ライル(1949)が指摘する知識の二類型—「いかにあるか(内容)の知識(knowing-that)」と「いかになすか(方法)の知識(knowing-how)」—を援用して、経済学が真に問題としなければならないのは、前者の知識ではなく、後者の「いかになすかの知識」であり、この知識がいかに獲得され、保持・伝達されていくのかを議論しなければならないと述べる。ここでは、情報と知識をめぐるいくつかの論点についてより詳しい考察と検討を加えることにする。

## 2.1 情報と知識の区別

ホジソン(1988)は、センス・データ(感覚与件)と情報、そして知識を区別することの重要性を指摘し、まず「センス・データは私たちが情報を得るには必要であるが、それだけでは十分ではなく、両者は同じではない」<sup>8</sup>と述べる。「情報」はわれわれが予め持っている概念の枠組み(認知的枠組み)を通して構成され解釈されることになる。この意味で、情報は、データの受け手にとって、有意味で理解可能なものであると定義される。そして、情報の受け手は、それを利用して別の情報を得たり、スキルを身につけたりする。バートン＝ジョーンズ(1999)は、この二次的に得た情報やスキルの集合体に「知識」という呼称を与えている。

かくして、情報と知識に関しては、第一義的に、人間の知のフローの形態が情報、そのストックの形態が知識であるということができよう<sup>9</sup>。この場合、情報はメッセージないしは意味のフローであり、知識をゆらがせ、再構成し、変革していく。これに対して、知識は、情報フローから生み出される体系化された情報ストックであるということになる。

しかしながら、知識は、単なるデータや情報の集計・集積であるのではない<sup>10</sup>。知識は、主体の意思決定のために重要な情報、それに沿って行動をすれば間違いないとする「真実性」をその重要な特性として持つものとみなされる。別言すれば、知識は、不確実な将来をある程度予測可能なものとし、人々の行動にある程度の方向性を持たせ、さらには全く新しい事態に対処させるための枠組みを提供するものといえる。この点に関して、Nonaka and Takeuchi(1995)は、知識を「正当化された真なる信念(justified true belief)」と定義する西洋哲学の伝統に従う一方で、この定義の中の「正当化された信念」の側面を強調することによって、さらに一步踏み込んだ議論を展開する。伝統的な認識論や科学哲学が、命題や真理といった形の知識の絶対的で静的な、人間から独立した側面を強調するのに対して、かれらは「個人の信念を真実に向かって正当化していく人間的で動的なプロセスそのもの」として知識を捉え、この理解から、情報と知識の相違と類似について、次の3点を指摘する<sup>11</sup>。

第1に、知識は情報と異なり、信念やコミットメントに密接に関わり、ある特定の立場、

<sup>8</sup> Hodgson(1988) p. 6.

<sup>9</sup> 認知心理学では、知識は長期記憶に蓄積され解釈された情報であると考えられる。また長期記憶には、コード化された情報が蓄積されており、概念化を契機として活性化し利用される知識の倉庫とみなされる。

<sup>10</sup> 「ナレッジ・マネジメント(Knowledge Management)」に関連して、Fahy and Prusak(1998)は、この点を次のように述べる。「知識がデータや情報と異なる何かでないというならば、ナレッジ・マネジメントに新しいものや興味あるものは何もないということになる」(p. 265)と。

<sup>11</sup> Nonaka and Takeuchi(1995) 訳 pp. 85-87.

見方、あるいは意図を反映している。

第2に、知識は情報と異なり、目的をもった行為に関わる。すなわち、知識はつねにある目的のために存在する。

第3に、両者の類似点は、両方とも特定の文脈やある関係においてのみ意味をもつ。

第1と第2の論点は、情報は行為によって引き起こされるメッセージのフローであり、メッセージのフローから創られた知識は、情報の保持者に信念として定着し、コミットメントと次なる行為を誘発するという意味で、知識は人々の行為と本質的に関連することを示している。知識を考える上で、とりわけ重要だと思われるのが、第3の論点であり、情報と知識の意味は、文脈あるいは状況に依存し、人々の社会的相互作用によって動的につくられることを示している。こうして知識は、特定の時間、場所、他者との関係性という文脈が与えられてはじめて「活きた」知識になるのである。

## 2.2 情報の2側面

### (1) 形式的側面と意味的側面

情報は、シンタクティック（形式的・量的）な側面とセマンティック（意味的）な側面の両面を持つ。前者は、ビットで測ることのできる情報の物理的特性・量的な側面を指し、後者は、意味そのものないしは差異を認識させる質的な側面を指している。

表1 情報の形式的側面と意味的側面

	形式的側面	意味的側面
新奇性	<ul style="list-style-type: none"> <li>「驚き」がない</li> <li>意味所与 既存の概念／範疇の反復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「驚き」があり、何か「見え」てくる</li> <li>意味生成 新しい概念／範疇の創造</li> </ul>
変動性	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロー・コンテキスト</li> <li>一般性、静的関係性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイ・コンテキスト</li> <li>場に特殊的、動的関係性</li> </ul>
方法論	<ul style="list-style-type: none"> <li>演繹的・分析的</li> <li>hands-off（ムダを省いた抽象化）モデル</li> <li>直列処理的で経時的、因果的</li> <li>冗長性を避ける（最小有効多様性）</li> <li>人間的相互作用を必要としない（コンピュータ・ネットワーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰納的・全体的・発想的</li> <li>hands-on（体験・直観） メタファー（隠喩）</li> <li>並列処理的で共時的、関係的</li> <li>冗長性をつくる（ノイズ、ゆらぎ、カオス）</li> <li>人間的相互作用を必要とする（ヒューマン・ネットワーク）</li> </ul>

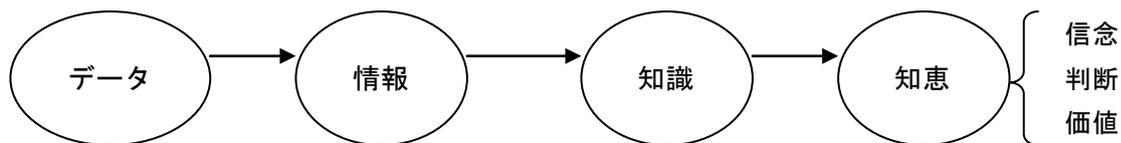
（出所）野中（1990）p. 68.

知識創造のプロセスにとって重要なのは、後者の意味的な側面である。もし情報の形式的・量的な側面の考察にのみ注意が向けられるならば、情報処理の役割が必要以上に強調されることになる。知識は、概念、法則、そして理論といった心的構築物を用いることによって演繹できるとする経済学の伝統的アプローチにおける線形モデルやH・サイモン(1976)における情報処理アプローチが、その典型例であり、そこでは、情報処理の有効性と迅速性のために、情報の冗長性 (redundancy)は排除されるべきものであると主張される。これに対して、意味的な側面から捉えた情報は、何らかの意味をもたらし、驚きを生み、それによってある事物を解釈するための新しい視点をもたらしたり、これまで見えなかったものを見えるようにしたりする。この情報には、それ自体で何らかの「新奇性 (novelty)」をもたらすニュースや、より抽象度の高い概念や価値などを含むことになり、その出自は場に特殊な情報ということになる。表1は、情報の形式的・量的な側面と意味的な側面との対比を整理したものである。

## (2) 情報処理アプローチ (あるいは線形モデル) の限界

情報の形式的・量的な側面にのみ考察が集中される場合、図1のような知識形成における線形の転換過程として描かれる「線形モデル(linear model)」を想定できる。

図1 知識形成の線形モデル



この場合、知識は一方向的な累積的過程から生ずることになる。さらに、このモデルには、次の2つの点が含意されている。第1に、この過程では、情報処理の役割が決定的に重要になるということである。データと情報を取り扱う回路が効率的であればあるほど、より多くの情報が流通可能となり、また知識形成の過程がより効率的になる。第2は、知識は情報のコード化と分類の結果生ずると想定されていることである<sup>12</sup>。

ところで、形式的情報が意味を全く持たないということは現実にはありえない。ただし、その意味は既存の概念の属性を分析・記述することによって容易に得ることができる。このような意味の確定された情報に焦点をあて、「情報処理モデル」としての組織像を提起したのが『オーガニゼーションズ』(1958年)、『経営行動』(1976年)におけるサイモンであった。サイモンの議論の出発点をなすのは、人間の認知能力には限界があるという意味での「限定合理性 (bounded rationality)」である。この認知能力の限界内で、人間は最大の合理性を確保するために、組織の階層的システムを通じて組織内情報処理を単純化すること

<sup>12</sup> 企業の場合でいえば、線形モデルの観点からは、現場の日常的ルーティン情報は効率的処理のためにコード化され、定量化されてコンピュータに蓄積されるべきだということになる。

により個人の認知能力の限界を克服するというのが、その基本的主張である。こうした組織観は、コンピュータによる情報処理研究のテーマの1つであるシステムの「信頼性」の問題、すなわち信頼性の低い部品から、いかにして信頼度の高いシステムを作り上げるかという問題を組織論の議論に応用したものといえるだろう。すなわち、不完全な人間という部品をうまく組織化することによって人間の合理性を高めようという理論がサイモンの組織理論だということになる<sup>13</sup>。また、組織内部での意思決定においても、限定された合理性しか実現できない人間が、どのようにして問題を解決し、目標を達成するのかという問題もかれの理論の核心の1つをなしている。これらの問題設定に対しては、即座に、次のような限界を指摘できるだろう。第1は、かれの議論における組織とは、人間あるいは組織の構成員の低い信頼性に対する消極的な対応策にすぎないということである。第2に組織内意思決定では、単に与えられた問題の解決が図られるにすぎず、問題の発見や創造が無視されていることである。

このように情報処理アプローチからの組織観では、主体によるデータ・情報の処理は、常に同一の意識的水準でなされるという意味で主体の認知能力は所与であると想定されている。結果として、主体の行為はすべて意図的で、熟慮されたものとみなされてしまう。これに対して、主体の認知能力を所与とせず、データ・情報の受け手の認知的枠組みを通じた認知過程の複雑性と多層性を考慮に入れるならば、データ・情報は意識的なやり方から半意識的・無意識的なやり方まで、階層的に処理され、これと平行して行為も、合理的な計算や熟慮の上での行為から習慣的行為やルーティンまで、階層的に組織化されることになる。

こうした認知過程の多層性とそれに伴う行為の階層性の指摘においては、次の2つの点が重要となろう。第1は、認知の枠組みはこれまで受け継いできた文化や社会規範を反映しており、その認知過程は本質的に社会的だということである。第2は、行為を習慣やルーティンのレベルで捉えることが可能になる時、「制度」の重要性が改めて認識されるようになるということである。というのも、制度は、データを解釈するための認知枠組みを提供し、情報を有益な知識に転換するための習慣ないしルーティンを提供する上で重要な役割を果たすからである。

### 2.3 知識のタイポロジー

知識には形式（あるいは明示）知と暗黙知とがある<sup>14</sup>。形式（明示）知は、形式的・論理的言語によって伝達できる知識を指す。文章にしたり、図面に書いたりといった、紙面上で表現可能なものである。これに対して、暗黙知とは、感覚、体の動かし方のようなスキル、個人の認識、経験、本能的なことといった、個人的な特性から発しているものであり、形式化したり他者に伝えたりするのが難しい知識である。暗黙知は特定の状況に関連

<sup>13</sup> この観点からすれば、組織がサイモンの描く理想的な組織へと接近するにつれて、組織構成員間の相互作用の機会は減ることになり、組織的に創造性が発揮される余地がますます減っていくことになるという帰結を導くことになってしまう。

<sup>14</sup> 暗黙知は主観的知識、形式知は客観的知識と呼ぶこともできる。またベイトソン（1972）は、知識を「アナログ的知」（＝暗黙知）と「デジタル的知」（＝形式知）に区分する。アナログ的知は知覚と認知の「地」をなし、デジタル的知は「図」をなすといえる。

する個人的な知識であり、場面によって変化し、使われる場に規定されるという特質を持つ。

この知識の明示的な次元と暗黙的な次元という2つの次元に加えて、個人的な次元と社会的な次元の2つの次元を想定できるだろう。結果として、図2に示されるように、知識を4つに分類することが可能になる (Lundvall (1998), Ancori, Bureth and Cohendet (2000))。

図2 知識のタイポロジー

	個人的	社会的
明示的	(Ⅱ)  know-what	(Ⅰ)  know-why
暗示的	(Ⅲ)  know-how	(Ⅳ)  know-who

図2の各セルに配された知識は、次のような内容を持つ。セル(Ⅰ)の知識は、自然、人間の精神、社会の原理や運動法則といった科学的知識に関わる。科学的究明を通じて不断に進化し、新たな経験的現象を明らかにするための仕様として役立つような知識であり、ランドバール (1998)が“know-why”と呼ぶものに対応する。セル(Ⅱ)には事実に関する知識が置かれる。ここでの知識とは、個人、すなわち専門家としての医師や弁護士、経済学者などが所持する知識であり、ランドバール (1998)が“know-what”と呼ぶものに対応する。セル(Ⅲ)の知識は、ランドバール (1998)が“know-how”と呼ぶものであり、何かをする能力、すなわちスキルに関わる。これは生産に関わる知識というだけでなく、他の多くの経済活動にも関連する。新製品のマーケティングを担当するビジネスマン、従業員の選抜と訓練を担当する人事管理者、生産現場での熟練労働者などは、かれらに独自のノウ・ハウを使用する。セル(Ⅳ)に位置するのは、個人の行動だけでなく集団的行動、個人の表現や組織へのコミットメントの手引きとなる集団的かつ暗黙に共有される知識であり、ルーティンや行為のルールをその内容とする。ランドバール (1998)が“know-who”と呼ぶものに対応し、誰が何を知っているのか、どのようにすべきかを誰が知っているのかに関する情報を含む。この知識は、他の3つの知識に比べて組織に内部化される度合いが高く、公式の情報回路を通しては容易に移転しえない社会の中に埋め込まれた知識だといえる。

ところで、これら4つの知識を獲得するための学習は、異なる回路を通じて生ずることになる。“know-what”と“know-why”は、本を読んだり、講義に出席したり、データベースにアクセスしたりして獲得可能であるが、“know-how”と“know-who”は、特定の場での体験を通じての学習(learning-by-doing)や、系列取引や顧客との長期継続的な取引関係といった特定の文脈の中で学習、獲得され蓄積されていくことになる。

#### 2.4 情報と知識の区別再論：組織論への3つの含意

第1は、主体の限定合理性の仮定をめぐってある。

情報処理の観点からであれ、知識管理 (knowledge management)の観点からであれ、主体の限定合理性を想定する点では共通する。前者では、個人の認知能力の限界がもたらす直接的な帰結として契約の不完備性が生じ、それがかれらの機会主義の可能性を導く。主体は、かれらの取引の結果に影響を及ぼすと思われる状況を事前に予測できないのだから、議論の焦点は、所与の契約関係の下で事後的にどのような事態が発生するのかにあてられることになる。ここから、企業は、不完全な情報から生ずるインセンティブ問題を解決するためのガバナンスのメカニズムと定義され、またガバナンス・メカニズムの主要な目的は、不完全な情報に起因するレント・シーキング行動を制約することにあるとされる。これに対して、後者の枠組みでは、主体の認知能力は時間を通じて変化することが強調される。この場合であっても、特定の一時点をとれば、個人の合理性の限界を主張することができるが、これが議論の焦点ではない。重要なのは、主体が学習し、経験を記憶し、より多くの知識を獲得するためのサーチ能力を方向づけるプロセスであるとされる。かくして、このプロセスにおける主体にとっての制約とは、特定の知識空間を選択し、それに焦点をあてそれに注目を集中する能力に限界が存在するということである。

第2は、情報の流通と知識の流通は異なるということである。

情報処理アプローチからの組織論では、情報流通の回路が効率的であればあるほど、より多くの情報の流通が可能であると想定される。それゆえ、企業組織の効率性は、その企業に特殊な情報システムの性格に大きく左右されることになる。これに対して、知識管理の枠組みでは、情報流通の回路の「質」がプロセスの大域的な効率性問題に追加されるが、ここに議論すべき優先性があるのではない。むしろ問題は、知識の移転には困難性が伴うという点にある。そうした困難性は、知識の暗黙的な次元が存在するからであり、それゆえに、組織内での良好な知識の流通のためには、個人から集団へ、そして集団から個人へという知識変換のフィードバック・ループが想定されねばならないということになる。このために、企業は適切な学習の文脈を提供しなければならないし、個人が創造し所持する知識を増幅させ、対話や経験の共有を通して、それを集団のレベルに凝結させるような教育や共同化の活動を促す必要がある。

第3は、情報の交換と知識の交換における非対称性をめぐってである。

情報処理の枠組みと知識管理の枠組みのいずれにおいても、非対称性は共通して重要な要因であるが、非対称性の性格づけが異なるのである。情報処理モデルとしての企業組織では、情報の非対称性に主体の機会主義的行動が伴い、この機会主義のリスクが直接に取引費用に影響し、これが今度はインセンティブの調和をもたらすような適切なガバナンス・メカニズムの探索へと導く。これに対して、知識管理の枠組みでは、インセンティブ・メカニズムの設計に導く情報の非対称性や機会主義的行動が議論の焦点となるわけではない。知識の創造と配分のダイナミックな過程で強調されるのは、主体が異なる選好、異なる意図、異なる能力をもつという事実である。こうした事実の故に、情報の非対称と知識の非対称性が一致することはなく、曖昧さ、情報と知識の非対称性が持続すること、解決されないままのコンフリクトが残されることになる。これらの現象は短期の効率性の阻害要因となるだろうが、それ以上に長期の学習を促す重要な要因となる。かくして、この枠組みでの非対称性や不完全性は、解決されねばならない問題というよりはむしろ組織的な

学習の過程を駆動する主要な動力として位置づけられることになる。

### 3 企業への契約論アプローチと能力論アプローチ

本節では、これまでの議論を踏まえた上で、現代経済学における企業組織分析の2つの大きな流れである企業への契約論アプローチと能力論アプローチを取り上げる。前節での議論と関連づけて述べるならば、契約論アプローチでは、企業は「情報の処理装置」(firm as processor of information)とみなされ、能力論アプローチでは、企業は「知識の処理装置」(firm as processor of knowledge)とみなされる (Fransman (1994); Amin and Cohendet (2000))。

情報の処理装置としての企業概念においては、企業の行動は情報への最適反応として理解することができ、合理的な情報処理単位としての企業の行動には、同一の信号に対して同一の行動パターンが生ずることが含意される。一方、知識の処理装置としての企業概念においては、企業組織、その多様性と持続性を理解するための主要な変数としての能力 (competence) 概念に焦点が絞られる。この能力は首尾一貫したケーパビリティ (capability) の集合であり、その集合のある特定の部分が戦略的なもの (いわゆる「コア・コンピタンス (core competence)」) になり、企業の競争力の主要な源泉をなすものとみなされることになる。以下では、企業組織に対するこれら2つのアプローチについて、より詳細な考察と検討を加え、同時にそれらの限界の指摘も行うことにする。

#### 3.1 企業への契約論アプローチ

##### (1) 出発点としてのR・コース

企業への契約論アプローチを大別すると、エージェンシー理論と取引費用理論の2つを挙げることができるが、いずれも「なぜ企業は存在するのか」—「無意識の共同作業の大海 (=「市場」)」の中に、何故に「意識的な権限の島々 (=「企業」)」が存在するのか—というコース (1937)における問いを出発点としている。この問いに対するコース自身の解答は、2通りの仕方—大町・花田・平野 (1998) は、これをR・コースの「2面性」とみなす—でなされた。

1つは、市場と企業は資源配分に関する代替的な仕組みであるとし、資源配分メカニズムという点に注目すれば、両者は同一であるとみなすことである。それでは、なぜ市場のほかに企業が必要なのかといえば、市場を使用する費用が企業という組織形態を使用する費用を上回る時、市場に代わって企業が登場するというものであった<sup>15</sup>。もう1つは、市場と企業の差異は、市場での当該当事者間の平等な関係を前提にした売買契約 (短期契約) と企業組織内部での権限・権威関係を予定した雇用契約 (長期契約) との差異に見るといえる。市場と企業が等しく資源配分の仕組みであるといっても、市場は価格をシグナルとした売買にもとづく分権的な配分システムであるのに対して、企業は組織内階

<sup>15</sup> 正反対の問題設定も可能である。企業に代わってなぜ市場が必要なのか。コースもウィリアムソンも、市場を所与のものとして、それが常に存在すると暗黙に想定しているようにみえる。実際、ウィリアムソン (1975) では、「私は、説明の便宜上、『はじめに市場があった』ということ仮定する」(p. 20) と書く。

層制を通じた指令にもとづく集権的な配分システムであるというのである<sup>16</sup>。

かくして、コースによる問いから始まる企業論の展開、いわゆる企業組織への契約論アプローチは、大町・花田・平野（1998）がコースの「2面性」と呼んだ2つの側面のどちらに焦点をあてるかによって2つの議論が展開されることになった。

## （2）取引費用の理論

取引費用の理論については、ウィリアムソン自身によるものも含め多くの研究業績の蓄積が存在する。また、この理論に基づいて市場と内部組織との間の継続的取引を確認する中から、わが国に特徴的な企業間関係、いわゆる系列取引に関する「中間組織」論（今井・伊丹・小池（1982））や「長期継続的取引関係」（浅沼（1997））の分析といった優れた理論的・実証的研究が生み出されたことも良く知られている。その一方で、この理論に対する問題点の指摘や批判も枚挙にいとまがない。ここではこれまでなされてきたものと同種の批判<sup>17</sup>を繰り返すつもりはない。むしろここで注目したいのは、企業は権限・権威関係を内蔵する点で市場とは明確に異なるとするコースにおける企業の存在をめぐる議論の1つの側面が取引費用の理論（Williamson（1975；1985；1996））に引き継がれているという点である。

取引費用の理論における分析の単位は「取引」である。そして、市場と種々の組織形態は、取引を制御するのに必要な諸費用—取引契約前にかかる探索と情報の費用、取引契約をかわすこと自体にかかる交渉と意思決定の費用、取引契約後にかかる監視と執行の費用—を節約する目的で選択されると発想する。どのような取引様式が選択されるかは当該取引の属性に依存し、選択された取引様式に応じて組織形態も異なるものとみなされる。取引の属性の差異にとって、とりわけ重要であるのが取引される「資産の特殊性（asset specificity）」である。

さて、当該の取引でしか価値を持たない取引特殊な資産が存在し、特定の取引相手との取引特殊な投資を行う必要が大きい取引当事者の場合には、取引相手の事後的な機会主義的な行動に直接さらされる可能性が高まる。こうした機会主義的行動を予め抑制し取引がきちんと遂行されるためにはそれを可能にするガバナンス構造の設計が必要になる。この観点から、ウィリアムソン（1985）では、図3に示されるように、取引特殊な投資がゼロの場合、ある程度大きい場合、非常に大きい場合の3つの値をとる場合と、取引頻度が低い場合、取引頻度が高い場合の2つの値をとる場合の組合せによる効率的なガバナンス構造のタイポロジーを提示する。

---

<sup>16</sup> コース（1988）の次のように述べる。「経済理論においては、生産要素の様々な用途への配分は価格メカニズムによって決定されるとなっている。生産要素Aの価格がYよりもXにおいて高くなっているとすると、その結果は、XとYにおける価格差がなくなるまで、AはYからXへと移動する。他の特定の利益によって補償されない限り、そうである。しかし、現実の世界では、このことが当てはまらない多くの領域がある。労働者がY部門からX部門へ移動するという場合、彼は相対価格の変化のゆえに移るのではなく、移るように命じられたからそうするのである」（p 35）と。

ところで、雇用契約が売買契約に対して優位になる条件については、サイモン（1951）によって形式的な説明が試みられた。このサイモンの形式化については、磯谷（2003）を参照されたい。

<sup>17</sup> ウィリアムソンの議論の図式をめぐっては、さしあたり宮本（1987；1991）、金子（1997）、磯谷（1994；1996）を参照されたい。

図3 効率的ガバナンスの諸タイプ

		投資特性		
		非特殊的	中間的	特異的
取引頻度	低い	市場ガバナンス (古典派的契約)	第3者のガバナンス (新古典派的契約)	
	高い		双務的ガバナンス (关系的契約)	統一的ガバナンス

[出所] Williamson (1985) p. 79.

図3は、次のことを示している。取引特殊な投資がゼロである場合、取引頻度が高かろうと低かろうと、スポット契約という形での市場取引の形態がとられればよいということになる。ここでは特定の取引相手に限定されずに自由に取引を行うことができ、特定の取引相手の機会主義的行動にさらされることがないからである。これに対して、取引特殊な投資の度合いが大きい場合には、特定の取引相手との取引しかできないのだから、取引相手の機会主義的な行動に直接にさらされる可能性が高まることになる。この場合、特定の取引相手に対して取引特殊な投資を実行する取引当事者は、取引相手との長期にわたって安定的な継続取引契約が結ばれないかぎり、あるいはかれの所有権が統合され取引そのものが内部組織化されるということがないかぎり、そもそも最初から取引特殊な投資を実施しようというインセンティブを持たないだろう。かくして、取引特殊な投資の度合いが大きく、かつ取引頻度が高ければ、取引そのものを内部化した垂直統合組織のもとでの統一的ガバナンスが効率的であること、また取引特殊な投資の度合いが中間的で、かつ取引頻度が高ければ、关系的契約にもとづく双務的ガバナンスが効率的になるということになる。このように、取引特殊な投資の度合いが大きいことから生ずる機会主義的行動を抑制し取引がきちんと実行されるためには、市場ガバナンスとは異なる特別なガバナンス構造が必要になるのである。

### (3) エージェンシー理論

さて、市場と企業は本質的に同一であるとするコースのもう一方の側面は、エージェンシー理論というより一般的な理論的枠組みの中で議論されることになる。

エージェンシー関係は、プリンシパル（依頼人）が自己の目的を達成するための意思決定や行為をエージェント（代理人）に委託するときに生ずる。しかし、両者の利害が異なる

り、情報の不完全性・非対称性が支配する状況下で、依頼人の目的に沿うような行動を代理人にとらせるためには、監視のための仕組みを作り上げねばならないし、もしそのためのコストが過大になるというような場合には、代理人の行動を依頼人の目的に適うようにさせるインセンティブ・メカニズムを含む契約を設計し締結する必要がある。このエージェンシー関係は、企業に関わる多様な経済主体間の関係、所有者と経営者、経営者と一般従業員、アッセンブラーとサプライヤーなどの関係に広く想定可能であるし、エージェンシー理論は、これらの関係主体間で発生する利害対立を回避するための最適な契約はどのように設計できるのかを問題とする。したがって、この理論における企業とは、諸種のインセンティブ契約の「束」として概念化されることになる。

ここでは、2つの代表的な議論であるアルチアン＝デムゼッツ（1972）とジェンセン＝メクリング(1976)の議論を取り上げよう。アルチアン＝デムゼッツは、一般に組織としての企業の特質であるとされている権限・権威関係に基づく指揮・命令とは、雇用契約における両方の当事者にとって受け入れ可能でなければならない条件について雇用者と被雇用者との契約の不断の再交渉に従事していることを人を欺くような言い方で表現したものにすぎないという。かれらは次のような例示を用いる。「ある従業員に、その資料をファイルするのではなく、この手紙をタイプしてくれと言うのは、乾物屋であるパンではなくこのツナ缶を売ってくれと言うのと同じである。わたしはその乾物屋から購買を続けるという契約をしているわけではないし、従業員も雇い主もかれらの関係を継続すべきだという契約上の義務を負っているわけでもない。従業員と雇い主との間の長期契約は、われわれが企業と呼ぶ組織の本質ではない」<sup>18</sup>と。また「従業員は雇い主と同様にたやすく契約を打ち切ることができる。したがって、長期契約は企業の本質的な属性でない」<sup>19</sup>とも述べる。かくして、雇用契約と売買契約との間に本質的な差異はない。ただし、両者を分かつものがあるとすれば、それは投入物の結合生産過程でのチームの使用とそのチーム生産における集権化した契約主体の立場に雇用主が立つことであるとかれらは指摘する。かくして、企業とはチーム生産の利益を効率的に利用するために存在するものということになる。かれらにとっては、企業も市場も資源の所有者たちが協働する際に取り交わす契約の一形態であり、企業は市場と競合するもう1つの市場にほかならないのである<sup>20</sup>。

さらに、ジェンセン＝メクリング(1976)は、アルチアン＝デムゼッツの主張にもまして企業の契約的な本性を強調する。かれらは次のように述べる。「企業は、個人間の一連の契約関係の束として機能する法的擬制(a legal fiction)の1つの形態とみなされる。それは、組織を個人とみなすことを可能にする『法律のもとでの人工的な構築物』である」<sup>21</sup>と。かれらにとっては、企業にせよ市場にせよ、そこにあるのは多数の個人間の契約関係にすぎないということになる。結果として、「企業の『行動』は市場の行動と同様のもの、すなわち、複雑な均衡プロセスの結果ということなる」<sup>22</sup>。

エージェンシー理論は契約と組織の一般理論の形成を促すという役割を果たしたとは

<sup>18</sup> Alchian and Demsetz (1972) p. 777.

<sup>19</sup> Alchian and Demsetz (1972) p. 783.

<sup>20</sup> アルチアン＝デムゼッツの先の例示を用いれば、この結論は、乾物屋とかれの従業員との関係（企業内関係）と、乾物屋とその顧客や納入業者との関係（企業外関係）とを区別できないことを意味する。

<sup>21</sup> Jensen and Meckling (1976) pp. 310-311.

<sup>22</sup> Jensen and Meckling (1976) p. 311.

いえ、果たしてこの理論は1つの企業の理論といえるのだろうか。この理論では、企業概念そのものの内実が消失してしまっていることに注意しなければならない。アルチアン＝デムゼットのチーム生産の枠組みは生産組織分析への展開可能性を宿していたといえようが、それがジェンセン＝メクリングの手にかかると、企業は関係諸主体間の契約の総和でしかなく、「企業の『内部』の事柄とその『外部』の事柄とを区別しようとするのは、ほとんどあるいは全く意味のない」<sup>23</sup>ことになり、企業の目的関数は何か、あるいは企業の社会的責任を問うこと自体もミスリーディングだとされてしまう。こうして、エージェント理論においては、コースの「なぜ企業が存在するのか」という問いかけそのものが消え去ってしまうのである。<sup>24</sup>

#### (4) 契約論アプローチの限界

契約論アプローチの限界を3点に集約しよう。

- A) 与件としての原子論的個人。
- B) 生産の無視。
- C) 比較静学的な説明。

A)をめぐって。このアプローチでの諸個人は相異なる利害と不完全な情報を持つとみなされるが、かれらはあたかも同一世界のモデルを共有するかのように行動すると想定されている。この想定のために、解釈上の曖昧さや異なる認知といった問題は巧妙に回避されることになるが、それは情報が知識の転換するためには特定の認知的枠組みを通した解釈がなければならないこと、さらに同一の情報集合の下にあっても、異なる解釈が生じうることを、このアプローチでは取り扱えないことを意味する。かくして、このアプローチでは、経済主体の認知の次元と学習の次元や学習プロセスを統合することに十分な成功をおさめることができないということになる<sup>25</sup>。

B)をめぐって<sup>26</sup>。企業は市場の付属物ではないし、たんなる取引や交換の場であるだけではない。企業の最も根本的な本質である「技術変換体」としての機能を果たさない企業はおよそ存在しえないはずである。また、生産を費用の側面から捉え、生産費用の概念が考慮される場合でさえ、それは所与とされ、取引形態やガバナンスの構造ごとに異なることも考察の対象になることはない。

C)をめぐって。契約論アプローチによる分析の焦点は、投入・産出構造、生産技術が所与であるという仮定の下で、最適な契約構造、モニタリングの最適水準を発見することにあてられる。この場合の企業は、純粋に反応体であって、活動体ではない。結果として、技術革新と動学的変化の問題は無視されざるをえない。

企業への能力論的アプローチの展開は、こうした契約論アプローチの限界への不満から

<sup>23</sup> Jensen and Meckling (1976) p. 311.

<sup>24</sup> こうした帰結を、ホジソン (1988) は「市場としての企業」、大町・花田・平野 (1998) は「企業概念の消失」、清水 (1999) は「企業を市場化する」と表現している。

<sup>25</sup> 契約論アプローチは、個人の認知能力の制約を認めない—取引費用の理論は、主体の限定合理性を仮定し、個人にとっての認知制約の存在を認める—わけではないし、行動することによる学習という学習過程の理論も所持している。しかしながら、その考察の範囲と深さは極端に狭い。すでに第3節で述べたように、その主たる欠点は、主体の認知能力が所与とされる点にある。このアプローチでの「学習」の概念とは、所与で不変の認知枠組みのもとで主観的に設定された事前確率の分布を更新するために新情報を使用するという「ベイジ的学習(Bayesian learning)」を意味するにすぎない。

<sup>26</sup> この点については、Hodgson (1994)やLanglois and Foss (1997; 1999)を参照。

生ずるものとなるのである。

### 3.2 企業への能力論アプローチ

企業への能力論アプローチとは、その分析の単位を「企業」とし、企業の学習能力と製品開発能力によって企業間に存在する差異と進化能力を説明しようとするものにほかならない。このアプローチでは、企業の存在、その境界、構造は、個々の企業、企業を構成する個人と集団に独自の知識・能力、すなわち企業特殊な資産であるコンピタンスないしはケーパビリティによって説明されることになる。企業は、知識の「貯蔵庫 (repository)」であるとともに「発声器 (generator)」(Foss (2001)) であると定義される。このような知識への注目は企業の理論において、そうした知識がどのように創造、維持、複製され、そして修正されるのかをめぐる諸問題を前面に押し出すことになる。

#### (1) ペンローズ、そしてネルソン＝ウィンター<sup>27</sup>

技術、技能、管理その他における能力は企業内部に蓄積され、価値創造の源となるとともに、それぞれの企業に独自のアイデンティティを生み出す。これに企業が所持する有形資産を加えて、経営資源の集合体として企業を捉えるべきことを強調したのが、ペンローズ (1959) であった。ペンローズによれば、生産過程に投入されるのは資源そのものではなく、資源がもたらすサービスであり、サービスは企業に蓄積された経験や知識の関数であり、したがって企業ごとに異なることになる。また、ペンローズの議論の主題である企業組織の成長にとって決定的に重要なのは、経営企画のプロセスである。プランナーは自社の製品の強みと弱み、外的環境のもたらす機会と制約を評価することによって、企業とその環境のイメージ<sup>28</sup>を創り出す。このイメージ形成の仕方の如何が企業行動の成否を大きく左右する。そして、これらのイメージも、企業の持つ経験や知識から生まれるのである。このようにペンローズは、知識の貯蔵庫としての企業の戦略的な重要性を早い段階から認識していた研究者の1人であった。そして、知識の貯蔵庫としての企業は、ネルソン＝ウィンター(1982)によって一層豊かな内容を持つものとして概念化されることになる。能力論アプローチにもとづく議論のほとんどは、暗示的にせよ明示的にせよ、ネルソン＝ウィンター (1982) による議論を下敷きに行っているといえる。以下では、能力論アプローチにおけるいくつかのキー・コンセプトを取り出し、それらについての論点の整理といくつかの考察を行ってみよう。

<sup>27</sup> 能力論アプローチの提起については、ペンローズ、ネルソン＝ウィンターの他に Chandler (1962: 1992a; 1992b)、Dosi and Marengo (1994)、March and Simon (1993)、Winter (1987)、Nonaka and Takeuchi (1995) Ch. 2 を参照。

<sup>28</sup> 「イメージとしての環境」の強調については、F・ナイトに遡ることができる。かれは、意識ある活動とは、眼前の刺激に直接反応するのではなく、将来の事態についての自らのイメージに対して反応することだと述べた。現実是不確実な世界だから、そのイメージの形成の仕方如何で個人の行動の成否が左右される。企業とは自分の描く将来のイメージに対して確信をもつ者が、確信のもてない人たちに一定の保障を与える代わりに、前者の指示に従ってもらうという意思決定上の分業的契約の場であるということになる。組織を構成するメンバーの不確実性への対処能力の差異に応じて企業組織のヒエラルキーが形成され、またこうした組織的工夫によって、社会全体としても、不確実性からくる生産効率上の制約をある程度免れることができるというのである。この点については、池本 (1984)を参照されたい。また、将来の不確実性に対処する制度的仕組みとしての企業については、Hodgson (1998)も参照。

## (2) ルーティンと学習

ルーティンとは、企業の日常的に繰り返される予測可能な行動パターンを指す。企業を構成する諸個人は、こうしたルーティンに従って行動し、選択し、決定することになる。ルーティンは学習によって形成される。企業という文脈における学習とルーティンを、ドン(1994)は、次のように特徴づける。

第1に、学習は累積的である。

第2に、学習のプロセスは、社会的・集団的なものであり、学習は個人の模倣や競い合いを通してのみ生ずるのではない。この意味で、学習は「制度化されたプロセス」(Teece and Pisano(1994))である。

第3に、学習によって生み出された知識は、組織ルーティンの中に含まれる。ルーティンに埋め込まれた知識は、完全にはコード化しえず、容易に表現しえない暗黙的な次元をもつ。

第4に、ルーティンには、静学的なそれと動学的なそれとがある。前者には、過去に遂行された業務を複製する能力が体化されている。そして、後者は新たな学習へと向かわせるものである。

第5に、ルーティンには暗黙的な次元の知識が含まれるのだから、模倣が困難である。その限りで、それは企業特殊的な資産となるコンピタンスやケーパビリティの一因をなし、今度は、そうしたケーパビリティが、企業を差異化し、企業間の競争力格差を生むのである。

これらの特徴づけにおいて重要である論点は2つであろう。

第1の点は、「組織ルーティン(organizational routine)」の概念である。組織ルーティンとは、一般に、個人の一代限りの技能を超えて、組織の中で継承される規則的な活動パターンを指すもの(藤本(2002))とされる。「組織能力」を相互に調整された組織ルーティンの束として捉えるならば、それは個々の企業の競争力や収益に影響を与え、長期的に企業間の差を生み出すことになる。加えて、それは模倣が困難であるのだから、組織能力に根ざす企業間の差異は持続する可能性が強いということになる。この種の議論は、契約論アプローチにおいては決して説明できない能力論アプローチに固有の貢献であるといえる。

第2の点は、「学習(learning)」の概念である。能力論アプローチにおける学習は、既に獲得した認知的枠組みに依存するとともに、本質的に開放的で(open-ended)、暫定的(provisional)、潜在的に可謬的(potentially fallible)なプロセスと見なされている(Hodgson(1998))。ここでは間違ふということが更なる学習の機会になりうるのである。これは、学習とは諸個人の認知的枠組みが構築され、評価され、そして修正されるプロセスそのものであると言い換えることができる。こうした学習の概念は、人間の行動における主体的な革新性や創造性に気づかせてくれる点で確かに有益である。さらに、学習という現象は、均衡や合理的最適化の概念構成とは本来的に相容れないことを明確にしてくれる点でも有益である。しかしながら、その学習概念と学習プロセスの説明はすぐれて「認知的」レベルでの説明にとどまっている(清水(1999))。

## (3) 経路依存性と進化の内生性

能力論アプローチのもう1つの貢献は、企業進化は「経路依存性(path dependence)」をも

つことを強調した点にある。ある時点で企業がどのような能力を持っているのかは、当該企業のそれまでの能力の蓄積過程に制約されると想定されねばならないからである。ここでの経路依存性とは、漸進的な進化経路のみを意味するだけではなく、進化経路の分岐が生ずることも含意されている。

進化経路の分岐にとって決定的であるのは「イノベーション(innovation)」<sup>29</sup>である。ネルソン＝ウィンター（1982）は、イノベーションをルーティンの本来的に予測不可能な突然変異であると見た。しかし、これだけでは決して十分な説明だとはいえない。この点に関しては、ドシ（1994）、ドシ＝ティース＝ウィンター（1990）による企業組織内に存在する補完的資産（complementary assets）に着目した説明<sup>30</sup>がある。すなわち、企業は、自己の主要資産であるコア・コンピタンスに基づいて事業を進める中で、補完的資産を発展させ、後にはこの補完的資産が主要資産に取って代わる時、企業の進化経路に分岐が生ずる。そして、補完的資産の主要資産への転換をもたらすのは、「テクノロジー機会（technology opportunities）」の出現にあるというのである。この議論には、一方での企業の製品ラインの多様化や企業活動の多角化と、他方での事業転換といった内生的な企業進化をうまく説明しうる1つの方向性が示唆されているように思われる。しかしながら、テクノロジー機会の出現はどのようにして起こるのかという点についての説明が依然として残ることになる。

#### （4）能力論アプローチの限界

能力論アプローチは、学習、イノベーション、プロセス、持続的な競争優位の追求といった論点を中心に置くことによって、より活動的な組織体としての企業を活写しようとする。それは契約論アプローチからの企業の理論とは異なる分析概念と分析枠組みを提起することに成功していると評価できる。しかし、同時に、このアプローチの限界、あるいは不十分な点についても指摘可能である。次の3点を指摘できるだろう。

A) ルーティンや学習についての説明はすぐれて認知論的である。この点から、このアプローチでのルーティン・学習論は実証を欠いた理論的研究だとする清水(1999)の指摘が妥当するとともに、ルーティンの形成や学習のプロセスが議論されうるのは、果たして組織と組織を構成する個人（あるいは集団）に限られるのか、それとも組織間の境界を超えてもありうるのか、また個人、集団、組織、組織間のそれぞれのレベルでどのような議論がなされるべきかについても、このアプローチでは必ずしも明快でない。

B) 上の点に関連して、組織ルーティンの形成とそのあり方に影響を及ぼすことになる労使関係のあり方や労使間の妥協のあり方やこのルーティンに含まれる企業組織内の権威・権限関係についての考察がなされることはない。したがって、企業組織のガバナンスがどのようなものかという議論も未展開のまま残される。

C) 企業進化の議論は、結局のところ、テクノロジー中心主義に陥ってしまっており、ここでもまた、より具体的な実証とそれに関わる多くの議論が未展開のまま残される。

<sup>29</sup> イノベーション活動は、ベイズ的な確率改訂や回帰的推定とは別種の学習を含んでいる。その活動では、主体が新しい環境の表現を獲得することを必要とし、かれらに絶えず拡大する機会をもつ世界を明らかにさせ、そして利用できるようにさせる新たなスキルの開発を必要とする。

<sup>30</sup> ここでの論述は、清水（1999）の論点整理と考察に負う。

### 3.3 小括

この節での企業組織への2つのアプローチに関する議論は、表2のような形に要約することができるだろう。

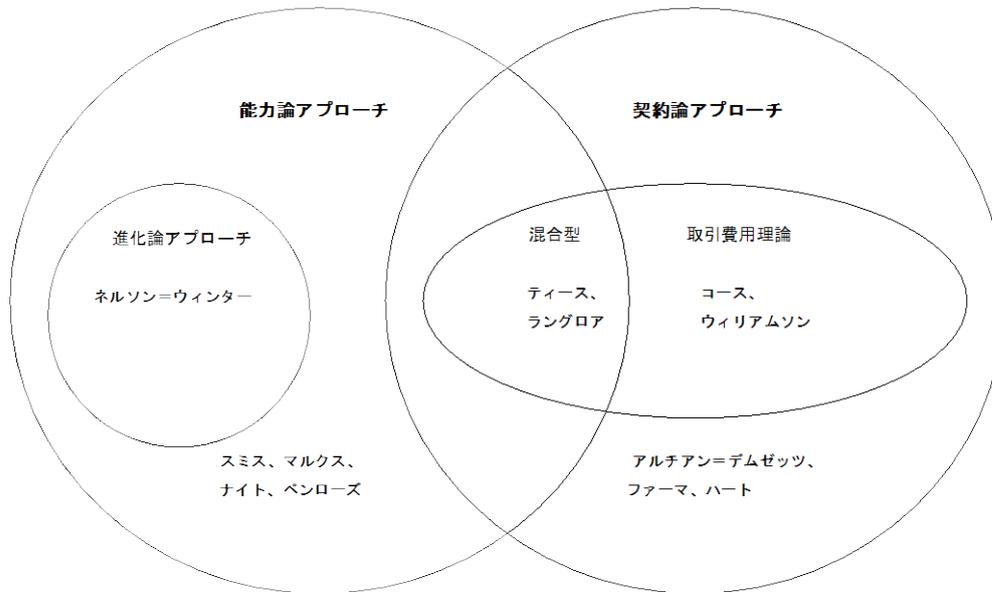
**表2 契約論アプローチと能力論アプローチ：要約**

	契約論アプローチ		能力論アプローチ
	契約の「束」理論	取引費用（不完備契約）の理論	
行動仮説	最大化 モラル・ハザード	限定合理性 機会主義	創造性、ルール・フォロ イング、学習、機会主義は 必然でない
主たる経済主体	経営者	経営者	企業家、企業組織
説明を行う上での中心的特徴	財・サービスの質	取引特殊的な資産	能力の知識特性、能力の稠 密度 (impactedness)
中心となる費用カテゴリー	生産性の測定に要する費用	契約上の取引費用	情報と生産コスト
相互活動の構造（市場の失敗の原因）	囚人のジレンマ・ゲーム（インセンティブ）	交渉ゲーム（インセンティブ）	協調ゲーム（「発言」の失敗）
中心となる説明対象	投入、産出、生産技術が所与の下での企業の存在と境界	産出と生産技術が所与の下での企業の存在と境界	投入、産出、生産技術が変化する下での企業の存在と境界。競争優位の源泉

（出所）Foss (1993) p.141 より。

また、企業組織への2つのアプローチとそれらのサブ・セットとしての諸アプローチ、そして、代表的な諸論者をマッピングするとすれば、図4のように描くのが可能だろう。

図4 企業組織への諸アプローチをマッピングする



[出所] Hodgson (1998) p. 27.

### むすびに代えて

本稿を締め括るにあたり、これまで論じてきた企業組織への2つのアプローチの限界を超えて、よりリアリティのある企業論、企業分析に向けてのいくつかの研究課題を提案することを試みよう。

#### (1) 契約論アプローチと能力論アプローチのダイコトミーを超えて

第3節で議論した企業組織への2つのアプローチは、代替的であると考えられるべきなのか、それとも補完的であると考えられるべきなのか。われわれは、ラングロア=フォス(1997; 1999)やアミン=コーエンデット(2000)とともに、2つのアプローチは補完的であり両立可能であると考えられる。そこで、まず少しばかり戯画的ではあるが、これまでの経済理論の中で企業がどのような描かれ方をされてきたのかを、表3のようにまとめよう。

表3 経済理論の中の企業

機能	理論
<ul style="list-style-type: none"> <li>資源配分</li> <li>情報処理、個人の業績に対するインセンティブ</li> <li>コントロールとパワーの行使</li> <li>学習と問題解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーシャル的企業</li> <li>チーム生産理論、プリンシパル・エージェント理論、協調ゲームの理論、取引費用の理論</li> <li>「ラディカル派」理論</li> <li>進化論的理論</li> </ul>

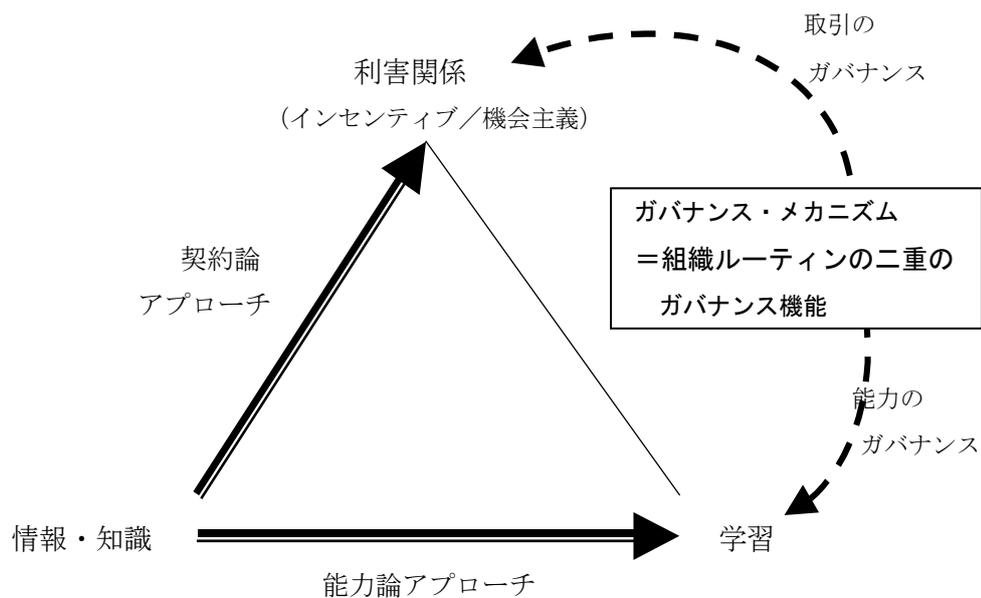
} レギュレーション理論と  
コンパンション理論

(出所) Coriat and Dosi (1998a / 2000) p. 302 より。

表3の整理を前提にし、契約論アプローチと能力論アプローチが両立しうると考える際

に有益な示唆を与えてくれるのが、清水（1999）において紹介されているB・コリアが提起する方向性である。図5のように描かれた三角形のすべてを包括する企業モデル、すなわち、利害関係、情報・知識、学習の3要素を包括する企業モデルを概念化するというものである。

図5 企業モデルの三角形



ここでの課題は、企業組織への2つのアプローチを補完的なものとみるために、この三角形をどのような形で閉じることができるかである。興味深い解答が、組織ルーティンの二重性、二重のガバナンス機能を強調するコリア＝ドシ(1998a)によって与えられている。かれらは、動学的な文脈において必要とされるインセンティブ・メカニズムは企業のルーティンに体化されており、そして、このルーティンは、一方でコーディネーションと問題解決行動パターンとしてのルーティン、他方でガバナンスとコントロールとしてのルーティン<sup>31</sup>、という二重の性質をもつと主張する。要するに、企業には2つのガバナンスが要請される。一方での分散的に所持される知識をコーディネートする必要性から定義される能力をガバナンスするメカニズム、他方での取引を管理する必要性から生ずる取引をガバナンスするメカニズムの2つが必要とされる。このように図4の三角形は、企業は能力と取引を同時にガバナンスしなければならないということで閉じることができる。ただし、

<sup>31</sup> これは、潜在的に対立する利害関係をガバナンスするものとしてのルーティンであり、Nelson and Winter (1982)での 'routine as truce' に対応する。

2つのガバナンスは特殊な辞書の順序に基づいて実行されると想定すべきだろう。まず、企業は、コア・コンピタンスの領域を選び、そのガバナンスは知識のコーディネーションに向けられる。続いて、長期の創造的資源の領域と方向が選ばれた後に、企業は継続中の資源配分と環境への適応のプロセスを組織化する。この後者のプロセスの組織化においては、取引費用理論によって議論されたガバナンス・メカニズムが要請されることになる。

## (2) ミクロ・マクロ・ループ論の必要性

契約論アプローチにおいても、また能力論アプローチにおいても、企業と、その外部にあって、それを取り巻くマクロ経済環境（あるいはマクロの制度配置）との相互規定的な関係を分析するための道具立てをもっていない（行論から明らかのように、契約論アプローチではそうした道具立て自体を必要とはしないが）か、そうした分析・議論の企てがあるとしても不十分なままである。

1つの例として、企業と市場の関係を考えてみよう。企業内部における組織化のあり方は、市場という環境のあり方（競争条件の違いや参入の容易さの程度、規制や金融の容易さの程度など）に応じて変わりうるし、逆に、企業は市場に対して能動的に働きかけ、部分的にせよ市場そのものを創り出すという相互規定的な関係にある。また企業を学習装置（Bianchi, (1995)）と定義するとしても、市場もまた重要な学習プロセスである。そこで見出される学習のタイプは、企業内での集団や生産にもとづく学習とは異なることはいうまでもない。これら異なる2つのタイプの学習プロセスの相互の関係をどのように概念化するのか。いずれも、企業組織をめぐるミクロ・マクロ・ループの問題であるといえよう。以上の(1)と(2)の論点はいずれも、企業という存在の概念化に関わるものである。

## (3) 実証研究とのより多くの連携

企業への能力論アプローチは、進化論的企業論の理論的基礎づけを与えるものとして発想されている。それが「進化論」としての性格を真に持つためには、以下のような経験的な疑問に答えうるものでなければならないだろう。

同一の産業内であっても、なぜ企業間に収益性の広範なばらつきが見られるのか。なぜこのばらつきは持続するのか。企業間に成長率格差が生ずるのはなぜか。同一産業内であっても、企業間に境界、戦略、組織構造などの差異があるのはなぜか。(Nelson (1991) ; Foss (2001) ) などがそれである。

(1)(2)でのような概念化の議論だけで、これらの疑問に答えようとしてもそれは困難である。これらの疑問に答えるためには、常識的ではあるが、より多くの実証研究の成果を参照しつつ、理論化（概念化）と実証研究との往復作業的な考察を繰り返す必要があるということになる<sup>32</sup>。

---

<sup>32</sup> 組織能力論にもとづく藤本の一連の実証研究（藤本(1997; 2000; 2001)とボワイエ、フレスノ、清水他による「産業モデル」分析(Boyer et al. eds. (1998); Freyssenet et al. eds. (1998); ボワイエ=フレスノ(2001-02) )、青木に代表されるアーキテクチャー・ベースの産業モデル論（青木(2002)）などが有益である。

## 参考文献

- Alchian, A.A. and Demsetz, H. (1972) "Production, Information Costs, and Economic Organization," *American Economic Review*, 62, pp. 777-795. Reprinted in Putterman, L. (ed.) *The Economic Nature of the Firm: A Reader*, Cambridge University Press.
- Amin, A. and Cohendet, P. (2000) "Organizational Learning and Governance Through Embedded Practices," *Journal of Management and Governance*, 4.
- Ancori, B., Bureth, A. and Cohendet, P. (2000) "The Economics of Knowledge: The Debate about Codification and Tacit Knowledge," *Industrial and Corporate Change*, Vol. 9, No. 2.
- Aoki, M. (2001) *Towards a Comparative Institutional Analysis*, MIT Press. (瀧澤弘和・谷口和弘訳『比較制度分析に向けて』NTT出版、2001年)
- Arrow, K.J. (1962) "Economic Welfare and the Allocation of Resources to Invention," in Nelson, R.R. (ed.) *The Rate and Direction of Inventive Activity: Economic and Social Factors*, Princeton University Press.
- Bateson, G. (1972) *Steps to an Ecology of Mind: Collected Essays in Anthropology, Psychiatry, Evolution, and Epistemology*, Chandler Publishing Company. Reprinted with new "Preface" by Mary Catherine Bateson, University of Chicago Press. (佐藤良明訳『精神の生態学』新思索社、2000年)
- Becker, G.S. (1976) *The Economic Approach to Human Behavior*, The University of Chicago Press.
- Bianchi, M. (1995) "Markets and Firms: Transaction Costs versus Strategic Innovation," *Journal of Economic Behaviour of Organization*, Vol. 28.
- Boyer, R. and Saillard, Y. (eds.) (2002) *Régulation Theory: The State of the Art*, Routledge.
- Boyer, R. et al. (eds.) (1998) *Between Imitation and Innovation: The Transfer and Hybridization of Productive Models in the International Automobile Industry*, Oxford University Press.
- Burton-Jones, A. (1999) *Knowledge Capitalism: Business, Work, and Learning in the New Economy*, Oxford University Press. (野中郁次郎監訳『知識資本主義』日本経済新聞社、2001年)
- Chandler, A.D. (1962) *Strategy and Structures: Chapters in the History of Industrial Enterprise*, MIT Press.
- Chandler, A.D. (1990) *Scale and Scope*, Belknap Press.
- Chandler, A.D. (1992a) "Organizational Capabilities and the Economic History of the Industrial Enterprise," *Journal of Economic Perspectives*, 6(3).
- Chandler, A.D. (1992b) "Corporate Strategy, Structure and Control Methods in the United States During the 20th Century," *Industrial and Corporate Change*, 1(2).
- Coase, R.H. (1937) "The Nature of the Firm," *Economica*, 4. Reprinted in Coase, R.H. (1988) *The Firm, the Market, and the Law*, The University of Chicago Press.
- Coase, R.H. (1988) *The Firm, the Market, and the Law*, The University of Chicago Press.
- Choen, M.D. (1991) "Individual Learning and Organizational Routine," Organizational Routine: Emerging Connections," *Organization Science*, 2.
- Choen, M.D., March, J.G. and Olsen, J.P. (1972) "A Garbage Can Model of Organization Choice,"

- Administrative Science Quarterly*, 17.
- Cohendet, P., Kern, F., Mehmanpazir, B. and Munier, F. (1998) "Routines, Structures of Governance and Knowledge-creating Processes," in Lesourne, J. and Orlean, A. (eds.) *Advances in Self-Organization and Evolutionary Economics*, Economica.
- Conner, K.R. and Prahalad, C.K. (1996) "A Resource-based Theory of the Firm: Knowledge Versus Opportunism," *Organization Science*, 7(5).
- Coriat, B. and Dosi, G. (1998a) "Learning How to Govern and Learning How to Solve Problem: On the Co-Evolution of Competences, Conflicts and Organizational Routines," in Chandler, A.D. et al. (eds.) *The Dynamic Firm: The Role of Technology, Strategy, Organization, and Regions*, Oxford University Press. Reprinted in Dosi, G. *Innovation, Organization and Economic Dynamics*, Edward Elgar, 2000.
- Coriat, B. and Dosi, G. (1998b) "The Institutional Embeddedness of Economic Change: An Appraisal of the 'Evolutionary' and 'Regulationist' Research Programmes," in Nielsen, K. and Johnson, B. (eds.) *Institutions and Economic Change: New Perspectives on Markets, Firms and Technology*, Edward Elgar. Reprinted in Hodgson, G.M. (ed.) *A Modern Reader in Institutional and Evolutionary Economics: Key Concepts*, Edward Elgar, 2002.
- Coriat, B. and Dosi, G. (2002) "Evolution and Régulationary Theories: Similarities and Differences," in Boyer, R. and Saillard, Y. (eds.) *Régulation Theory: The State of the Art*, Routledge.
- Demsetz, H. (1983) "The Structure of Ownership and the Theory of the Firm," *Journal of Law and Economics*, 26, June.
- Denzau, A. and North, D. (1994) "Shared Mental Models: Ideologies and Institutions," *Kyklos*, 47.
- Dosi, G. (1994) "Firm, Boundaries of the," in Hodgson, G.M. et al. (eds.) *The Elgar Companion to Institutional and Evolutionary Economics*, Vol. 1, Edward Elgar.
- Dosi, G. and Marengo, L. (1994) "Some Elements of an Evolutionary Theory of Organizational Competences," in England, R.W. (ed.) *Evolutionary Concepts in Contemporary Economics*, University of Michigan Press. Reprinted in Dosi, G. *Innovation, Organization and Economic Dynamics*, Edward Elgar, 2000.
- Dosi, G., Teece, D.J. and Winter, S.G. (1990) "Les frontières des entreprises," *Revue d'Economie Industrielle*, 1er trim.
- Dosi, G., Teece, D.J., Rumelt, R. and Winter, S.G. (1994) "Understanding Corporate Coherence: Theory and Evidence," *Journal of Economic Behaviour of Organization*, Vol. 23. Reprinted in Dosi, G. *Innovation, Organization and Economic Dynamics*, Edward Elgar, 2000.
- Dorucker, P.F. (1993) *Post-Capitalism Society*, Harper Business. (上田惇生他訳『ポスト資本主義社会』ダイヤモンド社、1993年)
- Eliasson, G. (1990) "The Firm as a Competent Team," *Journal of Economic Behavior and Organization*, 13.
- Fama, E.F. (1980) "Agency Problems and the Theory of the Firm," *Journal of Political Economy*, 88(2).
- Foss, N.J. (1993) "Theories of the Firm: Contractual and Competence Perspectives," *Journal of*

*Evolutionary Economics*, 3.

- Foss, N.J. (1994) "The Two Coasian Traditions," *Review of Political Economy*, 6(1).
- Foss, N.J. (1996) "Knowledge-based Approaches to the Theory of the Firm: Some Critical Comments," *Organization Science*, 7(5).
- Foss, N.J. (1998) "The Competence-based Approach: Veblenian Ideas in the Modern Theory of the Firm," *Cambridge Journal of Economics*, 22.
- Foss, N.J. (1999) "Incomplete Contracts and Economic Organization: Brian Loasby and the Theory of the Firm," in Dow, S.C. and Earl, P.E. (eds.) *Contingency, Complexity and the Theory of the Firm*, Edward Elgar.
- Foss, N.J. (2001) "Evolutionary Theories of the Firm: Reconstruction and Relations to Contractual Theories," in Dopfer, K. (ed.) *Evolutionary Economics: Program and Scope*, Kluwer Academic Publishers.
- Foss, N.J. and Knudsen, C. (eds.) (1996) *Towards a Competence Theory of the Firm*, Routledge.
- Fourie, F.C.v.N. (1993) "In the Beginning There Were Markets?" in Pitelis, C. (ed.) *Transaction Costs, Markets and Hierarchies*, Blackwell.
- Fransman, M. (1994) "Information, Knowledge, Vision and Theories of the Firm," *Industrial and Corporate Change*, 3(3).
- Freyssenet, M et al. (eds.) (1998) *One Best Way? Trajectories and Industrial Models of the World's Automobile Producers*, Oxford University Press.
- Granovetter, M. (1985) "Economic Action and Social Structure: The Problem of Embeddedness," *American Journal of Sociology*, 91.
- Grossman, S. and Hart, O. (1986) "The Costs and Benefits of Ownership: A Theory of Lateral and Vertical Integration," *Journal of Political Economy*, 94.
- Hayek, F.A. (1945) "The Use of Knowledge in Society," *American Economic Review*, 35(4). Reprinted in Hayek, F.A. *Individualism and Economic Order*, Routledge and Kegan Paul, 1949.
- Hodgson, G.M. (1988) *Economics and Institutions*, Polity Press. (八木紀一郎ほか訳『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版会、1997年)
- Hodgson, G.M. (1998a) "Competence and Contract in the Theory of the Firm," *Journal of Economic Behaviour of Organization*, Vol. 35.
- Hodgson, G.M. (1998b) "Evolutionary and Competence-based Theories of the Firm," *Journal of Economic Studies*, 25(1).
- Hodgson, G.M. (1998c) *Economics and Utopia: Why the Learning Economy is not the End of History*, Routledge.
- Jensen, M. and Meckling, W. (1976) "Theory of Firm: Managerial Behaviour, Agency Cost, and Capital Structure," *Journal of Financial Economics*, 3. Reprinted in Putterman, L. (ed.) *The Economic Nature of the Firm: A Reader*, Cambridge University Press.
- Langlois, R.N. (1998) "Capabilities and the Theory of the Firm," in Foss, N.J. and Loasby, B.J. (eds.) *Economic Organization, Capabilities and Co-ordination*, Routledge.
- Langlois, R.N. and Foss, N.J. (1997) "Capabilities and Governance: The Rebirth of Production in the Theory of Economic Organization," DRUID (Danish Research Unit for Industrial Dynamics)

Working Paper No. 97-2.

- Langlois, R.N. and Foss, N.J. (1999) "Capabilities and Governance: The Rebirth of Production in the Theory of Economic Organization," *Kyklos*, 52.
- Leibenstein, H. (1979) "A Branch of Economics is Missing: Micro-Micro Theory," *Journal of Economic Literature*, June.
- Loasby, B.J. (1998) "The Concept of Capabilities," in Foss, N.J. and Loasby, B.J. (eds.) *Economic Organization, Capabilities and Co-ordination*, Routledge.
- Lundvall, B-A. (1998) "The Learning Economy: Challenges to Economic Theory and Policy," in Nielsen, K. and Johnson, B. (eds.) *Institutions and Economic Change: New Perspectives on Markets, Firms and Technology*, Edward Elgar. Reprinted in Hodgson, G.M. (ed.) *A Modern Reader in Institutional and Evolutionary Economics: Key Concepts*, Edward Elgar, 2002.
- Machlup, F. (1946) "Marginal Analysis and Empirical Research," *American Economic Review*, 36, September.
- Machlup, F. (1967) "Theories of the Firm: Marginalist, Behavioral, Managerial," *American Economic Review*, 57(1).
- Machlup, F. (1983) "Semantic Quirks in Studies of Information," in Machlup, F. and Mansfield, U. (eds.) *The Study of Information: Interdisciplinary Messages*, John Wiley.
- Magalhaes, R. (1998) "Organizational Knowledge and Learning," in Von Krogh, G., Roos, J. and Kleine, D. (eds.) *Knowing in Firms*, Sage.
- March, J.G. and Simon, H. (1958) *Organizations*, Wiley.
- March, J.G. and Simon, H. (1993) "Organizations Revisited," *Industrial and Corporate Change*, 2(3).
- Marengo, L. (1994) "Knowledge Distribution and Coordination in Organizations: On Some Social Aspects of the Exploration vs. Exploitation Trade-Off," *Revue Internationale de Systemique*, 7.
- Medema, S.G. (ed.) (1998) *Coasean Economics: Law and Economics and the New Institutional Economics*, Kluwer Academic Publishers.
- Milgrom, P. and Roberts, J. (1988) "Economic Theories of the Firm: Past, Present, Future," *Canadian Journal of Economics*, 21.
- Milgrom, P. and Roberts, J. (1992) *Economics, Organization and Management*, Prentice-Hall. (奥野正寛他訳『組織の経済学』NTT出版、1997年)
- Nelson, R.R. (1991) "Why Do Firms Differ, and How Does It Matter?" *Strategic Management Journal*, 14.
- Nelson, R.R. and Winter, S.G. (1982) *An Evolutionary Theory of Economic Change*, Harvard University Press.
- Nielsen, K. and Johnson, B. (eds.) (1998) *Institutions and Economic Change: New Perspectives on Markets, Firms and Technology*, Edward Elgar.
- Nonaka, I. (1991) "The Knowledge Creating Company," *Harvard Business Review*, Nov.-Dec..
- Nonaka, I. and Takeuchi, H. (1995) *The Knowledge-Creating Company: How Japanese Companies Create the Dynamics of Innovation*, Oxford University Press. (梅本勝博訳『知識創造企業』東洋経済新報社、1996年)

- Nonaka, I. and Konno, N. (1998) "The Concept of "Ba": Building a Foundation for Knowledge Creation," *California Management Review*, Vol. 40, No. 3.
- Penrose, E. (1959) *The Theory of the Growth of the Firm*, Basil Blackwell.
- Prahalad, C. and Hamel, G. (1990) "The Core Competence of the Corporation," *Harvard Business Review*, May-June.
- Polanyi, M. (1958) *Personal Knowledge*, The Chicago University Press. (長尾史郎訳『個人的知識』ハーベスト社、1985年)
- Polanyi, M. (1966) *The Tacit Dimensions*, Routledge and Kegan Paul. (佐藤敬三訳『暗黙知の次元』紀伊国屋書店、1980年)
- Reich, R.B. (1991) *The Work of Nations: Preparing ourselves for 21st-century Capitalism*, Simon and Schuster. (中谷巖訳『ザ・ワーク・オブ・ネーションズ—21世紀資本主義のイメージ—』ダイヤモンド社、1991年)
- Ryle, G. (1949) *The Concept of Mind*, Hutchinson. (坂本百大・井上治子・服部裕幸訳『心の概念』みすず書房、1987年)
- Simon, H. A. (1951) "A Formal Theory of the Employment Relationship," *Econometrica*, 19.
- Simon, H.A. (1976) *Administrative Behavior*, 3rd ed., Free Press. (松田武彦・高柳暁・二村敏子訳『経営行動』ダイヤモンド社、1989年)
- Teece, D.J. and Pisano, G. (1994) "The Dynamic Capabilities of Firms: An Introduction," *Industrial and Corporate Change*, 3(3).
- Vicari, S. and Toniolo, G. (1998) "Errors and Learning in Organizations," in Von Krogh, G., Roos, J. and Kleine, D. (eds.) *Knowing in Firms*, Sage.
- Von Krogh, G., Ichijo, K. and Nonaka, I. (2000) *Enabling Knowledge Creation: How to Unlock the Mystery of Tacit Knowledge and Release the Power of Innovation*, Oxford University Press. (『ナレッジ・イネープリング』東洋経済新報社、2001年)
- Williamson, O.E. (1975) *Markets and Hierarchies: Analysis and Antitrust Implications*, The Free Press. (浅沼万里・岩崎晃訳『市場と企業組織』日本評論社、1980年)
- Williamson, O.E. (1985) *The Economic Institutions of Capitalism*, The Free Press.
- Williamson, O.E. (1996) *The Mechanisms of Governance*, Oxford University Press.
- Williamson, O.E. (2000) "The New Institutional Economics: Taking Stock, Looking Ahead," *Journal of Economic Literature*, 38, September.
- Williamson, O.E. and Winter, S.G. (eds.) (1991) *The Nature of the Firm: Origins, Evolution, and Development*, Oxford University Press.
- Winter, S.G. (1987) "Knowledge and Competence as Strategic Assets," in Teece, D.J. (ed.) *The Competitive Challenge: Strategies for Industrial Innovation and Renewal*, Ballinger.
- Winter, S.G. (1988) "On Coase, Competence and the Corporation," *Journal of Law, Economics and Organization*, 4(1).
- 青木昌彦 (2002) 「産業アーキテクチャのモジュール化—理論的イントロダクション—」青木昌彦・安藤晴彦編著『モジュール化：新しい産業アーキテクチャの本質』東洋経済新報社。

- 青木昌彦・伊丹敬之（1985）『企業の経済学』岩波書店。
- 浅沼万里（1997）『日本の企業組織 革新的適応のメカニズム』東洋経済新報社。
- 荒川章義（2001）「政治経済学と制度の経済学的基礎づけ」九州大学大学院経済学研究院・政策評価研究会編著『政策分析 2001：比較政策論の視点から』九州大学出版会。
- 池田毅（2001）「再考：マクロ分配理論—人的資本理論批判の視点から—」九州大学大学院経済学研究院・政策評価研究会編著『政策分析 2001：比較政策論の視点から』九州大学出版会。
- 池本正純（1984）『企業者とはなにか』有斐閣。
- 磯谷明德（1994）「＜制度の経済学＞と現代経済学の革新」細江・浜砂編『現代経済学の革新と展望』九州大学出版会。
- 磯谷明德（1996）「＜社会経済システムの制度分析＞に向けて—制度の経済学への一視点—」『経済学史学会年報』第 34 号。
- 磯谷明德（2002）「知識・制度・組織能力—企業論の視点から—」『進化経済学会論集 第 6 集』
- 磯谷明德（2003a）「雇用システムの制度的多様性—理論と現実—」佐藤良一編『市場社会の神話とその変革—社会的なこと＞の復権』法政大学出版局。
- 磯谷明德（2003b）「企業組織への契約論アプローチと組織論アプローチ」Discussion Paper No. 2003-5, Faculty of Economics, Kyushu University.
- 今井賢一・伊丹敬之・小池和男（1982）『内部組織の経済学』東洋経済新報社。
- 植村博恭・磯谷明德・海老塚明（1998）『社会経済システムの制度分析—ケインズとマルクスを超えて—』名古屋大学出版会。
- 江頭進（2002）『進化経済学のすすめ』講談社新書。
- 大町慎吾・花田昌宣・平野泰朗（1998）「企業組織と市民社会」八木紀一郎ほか編著『復権する市民社会論』日本評論社。
- 小田切宏之（2000）『企業経済学』東洋経済新報社。
- 金子勝（1997）『市場と制度の政治経済学』東京大学出版会。
- H・サイモン（佐々木恒夫・吉原正彦訳）『意思決定と合理性』文真堂、1987 年。
- 塩沢由典（1997）『複雑系経済学入門』生産性出版。
- 柴田友厚・児玉文雄（2001）「製品アーキテクチャの進化：アーキテクチャから見た技術進化」『一橋ビジネスレビュー』第 49 巻第 3 号。
- 清水耕一（1999）「企業への『政治経済学』的アプローチ」八木紀一郎編『制度の政治経済学の体系化』平成 8 年度～平成 10 年度科学研究費補助金（基盤研究(B)(1)）研究成果報告書。
- 竹村和久（1996）『意思決定の心理—その過程の探求—』福村出版。
- 野中郁次郎（1990）『知識創造の経営—日本企業のエピステモロジー—』日本経済新聞社。
- 野中郁次郎（2001）「総合力：知識ベース企業のコア・ケイパビリティ」『一橋ビジネスレビュー』第 49 巻第 3 号。
- 藤本隆宏（1997）『生産システムの進化論：トヨタ自動車にみる組織能力と創発システム』有斐閣。
- 藤本隆宏（2002a）「戦略論 企業の実力」『日本経済新聞』1 月 25 日～2 月 1 日。

藤本隆宏 (2002b) 「日本型サプライヤー・システムとモジュール化—自動車産業を事例として—」 青木昌彦・安藤晴彦編著『モジュール化：新しい産業アーキテクチャの本質』東洋経済新報社。

藤本隆宏・安本雅典編著(2000)『成功する製品開発』有斐閣。

藤本隆宏・武石彰・青島矢一編 (2001)『ビジネス・アーキテクチャー』有斐閣。

R・ボワイエ/M・フレスネ(清水耕一訳)(2001-02)「機械を変えた世界①～③」No.562-564。

宮本光晴 (1987)『人と組織の社会経済学』東洋経済新報社。

宮本光晴 (1991)『企業と組織の経済学』新世社。

# 企業システムの進化<sup>1</sup>

## ——自動車産業における事例——

清水耕一

進化経済学派による企業の進化に関する主要な議論は、進化の経路依存性（path dependency）と進化経路のバイファケーション（bifurcation）である。

進化経済学派にしたがえば、企業の進化は企業特殊の資産である「ルーティーンの束」＝コア・コンピテンスと、学習によるコア・コンピテンスの蓄積＝発展にもとづいている。すなわち、企業の進化は企業自身の過去の経験と学習によって形成されたコア・コンピテンスに依存しているのであり、その意味で経路依存であると言われている。その上で、進化経済学派は進化そのものを漸進的な進化とバイファケーションを伴う進化を区別している。前者はコア・コンピテンスに変化の無い進化であり、後者のケースはコア・コンピテンス自身がシフトする進化である。ここでコア・コンピテンスのシフトとは、企業活動においてコア・コンピテンスの周囲にそれを補完するものとして発展する副次的コンピテンスが、企業環境に、したがって市場において、この副次的コンピテンスに対する「テクノロジー機会」が出現するとき、企業にとっての新しいコア・コンピテンスになることである（Dosi/Teece/Winter [1990]）。進化経路のバイファケーションが語られるのは、このようなコア・コンピテンスがシフトする進化についてである。

私は別稿<sup>2</sup>において、このような理解がテクノロジー中心主義である点を指摘し、進化経済学派の「ルーティーンの束」としての企業観ではなく、企業という組織を構成する社会関係と、利害関係を異にする経済主体間の「制度化された妥協」としての制度＝「ルール」を重視して企業を「制度の束」として捉え、企業をこのような「制度の束」としての企業システムと、「制度の束」のガバナンス様式を規定する利潤戦略とを統一した「産業モデル」の観点から分析することを提案した。すなわち、企業システムは一定の製品開発体制、一定の労使関係と労務管理システム、対サプライヤー関係を含む一定の部品供給体制、一定の販売体制＝対ディーラー関係といった相互に補完的な諸関係からなっている。この企業システムは一定の利潤戦略（製品戦略を含む）によってガバナンスされているのであり、こうした企業システムと利潤戦略の全体が、産業モデルである。

---

<sup>1</sup> 本稿は企業の進化経路のバイファケーションという新たな視点から清水 [1996] を大幅に加筆修正したものである。前稿についての野村正實氏のコメント（野村、1996）は納得できるものであり、本稿の執筆においては同氏の問題提起を受け入れ、企業進化における労使関係の重要性を前面に出している。ただし、私は、労使関係の重要性を認識したうえで、企業システムを考える場合、対サプライヤー関係、対ディーラー関係等その他の社会関係をも視野に入れなければならないという立場をとっている。

<sup>2</sup> 清水耕一「企業への『制度の政治経済学』的アプローチ」、八木紀一郎編『制度の政治経済

本稿はこの産業モデル・アプローチによるわれわれの自動車産業における進化経路の実証研究（Freyssenet/Mair/Shimizu/Volpato [1998]）から得られたファクト・ファインディングに基づいて、企業の進化、特に進化経路のバイファケーション問題に一定の解答を与えようとするものである。進化経済学派の理論との対比で言えば、産業モデル・アプローチにおいては、一つの産業モデルが支配するかぎり企業の進化は漸進的であり、進化経路のバイファケーションは一つの産業モデルが危機に陥り、新たな産業モデルが選択されることを意味する。この場合、進化経路のバイファケーションを産業モデルのイノベーション（特に組織イノベーション）であると言えることができる。したがって、イノベーションは企業を襲った危機的状況によって引き起こされるという Nelson/Winter [1982] の主張は、一般的には認められてよい。しかし、この危機的状況とは何かということが問題である。さらに、経営危機は必ずしも進化経路のバイファケーションを生まない。すなわち、経営危機はバイファケーションの必要条件であるが、十分条件ではない。危機的状況において企業の進化経路にバイファケーションが起こるか否かということは、企業システムを構成する社会関係、とくに経営側の姿勢と労使関係のあり方に強く依存しているのである。

以下においては、まず第 I 節においてそれぞれの時代において理論的最適モデルと考えられているフォード主義的産業モデル・パラダイムとリーン生産モデル・パラダイムの内実を示したうえで、第 II 節において経営危機と進化経路のバイファケーションとの関係、第 III 節において社会関係に基づくイナシアによる産業モデルのハイブリッド化とバイファケーションの阻止の事例を示すことにする。そのうえで、最後に企業システムの進化に関する一般的結論を引き出すことにする。

## I フォード主義的パラダイムとリーン生産パラダイム

次節からの議論の理解を容易にするために、本節においては戦後の自動車産業における支配的産業モデルあるいは社会技術パラダイムの変遷を簡単に見ておこう。大ざっぱに言えば、戦後 30 年間の自動車産業は標準化商品の大量生産と規模の経済の追求を特徴とするフォード主義的パラダイムが支配していた。ところが、石油ショック前後からフォード主義的企業は徐々に危機に陥り、80 年代の日本的経営ブームと 1990 年に出版された『リーン生産方式が、世界の自動車産業をこう変える』（Roos, Womack, Jones [1990]）によってリーン生産ブームが起こり、世界の多くの自動車メーカーがリーン生産をポスト・フォード主義の支配的モデルと考えるようになった。したがって自動車産業においては、80 年代および 90 年代にフォード主義的パラダイムからリーン生産パラダイムへのシフトが進んだかのような外観が存在する。

ところで、このフォード主義的パラダイムおよびリーン生産パラダイムについては、一

---

学の体系化』（文部省科学研究費助成研究報告書、1999 年）

定の注意が必要である。実際、ここで言う、あるいは一般に理解されているフォード主義的産業モデルは、ヘンリー・フォードの産業モデルではなく、いわばフォード・モデルの特徴と GM のスローン・モデルの特徴およびアメリカ経済における一般的な賃労働関係の制度化とが混合されたモデルである (Boyer/Freyssenet [1999])。またリーン生産モデルは、トヨタ生産システムを基礎としながらも、他の日本メーカー (ホンダ等) の構成要素を混合しているからであり、厳密に見れば、企業システム内の制度間に補完関係が存在することから、この理論的混合モデルが現実にもうまく機能するという保証は存在しない。とはいえ、両モデルは一定の時期に支配的な社会技術パラダイムの地位を獲得し、このパラダイムを採用した企業は同一のパラダイム内に属しながらも企業特長的な社会関係にもとづく独自の産業モデルを形成することになる。したがって、以下においては、後の議論に必要なかぎりでのパラダイムとしてのフォード主義モデル (フォード・モデルとスローン・モデル) とリーン生産モデルの特徴を産業モデルの視点から簡潔に示しておこう。

### 1.1 フォード主義的産業モデル：現実とパラダイム

Boyer/Freyssenet [1999] が簡潔に整理するところによれば、ヘンリー・フォードのオリジナルな産業モデルは以下のような特徴を持っていた。

フォードのガバナンス様式は個人 (ヘンリー・フォードその人) の独裁的権力のもとでの中央集権的決定 (管理業務における分業の未発達と結びついている) という家父長的モデルそのものである。利潤戦略は、標準化された製品 (T 型フォードについて A 型フォード) の生産量を最大化することによって規模の経済による利益を増大させることであつた。よって、ターゲットとなる市場は単純で廉価な製品市場であり、販売量を増大させるための主要な戦略は価格の低下 (これ自体、規模の経済によって可能となる) であり、そのために、工場内の分業および労働の細分化が推し進められた。この利潤戦略の結果として、垂直的統合と中央集権的管理が積極的に推し進められる傾向があつた。

賃労働関係は、流れ作業および機械化による要請と、家父長的な労働者統合政策によって特徴づけられる。すなわち、「ファイブ・ダラーズ・デイ」(1914 年) および各種のFRINGE・ベネフィットは、過酷な流れ作業による高い離職率に対する対策として、つまり労働者の定着化のために導入されたのである。企業システムの他の構成要素、すなわち製品開発、製造、販売もまた同じ原理によってガバナンスされている。開発された製品のライフサイクルは長く (T 型フォードや VW のビートル)、開発部門は製造工程を単純化して製造コストを低下させるためにマイナーなモデル・チェンジを行ったり、新規需要を開拓するためにボディのデザインを修正するに留まっている。製造工程については、製造時間を短縮するために、原材料生産から最終組立工程までを垂直的に統合するのが理想であつた。そしてコンベアーによる組立作業と部品供給を同期化した「流れ生産」が理想的な生産システムであり、機械化は細分化された作業の専用機による代替を原理として、主に生産性上昇にとってのボトル・ネックを解消するために進められた。販売に関してもフォー

ドは専売制によって、そしてまた T 型フォードに対する需要の大きさを背景として、ディーラーを中央集権的に、しかもしばしば威圧的手段を通じて管理していた。

こうして、このモデルにおいては、販売量が低下した場合には価格を引き下げて販売量の増大をはかることになる。すなわち、価格低下→販売増加→生産量の増大→生産性の上昇→販売価格の低下という好循環が機能すると期待することになる。

したがって、フォードの産業モデルの構成部分間には制度的補完関係が存在するのであるが（必ずしも不可欠ではない制度が存在したにしても）、こうした産業モデルが一定の期間に成功するためには、このモデルがマクロの経済社会的環境と、特に製品市場と労働市場の在り方と適格的であるということが必要であった。20 世紀初頭のアメリカ資本主義においては、熟練労働力不足のゆえに熟練労働者の交渉力が強く、生産の合理化と管理強化に抵抗していたが、他方で、移民の大量流入によって不熟練労働力が大量に供給されていた。フォードの流れ作業はこうした大量の不熟練労働力の雇用に適合し、高い失業率にもかかわらず、労働力を確保できた（ただし、1910 年代前半において平均 3 ヶ月で離職するという現状に対して、高賃金による労働者定着政策を実行せざるを得なかった）。また、自動車市場は大衆市場が急速に発展しつつある時代であり、標準化された低価格の乗用車がこうした市場に適合していた。したがって、生産量増加→生産性上昇→価格低下→販売増加→生産量増加という好循環が機能しえたのである。

ところが、1920-30 年代における経済社会環境の変化、とくに賃労働関係と市場構造の変化によってこのフォード・モデルは不適合なものになり、代わって、フォードに支配された自動車市場においてシェアを拡大するために行われた GM のスローンの産業モデルが支配的なモデルになった。この時期のアメリカ資本主義の急速な発展（所得水準の上昇および都市化・賃労働者化の進展）によって、消費者は次第により洗練されたモデルを求めようになり、他方では、第一次世界大戦後からの労働運動の昂揚によって家父長的な労使関係から交渉に基づく労使関係への転換が生じた（その背景には政府による労働組合の承認がある）。スローン・モデルはこのような経済社会環境の変化に適合したモデルであった。

スローンの基本的な利潤戦略は、所得階層ごとに品質・価格について差別化された乗用車を生産・販売することで販路を拡大し、製品ライン内での買い替えと、さらに年々の外観だけのモデル・チェンジによって買い替え需要を促進することにあつた。こうした製品戦略と、それによって多様化された製品の大量生産をガバナンスするために、企業システムのイノベーションが行われた。

事業部制の導入は所有と経営の分離を促進するとともに、関連部署とトップ・マネジメントの間での決定権限の分担がおこなわれ、事業部に一定の決定権限を移譲し、トップ・マネジメントは複数事業部の活動のコントロールと事業部間のコーディネーションを、集団的かつテクノクラートの行うようになった<sup>3</sup>。このトップ・マネジメントによる事業部のガバナンスにおいては利潤が主要な指標となり、この指標に応じて事業部間への資本配分が決定された。

<sup>3</sup> 事業部制については Chandler [1987] の簡潔な説明を見よ。

生産に関しては、フォードの流れ作業が基本であり、各事業部はフォード・モデルのように規模の経済によって利潤増加を図ることになるが、しかし年々のモデル・チェンジのために（たとえ外観だけのモデル・チェンジであっても）、フォードの専用ラインとは異なっていて頻繁なモデル・チェンジに対応できる製造ラインおよび汎用機が要求されるようになった。また製品の多様化によるコスト上昇圧力（明らかに単一生産物の大量生産よりもコストは高い）を吸収するためにモデル間での部品の共通化が進められるとともに、部品の多様化のコストを吸収するために外部サプライヤーの活用も図られた。したがってフォード・モデルほどには垂直的統合は追及されない。こうして、購買管理あるいは外部サプライヤーとの取引契約管理が重要性を持つようになった。この面でのスローン・モデルの特徴は、外注部品のシェアが小さい割に外部サプライヤー数が非常に多く、取引契約が主に価格を指標としたスポット取引的性格を持っていることである。さらに、製品の多様化は多様化された製品の販売のための販売網（専売制、フランチャイズ制、テリトリー制<sup>4</sup>)の整備と管理を必要とした。

賃労働関係においては、大不況期の1930年代に労働側の攻勢によって、職場における問題を解決するための苦情処理手続きの導入、職務に対する労働者選抜や解雇に関する経営側の自由裁量を制限するためのセニョリティ・システム（先任権制度）が導入されるようになっていたが、労使関係の方向を決定づけたのは1946年のGMとUAW（全米自動車労組）との間に結ばれた協約である。この協約によって、労働側は経営側の「経営権」を承認するとともに、「生産性基準交渉」制度に合意し、以後、賃金に関する団体交渉は労働生産性の上昇から生じる所得の配分を巡る交渉となり、パターン・バーゲニング（結局は賃金上昇率イコール物価上昇率プラス生産性上昇率分配分であり、交渉はこの分配分を巡って行われることになる）が定着することになる（Gordon/Edwards/Reich [1982]）。こうして生産性上昇→実質賃金上昇→需要拡大→生産性上昇という「フォード主義的好循環」を可能とする資本賃労働間妥協が制度化されたことになる。よって、しばしばフォード主義を特徴づけるものと考えられた労使間妥協は実はスローンの産業モデルの制度的構成要素なのである。

以上に見たように、フォード・モデルとスローン・モデルは同じ大量生産モデルであるとはいえ、その構成要素には「大きな対立」(Boyer/Freyssenet [1999])が存在しているのである。とはいえ、以上は歴史的な存在としての二つの産業モデルであって、両者が混在してフォード主義的社会技術パラダイムが生まれる。標準化された商品の大量生産と規模の経済の追及、流れ作業と労働の細分化による不熟練労働力の大量雇用、生産性上昇のための細分化された労働の専用機による代替を進める「機械化原理」(Aglietta [1976])、経

---

<sup>4</sup> アメリカの自動車産業においては1920-30年代から自動車メーカーによるディーラーに対する「押し込み販売」などの不正な対ディーラー政策が問題になり、60年代末までに専売制やテリトリー制が反トラスト法によって禁止されるようになった。その結果、フランチャイズ制は残るが、メーカーはディーラーに自社製品の専売や販売テリトリーを強制したりすることはできなくなっている。ただし多くのディーラーはなお自社製品の専売を行っている。この点については塩路/キリー [1994] 第2章、第4章を見よ。

営権の承認と労働生産性上昇分の労働への分配という労使間妥協、高い垂直的統合度とサプライヤーとのスポット取引的契約、フランチャイズ制を基礎とする販売網等が、いわばパラダイム化されたフォード主義的産業モデルの構成要素となる。フォードもスローンもそれぞれの時代におけるイノベーターであったが、追随者はそれぞれのマクロの経済社会環境のもとで、またそれぞれの企業に固有の社会関係、とくに労使関係を基礎に、パラダイムとしてのフォード主義的産業モデルを導入することになる。同じことはリーン生産モデルについても当てはまる。というよりも、リーン生産モデル自体がトヨタ生産システム、われわれが「継続的原価低減モデル」と呼ぶ産業モデル (Freysenet/Mair/Shimizu/Volpato [1998]、Boyer/Freysenet [1999]) の一種のカリカチュアである。

## 1.2 リーン生産パラダイム

「リーン生産」という言葉は、Roos/Womack/Jones [1990] の造語であるが、「リーン」(贅肉を落とす) という言葉が示すように、コスト削減を追求した生産システムを意味している。したがって、トヨタの産業モデルあるいは継続的原価低減モデルを暗示している (著者たちはこのモデルを一般化するために「リーン生産」という用語を作った)。しかし、Roos/Womack/Jones [1990] の示すモデルは、トヨタ・モデルの核心を示していないばかりか、製品開発に関してはホンダをモデルとしているように、トヨタ・モデルと異質な構成要素を混在させている。しかし、利潤戦略について見れば、トヨタの利潤戦略は原価低減に重点が置かれ、ホンダの利潤戦略は三菱自動車と同じように製品イノベーションに重点が置かれている (このモデルはヒット商品の開発に大きく依存している)。われわれは、以下において80年代末までのトヨタの産業モデルを簡単に説明したうえで (詳しくはShimizu [1999])、パラダイムとしてのリーン生産モデルについて再論しよう。

トヨタ産業モデルにおける利潤戦略の核心は製品開発段階 (原価企画) から製造段階 (原価低減および能率向上のための改善活動) までの原価低減活動にある。いわば、原価低減活動が企業システムのガバナンスにおける骨格なのである。なお、トヨタの生産システムはジャスト・イン・タイムと自動化で有名であるが、この二つは原価低減のための二つの柱 (手段) であって、それ自体が自己目的ではない。

トヨタ・モデルにおける製品開発体制は主査制度とマトリックス組織、および開発段階からのサプライヤーおよび製造部門の参画 (サイマルテイニアス・エンジニアリングあるいはコンカレント・エンジニアリング) によって知られているが、この開発段階において組み立て易い車両設計が行われ、品質が保証されるばかりでなく、システムティックに目標原価の作り込み (VE) が行われているのである。

トヨタの商品戦略はスローン・モデルと同じく、製品の多様化によるフル・ライン政策であるが事業部制ではない。また資本と経営の分離は自明のことであり、逆に株式所有の分散と株式の相互所有および安定株主政策によって株主は経営にほとんど影響力を持たない。またメインの取引銀行は存在するにしても、企業活動をモニタリングしたりコントロ

ールする青木 [1989] の意味でのメイン・バンクは存在しない (70 年代中頃から無借金経営を維持するとともに、トヨタの資金力が金融機関の資本を上回るようになった)。このモデルの企業システムは以下のようなものである。

労使関係は企業内組合と経営側との間の協調的労使関係であるが、労使双方の行動を制約する労使間妥協として 1962 年の労使共同宣言が存在する。これは、労使が相互信頼をもとに協力して生産性の向上を図り、生産性の向上分を労使間で配分する (労働側について言えば生活水準の向上) というものである。つまり、目的はフォード主義的労使間妥協と同じ (生産性上昇分の配分) であるが、力点は目的実現のための相互信頼と協力関係に置かれている。この相互信頼は労使間のみではなく、対サプライヤー関係、対ディーラー関係においても重視されている。

労務管理上は、日本企業に一般的な長期雇用、査定による内部昇格および昇給が行われているが、賃金制度は独自のものである (野村 [1993])。標準賃金は、基本的には基本給と基本給に生産手当支給率を掛けた生産手当でかなり、生産性向上分が生産手当支給率に反映される仕組み (プロフィット・シェアリング) になっている。年々の賃上げは春季賃金交渉に基づいて行われているが、この特殊な賃金制度によって春季賃上げ額は物価上昇率や経営指標のみでなく、前年の生産性向上分 (生産手当の平均支給率) をも反映したのになっている。したがって生産手当では生産性向上へのインセンティブであると言えるが、同時に経営による製造部門の能率管理 (労務費管理) 指標となっている。こうして製造部門における職制による生産性向上のための改善活動が組織される。ただし、個人の賃金レベルは基本的には職層に基づき、春季平均賃上げ額は職層毎に差異化されて配分され、その上で査定によって個人の賃上げ額が決定されている。したがって個人のライフ・サイクルにとっては職層昇格が基本的に重要である。

組立ライン自体はフォード的ラインであり、当然のこととして規模の経済が追及される。60 年代までは専用ラインによって規模の経済を追求していたが、70 年代からの製品の多様化のもとで規模の経済を追求するために組立ラインは混流ライン化された。作業は標準作業に基づいて行われ、ジョブ・ローテーションによって作業員は多能工化するが、生産性向上のための改善活動 (少人化および基準時間の短縮) と速いライン・スピード (1 分ラインが標準) のために、組立部門の作業は短いサイクル・タイムでの西欧メーカーに比べて高密度の作業になっている。日々の生産は生産計画の達成のために残業労働が利用されるが、工場間の生産量格差による人員の過不足については応受援制度によって調整が行われている。

作業編成は組を単位として行われるが、トヨタにおいては組を単位として行う労働が「チームワーク」ではない (この言葉は、組内での協力関係のみではなく、社内の様々な部署間の協力関係を示すものであり、その意味で部署間の隔壁を否定する用語になっている)。小池 [1991] の言う「ふだんの作業」と「ふだんとちがった作業」(異常処置) については明確な分業が存在し、ライン労働者が異常処置をすることはない。ライン労働者は異常が発生した場合、ラインをストップさせて職制を呼び、職制が異常処置をすることになってい

る。一般作業員のおこなう改善提案やQCサークルといった自主的改善活動は、原価改善あるいは能率向上を直接目指した活動というよりも、一般作業員の改善マインドの形成や、改善の意味を教えるといった教育の場であるとともに、またQCサークルにおいてはコミュニケーション能力や問題解決のための活動の組織といった組織能力の形成の場になっている。いわば、これらの自主的改善活動は、職制に必要な能力を養成するという機能を持っているのである。

カンバン・システムはもちろん在庫管理の手段であるが、それ以上に、少ない在庫で生産を組織するための情報システムであり、様々な生産工程間のコーディネーション手段である。それと同時に、カンバン・システムは生産の流れにおけるボトルネック（カンバン＝情報の滞留箇所）の発見手段でもある。ただし過剰生産能力による製造コストの上昇を抑制するために、生産は月々平準化されている。この平準化の要請によって、トヨタとディーラーとの間の特殊な取引関係が生まれる。

トヨタは年々、過去の実績と将来の需要予測にもとづいて、年間生産・販売計画を作成する。ディーラーもまた自社の販売計画を作成し、両者間における交渉によって各ディーラーの年間販売計画が確定する。ディーラーの毎月の販売計画はこの年間計画にもとづいて、しかも実際の需要動向を考慮して作成され、各ディーラーの販売計画がトヨタ内で調整され、各ディーラーの車種別月間予定販売量が確定しする。このとき同時にサプライヤーに対する月間発注量が確定する。したがって、企業システムの境界（販売）においては、トヨタ生産システムはプル・システムではなく、プッシュ・システムになっている。すなわち、ディーラーはトヨタに約束した販売量を実現するために販売活動を行うのである。これに対して、製造部門（サプライヤーも含む）は月間の予定販売量にもとづいて生産計画を立て、生産を行うことになる。ただし、計画生産量と実際の販売量とを乖離させないために、トヨタは旬間オーダー・システムによって生産の数日前までのスペック変更を認め、また生産量の微調整が行えるようにしてある。この微調整は、カンバン・システムを通じて行われる。つまり日々の生産は生産指示カンバンに従っておこなわれ、この意味で製造部門はプル・システムになっている。したがって、ディーラーとの関係も含むトヨタ生産システムは受注生産ではなく、現実の需要を考慮して調整できる計画生産になっている。

サプライヤーとの関係においては、同一部品の複数発注、アメリカの自動車メーカーに比べて遥かに少数のサプライヤーとの長期取引関係あるいはパートナーシップが注目されているが、ここでは取引関係がルールにしたがって行われ、プロフィット・シェアリングが制度化されていることを強調しておこう。開発段階からの参画時のサプライヤーの改善提案に対する報酬制度（VE提案報酬制度）および開発後の改善提案（VA提案報酬制度）という品質向上および原価低減のための技術進歩に対するインセンティブが存在する（浅沼[1984]）。他方、部品の取引価格は開発段階の終わり頃に決定されるが、価格は6ヶ月ごとに当事者間の交渉によって見直される。つまり、トヨタ側から言えば取引価格の低下をサプライヤーと交渉することになる。この価格低下にはルールに基づいて自動的に行われ

るもの（VE・VA 提案報酬部分の切り下げ）と、トヨタによるサプライヤーの製造費の見積もりにもとづいて交渉によって切り下げられる部分が存在する。つまり、サプライヤーは、生産能率の向上によって当初見積原価より低い原価で製造することができ、この部分がサプライヤーの超過利潤を形成する（超過利潤というのは、当事者間で慣行にしたがって決定されているマージン率を超える利潤部分である）。価格交渉のターゲットになるのはこの、いわば「隠された利潤」部分である。トヨタの交渉力は原価の評価能力に依存しているため、交渉は技術力に左右される。いわゆる「ブラック・ボックス・パーツ」のサプライヤー（および承認図サプライヤー）は、したがって交渉において有利な立場に在り、逆に貸与図サプライヤーは弱い立場にある。この点、トヨタは貸与図メーカーにも成長能力を保証するために、一定の余力（利益）を残すようにしていると言われている（浅沼、1997）。また複社発注は、部品供給がストップするリスクを回避するためというより、同種部品の原価比較と、技術開発および原価低減におけサプライヤー間競争の促進を目的にしていると見做すことができる（Shimizu、1999）。部品供給価格の交渉は一定の紛争の場であり、トヨタの価格切り下げ要求をサプライヤーが常に一方的に飲むという関係にはなっていない。切り下げ要求には合理的理由が必要であり、サプライヤーが納得する必要があるのである。日常的な取引が、月間確定発注量をもとに日々の発注量を調整するカンバン・システムによって行われてるとい受発注制度に加えて、上記のような制度＝ルールを通じて対サプライヤー関係はガバナンスされているのである。

販売分野では製品の多様化に対応して 5 系列の販売網（販売系列）をもち、各販売系列は販売部門（国内営業部門- ただし工販統合以前はトヨタ自動車販売）の系列別の車両部によって管理されている。トヨタとディーラーの取引は先に見たように、予定販売量を確定するための交渉をもとに行われる。ディーラーはこうして計画販売量を実現するために販売活動を行うのである（しかも一定のストックをもって販売する）。販売方法についてみれば、日本メーカーの欧米に比べた特徴はセールスマンの訪問販売のウエイトが大きいことであるが、トヨタの場合、60 年代後半から顧客情報ファイルが作成・管理されるようになり、買い替え時期、車検時期、潜在的ユーザー等に関する情報を把握するとともに、ユーザーの嗜好や苦情をファイルし、製品開発にフィードバックするようになっている。この顧客情報管理システムによって、トヨタの製品開発は販売部門の提示するニューモデルのイメージやスペックおよび販売価格をもとに進められることになる。このことは、トヨタの開発車種が大衆の嗜好に適合したものになるという長所をなすと同時に、逆にイノベティブな製品開発が行われにくいという短所にもなっている。なお、顧客満足を重視するというトヨタの政策は、トヨタ自動車販売の企業文化から生まれたものである。事実、トヨタ自販の基本政策は第一にユーザー、第二にディーラー、そして最後にトヨタの利益を重視するというものであった。トヨタのディーラーの多くは地場資本であるが、ディーラーに対しては販売インセンティブ、各種の表彰制度等を通じてディーラーの忠誠心を引き出している<sup>5</sup>。とはいえ、ディーラーとトヨタとの関係は、ディーラーがトヨタに完全に従属し

<sup>5</sup> このような報償金を伴わない表彰制度は効果が無いと考えられるかもしれないが、ヨーロッ

ているというわけではなく、販売実績という交渉力によって販売報償金（インセンティブ）を要求するなど利害対立を含むものであるが、労使関係、対サプライヤー関係におけると同様に相互信頼を基礎に取引関係がガバナンスされている。

以上に見たように、トヨタ産業モデルは原価低減を企業システムのガバナンスの骨格として、システムを構成する諸部分は様々な制度＝ルールを通じてコーディネートされている。Roos/Womack/Jones [1990] は、トヨタ産業モデルの骨格である原価低減システムを看過したうえで、各パーツの特徴（他社のパーツも混入して）を寄せ集めてパラダイム化したものである。このパラダイムの構成要素は以下のようであろう。

主査制によるエンジニア部門のチームワーク（ホンダ的）、およびコンカレント・エンジニアリング（サプライヤーおよび製造部門の参画）による短い開発期間（よって低い開発コスト）と、新車生産の速い立ち上げ。カンバン・システムあるいはジャスト・イン・タイム納入による在庫圧縮とコスト低減。労働者のチームワークと参画（改善活動）による品質と生産性の向上。サプライヤーとの長期的取引とパートナーシップを基礎とした部品の品質向上と価格低下。ただし、販売に関してはセールスマンによる販売は販売コストを上昇させる（この点、日本の販売システムはリーンではない）ことから、店舗販売を理想とし、店舗レベルで顧客情報を把握・管理するのがベターである。さらに、トヨタ生産システムを受注生産と誤解していることから、オン・ライン受注制度を選択すべきだということになる。

一般にパーツの効率性は全体の効率性を保証しないが、Roos/Womack/Jones [1990] はフォード的産業モデルに対するリーン生産モデルの優位性を、「統計」を利用して説明したことから、世界の自動車メーカーの経営陣に影響力を持った（例えば、Lévy [1992]）。<sup>実際</sup>は、欧米自動車メーカーによる「日本モデル」の模倣は1980年代の初めから始まっている（欧米メーカーの日産座間工場参りもこの頃である）。その背景には、第一次石油ショック以降、ユーザーが低燃費の小型車を求めたこと、自動車市場の成熟によって国際間競争が激化し、価格品質競争力が重要になり、日米間および日欧間において品質格差が目立つようになったことである（ただし、ボルボ、ダイムラー・ベンツ、BMW、VWはもともとから高品質政策を採っていた）。この「日本モデル」の模倣は成功したとは言えないが、Roos/Womack/Jones [1990] はリーン生産モデルを21世紀初頭のOne Best Wayとして示すことによって、このような「日本モデル」の模倣に保証書を与えたのである（Lévy [1992]）。さらにまた、同書は「日本モデル」に懐疑的なメーカー（フィアット、ボルボ、VWなど）にも影響力を及ぼすことになった。事実として80年代に日本メーカーの国際競争力を背景として「日本モデル」が新たな支配的パラダイムになったのであり、Roos/Womack/Jones [1990] はこれをリーン生産としてモデル化し、定型化された社会技術パラダイムに仕立て上げたのである。

ところで、「日本モデル」というようなものは存在しない。同一の経済社会環境のもとで

---

パにおいてもディーラーに対するインセンティブとしての役割を發揮している。この点については野々垣 [1998] を見よ。

共通の性格あるいは特徴（安定株主を基礎にしたコーポレート・ガバナンス、企業内組合、長期雇用、内部昇進と「年功的」賃金体系、企業年金・退職金制度等、サプライヤーとの長期取引、系列販売網）を持っているが、各社の企業システムおよび利潤戦略には差異が存在するのである（Freysenet/Mair/Shimizu/Volpato [1998]）。したがって、欧米メーカーが「日本」化を行う場合、導入するものは学習先の日本メーカーによって異なることになる（フォードにとってのマツダ、クライスラーにとってのホンダと三菱自動車、ルノーにとってのトヨタ、VWにとっての日産）。すなわち、リーン生産パラダイムが支配的になったとはいえ、現実には多様な「日本化」が行われ、またこうした「日本化」に対する労働側の拒否が生まれる（Parker/Slaughter [1988]）。また現実はこのように多様であり、また問題を孕んだものであるが、80年代には産業モデルに関する支配的パラダイムがフォード主義的パラダイムからリーン生産パラダイムにシフトしたと考えるのも良いであろう（ただし、Roos/Womack/Jones [1990]のように新パラダイムの採用が企業の成功を保証するとは、決して言えない）。ただし、このパラダイムの本質は「贅肉を落とすこと」、すなわちコスト削減に置かれていると理解される傾向が在り、基礎となったトヨタ・モデルに存在するコスト削減のためのルール=制度は無視されている。例えば、カンバン・システムは単なる在庫削減の道具として理解され、また対サプライヤー関係では強制的な部品納入価格の切り下げが行われている。

このことを確認したうえで、次節において、われわれの実証研究（Freysenet/Mair/Shimizu/Volpato [1998]）に基づいて、個別企業における進化経路のバイファケーションが発生する事情、すなわち経営危機とパラダイム・シフトとの関係を検討することにしよう。

## II 経営危機と進化経路のバイファケーション

パラダイム・シフトあるいは進化経路のバイファケーションを促す経営危機としては労働の危機（労働力不足および労使紛争）とその他の経営危機を区別できる。マルクス主義的発想に基づく過去の諸研究は、技術進歩あるいは管理様式の移行を資本による労働支配の観点から説明してきた（Gordon/Edwards/Reich [1982]）。しかし、問題はそれほど単純ではない。確かに、60年代末からヨーロッパにおいて顕在化したフォード主義的産業モデルの危機とその後の企業の進化の動因には労働問題が存在している。しかし労働問題が企業の労務管理の一定の方向への進化を促進するとしても、そのことによってパラダイム・シフトが起こるとは限らない。以下では、主要メーカーにおける労働の危機および経営危機に対する対応を示すことによって、この点を確認しよう。

### 2.1 労働の危機とパラダイム・シフト

労働の危機には労働力不足と労使紛争という二つの形態が存在する。

### 労働力不足：ボルボとトヨタ

ボルボが1974年にカルマル工場においてベルトコンベアを廃止して労働の人間化のための実験を進めた原因は、労働市場の逼迫と流れ作業に対する抵抗から1960年代末に顕在化した高い欠勤率・退職率および求人難であった。ただし、労働力不足や流れ作業への抵抗が直ちにベルトコンベアの廃止という選択をさせるわけではない。同じ経済社会環境にあったサーブは、1972年にエンジン組立工場においてコンベアを廃止し、自律的作業班を導入したのであるが、最終組立工程については1980年代末までフォード主義的労働組織を維持した。すなわち、最終組立工程におけるベルトコンベアの廃止はボルボ経営陣の問題認識と決定によるものであった（赤岡 [1989]）。同じ現象は日本のバブル期に生じた。新規労働力人口の低下と若年層の3K労働の忌避による労働力不足に対して、自動化によって解決しようとするメーカーと、組立工程の在り方そのものを見直そうというメーカーが存在した。トヨタは当初は自動化による解決を目指したが（田原第4工場）、組立職場の在り方に関する労使間協議を経て、労働力不足は構造的であり、組立職場の在り方を変えなければ労働力不足問題を根本的に解決できないという考えから、トヨタ自動車九州の工場建設に際して労働の人間化を進めた組立工程を開発している（清水 [1995b]）。しかし、ボルボとトヨタの違いは、ボルボのカルマル工場の実験が経営側の一方的イニシアティブによって進められたものであるのに対して、トヨタの場合には労使間協議の結果として経営側が「魅力ある職場づくり」を全社方針として決定したことである（清水 [1995a]）。したがって、ボルボの実験は主要工場であるヨーテボリ工場の労働組合の支持も得られず、孤立した実験に留まった（カルマル工場とウッデバラ工場）。主要工場ではフォード主義的大量生産を続け（労働組合も既存の労働様式を支持）、しかも80年代末からの販売低下による経営の悪化によって、上記の実験を放棄し、リーン生産を追求することになった（Berggren [1998]）。このように、ボルボによるフォード主義モデルに対する代替モデルの模索は孤立した「実験」止まったのであり、結局は自ら新しい産業モデルに移行することはできなかった。これに対して、トヨタの場合には、新たな労使間妥協に基づいて、組立ラインと労働様式のみではなく、企業システムを構成する諸制度（能率管理、賃金制度、労務管理様式、開発体制、サプライヤー選別方式等）の改革へと進んだのである。

よって、労働力不足は生産システムのラディカルなイノベーションを誘発する可能性を持っているが、それ自体として必然的に異なった生産システムへの移行をもたらすものではない。また、進化経路の変更がどのように決定されたのかということが、つまり労使間妥協として決定されたのか、あるいは経営側が一方的に決定したのかということが、新たな進化経路自体の存続可能性（viability）を左右すると考えることができる。

他方、労使紛争とパス・ディペンデンシーの関係はフィアットとルノーの例が参考に値する。

## 労使紛争：フィアットとルノー

フィアットは1969年の「熱い秋」と呼ばれた労使紛争以後、危機の十年を経験する。完全雇用経済下での物価の急騰、南部イタリアからの不熟練労働者の大量流入による社会的緊張の増大等に対する不満が原因であったが、1972年より労組幹部および経営陣に対するテロが続き、労使関係は紛糾した。1969年のインデクセーション賃金の導入、1971年に労働編成・作業配置や作業速度に対する組合側の統制を認めた労使協定は、賃金コストの上昇と生産効率の低下を引き起こした。そして1973年のオイル・ショックは販売の長期的停滞を引き起こした。労使紛争とオイル・ショックによって経営は悪化した。この労働の危機を乗り切するためにフィアット経営陣が選択した政策が、オートメ化戦略であった。それは、品質と生産性の向上、労働者の不満の原因になっている危険な重労働を自動化して労使紛争の原因を無くすこと、労働組織に対する組合の統制を無力化し、労働者に対する組合の影響力を低下させることにある。つまりフィアットは、オートメ化によって紛争の原因となっている労働者のコンセンサス問題とは無縁な、「労働組合の影響力を排した生産システム」(Camuffo/Volpato [1998])をつくる、という選択を行ったのである。

ルノーもまた1968-77年に労使紛争を経験した。テーラー主義的労働管理と流れ作業へのライン労働者の抵抗から欠勤率・退職率が上昇し、不良品が増加したのに加えて、山猫ストが多発した。ルノーはこの問題を解決するために、賃上げ、ライン労働者の格上げ、労働時間の短縮と職能訓練の導入を行なうとともに、ジョブローテーション、サイクルタイムの延長、静止作業、半自律的作業班によるモジュール組立等が、局地的に進められた。しかしルノー公団社長 P. ドゥレフュスは、このような労働内容・労働組織の変更は労働問題を解決できないと考えていた。彼にとって唯一の解決法は、労働時間の短縮と労働外生活における個人の文化的社会的開花（マルクスの自由時間論と同じ）であって、工場内に職人的労働を再現するのはユートピアであった。さらに、研究部門も改革に反対し、半自律的作業班の不経済性を主張した。その結果、労働の危機、生産性・生産管理および品質問題を同時に解決する手段として「プログラム可能なオートメーション」が選択された。労働の危機は、いわば自動化によって重労働や反復的労働が廃止され、労働が自動設備の操縦・制御および保全といったより高度で魅力的な労働になることによって、解決されると考えられたのである。

このフィアットとルノーの例は、労働の危機の解決手段としてオートメ化が選択された例である。その意味で、マルクス主義の主張するように、労使紛争が新たな技術選択を行わせるという考えを実証するかのように見える。しかし、より長期的な観点から問題を捉えた場合はどうであろうか。フィアットにおいてもルノーにおいても、ロボットや「プログラム可能なオートメーション」という新技術の導入は、フォード主義的パラダイムを否定するものではなかった。それはいわば、フォード主義的パラダイムの内部で「機械化原理」を推し進めるという選択であった。実際、ルノー公団社長ドゥレフュスは、マルクス

の自由時間論的発想から、フォード主義的大量生産による規模の経済の追求を自明の生産原理とし、労働者の人間性の開花は工場外の問題であると考えていた。フィアットとルノーでは労使関係は異なり、オートメ化の理由が異なるが、いずれもフォード主義的な社会技術パラダイムが依然として有効であると考えていたのである。

## 小括

以上に見るように、労働の危機に直面した場合、企業の進化経路にバイファークーションが起こるかどうかということは、労使関係および経営陣による問題認識に依存している。労働の危機に直面したとき、過去の産業モデルの内部で危機を解決できると考えるのか、それとも別の社会技術パラダイムに移行することによってのみ解決できると考えるかによって、進化経路は異なるものになる。フィアットやルノーの場合には、フォード主義的パラダイムを自明の産業モデルとして前提したうえで、オートメ化によって労働の危機を解決しようとしたのであり、また80年代末の日産、マツダ、トヨタも同様である。これに対して、ボルボや90年代からのトヨタは労働力不足を労働市場の構造的傾向として考えるのみではなく、自社の産業モデル自身、とくに生産システムにも原因があると認めることによって（両社に徹底度の相違があるが）、生産システムのイノベーションを追求することになった。こうして見ると、パラダイム・シフトあるいは産業モデルの組み替えは、労働力不足という労働の危機が発生した場合に起こる可能性が強いといえる。ただし労働力不足は、移民労働力の利用、期間従業員やパートタイマーの雇用、資本労働代替（オートメ化）などの対策によっても解決可能であり、少なくとも自動車産業の歴史を見るかぎり、労働力不足が必然的に産業モデルの変更を促進するとは言えない。したがって、私は進化経路のバイファークーションあるいはイノベーションにおける「偶然」という契機を否定できないと考えている。ただし、この偶然は労働の危機から必然的にイノベーションが起こるのではないということを示すとともに、進路変更の政策決定自体が偶然であるということの意味する。振り返ってみれば、1991年以降の日本経済の長期的不況と自動車産業の経営危機という文脈の中であったならば、トヨタにおける「労働の人間化」という選択は行われえただであらうか、と疑ってみることもできるのである。

## 2.2 経営危機とパラダイム・シフト

ところが、企業自身が深刻な経営危機に陥った場合、パラダイム・シフトが起き、進化経路にバイファークーションが起こる可能性が高い。GMのスローン・モデルはフォードの圧倒的市場支配下での経営危機から1920年代に生まれたものであり、またトヨタ生産システムの体系的構築が始まるのは1949年の経営危機とそれに続く1950年争議および1951-53年の労使紛争が解決した後であったことは周知のことであるが、以下でフォード、クライスラー、フィアット、ルノー、フォルクスワーゲン（VW）の事例によってこの点を見ておこ

う。

## フォード

フォードの産業モデルは、スローン・モデルの GM に敗北した結果、戦後にはスローン・モデルにシフトしていた。すなわち、事業部制に基づく多様化された大量生産を進め、部品の共通化、製品ラインの頻繁なモデル・チェンジを行うようになった。また部品供給に関しても垂直的統合政策を放棄し、垂直的統合度は GM よりも低くなった。労使関係も家父長的労使関係から、既に見たように交渉に基づく労使関係に変化していた。とはいえ、フォードはいくつかの点でヘンリー・フォードの産業モデルの基本原則には忠実であった。すなわち、生産物と作業様式の標準化、分業の深化と労働の細分化、テーラー主義的労働管理、製品開発と製造部門の分離等であり、こうして製品開発期間は長く、サプライヤーは技術的にフォードに従属し、労働者の離職率は高く、また雇用調整のためにレイ・オフが頻繁に利用された。また企業システムのガバナンス様式は中央集権的であり、財務部門のロジックが支配していた。生産性上昇に関しては、規模の経済に加えて「機械化原理」、すなわちオートメ化を進め、人的資源については 1979 年まではほとんど考慮されなかった。この GM 化したフォード主義的モデルは、60 年代末から困難を抱え、1979-82 年にアメリカ市場における販売が急速に低下したときから、企業の存続が問われるような深刻な経営危機を経験することになった。

まず 1970 年代に自動車市場の成長が停滞し、エネルギー節約・公害・安全等に対する規制が強化され、日本車の進出がビッグ・スリーの地位を揺るがせ始めた。直接には、このような状況の下で、フォードの投入した新モデルが市場に適合しない時代遅れのモデルであったばかりでなく、フォード車の品質がアメリカ・メーカーのうちで最悪であると評価され、ブランド・イメージが失墜したことにある。しかし、危機の原因は製品競争力だけではない。なぜなら、1968-79 年において労働生産性の上昇率がほぼゼロ、一人当たり労働コスト上昇率が年平均 3.7% であるのに対して一人当たり売上高の成長率は 3.3% であった。よって労働コストの上昇によって経営が圧迫されていたのである。このようなコスト構造の悪化の中で、品質問題から販売の急激な低下が生じたのである。この危機はさらにヘンリー・フォード II 世による経営トップの継承問題が生じ、これがフォードの決定過程を麻痺させることになった（フォードのムスタング開発者であり、クライスラーを復活させるアイアコッカやスパーリックの解雇）。要するにフォードの場合、60 年代末から産業モデル自体が一貫性を失い、解体しつつあったのである。こうして 1980-82 年の 3 年間、フォードはアメリカ市場におけるシェア喪失によって赤字を記録し、この深刻な経営危機によって過去の経営様式を見直し、主に提携先のマツダをモデルとしてリーン化を進めることになる。

## クライスラー

クライスラーは70年代末に倒産の危機に瀕した。その遠因は、60年代からのクライスラー自身にある。クライスラーは60年代、70年代の基本的にフォード主義的産業モデルを模倣した利潤戦略を展開していたのであるが、GM およびフォードに比べて企業システムが脆弱であり、むしろフォード主義的産業モデルの欠陥が強く現れていた。製品は大型車が中心であり、60年代の市場の高成長によって販売量は増加していたが、シェアは低下していた。しかしタウンゼントの導入したセールズ・バンク・システム（会計上、ライン・オフした完成車を販売済みのものとして計上）は表面上の売上高を増加させたが、未販売の在庫車が急増し、ディーラーやユーザーはこうした在庫車の値下がり期待して買い控えるという悪循環が発生し、在庫車の整備費の増加も含めて経営を圧迫するようになった。他方、クライスラーは国内の製造・販売部門が脆弱であるにもかかわらずGMやフォードを模倣して生産のグローバル化を推し進め、十分な資金力と管理能力を持たないままに外国メーカーを買収し（60年代末には18カ国に製造工場）、こうした海外進出が債務を増加させて財務を圧迫した。クライスラーはまた自社株の売買によって資金力を強化しようとしたが、高値のときに株を買い戻し、安値になって販売せざるを得なくなるというように、株式売買による金融オペレーションにも失敗した。労使関係においても、クライスラーはビッグ・スリーの中でもっとも険悪な労使関係をもち、品質が悪化するとともにストライキが頻発した。さらに、パターン・バーゲニングによる賃金設定によって、ビッグ・スリーの中で最小のクライスラーにとっては高い賃金コスト負担を余儀なくされた。こうしてクライスラーは1965年のオート・パクト（Auto Pact）後に労働集約的工を低賃金のカナダに移転したが、その結果、カナダ工場の労働者が増大して交渉力を高め、60年代末にはUAWがアメリカとカナダにおいて同一賃金を要求するようになった。また部品供給に関しては、古典的フォード主義パラダイムに従って垂直的統合を進めたが、そのために負債が増加した。しかも社内外のサプライヤーはいずれも技術水準が低く、クライスラー車の品質価格競争力を圧迫した。このように、60年代末のクライスラーの企業システムはいずれの構成部分においても問題を抱え、経営を圧迫していた。

こうしたクライスラーの脆弱な疑似フォード主義的産業モデルは、70年代末には破産状態に陥る。特に石油危機を契機にユーザーの嗜好が燃費のよい低コストの小型車に向かうようになったが、小型車開発能力を持たず、また安全基準や排ガス規制といった政府規制に対して技術的に対応が遅れ、日本車によってシェアを奪われるようになる。資金不足からタイムリーな製品開発ができないばかりか、労使関係の悪化から工場は荒廃し、品質は低下し、70年代を通じて一時的な販売回復を除いて販売は停滞した。クライスラーは財務を建て直すために大量の解雇を行い、海外工場の売却を行ったが、財務状態は改善されなかった。こうしてタウンゼントの後継者であるリカルドは、一方で資金繰りのために政府に対してクライスラー救済融資を求めるとともに、フォードを解雇されたアイアコッカを迎えて会社再建を託すことになる（1978年）。結局、クライスラーは1979-80年にかけて大幅な赤字を計上、1979年のクライスラー融資保証法によって政府がクライスラーに対して

15億ドルの融資を行い、また300行以上の銀行が債務返済猶予（累積赤字30億ドル）を行うことによって倒産の危機は回避され、その後、産業モデルそのもののリストラクチャリングを進めることになる。

## フィアット

フィアットもまたパラダイム化されたフォード主義的産業モデルを採用していた。フィアットにおける60年代末から70年にかけての労使紛争については前述の通りであり、この労働の危機がそのフォード主義的産業モデルの再検討に導くことはなかった。実際、80年代、フィアットの製品戦略は小型車市場中心であるが製品イノベーションが遅く製品の陳腐化が進むという弱点を表わすようになり、生産性と価格競争力も低かったが、価格設定者として国内市場を支配（シェア60%以上）していたことから経営危機に陥ることはなかった<sup>6</sup>。ところが、1989年にフォードが販売拡大のために価格を引き下げた。その結果、フィアットは日本車に対する市場開放以前にマーケットシェアを喪失して経営危機を迎えた。さらに販売量の低下のみではなく、低い生産性による高コスト体質のために、フィアットは価格競争（価格低下）による損益分岐点の上昇に耐えられなくなった。先に見たように、70年代からのフィアットの戦略はオートメ化であり、日本車との競争においてもオートメ化による生産性と品質の向上が武器であると考えていた。しかし自動エンジン工場テルモリ3の成功に自信を得て進めたカシノ組立工場のオートメ化（1988年）は失敗した。労働集約的な組立工場の自動化は工程編成および工程間のコーディネーションが複雑であり、組立工程を十分に制御管理できる情報技術が存在せず、多様な車を組み立てるためには高度のフレキシビリティが要求されるなど、エンジン工場とは比べものにならないほど複雑・困難であった。実際、組立ラインでは車種が変化するたびに調整が必要となり、サイクルタイムが長くなるばかりか、手直し作業が増大し、期待された生産性の上昇は得られなかった。結果としてカシノ工場はオートメ化工場の不効率性と高コストを証明することになった（同じ問題はVWのゴルフスブルク第54工場においても観察されているJürgens [1998]）。このような状況において、フォードによる価格の引き下げとフィアットの販売量の低下によって、フィアットは不効率なオートメ化戦略を放棄し、1989年の秋から競争力回復のためにリーン生産モデルの導入を図ることになる。

## ルノー

50年代にスローン・モデルにシフトしていたルノーも、先に見たように60年代末からの労働の危機に対しては様々な試みによって労働者の不満を解消しようとしたが、70年代後半には輸出の増加によって収益性が向上していたことから、企業全体としてフォード主義

---

<sup>6</sup> コストの高いフィアットが価格設定者であったことから、他メーカーはシェア競争を避け、フィアットの設定した高価格を受け入れて高利潤を得ていた。

的パラダイムそのものを再検討することはなかった。ところが80年代初頭に主力車種の販売低下によって急速にシェアを失い、1984年には破産の危機に瀕し、経営そのものが麻痺した。ダル報告によれば、原因は製品開発、生産・販売方法の変革の遅れと日本メーカーとの生産性ギャップにあり、ルノーの再建のためには1万5千人の解雇が必要であった。ルノー再建のために1984年に任命された新社長G. ベスはコスト削減の様々な手段（社用車の廃止、カフェテリアの削減、F1からの撤退、子会社の売却、投資削減等）を採るとともに、共産党系労組CGTとの交渉を拒否して大量解雇（1984-86年で2万人解雇）を行い、1987年には財政状態は好転した。ただしG. ベスは労働者の抵抗に対して警察権力の導入や労組指導者の解雇という強権的手段を使ったために極左セクト、アクション・ディレクトによって暗殺された。1987年に会長に任命されたR. レヴィはルノーを「他企業並の企業」にすることを使命として、自動車メーカーとしての生存を可能とする新しい産業モデルを追求することになる。この新しい産業モデルこそ、R. レヴィが自らRoos/Womack/Jones [1990]のフランス語版に序文(Lévy [1992])を付したように、リーン生産モデル、しかもトヨタ生産システムであった<sup>7</sup>。

## VW

VWの最初の危機は1973-74年であった。この危機はVWの成長を支えてきたビートルの販売減少の結果であり、VWは利潤戦略をこの危機を契機に古典的なフォードの戦略からスローニ的戦略に転換することになる。戦後のVWの産業モデルは、ニーダー・ザクセン州代表（大株主）・経営側代表および労働側代表からなる最高経営協議会という共同決定方式、マネジメントと労働委員会との密接な協力関係、フォードの組立ラインをモデルにしながらもエルゴノミーの観点から労働集約工程における作業スピードを緩和したパラレル・ラインの設置、製造ライン設計におけるプロセス・エンジニアリングの優位、公共職能訓練所と企業内での専門的職能訓練の併用による一般的な職能養成制度（一般的に通用する職能資格証明書が交付される）等、独自の企業システムとガバナンス様式（ネオ・コーポラティズム）を持っていた。しかし利潤戦略は全くフォード主義的であり、標準化された単一製品の大量生産（規模の経済による価格低下と利潤増加）であった。確かにVWは1965年にAuto Union、1969年にNSUを買収し、両者が合併してアウディ社となり、独自の製品開発を開始し、車種の多様化が始められたが、しかし石油ショック時までの製品戦略の中心は依然としてビートルであった。60年代末からビートルの販売量が低下してきたことによって収益が悪化し始め、ついに1974-75年に大幅な赤字を計上した。こうして、基本的には戦後企業システムを維持しつつ、利潤戦略は単一モデルの大量生産という古典的なフォード主義的生産から、事業部制に基づいた製品の多様化を進めることになった。いわば

---

<sup>7</sup> ただし、ルノーの場合、60年代末からの労使紛争の中で導入された半自律的作業班などの労働の人間化の試みが局地的に継続され、1982-83年には部品供給へのカンバン方式の導入も行なわれ、また日本の経営コンサルタントを招いて工程改善を進めていた。

GM 化が進められたと言えるのであるが、むしろ「多様化されたフォード主義」と言えよう (Jürgens [1998])。この「多様化された高品質製品のフレキシブルな生産」という VW 産業モデルは、80 年代には、低コスト戦略をとる日本モデルに対するオルタナティブと見なされていた。つまり、VW の共同決定、「労働の人間化」および中央集権的団体交渉を特徴とするドイツ・モデルは高賃金を受け入れるとともに、フレキシブルな生産組織などの「知的な」労働形態を導入することで、労働者の高い技能水準から利益を引き出すとともに、多様化された高品質製品のフレキシブルな生産を実現できたのである。しかしそのために VW はコスト競争を避け、品質競争を重視した生産・販売戦略をとり、高価格による高利潤を実現していた。

しかしこの VW の「多様化されたフォード主義」的産業モデルは 1991 年以降に再び危機を経験する。VW は 1991 年、バブル経済の中で VW の歴史上最高の売上高と販売量を記録した。しかし 1992 年の後半から景気後退が始まり販売量が低下するにつれて VW の経営危機は深化し、1993 年には記録的な赤字を計上した。この 1990 年代初頭の危機の原因は VW の産業モデル自身にあった。すなわち、高コスト構造のゆえに、VW 車の市場において競争が激化し、シェア防衛のために価格を引き下げざるを得なくなったときに (1991 年)、損益分岐点が大幅に上昇してしまっただけである。よってコスト削減のための合理化が必要であったが、ドイツの賃労働関係を損なわずに実行しうる合理化案は存在しなかった。このような経営危機と将来に対する不安 (日本車の脅威、セアットやスコダの吸収によって生まれたトランスナショナルな生産構造の合理化問題による各工場部門での生産調整に対する不安、社長ゲウデベルトのグリーン・カーおよび新交通システム政策に対する不安) によって VW の存在そのものが問われ始めた 1991 年に Roos/Womack/Jones [1990] のドイツ語版が出版され、VW 内で影響力を持つようになった。こうして、ニーダー・ザクセン州代表、IG メタル代表、および労働評議会代表からなる最高経営協議会の決定にしたがって新社長 F. ピエヒの下でリーン生産が追求されることになる。もちろん、VW と日本モデルとの接触は 80 年代からのことであるが (1981 年からの日産座間工場でのパサートの生産、1987 年からのハノバー工場におけるトヨタのピックアップの製造、80 年代末のスペイン・モルトレル組立工場建設におけるイギリス日産モデルの導入)、VW 本体は 1991 年までは日本モデルに学ぶものは何もないと考えていたのである。

## 2.3 バイファクションを促進する経営危機

以上に見たように、企業の危機には労働の危機 (労働力不足と労使紛争) と、一般的経営危機が存在する。

労使紛争は技術進歩 (オートメ化) を促進するとはいえ、労使紛争がパラダイム・シフトによる産業モデルの再編を引き起こすケースは、われわれの事例には存在しない。ただし、歴史を遡れば、スローン・モデルの戦後版の構成要素となったパターン・バーゲン

グ、セニョリティー制度、苦情処理手続き等は、労働側の長い闘争の結果として成立した労使間妥協にもとづく諸制度であるが、これはスローン・モデルの労務管理面での修正であって、産業モデルを大きく変更するものではなかった。またトヨタの産業モデルの重要な構成要素である労使間妥協（労使共同宣言）は、1950年の大争議および1951-53年の労使紛争の結果として成立したものであり、労使紛争が新たな「制度化された妥協」を生み出すという事実が存在するが、それ以前に、そして50年代争議の原因となった経営危機が存在することである。さらに本稿の例が示すように、労働組合および団体交渉が制度化されたフォード主義的パラダイムの内部における労使紛争の場合には、代替モデルが存在せず（ルノーのケース）、あるいは労使間の力の対決が続き（フィアットのケース）、労使双方が産業モデルそのもののラディカルな再編を引き起こすような新たな「妥協」を生み出すことができなかった。実際、フォード主義的パラダイムの内部においては、制度化された労働組合の闘争は条件闘争（賃上げ、職位制度の見直し、労働条件の改善）であり、オルタナティブ・モデルの実現のための闘争ではないからである。

これに対して、労働の危機が労働力不足を原因とする場合、経営側がこの労働力不足の原因をどのように理解するかによって、そしてまた問題解決のための社会的条件の有無によって、企業の対応は異なる。フランスおよびドイツの企業の場合、労働力不足は移民労働者の雇用によって解消された。高賃金をもとめて移民が大量に流入した例もあれば（ドイツ）、北アフリカの旧植民地において移民労働者をリクルートした例も存在している（フランス）。もっとも、大量の移民労働者の雇用は、後に労使紛争の原因になり、また労務管理上の問題（読み書きができず職能養成ができない等）を引き起こした。あるいは80年代末の日本企業のように自動化を推し進めることによって省力化を図った例も存在する。しかし、ボルボやトヨタの例のように、労働力不足を労働市場の長期的傾向であると考えるとともに、自社の労働様式自体に問題があると認識した場合には、パラダイム・シフトが起り、組織イノベーションによる新たな産業モデルを模索することがある。実際、労働集約的工程をもつ自動車メーカーにとっては、労働力不足は深刻な問題であり、上記2社の場合、労働力不足が深刻な経営危機として意識された訳である。ただし、ボルボとトヨタの対比から言えることは、労働力不足という危機は組立労働の在り方に関する真にラディカルな改革を生み出す可能性を持っているにしても、こうした改革が企業システム、したがって産業モデルの不可欠の構成要素として定着するためにはこの改革を進めるための労使間の新たな「制度化された妥協」を必要とし、また補完的な諸制度の革新をも必要とすることである。

以上のように、労働の危機がパラダイム・シフトそのものを引き起こす可能性は極めて低いが、企業が深刻な経営危機に直面した場合にはパラダイム・シフトが起こる可能性が高い。一般に、企業が自己の産業モデルを再編成するという形態での進化経路のバイファケーションが起こるのは、企業自身が経営危機に陥り、しかも経営危機の原因がその企業の過去の産業モデルに根差すものであり、過去の産業モデルの継続によっては生き残れないと意識された場合であると言うことができよう。実際、多くの企業において、経営危機

に際して経営者が交代し、新しい経営者のもとで新しい産業モデルあるいは新しい社会技術パラダイムへの移行が模索されていた。ただし、この場合にもイノベーションと言える真にラディカルなパラダイム・シフトは稀にしか起こらず（フォード・モデル、スローン・モデル、トヨタ・モデル）、大部分は成功した先行産業モデルへの追随、その新しい社会技術パラダイムとしての受容を意味する。以下に示すリーン生産化の例は、そのような典型例である。

### III バイファケーションとイナーシア

前節に示したように、多くの自動車メーカーにおいてリーン生産モデルへのパラダイム・シフトが生じた。しかしながら、同じ「リーン生産」という表現のもとに、メーカー毎に多様な展開がみられるのも事実である。生産システムという「ひと」と「もの」からなる社会技術システムはそっくりそのまま移植できるものではない。実際、新しい社会技術パラダイムにしたがって新しい生産システムを導入しようとする場合、企業にとってはその国の産業文化（政府の産業規制、サプライヤーおよびディーラーとの関係）並びに企業文化（とくに労使関係）の在り方に応じて、実行可能な要素と実行不可能な要素が存在する。したがって、それぞれの企業を取り巻く社会関係（賃労働関係、サプライヤー関係、ディーラー関係、金融関係、政府規制）への適合、あるいは社会関係と新システムの適用との間での妥協（社会関係の修正と適用しようとするシステムの修正）が生じ、一つの支配的パラダイム内において多様なハイブリッド・モデルが生じることになる。さらには経営側が新しいパラダイムにしたがって産業モデルの再編を意図したとしても、企業内社会関係、とくに労使関係が原因となって産業モデルの意図したシフトが行えないこともありうる。いずれの場合にも、社会関係に根差すイナーシアが働いているのであるが、以下ではイナーシアによるハイブリッド化のケースとしてフォード、クライスラー、フィアット、ルノーのリーン生産化の実態を示し、ついでイナーシアによって産業モデルの再編が阻止されるケースとしてVWとGMの事例を示すことにしよう。

#### 3.1 イナーシアとハイブリッド化

以下の事例は、経営危機を契機に労使関係に一定の妥協が生まれ、リーン生産化を進めた事例であるが、リーン生産化自体はシステムティックな産業モデルの再編を必ずしも意味するわけではなく、学習先の相違および学習内容の選択における相違によって多様な裁量的適用が観察される。しかも、経営側と労働組合側の妥協が行われたとはいえ、リーン化によって産業モデルおよび企業文化が一変するというのではなく、経営側および従業員におけるルーティンの行動が依然として存続している。実際に観察されることは、過去の産業モデルのイナーシアによる産業モデルのバイファケーションにおけるハイブリッド化

であり、その多様性である。

## フォード

フォードの組織改革はチームワークと従業員の集団的機能への参画を二つの柱として進められた。製品開発体制はマツダの方法に学び、トーラスの開発に際してプロジェクトチームによるサイマルティニアス・エンジニアリングを導入した。外注管理においてはサプライヤー数の削減を進め、サプライヤーに対する品質管理を強化するとともに、サプライヤーの多頻度納入、在庫削減等を進め、パートナーシップを促進している。ただし外注比率の増加は内部サプライヤーの抵抗によって徐々にしか進んでいない。製造部門においてはアワリー労働者に品質に対する責任を与え、品質管理部門を製造部門に統合した。しかしフォードの場合、作業スタイルに大きな変化はなく、チームワークの普及など労働組織の変化はおもに新しい自動生産設備の導入によって起こった（例えば、自律的作業班が自動生産設備からなる一工程全体の管理責任を負うというように）。実際、経営陣はチームワークを重視し、教育プログラムにチームワークについての学習を含めているが、製造部門のブルーカラー・レベルでは労使関係と管理者の性格に左右されてそれほど普及していない。したがって生産労働組織の変革は技術優先で行なわれている。ただし、職務・職層区分が縮小する傾向は存在する。他方、生産性・品質向上に関する提案制度やQCサークルといった労働者の参画の試みは1979年にUAWとの間で労使共同管理が決定されてから展開するようになってきている。さらにUAWはフォードの経営再建への協力を表明し、1982年の譲歩交渉において就業規則について経営側への大幅な譲歩を行った。その結果、フォードは工場閉鎖を停止し、また労働者に労働結果に関心を持たせるためにプロフィット・シェアリング制度を導入し、さらには労使共同で従業員教育プログラムを運営している。こうしてフォードは1984年に発表した社内憲章において製品と利潤のみならず、従業員をも自社の基本的価値と見なすようになった。とは言え、この憲章にもかかわらず過去の労働習慣に大きな変更は無く、経営への参画もブルーカラーではなくホワイトカラー（特に開発部門）や管理者が中心であって、管理方法や管理業務の効率化に力点が置かれている。実際、フォードのコスト削減の大部分は工場閉鎖（9工場）と大幅な人員削減によって得られたものであり、レイ・オフによる労働力の調整を放棄したわけではない。また改善活動の導入も困難であり、労働生産性の上昇は主に設備の近代化・自動化に負うところが大きい。また原価低減も改善活動ではなく、設計段階における部品の共通化、設計に単純化等によって実現された。その意味で、経営再建後のフォードは協調的労使関係への転換（新しい労使間妥協）はあるもののブルーカラー層の参画は無く、結果として構想と実行の分離というフォードの伝統的な（テーラー主義的な）ガバナンス構造はさらに強化されている。その意味で、依然としてフォード主義パラダイムの枠内に在るといえる。

## クライスラー

クライスラーの再建はフォードと同じように、工場閉鎖と大量解雇から始まった。すなわち、1978-82年の5年間に7万5千人の従業員の解雇（アワリー従業員6万人、サラリード従業員1万5千人）と組立工場の閉鎖および社内サプライヤー工場20数社の売却（これだけで5万人をレイ・オフ）によって収益力の改善が図られた。しかし、80年代に入ると、アイアコッカのもとでクライスラーの産業モデル自体の再編が進められていく。その第一歩は、社内サプライヤーの売却による外部サプライヤーへの依存度の増大である。こうした外部サプライヤーからの部品調達の増加は、80年代末にはサプライヤーとの長期取引、開発段階からのサプライヤーの参画と自主開発へと発展していく。この対サプライヤー関係の変更はクライスラーの製品開発体制の変更と歩調を合わせていた。製品面では、FF車（Kカー・プラットフォーム）の成功によって営業面が改善されたが、80年代のクライスラーの収益率の改善はとくにミニバンに負っていた。ミニバン市場はクライスラー自身が生み出したものであり、クライスラーの独占市場であった。このミニバンの成功によってクライスラーの商品戦略は、乗用車重視から乗用車と軽トラック（ミニバン、スポーツ・ユーティリティーを含む）を同数の商品構成にするという戦略に転換した。この戦略転換にはジープを生産しているアメリカン・モーターズの買収（1987年）も貢献することになる。製品開発体制に関しては、クライスラーは80年代末にホンダの開発体制を集中的に研究し、ホンダにならって機能横断的チーム（エンジニア、製造部代表、財務部門代表、マーケティング部門代表を含む）による製品開発体制に転換した（これには三菱とのジョイント・ベンチャーへの関与者とアメリカン・モーターズの開発エンジニアが積極的に関与した）。労使関係は、すでに破産の危機の際にUAWがクライスラー再建のために協力的な姿勢を取るようになっていたが、労働組織に関しては、まずデトロイトのジェファーソン・アヴェニュー工場において経営側とUAWとの間にmodern operating agreementがなされ、この合意によって作業規則、職務分類および工場管理が変更された。すなわち、職務分類は98種類から10種類に削減され、チーム労働が編成され、工場内のUAWショップ・スチュワードおよび会社側の管理者の員数も削減された。この合意は90年代に入るとクライスラー他工場にも適用されていく。クライスラーはまた、生産効率と品質向上のために労働者の改善活動を導入し、促進している。実際、クライスラーがアメリカにおける日系工場から学んだことは、生産性と品質の向上のためには、労働者を決定に参画させ、労働者に製造工程の改善のための提案を行う権限を与えるような車両の設計・組立過程を実現することが重要だ、ということであった。ただし労働者の雇用保証が行われているわけではなく、労働者は経営危機によるレイ・オフを避けるために経営側に協力しているのである。こうして90年代にはクライスラーは、日本車との品質格差を縮めるとともに、ビッグ・スリーの中でもっとも原価の低い企業となった。

このようにクライスラーは、80年代から90年代にかけて、製品・利潤戦略における独自性を保ちながら、日系企業に学ぶことによってリーン生産つとあると言えるが、他方ではちぐはぐな戦略が存在した。それは、GMに習った経営多角化戦略（ガルフストリーム・ア

エロスペース、エレクトロスペース・システム、マゼラティ、ランボルギーニ、アメリカン・モーターズ、その他金融会社の買収)の採用と、経営危機以前にも行われていた資金力強化のための金融オペレーションである。これらの戦略は、マゼラティ、ランボルギーニ、アメリカン・モーターズの買収のような製品力(アメリカン・モーターズのジープ)と企業イメージ(マゼラティ、ランボルギーニ)の強化の意味をもった買収もあるが、全体として自動車市場が停滞した場合の利益確保のための事業ポートフォリオの拡大と資金力強化にあった。しかし、企業買収によってクライスラーは大きな負債を抱え、また株式の売買においては過去と同じような失敗を繰り返すことになる。結局、この二つの戦略によって1990-91年に再び経営危機に陥ることになる。この経営危機は、経営多角化の放棄、銀行152行の緊急協調融資、自社株式の売却および新開発体制によるL/Hプラットフォーム・カーの成功によって乗り切ることができた。とはいえ、この時期にアイアコッカに代わってCEOに指名されたイトンは、80年代に進めた産業モデルのリーン化をさらに推し進めていく。すなわち、多様化されたプラットフォーム(7モデル)が開発チームによって短期に次々と開発され(開発期間は54ヶ月から42ヶ月に短縮)、しかも車両設計は組立の容易さを目的に行われるようになった。サプライヤーも開発段階から参画すると共に、承認図方式が採用されるようになった。とはいえ、サプライヤーの中には、クライスラーの発注量がGMやトヨタに比べて低いために長期的取引を拒否するサプライヤーも存在する。

以上のように、クライスラーの産業モデルの再編は「生き残るための必要」に迫られて行われたものであった。ただし全体としてみれば、クライスラーの80年代、90年代の再編は利潤戦略の変更(多様化・イノベーション戦略)と日本的な(三菱的)組織・製造技術の適用を特徴とし、いわば「日本の競争相手から学んだ技術や戦略を伝統的なフォード主義的モデルに適用したハイブリッド・モデル」(Belzowski [1998])であると言える。<sup>8</sup>

## フィアット

1989年10月、コスト削減と生産性の向上のためにフィアットは5カ年計画を作成してリーン生産化を開始する。すなわち、製品開発期間を5年から3年に短縮する。部品の高い内製率が品質・生産性の向上の阻害要因であるとして、外部サプライヤーを選別し外製化をすすめる一方で、品質とコストに関するサプライヤーの役割を認識し、長期的取引関係と相互協力・信頼関係の確立、JIT(ジャスト・イン・タイム)納入を目指すことになる。対ディーラー関係では、販売車種とディーラーのアフター・サービスについての顧客の満足度を最重要経営指標として、ディーラーとのパートナーシップを強化するとともに、デ

---

<sup>8</sup> クライスラーは1998年にドイツのダイムラー・ベンツと合併し、現在、ダイムラー・クライスラー社になり、同社は生産量では世界第4位であるが、売上高ではトヨタを抜いて世界第3位に位置している。ただし、ダイムラー・クライスラーが合併によるシナジー効果を得られるかどうかは、合併前の両社の産業モデルの相違から期待できないように思われる。少なくとも1999年段階では同社は単に足算による規模の拡大の結果であって、合併によって競争力が強化されるとは思われない。

イーラーにおける在庫削減、発注時間の短縮、品質意識の高揚を進めている。そして生産労働組織に関しては「統合工場」の実現を目指している。メルフィとプラトラ・セラの新工場で導入された統合工場の基本概念は、組織、労使関係および人的資源管理を競争力のキイ・ファクターとして認め、工程の流れに従った生産組織、諸活動の統合、リーンな組織構造、分権化および労働者の参画を進めるものである。こうして直接作業員、監督者および技術者を含む基本技術ユニット ETU によるチームワーク、職務区分や賃金格差の縮小、改善活動、QC サークル等が導入され始めた。労働組合も労働面での改革に協力的であり、優秀な改善提案には組合の立場から賞品を出している。しかしフィアットにおいてもアメリカ企業と同様に雇用保障が行なわれているわけではなく、新工場の建設とともに旧工場の閉鎖が予想され、また過去の経験から労働組合側の経営に対する不信が完全に払拭されたわけではない。経営側は生産性向上目標をトップ・ダウンで製造現場に課しているうえ、北部の旧工場では労働者と管理者の双方が統合工場よりも旧来の労働管理様式を好み、統合工場でも参画するのはホワイトカラーのみである。目による管理もほとんど無視され、問題があってもラインストップをしようとはしない、等々。したがって現場の労働者レベルでは依然として旧来の労働様式が支配的である。

## ルノー

ルノーの場合、1984-85 年危機以後、原価低減と品質向上のためにトヨタ生産システムをモデルにリーン生産化が進められた。1984 年にリード・タイムの短縮と在庫削減のために企業内 JIT が導入され、1985 年頃から製品開発も製品分野別のプロジェクト・グループを編成してサイマルテニアス・エンジニアリングを進めている。また 1985 年からはプジョーと共同でサプライヤーの品質評価システムを導入し、1987 年にはサプライヤー品質保証制度を導入している。こうしてサプライヤーの選別を進めると同時に、1989 年からサプライヤーとのパートナーシップをめざし、サプライヤーに機能部品全体の設計・供給と品質保証を委ねる政策をとるようになった。さらに生産計画システムもトヨタのそれに近いものに変え、サプライヤーに少量多頻度納入のみならず、機能部品の順序建て供給を求めている。労使関係は 3 組合 (FO、CFDT、CGT) が存在するために複雑であるが、1988 年に対立的な共産党系 CGT を除く組合と職能資格、労働時間、労働組織、職能訓練およびキャリアについて交渉によって「生き方についての協約」を結び、労働者のキャリア形成、特に最底辺のライン労働者の職能養成に力を入れたオプティモム (人的資源の最適化) 政策を始めた。労働組織面では労働者の参画を重視し、20 名程度の作業班 UET (UET 長 1 名、技術アドバイザー 1 名を含む) が編成され、班内でのジョブローテーションが始められるとともに、UET 長は常に現場で工程を管理するとともに、労働者のモチベーション・アップに努めている。労働は品質を最優先し、班内の作業がすべて完了するまでラインをストップし、作業完了の確認の後、ラインを動かしている。さらに、生産車型の多様化に対応するために多様な機能部品をサブ・ラインで組立て、メイン・ラインの作業を単純化するという方法を

採用している（この組立ラインはサブ・アッセンブリー・ラインの多さから「魚の骨」ラインと呼ばれている）。ただし、サプライヤー関係ではJIT納入に対応できるサプライヤー数は少なく、承認図メーカーは限られており、サプライヤーとのパートナーシップ形成もこれからの課題である。労働面でも現場労働者の教育水準の問題、対組合関係（特にCGT-CFDTとFOは協調的）等に課題を残しているが、生産効率よりも品質を優先するという政策によって、現場レベルでのチームワークがうまく機能するようになった（ただしブルーカラーの職制への内部昇格は存在しない）。このようにルノーはフランス的な労使関係のもとにおいてであるとはいえ産業モデルのトヨタ化を目指している。とはいえ、利潤戦略において製品の多様化を進めたとはいえ基本車種が少なく、経営状態は開発したモデルの成功・不成功に大きく依存している。いわば利潤戦略はホンダ型のイノベーション戦略である。さらに、テラー主義的エンジニア文化が存在し、開発部門と製造部門の協力関係は育たず、また部門間でのライバル関係も残存している<sup>9</sup>。開発部門を統合して建設されたテクノセンターでは、センター内に組立ラインをもち、このラインにおいて新車製造部門の職制にまず新しい作業を教え、彼らが工場に帰って労働者に作業方法を指導するという方式をとっている。その意味で、ルノーにおいて出現しつつある産業モデルの現状は、フランス的な社会経済環境（労使関係を含む）のもとにおいてであるが、トヨタ・モデルとホンダ的イノベーション戦略のハイブリッド型であるとともに、企業システム全体で見れば過去のテラー主義的企業文化の痕跡を残している。

### 3.2 パラダイム・シフトを阻むイナーシア

#### GM

スローン・モデルに基づく GM の経営状態は 1984 年まで良好であった。日本車のシェア拡大によって GM のシェアも低下しつつあったが、GM はフォードとクライスラーを主要な競争相手と見なし、自己の弱点を小型車生産能力に在ると考えて日本メーカーからの OEM 供給に頼り、生産性・品質問題に関しては伝統的なオートメ化によって解決できると考えていた。しかし GM の地位は 1985 年以降急速に悪化し、経営危機に直面する。フォードとクライスラーが競争力を回復し、日本車のシェアではなく GM のシェアを奪い始めたからである。こうして過剰生産能力問題と生産性・コスト問題が現れ、GM はサプライヤーにおける UAW 高賃金が主要なコスト上のハンディ・キャップであり、コスト削減によって低いマーケット・シェアの下でも利益が上がる経営にすべきだと主張し始める。しかしこれは UAW の怒りを買った。UAW にとって、GM 経営陣の態度はサプライヤーにおける高賃金を不当に非

---

<sup>9</sup> この部署間のライバル関係は、本稿では取り上げていないプジョーにおいても観察される。例えば、製造部門が行う生産システム改革のためのセミナーには、生産技術部門や設計部門は決して顔を出さない。

難するものであり、また問題解決に当たって UAW 組合員に不当な負担を課すものであると映った。実際、GM の労使関係は相互不信に満ち対立的である。1981-84 年の景気後退期に景気後退の影響が小さいにもかかわらずアワリー労働者の 3 分の 1 のレイ・オフを行ったこと、雇用削減にあたってサラリー労働者よりもアワリー労働者により多く犠牲が課されたこと等、アワリー労働者のモラルを低下させ、経営陣に対する不信感を増大させていた。さらに 1986 年、GM は主要 11 工場の閉鎖と、2 万 9 千人のアワリー労働者のレイ・オフおよびサラリー労働者の 25% の削減を発表し、労使関係を悪化させた。このような労使関係の下で GM は生産性および品質向上を目的としてチームワークの導入を試みるが、チームワークが導入された多くの工場で労働組合によって拒否された。GM は NUMMI でトヨタ生産方式を学び、子会社サターンではフキシブルな労働規則、労働者訓練、生産性に連動した基本給部分の導入等の斬新な試みがなされ、ブラジル GM では経営陣全員に『リーン生産』を読ませてトヨタ生産方式の導入を図るというように、子会社ではリーン生産化が進められているが、GM 本体では経営陣の不明確な態度と労使関係が原因で、雇用削減と工場閉鎖という伝統的政策をとるのみであった。

## VW

VW の組織改革は GM から引き抜いたロペスのイニシアチブの下に進められている。対サプライヤー政策では VW はサプライヤーに対して強制的な部品価格の引き下げをおこなった。対市場関係では、高級乗用車市場においてコスト・品質およびテクノロジー分野でリーダーシップをとるという品質重視政策に復帰している。生産システムについては生産の最適化を目指して「アフター・ジャパン」政策を打ち出し、これにしたがってスペインのモルトレル工場ではイギリス日産の元マネージャー、C. グリフィスのもとでチームワーク、チーム内でのフレキシブルな分業、チームによる品質保証、改善活動、目による管理、JIT、垂直的職務区分の縮小等が進められ、また「ザクセンの NUMMI」と呼ばれている旧東独のモーゼル工場でも同様の措置がよりトヨタ生産方式に近い形で導入されている。しかしながら VW のコアとなる旧西独内工場では労働組織の改革は進んでいない。チームワークはリーン生産のキイ・コンセプトの一つであり、旧西独の諸工場においてもその実験が進められているが、労働者の間にチームワークに対する強い不信感があり、ザルツギッターのエンジン工場以外ではほとんど進展していないようである。こうしてコア部分ではむしろコストセンターの設置と分権的な管理体制の導入、品質と効率を設計段階で保証するための製品開発体制の再編成、改善活動が中心テーマになっている。しかし、改善活動も 1 週間単位でさまざまな部署から選ばれた従業員が品質・サービスおよび原価の改善のための集中的なワークショップを行うものであり、恒久的組織ではない。さらに QC サークルや提案制度も普及していない。他方、こうしたアフター・ジャパン政策とは別に、過剰労働力問題を解決するために 1993 年には従業員の 9% が削減されたが、これは VW の伝統的手法である雇用の凍結、希望退職および定年退職によって成し遂げられた。残りの過剰労働力につい

ては、賃金引き下げを伴うワーク・シェアリング（週4日28.8労働時間等）によって解雇が回避された。以上に見るように、VWの場合、ドイツ・モデルの伝統を持たない周辺部工場では日本的リーン生産化が進められているが、中心部では従来の産業モデルへの信頼が依然として強く、またロペスの外注管理に見るように、リーン化のために取られた手段は必ずしも日本的ではない。

### 3.3 企業システムの進化におけるイナーシア

以上の3.1の諸例に見るように、企業自身の存続が問われるような経営危機が発生した場合には、産業モデルの再編が行われて、進化経路にバイファクションが起こる可能性が高い。実際、このようなケースでは、産業モデルの再編を実行しなければ消滅する以外に無く、その意味でこの結論は自明のことであるように見える。ただし、すでに述べたように、このようなケースにおいても全く新しい社会技術パラダイムへの移行は稀であって、ほとんどの場合において、サクセス・ストーリー（リーン生産）をモデルとして模倣するという形態での産業モデルの再編である。しかもわれわれの事例が示すように、新たな産業モデルに移行するためには、企業内において労使間に新たな妥協が成立して労使間の協力関係が生まれる必要がある。フォードやクライスラーはその成功例である。また、ルノーやフィアットもある程度まで協力的労使関係をつくりあげ、進化経路のシフトに成功しつつあるといえよう。

とはいえ、フォード、クライスラー、フィアット、ルノーの例は示していることは、ハイブリッド化とリーン生産化の多様性であり、こうした多様性の背景に企業文化と労使関係のイナーシアが存在するということである。フォードは日本的リーン生産化の代表例のように見られているが、依然としてフォード主義的なガバナンスが支配的であり、クライスラーともども、日本的要素を取り込んだハイブリッド・フォード主義モデルとでも呼べるものである。またフィアットもフォード主義的なガバナンスが支配的であり、対サプライヤー関係にリーン化には成功しつつあるが、生産過程に関してみれば経営と労働組合の双方が協力して改善活動の定着化に勤めているが、ブルーカラーの参画が少なく、労使関係を大きく転換するには至っていない。こうした労働者の行動におけるイナーシアは、トップ・ダウン型の経営姿勢を原因とする労働者の経営に対する不信感によるものであり、その結果、リーン生産化は遅々としたものになっている。ルノーの場合は、生産に関しては効率を犠牲にして品質保証を最優先させたことからチームワークはうまく機能し、労働過程のトヨタ化が比較的うまく進んでいるように見えるが、しかしエンジニアリング部門と製造部門との関係は伝統的なテラー主義的関係であり、テクノセンターの建設によってこのような関係は修正されるどころか逆に強化されたように見える。フランス社会における産業文化のもとでは、垂直的ヒエラルキーがほぼ完全に学歴によって決定されてしまうことから、テラー主義的関係を解消することは困難である。

以上のように、社会関係自体が強いイナーシアを生み出し、そのために社会関係に応じ

て多様なハイブリッド化が発生する。さらに、企業システムのリーン生産化が同一であるとしても、企業ごとに利潤戦略が異なる。ルノーは生産システムのトヨタ化をすすめるが、利潤戦略はホンダと同じイノベーション戦略であって、追及するモデル自体がハイブリッドになっている。このように、同じリーン生産化という名の下に全く異なった企業システムが生まれ、ことなつた利潤戦略をとっているために、企業システムの進化経路も異つたものになると言える。

これに対して3.2で見たGMのケースでは、過去の産業モデルが危機に陥つて、経営側がリーン生産モデルを導入しようとしているのにもかかわらず、労使関係が旧態依然として対立的関係のままであり、また経営側の政策にも一貫性が見られないために、労使双方の行動に強いイナーシアが働いて企業システムを革新することができないのである。VWにおいても同じように過去の産業モデルのイナーシアが強く働いているが、それはGMとは異なつて労働側に旧来のモデルに対する強い信頼が存在することから作用しているイナーシアである。そのため、高コスト体質の改善は、サプライヤーに対する部品価格の強制的切り下げといったアメリカ的な手法がとられた。とはいえ、GMとVWのケースでは、経営危機はフォード、クライスラー、ルノー等の危機ほど深刻ではなかつた。GMはたとえ非効率な生産システムであつたとしても生産販売量において依然として世界No.1企業として君臨し、VWもまたトヨタ、ダイムラー=クライスラーに次ぐ販売量を誇つており、フォードやクライスラーのように企業の存続自体が問われるような経営危機を経験してはいない。このことが、労使関係そのもののイナーシアを生み出していると考えることができよう。したがつて、危機は深刻であればあるほど進化経路のバイファケーションをもたらす可能性が高いと言えよう。

#### IV 一般的結論

本稿では自動車産業を事例にとり、企業システムあるいは産業モデルの進化と進化経路のバイファケーションの実態を見てきた。一般に、企業の進化経路にバイファケーションあるいはパラダイム・シフトが起こる、つまり企業が新しい産業モデルを選択し、新たな進化経路を進み始める原因は、企業自身の遭遇する経営危機である。しかし、経営危機と進化経路のバイファケーション、あるいは産業モデルのイノベーションとの間には必然的關係は存在しない。つまり経営危機は進化経路のバイファケーションの必要条件であるが、十分条件ではない。

「労働の危機」は労働力の確保が問題になる場合、労働力を確保するために「労働の人間化」を進め、生産労働システムのイノベーション（あるいはフォードのように高賃金政策を採用し賃金政策のイノベーション）を生むこともあれば、生産労働システムの編成原理を維持したまま自動化を促進したり、移民労働者や期間従業員等の雇用によって危機を回避することもある。他方、労使紛争が企業システムのイノベーションを生んだ例は、少な

くとも我々の事例には存在せず、労使紛争がかえって労使対立を硬直化し、生産労働組織のイノベーションを阻止するケースが見られる。

「労働の危機」を除く経営危機の場合、品質・コスト競争力の低下による販売量の低下が経営危機を生むというケースが一般的である。ただし、新しい産業モデルあるいはパラダイムへのシフトは経営側の危機の認識と、労使関係およびその他の社会関係に依存している。経営側が過去の産業モデルを維持するかぎり危機を克服できないと認識した場合、危機を克服するために新しい産業モデルが模索されることになる。しかし、我々のケースではこの場合に全くオリジナルなイノベーションを追及するケースは存在せず、成功していると考えられる成功例を新たなパラダイムとして産業モデルの組替えが試みられている。ただし、このパラダイムの解釈および適用は企業に特有のものになる。たとえば、危機の原因がコスト構造にあると認識された場合、コスト削減の方法は複数存在し、労使関係等社会関係のあり方に対応して1つの方法が選択され、それは必ずしもイノベティブな選択であるとは限らない。単純化すれば伝統的な取引関係や労使関係をそのまま維持して強権的にコスト・カットをする場合もあれば、新しい協調的な労使関係と取引関係を導入することで互恵的にコスト・カットを進める場合もありうるのである。また品質については、製造過程における労働者の品質管理意識が重要であるが、そのためには生産への労働者の参画が不可欠になる。したがって、企業は「チームワーク」と小集団活動を導入しようとするが、コスト問題以上に労使関係が成否のカギを握ることになる（cf., Durand/Stewart/Castillo, 1998）。

結局、進化経路のバイファケーションにおいては、経営側の危機認識に基づく政策決定と、この政策実現のための労使関係および、企業システムを支えるその他の社会関係（企業内ヒエラルキー、対サプライヤー関係、対ディーラー関係）のあり方が問題になるのである。実際、進化経路のバイファケーションとは、ルーティンの変更を意味し、そのためには企業システムを構成している諸制度を変更する必要がある。そして制度（およびルーティン）の変更は労使間および当事者間で問題を共有し、新たな「妥協」を制度化する必要があるのである。進化経路のバイファケーションは社会関係そのものの組替えによってのみ可能になると言っても良い。したがって、プロダクト・イノベーションによる事業内容のバイファケーションとは異なって、産業モデルにおける進化経路のバイファケーションには、企業システムそれ自体が社会関係であることから様々なイナーシア（inertia）が働き、このイナーシアがバイファケーションそれ自体の在り方、したがって新しい産業モデルの在り方に大きな影響を与えることになる、あるいは新たな産業モデルへの移行を阻止することになるのである。

#### [参照文献]

Aglietta, M. (1976), *Régulation et crises du capitalisme. L'expérience des Etats-Unis*, 2 éd., Calmann-Lévy (海老塚他訳『資本主義のレギュレーション理論』大村書店)

- 赤岡功 (1989)、『作業組織再編成の新原理』千倉書房
- 青木昌彦 (1989)、『日本企業の組織と情報』東洋経済新報社
- 浅沼万里 (1997)、『日本の企業組織 - 革新的適応のメカニズム』東洋経済新報社 (菊谷編)
- Belzowski, B.M. (1998), “Reinventing Chrysler,” in Freyssenet, M., Mair, A., Shimizu, K., Volpato, G. (ed.) (1998)
- Berggren, C., (1998), “A Second Comeback or a Final Farewell? The Volvo Trajectory,” in Freyssenet, M., Mair, A., Shimizu, K., Volpato, G. (ed.) (1998)
- Boyer, R., Freyssenet, M. (1999), *The World that Changes the Machine*, Forthcoming
- Camuffo, A., Volpato, G. (1998), “Making Manufacturing Lean in the Italian Automobile Industry: The Trajectory of Fiat,” in Freyssenet, M., Mair, A., Shimizu, K., Volpato, G. (ed.) (1998)
- Chandler, A.D. (1987), *The United States: Evolution and Enterprise*, Cambridge Economic History Vol. III, Cambridge University Press (丸山訳『アメリカ経営史』亜紀書房、1986年)
- Dosi, G., Teece, D.J., Winter, S.G. (1990), “Les frontières des entreprises,” *Revue d’Economie Industrielle*, 1er trim.
- Freyssenet, M., Mair, A., Shimizu, K., Volpato, G. (ed.) (1998), *One Best Way? Trajectories and Industrial Models of the World’s Automobile Producers*, Oxford University Press U.K.
- Gordon, D.M., Edwards, R., Reich, M. (1982), *Segmented Work, Divided Workers: The Historical Transformation of Labor in the United States*, Cambridge University Press (河村・伊藤訳『アメリカ資本主義と労働』東洋経済新報社、1990年)
- 小池和男 (1991)、『仕事の経済学』東洋経済
- Jürgens, U. (1998), “The Development of Volkswagen’s Industrial Model, 1967-1995,” in Freyssenet, M., Mair, A., Shimizu, K., Volpato, G. (ed.) (1998)
- Lévy, R. H. (1992), “Préface”, in Womack, Jones, Roos, *Le système qui va changer le monde*, Dunod
- 野村正實 (1993)、『トヨタイズム』ミネルヴァ書房
- 野村正實 (1996)、「『技術選択』をめぐる論点」『技術選択と社会・企業』(社会政策学会年報第40集) 御茶の水書房
- 野々垣勇 (1998)、『トヨタの理由』三五館
- Nelson, R.R., Winter, S.G. (1983), *An Evolutionary Theory of Economic Change*, Cambridge, Belknap Press of Harvard University Press
- Parker, M., Slaughter, J. (1988), *Choosing Sides*, Labor Education & Research Project (戸塚訳『米国自動車工場の変貌』緑風出版、1995)

- 清水耕一 (1995a)、「トヨタ自動車における労働の人間化 (I)」『岡山大学経済学雑誌』第 27 巻第 1 号
- 清水耕一 (1995b)、「トヨタ自動車における労働の人間化 (II)」『岡山大学経済学雑誌』第 27 巻第 2 号
- 清水耕一 (1996)、「技術選択と労働問題」『技術選択と社会・企業』(社会政策学会年報第 40 集) 御茶の水書房
- 清水耕一 (1999)、「企業への『制度の政治経済学』的アプローチ」八木紀一郎編『制度の政治経済学の体系化』文部省科学研究費助成研究報告書
- Shimizu, K. (1999), *Le toyotisme*, Repères/Editions la Découverte
- 塩地洋、T.D. キーリー (1994)、『自動車ディーラーの日米比較 - 「系列」を視座として』九州大学出版会
- Roos, D., Womack, J.P., Jones, D. (1990), *The Machine that changed the World*, Macmillan  
(沢田訳『リーン生産が世界の自動車産業をこう変える』経済界、1990)

---

## 第4部 制度的補完性をめぐる経済と政治

---

# 知識集約的資本主義への転換期における国家・ガバナンス・雇用政策

若森章孝

## 1 現代資本主義における複雑さおよび知識の増進と雇用契約の変容

1990年代から21世紀初頭にかけてのIT革命は先進工業諸国の社会経済システムにおける知識集約型産業と知識の比重を著しく高めている。ドラッカー(2002)はIT革命の行方を、「知識が中核の資源となり、知識労働者が中核の働き手となる」(ドラッカー,2002,p.7)のような知識社会の出現として描写している。神野直彦(2002)は90年代以降の時期を、「機械化とテラー主義」による生産性上昇にもとづいていた工業社会から、人間の知識の向上と知的交流による生産性上昇にもとづく知識社会への転換点として理解している。バートン-ジョーンズ(2001)は、物的生産手段よりも知識や知識の創造が重要になりつつある現代資本主義を端的に「知識資本主義」と規定している。野口宏(2002a,2002b)は21世紀初頭のIT革命を「ポスト産業社会に向けた社会革命」と「<質的な豊かさ>のためのネットワーク連携」のはじまりと理解し、このようなネットワーク生産や知識の創造・活用やクリエイター(知識労働者)によって特徴づけられるポスト・フォーディズムを、フレキシブル生産や情報の共有・活用(企業情報化)や多能工化によって特徴づけられる、1970年代から20世紀末までのアフター・フォーディズムから峻別する。

IT革命やそれを促進するグローバリゼーションがこのような知識集約的資本主義(知識社会)としてのポスト・フォーディズムへの変化を進展させていることは確かである。しかし、知識の重要性の高まりはより根本的には、社会経済システムの複雑性の増大、すなわち複雑系としての社会経済システムの進化と密接に関連している。複雑性の概念はその定義が難しいことで知られているが、ここでは「現象の複雑さは、それを構成する要素の数によってではなく、それを構成する要素のあいだの相互作用の多様性によって測定される」(Stent,1985,pp.215-216)という意味でこの術語を用いることにしたい<sup>1</sup>。経済的複雑さの増進は、「人間相互間および、人間相互とテクノロジーのあいだの多様な相互作用が進展していくこと」、そして、すべての複雑系と同じように「予測できない」変化や出来事に支配されていることを意味する(Hodgson,1999,p.181)。社会経済システムの複雑性が増進すると、システムの諸要素の相互作用の多様化や多種多様な思いがけない出来事を理解しそれらに適応するために、ますます多くの情報と知識が必要とされ、労働者には絶えずより高水準の知識・技能・適応力が求められるようになる。

現代進化経済学の旗手の一人であるホジソンは、経済の複雑性の増大→より高水準の知識・技能→学習スピードと専門的知識の重要性→知識集約経済の進展という、今日

<sup>1</sup> 津田一郎も『岩波哲学思想事典』においてStent(1985)と同じ観点から複雑系をつぎのように定義している。「多数の要素から成る系において、要素間の動的な相互作用によって多種多様な部分系が生成されるとき、このような系を複雑系という」。複雑系を明快に説明している西山賢一(1997)も参照されたい。

の先進資本主義諸国の出来事を5つの命題として定式化する(Hodgson,1999,pp.181-182)。

- ①生産過程およびその生産物の複雑さの増大
- ②より高水準の知識や技能の必要性
- ③専門的技能にたいする信頼の増大と新しい専門家の出現
- ④経済活動における情報の利用と移転の重要性
- ⑤将来の出来事の予測の難しさと経済生活における不確実性の増大

このような複雑で知識集約的な社会経済システムでは、学習スピードが重要であって、行為主体は「学習し適応する仕方」を学習しなければならず、技能は行為中心のものから知識中心のものに転換する。

ここで重要なことは、21世紀の資本主義の複雑さと知識の増進が雇用契約（雇用関係）という資本主義の基本的特徴にどのような影響をあたえるか、という論点である。雇用契約はサイモン(1970)やコース(1992)が指摘するように、その「契約の不完備性」という性格によって、取引される商品についての明細が契約で詳しく明文化されている販売契約から区別される。雇用契約の不完備性とは、契約においてあらかじめ「労働の仕方や様式」を詳細に明記できないことを意味する。雇用契約のこの不完備性は、人間を不可欠の要素とする生産システムが本質的に複雑で不確実なプロセスであることに由来する。雇用契約は、雇用労働者のやる気や責任といった非契約的要素（不純物）に依存しているのである。しかし、この契約の不完備性だけでは、雇用契約と役務契約（サービス契約）とを区別することができない。雇用契約は、マルクスが『資本論』において「労働者は、彼の労働の帰属者たる資本家の統制のもとで労働する。資本家は、労働が整然と進行・・・するのように見張っている」（マルクス,1964,p.157）とのべているように、雇い主が「労働の仕方や様式を統制する権利」をもつという点で、役務契約から区別される。雇用契約の本質は、生産システムの複雑性を反映する契約上の「不完備性」ではなく、雇い主による「労働の仕方や様式の統制」に求めるべきである。

現代資本主義における複雑さ・知識・不確実性の増大は、雇用労働者に絶えずより高い水準の知識や技能や適応力を要求することによって、高度の技能や専門的知識を有する労働者を生み出すが、このような知識労働者は労働の統制が難しく監督できない存在である。ドラッカー（2002）は増加しつつある知識労働者のカテゴリーとして、医師や弁護士、科学者、教師、聖職者といった旧来の知識労働者にくわえて、医療テクノロジスト（X線技師、超音波技師、理学療法士、歯科技工士、精神科のカウンセラー、栄養士、看護師）、コンピュータや製造や教育におけるテクノロジスト（コンピュータ技師、プログラマー）、事務テクノロジスト（例えば、弁護士補助職）、デパートのテクノロジスト（バイヤー、インテリア、外商、販促、宣伝の担当者）といった新種の知識労働者を挙げている。

このような労働統制の困難な知識労働者の増加は「雇用労働にたいする雇い主の統制」という雇用契約の根本的性格を希薄化させ、労働の管理者と労働の遂行者との境界を掘り崩すことによって、雇用と自営業の区別を次第にあいまいにする。雇用と自営業の区別があいまいになるという事態は、社会的経済システムにおいて専門的な知識や技能を有することの重要性が高まり、物的生産手段を所有することの重要性が低下していることを意味している。この事態は、Hodgson(1999,pp.205-227)が指摘するように賃労働者を「労働者と生産手段の分離」にもとづく支配＝統制から解放する可能性を含んでいるとはいえ、社会

的経済システムに新しい問題を発生させることになる。第一は、雇い主が判断することができない、労働統制の困難な知識労働者の知識や技能のレベルを第三者機関を通じていかに認定するかという問題である。ここから、知識労働者の能力や技能を評価・認定するメカニズム（高等教育機関や専門家といった第三者機関の認定書、資格証明書）の必要性が生じるが、それと同時に、競争し合う複数の認定機関のうちどの認定書が信頼できるのか、さらに認定機関を認定する上位の認定機関の認定能力は信頼できるのか、という「認定の認定」問題も発生する。第二は、雇い主たる企業が、高い技能や専門的知識のある人を雇用契約よりも役務契約を通じて手に入れる問題である。役務契約の場合、労働時間ではなく専門的サービスの提供が契約の対象になるので、雇用契約が法律上の自営業にとって代わられる。アメリカ経済における人材派遣業や雇用業務代行業の増加は、企業が雇用契約よりも役務契約を選択する傾向を表現している。第三は、専門的知識や技能や学習能力のある労働者とそうでない労働者とでは、「雇われる能力」や賃金において大きな差がある、というデジタル・ディバイドの問題である（木村忠正,2001）。21世紀の資本主義における知識集約経済の進展は、専門的知識や学習スピードに欠ける低技能労働者の雇用リスクを高めている（エスピン-アンデルセン,2000）。

## 2 構造転換政策としての雇用政策と「ネットワーク国家」

現代の社会経済システムにおける複雑さと知識の増進は、以上のような問題を内包しながら、知識を基盤とする資本主義を発展させている。しかし、1990年代におけるアメリカとスウェーデンの経験が示すように、知識集約経済の発展は均質的なものではない。

Esping-Andersen (2002,pp.28-29)は、知識経済の将来二つのシナリオとして、アメリカ型の「無知の大海に浮かぶ卓越の島」を促進する不平等な軌道とスウェーデン型の「少数の小波で揺れる穏やかな池」のような平等な軌道を対置し、前者では世界に君臨する科学研究の拠点と基礎的な認知能力に欠ける20%の階層が同居しているのにたいし、後者では世界的な研究拠点は無いが基礎的な認知能力に欠ける階層は5%以下にすぎない、と指摘する。キャペリ（2001）が鋭く描いているように、1980年代以降のアメリカの雇用システムは、長期雇用と企業内訓練の「内部労働市場型」から短期不安定雇用と自己責任によるスキル形成の「外部労働市場型」へと劇的に転換したが、この外部労働市場型の雇用システムは教育訓練投資のインセンティブを欠き、不可欠の技能や労働意欲を確保するうえで困難を抱えているのであって、知識集約経済に適合したシステムではありえない。しかし、アメリカ経済では、雇用システムをガバナンスする団体的諸制度（雇用主団体や労働組合）が発達していないがゆえに、大学をベースにした諸企業、ベンチャー・キャピタル、州政府、国家（軍部）、科学者、エンジニアのネットワークが発達し、いくつかの有力なネットワークを通じて、航空機、超短波通信、集積回路、コンピュータ、核エネルギー、新素材（チタン、強化プラスチック、高強度鉄合金）、数値制御工作機械などが開発された。アメリカ経済は、ネットワークという、知識集約経済に適合したガバナンス形態をもっているのである。アメリカ型の知識経済は、ネットワークによる高度のイノベーションと雇用労働者の大部分にとっての知識や技能の衰退（社会的衰退）とをどこまで両立させることがで

きるだろうか<sup>2</sup>。

篠田武司(2001)、神野直彦(2002)、二文字／伊藤(2002)、宇仁(2002)などが明らかにしているように、バブル崩壊後のスウェーデン経済は、ITを駆使した知識集約産業を発達によって経済の回復に成功し、経済成長率、実質賃金上昇率、失業率、製造業産出高成長率、製造業労働生産性のいずれにおいても、ほぼ同じ時期にバブルの崩壊を経験し長期停滞をつづけている日本経済を上回っている。スウェーデンの産業構造と雇用構造に特徴的なことは、衰退産業の縮小と成長産業の拡大が同時に進行し、多数の労働者と資本が成長産業に移動していることである。このような産業の高度化と雇用創出を可能にする仕組みが「積極的労働市場政策」であって、労働市場プログラム(LMP)と成人教育事業から成っている<sup>3</sup>。LMPは、失業者に雇用訓練や職場経験、公共雇用、創業助成などの支援プログラムを提供し、プログラム参加者に失業手当と同額の訓練手当を給付する制度である。成人教育事業は、教育レベルの低い人々(とくに失業中で高校3年間の課程を修了していない人々)にたいして学習機会を提供し、短期間に国民の知識レベルを向上させようとする制度であって、そのねらいは低技能労働者を知識集約経済に適合できる技能労働者に変えることである。LMPも成人教育事業も、従来の失業手当を技能や知識を向上させるための教育訓練投資として利用する試みであり、労働市場政策の刷新と教育政策の刷新を結びつけることで、知識集約経済の発展と雇用創出を確保しようとする新しい福祉国家戦略である。「知識社会の生産性を決定する要因が、個人の知的能力と、そうした知的能力を相互に与えあう人間のきずなである社会資本から構成される知識資本」(神野直彦,2002,124ページ)であるとすれば、21世紀初頭のスウェーデンはそのような「知識社会」の発達を基盤とする福祉国家への転換をめざしているのである<sup>4</sup>。

知識集約経済の進展とグローバル化する市場での競争に直面する国家の構造転換政策は、「ポストナショナルなシュンペーター的勤労福祉レジームPost-national Schumpeterian Workfare Regime」(ジェソップ,1997)と規定することができる。「ポストナショナルな政策レジーム」というのは、国民国家の経済的ガバナンスの一部が、一方ではグローバル・レベルやEUのような超国家的地域に、他方では一国内の諸地域に移譲されつつあるからである。「シュンペーター的勤労福祉レジーム」というのは、ケインズの福祉国家が需要サイドへの介入によってマクロ経済の規則性を維持し、失業手当の給付によって失業者を消費者として社会経済システムに統合したのとは対照的に、とくに供給サイドへの介入(テクノロジーや製品、製造工程の絶えざるイノベーション)によって、グローバルな競争における国民的領域の構造的競争力を高める経済政策を実行するからであり、教育システムや職業訓練システムの質的改善によって国民の学習能力を高めて、知識集約経済に適合した人材を育成する雇用政策(職業訓練プログラムへの参加義務をとまなう失業手当の給付

<sup>2</sup> Esping-Andersen,G.(2002,p.29)は、アメリカ型の知識集約経済の動態が、多数の国民が知識集約的製品を消費する能力を欠くことから生じる需要サイドの制限にぶつかる可能性を指摘している。ホリングワース(2001)も地域や地方レベルでアメリカ経済をガバナンスする制度や規範が危機にあることを指摘し、アメリカ企業の主要なガバナンス形態であるネットワークが各種の集団的行動形態のうちに埋め込まれる必要性を強調している。

<sup>3</sup> スウェーデンの積極的労働市場政策については、篠田武司編著(2001)、伊藤正純(2002)を参照。

<sup>4</sup> スウェーデンの新しい福祉国家戦略については、宮本太郎(1999)、エスピン-アンデルセン(2000)、若森章孝(2002)を参照されたい。

を含む)を志向するからである。欧州委員会も『成長、競争力、雇用』白書(1993)において、民間や地域のイノベーションを促進するサプライサイド政策と勤労者の学習や技能や適応能力の向上とを結びつける能動的雇用政策を提唱している(中村健吾,2000a)。

しかし、構造転換政策としてのシュンペーター的勤労福祉レジームを担うのは、市場原理主義でも、その他のガバナンス・メカニズムから相対的に自律した集権的国家でも、あるいはまた、従来の政労使のコーポラティズムでもない。それは、多様なガバナンス・ネットワークを調節する能力である「戦略的指導力strategic guidance」(Amin,A. et Hausner J.,1997,p.18)を備えた国家である。戦略的指導力という概念は、支配的集団の同意獲得能力を意味するヘゲモニー概念とは異なり、関係的相互作用を促進する反省的な統治能力と誘導・調停を主要な任務とするリーダーシップとの複合を意味する。国家の役割は、社会的複雑さをいかに統治するかという文脈で検討されねばならない。社会的複雑さを統治する国家は、何よりも、その他の社会的行為主体(市場や私的ヒエラルキー、団体、コミュニティ、ネットワークなどのガバナンス・メカニズム)がそれ固有の役割を遂行できるように働きかける、パートナーの役割、すなわち、社会的相互作用の促進者としての役割を果たさねばならない。Amin,A. et Hausner J. (1997,p.24)はこのような国家を「相互作用促進国家facilitative state」と呼んでいるが、ガバナンス間のネットワークとその相互作用を促進するという意味では「ネットワーク国家」と呼ぶことができる。21世紀の国家は戦略的指導力を有するネットワーク国家として、社会的複雑さを統治することを通じて、シュンペーター的勤労福祉レジームを構築することができるのである。

### 3 勤労者社会の転換とガバナンスのガバナンス

20世紀は、自動車やテレビといった耐久消費財の大量生産と賃金生活者の大量消費とを結びつける、フォーディズムと呼ばれる高度経済成長を作り出したが、注意すべきは、フォーディズム的経済とともに、国民の大部分を賃労働者としてのみならず消費者としても資本主義市場経済に統合する「勤労者社会」が誕生したことである。勤労者社会にあっては、労働(雇用)は賃労働者にとって、たんに賃金を得るための手段ではなく、収入や医療・年金へのアクセスが保証されることであり、社会的に認められることであり、職場や労組といった集団に帰属することであり、自己実現の機会を得ることである。要するに、労働は勤労者社会における社会統合の中心的要素になっている。

21世紀を向かえた今日、人々の経済活動と日々の生計の前提であったこのような「経済」と「社会」の仕組みが大きく揺らぎ、大転換に直面している。知識集約度の高低による雇用労働者や製品・サービスの二極化を推し進めるグローバル市場での競争のなかで、低技能労働者を工業製品の大量生産に吸収して雇用を確保していたフォーディズムが衰退し、低技能労働者は雇用危機の下におかれている。工業雇用が大量に失われ新しい雇用の大部分がサービス経済の発展によってしか確保されえない「脱工業化」とか、「ポスト工業社会」とか呼ばれている経済環境の中で、さまざまなタイプの資本主義は労働市場のリスク(失業)と雇用の創出にそれぞれ独自の戦略で対応している。市場主導型のアメリカ資本主義が失業問題に労働市場の規制緩和と低賃金雇用の拡大によって対応しているのにたいし、労使交渉主導型のヨーロッパ資本主義は失業問題に一人稼ぎ手としての男性労働者の

雇用を維持しながら早期退職や女性雇用の抑制によって対応している。その結果、アメリカでは、失業率の低下と大きな賃金格差が生まれ、ヨーロッパでは、労働市場から排除された労働者の再編入が困難になり失業が長期化して、就業者と失業者との大きな格差（医療や教育、年金、住宅といった「社会的なもの」からの排除）が引き起こされている。いずれにせよ、フォーディズムの時代には均質的であった勤労者社会は、知識と高度技能を巧みに利用できる上層、資格や労使協定によって保護されている中層、失業のリスクにさらされている下層に分裂している。このような勤労者社会の亀裂と危機は、アメリカやヨーロッパよりも、企業主導型で雇用維持・拡大と職業訓練を実現してきた日本資本主義にとってより深刻である。

では、フォーディズムとともに生まれた勤労者社会を知識集約経済の進展とポスト工業経済の下で再建することができるだろうか。規制緩和と技術革新によって経済の回復を推進しようとする新自由主義の主張は、経済と「社会的なもの」を対立させ、勤労者社会の衰退を放置するやり方である。また、近年、アメリカの著名な文明批評家、リフキン(1996)などによって主張された「労働の終焉」論は、労働市場を新しい社会的合意や制度によって調整することで勤労者社会を立て直す可能性を否定する議論である。経済と勤労者社会を再建するには、知識や学習能力、高技能に中心をおくポスト工業経済が、商品供給能力の絶えざる拡大に照応する需要増加の仕組みをもたないことや、知識労働者と低技能労働者の二極化をとまなうことをリアルに認識して、新しいガバナンス様式を考案する必要がある。

例えば、フランスで実地されつつある「週35労働時間制」労働法（清水耕一,2002）は、ワークシェアリング（仕事の分かち合い）によって勤労者社会を維持する試みであり、労働時間の短縮で供給能力の伸びを抑え需要の伸びに照応させるねらいをもっている。そして、労働時間の短縮によって自由時間が大幅に増加するならば、一人一人の賃金生活者が社会に必要な財を生産する活動、個人を开花させる文化活動、家族や友情に基盤をおく活動、社会生活の目標について討議し決定に参加する政治的活動という4つのタイプに関わることができるようになり、勤労者社会の社会的きずなと個人の自己実現のあり方も進化して多面的で豊かになるはずである（メーダ,2000）。

このような知識集約経済とポスト工業経済の時代にふさわしい調整の仕組みとして、複数のガバナンス・メカニズムによる共治を意味する「ガバナンスのガバナンス」が注目されている。これは、複雑さと不確実性を高めるグローバル化する知識集約的経済の進展なかで、主権国家の問題解決能力が相対的に低下していることを反映するものである。しかし、国家は退場してしまうのではない。イノベーションや社会統合や環境保全といった共通の問題に複数のガバナンス・メカニズムが討論と選択を通じて取組むことができるような「戦略的指導力」が、国家の新しい役割になるだろう。

#### 4 転換期における国家とガバナンス

経済のグローバル化と複雑化・知識集約化は、ケインズの福祉国家や発展途上国の開発国家を含むすべてのタイプの国家に「国家の再考」を迫り、世界の至る所で「ガバメント

からガバナンスへ」と定式化されるような国家再構築の傾向を生み出している<sup>5</sup>。一般的には、ガバメントは法律や命令による政府（行政機構）のコーディネーションの意味で、またガバナンスはネットワーク型組織およびネットワーク型組織と企業組織あるいは行政組織との相互作用によるコーディネーションの意味で用いられている。しかし、この用語法では、国家の新しい役割として比較制度分析が注目する「市場拡張的見解」（民間部門によるコーディネーションを促進し補完する政府の役割）のみならず、Rhodes（1996）が挙げるガバナンスの6つの用法のうちの5つ、たとえば市場原理の導入による新しい行政管理（NPM）や株主優位の企業統治（コーポレート・ガバナンス）への転換などは、ガバナンス論の枠外でしか議論できないことになる。それゆえ、近年における国家再構築の動向をガバナンス論として展開するためには、「ガバメントからガバナンスへ」という定式化の背後に経済的世界の複雑さと知識集約化の増進があることを考慮して、ガバナンスと「ガバナンスの諸条件の反省的な組織化」（Jessop,2002,p.240）を意味するメタ・ガバナンスとを区別する必要がある。

メタ・ガバナンスと区別される、いわば「構造」としてのガバナンスは、現代制度派経済学やレギュレーション理論による近年の研究が明らかにしたように、市場メカニズムに専一的に還元されるものではない。資本主義は、市場や私的ヒエラルキー（企業）、国家、団体（アソシエーション）、コミュニティ、ネットワークといった少なくとも6つのガバナンス（統治）・メカニズムをもっており、各国の資本主義の型はこれらの統治メカニズム組み合わせ方によって特徴づけられる（ホリングスワース／ボワイエ,2000）。市場は私的利益を水平的に調節するガバナンス・メカニズムである。私的ヒエラルキーは垂直的に統合された大企業のガバナンス・メカニズムであって、コースやウィリアムソンによれば企業ヒエラルキー（垂直的な制度的取決め）の発生は取引費用の節約から説明される。国家はそれ自体が経済活動の主体であるとともに、その他の多様なガバナンス・メカニズムを認可・規制する最高位のガバナンスである。団体は、経営者団体や業界団体、労働組合、プライヴェート・インタレスト・ガヴァメントのような類似するアクター間の調整をおこなうガバナンス・メカニズムである。コミュニティは信頼や義務にもとづくガバナンスであって、取引は社会的文脈（アクター間の強い社会的きずな）に埋め込まれている。ネットワークは、企業から団体や国家・地方政府までも含む、基本的には平等なアクター間の長期的な協力関係であって、技術開発や新製品開発といったイノベーションに適したガバナンス・メカニズムである。これら6つのガバナンス・メカニズムはそれぞれ自身の論理とルールをもっており、それ固有の長所と欠陥をともなっている。それゆえ、いかなるガバナンス・メカニズムもそれ単独では完全ではありえない。「市場 対 国家」あるいは「市場 対 ヒエラルキー」のような二分法による資本主義認識は根本的に不完全であることが、銘記されなければならない。

さらに、資本主義経済の空間的領域は、国民国家や一国内の諸地域、EUのような超国家的領域、グローバル・レベルから成っているが、ガバナンス・メカニズムの組み合わせ方は空間的領域のそれぞれのレベルにおいて異なっている。例えば、ネットワークやコミュニティのようなガバナンス・メカニズムは一国内の諸地域では発達しているが、超国家的

---

<sup>5</sup> ガバナンス論争の背景とその展開については、堀(2002)、篠田(2003)を参照されたい。

地域やグローバル・レベルではあまり発達していない。グローバル・レベルで優勢なのは、市場や私的ヒエラルキー（超国家企業）である。超国家的地域では、市場や私的ヒエラルキーに加えて、ネットワークが優勢である。また、国民国家のレベルで優勢なのは、国家や団体的諸制度（労働組合や雇用主団体、業界団体）、市場、私的ヒエラルキーである。

いずれにせよ、グローバル化する知識集約的資本主義の進展とともに、このようなすべてのタイプのガバナンス・メカニズムがガバナンスのための諸条件の反省的な組織化を余儀なくされているのである。例えば、NPM、政府の市場拡張機能、コーポレート・ガバナンス、ネットワーク型組織はそれぞれ、複雑さの増進という状況の下での、政府（行政組織）、市場、企業、団体のメタ・ガバナンス化の動きとして位置づけることができる。

メタ・ガバナンスにおける国家の役割は、社会的複雑さをいかに調節するかという文脈で検討されねばならない。社会的複雑さを統治する国家は、何よりも、その他のガバナンス・メカニズムがそれ固有の役割を遂行できるように働きかける、パートナーの役割、すなわち、社会的相互作用の促進者としての役割を果たさねばならない。Amin et Hausner

(1997,p.24)はこのような国家を「相互作用促進国家」と呼んでいるが、ガバナンス間のネットワークとその相互作用を促進するという意味では「ネットワーク国家」と呼ぶことができる。シュンペーター的勤労福祉レジームを担うのは、このようなネットワーク国家であり、多様なガバナンス・ネットワークを調節する能力である「戦略的指導力」（Amin et Hausner,1997,p.18）を備えた国家である。戦略的指導力という概念は、支配的集団の同意獲得能力を意味するヘゲモニー概念とは異なり、関係的相互作用を促進する反省的な統治能力と誘導・調停を主要な任務とするリーダーシップとの複合を意味する。

このネットワーク国家は、多元的ネットワーク・ガバナンスを発展させているEUや「コーポラティズムから交渉経済」（Nielsen and Pedersen, 1991）に転換したデンマーク経済に典型的に観察することができるが、ここではEUの多元的ネットワーク・ガバナンスにおける国家の位置と役割に触れておきたい<sup>6</sup>。EUは、①超国家的レベルの欧州委員会、欧州中央委員会、②諸国家関係のレベルである欧州理事会、閣僚理事会、③15の国民国家、④サブナショナルなレベルの地方政府や地方自治体といった多元的ガバナンスから構成されている。EUにおける政策の意思決定や政策の執行は、関与する公的諸機関および各種の団体や社会運動組織のあいだの複雑なネットワークの形成を通じておこなわれている。市場原理や国家介入、私的ヒエラルキーや伝統的団体組織では解決できない構造的問題に直面していることが、EUにおいてネットワーク・ガバナンスを発達させているのである。例えば、地域開発プログラムの策定には、欧州委員会や各国政府、地方政府、自治体が関与する。また、欧州の環境政策は、欧州委員会（第11総局）と環境保護団体との緊密なネットワーク・ガバナンスを通じて形成される。さらに、欧州委員会は、多元的ネットワーク・ガバナンスを通じてシュンペーター的勤労福祉レジームを構築し、超国家的レベルや諸国家レベル、各地域レベルでイノベーションを促進し、雇用労働者の知識と技能を高めることで、競争力の低下と高失業の問題に対応しようとしている。EUの国民国家はこのような多元的で超国家的なネットワーク・ガバナンスにいわば埋め込まれ、その結節の一つになっている。「欧州委員会や国民国家は、サブナショナルな行為主体や市民社会の行為主体の自己

<sup>6</sup> このパラグラフのEU多元的ネットワーク・ガバナンスにおける国家に関する議論は、中村健吾(2000a,b)

組織的なガバナンス・ネットワークを上から操作するのではなく、むしろネットワーク相互の関係を水平的に調整してやることで、より効果的に政策目標を達成しうる」（中村健吾,2000b,p.175）のである。

## 参考文献

- Amin,A. et Hausner J.(1997)” Interactive governance and social complexity”,Amin,A. et et Hausner J. (eds),Beyond Market and Hierachy, Edward Elgar.
- 青木昌彦(1999)「官僚制多元主義国家と産業組織の共進化」青木／奥野／岡崎編著『市場の役割・国家の役割』東洋経済新報社
- バートン-ジョーンズ(2001)有賀祐子訳『知識資本主義』日本経済新聞社
- ボワイエ(1999)中原隆幸訳「グローバリゼーション時代の資本主義」横川／野口／伊藤編訳『進化する資本主義』日本評論社
- キャペリ(2001)若山由美訳『雇用の未来』日本経済評論社
- コース(1992)「企業の本質」宮沢健一ほか訳『企業・市場・法』東洋経済新報社
- クラウチ／ストリーク編(2001)山田鋭夫訳『現代の資本主義制度』NTT出版
- ドゥラカー(2002)上田惇生訳『ネクスト・ソサエティ』ダイヤモンド社
- エスピン-アンデルセン(2000)渡辺雅男／渡辺景子訳、『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店
- Esping-Andersen,G.(2002)Why We Need a New Welfare State, Oxford University Press.
- 二文字理明／伊藤正純編(2002)『スウェーデンにみる個性重視教育』桜井書店
- Hodgson,G.M.(1999)Economics and Utopia:Why the learning economy is not the end of history,Routledge.若森／小池／森岡訳『経済学とユートピア』ミネルヴァ書房、2004年
- Hodgson,G.M.(2003)” Capitalism, complexity, and inequality”, Journal of Economic Issues, June 2003.
- Hollingsworth R. et Boyer R. (eds) (1997) Contemporary Capitalism: The embeddedness of Institutions, Cambridge University Press.
- ホリングスワース／ボワイエ(2000)「経済主体の調整メカニズムと社会的生産システムの重要性」長尾伸一／長岡延孝編監訳(2000)
- ホリングスワース(2001)「制度に埋め込まれたアメリカ資本主義」クラウチ／ストリーク編(2001)
- 堀雅晴(2002)「ガバナンス論争の新展開」中谷義和／安本典夫編著『グローバル化と現代国家』御茶の水書房
- 伊藤正純(2002)「雇用」、二文字理明／伊藤正純編(2002)
- ジェソップ(1997)篠田武司ほか訳「国民国家の将来」『立命館大学産業社会論集』第32巻第4号
- Jessop, B. (2002) The Future of Capitalist State, Polity Press.

---

に依拠している。

- 神野直彦 (2002) 『人間回復の経済学』 岩波新書
- 菅野和夫 (2002) 『新・雇用社会の法』 有斐閣
- 木村忠正 (2001) 『デジタルデバイドとは何か』 岩波書店
- マルクス (1964) 長谷部文雄訳 『資本論』 第1部 (世界の大思想18) 河出書房新社
- メーダ (2000) 若森章孝／若森文子訳 『労働社会の終焉』 法政大学出版局
- 宮本太郎 (1999) 『福祉国家という戦略』 法律文化社
- 長尾伸一／長岡延孝編監訳 (2000) 『制度の政治経済学』 木鐸社
- 中村健吾 (2000a) 「グローバリゼーションにともなうEUと国民国家の変容」 『経済学雑誌』  
第100巻第4号
- 中村健吾 (2000b) 「EUにおける多元的ネットワーク・ガバナンス」 『アソシエ』 御茶の水  
書房、第4号
- 野口宏 (2002a) 「IT資本主義の歴史的的位置」 『関西大学総合情報学部紀要』 「情報研究」  
第17号
- 野口宏 (2002b) 「産業社会とIT社会」 『日本経営学会第76回大会報告要旨集』
- 西山賢一 (1997) 『複雑系としての経済』 NHK出版協会
- 清水耕一 (2002) 「制度による制度の設計：フランス35労働時間労働法と新しい労使関係」  
『進化経済学会論集』 第6集
- サイモン (1970) 「雇用関係の定式的理論」 宮澤光一監訳 『人間行動のモデル』 同文舘出版
- Rhodes, R.A.W. (1996) "The new governance: governing without government", *Journal of Political  
Studies*, Vol.44, no.4.
- 篠田武司編著 (2001) 『スウェーデンの労働と産業』 学文社
- 篠田武司 (2003) 「ガバナンスと市民社会の公共化」 山口定ほか編 『新しい公共性』 有斐閣
- Stent, G. (1985) "Hermeneutics and the analysis of complex biological systems", David Depew and  
Bruce H. Weber (eds), *Evolution at a Crossroads*, MIT Press.
- リフキン (1996) 松浦雅之訳 『大失業時代』 TBSブリタニカ
- 宇仁宏幸 (2002) 「1990年代における日本の産業と雇用の構造変化」、(京都大・慶北大  
・ 星城大) 日本韓国国際シンポジウム 『東アジア経済の現状と構造改革』
- 若森章孝 (2002) 「フォーディズム・ポストフォーディズム・女性労働」 久場嬉子編著 『経  
済学とジェンダー』 明石書店

## 政治的・経済的蓄積の構造と制度的調整 ——課税・財政制度を介した社会的調整分析に向けて——

中原隆幸

「すべての国の臣民は、できるだけ各人の能力に比例して、すなわち、各人がそれぞれその国の保護のもとで享受する収入に比例して、政府を支えるために拠出すべきである。…（中略）…いわゆる課税の公平または不公平は、この原則を守るか無視するかにかかっている」（アダム・スミス、『国富論』、水田洋監訳、岩波文庫、2001年、邦訳133頁）。

### 問題の所在

現在日本において、かなりの不平等感が広がりつつあるという。この不平等感とは次のようなものである。まず勤労者階層において所得格差が生じ始めていること<sup>1</sup>。ついで、社会経済構造の再生産という観点からすれば、社会的階層間移動が固定化しつつあり、個人の努力と社会的地位とが必ずしも同調しなくなっていること<sup>2</sup>。最後に、税の不公平感が高まっていること、がそれである。とりわけ先の二つの事例と比べて、税の問題は、その税の使途の問題とも相俟って、日常生活において容易に実感できることだけに国民の関心は極めて高いように思われる。

実際、かつて高い水準に設定されていた所得税の最高税率は過去幾度と無く引き下げられ、今やその累進度もかなり緩やかなものになってしまった。さらに最近では、財政再建のかけ声の下、課税最低限度額の引き下げや消費税率の引き上げといった税制改革が検討され始めている。対して、税の支出に関しては、社会保険料の個人負担割合の増大による、間接的な医療関連支出の削減が行われ、少子・高齢化を事由とした、厚生年金支給額の引き下げ案などがその実施に向けて議論され始めている。こうした日本の課税・財政制度改革の現状は、冒頭に引用したアダム・スミスが指摘したところの、「その国の保護のもとで」という政府と国民との信頼のきずなが弱まっていることを、あるいは「課税の公平性」という原則が歪められていることを指し示しているのであろうか。

もっとも、こうした間に正確に答えることは容易ではないし、それが本稿の目的でもない。制度の政治経済学の立場からより重要となるのは、こうした一連の税制および財政改革を要請されるという日本経済の現状が、次のような日本社会の変化を指し示す事例の一

---

<sup>1</sup> たとえば、橘木俊詔、1998年、を参照。

<sup>2</sup> たとえば、佐藤俊樹、2000年、を参照。

つではないだろうかということである。すなわち今日の日本においては、「課税・財政制度」を一つの争点として、かつて国家と国民との間で従来暗黙のうちであれ、明示的であれ取り結ばれていたある種の「社会経済的合意ないし妥協」が見直され始めているのではないか、という仮説がそれである。つまり、課税・財政制度は、経済システムの安定性や不安定性に影響を与える、単なる貨幣的・行政的表象の歴史具体的形態という次元を超えたところで、国民国家の社会経済的安定性を統御ないし阻害し、あるいはまた不安定性を制御ないし促進する。そしてこうした制度を介し、様々な社会的アクター間で生ずる、現実の政治的かつ経済的対立や矛盾は一定期間緩和ないし弱められ、またこうした制度の改革が要請されるとき、制度の持つ調整機能が社会的アクター間で再検討されることとなる。

本稿では、かかる仮説に立脚して、「制度としての課税・財政システム」が、社会経済システムの安定性や不安定性にどのような役割を果たしているのかを、制度の政治経済学の立場から検討する。検討の手順は以下の通りである。まず、われわれは、政治的なるもの(*le politique*)を分析対象に組み入れて制度の政治経済学の理論を構築するに当たって重要となる次のような問題、すなわち認識論のレベルで「制度」一般をどのように捉えるべきなのかという問題を検討する。ついで、政治的なるものと経済的なるもの(*l'économique*)が制度としての課税・財政システムを介してどのように接合されるのかを、もっぱらレギュラシオン学派の国家論者であるブルーノ・テレの研究成果を援用しつつ<sup>3</sup>、検討する。最後に、このような仮説に基づいて、現状分析を行う際に必要となる追加的諸概念を、暫定的なものではあるが、提示したい。

## I 制度の認識論——「均衡としての制度」対「媒体としての制度」——

いわゆる「構造主義的アプローチ」および「構造論的アプローチ」は、かつて社会科学の領域において大きな潮流を形成していた。しかしながら、近年顕著に見られる、「制度を重視する」学際的傾向からも明らかなように、今やこうした潮流に代わって、「制度主義的アプローチ」および「制度論的アプローチ」が、構造主義的なそれに完全に取って代わったかのごとく様相を呈している。だが、これら二つのアプローチには、経済学において断絶しか存在しないのであろうか。あるいはまた何らかの連続性を有しているのであろうか。一見したところ、われわれのテーマと無関係に見える、こうした争点は、しかし、実のところ「制度としての課税・財政システム」を考察する上できわめて重要な問題を提起する。このことを以下で検討してみよう。

---

<sup>3</sup> Th  ret, B.,1992. なお、原書にある第5章と第6章は、本訳書では訳出されていない。第5章については、拙訳「領土的課税・財政体制——絶対主義から自由主義へ(上)・(下)」、『阪産業大学経済論集』、第3巻第1号、101-123頁、第4巻第1号、55-82頁、を参照されたい。

## 1. 「構造」概念の源流—均衡と構造の相同性を超えて—

周知のように、社会科学の領域において、「構造」概念を世に知らしめたのは、フランスのクロード・レヴィ＝ストロースによる諸研究である (Levi-Strauss, C, 1962)。レヴィ＝ストロースの研究が衝撃的であったのは、その人類学的分析のなかで、未開部族に見られる儀礼や慣習という表象の背後に、隠された「関係的構造が存在している」ことを指摘した点にある。とりわけ重要なのは、この「構造」は、「現実の」儀礼や慣習を「通じて」のみ陽表化されるのであって、具体的な儀礼や慣習そのものの「なかに」直接認知できるものではないという点である。したがって、近代的な合理性の視点からすれば、きわめて不合理に見える様々な「現実の」儀礼や慣習そのものは、じつのところその背後に厳密な「関係的体系」を有している。表象と関係的構造、共時態と通時態といった諸概念に基づく、レヴィ＝ストロースの研究は、近代という一つのパラダイムのみをもって世界を解釈し得ないことに対して積極的な意味づけを与えたのであった<sup>4</sup>。

しかしながら、これもよく知られているように、こうした社会学知一般への構造主義の爆発的普及に先駆けて、フランスにおいては、かなり早い時期から構造主義的アプローチが取り入れられていた。ジャン・ピアジェによれば、それはソシュールの研究を通じて、1937年にはすでにとりいれられていたという<sup>5</sup>。興味深いことに、ピアジェによれば、ソシュールの言語学における構造主義的アプローチに端緒を与えたのは、経済学であった。すなわち「ソシュールは、L. ワルラスやV. パレートに触発されて、発展の諸法則（通時態）と比べて、相対的に独立している均衡の諸法則（共時態）を、言語学に、導入しようとした」<sup>6</sup>のである。このような指摘に従えば、構造主義的アプローチの認識論上の主たる貢献の一つである、共時態概念は、早くからいわゆる経済学における均衡概念の影響を受けていた、といえよう<sup>7</sup>。確かに均衡の法則は、それが存在するのであれば、市場的交換といった表象の背後に隠された、内的首尾一貫性を持つある種の「構造」であるといえよう。このような相同性についての詳細は後に考察する。

さて、このような形でフランスに移植され、レヴィ＝ストロースによって展開された「構造」概念は、政治経済学の領域で新たな進展を見せる。ルイ・アルチュセール、エティエンヌ・バリバルらによる構造主義的マルクス主義の分析がそれである。たとえば、ルイ・アルチュセールは、構造の存在論を生産様式の再生産という観点から探求し続けると同時に、その再生産の様式が、各々自律した諸審級から構成される、支配的なるものを持つ、

---

<sup>4</sup> もちろん上記のような解釈はきわめて教科書的かつ通俗的解釈であり、いまや社会学者にとって当然の共有知である。またわれわれは、構造概念を巡っては膨大な研究が存在し、様々な解釈があることを了解しているが、本稿ではこのような研究史を整理することを対象にしない。

<sup>5</sup> ただし、Perroux, 1971, p.332. からの引用。

<sup>6</sup> Opt.cit.

<sup>7</sup> ワルラスの均衡概念と構造概念との相同性を厳密に比較検討した文献として、たとえば最近のものに Ragot, 2003. がある。

社会的統一体の「なかで」重層的に決定されることを主張したのであった(Lipietz, 1989)。

このような「構造主義的」アプローチの認識論的特徴は、次のように要約できよう。まず、現実の社会において、具体的表象を取って立ち現れている現象の背後にある関係的構造の「存在」を明らかにし、ついでこれらの構造を構成している諸要因の内的因果関係の論理を明らかにすること（共時態分析）、さらにはその歴史的連続性を考察すること（通時態分析）、がそれである<sup>8</sup>。

しかしながら、「構造主義的」アプローチは、その後、通時態分析と共時態分析との接合という問題に悩まされることになる。すなわち構造の変化の契機を何に求めるのかという問題がそれである。周知のプーランツァスによる、構造の領域の反映としての「実践の領域」という次元の導入は、まさにこのような難問を、政治的審級における妥協の総体としての国家という「主体」を想定することによって乗り越えようとしたことの帰結であった(ibid)。

プーランツァスの貢献を分岐点として、その後「大文字の」構造主義的アプローチと、「小文字の」構造主義的アプローチが併存するようになる。前者は、通時態と共時態の認識論的接合といういわゆる哲学的問題意識から出発し、政治や経済といった、よりマクロな観点に立つ社会経済システムの全体的統一とその歴史的発展をまさに構造主義的に分析するアプローチである。たとえば、1970年代から1980年代にかけての、マルクス主義的伝統に依拠した、ジェソップなどの政治経済学者たちの理論潮流がこれに該当するであろう(Jessop, B, 1985)。対して、後者は、個別的審級内部での共時態における諸要素の関係的構造の分析から出発し、個別的システムの要素的構造分析とその内生的変化によって歴史的発展を説明するアプローチである。経済学における、反主流派の諸学派、たとえばアメリカ・ラディカル派による資本主義の構造変化に関する分析はまさにこうした潮流に位置づけられるであろう(Bowles, Gordon, Wiesskopf, 1983)。

重要なことは、これらのアプローチはその後、通時態分析と共時態分析の接合という問題に対して新たな解決法を見いだした、ということである。すなわち彼らは、「構造分析への制度分析の組み込み」という作業を行ったのである。彼らは「構造を実質的な構造たらしめるモノ」、要するに「構造が具体的水準において構造化されたモノ」を自らの分析枠組みに統合することによって、先の構造主義的アプローチが抱えていたアポリアを超克しようとしたのである。ここに至って、社会経済システムの認識論上の争点は、構造分析から制度分析へと劇的に転換されることとなった。

しかしながら、次のことを指摘しておくことは無益では無かろう。実のところ、この転換の過程において曖昧なままにおかれ、忘却された一つの認識論上の問題が存在するように思われる。すなわち「結局、構造は動態的概念なのかそれとも静態的概念なのか」、とい

---

<sup>8</sup> 但し、よく知られているように、後期のアルチュセール学派は、歴史を「主体無き過程」と見なしたとしばしば非難されており、このような指摘が正しいとすれば、後期のアルチュセール学派は、根本的な構造主義アプローチと比べて通時態分析において後退したといわざるを得ない。

う問題がそれである。

既に述べたように、共時態の内的因果関係を叙述する関係的構造という認識は、構造それ自身が自らの論理のみにしたがって完全に「閉じたもの」であることを了解する考えである。と同時に、構造は、歴史的時間性のなかで変容するものでもある。すくなくともレヴィ＝ストロースをもって嚆矢とする、本来的な意味での「構造主義」アプローチはこの両者の統合を目指すものであった。

実際、既に述べたように、構造的機能の連続性と首尾一貫性という側面を重視するならば、構造は均衡ときわめて大きな認識論上の相同性を有していることになる。だが、厳密な意味での均衡概念は、要素間の相互連関を機能主義的に叙述するが、たとえ一時的であるにせよ、それら諸要素が結果としてある関係的構図の下で矛盾無く連関し、力学的な意味で固着化されることを強調する概念である。換言すれば要素間の動態は、最終的に必ずある関係的構図に収束してしまうのであり、歴史的変化の可能性はそこからは引き出されない。

したがって、厳密な意味での構造主義的アプローチに立脚する限りにおいて、内的相互連関の機能性それだけを取り出しただけの「構造」分析は、均衡分析の亜種にすぎず、いわゆる括弧付きの構造分析にすぎない。われわれは、諸主体間の相互的な因果連関をいかに強調しようとも、また諸審級間の相互的対立をいかに強調しようとも、それがもつぱら機能主義的に導かれ、その限りで、ある構造が循環的に固着化される、またその関係的構造の変化をその内的因果関係から引き出し得ないような意味での、「構造」の認識論には依拠しない。換言すれば、構造概念を安易に均衡概念に代替するようなアプローチには与しない。

われわれは動態の帰結としての「構造」概念にではなく、動態のあり方そのものの関係的総体としての構造概念を重視する。重要なのは構造を、静学的にそこへ至る「均衡」経路としてではなく、むしろ動学的に「関係として再生産され、変化する枠組み」として認識することである。

したがって、ペローがいみじくも指摘しているように、「われわれは、枠組みの動態性（人口、イノベーション、諸制度）と、機能の連続性（たとえば、市場の作用や市場以外の作用を通じた、需要と供給の相互的適合）とを区別する」べきであり（Perroux, op.cit. 傍点は引用者による）、枠組みとしての構造と、機能の因果関係の帰結を表現するものとしての構造とを認識論上明確に区別すべきである。実は、後述するように、制度というタームが構造に取って代わった、昨今の制度主義的アプローチにもこの種の混乱が見られるのである。

## 2. 構造から制度へ——媒介概念の重要性——

---

しかしながらこうした意見については慎重な検討が必要である。

既に述べたように、期せずして 1980 年代前後に、政治経済学の諸学派は構造が具体的水準に構造化されたモノとしての制度に着目し始める。たとえば、初期のレギュラシオン・アプローチ (Aglietta, 1976) は、「構造諸形態」<sup>9</sup>の概念を用いて、資本主義経済の調整における「構造諸形態」の重要性を指摘した。アメリカ・ラディカル派もまた、「社会的蓄積構造」(SSA) の概念を用いて、労働市場の制度的構造化による資本蓄積の長期的変化を説明した(Bowles, Gordon, Wiesskopf, 1983)。加えて、アメリカの政治学においても、1950 年代及び 60 年代に優勢を誇っていた認知論的行動主義学説への批判から、1970 年代には既に「新しい制度主義アプローチ」が台頭していた(Theleen, K., and Seven Steinmo, 1992.)。

こうしたアプローチにおいては、たとえば初期のレギュラシオン・アプローチなどでは、構造というタームが制度というタームよりも、その分析において、より上位に位置づけられていたように思われる。これらのアプローチの、初期の研究にま見られたこうした傾向の原因は、一つにこれらのアプローチが共にマルクス主義的構造主義の影響を強く受けていたことに求めることができよう。以下では、次節での議論との関連から、もっぱらレギュラシオン・アプローチを典型例として制度の認識論の変遷を確認してゆこう。

レギュラシオン・アプローチの創始者の一人である、アグリエッタは次のように述べている。「われわれは、諸制度の内へ編成された複合的な社会諸関係を構造形態と呼ぶ」(Aglietta, 1976, 邦訳 39 頁)。こうした定義には、本来の意味での構造主義的アプローチの影響が強く感じられる。つまり現実の制度は、社会的な関係的構造の歴史具体的反映物であり、その限りでの構造形態と現実の諸制度は別のモノであるという認識に基づいているのである。ここから引き出されるのは、現実の諸制度は自らの内に、社会諸関係によって刻印された、「構造化された構造」を持つということ、それである。したがって、ここでの「構造諸形態」とは、構造内部の関係的構造（関係によって構造化されている構造）と、歴史具体的な社会制度との、中間に位置する媒介的構造を表すものである。この限りで構造諸形態は、歴史具体的制度内部における「関係的構造」の原型を構成している。そして何よりも重要なのは、この時点でのレギュラシオン・アプローチにおける理論的抽象化水準のコアは、賃労働関係といった「社会諸関係」であり、いわば歴史具体的制度は社会諸関係の副次的具体的形態を指し示すものであった、という点である。

しかしながら、こうした制度の認識論は、新古典派経済学から進化経済学に至る様々な学派が、「制度が重要である」という問題意識の下で自らの理論の構築に取り組み始め、制度主義的アプローチが百花繚乱の様相を見せ始めると共に、徐々に変容してゆく。レギュラシオン・アプローチにおいても制度と構造との厳密な認識論上の差異を問うという視角は後景に退き、もっぱらより具体的な制度の類型化と、それらの制度が現実においてもつ

---

<sup>9</sup> これは、後のレギュラシオン・アプローチにおいては「制度諸形態」と呼ばれる。なお、本稿における議論の文脈からすれば、制度諸形態というタームと構造諸形態というタームを安易に対置すべきではない。この理由は以下で述べる。

「機能的な因果関係による」調整作用に焦点を集中させてゆくのである。特にボワイエの諸研究においては、このような傾向が顕著であるといえよう。たとえば、5つの「制度諸形態」からなるレギュレーション様式が社会的アクターたちや諸集団の対立や矛盾を方向付け、誘導するという主張は、制度が実践的水準で機能的な調整作用を有していることを強調するものであった(Boyer, 1986)<sup>10</sup>。

同時に、実証分析での研究が進行するなか、レギュレーション・アプローチは、別次元の問題に直面する。それは制度の生成に関わる問題であり、さらにはマクロ的社会経済システムのミクロ的基礎付けという方法論上の問題である。

レギュレーション・アプローチが構造主義的アプローチにその源流を持つ以上、特に後者の問題の解決はきわめて困難であったはずである。なぜなら、構造主義的アプローチは、本来的に方法論的個人主義と鋭く対立するものであったからである。しかしながら、レギュレーション・アプローチにはミクロの主体（および諸集団）の行為とマクロの全体的帰結とを媒介する、有効な概念装置が存在していた。「制度化された妥協」概念がそれである。

歴史具体的な社会経済システムの発展を分析しようとして、実践の水準においてプーランツァスが政治的審級に導入した、「妥協(compromise)」概念を継承したレギュレーション・アプローチは、ミクロとマクロを媒介するものとして「制度化された妥協」の概念を重視する。「資本主義経済が、諸主体や諸集団の対立や矛盾が存在するにもかかわらずともかくにも一定期間安定的動態を示すのはなぜか」というレギュレーション・アプローチに固有の問題意識は、この制度化された妥協（政治的・経済的次元において首尾一貫性を持つ諸制度の全体的表現）を通じて説明される。諸アクターは政治的・経済的次元で他の諸アクターと対立するのであるが、この対立は永遠ではありえない。諸アクターは「ともかくにも制度化された妥協」の形成に到達し、この妥協が様々な緊張や対立を一時的にせよ抑え込む、というのである。ただし、この妥協の形成は「歴史の思わざる発見」に依存する。これが彼らのいう資本主義経済システムの調整(Régulation)過程の特徴である。この概念によって、レギュレーション・アプローチは、構造主義的アプローチが抱えていた、主体の行為と社会経済システムの歴史的变化の接合というアポリアを解決しようとしたのだった。

### 3. 「制度化された妥協概念」と均衡概念

しかしながら、この「制度化された妥協」という概念は実のところ、諸刃の剣であった。なぜなら、このような妥協のシステム安定化作用を機能主義的に強調すればするほど、彼らはかつて「調整と危機」という現状分析の視角に基づいて、自らが否定して見せた「均衡」概念とレギュレーション概念との明確な認識論上の差異を示すことができなくなってしまったからである。実際、制度生成の問題をひとまず措くとしても、マクロの諸矛盾や対

---

<sup>10</sup> ここでいう「調整作用」とは、レギュレーション・アプローチにおける固有概念である「調整(レギュレーション)」概念によるものである。調整概念の検討は後に行う。

立の、制度による調整機能を強調するだけでは、もはやその他の制度の経済学（たとえば比較制度分析(CIA)など)に対する理論上の優位性を誇示することはできない。なぜなら CIA もまた、ミクロ的レベルから出発して、諸主体のゲーム論的利害対立が、政治をも含む、様々なドメインにおいて、「同意ないし合意」に帰結すると捉え、制度を、そうした「均衡の要約的表現」とみなすからである (Aoki, 2001.)。

こうした傾向は、第二世代のレギュレーション・アプローチの研究者においては、より鮮明である。たとえば、アマーブルは、制度を「政治的妥協の表現」とみなす。また彼は次のように論じる。すなわち「制度のデザインは分配の問題を巡るコンフリクトを反映し、まさしく個人の相互作用から、非対称的な権力や利害の対立を反映する制度的均衡がもたらされる。(中略) 制度は非対称な権力的状況におけるエージェントの戦略的行為の帰結として立ち現れる」(Amable, 2003, pp.9-10.) さらにこうした定義に加えて、アマーブルは、システムに首尾一貫性を与える制度の相互補完性と階層性をも重視する。

もつとも、われわれは、このように指摘するからといって、こうした機能主義的な制度理解一般を全否定しようとしているのではない。むしろ、歴史具体的な表象としての諸制度が、権力の政治的非対称性という情勢に埋め込まれて、社会経済システムの機能的調整という役割を担い、そうした調整の構図が制度の階層性や相互補完性の程度に依存して一定の首尾一貫性を与えられるという見方は、単なる叙述的制度論の分析水準を超えて、実証分析において極めて高い一般性を与える。こうした見方は、実証分析を通じて資本主義経済の多様性を類型化し、比較する上できわめて有益であり、その限りでわれわれもまた、後にこうした機能主義に基づく諸概念を自らの分析に援用することとなろう<sup>11</sup>。またアマーブルが用いる「制度的均衡」というタームは、それが制度的諸要素の機能的因果関係を表現する、単なる技術的タームにすぎないと理解する限りにおいて、このような転換そのものが機能主義の観点から構造概念が均衡概念に対置されたに過ぎないと捉えることができよう。だが上で述べたアプローチは、社会経済システムの認識論という観点からすれば、次のような二つの問題をはらんでいる。

まず、制度の「理論的抽象化」が認識論上具体的・機能的レベルにとどまっていることである。構造主義的アプローチの認識論を、初期のアグリエッタの定義を参照しつつ、制度を組み込んで解釈し直せば、社会経済システムの認識は、次のように捉えることができる。すなわちまず隠された構造があり、その構造内部には様々なレベルで諸々の関係がある。またこの構造は、抽象的水準において、連続した因果関係の表現としての機能性をもつ。これらの、機能性を持つ、隠された関係的構造は、現実の社会諸制度のなかに刻印されているのであるが、その限りで歴史具体的な表象としての制度が立ち現れる。この表象と

---

<sup>11</sup> ちなみに、こうした資本主義の多様性アプローチのメルクマールは、Hall, P., D. Soskice(2000)である。彼らは資本主義経済を自由市場経済とコーディネートされた市場経済とに大別している。なお、こうしたアプローチに従って金融制度と労働市場との相互補完性を国際比較に基づいて検討した研究として宇仁(2003)がある。本稿においても以下の議論において宇仁が定義した意味での「制度補完性」概念を援用する。

しての制度もまた構造と同様に具体的水準での連続した因果関係の表現としての機能性をもつ<sup>12</sup>。したがって、認識論の水準で重要なことは、社会経済システムにおける抽象化された水準と現実化された水準を明確に区別することであり<sup>13</sup>、さらにいえば「制度は厳密な意味での構造ではない」と明確に定義することである<sup>14</sup>。いわば制度は抽象の領域と具体の領域の中間点に位置づけられるのである。このような意味において、アマーブルの試みは、後者の領域における制度の理論的抽象化にとどまっているといえよう。

次に、問題となるのは、ミクロの行為論をゲーム理論に依存している点である<sup>15</sup>。厳密な意味での構造主義的アプローチに与する限り、社会経済システムの認識における最小の単位をあえて想定するならば、それは個人ではなく、関係ないし構造である。したがって、独立し自律した主体の存在を前提し、それらの行為が制度を内生的に形成するというゲーム論の主体認識は、構造主義的アプローチとは本来的に相容れないものである。

とはいえ、アマーブルが前提している諸主体は、純粋な方法論的個人主義がいうような、原子論的な自由で自律した均質な存在ではなく、政治的に非対称で、不均質な存在である (Amable, op.cit.)。つまり、政治的関係性における諸主体の勢力的偏在という「構造的枠組み」が主体の行為に先行するのである。またアマーブルは、単なるミクロの視点からのみならず、様々な社会諸集団の合意のレベル (様々な社会的水準) ごとに「制度的均衡」が存在し、それらの均衡それぞれがマクロ的枠組みの結節点として社会経済システムを構造化していることを強調する<sup>16</sup>。

しかしながら、こうしたミクロとマクロの接合においては、根本的な問題が存在している。すなわち、ミクロの行為主体としての諸個人を社会経済システムの構成においてどのようなものとして認識するのかという問題である。たとえば、「制度の経済学」の体系化を目指す、磯谷(2003)は、個人をシステムのなかで「既に社会化されている存在」とみなす。そして、個人は常に自ら存在に先行する諸制度の影響を受けながら、自己形成し、またそうして「制度化された個人」が制度の形成や変化に影響を与えてゆく、と理解する。このような視角からすれば、個人は特定の合理性を普遍的に有するものでもなければ、特定の

---

<sup>12</sup> もっとも、この因果関係の表現としての機能性のみをもって、すべからく「構造」と定義するならば、議論は全く異なるであろう。しかしながら、われわれは前節の最後で、指摘したように、こうした「構造」理解を言葉の厳密な意味での構造としては捉えていない。

<sup>13</sup> Ragot(2003, pp.101-2)によれば、レギュラシオン派の Th  ret は、このことに関して次のように述べているという。すなわち「構造とは実質的抽象である」、と。また彼はこうした問題に関する Th  ret と Lordon の議論を要約して、次のように述べている。すなわち彼らは「制度とは実質的抽象の現実化である」と考えているというのである。本論で考察しているわれわれの制度と構造を巡る議論は、このようなテレやロルドンの定義に示唆を受けたものである。

<sup>14</sup> ただし、Ragot, (2003, p.103.)が述べているように、構造を、過去に形成された「閉じた制度」と見なすならば、この限りで「構造としての制度」という認識は成り立つ。また、ラゴは、制度を「開かれた構造」とも認識しており、時間軸における変化の可能性の有無が構造と制度を存在論的に分離しているとは見なしている。

<sup>15</sup> たとえば、Amable, (2003), pp.63-65.の分析を参照されたい。

<sup>16</sup> Ibid, p.42.の図 2.4.「政治経済の均衡としての諸制度」を参照されたい。

利得関数に通約可能な存在でもありえない。個人の行動特性や思考習慣は、常に「先行する制度」の影響を受けつつ、同時に変化してゆくのである。したがって、制度を「過去の制度（およびその実質的抽象である構造）の反映物」と見なすわれわれにとって、制度構成の「現在の決定性」を重視し、制度の構成手続きを内生的に合理的なものに限定する傾向にあるゲーム論（あるいは狭い意味での「均衡」としての制度論）は、必要不可欠な分析ツールであるとはいえない。

#### 4. 構造と制度の二重ループ

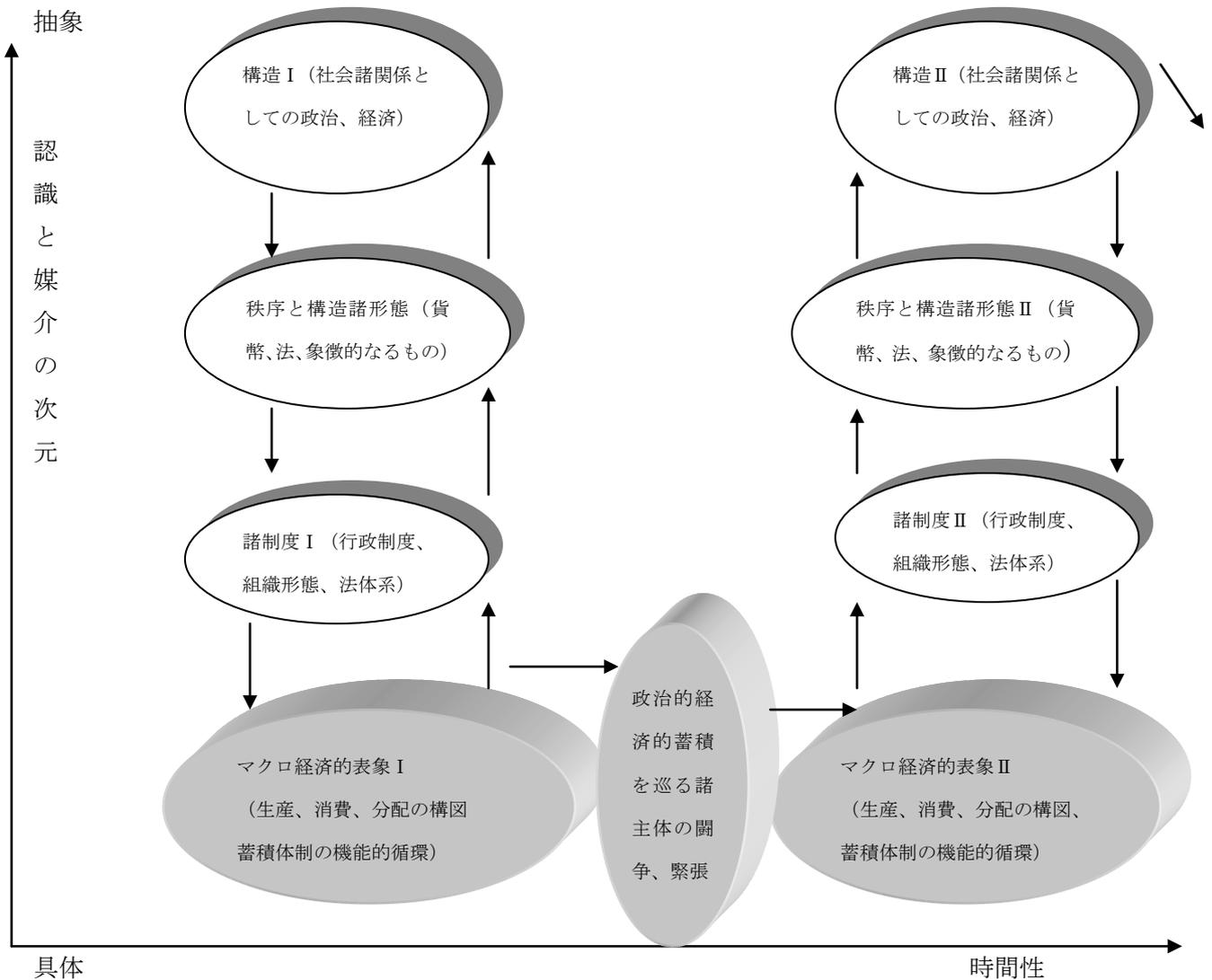
以上、レギュレーション・アプローチを例に取り、構造主義的アプローチから制度主義的アプローチへと至る、社会経済システムの認識論を検討してきた。このような検討から、われわれは構造と制度を基軸とした社会経済システムを次のような形で捉えるべきであると考え（次頁の、「図1 構造と制度の二重ループ」を参照）。

社会経済システムは、過去から、構造を受け継ぐ。構造は、様々な社会的領域で過去に構成された、枠組みとしての諸関係の総体にすぎず、過去の具体的事象の洗礼を受け彫琢されたいわば遺物である。しかし、このような本質を忘れ去られた構造は、現在を強く制約する。過去に生じた事象に関する様々なモノ・思考・行為に関する習慣は、今やその本来の問題意識や意味を離れて、現在という時間のなかで再び捉え返される。このような契機において制度は「現実化」され、諸主体をシステムのなかで現実化に構造化する。したがって、現実化された制度を認識した現実の諸主体の、思考様式やその行動パターンは一定の社会的な「構造的に定常なるもの」(invariant structurel)に従うこととなる。

しかしながら、現実には階層化され、社会に埋め込まれた存在としての諸主体や諸集団は、こうした構造的定常性から逸脱しようとする存在でもある。自らが埋め込まれた社会的場の移動を模索する、諸主体や諸集団の行為から、様々な緊張と対立が生まれるのである。こうした対立や緊張は社会的な構造的定常性を否定しようとする傾向にあるが、一時的には既存の個々の諸制度や象徴的レベルでの「制度化された妥協」を通じて緩和される。しかしながら、こうした諸制度や妥協が歴史的時間性のなかで、過去に形成された構造的定常性と現在の事象が持つリズムとの間のずれを支えきれなくなったとき、すなわち両者の再生産が機能しなくなったとき、変化の契機が訪れる。ただし、その契機は、常に、現実の制度変化や制度化された妥協の見直しをもたらすわけではない。とはいえ、もし変化の契機が諸主体によって捉え返されるならば、ここにおいて諸制度は変容し、今度はこれが構造的に定常なるものを、媒介的な構造諸形態を、さらには構造を変化させるのである。

しかしながら、こうした変化の叙述はあまりに抽象的にすぎる、との非難を受けるであろう。だが、より具体的なレベルの制度的分析に進む前に、迂遠に思えるがこうした認識論を確認した上で、まずは政治学における制度主義アプローチを概観しておこう。なぜならもはや制度主義は経済学の専有物ではないからである。

図1 構造と制度の二重ループ



5. 政治学における制度主義的アプローチ——制度主義アプローチにおける断層——

上で述べたように、レギュレーション学派や CIA といった制度主義的アプローチに与する経済学は、政治に関わることがらを積極的に取り入れようとしてきた。しかしながら、実のところ、こうした試みは、いわば「小文字の」制度主義的アプローチにすぎない。なぜならこうした分析においては経済という領域の制度的分析が中心であり、政治その他の領域はすべからく経済的なものの機能を支えるものとして、所与であると見なされているからである。既に検討した構造主義的アプローチの系譜から容易に類推できるように、こうしたアプローチの対極に位置する制度主義的アプローチもまた存在する。すなわち様々な

(政治に関わる領域、経済に関わる領域その他の) 社会的領域が各々自律的に機能し、それらの接合を通じて、全体的なるものが社会的に機能すると捉える、いわば「大文字の」制度主義的アプローチがそれである。

「大文字の」構造主義的アプローチを継承しつつ制度に着目するアプローチには、様々なヴァリエーションが存在するが、主としてこうしたアプローチを展開してきたのは政治学における諸研究である。たとえば、Hall and Taylor(1996)は、政治学における制度主義を「歴史的制度主義・合理的選択の制度主義・社会学的制度主義」の三つに分類している。とりわけ、「構造的機能主義と集団的コンフリクト理論は多元主義的およびネオ・マルクス主義的ヴァリエーションをもっていたのであり、ネオ・マルクス主義的ヴァリエーションにおける論争が1970年代を通して歴史的制度主義アプローチの発展に影響を及ぼしていた」(ibid, p.937.)。

こうした系譜を持つ歴史的制度主義アプローチは、制度を「政治ないし政治経済の組織化された構造に埋め込まれている、公式ないし非公式の手続き、ルーティーン、ノルム、コンヴェンション」とみなす。また、政治学にとって最も重要な分析ツールである、国家は「競合する諸利害の中立的ブローカーではなく、集団的コンフリクトがもつ特徴やこのコンフリクトからもたらされる帰結を構造化する能力を持つ、諸制度の複合体」と見なされる(ibid, p.938.)。政治・国家というタームを経済・市場というタームに置き換えてもほとんど違和感のない、こうした制度の定義には、われわれの観点からすれば、経済学における構造主義的アプローチが陥ったものと同じ概念上の混乱が見られる。すなわち構造を機能主義的に捉え、具体的水準における抽象のみで捉えている点がそれである。また手続きやルーティーンといった、制度によるコーディネーション機能を強調するようになればなるほど、制度は概念上均衡と何ら変わりのないものとなってしまう<sup>17</sup>。

しかしながら、歴史的制度主義アプローチのすべてが、このような方向性を見せているのではない。政治学における制度主義アプローチに関する様々な諸研究を丹念に整理したThelen(1999)によれば、合理的選択の制度主義と歴史的制度主義の対立は、「均衡的秩序」と「歴史的過程」の対立である。前者は、均衡を前提とし、制度をこうした均衡を支えるコーディネーション・メカニズムとして捉える。そしてこのアプローチでは、政治的变化は均衡的秩序間の移行とみなされる。これに対して、後者は、制度を「歴史具体的過程の遺産」とみなし、政治的变化は社会内部の異なった制度的秩序の相互作用から生じると捉える。とりわけ歴史的制度主義は、経済的ドメインと政治的ドメインといった様々なドメ

---

<sup>17</sup> 実際、Hall and Taylor(1996)によれば、歴史的制度主義は、合理的選択の制度主義アプローチと社会学的制度主義アプローチとへ二極化しているという(ibid, p.957.)。とりわけ彼らも述べているように前者のアプローチは、ウィリアムソンやノースといった新制度学派の影響を強く受けており(ibid, p.943.)、その限りで、方法論的に均衡論的枠組みを出るものではない。こうした歴史的制度主義アプローチの分化が事実であれば、それは、経済学において、当初構造主義的な制度主義的アプローチを取っていた学派が、構造や制度の調整作用(ないしコーディネーション機能)を重視するようになるにつれて、構造的・機能的因果性を均衡と対置するようになっていった図式と、きわめて似通ったものであるといえよう。

インにおいて移行が生じているが、これらの過程は非同調的過程であり、これら異なったドメインの変化の過程が調和のとれたものとなることがまれである、と捉える(ibid, pp.382-384.)。そしてこのような非同調性の基礎に歴史的アクターおよび諸集団の様々な次元におけるコンフリクトがある。要するに、Thelenによれば、制度は「具体的時間性をもつ過程の産物」であり、関係的タームにおいて表現されるものである。また諸制度の配置は、その配置が埋め込まれている政治的・社会的背景から遊離して理解されるべきではない(ibid, p.384.)。

前節でわれわれが定義したような、複合的な制度概念、すなわち社会経済システムの認識の次元と媒介の次元において階層化された諸制度（構造的に定常的なもの、構造諸形態、歴史具体的諸制度）の諸概念と、認識と媒介の次元といった点で相違があるとはいえ、Thelenの指摘は実に示唆に富むものである。つまり彼女にとって制度は単なるコーディネーション・メカニズムでもなければ、均衡的秩序でもない。制度は常に歴史的に先在しており、それは諸アクターのコンフリクトの産物である。様々な諸制度が社会に埋め込まれている具体的配置でさえも、過去の制度的遺産を継承しているのである。

ミクロの行為論をマクロの全体的帰結と接合しようとするあまり、不用意にも「均衡」概念を受け入れ始めている、昨今の制度主義的アプローチは、こうした観点からすれば、諸主体の「コンセンサス」を社会経済的調整メカニズムの中心におくアプローチであり、制度が常に「諸主体の同意を形成し、またそうした制度の存在が諸主体の行動をその同意へと向かって誘導する」という機能的因果性を一面的に強調したアプローチに他ならない<sup>18</sup>。

もちろん、このようにいうからといって、コンセンサスとしての制度の機能作用を無視すべきであるということではない。しかし重要なのは、制度を歴史的遺産と見なす限り、制度がコンセンサスの維持・形成を促すこともあれば、そのコンセンサスを破壊することもありうるということである。制度はそれが変化を被ったときでさえ、様々な諸主体や諸集団の対立や緊張を全面的に「解消」してはいない。まさにそれは「一時的な」妥協の産物であり、諸主体や諸集団が抱えている根本的な矛盾や利害対立を一時的に緩和するものにすぎない。制度は、それが社会経済システムに埋め込まれるいやいなや、過去のモノとなる。そして今度はそうした制度の存在自体が新たな対立や緊張を生み出す源となるのである。したがって、われわれの観点からすれば、制度の機能性そのものは両義性を帯びている。すなわち制度は諸々の対立や緊張を緩和すると同時に、それを新たに発生させるモノでもあるのだ。

---

<sup>18</sup> 政治的レギュレーションの分析を重視する、政治経済学者 Commaile et Jobert も同様の指摘を行っている。彼らによれば、レギュレーション・アプローチは、本来社会的な対立や緊張をも重視するものであったにもかかわらず、制度生成の問題を考慮するうちに、「闘争主義」と「コンセンサス主義」が統合可能であると考え始めたという。だが、レギュレーション様式は、システムの再生産に関わる諸要素と秩序の均衡化に役立つ諸要素とを共に有する総体であって、そのどちらか一方に収斂して考察しうるものではないと述べている(Commaile. et Jobert, 1998, pp.22-23.)。

実のところ、レギュラシオン学派においても、こうした両義性を重視する論者が存在する。ミシェル・アグリエッタやブルーノ・テレがそれである。社会経済システムの制度主義的認識論を締めくくり、この議論を「制度としての課税・財政システム」につなげるに当たって、以下ではブルーノ・テレの制度論を簡単に概観しておこう。

## 6. 政治的なるものと経済的なるもの——構造・秩序・制度の構成——

構造主義的アプローチについて述べたところでも少し指摘したように、実のところ、「レギュラシオン」概念そのものは、社会経済システムの全体的構図を描写できるものであったにもかかわらず、もっぱらその適用を経済的なことだけに限定してきた、という批判をしばしば受けてきた。こうした批判に答える形で、テレは、「社会的なるものの位相学」というアプローチを提唱する<sup>19</sup>。

その認識論の端緒は、社会を個々の主体や全体性を通じてではなく、「関係」を通じて認識するという点にある。なによりも社会関係は諸個人間の関係とは区別されるべきである。それは、諸個人間が取り結ぶことによって生起する「状態としての」関係ではなく、「諸個人全体に共通のものであり、それが構造化する社会に共通のもの」であり、「構造に他ならない」。

この主張には若干の注釈が必要であろう。つまりここでの「構造」というタームが、いわゆる「構造主義」のそれとリニアに対置可能ではないことに留意すべきであるということである。社会システムの「全体的不変性」を強調し、それからの偏差のみに言及する、と理解されている限りでの、従来の構造主義とテレのそれとはやや趣を異にしている。つまり、テレが社会諸関係を構造と表現するのは、構造的レベルでの関係それ自身が諸個人間で常に、取り結ばれたり、解消されたりすることによって「生成したり、消滅したりする」類のものではない、ということ強調したいからに他ならない。社会諸関係は常に一定の構造化をもって社会に先在し、その構造化に誘導されながら、諸個人や諸集団の活動を介し、定常的に再生産される類のものなのである。したがって、このような関係の理解は、ミクロの主体による（制度の創発や進化のレベルでの）ゲームの「結果としての関係性」を重視するゲーム理論の対極にあるものといえよう。

こうした関係的構造論を基礎に、テレは社会的なるものを経済的なるものと政治的なるものに分離する。構造としての関係には二つのレベルがある。すなわち人とモノの関係としての経済的レベルと、人と人の関係としての政治的レベルがこれである<sup>20</sup>。

したがって構造としての経済的なるものは経済的レベルの関係と政治的レベルの関係から構成され、同様に構造としての政治的なるものは政治的レベルの関係と経済的レベルの

<sup>19</sup> 以下の議論の詳細については、Théret, 1992, 邦訳第1・2章を参照されたい。

<sup>20</sup> このような政治的なるものと経済的なるものとの分離についての詳細な議論は、中原(2003)を参照されたい。

関係から構成される。そしてこれらふたつの構造は、それぞれ独自の論理を持ち、その限りで自律的な「秩序」を形成する。これらは自律的にその内部で維持されると同時に、それぞれが、社会の「究極的な基礎的關係」である家族的なるものから、モノの生産と消費、人の生産と消費の双方を獲得する。したがって、政治的なるもの、家族的なるもの、経済的なるもの、これら三つによって社会的なるものが構成される。またテレ自身の著述では明確にされていないが、こうした構造を反映して構成され、構造的定常性をもつモノが「政治的秩序」・「経済的秩序」である。

こうした社会的なるものの首尾一貫性を保証するのが、これらのいずれにも属さない、「象徴的媒介としての貨幣、法、イデオロギー」である。この首尾一貫性は、人とモノとの関係と、人と人との関係との等価性を、「概念化」あるいは「表象」という操作を通じてはじめて可能となる。たとえば、貨幣という象徴的媒介による労働力の概念化がその代表例である。

テレによれば、「社会的なるものの位相学」の概念は、一組の次のような三つの象徴的媒介に基づいている。まず、貨幣。これは、公的かつ私的なあらゆる債務の支払いにおける共通性をもって国家と経済的なるものとを同時に結びつけている。ついで、権利。これは、一個同一のモデルに従って、法的共同体としての社会に根拠を与える。法的共同体としての社会は、政治的権力によって公布された法と契約的手続きを通じた私的な権利発行との間で確立される妥協を経由して、法にかなった生活のルールに関する同一の資料体を承認する。最後に、抽象的な知的言説<sup>ディスタール</sup>。これは理念体としての、つまりイデオロギー的共同体としての社会に根拠を与える。イデオロギー的共同体としての社会は具体的には、社会における価値の座標系、制定された想像界、固有の文化を、演出および・あるいは絶えず再活性化する言説システムとなって現れる」(Théret, 1992.邦訳 9 頁)。

貨幣と法は、秩序内部の経済レベルと政治レベルとのコミュニケーションを可能にし、各々の秩序を橋渡しするという意味において、「媒介」である。また、この場合、象徴的媒介は各秩序がもつ機能を有効にする。とくに各秩序の再生産を可能にするという意味において、象徴的媒介は「機能的形態」をとる。加えて、貨幣と法は、政治的秩序と経済的秩序という異質な秩序を結びつけ、一定の首尾一貫性を保証する作用も有する。この場合の象徴的媒介は、「非機能的形態」つまり「レギュレーション形態」をとる。そして機能的形態だけでなく、レギュレーション形態を介してはじめて、社会的なるもの全体の相対的に安定的な維持が可能になる。つまり、象徴的媒介は、機能的であると同時に調整的な作用をもたらすという意味で「両義的」である<sup>21</sup>。

---

<sup>21</sup> ただし次の点には言及しておきたい。すなわち、イデオロギーという象徴的媒介は、後になって付け加えられたものであり、テレの1992年の原著では、明示的には取り扱われていなかったのである。

実際、こうした、テレの「象徴的媒介」概念に対して、同じレギュレーション派のベルナル・ビヨドー (Billaudot, 1996) は、テレの貢献を認めた上で次のように批判する。すなわち、テレは、政治的なるもの、経済的なるもの、家族的なるものを、一般的な社会化の水準として区別し、それを媒介するものとして象徴的なるものをその位相学に組み入れているが、この分化は、「三つの社会的実践水準(経済・政治・象徴)の区別に一貫性がない」ために、統一性を欠いているという(ibid, p.58)。確かにテレの、1992年の原著の構成からすれば、この批判は正鵠を射て

われわれはいまや社会経済システムの構造主義的・制度主義的分析の基礎を得た。後節では、このような成果に依拠して、より具体的な水準の分析概念である「体制」概念の検討を行うこととする。そしてここで基軸となる「体制」とは課税・財政体制である。

## II 制度としての課税・財政体制——政治と経済をつなぐものとしての税——

政府の活動を自らの経済理論のなかにどのように位置づけるかという問題は、正統派、異端派を問わず、常に大きな論争を伴ってきた。従来のケインズ主義的経済政策が先進経済において有効性を失うなか、今や経済理論においては市場重視の立場が勝利したかに見える。だが、イデオロギー上の勝利宣言とは裏腹に、現実の経済において、今ほど政府の役割が議論されているときはない。とりわけ、他の先進国と比較して、「遅れた経済危機」を経験している日本にとって、現在最も重要な問題は、経済成長を持続しつつ巨額の財政赤字をいかにして解決するのか、これである。

こうした問題に対して、現存の内閣が提示している解決策は矛盾した様相を呈している。小泉内閣は、いわゆる「構造改革」によって歳出の漸次的削減を行い、財政赤字を解消しようとしている。だがこうした一方で、少子高齢化という人口構成比の変化に伴い、今後大幅な支出増が見込まれる年金への拠出については、国庫負担の引き上げがすでに決定している<sup>22</sup>。しかしながら、このように増え続ける財政支出の問題を根本的に解決しようという制度改革は依然として途半ばである。

現代の財政危機の問題を経済理論の観点から分析しようとする際に、われわれが往々にして直面する困難はまさにこの点にある。すなわち、純粋に経済学的論理から演繹される処方箋がいかに正当なものであっても、その処方箋の政治的实施主体である政府は、自らが民主主義の原理を遵守する限りにおいて、国民大衆の要請に答えるものでなければその処方箋を実施できない、というジレンマに直面するのである。これはある意味で、国家の要請と社会の要請との不一致が厳として存在するということであり、真淵勝の言葉を借りれば財政危機をもたらすのはこうした「国家と社会の不均衡」なのである<sup>23</sup>。

無論、こうしたジレンマを解明しようとして、政治学と経済学を融合しようとした試みは既に多数存在している。シュンペーターの『租税国家の危機』を嚆矢とする、こうした

---

いる。ビヨドーによれば、象徴的なものそれ自身も、「単なる媒介ではなく」、一般的な社会化の領域として認識されねばならないというのである。実際、ビヨドーは、象徴的なものを上部において、その下部に、経済的なもの、政治的なもの、家族的なものからなる布置を提示しており、下部から上部への連関関係を強調している (ibid, p.60.)。またボワイエ(Boyer, 2002)においても「象徴的なもの」という概念が独立したものとして提唱されている。

<sup>22</sup>現在までのところ議論されている年金制度改革は、小幅な修正にとどまり、「賦課方式から積み立て方式へ」といった、あるいはまた「保険方式から税法式へ」といった、根本的な制度転換を目指すものではない。

<sup>23</sup> 真淵勝、1994年、p.21頁。

研究の代表的なものとしてよく知られているのは、伝統的経済学においてはブキャナンの研究、また異端派経済学においてはオコンナーの研究である<sup>24</sup>。日本の分析においても、神野直彦の諸研究は、後者のスタンスから国家財政を分析するものであるといえよう<sup>25</sup>。

こうした諸研究に広く共通しているのは、社会経済システムの構成において政治の領域と経済の領域が税を基軸として交差している点を指摘している点にある。たとえば、先に述べた神野の諸研究は、社会経済システムにおける媒介項を税制が形成している、と主張している点で、既に第一節で述べた「制度主義的アプローチ」の系譜にも連なるものであるといえよう。

そこで、本節では、前節で確認した制度主義的アプローチにもとづく社会経済システム論をベースに、制度的なるものと経済的なるものを媒介するものとしての「課税・財政システム」の理論を考察する。さしあたり、われわれはレギュラシオン学派のブルーノ・テレの諸研究に焦点を当てることとする<sup>26</sup>。以下の議論で基軸となるのは、国家と経済の関係を、税を中心として理論的に再構成することである。

## 1. レント (rent) としての税

一般に、経済学の世界において、税は政府が国民に付与するサービスの対価として捉えられている。政府は、市場において貨幣が財と交換されるのと同様に、国民との間で税と公共的サービスを交換する。このような捉え方からすれば、税は機能的には貨幣と同列の存在であり、公共的サービスは財と同列の存在である。また、こうした捉え方では、政府が国民と比べて政治的に非対称な強制力を有していることは自明とされている。したがって、オーソドックスな経済学の考え方によれば、政府は初めから特殊な権力を持つ経済主体にすぎず、課税という行為はそのような政府と国民との特殊市場的な経済的交換の一形態にすぎない。

しかし、レギュラシオン学派のテレが課税に対して与える解答は全く異なっている<sup>27</sup>。彼は税を、商業や金融といった様々な経済的交換形態と同列に扱うことを拒否する。実際、税の支払いは、通常の経済取引のように個々人がその支払いを取捨選択できるものではない。個々人はなにがしかの社会的共同体に属している限り、自らの意志にかかわらず共同体に対して税を支払わなければならない。こうした理解を前提にすれば、統治者と被統治者からなる「政治的関係」は、徴税と公共的サービスからなる「経済的関係」に先行して構造化されていることになる。このような理解から明らかとなるのは、課税の論理を純粹な経済的論理からのみ引き出すことはできない、ということである。その意味で税は、

---

<sup>24</sup> Buchanan, James M. and Richard E. Wagner, 1977. および O'Connor, James, 1973.

<sup>25</sup> たとえば、神野直彦(1998)を参照。

<sup>26</sup> なお、本節の 1.~3.および 4.の一部は、中原(2003)の論考に加筆・訂正を加えたものである。

<sup>27</sup> 以下の議論の詳細については、Théret, B, 1992、邦訳第 2 章を参照されたい。

「国家」<sup>28</sup>が、強制的・一方的に汲み出すことのできるレント（特別利潤）なのである。

テレは、ここでレントが「自然的資源」から引き出されるものであるとする。この自然的資源とは、具体的には土地であり、人口（労働力）である。たとえば、封建社会において、借地農が領主に地代（土地レント）を支払うという行為は、土地という自然的資源から生み出された生産物の余剰をその所有者に手渡すということであった。土地の所有と政治的統治は同義であり、その限りで土地の所有は政治的権力の掌握を直接的に意味した。同時にこうした権力の掌握は、土地に関わる人々を無条件に保護するという義務を領主に与えていた。したがって、地代は、領主による政治的保護に対して人々が差し出す経済的対価でもあった。

対して近代社会においては、所有の対象となる「自然的資源」は人口である。近代においては、もはや土地所有は直接的な政治的権力の掌握を意味しない。なぜなら封建制から解き放たれた人口は、領主に代わる国家の所有の下で、資本家に雇用され、自らの労働生産物から得た余剰を税として国家に支払うからである。したがって、「税とは地代（土地レント）が社会化したようなもの」であり、それは近代社会においては「自由労働に対するレント」である<sup>29</sup>。

## 2. 政治と経済をつなぐモノとしての税

国家は強制的に税を徴収する。しかしそれは、オーソドックスな経済学が仮定しているような、功利主義的に計算し尽くされた対等なサービスを対価として与えるものではない。国家は、レントを、経済的資源として税の形態で徴収し「経済的に蓄積する」限りにおいて、国民を保護するという「政治的債務」を負うことになるのである。この保護の形態は歴史的観点からすれば多様であり、それは単なる生命の危機に対する保護や領土の保全といった形態を取ることもあれば、勤労者の国民的再生産に対する政治的保障という形態を取ることもある。

とりわけ「国民国家」においては、この政治的債務は「法」という構造諸形態を媒体としながら、社会においてはさまざまな領域における具体的諸制度として明示的に表象される。より具体的にいえば、政治的債務の形態とは、「国家による国民への諸権利の付与・承認」である。国家が国民に社会的市民権を基軸とした諸権利を与えるということは、国家がそれらの諸権利に基づいて国民を保護するという義務を負うことに他ならない。したがって、このような原理に従えば、「課税の正統性」は政治的債務の返済が行われている限りにおいて有効なのである。課税・財政諸制度の実際的な運用はまさしく、こうした政治的

---

<sup>28</sup> ここで留意すべきは、Théretが、政治的統治者を、オーソドックスな経済学においてしばしば所与とされるような、「政府」という代表的主体に還元していない点である。この点については後述する。また、この点についての詳細は、前掲同書、第2章、「訳者あとがき」および拙稿、2003年3月、を参照されたい。

<sup>29</sup> Théret, 1992, 邦訳 p.49.

債務の「国民への返済」の現実的形態である。

かくしてこのような意味において、税とは国家と国民をつなぐ一つの絆であり、また経済的なモノである税の徴収と支出が純粋な経済の論理のみに従うことなく、政治的論理によっても構造化されているという意味において、関係的構造としての課税・財政システムとは、政治的なるものと経済的なるものという異質な領野を結びつける構造諸形態の一つなのである。

### 3. 国家財政と政治的正統性の適合性と不適合性

既に見たように、課税の原理は、国家による国民からの経済的徴収と国家による国民への政治的債務の返済から構成されている。しかしながら経済史をひもとけば直ちに分かるように、課税制度そのものの歴史具体的形態はきわめて多様であり、課税の政治的目的もまた時代によって明確に異なっていた。

たとえば、フランスの絶対王政では、王領の直轄地を除けば、税の徴収は国王と契約を取り結んだ徴税官や徴税請負人が執行していた。彼らはこの徴税システムの不備を突き、しばしば不正な手段を用いて国庫への納付金を詐取していたのであり、このことは間接的に国庫の貧窮を招いた。また、王室はもっぱら自らの蓄財、浪費、戦費を賄うために国庫からの支出を行ったのであり、税を国民の生活の向上に役立てようという認識はかなりの程度低かったといわざるを得ない。フランス革命の遠因としてしばしば取り上げられる、ブルボン王朝ルイ16世の財政的乱費はその典型である<sup>30</sup>。こうしたことからすれば、フランス絶対王政は、王朝における「財政赤字」と、政治的債務を返済していないという意味での、王朝の「政治的正統性の赤字」という二重の赤字に苦しめられていたといえよう。

反対に現代の政府は、行政装置の一環として官僚制に基づく徴税機関を有しており、その執行に当たっては原則として執行官の裁量は許されず、徴税は明文化された「法制度」を媒介として行われる。また、税の支出は、基本的に国民が個人では賄いきれない社会的リスクを、政府が管理・運営する目的で行われている。第二次世界大戦後のフォーディズム期における社会保障関連への支出の増大は、こうした合目的性に合致するものであった。こうしたことからすれば、レギュラシオン学派が定式化したフォーディズム期は、経済成長が持続し税収が増大していた限りでの、政府財政の黒字ないし均衡と、税の支出を通じて一定の社会保障制度が確立され実施されていた限りでの、政府の政治的正統性の黒字とを享受していた時代であった。

だがこうした社会の転換は「課税の正統性原理」の一般的適用だけでは理解し得ない。この転換を理解するためには、社会そのものにおける政治と経済の動的な関わり合いを分析する、より社会的な概念装置が必要となる。それは「国家の有機的循環」の概念である。

---

<sup>30</sup> 前掲同書、邦訳第5章を参照されたい。

#### 4. 国家の有機的循環

テレは、マルクスの直観を手がかりに、国家を「社会的政治的諸関係の総体」とみなすことから議論を始める<sup>31</sup>。資本が経済的諸関係の総体であったように、国家は「社会的政治的諸関係の総体」であると捉えられる。さらに前節での議論に従って定義しなおせば、ここでいう国家とは、構造諸形態の一つであり、政治的なるものと経済的なるものという構造の「抽象化された歴史的構築物としての媒体」である。

彼によれば、貨幣が「資本」に転化して、価値増殖しながら有機的に循環するように、「国家」もまた固有な関係的構造的機能形態をもって有機的に循環する。この国家の構造的機能形態は、政治的機能と経済的機能によって次のように区分される。すなわち、政治的関係の構造的機能形態としての「強制（軍事）国家」および「法治国家」、経済的関係の構造的機能形態としての「租税国家」および「支出国家」がそれである。

こうした国家の有機的循環は次のようにモデル化される。すなわち国家は、課税を行うために、自らの領土主権を軍事的独占に基づいて確保していなければならない<sup>32</sup>（強制国家）。この軍事力（強制力）を背景に、国家は対内的主権を維持するために法や行政組織を駆使して内政を行う（法治国家）。ついで、国家は生産的経済に課税し租税収入を得る（租税国家）。ここで、国家は、課税に対する対価を生産的経済に与えねばならない。国家は、国庫からの財政的支出を通じて、インフラの建設など、生産的経済における再生産に必要な基盤を供給する<sup>33</sup>。これが財政支出を介した政治的債務の返済である（支出国家）。したがって、国家収入を再分配することにより、国家の「対内的」正統性が保証され、ここにいたって国家の有機的循環が完結するのである。

こうした国家の有機的循環においては、次のような政治的蓄積および経済的蓄積からなる価値増殖過程が生じる。すなわち、政治的支配を継続するための政治的資源の蓄積や、政治的支配を継続するための経済的資源の蓄積がそれである。ここでいう政治的資源とは、政治的正統性を維持するための強制力の保持および、人口の政治的参加を可能にする、権利能力の国民への移譲を表象する象徴的資本のことであり、経済的資源とは、領土ないし労働力としての人口や国家の経済的権力基盤としての租税収入のことである。この限りで、象徴的資本の蓄積という裏付けのない無分別な財政的支出は、国家の有機的循環の「構造的定常性」を攪乱することとなる。したがって、こうした二つの蓄積過程が同時に進行す

---

<sup>31</sup> 前掲同書、邦訳第3章を参照されたい。

<sup>32</sup> なお、近代国家は、その社会が基底におく自然的資源（土地や人口）に応じて、「領土国家」と「賃労働国家」に大別される。前者においてはこのモデル化が直接妥当するが、後者においては、国家の軍事的独占の重要度は相対的に低下し、対内的主権の正統性を確保するための、法による支配の重要性が高まる。

<sup>33</sup> 賃労働国家のケースでは、これに加えて、勤労者の再生産に必要な社会保障関連の支出が行われる。

る（ないし停滞する）ことによって国家の社会的潜在能力は高まる（ないし低下する）。

ただし、循環に要する期間を、いわゆる長期と短期に分けて考察する場合、次のような点に留意すべきである<sup>34</sup>。すなわち、これらの蓄積過程は、常に「同時に整合的に（あるいは非整合的に）」進行しているとは限らない、ということがそれである。つまり対象となる蓄積過程の期間の長さ如何によっては、経済的・政治的蓄積の量的変化のみならず、これら資源の質的転換そのものが生じる可能性があるからである。すくなくとも、蓄積そのものの質的転換を前提にしている、テレの議論からこうした推論を行うことができるということを排除すべきではない。したがって、時として、次のようなケースが発生すると仮定できるであろう。

- (1) 経済的資源の形態は不変だがその蓄積量に変化が生じており（具体的水準での領土の拡大・縮小、人口の拡大・縮小、財源の豊富さの変化）、他方で政治的資源の質的転換（軍事力の蓄積による支配から象徴的資本の蓄積による支配へ）が生じているケース。
- (2) 政治的資源の形態は不変だがその蓄積量に変化が生じており（軍事的支配の拡大・縮小、象徴的資本の累積的蓄積ないし累積的費消）、経済的資源の質的転換（たとえば、具体的水準での財源の深刻な枯渇や勤労者の量的増大といった事態）が生じているケース。

また、危機の時代には、いずれのケースにしても、循環過程そのものにおいていずれかの蓄積過程の量的変化が先行的に生じる、とさしあたり仮定しておこう。

## 5. 国家の政治的蓄積と経済的蓄積

繰り返し述べているように、課税を行うためには、政治的正統性の確保が不可欠である。この正統性は、当該諸経済それぞれに応じて、直接的・物理的暴力（軍事力）ないし間接的・象徴的暴力（法による支配）の行使によって確保され、この正統性に則して実際の徴税が行われる。

このような正統性の形態における差異は、正統性の行使を可能にする政治的な力の蓄積（政治的蓄積）における根本的な差異をもたらす。

たとえば、フランス絶対王政において、政治的蓄積は、軍事力の独占に基づいて、宮廷やその他の支配階級内部での領土の維持・獲得を契機として行われた。また王室は貴族に対して、戦争への参加や王室への忠誠の報償として様々な称号を与え、領主や財産家たち

---

<sup>34</sup> ここでいう、長期と短期との区別が意味しているのは、必ずしも歴史具体的な時間性による区別ではなく、国家の有機的循環の構造的定常性が持続する時間性と、その内生的な傾向の累積がもたらす循環の構造的定常性の構造それ自体の変化に必要な時間性との、ある意味で抽象化さ

に対して官位を売却することによって、政治的権力を保持しようとしていた。このような社会においては、依然として自然的資源としての土地所有が政治的権力の獲得機会を提供しており、それを補完する形できわめて狭隘な支配階級間での政治的諸権利の移譲が行われていた。

ただし、こうした政治的支配を維持するための経済的蓄積はきわめて緩慢であった。絶対王政は幾度と無く周期的な財政破綻に見舞われており、破綻の度に繰り返される租税改革や公債の乱発はその際たるものである。実際、徴税の政治的正統性は、軍事力に基づく領土の外延的拡大によってかろうじて維持されていたが、その経済的蓄積において時の政体は数多くの困難に遭遇した。たとえば金属貨幣や紙幣による徴税は、物理的な貨幣制約に突き当たり、この制約から逃れるために時の政体は次々と「臨時の徴税」を制度化し、公債の度重なる発行が財政の破綻をもたらすこととなった<sup>35</sup>。

これに対して、国民国家成立以後では、国家の政治的蓄積は政治的参加能力（権利能力）の国民への漸次的移譲とその質的变化を契機として行われた。政治的蓄積は、国家からの権利能力の移譲、つまり市民権や社会的権利の承認を根拠とした、国庫からの様々な「社会的支出」を契機として行われた。とりわけ20世紀のフォーディズム期においては、勤労者たちの国民的再生産を補完する「社会保障関連への支出」を契機として行われた。また国家の経済的蓄積は、国民が労働によって得た所得に依存すると同時に、管理通貨制度の下で貨幣制約を解かれた国民通貨の量とその時々政治的情勢に依存する国債の発行に依存することとなった。

さらに、重要なことは、課税・財政制度が政治的債権・債務の関係を単に表象するにとどまらず、「貨幣的」な経済的債権・債務の関係をもすぐれて表象するということである。先に見たように、課税・財政に関する様々な困難に直面した統治者たちは、政治的主権のあり方が決定的に関与する、通貨・金融制度の根本的変容をもって、財政の構造的様態を、そして税の徴収や支出における経済性を劇的に変容させたのである。

## 6. 社会的レギュレーションにおける蓄積モデル

以上のような分析から得られた帰結は、レギュレーション学派が主として用いてきたフォーディズム的蓄積体制の議論に応用可能である。フォーディズム的蓄積体制は主に賃労働関係を基軸として論じられていた。これに対して、Théretは、より社会的な視点から構成される、政治と経済の歴史具体的形態を「課税財政・通貨金融体制 Régime Fisco – Financier」（以下R. F. F.と略す）の概念によって説明しようとする<sup>36</sup>。つまり先の、国家の政治的蓄積と経済的蓄積の適合と不整合の様態が、R. F. F.の一般的モデル化を通じて説

---

れた時間性の区別のことである。

<sup>35</sup> この点についてより詳細には、前掲同書邦訳第5章を参照されたい。

<sup>36</sup> この点についてより詳細には、前掲同書邦訳第3章および第4章を参照されたい。

明されるのである。

たとえば、フォーディズムが妥当する経済社会における政治的蓄積のあり方は、R. F. F.の「内包的・相対的蓄積モデル」によって説明可能である。すなわち、フォーディズムにおいては、政治的権力の正統性は、領土の対外的拡大を基盤としてではなく、国内における諸国民の社会的諸権利の拡大を契機として維持されると同時に、その政治的支配形態は物理的暴力による絶対的支配ではなく、法の支配を通じた相対的支配が優勢であった。またこのようなモデル化から、その変種としての「内包的・絶対的蓄積モデル」、「外延的・絶対的蓄積モデル」、「外延的・相対的蓄積モデル」が導出される。前述のフランス絶対王政のR. F. F.が「外延的・絶対的蓄積モデル」の典型であることは明らかである。そしてこのR. F. F.の持続性は、社会的アクターたちの課税や財政を巡るコンフリクトとその結果生じる「妥協」の歴史具体的表現としての法的・行政的制度諸形態の、社会経済システム全体との適合ないし不整合の如何に依存する。

こうしたR. F. F.の実証的検討を手がかりに、新たに提唱されるのが「領土的レギュレーション」と「賃労働的レギュレーション」という二つのレギュレーション様式である。前者は、土地所有や社会的地位が政治・経済システムに対して全体的優位性を持っていたレギュレーション様式であり、後者は賃労働や社会的諸権利が諸システムに対して全体的優位性を持っていたレギュレーション様式である。このレギュレーション様式において、政治的なことがらと経済的なことがらを媒介するのが課税体制、財政体制、通貨体制、金融体制、そして官僚制なども含めた「行政制度」全体によって表象される法体制、行政体制である。特に留意すべきは、歴史具体的形態を持つこれらの諸体制が、歴史的・空間的可変性をもって相互に補完的に機能し、また固有の階層性を維持しつつ、社会的レギュレーションの構造的定常性を支えている、という点である。もちろんこうした体制の相互補完性や階層性は常に一定ではなく、国家の有機的循環過程が進行している固有な時間性のなかで、その支配的な位相は変化する可能性があるが、これは当該経済の実証的分析から明らかにされるべき領域である。

### Ⅲ 戦後日本におけるR. F. F.の分析に向けて：方法論再考

本節では、テレの国家財政に関する一般理論を土台に、戦後日本の課税・財政体制の実証分析に応用可能な、政治的蓄積と経済的蓄積のモデルの構築を試みる。

#### 1. 福祉国家論から見た日本：その問題点

周知のように、戦後の先進経済における発展は、可処分所得の増大と公共的サービスの増大を背景に進展した。日本においても、税の再分配メカニズムを通じた公共的サービス

の提供が、「日本型」の福祉国家体制の維持に一定程度寄与したことは論を待たない。だが、日本の社会保障体制が福祉先進国に匹敵するものであったかどうかは常に疑問視されてきた<sup>37</sup>。たとえば、G. エスピン・アンデルセンは各国の福祉国家体制を三つの基軸的体制（社会民主主義体制、保守主義・コーポラティズム体制、自由主義体制）に大別して類型化しているが、その日本語版への序文のなかで日本はそのいずれにも妥当しない第4の体制ではないか、と類推している。彼の類型化に従えば、結局のところ日本の福祉国家体制は、「残余主義的な社会保障モデル」の亜種にすぎないように思われる。日本の研究においてもこれと類似の結論が引き出されており、たとえば橋木俊詔は「日本は非福祉国家であった」と断言しているのである<sup>38</sup>。

たしかに、日本の社会保障における諸実践は、政府による社会保障制度の普遍的拡大という道を取っておらず、その意味で日本は国家が「福祉」を主導する国ではなかったといえよう。橋木が指摘しているように、税を通じて社会化されるべき社会保障の費用が、日本においては、メゾ・レベルないしミクロ・レベルの経済主体、すなわちもっぱら企業や家計の負担によってまかなわれてきたことは事実である<sup>39</sup>。しかしながら、先の述べたような日本型福祉国家に関するこうした結論は、国家の社会保障体制が社会保障原理の非商品化への収斂やこうした原理の市場化という二項対立によって類型化される、という分析手法から必然的にもたらされる帰結にすぎないように思われる。いわばこうした福祉国家モデル論においては、社会保障制度が全面的に社会化されている国々が中心にあり、その社会化の程度の強弱に応じてその他の国々が位置づけられるのである。

無論、われわれは、これらの諸研究の貢献を懐疑的に見るべきだといっているわけではない。こうした類型学は、社会保障体制の国際比較静学にはきわめて有益であり、各国ごとの社会的・政治的制度における差異がモデルにどのような影響を与えるのかについても詳細に検討されている。しかしながら、こうした方法では、社会保障体制の転換がどのような社会的・政治的契機に従って生じるのかという問題は、残念ながら後景に退いているといわざるをえない。この限りにおいて、これらの分析からは、「当該国に固有な危機」を分析する上で不可欠な政治的主権の転換を視野に入れた処方箋を引き出し得ないように思われるのである。とりわけ社会保障の領域において生じている問題の解決には、どのような形であるにせよ国民的な政治的妥協、ないしその妥協を政治的に表象する諸機関を介した意志決定が不可欠である。こうした政治的妥協の形成・発展・消滅の過程と物的な経済的蓄積循環の過程との関係を問うこと、これが「制度の政治経済学」にとってきわめて重要な分析視角ではないであろうか。

要するに、われわれは一定の政治的意志決定プロセスを明確に組み込んだ、真に政治経済学的な「政治経済体制」の分析を欲しているのである。このような観点からすれば、第

---

<sup>37</sup> Esping Andersen, Gosta, 1990.

<sup>38</sup> 橋木俊詔編、2003年、583頁。

<sup>39</sup> 同書同頁。

二節で検討したテレの議論は、いわゆる「福祉国家モデル」論よりも有益であると考えられる。なぜなら、「政治的債権・債務に基づく政治的主権の構築」という分析視角は、社会保障にのみ特化した、つまり戦後先進諸経済の制度的特質にのみ限られた、分析視角よりもよりいっそう普遍性を有するからである。実際、国民によるすべての政治的要請は、ひとえに社会保障にのみ集約されるわけではない。たとえば、国家財政の問題を官僚の裁量的決定に委ねるのではなく、何らかの形でその意志決定プロセスを分権化させたい、という国民の欲求の発動もまた、R. F. F.の変化にとって重要な契機であろう。これは、レギュレーション・アプローチの観点からすれば、制度の構築を媒介とした、法・行政体制への国民の政治的関与を可能にする、ある種の「政治的蓄積過程」と見なすことができよう。こうしたことを単なるイデオロギーの問題にとどめることなく、モデル化するために先に述べた「債権・債務関係による政治的主権」の構築という観点が重要となるのである。

## 2. R. F. F. の分析視角

以上のような観点を前提にして、日本の国家財政の実証分析を行う際に、さらに留意すべき点がある。それは、国家財政の問題をどのような政治・経済上の変化から読み解くべきかという分析対象の問題である。一般に、オーソドックスな経済学の立場からすれば、財政における変化の分析は、国庫における歳入と歳出という貨幣的・数量的変化に力点が置かれることが多い。その場合、課税・財政制度の存在それ自体がモデルの前提とされることが多く、モデルから制度そのものの欠陥が指摘されることはあっても、制度の構築・維持・消滅に関わる政治的決定プロセスがモデルに組み込まれることは少ない。

税が、政治的なるものと経済的なるものきずなである、という直観を生かして、政治的・経済的的制度変化を組み入れた「政治経済体制」の一般的モデル化を行うためには、なによりも国家財政における基盤的諸制度とは何かを明確に規定すべきである。また、制度主義的アプローチの立場からすれば、国家財政において相互に影響を与えあっている諸制度の「補完性」および「階層性」にも注意を払わねばならない。さらにいえば、固有の時間性のなかでこうした補完性や階層性そのものが変化することについても実証的に分析されねばならない。

このような問題意識に立脚して、われわれは、まず国家財政の実証分析、すなわち R. F. F. の実証分析、における基盤的諸制度を次のように規定する。

- ① 課税制度。これは、税の徴収に関わるあらゆる諸制度のことである。具体的には、立法府による税制の編成形態のあり方（法体制における課税制度の形態）、税制の実行機関である徴税組織の形態のあり方（行政体制における課税制度の形態）、およびこれらの体制をベースに実現される、構造的・数量的変化を伴うすべての、貨幣的徴税過程の機能的因果連関（先の二つの形態に基づいたマクロ経済的総体としての

課税体制)、に関わる諸制度がそれである。

- ② 財政制度。これは、税収をどのように管理・運営するのか、に関わるすべての諸制度のことである。具体的には、立法府における財政的枠組みの編成形態のあり方（法体制における財政制度の形態）、より具体的な税収の分配および支出の編成形態のあり方（行政体制における財政制度の形態）、およびこれらの体制をベースに実現される、構造的・数量的変化を伴うあらゆる税の貨幣的再分配過程のあり方（先の二つの形態に基づいたマクロ経済的総体としての財政体制）、に関わる諸制度がそれである。

とりわけ、重要なのは、課税・財政制度においては、基本的に各年度における歳出・歳入の収支バランスが「均衡すること」を要請されるということである。また、企業組織などとは異なり、国家財政においては、剰余金の積み立ては原則的に認められていない（いわゆる会計年度独立の原則）。しかしながら周知のように、たとえば日本において政府は、こうしたきわめて強い制度的な財政制約を実質的に緩和すべく、資金運用部資金を代表とする財政投融资という、いわば「第二の予算」を、弾力的に運用してきたのであった<sup>40</sup>。

こうした諸制度から歴史具体的に生み出される現実の総体的表象が「課税・財政体制」である。ただし、課税・財政体制の実際の動態的变化においては、課税体制の変化と財政体制の変化が常に対称的な位相にあるとは限らない。とりわけ現代の政治・経済体制においては、課税体制と財政体制はむしろ非対称な関係にあり、法・行政体制を介して「相互補完的關係」にありながらも、往々にしてこれらの体制間には強い「階層性」が存在する。

たとえば、国家財政における歳入の変化は、経済的蓄積体制の制約を強く受ける。またいったん課税制度が確立されてしまえば、歳入は、なんらかの制度改革（たとえば税制改革）が導入されない限り、経済成長率に比例して変化するだけである。したがって、成長体制が一応の発展を遂げ、きわめて大きな政治的妥協の変化が生じていない場合、課税体制と財政体制の補完性を前提する限り、課税体制のみの転換は、課税・財政体制の改善に寄与する度合いがかなりの程度低いと言わざるを得ない。

これに対して、国家財政における歳出の変化は、経済的蓄積体制の制約を受けつつも、その変化の割合は常に比例的なものではない。時として突発的に、歳入の増加以上に歳出が増加することもあり得るのである。既に述べたように、国家による課税の正統性が保持されており、通貨主権を確立している限りにおいて、国家は政治的債務を政治的かつ経済

---

<sup>40</sup> 第二の予算としての財政投融资は、日本が戦後の占領期を経て、高度経済成長期へと向かう時期の、資本蓄積のあり方に決定的に関与していた。『昭和財政史』第2巻によれば、講和後の「独立予算」期において、財政投融资の総額は、民間銀行のそれを大きく上回っていた。したがってこの時期の財政投融资は、民間の資本蓄積の脆弱さを補う以上に、「国家資金主導型の」資本蓄積の発展に大いに寄与していたのである。（『昭和財政史』第2巻、15頁）。われわれの分析視角からすれば、この時期の課税・財政体制は、経済的成長体制を単に補完するものとしてではなく、まさに経済的成長体制の原動力をなしていたのである。

的形態でもって支払わねばならない。また、こうした債務の支払いがない限り、国家の課税の正統性は脆弱化する（たとえば、体制レベルでの納税意識の低下）。このような正統性を維持するために、国家は政治的蓄積の経済的表現としての歳出の量的増大及びその質的転換でもってその目的を果たそうとする。

つまり、経済的蓄積体制の状況とは無関係に、政治的蓄積過程の質的転換（たとえば、象徴的なものの変化に伴い、市民権の新たな拡充をおこなわねばならないとき）が生じた場合、政府は「課税・財政体制のレベルで」その政治的債務を経済的形態の変化（たとえば歳出の増大）でもって精算しなければならないのである。また、貨幣が主権的貨幣である限りにおいて、政府は、歳出の変化に、法・行政体制内部での財政にかかわる法制度の変更や新設によって対応可能である（たとえば、国債の増発）。

要するに、「政治的蓄積と経済的蓄積の循環」モデルを前提にする限り、財政体制の変化は課税体制の変化に先行するのであり、政治的な意思決定プロセスは、もっぱら財政体制の変更を主要な操作変数にするのである。したがって、さまざまな政治的権力の介入の自由度が高く、経済的秩序の変化に対応させやすいという意味において、財政体制は経済的秩序において課税体制と比べてより政治的な位相に位置づけられる。

加えて、課税・財政に関わる諸制度の創出には、「秩序レベルでの」政治的債務の保有者および政治的債権の保有者双方の政治的妥協が必要である。また、既に述べたように、こうした妥協の根本的変容は、「政治的蓄積」の質的变化をもたらす。だが、この妥協の形成を、勤労者と国家という単純な代表的主体の対立・闘争から単純に演繹してはならない。なぜなら税制が国家の有機的循環のなかで機能的かつ循環的に作用するためには、既に述べたような、多くの媒介的諸制度が必要だからである。たとえば、中央集権の度合いが強い課税・財政体制においては、強固な法的・行政的権限を持つ税務・財政官僚群が補完的に要請されるであろうし、彼らが徴税や税の再分配の計画・執行において有する諸権限の強さや弱さ、つまり実際の税務の計画・執行において法制度上彼らに与えられている「政治的裁量の範囲」がどのようなものなのかもまた、課税・財政体制の機能性に大きな影響を与える。つまり課税・財政体制において法体制と行政体制のどちらが制度的階層性を有するのかという問題を論じることは、国民が保有する政治的債権がどの程度社会化されているのかという問題を論じることにもつながるのである。

### 3. 政治的蓄積と経済的蓄積の指標

ここで、課税・財政体制の分析に利用可能な、国家の政治的蓄積と経済的蓄積の具体的な指標を明らかにしておこう。さしあたりここでは、戦後日本をその分析対象にすることを想定している。

まず、政治的蓄積に関していえば、その代表的指標は以下の通りである。

① 市民権に代表される、社会的諸権利の国民への移譲とその実現度。たとえば、社会

保障制度の拡充は、その国民国家において政治的蓄積が進行していることを意味する。また、教育制度の充実度も重要な指標の一つである。さらにいえば、社会保障に限らず、たとえば予算編成とその執行に関してなんらかの私的代表がその決定プロセスに関与できるようになったとすれば、それは政治蓄積が進行しているとみなすことができよう。

- ② ついで、行政体制の法体制からの相対的自由度。法・行政体制は国家の政治的正統性が最も強く反映される体制である。この体制において行政体制の自由度が高いほど、政治的蓄積の進行は阻害されると仮定しよう。たとえば、税制の変更には政治的権力の関与が決定的に重要である。しかしながら、議会ないし内閣による統制力を超える自由度を持つ、過度に強力な官僚群の存在は、国民が保有する「政治的債権の自己決済能力」を弱める。逆に、(形式的ではあるにせよ) 民意を反映しているであろう、立法府の権力が官僚の裁量的行政権力を上回れば、国民の自己決済能力は高まる。これは課税体制が「議会主導型」なのかそれとも「官僚主導型」なのかを判別する上で、重要な指標となろう。
- ③ 最後に、徴税過程の平等化の度合い。この度合いが高いほど、政治的蓄積の進行は促進されていると仮定しよう。直接税や間接税といった税制の徴収形態における差異とは独立に、徴税行為そのものが確実に履行されているか否かは、税における平等性の原則に関わる問題である。より具体的には、いわゆる所得補足率の問題がそれである。これに関しては、既に多くの実証研究を通じて、日本において、給与所得者、事業所得者、農業所得者の所得補足率がクロヨン、トーサンゴーであることが明らかにされている。但し、われわれの観点からすれば、所得補足率そのものが問題なのではなく、このような業種間所得補足率の低さがどのような制度的要因によるものかを強調することにある。

ついで、経済的蓄積に関していえば、それは以下の通りである。

- ① 租税収入とその分配の量的変化、およびその分配構造の変化。より具体的には、財政的バランスの時系列変化を考察すること、また国家財政における歳出の項目別変化を時系列で考察することがそれである。たとえば、社会保障や教育関連への支出の減少や増大に伴ってその変化分がどのような分野へ再配分されているのか、を時系列にもとづいて考察することである。ちなみにこうした指標は、一般の財政学的分析で用いられるものとほぼ同一である。しかしながら、われわれの分析視角から重要となるのは、次の点である。すなわち、財政的バランスの変化が生じているときの、課税・財政体制の全体的制度的構図はどのようなものであるのか、を考察することである。したがって、上記の指標を用いて、課税体制と財政体制の相互補完性や制度的階層性の程度を計測することができるであろう。
- ② ついで、財政支出に関する法・行政体制の関与における階層性。より具体的には、

租税収入の再分配に関して、法体制と行政体制のどちらが支配的決定権を有しているのか、を分析することである。たとえば、日本においては、国家予算編成とその実施に関して最終的に国会の承認を必要とするが、往々にして予算の内実そのものは、国会提出以前に財務省を中心とした官庁間の折衝において決定済みであり、この草案が国会の審議によって「根本的に」変化するということはほとんどありえない。もちろん、当該内閣の意向がこうした官庁間での折衝に先立って反映される（つまり内閣主導型の予算編成）こともあるが、このような決定プロセスを経ることは極めてまれである。したがって、「官僚主導型」財政体制かそれとも「議会主導型」財政体制なのかを判別することが重要であり、このような財政体制の下では、法体制と行政体制の間に強い階層性が存在しているといえるであろう。

- ③ 最後に、就労人口における産業別構成比率の変化。税が自由労働のレントであるならば、いわゆる勤労者数の増大は、税収の増大をもたらす。同時にこの勤労者数の増大は、政治的蓄積の原資をも構成することになる。より長期的な観点からすれば、勤労者数の増大は、政治的蓄積の質的転換をもたらす契機となりうるものであり、その意味で、この指標と財政支出の様態に関わる指標は共に、政治的蓄積と経済的蓄積の循環性のあり方双方に関わるきわめて重要な指標であると思われる。

これら政治的蓄積と経済的蓄積の代表的指標を中心に、戦後日本の課税・財政体制がどのような循環構造を持つものであったのかを、考察することこそがわれわれに残された課題となる。

#### 4. 社会的調整様式と政治的蓄積・経済的蓄積の循環モデル

ここまで分析してきた政治的蓄積と経済的蓄積の循環モデルは、見方によれば、O'Connorの「政治的正統性機能と経済的蓄積機能」という分析モデルときわめて近似しているように見えるかもしれない。しかしながら、われわれのモデルにおいて重要なのは、こうした蓄積の循環が、様々な媒介的諸制度（その通時的・共時的形態としての様々な体制）によって構造的定常性を維持されていること、それぞれの制度が補完性と階層性を持っていること、そしてこれらの制度は政治的妥協の変化を契機として変容する、という点にある。したがってO'Connorの分析に見られる悲観主義的展望は、われわれの視野にはない。また、このような政治的秩序と経済的秩序の動的相互連関の重要性は、すでにレギュレーション学派においても、方法論上必要不可欠なものとして認知されている<sup>41</sup>。したがって、テレおよびBoyerの図式を土台に、われわれの循環モデルを図示すれば次のようになるであろう。

---

<sup>41</sup> Boyer, R, 2001, p.12.

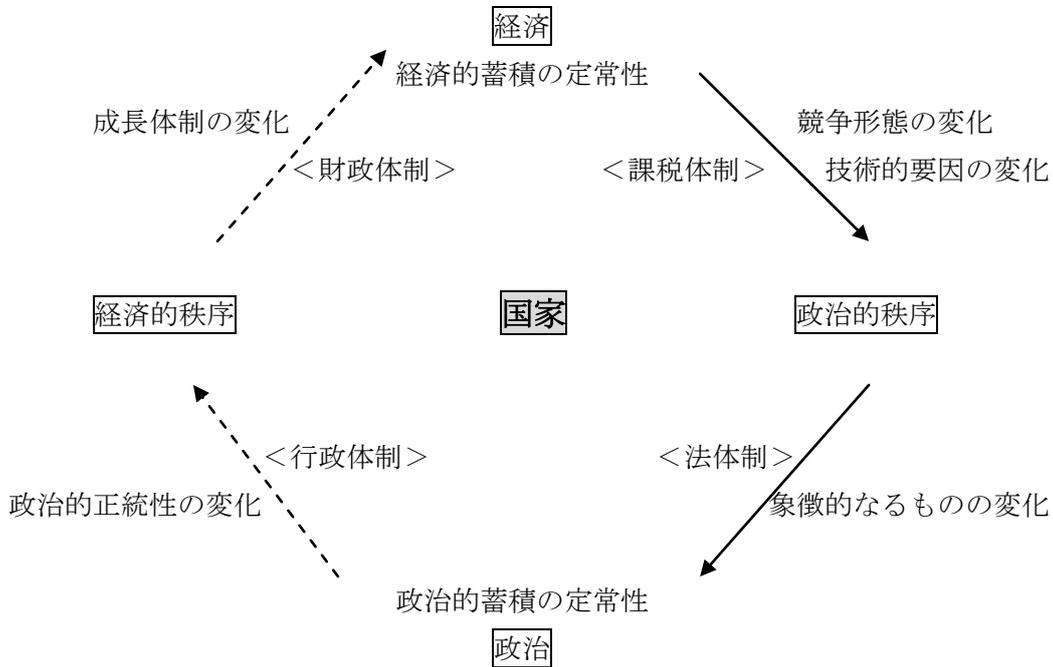


図2 国家の政治的蓄積と経済的蓄積の循環モデル：理念型

注：——→ 政治的蓄積の進行

-----→ 経済的蓄積の進行

<>はそれぞれ媒介的諸制度を表す。矢印の内側の領域はレギュラシオン様式を表す。

また、矢印の外側にある変化はすべてその可能性を表している。

なお、この図式では国家が中心に位置しているがそれは便宜的なものであり、社会的政治的諸関係の総体としての国家が経済と政治の両方を支配しているという意味では決してない。現代社会においては、国家の位相は「より経済的次元」(図式でいえば右上方へシフト)に位置づけられる。

この図式を順次説明してゆこう。まず、この循環モデルは、矢印の外側にあるような変化が生じなければ、一定の定常性を持って構造的に再生産されると仮定しよう。こうした過程を前提にして、いまここで、成長体制の変化(たとえば税収の変化)が生じたと仮定しよう。その場合この変化は国家の経済的蓄積のあり方に見直しを迫るようになる(たとえば、税収不足による税の再分配機能の見直し)。これに対する政府の具体的対応策は、増税や公債の発行(ないし減税や公債の償還)といった課税体制の変容である。しかしながら、このような国家の経済的蓄積の変化が「循環的傾向」を持って生じるのに対して、その政治的蓄積の変化はむしろ「累積的傾向」を持ってしか生じない。なぜなら、その経済的循環の期首に、政治的債務の精算内容がいったん確定してしまえば、法・行政体制(具体的には内閣や官僚制度)は往々にして政治的債務の精算に対してその量的変化で対応しようとするからである。その意味で、法・行政体制と課税・財政体制とは、きわめて非対

42 Th eret, 1992, 邦訳 214-215 頁の図を参照されたい。

称な階層的関係にある。

法・行政体制の変化が生じるのは、この循環モデルにおいて象徴的なものの変化（政治的債務の精算内容の変容）や、政治的正統性に対する不信（ないし信任）が生じたときであり、あるいは成長体制そのものの危機や国民国家間の経済的・政治的競争形態の深刻な変化や産業技術構造の変化が生じている時である。このような場合、政治的蓄積の内実は変容する可能性がある。たとえば、国家の政治的正統性が弱体化しているとき、政治的債権・債務の関係は、次のような形で見直される可能性がある。すなわち債権と債務そのものを質量共に見直すこと、がそれである。そしてこの見直しは、常に国民の権利能力の拡大となって現れるとは限らない。逆に国家は政治的債権の縮小を求めるかもしれないのである<sup>43</sup>。要するに国家の経済的蓄積と政治的蓄積は、同時進行の過程でありながら、蓄積に要する時間性が根本的に異なっているのである。いわばこれら蓄積の循環過程の進行とともに、政治的蓄積と経済的蓄積の間に一定のずれが生じる、と考えることができよう。

各々の体制を構成している諸制度は、一定の期間、一定の慣性を持って、こうしたずれから生じる矛盾を緩和するが、これらの蓄積のずれは、最終的には、政治的妥協の根本的見直しを、したがって各々の体制を構成している諸制度そのものの転換を要請する。そしてこれは政治的・経済的諸関係の総体である、媒体としての国家の変容を意味することとなるのである。要するに、「政治・経済体制」における制度変化は、成長体制の変化と、国家の有機的循環を支える各々の体制との適合性ないし不適合性から生まれるのであり、これが社会的調整様式の変化をもたらすのである。

## 結語に代えて

しかしながら、この国家の政治的蓄積と経済的蓄積の循環モデルは、未だ実証的分析による洗礼を浴びていない。われわれに残された課題は、こうした仮説を戦後日本のR.F.F.の実証分析に適用し、その仮説の妥当性を呻吟することである。特に、日本の場合、欧州のように、国民が政治的状況に直接対峙するといった構図が存在しにくいことが既に明らかにされている。したがって、テレのいう「政治的債権・債務」の関係による政治的蓄積という説明図式がそのままの形で妥当しない可能性もある。しかしながら、さしあたりわれわれは、日本型の「政治・経済体制」の特徴として認識しているのは、日本における「法・行政体制」の特異性である。この体制の分析には、日本の政治風土や独特な官僚機構に関する精緻な分析が必要となるであろう<sup>44</sup>。もしわれわれの分析が日本においても妥当性を

---

<sup>43</sup> たとえば、支配的な象徴的なものが、自由主義イデオロギーへと傾きつつある日本は、このような典型的事例をなす可能性があるだろう。

<sup>44</sup> たとえば、こうした事情についての、独自の研究として、真淵勝（1994）、久米郁男（1998）

有するのであれば、日本は戦後初めての、また未曾有の、「制度化された経済的・政治的妥協の見直し」という局面に入っているのかもしれない。

## 参考文献

- Aglietta, Michel, *Régulation et crises du capitalisme, L'expérience des Etats-Unis*, Calmann-Levy, 1976. (若森章孝・山田鋭夫・大田一廣・海老塚明訳、『資本主義のレギュレーション理論—政治経済学の革新—』、大村書店、1989年)
- Amable, Bruno., *The diversity of Modern Capitalism*, Oxford University Press, 2003.
- Aoki, M, *Toward a Comparative Institutional Anayisis*, MIT Press, 2001 (瀧澤弘和・谷口和弘訳、『比較制度分析に向けて』、NTT出版、2001年)
- Billaudot, Bernard, *L'ordre économique de la société moderne*, L'Harmattan, 1996.
- Bowles, Gordon, Wiesskopf, *Beyond the Waste Land: A Democratic Altanative to Economic Dcline*, 1983. (都留康・磯谷明德訳、『アメリカ衰退の経済学—スタグフレーションの解剖と克服—』、東洋経済新報社、1986年)
- Boyer, Robert, eds, *La Théorie de la Régulation : L'états des savoirs*, 2ed, La Découverte, Paris, 2001.
- Boyer, Robert, *La Théorie de la régulation, une analyse critique*, Editions La Découverte, 1986. (山田鋭夫訳、『レギュレーション理論』、藤原書店、1990年)
- Boyer, Robert, "Postface à l'édition de 1995 : La théorie de la régulation a l'épreuve des années quatre-vingt-dix ", 2001, dans Boyer, eds, 2001.
- Buchanan, James., and Richard E. Wagner, *Democracy in Deficit*, New York, Academic Press, 1977. (深沢実・菊池威訳、『財政赤字の政治経済学—ケインズの政治的遺産』、文眞堂、1979年、未見)
- Buchanan, James. and Richard A. Musgrave, *Public Finance and Public Choice*, MIT Press, 1999. (関谷登・横山彰監訳、『財政学と公共選択』、頸草書房、2003年)
- Commaille, Jacques. et Bruno Jobert, dir, *Les métamorphoses de la régulation politique*, L.G.D.J, 1998.
- Esping-Andersen, Gosta, *Three Worlds of Welfare Capitalism*, Basil Blackwell, Oxford, 1990. (岡沢憲英・宮本太郎監訳、『福祉資本主義の三つの世界』、ミネルヴァ書房、2001年)
- Esping-Andersen, Gosta., eds, *Welfare States in Transition : National Adaptations in*

---

がある。また、戦後日本の財政史を総括したものとして、大蔵省財政史室編（1998）がある。これは戦前から講和まで、昭和27年から48年まで、昭和49年から63年までの三部に分かれて、刊行されており、現在第三部が刊行中である。

- Global Economies*, UNRISD, 1996. (埋橋孝文監訳、『転換期の福祉国家』、早稲田大学出版部、2003年)
- Hall, Peter. A., and David Soskice, *Varieties of Capitalism the Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford University Press, 2001.
- Hall, Peter. A., and Rosemary C. R. Taylor, "Political Science and the Three New Institutionalism", *Political Studies*, 1996, X L I V, pp.936-957.
- Jessop, B, *Nicos Poulantzas*, Macmillan Publishers Ltd, 1985. (田口富久治監訳、『プーランザスを読む』、合同出版、1987年)
- Levi-Strauss, Claude, *La pensée sauvage*, Libraire Plon, 1962. (大橋保夫訳、『野生の思考』、みすず書房、1976年)
- Lipietz, A, "De l'althussérisme à la théorie de la régulation", *CEPREMAP, Couverture orange*, No.8920, 1989. (若森章孝監訳、『レギュラシオンの社会理論』、青木書店、2002年、所収)
- O'Connor, James, *The Fiscal Crisis of the State*, New York, St. Martin Press, 1973. (池上 怜・横尾邦夫訳、『現代国家の財政危機』、1981年、お茶の水書房)
- 磯谷明德、「制度の経済学のエッセンスは何か」、九州大学大学院経済学研究院・政策評価研究会編著、2003年、229-248頁。
- 神野直彦、『システム改革の政治経済学』、岩波書店、1998年。
- 久米郁男、『日本型労使関係の成功』、有斐閣、1998年。
- 九州大学大学院経済学研究院・政策評価研究会編著、『政策分析 2003：政策・制度への歴史的接近の視軸から』、九州大学出版会、2003年。
- 真淵勝、『大蔵省統制の政治経済学』、中公叢書、1994年。
- 中原隆幸、「レギュラシオン・アプローチにおける国家論の射程」、『四天王寺国際仏教大学人文社会学部紀要』第35号、55-70頁、2003年3月。
- 中原隆幸、「課税の正統性とは何か：課税・財政制度を介した社会的レギュラシオンの可能性」、『税とは何か』(別冊『環』第7号)、藤原書店、2003年、第三部所収。
- 大蔵省財政史室編、『昭和財政史—昭和27—48年 第2巻 財政—政策及び制度』、東洋経済新報社、1998年。
- Perroux, François, "Structuralisme, modèles économiques, structures économiques," *Économie Appliquée*, Tome X X I V, 1971, No 3, pp.299-351.
- Ragot, Xavier, "L'économie est-elle structuralisme? Un essai d'épistémologie", *L'année de la Régulation*, No.7, Presses de Sciences Po, pp.91-110.
- 佐藤俊樹、『不平等社会日本』、中央公論新社、2000年。
- Steinmo, Seven., Kathleen Thelen, and Frank Longstreth, eds, *Structuring Politics : Historical Institutionalism in Comparative Analysis*, Cambridge University Press, 1992.

橋木俊詔、『日本の経済格差』、岩波書店、1998年。

橋木俊詔編、『戦後日本経済を検証する』東京大学出版会、2003年。

Thelen, Kathleen.,and Seven Steinmo, “Institutionalism in Comparative Politics”, in Steinmo, Seven., Kathleen Thelen, and Frank Longstreth, eds,1992, pp.1-32.

Thelen, Kathleen., “ Historical Institutionalism in Comparative Politics ”, *Annual Reviews of Political Science*, 1999, Vol 2, pp.369-404.

Théret, Bruno, *Régimes Économiques de L'ordre politique*, PUF, 1992. (神田修悦、中原隆幸、宇仁宏幸、須田文明共訳、『租税国家のレギュレーション』、世界書院、2001年)

Théret, Bruno, “ La régulation politique : le point de vue d'un économiste ”, dans Commaille, Jacques. et Bruno Jobert, dir, 1998, pp.83-118.

宇仁宏幸、「制度的補完性とマクロ経済的安定性」、Paper for *International Symposium, “New Paradigms of Political Economy in the Era of Globalization and Information Technology”* , July 29-30, 2003. pp.169-181.

# 市場経済と社会民主主義—戦後日本の場合—

八木紀一郎

## はじめに：鏡のなかでの共進化

この3年間にわたって現代資本主義経済のもとでの制度的補完性についての共同研究をおこなうなかで、日本の社会民主主義について考える機会<sup>1</sup>があった。その際に、戦後日本で社会民主主義を代表するとされた日本社会党関係の資料<sup>2</sup>に目を通した。また、いまは過去となったこの政党についての政治学者たちの研究動向<sup>3</sup>を知ることができた。その時に感じたことは、制度的補完性の基本は経済と政治の関連であり、いまは過去のものとなったこの政党を中心とした論争はみなそれをめぐって旋回していたのではなかったのかということであった。しかも、戦後だけでも40年間、あるいは50年間にわたる激しい論争を経過するなかで、「市場」（資本主義）とそれを統御する政策（社会主義）の共進化というべき発展すら起きている。自らを「オポジション」（第一野党）として位置付けたこの政党の政策思想における「市場」と「政府」は、現実の「市場」と「政府」そのものではない。「進化」は、主として思想の世界で起こっている。唯物史観の用語を用いるならば、「下部構造」ではなく「上部構造」において起きた「進化」である。しかし、それは一方では「下部構造」における変動を反映しているとともに、さまざまな政策形成の経路を経て現実の政策にも影響を与え、この政党を支持する勢力の利害関係にも影響を与えた。そのもっとも重要な環が、社会党と労働組合との関係である。この分担部分では、この特殊な鏡を通じて、戦後日本における「市場」と「政治」の関係について考えたい。

## 1. 古典的な社会民主主義と現代的な社会民主主義

「社会民主主義」といっても、古典的に理解された「社会民主主義」と現代の「社会民主主義」では、市場と政治の関係の理解にかなりの違いがある。古典的理解においては、「社

---

<sup>1</sup> 東京フォーラム「グローバル化とマルチラテラリズム：東アジア・欧・米の進歩的政治をつなぐために」2003年10月11-12日早稲田大学。

<sup>2</sup> 日本社会党政策審議会編『日本社会党政策資料集成』（1990年）、日本社会党中央本部機関紙広報委員会編『（資料）日本社会党50年』（1995年）など。

<sup>3</sup> 新川敏光『戦後日本政治と社会民主主義：社会党・総評ブロックの興亡』（法律文化社、1999年）、森裕城『日本社会党の研究：路線転換の政治過程』（木鐸社、2001年）、山口二郎・石川真澄編『日本社会党：戦後革新の思想と行動』（日本経済評論社、2003年）、渡辺治「現代日本社会と社会民主主義—『西欧型社会民主主義』への模索とその隘路」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会5構造』（東京大学出版会、

会民主主義」は、経済における「社会主義」と政治における「民主主義」を結合させたものであり、重要産業の公有化と計画経済を基軸にした「社会主義」が「市場」（資本主義、ないし市場経済）の対立物と考えられている。したがって、古典的な社会民主主義者の「社会主義」像は、その「市場経済」像あるいは「資本主義」像の裏返しである。それに対して、先駆的には1959年のドイツ社会民主党バード・ゴードスベルク綱領に代表される現代の「社会民主主義」にとっては、「社会主義」は市場経済（資本主義）に対立する経済体制ではない<sup>4</sup>。それは、経済・社会・政治において民主主義的な方法によって追求されるべき「価値」である。この場合には、市場経済を基本的に肯定した上で採用される政策手段のなかに「市場と政府の共進化」が見られることになる。

日本の社会党には、社会主義を実現するために階級闘争による革命が必要だと主張する急進的な社会主義者と、必ずしもそう考えない穏健な社会主義者（民主社会主義者<sup>5</sup>）が共に存在した。しかし、戦後初期においては、経済面だけをとっていえば、「社会主義」を公有制の上に立つ計画経済と捉える点では、両者は一致していた。対立はむしろ、「民主主義」の理解にあった。19世紀末からワイマール期にいたるドイツの社会民主党がマルクス主義の影響下にあったことや、ロシア革命を行ったレーニンやトロツキーの所属政党の名称がロシア社会民主党であったことからわかるように、古典的な社会民主主義は、マルクス派の革命政党も含んでいる。この場合、「民主主義」というのは、無政府主義者その他の政治闘争を否定する社会主義者と区別して、労働者階級の利害を代表する政党を組織して議会の枠内・枠外で活動を行うことを意味するのであって、権力分立と代議制議会からなる現在の用語で言う「リベラルな民主制」を無条件に支持することではなかった。議会は利用可能な制度（宣伝にせよ政権獲得にせよ）ではあるが、それ自体としては、経済における社会主義の実現と結びついた高次の民主主義によって克服されるべき「ブルジョア民主主義」に過ぎなかった。これを社会主義への移行期の「階級独裁」とみなすのが、政治面における「マルクス主義」のメルクマールであろう。しかし、こうした「マルクス主義者」にとっても、代議制民主主義は、少なくとも当面は支持されるのである。それに対して、穏健な社会主義者——日本では多くがキリスト教的な博愛主義を基礎にしていた——は、平等な参政権が保障されるかぎり、議会制民主主義をそれ自体として支持していた。彼等にとっては、民主主義は社会主義実現のための手段ではなく、それ自体が社会主義と対等

---

1991年)など。

<sup>4</sup> バード・ゴードスベルク綱領に結実するドイツ社会民主党の転換については、日本ではW・アーベントロート『ドイツ社会民主党小史：その変質過程』（広田司朗・山口和男訳）ミネルヴァ書房、1969年のような批判的な文献の方が先に紹介された。この転換を評価する立場から論じたのは、もっぱら民主社会主義系の論者、たとえば佐瀬昌盛『戦後ドイツ社会民主党史』富士社会教育センター出版局、1975年であった。バード・ゴードスベルク以降の展開も含めた概説としては、トマス・マイヤー『ドイツ社会民主主義入門』（徳永重良・佐藤忍訳）ミネルヴァ書房、1987年が便利である。

<sup>5</sup> このグループの一部は、1959年の西尾末広譴責をきっかけに社会党から分かれ1960年に民主社会党（のち民社党）を結成した。彼らの理解では、「社会民主主義」は「マルクス・レーニン主義の修正主義の一部」であって、「民主社会主義」とは別物であった。（大内啓悟同党委員長はそのようにみなして〈社民結集〉に反対した。榎本捨三・渡辺敏夫著『民社党三十五周年史』同頒布会（1992年）への序文参照。）

あるいはそれに優先する価値をもっていた。

マルクス主義者も含んだ古典的な社会民主主義は、日本社会党の結党綱領や 1955 年の統一綱領に現われている。そのなかでは、社会主義は、たとえば以下のように規定されている。この引用個所のうち個人経営を容認しているのは右派の主張を取り入れたものだが、それはあくまで副次的な要素であって、市場経済が全体として承認されているわけではない。公有制と計画化が社会主義であるというのは、左右両派に共通の考えであった。

社会主義は人間による人間の搾取を廃し、私利私欲のためにでなくて、公共の利益を中心にして遂行される。そこでは重要産業の公有化と計画経済により、生産力の発展、生活水準の引き上げ、完全なる雇用および社会保障ならびに所得のより平等なる分配が実行される。社会主義は個人の職業の自由や、所有権の全面的な否定を意味しない。日本ではできるだけ協同化されなければならないが、農業、手工業、商業などにおける個人経営は認められる。社会主義は行政上その他の各方面にわたって官僚主義を排除する。社会主義経済のもとでは、とくに労働者と消費者とが、それぞれの機構組織を通じて、経済の諸過程に参加するよう工夫する。（「日本社会党綱領」（1955 年）『集成』 p.85）

それに対して、同じ党が約 30 年後に行きついた社会主義（『日本社会党の新宣言』）の規定は以下のようなものである。

すべての人間は、人間らしい暮らしを営む権利をもっている。この権利を全面的に実現することが人間解放である。そのためには、搾取、差別、疎外、環境破壊、抑圧、侵略、戦争など一切の非人間的なあり方を、人間社会から除去しなければならない。この人間解放をめざして一步一步改革を進め、社会の質的変革を実現していくことが社会主義である。社会主義への道は、現実から出発するたえざる運動、たえざる発展、たえざる社会改革の進展である。（「新宣言」（1986 年）『集成』 p.856）

このような「理念」「過程」としての社会主義はもちろん、経済面における公有や計画を排除するものではない。しかし、それは経済生活を主要に規定する体制ではなく、市場経済を前提したなかでの政策的手段の一つにすぎない。

## 2. 国家独占資本主義というパラダイム

戦争直後の時期に、社会党の経済政策思想に大きな影響力をもったのは労農派のマルクス経済学者有沢広巳であった。有沢は生産復興を遅滞なくおこなうためには労働者の経営

への参加が必要であるという視点から、傾斜生産と結びつけて石炭産業の社会化を重視し、その実現を片山内閣に期待した。有沢は「国有」「国営」を避けて「国家管理」という表現を用いたように、社会主義即生産手段の社会化という思想から出発したのではない。有沢の構想を具体化した社会党案では、労働者・技術者・事務者・経営者からなる「経営委員会」が重視されているが、これは一種の「経済民主主義」の構想であった。しかし、この炭鉱国家管理法案は、連立のパートナーである民主党内の反対グループの強硬な抵抗のため、長期にわたる審議の末にまったく形骸化されてしまった。この挫折は、片山内閣時の現実主義的な政策思想の後退をもたらし、社会主義者の左派右派問わず社会主義の教条に復帰する反動をもたらした<sup>6</sup>。

現在の視点からみて興味深いのは、有沢の石炭社会化論が、第一次吉田内閣で蔵相に就任した石橋湛山の積極財政による生産復興という路線に対置されたものであったことである。ケインジアンであった石橋は、失業が存在する状況下では有効需要を拡大してもインフレを生むことはないと考えていたが、有沢はそれをインフレによる利潤回復によって資本蓄積をはかる資本家的政策であると考えていた。1965年不況時に政府が建設公債を発行した時にも、大内兵衛をはじめとするマルクス経済学者は放漫財政とインフレーションを招くとして反対した。西欧の社会民主主義においては、金融財政政策による有効需要統御を中軸に据えたケインズ左派的な経済政策思想が有力になった時期がある。しかし、日本の社会民主主義においては、そのような局面が存在しない<sup>7</sup>。

片山・芦田の連立内閣への参加後左右対立が激化した社会党は1950年に左右両派に分裂し、左派社会党はマルクス主義を思想基盤とする政党になった。1955年に左右両派の社会党が統一する際に右派の社会主義者がこだわったのは、党の国民的な性格と平和革命の方式であった。統一社会党の性格の問題は、「労働者階級」を中核とするが国民大多数からなる勤労階層を組織する「階級的大衆政党」とすることで解決し、平和革命についても左派は「革命」に重点を置く左派なりの理解でそれを承認した。その後、西尾派の離党、民主社会党（のち民社党に改称）結成により旧右派が弱体化するなかで、旧左派の内部で江田三郎を中心とする現実主義派が台頭し、党内論争の基軸はこのグループの主張した「構造改革論」をめぐるものになった。

国の経済政策の転換や労働者の介入によって生産関係を部分的に改革するということは、利潤・価格・投資などフローの規制をはじめとして、各種の経済機関の民主化（労働者の参加）による独占の制限や工場内の経営変革のための実効ある参加（主体的条件や醸成を考慮して）など、所有関係には手をつけず民主的規制から、さらに一定の条件のもとでの公有、国有などまでが考えられる。

---

<sup>6</sup> 中北浩爾『経済復興と戦後政治：日本社会党 1945-1951年』東京大学出版会、1998年、80-101、317-333ページ参照。

<sup>7</sup> この時期の政治論として出色のものが伊東光晴『保守と革新の日本的構造』筑摩書房である。

このように生産関係（構造）に介入し、これの部分的な変革を通じて、しだいに搾取の根幹をほりくずしていくところから、われわれはこれを『構造的改革』と呼んでいるわけである。（貴島正道ほか「構造改革のたたかい」『50年史』p.264）

資本主義のもとでもその構造（生産関係）にかかわる改革が可能であるとする構造改革論者とそれを改良主義であると批判する左派がともに拠ろうとしたのは、「国家独占資本主義」論であった。「国家独占資本主義」というのは、もともとはレーニンが1917年に創始した概念であるが、その後コミンテルンの資本主義の「全般的危機」論と組み合わせられて、危機におちいった独占資本主義が国家を従属させ、その軍事・政治機構、財政・金融機構と結びついて自己を延命させる体制として理論化された。ナチス・ドイツや米国のニューディール、日本の戦時経済などが国家独占資本主義の先駆的成立例とされ、第二次大戦後の先進資本主義諸国においては、冷戦体制のもとでの経済の軍事化、管理通貨制度、ケインズ主義的財政政策によってそれが体制的に確立したとされた。戦後の日本経済についても、日銀・大蔵省の統制する金融機構、巨額な財政投融资、通産省の指導による産業政策、さらに労働省・中労委・日経連による労働政策などが国家と独占資本の癒着的結合の証左とされた。1960年代の日本で社会主義政党のなかにこの理論が定着したのは、危機に瀕しているとされる資本主義経済のもとでも実現した高度成長を説明する理論が求められたからであろう。

他方で、国家独占資本主義が資本主義の新たな段階をなすという議論は慎重に避けられた。構造改革論者の一部にはそうした傾向があったが、激しい批判によってそうした方向への発展の芽はつみとられた。国独資の実体をなすのは帝国主義段階と同様に独占資本であり、国家と独占資本の結合関係においても、独占資本が主導的な要素であるとされた。それが、反独占の社会主義革命という革命路線を基礎づけたのである。1964年の社会党の綱領的な文書である『日本における社会主義への道』（『道』と通称された）は、「社会主義前夜」としての「国家独占資本主義」のもとでの政権掌握によって、反独占の社会主義革命を展望しようとした。この点については、構造改革論者も異論はなかった。

史上かつてないほどの急速な発展をとげた日本の国家独占資本主義は、同時に資本主義の基本的矛盾が最高度に発展している独占資本主義であって、この意味で国家独占資本主義は資本主義最後の段階であり、社会主義の前夜であるといえる。（『道』）

この文書は、構造改革論をめぐる党内論争に解決をもたらすために、構造改革論の支持者と批判者の双方を集めた社会主義理論委員会での数年の議論を経て作成されたものであり、党の綱領的文書とされた。この文書は、民主主義の拡大による平和的な社会主義移行の道筋を明らかにしようとしたものだが、独占資本の抵抗を排して後戻りのない移行を実現するために実質的にプロレタリア独裁を擁護するものでもあった。左派優位の党指導の

もとで、『道』からそのような帰結を引き出す解釈が引き出された。左派の理論的支柱であった社会主義協会からすれば、ソ連軍占領下で社共合同と統一戦線によって社会主義に移行した東独ですら、平和的移行の模範例であった。

### 3. 現代資本主義論から「社会的成長」論へ

国家独占資本主義論が、1960年代の社会党にとって、有効な政策論を生み出しえなかったのはなぜであろうか。

第一には、国家のさまざまな要素のすべてが独占資本の支配に奉仕しているという総体的抑圧の構図からは、階級的抵抗の堅持による主体形成という待機主義的な方針しか出てこないことである。構造改革論を資本の支配に取り込まれる改良主義であるとする批判が総評指導部を中心とした労働運動から出されて以来、すべての改良は資本主義を延命させる国家独占資本主義の政策であるということになった。『道』が、「福祉国家」を「資本主義の延命策」と決め付けているのはその好例である。

第二には、経済的支配力をもつ独占資本と政治的強力をもつ国家の結合として現代の経済を理解することは、経済の政治主義的理解を生み出すだけで、市場をベースとした経済メカニズムの理解の深化を生み出さなかったということがある。とくに実体としてとらえられた独占資本（大企業）の支配構造に関心が集中したが、その経済行動をマクロ経済との関連において分析することは十分におこなわれなかった。これはケインズ経済学をもっぱら政策論として理解し、その理論面を重視しなかったことにもかかわっている。政治主義的な資本主義理解は、独占資本の直接規制という主意主義的な政策しか生み出させなかった。

しかし、国家と独占資本が結びついて経済全体を効果的に支配しているという「国家独占資本主義」論の基礎にある構図は、1970年代になるといくつかの方面から疑問にさらされるようになる。第一に石油危機時に認識されたような資源問題や、世界大に拡大した環境問題が従来の蓄積促進型の経済政策では対処しえないことが明らかになる。第二には、アメリカ経済におけるスタグフレーションや西欧諸国の大量失業の発生によって国家の経済管理能力に限界があることが露呈したことである。

したがって 1970年代末に端を発する社会党の政策転換が、「国家独占資本主義」論ではなく、「現代資本主義」論といういま一つの資本主義論のもとにおこなわれたことは偶然ではないであろう<sup>8</sup>。1978年の春にその原案が示された『日本経済の改造計画：中期経済政

---

<sup>8</sup> これは1970年代前半におけるドイツ社会民主党の青年部（Juso）の左傾のなかで国家独占資本主義論が浸透しはじめた際の国独占論争と対比できるかもしれない。戦後日本の国独占論争も含めて玉垣良典・正村公宏「国家独占資本主義論争—その背景と評価をめぐって」『現代の理論』第83号（1970年12月号）、玉垣良典「国家独占資本主義論の根本的反省—現代資本主義再考」『現代の理論』第144号（1976年1月号）を参照。

策』は、1970年代における先進国経済のスタグフレーションが国家独占資本主義体制の破綻を示すものであるとし、その背後には長期の経済成長によって露呈した資源および環境の「制約問題」があることを強調した。

わが国の場合には、スタグフレーションがあらわな形ではじまったのは1973年秋の石油危機以降のことであり、それだけに、それは石油危機によって引き起こされた、一時的・偶然的な摩擦現象として受け取られる傾向が多かれ少なかれ残っている。しかし、すこし視野を歴史的にかつ世界的にひろげてみるならば、それが石油危機によって引き起こされた一時的・偶然的な事態ではなく、むしろ国家独占資本主義と呼ばれる現代の資本主義体制そのものの破綻に根ざすものであり、石油危機がそれを促進したことは事実としても、それ自体は前述のような長期にわたる経済成長の必然的な帰結にほかならないことは明らかである。（『中期経済政策』（1979年）『集成』162-63ページ）

スタグフレーションの遠因が長期にわたる経済成長にあるとすれば、その解決を量的拡大・蓄積志向した成長促進政策に求めることはできない。「中期経済政策」は、「制約」を緩和し実質的な福祉を増大させる「福祉型成長」への転換をその基調に置いている。

新しい政策手段の中心として強調されなければならないのは、企業の投資活動を効果的に管理制御する方法である。今日の資本主義体制のもとでは、社会資本といえども民間企業の投資活動にその供給を依存するほかはない。この意味で「福祉型成長」もまた、現実の市場の仕組みを一応前提としつつ、これを利用するという形態をとらざるをえないのであり、中期経済政策は、生産手段の私的所有の廃棄という主張をスローガンとして公式主義的に掲げるのではなく、原則的には生産手段の私的所有を前提とし、ただ民間企業の投資活動を有効に管理制御するための手段を開発・強化することを追求する。このような投資制御によってわれわれの中期経済政策における構造政策を一応具体化することができるであろう。（『集成』p.542）

この「中期経済政策」は、『道』が想定していたようなソ連・東独型の社会主義像を拒否している。

われわれのめざす社会主義は、いうまでもなく、ただ計画化が行われ、国民に最低の生活が保障され、失業、病気、老後、戦争と恐慌等の不安が一応除去されればそれで十分だというものではない。国民のすべてが平等に、かつ自由に社会の運営に参加し、経済についても勤労国民がこれらのみずからの創意と責任において管理し運営していくことができるようにならなければ、人間性の完全な展開も、階級支配の廃絶と疎外の解消も不可能である。ただ上からの指令に従って勤労国民が主体性を欠いた労働と生活を繰り返すというのであれば、いかに計画が実現されたからといって、真の人間解放にはつながりようがない。（『集成』p.558）

しかし 1970 年代においては、『道』を実質的に否定する政策路線への抵抗は大きく、同時に提案された自主管理社会主義を大幅にとりいれた文書「社会主義の構想」は参考文献にとどめられた<sup>9</sup>。

しかし、1980 年代に入ると、自主管理社会主義を唱えたフランスの労働運動（CFDT）と結びついたミッテラン社会党政権が出現し、社会主義協会の中からもそうした路線に賛同するグループが生まれてくる。1982 年から 1984 年にかけての社会主義協会の学者グループが分裂し、向坂理論を捨てたグループは明確に社会民主主義の方向に進み始めた。さらに 1987 年の『新宣言』の採択の直前には、社会主義協会に所属していた山本政弘副委員長が協会派を割って賛成に回った<sup>10</sup>。

1979 年の『中期経済政策』では「福祉型成長」はまだ、社会主義そのものとは区別されていた。しかし、3年後の『われわれのめざす社会主義の構想』（1982 年 12 月）は、「社会的公正と平等を実現し、福祉社会を発展させ、さらに文化的欲求を満たし、自然との共存をはかるバランスのとれた豊かな社会をつくりあげる」ことを「われわれのめざす社会経済の成長」と位置づけた。（『集成』p.811）ここでは、社会主義がすでに現実的な過程として位置づけられている。この「社会的成長論」を具体化したのが、1985 年末の『中期社会経済政策』（1986 年 2 月採択）である。この文書では、経済政策は、資本主義・社会主義といった体制論から導かれるのではなく、「経済政策のあり方はますます社会のあり方（価値観を含む）と密接な関係をもつようになっており、むしろどのような質の社会を展望するかによって経済政策の量・質両面の内容が決定される」（『集成』p.818）とされている。

政策手法については、「戦後体制のなかでほぼ常識化してきた経済政策の手法（完全雇用の政策目標を達成する手法としてのケインズ主義的な有効需要創出政策）にかんする理念は、いま転換を迫られている」（『集成』p.818）として、企業、政府、「社会連帯部門」の三要素について述べている。

まず「政策目標達成のうえでは、市場をつうずる企業の活動が基本的に重要である」（『集成』p.819）ことが承認される。政策的介入の根拠は、広義で捉えられた「市場の失敗」に求められている。政府の機能としては、

- 1.社会的な公正を維持するための所得の再配分機能
- 2.生活ニーズが市場では保障されないケースに、現代の公共財（国民的コンセンサスにもとづく準公共財を含む）を供給するという機能

<sup>9</sup> この転換を主導したのは大内力で、資本家・労働者の共倒れのなスタグフレーション論だけでなく、生産の自主管理による労働力商品の廃棄をコアにした社会主義論にその影響が見られる。大内力『『道』の再検討と私の提起』『月刊社会党』第 279 号（1979 年 12 月号）。社会主義協会の立場からする批判としては、小林晃「社会主義政党と経済政策」『唯物史観』第 20 号（1979 年）を参照。

<sup>10</sup> この経過については森裕城『日本社会党の研究：路線転換の政治過程』木鐸社、2001 年、96-103、109 ページ。同 107-108 ページには、『道』見直しのために設置された社会主義理論センターに呼び寄せられた学者として、富塚文太郎、正村公宏、福島新吾、佐藤経明、大内秀明、新田俊三、高木郁郎、福田豊、西尾孝明、馬場宏二の名前があげられている。

- 3.社会資本投資あるいは投資誘導の機能
- 4.独占を規制し、外部経済・不経済を処理する機能
- 5.情報の収集と提供をはかる機能
- 6.地域間の資源と所得の格差を調整する機能（『集成』 p.819）

があげられている。その上で、「政府の失敗」に対しても、行財政改革や利益・負担関係の明確化、分権化・参加によって対処するとされる。

「参加」には、「地域における経済活動や社会の運営のあり方を含む、社会システムの設計やその運営への『参加』と、企業や社会保障基金などの「供給主体」への参加の双方があるとされる。最後に「社会連帯部門」というのは、労働組合、協同組合、ボランティア、インフォーマルな助け合いなどの市場にも行政にも属しない経済活動の総称である。『中期社会経済政策』は、本質として「共助」の仕組みである「この部門が適切に社会経済システムのなかで位置づけられれば、前述の『参加・介入』とあいまってシステム全体を国民経済と国民生活の利益に沿うように誘導することができる。その意味で決定的な重要性を帯びる」（『集成』 p.820）としている。とくに、主要な問題と捉えられている、「高齢化を中心にした成熟社会化」に対して、「社会システム化」の方法による現代資本主義下の新しい「社会化論」が打ち出された。

社会システム化とは、それぞれの経済主体がその特性をもって活動しつつも、相互関連性のなかで、社会的ニーズを充足しうるネットワークをつくることである。これがかつての所有論的な意味での社会化論にかわる現代的な意味での「社会化」である。たとえば、高齢化にともなって必要な医療や介助など各種の福祉サービスの供給主体としては、政府部門もあり、民間企業部門もあり、「社会連帯部門」も登場するであろうが、それらが全体として、ニーズに即した福祉システムとして形成されていくことが必要なのである。（『集成』 p.820）

これはドイツ社会民主党でいえば、ケインズ型マクロ統御と労組主導のコーポラティズムに代わる政策思想を探求した同時期の『目標指針 1985』（OR85）に対応するものであろう。

#### 4. 社会コーポラティズム戦略と市民社会戦略

これまで社会党の政策文書という鏡の面だけを見てきたが、政策の現実化ということになると、1970年代の末以降、2つの型の戦略が追求されてきたように思える。

1977年3月に社会党を離党して市民グループとともに「社会市民連合」を結成した江田三郎の行動は、市民運動と提携する「市民社会戦略」の走りと言えるだろう。しかし、離党前の江田は、労働戦線の統一への期待も表明しており、また公明党・民社党との提携を

推進していた。これは、労働組合と提携して現実主義的な政策を実現する体制を構築するといういわば「社会コーポラティズム」戦略の萌芽ともいえる。江田離党から1980年前後における社会党内外における変化を規定したのは、一方では、従来からの社会主義運動・労働運動の外部に市民運動が出現したことと、他方では、有力労組を中心として、具体的な制度・政策を実現できる現実主義的な政党への脱皮の要求があったことであった。両戦略は必ず背反するというわけではないが、つねに並行して進むとは限らない。

「コーポラティズム」というのは、社会層・地域・職域ないし産業ごとに組織された団体が政策の形成・実施に実質的な形で参加し、国家もそれに対応して組織されていることを指す。ファシスト国家のような、議会制度にとって替わる国家形態として組織されたコーポラティズムもあるが、議会制度を補完またはそれと並存する形でコーポラティズムが成立することもある。そのうち、労働運動の組織（労働組合等）の参加が大きな役割を果たしている場合「社会コーポラティズム」と呼ばれている<sup>11</sup>。

この型のコーポラティズムは、労働団体と経営者団体との協議・交渉や、政府機関や審議会への労働団体の参加などの形態もとるが、最も直接的なのは労働運動と提携する政党が政権に参加する場合である。北欧やドイツのように強力な労働運動と社会民主主義政党がともに存在する諸国がその典型である。しかし、注意しなければならないのは、こうした「社会コーポラティズム」は、資本主義的な企業と産業を原則的に肯定した上で成立していることである。したがって日本のように労働組合が基本的に企業単位で組織されている場合には、この指向は労働者の企業への統合を承認し、労働運動の対抗的性格を失わせることになりかねない。

1970年代の日本において「社会コーポラティズム」への指向が現われ、それが総評の有力単産にまで浸透したのは、石油危機後の「減量経営」や産業構造の転換のなかで民間企業の労働者の関心が雇用に向かったことと、公企業の労働者においても保険や年金などの制度要求が重要になったためである。総評は制度要求をかかげて「国民春闘」に取り組んだが、政府を動かすほどの闘争体制を組むことができない以上は、労働団体の分裂をなくして政策形成に一致して参加することを目指す方針に転換した。

労働運動における「戦線統一」を基礎とする「社会コーポラティズム」戦略は、確かに労働者中心の政策モデルではあるが、普遍的な「福祉国家」の実現を目標として掲げることによってその限定性を脱却できた。その政治レベルにおける表現が、社会党と民社党に加えて公明党の入った「社公民」であったことはそれを物語る<sup>12</sup>。しかし、この戦略モデルに含まれる内在的な問題は、企業・産業・階層の特定利害からの脱却の困難に加えて、団体によって個人の意思と利害を代弁＝代行することにある。団体の構成員のために活動

---

<sup>11</sup> コーポラティズムについては、Ph.C.シュミッター、G.レームブルッフ編『現代コーポラティズム』1,2、高橋進[ほか]訳、木鐸社（1984・1986年）、日本に労働を含めた「ネオ・コーポラティズム」が適用できるかという議論にかかわる展望としては、石田徹『自由民主主義体制分析—多元主義・コーポラティズム・デュアリズム—』法律文化社（1992年）第二部を参照。

<sup>12</sup> これはそれ自体が「福祉国家」を批判していた『道』からの離反である。

はするが、構成員の自発的・創造的活動を解放しない場合には、団体自体の基礎となるエネルギーを失い、団体自体が形骸化しかねない。

雇用労働という資本主義の現実から出発するコーポラティズム戦略が既存の企業・産業の資本主義的性格を承認するのに対して、労働から出発しない「市民社会」戦略の方は、企業・産業の性格については無頓着である。護憲平和の運動は、企業・産業には直接かわらない。しかし、1970年代以降輩出した市民運動は、公害問題、原発問題、さらに消費者問題において、既存の体制下では当該の企業・産業の存続にかかわるような要求をしばしばおこなった。したがって、コーポラティズムを指向する労働運動の指導者は、市民運動の浸透に対してはしばしば警戒的であった。企業・産業に関わらない平和問題や安全保障問題も、日米安保体制を明確に肯定する民社党・同盟系の労働運動との緊張を持ちこむことになるのでやはり歓迎されなかった。したがってコーポラティズム戦略は、市民運動への防波堤でもあった。労働組合員のなかでの政党支持における無党派層や自民党支持層の増加が物語るように、労働運動の転換とともに労働者の非政治化が進行したのである。

「市民社会」型の戦略は、1989年の参院選で、護憲平和主義の土井たか子委員長を推したてて、消費税の導入への反発を吸収した時には見事に成功した。しかし、それは政策に直接かわる衆院選ではなかった。土井委員長時代に社会党は多くの女性議員や市民運動家を受け入れたが、にわか仕立ての議員の多くは政策論争に参加する準備が整っていなかったし、また、年長議員や有力労組指導者が推進する方針転換に対応することもできなかった。

1986年に連合を発足させて実現の体制を整えたコーポラティズムの戦略について言えば、経営側の抵抗を押し切って週40時間労働制の全面適用を実現したことはその成果と言えるであろう。また、新たな裁量労働制の導入、労働者派遣適用業務の規制緩和（ネガティブリスト化）に対しても、一定の歯止めをかけることに成功している。しかし、後2者のような課題は、それ自体が従来のコーポラティズム的調整機関（「中央基準審議会」）を超えたレベル（行革と規制緩和）から降ってきたものであり、労働側はそれに部分的な抵抗を試みたにすぎない<sup>13</sup>。政策の形成・実現過程における労働側の参加は、国全体の政策の内容と決定構造の一部にとどまっている。また、規制緩和とともに、その影響可能な範囲もますます狭まっている。

## 5. 社会—自由主義の視角

戦後日本の社会民主主義に欠けていたものは何だろうか。私は、社会民主主義は社会主義と民主主義の結合であるだけでなく第三のエレメントを必要としているということではなかったかと思う。それは、経済領域（市場）にとどまらず、社会領域・政治領域にお

---

<sup>13</sup> 連合総研（中村圭介主査）『労働組合の未来をさぐる—変革と停滞の90年代をこえて—』連合総合生活開発研究所（2001年）、第6章参照。

よぶ個人の創意ある参加という意味での自由主義（リベラリズム）である。古典的な社会民主主義の問題は、自由主義の統合という問題に自覚的でなかったことであろう<sup>14</sup>。

私はまず、自由主義（リベラリズム）は、その核心において個人の「市民的自由」（自己の意思と活動、および自己の有する資産に関する自己決定）を尊重する思想と考える。それは、政治、経済、社会という3領域において具体化される。政治面においては、もっぱら専政的権力行使の法による歯止めをはかるという消極的な自由主義もありうるが、政治生活への独立した個人の積極的参与もありうるであろう。この積極的な政治的自由主義については、近年の「シビック共和主義」の議論を受けて、私は「シビック」な自由主義と呼びたい。経済的自由主義は、「営業の自由」の法理を可能なかぎり尊重するもので、市場経済とそのもとの営利活動（つまり資本主義）を肯定する。ただし、「独占」や「市場の失敗」への対応の仕方については、差異が生じることがあるだろう。最後に第三は、生活様式や社会関係において個人の自由な選択を尊重する社会的自由主義である。社会的な価値規範からの逸脱を助長するとして、しばしば保守派から攻撃される「リベラル」あるいは「リベラリズム」は、たいていの場合、この社会的領域における自由主義であろう。

これらの三領域に具体化される自由主義は、必ずしもすべて揃った形で登場するとはいえない。一定の期間であれば、経済的自由主義がチリのピノチェト政権のような専制的政府のもとで導入されることもあるし、また現代のネオ・リベラリズムに見られるように原則主義的な経済的自由主義者が社会的自由主義を競争阻害的な弱者保護とみなして反感をもつこともあるだろう。しかし、三領域における「市民的自由」の実現が、それぞれに互いを支え合うことも事実であり、自由主義の本来の強みはその点にこそあることにも留意すべきである。

政治・経済・社会の三領域を1970年代にはじまる転換前の戦後社会主義思想にあてはめてみよう。まずコアになるのは、資本主義のもとの労働者階級の利害という観念である。それは政治面では、その利害を守って闘争する労働組織、その利害を代表する政党の指導という表現を取る。経済面では、その強弱・範囲において差異はあるにせよ、計画化が要求される。最後に、生活様式面では、仕事中心の家族および社会生活、集団主義による個性の抑圧といった現象がみられる。これは、「産業主義」的な価値観が現われたものと言ってよいだろう。この、指導－計画経済－産業主義という三角形は、自由主義の三元モデルとは対照的である。

これに対して、70年代後半以降の2つの戦略はどのように示されるだろうか。資本主義のもとの雇用関係から出発する「社会コーポラティズム」戦略は、経済的自由主義をかなり取り入れていると言える。しかし、政治面と社会面における自由主義はどうだろうか。また、コアとなる思想自体においても、古典的社会主義の「労働者階級モデル」と

---

<sup>14</sup> 江田三郎は社会党を離党した直後に公刊した『新しい政治をめざして－私の信条と心情』（日本評論社、1977年）で「共産党はとにもかくにも『自由と民主主義宣言』をおこなった。その内容をどう評価するかは別にして、自由の問題をさけて通れぬことを認めてきているのに、むしろ社会党の方が関心が薄いのではなかろうか」（同22ページ）と書いている。

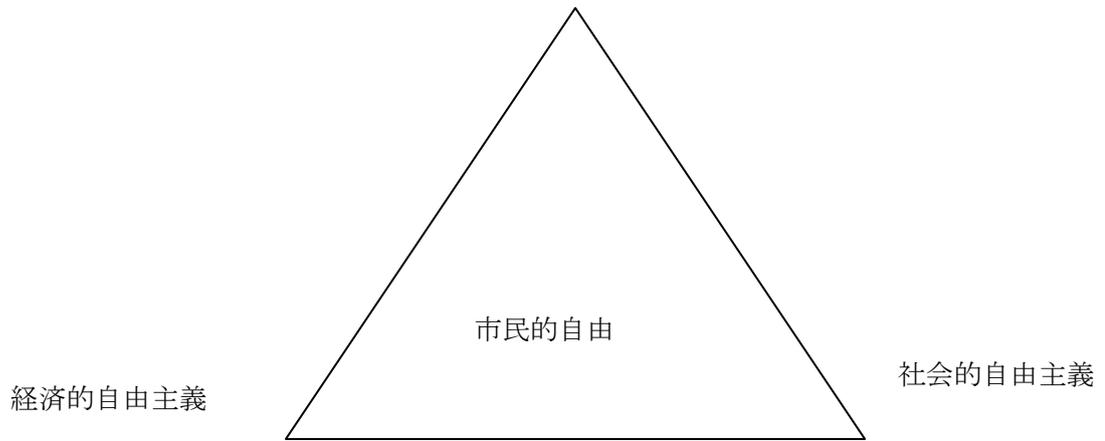
どのように差違があるのだろうか。私は、組織領域としての労働者とその利害の代弁ということは当然にも承認されているが、階級が社会運動基礎であるという能動的な階級観は放棄されているのではないかと思う。つまり、コアにあるのは「勤労者の利害」であり、それを代弁するために代行的な参加をおこなうことがまさに「コーポラティズム」である。社会的な領域においては、1980年代までは、この戦略は保険・年金などの社会保障の制度が充実した「福祉国家」を目標とすることによって、「国民」全体を包含する戦略であると主張できた。それに対応して、経済面においては純粋な資本主義ではなく、混合経済的要素が加わることになる。

最後は、市民社会とそこに成立する運動と結びつく「市民社会」戦略である。コミュニティ活動から公害問題、さらに平和運動にまで広がるこの戦略のコアを言い当てることは容易ではないが、私は、社会構成員としての市民の「生存権」と表現するのが適切ではないかと思う。人が社会構成員とされるのは、資本主義的雇用関係でも階級的出身でもない。それは、社会それ自体のなかでの人格的承認とその実質化である。したがって、この戦略にとっては、社会領域はもはや二次的な領域ではない。それは、社会生活における選択の一般的拡大というだけでなく、女性、高齢者、障害者、外国人、その他の多様な人格のあり方を認め、その社会参加の能力を増進させることが目標になるだろう。生活への経済的領域においては、この戦略は資本主義的な営利経済それ自体には反対しない。しかし、社会領域における目標に対応して、営利企業では達成できない非営利活動を重視することになるだろう。政治面においては、必ずしも固定的な組織政党に依存しない参加型の民主主義をめざすだろう。場合によっては、課題ごとの任意的な政治参加がおこなわれるかもしれない。社会領域における承認と能力増進、経済領域における非営利活動ともあいまって、権力的ではない市民的なガバナンスを実現することが、この戦略の政治面における表現であろう。「市民社会」戦略は、それ自体としては、結果や状態としての平等を創り出すものではない。しかし、不利な条件にある人々の生存権を承認し、社会参加の能力を増進（エンパワーメント）することは、社会主義の基礎にある公正と連帯という価値と合致するだろう<sup>15</sup>。

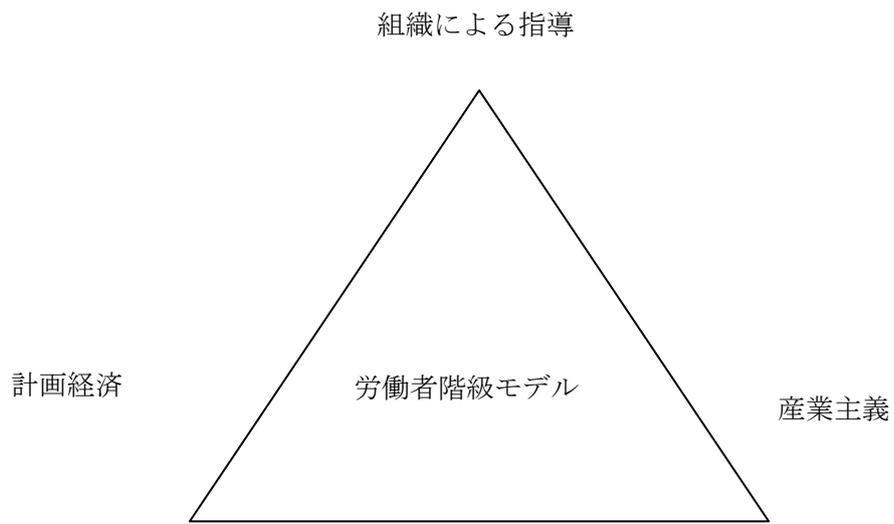
遵法的、あるいは  
シビック自由主義

---

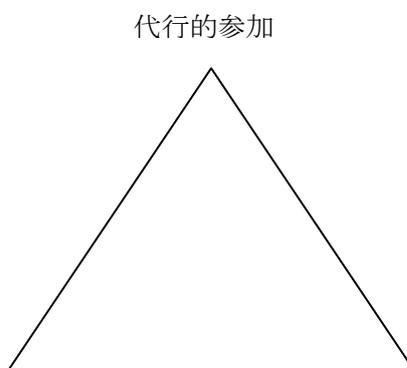
<sup>15</sup> このような方向での「社会的リベラリズム」の再構築は、政治哲学者のジョン・ロールズや経済学者のアマルティア・センなどの仕事を基礎に、各方面で進行している。



第1図 自由主義の三元的概念



第2図 1955年体制下の社会主義思想



資本主義・混合経済

勤労者の利害

福祉国家

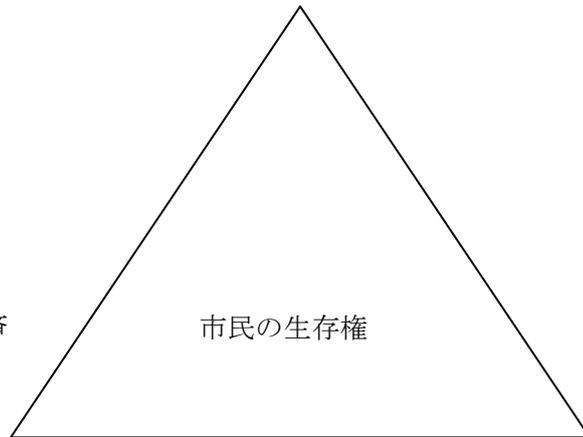
### 第3図 社会コーポラティズム戦略

参加民主主義  
(市民的ガバナンス)

営利・非営利経済

市民の生存権

承認と能力増進



### 第4図 市民社会戦略

(1) 基盤研究B (13430002)

経済制度の補完性と経済調整の安定性との関連の研究

(京都大学大学院経済学研究科教授)  
宇仁 宏幸

平成一六年四月